

令和5年  
第3回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

令和5年9月26日 開会

令和5年10月23日 閉会

} 28日間

沖 縄 県 議 会



1. 会期日程	7
1. 開会日に応招した議員	9

○第1号（9月26日）

1. 開会年月日時	11
1. 議事日程	11
1. 本日の会議に付した事件	11
1. 出席議員	12
1. 説明のため出席した者の職、氏名	12
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	12
1. 開 会	13
1. 諸般の報告	13
1. 日程第1 議席の変更	13
1. 日程第2 会議録署名議員の指名	13
1. 日程第3 会期の決定	13
1. 日程第4 甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び 認定第1号から認定第4号まで	13
1. 知事（玉城デニー知事）の提案理由説明	13
1. 人事委員会（池田 修人事委員会委員長）の意見	15
1. 甲第3号議案及び甲第4号議案について委員会に付託せず議会において議決すべきものではないとの 決定を求める動議の提出	15
1. 先議案件の委員会付託（甲第1号議案及び甲第2号議案）	15
1. 延 会	16

○第2号（9月27日）

1. 開議年月日時	19
1. 議事日程	19
1. 本日の会議に付した事件	19
1. 出席議員	19
1. 欠席議員	20
1. 説明のため出席した者の職、氏名	20
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	20
1. 開 議	20
1. 諸般の報告	20
1. 知事（玉城デニー知事）からの発言の申出	20
1. 日程第1 甲第1号議案	21
1. 委員長報告（総務企画委員長）	22
1. 採 決	22
1. 日程第2 甲第2号議案	23
1. 委員長報告（土木環境委員長）	23
1. 採 決	23

1. 日程第3 陳情第109号、第110号の5、第112号から第114号まで及び第128号の付託の件	23
1. 委員会付託	23
1. 一括議題	} …… 23
日程第4 議員派遣の件（高校等出前講座）	
日程第5 議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2023）	
日程第6 議員派遣の件（第23回都道府県議会議員研究交流大会）	
1. 採 決	23
1. 休会の議決	24
1. 散 会	24

### ○第3号（10月3日）

1. 開議年月日時	27
1. 議事日程	27
1. 本日の会議に付した事件	27
1. 出席議員	27
1. 説明のため出席した者の職、氏名	27
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	28
1. 開 議	28
1. 諸般の報告	28
1. 知事（玉城デニー知事）からの発言の申出	28
1. 日程第1 代表質問	28
未松 文信議員	28
仲村 家治議員	42
照屋 大河議員	56
玉城健一郎議員	63
1. 散 会	71

### ○第4号（10月4日）

1. 開議年月日時	73
1. 議事日程	73
1. 本日の会議に付した事件	73
1. 出席議員	73
1. 説明のため出席した者の職、氏名	73
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	74
1. 開 議	74
1. 日程第1 代表質問	74
玉城 武光議員	74
島袋 恵祐議員	79
仲村 未央議員	85
上原 章議員	93
當間 盛夫議員	101
1. 散 会	108

## ○第5号 (10月5日)

1. 開議年月日時	111
1. 議事日程	111
1. 本日の会議に付した事件	111
1. 出席議員	111
1. 説明のため出席した者の職、氏名	112
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	112
1. 開 議	112
1. 一括議題	} ..... 112
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び 認定第1号から認定第4号まで	
1. 一般質問・質疑	112
島袋 大議員	112
下地 康教議員	119
新垣 新議員	126
仲田 弘毅議員	134
小渡良太郎議員	140
島尻 忠明議員	146
仲里 全孝議員	153
石原 朝子議員	160
1. 散 会	168

## ○第6号 (10月6日)

1. 開議年月日時	171
1. 議事日程	171
1. 本日の会議に付した事件	171
1. 出席議員	171
1. 説明のため出席した者の職、氏名	172
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	172
1. 開 議	172
1. 一括議題	} ..... 172
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び 認定第1号から認定第4号まで	
1. 一般質問・質疑	172
大浜 一郎議員	172
西銘啓史郎議員	181
又吉 清義議員	191
中川 京貴議員	197
花城 大輔議員	205
新垣 淑豊議員	212
座波 一議員	220
呉屋 宏議員	228
1. 散 会	235

○第7号 (10月10日)

1. 開議年月日時	237			
1. 議事日程	237			
1. 本日の会議に付した事件	237			
1. 出席議員	237			
1. 説明のため出席した者の職、氏名	238			
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	238			
1. 開 議	238			
1. 諸般の報告	238			
1. 一括議題	} 238			
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">日程第1</td> <td style="padding-left: 5px;">一般質問</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">日程第2</td> <td style="padding-left: 5px;">甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び 認定第1号から認定第4号まで</td> </tr> </table>		日程第1	一般質問	日程第2
日程第1	一般質問			
日程第2	甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び 認定第1号から認定第4号まで			
1. 一般質問・質疑	238			
照屋 守之議員	238			
金城 勉議員	244			
大城 憲幸議員	248			
山内 末子議員	256			
当山 勝利議員	264			
玉城ノブ子議員	271			
上里 善清議員	278			
上原 快佐議員	286			
1. 散 会	292			

○第8号 (10月11日)

1. 開議年月日時	295			
1. 議事日程	295			
1. 本日の会議に付した事件	295			
1. 出席議員	295			
1. 説明のため出席した者の職、氏名	296			
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	296			
1. 開 議	296			
1. 一括議題	} 296			
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">日程第1</td> <td style="padding-left: 5px;">一般質問</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">日程第2</td> <td style="padding-left: 5px;">甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び 認定第1号から認定第4号まで</td> </tr> </table>		日程第1	一般質問	日程第2
日程第1	一般質問			
日程第2	甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び 認定第1号から認定第4号まで			
1. 一般質問・質疑	296			
瀬長美佐雄議員	296			
渡久地 修議員	304			
比嘉 京子議員	312			
次呂久成崇議員	317			
新垣 光栄議員	325			
山里 将雄議員	333			
喜友名智子議員	340			
國仲 昌二議員	346			
1. 決算特別委員会の設置	352			

1. 決算特別委員会委員の選任	352
1. 委員会付託	353
1. 日程第3 乙第16号議案及び乙第17号議案	353
1. 知事（玉城デニー知事）の提案理由説明	353
1. 委員会付託	353
1. 日程第4 陳情第138号の付託の件	353
1. 委員会付託	353
1. 休会の議決	353
1. 散 会	353

## ○第9号（10月23日）

1. 開議年月日時	355
1. 議事日程	355
1. 本日の会議に付した事件	356
1. 出席議員	357
1. 説明のため出席した者の職、氏名	358
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	358
1. 開 議	358
1. 諸般の報告	358
1. 日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで	360
1. 委員長報告（総務企画委員長）	360
1. 採 決	361
1. 日程第2 乙第4号議案	361
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	361
1. 採 決	361
1. 日程第3 乙第5号議案	361
1. 委員長報告（土木環境委員長）	362
1. 採 決	362
1. 日程第4 乙第6号議案から乙第12号議案まで	362
1. 委員長報告（経済労働委員長）	362
1. 採 決	363
1. 日程第5 乙第13号議案、乙第16号議案及び乙第17号議案	363
1. 委員長報告（土木環境委員長）	363
1. 討 論	364
下地 康教議員	364
島袋 恵祐議員	366
小渡良太郎議員	366
1. 採 決	367
1. 日程第6 甲第5号議案	367
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	368
1. 採 決	368
1. 日程第7 議員提出議案第1号 令和6年度沖縄振興予算において県の要求額確保を求める意見書	368
1. 山里 将雄議員の提案理由説明	368
1. 採 決	369
1. 日程第8 議員提出議案第2号 玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議	369

1. 島袋 大議員の提案理由説明	369
1. 討 論	370
比嘉 京子議員	370
座波 一議員	371
比嘉 瑞己議員	373
大城 憲幸議員	375
仲村 未央議員	376
照屋 守之議員	377
1. 採 決	379
1. 日程第9 請願令和3年第3号、陳情令和3年第177号及び陳情令和4年第150号	379
1. 委員長報告（総務企画委員長）	379
1. 採 決	379
1. 日程第10 陳情令和4年第15号、同第18号、同第24号、同第29号、同第37号、同第41号、同第63号の2、同第76号、同第98号、同第99号、同第103号、同第111号、同第115号、同第117号、同第118号、同第124号の2、同第148号及び陳情第36号	379
1. 委員長報告（経済労働委員長）	379
1. 採 決	379
1. 日程第11 陳情令和3年第182号及び陳情第111号	379
1. 委員長報告（土木環境委員長）	379
1. 採 決	379
1. 日程第12 陳情令和3年第73号、同第146号、同第199号、陳情令和4年第31号及び陳情第33号	380
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	380
1. 採 決	380
1. 一括議題 { 日程第13 議員派遣の件（令和5年度沖縄県議会議員海外派遣） 日程第14 議員派遣の件（高校等出前講座） }	380
1. 採 決	380
1. 知事（玉城デニー知事）からの発言の申出	380
1. 日程第15 閉会中の継続審査の件	381
1. 採 決	381
1. 閉 会	381

## ○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	383
1. 議員提出議案	413
1. 諸般の報告	417
1. 議案付託表	421
1. 委員会審査報告書	423
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	433
1. 変更議席表	453
1. 議員派遣の件	455
1. 決算特別委員名簿	459
1. 請願・陳情文書表	461
1. 議案等処理一覧表	501







## 令和5年第3回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期28日間  
自 令和5年9月26日  
至 令和5年10月23日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	9月26日	火	本 会 議 (議席の変更) (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (知事提出議案の説明) ※ 休憩中に委員会審査	先議案件付託
2	27日	水	本 会 議 (先議案件委員長報告、採決) (議員派遣の件)	請願・陳情付託
3	28日	木	議案研究	代表質問通告締切(正午)
4	29日	金	議案研究	一般質問通告締切(正午)
5	30日	⊕	休 会	
6	10月1日	⊕	休 会	
7	2日	月	議案研究	請願・陳情提出期限
8	3日	火	本 会 議 (代表質問)	
9	4日	水	本 会 議 (代表質問)	
10	5日	木	本 会 議 (一般質問)	
11	6日	金	本 会 議 (一般質問)	
12	7日	⊕	休 会	
13	8日	⊕	休 会	
14	9日	⊕	休 会	
15	10日	火	本 会 議 (一般質問)	請願・陳情付託(常任委員会)
16	11日	水	本 会 議 (一般質問) 決算特別委員会設置 委 員 会 (常任委員会、特別委員会)	議案付託 請願・陳情付託(特別委員会)
17	12日	木	議案研究	
18	13日	金	委 員 会 (常任委員会)	
19	14日	⊕	休 会	
20	15日	⊕	休 会	
21	16日	月	委 員 会 (常任委員会)	
22	17日	火	委 員 会 (常任委員会)	
23	18日	水	委 員 会 (特別委員会)	
24	19日	木	休 会 (予備日)	
25	20日	金	議案整理 委 員 会 (議会運営委員会)	
26	21日	⊕	休 会	
27	22日	⊕	休 会	
28	23日	月	本 会 議 (委員長報告、採決)	

(注) 9月26日開会日の途中から議会が空転し全ての日程を終了することができなかつたため、同日の会議を延会した上で、当初の日程を処理するため翌27日に会議を開いた。







## 開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 議長  
照 屋 守 之 副議長  
次呂久 成 崇 議員  
喜友名 智 子 議員  
島 袋 恵 祐 議員  
玉 城 健一郎 議員  
上 里 善 清 議員  
大 城 憲 幸 議員  
上 原 章 議員  
小 渡 良太郎 議員  
新 垣 淑 豊 議員  
島 尻 忠 明 議員  
仲 里 全 孝 議員  
上 原 快 佐 議員  
新 垣 光 栄 議員  
國 仲 昌 二 議員  
瀬 長 美佐雄 議員  
山 里 将 雄 議員  
当 山 勝 利 議員  
當 間 盛 夫 議員  
金 城 勉 議員  
新 垣 新 議員  
下 地 康 教 議員  
石 原 朝 子 議員

仲 村 家 治 議員  
平 良 昭 一 議員  
仲 村 未 央 議員  
玉 城 武 光 議員  
比 嘉 瑞 己 議員  
照 屋 大 河 議員  
山 内 末 子 議員  
西 銘 啓史郎 議員  
座 波 一 議員  
大 浜 一 郎 議員  
呉 屋 宏 議員  
花 城 大 輔 議員  
又 吉 清 義 議員  
仲宗根 悟 議員  
崎 山 嗣 幸 議員  
玉 城 ノブ子 議員  
西 銘 純 恵 議員  
渡久地 修 議員  
瑞慶覧 功 議員  
比 嘉 京 子 議員  
末 松 文 信 議員  
島 袋 大 議員  
中 川 京 貴 議員  
仲 田 弘 毅 議員





令和5年9月26日

令和5年  
第3回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第1号）



令和5年  
第3回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年9月26日（火曜日）午前10時開会

## 議事日程第1号

令和5年9月26日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号まで（知事説明）

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号まで
  - 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）
  - 甲第2号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第3号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第4号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第5号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
  - 乙第1号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - 乙第2号議案 沖縄県ふるさと寄附金基金条例
  - 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
  - 乙第4号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例
  - 乙第5号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
  - 乙第6号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
  - 乙第7号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
  - 乙第8号議案 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
  - 乙第9号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
  - 乙第10号議案 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
  - 乙第11号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
  - 乙第12号議案 農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について
  - 乙第13号議案 那覇港管理組合理約の一部変更について
  - 乙第14号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
  - 乙第15号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
  - 認定第1号 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
  - 認定第2号 令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
  - 認定第3号 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
  - 認定第4号 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出席議員(48名)

44番	赤嶺昇	議長	23番	仲村家治	議員
30番	照屋守之	副議長	24番	平良昭一	議員
1番	次呂久成	議員	25番	仲村未央	議員
2番	喜友名智子	議員	26番	玉城武光	議員
3番	島袋恵祐	議員	27番	比嘉瑞己	議員
4番	玉城健一郎	議員	28番	照屋大河	議員
5番	上里善清	議員	29番	山内末子	議員
6番	大城憲幸	議員	31番	西銘啓史郎	議員
7番	上原章	議員	32番	座波一	議員
8番	小渡良太郎	議員	33番	大浜一郎	議員
9番	新垣淑豊	議員	34番	呉屋宏	議員
10番	島尻忠明	議員	35番	花城大輔	議員
11番	仲里全孝	議員	36番	又吉清義	議員
12番	上原快佐	議員	37番	仲宗根悟	議員
13番	新垣光荣	議員	38番	崎山嗣幸	議員
14番	國仲昌二	議員	39番	玉城ノブ子	議員
15番	瀬長美佐雄	議員	40番	西銘純恵	議員
16番	山里将雄	議員	41番	渡久地修	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	前川智宏	土木建築部長
照屋義実	副知事	松田了	企業局長
池田竹州	副知事	本竹秀光	病院事業局長
島袋芳敬	政策調整監	名渡山晶子	会計管理者
溜政仁	知事公室長	金城康司	総務部財政統括監
宮城力	総務部長	半嶺満	教育長
金城敦	企画部長	當間秀史	公安委員会委員長
多良間一弘	環境部長	鎌谷陽之	警察本部長
宮平道子	子ども生活福祉部長	田島啓己	労働委員会公益委員
糸数公	保健医療部長	下地誠	労働委員会事務局長
前門尚美	農林水産部長	池田修	人事委員会委員長
知念百代	商工労働部 産業振興統括監	茂太強	人事委員会事務局長
宮城嗣吉	文化観光スポーツ部長	安慶名均	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山城貴子	議会事務局長	宮城亮	主任
前田敦	次長	比嘉太一	主任
中村守	議事課長	佐久田隆	政務調査課長

○赤嶺 昇 議長 ただいまより令和5年第3回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

[変更議席表 巻末に掲載]

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案20件及び決算4件並びに補正予算説明書、令和4年度沖縄県病院事業会計決算書、令和4年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書、令和4年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、令和4年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算書、令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、令和5年8月末現在の令和5年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願1件及び陳情25件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた藤田広美労働委員会会長は、所用のため本日、10月3日から6日まで、10日及び11日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に田島啓己労働委員会公益委員、10月3日から6日まで、10日及び11日の会議に下地誠労働委員会事務局長の出席を求めました。

また、説明員として出席を求めた松永享商工労働部長は、病気療養のため本日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、知念百代産業振興統括監の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○赤嶺 昇 議長 日程第1 議席の変更を行います。

照屋守之議員から、議席の変更の申出がありますので、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部をお手元に配付の変更議席表のとおりそれぞれ変更いたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

6番 大 城 憲 幸 議員 及び

42番 瑞 慶 覧 功 議員

を指名いたします。

○赤嶺 昇 議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月23日までの28日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月23日までの28日間と決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 日程第4 甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

[知事提出議案 巻末に掲載]

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

令和5年第3回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案の御説明の前に、御報告を申し上げます。

今般、土木建築部において、所管する特別会計で赤字の状態が発生するという重大な不適正処理の事案が

ございました。県民の皆様からの公務に対する信頼を損ね、御心配をおかけする結果となってしまう、心よりおわび申し上げます。併せまして、議会への報告が遅れたこと及び議会日程の変更を余儀なくされるなど影響を生じさせていることにつきましても、重ねておわびを申し上げます。

今後は、令和4年度決算の違法な赤字状態の解消に向けて取り組むとともに、このような見落としや誤認等の有無について、財務会計等における事務処理の内容を総点検するよう指示をいたしました。その上で、リスク管理の徹底と再発防止に向けた取組及び体制等の強化を図り、全庁を挙げて公務の遂行に対する信頼回復に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、提出議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案5件、条例議案5件、議決議案10件、認定議案4件の合計24件であります。

まず初めに、予算議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）」は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等に対応するため、緊急に予算計上が必要な経費として、マイナス26億8108万3000円を計上するものであります。

甲第2号議案「令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）」は、台風第6号の影響により被災した空港設備の修繕に対応するため、緊急に予算計上が必要な経費として、365万2000円を計上するものであります。

甲第3号議案「令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、令和4年度決算において、歳出に対し歳入が不足したことに伴い、令和5年度予算から繰上充用を行うため、緊急に予算計上が必要な経費等を計上するものであります。

甲第4号議案「令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計」は、同じく、令和4年度決算において、歳出に対し歳入が不足したことに伴い、令和5年度予算から繰上充用を行うため、緊急に予算計上が必要な経費等を計上するものであります。

甲第1号議案から甲第4号議案までにつきましては、先議案件として御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

甲第5号議案「令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）」は、新型コロナウイルス感染症入院

病床確保支援事業補助金に係る返還を行うため、所要額の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第5号議案までの条例議案5件のうち、主なものを御説明申し上げます。

乙第2号議案「沖縄県ふるさと寄附金基金条例」は、沖縄県を応援する個人または法人が行う寄附を活用し、これらの寄附者が選定した県が行う事業の費用の財源に充てるため、沖縄県ふるさと寄附金基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

乙第3号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等の徴収根拠を定めるほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額を改める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第4号議案「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」は、旅館業法の一部が改正され、事業を譲り受けた者が知事の承認を受けたときは、新たに許可の取得を行うことなく営業者の地位を承継するとされたことに伴い、条例の規定を整理する等の必要があることから、条例を改正するものであります。

次に、乙第6号議案から乙第15号議案までの議決議案10件は、負担金の徴収、那覇港管理組合規約の一部変更等について、議会の議決を求めるものであります。

最後に、認定第1号から認定第4号までの議案については、地方公営企業法の規定により、令和4年度の公営企業会計の決算について、議会の認定に付すものであります。

以上、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。

よろしくお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第

5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要があるので、この際、意見を求めます。

人事委員会委員長。

[池田 修 人事委員会委員長登壇]

○池田 修 人事委員会委員長 皆さん、おはようございます。

本年8月に、人事委員会の委員長に就任した池田修でございます。よろしくお願いたします。

ただいま議長より、地方公務員法の規定に基づき、人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を述べたいと思います。

乙第1号議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、感染症の蔓延を防止するための措置として特定新型インフルエンザ等対策が設けられたことに伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給根拠などを定めるための改正であり、適当であると考えます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○赤嶺 昇 議長 この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、甲第1号議案「令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）」、甲第2号議案「令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）」、甲第3号議案「令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）」及び甲第4号議案「令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、甲第1号議案から甲第4号議案までについては、これより直ちに質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

照屋大河議員。

○照屋 大河 議員 この際、動議の提出を行いたいと思います。

ただいま議題となっております議案のうち、甲第3号議案及び甲第4号議案については、先ほど知事から特別に発言もありましたが、この2つについては委員会に付託せず、議会において議決すべきものではないとの決定を求める動議を提出いたします。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

私は、ただいまの照屋大河議員の動議に賛成をいたします。

○赤嶺 昇 議長 ただいま照屋大河議員から、甲第3号議案及び甲第4号議案については、委員会に付託せず、議会において議決すべきものではないとの決定を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○赤嶺 昇 議長 起立全員であります。

よって、甲第3号議案及び甲第4号議案については、委員会に付託せず、議会において議決すべきものではないとの決定を求める動議は可決されました。

○赤嶺 昇 議長 ただいま議題となっております議案のうち、甲第1号議案については総務企画委員会に、甲第2号議案については土木環境委員会に、それぞれ付託することとし、先ほど動議が可決された甲第3号議案及び甲第4号議案については、議長において議案を返付することにいたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午後4時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に総務企画委員会及び土木……。

○島袋 大 議員 議長。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

今後の対応を協議するため暫時休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後9時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に……。

○島袋 大 議員 議長、議会再開するという前ですけれども、これだけ今議会、開会して初日であります。執行部に対しての説明責任を問うて、今、長時間にわたる議会が空転していると思っておりますけれども、その中で、我々のほうにいろいろな面で話が来ましたが、この我々同士の県会議員の中で県議会の

与党の皆さん方が、1つのこの会派の執務室の中で酒盛りをし、飲酒をし、議会開会中の中で閉会もしません。我々食事もしなくて、いろんな形でこういう諸問題の解決のために努力をしている中で、本会議中に、その与党の皆さん方の一部が、そういうことが起きているだろうというような話がありました。5階の廊下から大声が聞こえるということで、いろんな形で我々に話がありましたので、ここは、県議会の責任者は議長でありますから、しっかりとした事実関係を問うて、確認事項をしていただいて本会議に、私は再開に臨むべきだと思っております。そうしないと、我々議会は何なんですか。

そういうことをしっかりと議長のほうから取り計らいをお願いしたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後9時14分休憩

午後9時14分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

今後の対応を協議するため暫時休憩いたします。

午後9時14分休憩

午後11時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の会議は、都合により延会いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

---

○赤嶺 昇 議長 この際、お諮りいたします。

明9月27日の開議時刻は、議事の都合により午前0時30分に繰り上げたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次会は、明9月27日午前0時30分より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

**午後11時50分延会**



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 大 城 憲 幸

会議録署名議員 瑞 慶 覧 功



令和5年9月27日

令和5年  
第3回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第2号）



令和5年  
第3回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年9月27日（水曜日）午前0時32分開議

## 議事日程第2号

令和5年9月27日（水曜日）

午前0時30分開議

- 第1 甲第1号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 甲第2号議案（土木環境委員長報告）
- 第3 陳情第109号、第110号の5、第112号から第114号まで及び第128号の付託の件
- 第4 議員派遣の件（高校等出前講座）
- 第5 議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2023）
- 第6 議員派遣の件（第23回都道府県議会議員研究交流大会）

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 甲第1号議案  
甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 甲第2号議案  
甲第2号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 陳情第109号、第110号の5、第112号から第114号まで及び第128号の付託の件
- 日程第4 議員派遣の件（高校等出前講座）
- 日程第5 議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2023）
- 日程第6 議員派遣の件（第23回都道府県議会議員研究交流大会）

### 出席議員（47名）

44番	赤嶺昇	議長	18番	當間盛夫	議員
30番	照屋守之	副議長	19番	金城勉	議員
1番	次呂久成	議員	20番	新垣新	議員
2番	喜友名智子	議員	21番	下地康教	議員
3番	島袋恵祐	議員	22番	石原朝子	議員
4番	玉城健一郎	議員	23番	仲村家治	議員
5番	上里善清	議員	24番	平良昭一	議員
6番	大城憲幸	議員	25番	仲村未央	議員
7番	上原章	議員	26番	玉城武光	議員
8番	小渡良太郎	議員	27番	比嘉瑞己	議員
9番	新垣淑豊	議員	28番	照屋大河	議員
10番	島尻忠明	議員	29番	山内末子	議員
11番	仲里全孝	議員	31番	西銘啓史郎	議員
12番	上原快佐	議員	32番	座波一	議員
13番	新垣光栄	議員	33番	大浜一郎	議員
14番	國仲昌二	議員	34番	呉屋宏	議員
15番	瀬長美佐雄	議員	35番	花城大輔	議員
16番	山里将雄	議員	36番	又吉清義	議員
17番	当山勝利	議員	37番	仲宗根悟	議員

38 番	崎 山 嗣 幸 議員	43 番	比 嘉 京 子 議員
39 番	玉 城 ノブ子 議員	46 番	島 袋 大 議員
40 番	西 銘 純 恵 議員	47 番	中 川 京 貴 議員
41 番	渡久地 修 議員	48 番	仲 田 弘 毅 議員
42 番	瑞慶覧 功 議員		

**欠 席 議 員 (1名)**

45 番 末 松 文 信 議員

**説明のため出席した者の職、氏名**

玉 城 デニー	知 事	宮 城 嗣 吉	文化観光スポーツ部長
照 屋 義 実	副 知 事	前 川 智 宏	土 木 建 築 部 長
池 田 竹 州	副 知 事	松 田 了	企 業 局 長
島 袋 芳 敬	政 策 調 整 監	本 竹 秀 光	病 院 事 業 局 長
溜 政 仁	知 事 公 室 長	名 渡 山 晶 子	会 計 管 理 者
宮 城 力	総 務 部 長	金 城 康 司	総 務 部 財 政 統 括 監
金 城 敦	企 画 部 長	半 嶺 満	教 育 長
多良間 一 弘	環 境 部 長	鎌 谷 陽 之	警 察 本 部 長
宮 平 道 子	子 ども 生 活 福 祉 部 長	下 地 誠	労 働 委 員 会 事 務 局 長
糸 数 公	保 健 医 療 部 長	茂 太 強	人 事 委 員 会 事 務 局 長
前 門 尚 美	農 林 水 産 部 長	安 慶 名 均	代 表 監 査 委 員
知 念 百 代	商 工 労 働 部 産 業 振 興 統 括 監		

**職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名**

山 城 貴 子	議 会 事 務 局 長	比 嘉 太 一	主 任
前 田 敦	次 長	佐 久 田 隆	政 務 調 査 課 長
中 村 守	議 事 課 長	平 良 典 子	主 幹
宮 城 亮	主 幹		

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、総務企画委員会及び土木環境委員会に付託いたしました甲第1号議案及び甲第2号議案については、両委員長からそれぞれお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、申し上げます。

昨日、島袋大議員からありました申入れの件につきまして、知事から発言の申出がありますので、これを許可します。

玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 お疲れさまでございます。

P F O S 等を含む泡消火剤等の流出について御報告を申し上げます。

令和5年6月18日曜日、本庁舎行政棟に設置さ

れている泡消火設備が誤作動を起こし、P F O S 等を含む泡消火剤が地下2階駐車場に放出されました。

今回、誤作動を起こした泡消火設備は、本体タンク内については、P F O S 等が含まれていない泡消火剤に交換されておりましたが、配管内にP F O S 等を含む泡消火剤が残留していたものとなっております。

放出された泡消火剤については、一部は回収したものの、残りは地下2階の湧水槽に流れ込みましたが、湧水槽内の水が建物外部へ排出されることは確認されなかったため、後日回収することといたしました。当該湧水槽には、雨水はほとんど流れ込まないものと認識し、水の処分先や回収方法について点検業者と検討していたところ、9月12日に槽内を確認すると、湧水槽内の水位が低下しており、泡消火剤を含んだ水が建物外部へ流出したことが判明いたしました。これについては、雨水等の流入による自動排出機能が作動し

たものと思われます。

現在、周辺のP F O S等の濃度調査を実施し、泡消火剤の回収作業を進めているところです。

この件については、期日を越えましたので、本日27日に議会に対して記者会見と併せて御説明することとしておりましたが、御報告が遅れましたことを心からおわびを申し上げます。また、県民の皆様には、多大な不安を与えますこと、御報告が遅れましたことについても、重ねておわびを申し上げます。

本庁舎行政棟の泡消火設備については、令和7年度に庁舎改修事業に併せて取り替える予定としておりましたが、今後、県の各施設に設置されている泡消火剤設備も含めて、早期にP F O S等の含有調査を進めるとともに、P F O S等を含まない泡消火剤に切り替えてまいります。

何とぞよろしくお願ひいたします。

**○島袋 大 議員** 知事のほうから今説明がありましたけれども、これは本日、議会初日でありますので、代表質問、一般質問で細かい内容確認はしたいと思っております。

1点だけ、26日、まあ今日27日になりましたけれども、26日が本会議初日でありました。冒頭、知事は特別会計の件に関しましても、県民に説明が遅れたこと、県議会に対しても遅れたこと、それを冒頭でおわびがありました。本来なら、26日初日の本会議で、併せてこの件に関しましても遅れた説明、そして県民に対するおわび、そういったことをするのが、私は行政のリーダーの仕事だと思っております。そこを怠ったということは、私が今回、議会開会中の途中で御指摘をしても、何も説明もなくいろんな面で引っ張っておいて、隠蔽に近いような形で進んだのではないかというふうなことの考えも出てくるわけです。ましてや県政与党の皆さん方は、事前にこの説明も受けている中で、私ども沖縄・自民党と公明党会派、無所属会派、この3会派には全く理解を求めることもなく、そういった形で昨日26日の本会議がスタートしたと思っております。

私は、知事は国連に行かれてP F O Sの話もしながら、ましてや米軍基地内でこういったことが起きたら、一分一秒を待たず、イの一番、抗議に行って、この原因究明を求めているのが今までの知事のスタンスであります。自分の足元の県庁の中で起きたことに関して、何も説明もないような、我々が指摘がない中で、こういった形で何度も言いますけれども、隠蔽に近いようなやり方をすることは言語道断であります。どうぞ、もう深夜議会になっておりますけれど

も、私どもはこれ以上言いませんけれども、なぜ知事は、26日の初日の冒頭でこの説明をなさらなかったのか。強く確認したいと思っておりますし、そこは我々は、代表質問、一般質問等で確認したいと思っております。

県民の生活と命を守る行政のリーダーが、自分の足元の県庁内で起きたことを、ましてやP F O Sという、そういった問題を掲げている中で、また3か月も放置したということはいかなるものかと思ひますよ。そしてそれを支える与党の県議団の皆さん方も分かりながらも、我々同士の県会議員に何ら一言もなく、議会をスタートさせたということは、玉城デニー知事を支える最大与党としてもいかなるものかと思ひます。どうぞ、これは明確にこれから細かく質疑をスタートしていきたいと思ひますから、そこをしっかりと知事は御理解の上で、しっかりと執行部の皆さん方は御説明を願ひたいと思ひます。

議長。議会の長たる議長が、まさかこの状況の内容を把握せずに、本会議を昨日スタートしたのか。私は議会の長である議長にすら執行部がもし説明していないということになりましたら、大変な問題になると思ひます。ここはしっかりと、議長に対して答弁を求めることはないですけれども、まあ答えるのなら答えてください。これ以上質疑等はしませんが、私どもは県民のことを考えて、今苦言を申しているわけでありますから、しっかりとその辺の御理解を願ひたいと思ひます。

以上です。

**○赤嶺 昇 議長** 休憩いたします。

午前0時40分休憩

午前0時41分再開

**○赤嶺 昇 議長** 再開いたします。

ただいまの件につきましては、これ毎議会なんですけれども、開会の10分、15分前に、池田副知事が議長室に来て、議会がこれから始まるということで挨拶をいただくんですけども、今朝、特に――決算の不正の件についてのおわびはあったんですけども、P F O Sについての報告は受けておりません。

**○赤嶺 昇 議長** 休憩いたします。

午前0時41分休憩

午前0時43分再開

**○赤嶺 昇 議長** 再開いたします。

**日程第1 甲第1号議案**を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

又吉清義総務企画委員長。

[又吉清義 総務企画委員長登壇]

○又吉清義 総務企画委員長 ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「令和5年度沖縄県一般会計補正予算(第4号)」は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する実情に即した必要な支援等の実施により、緊急に対応を要する経費等について、補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ26億8108万3000円の減額となっており、補正後の改予算額は、8777億8599万3000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び県債である。

歳出の内訳は、県内のLPガス料金及び電気料金の高騰の影響を受けた県民及び事業者の負担軽減を図るための緊急的な対策の実施に要する経費、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び5類感染症移行後の利用者増に対応するための公園施設の機能強化に要する経費、県立高等学校における校舎等諸施設の改築・改修に要する経費、県管理港湾における港湾施設災害の早期復旧に要する経費、県管理公園内施設の復旧に要する経費、県管理道路の道路施設における応急対応に要する経費、県管理道路施設における災害の発生予防・拡大防止対策に要する経費、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う減額を行うための補正などである。

繰越明許費補正は、予算成立後の事由により年度内に完了が見込めない事業について、適正な工期を確保するため、北部振興事業費(道路)などを計上するものである。

債務負担行為補正は、庁舎公舎管理費(防災危機管理センター(仮称)整備事業)の限度額を変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の補正予算ではどこに重きを置いたのか、また、今回の台風被害も含め、災害に対する県の考え方について質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算については、特に物価高騰等の影響を受ける県民及び事業者の皆様に必要な支援を行うこと、また、物価高騰の原因及び電気料金

の軽減が図られるよう補正予算を編成した。

今回の台風による被害については、緊急的な対策を取る場合は、まず既決予算で対応し、国の災害査定基準に満たない箇所は単独事業として補正予算を計上している。また、国の災害査定の結果で国庫が活用できる見通しが立った場合は、国庫を活用した予算を編成して復旧対策を行っていききたい。今後、災害に強い社会インフラの整備を図るため、防災・減災・強靱化に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、沖縄電気料金高騰緊急対策事業について、関係者や当事者の要望を聞いて補正しているのかとの質疑がありました。

これに対し、国が12月まで支援期間を延長したこと及び沖縄県経済団体会議による要請を受けたことを踏まえ、支援期間を延長したとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業について、全国的に第9波が懸念される中で、次年度以降に継続しないのかとの質疑がありました。

これに対し、医師会や病院長等の関係者と意見交換を行い、各病院の状況なども聴取しながら連携して進めていきたいとの答弁がありました。

次に、名護市安和地区における道路冠水については、抜本的な対策をしないと同じことを繰り返すと思うかどうかとの質疑がありました。

これに対し、令和4年度から緊急自然災害防止対策事業を活用した対策の検討に取り組んでおり、早期に工事が着工できるよう進めているとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業の支援対象、台風第6号に係る復旧費用の内容及び被災した本部港岸壁の対応状況、クルーズ船受入・定着化促進事業における県産食材の消費拡大の方策、モズク消費拡大の取組状況及び中小企業経営改善支援事業の支援見込み件数などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第1号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。



お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆  
○赤嶺 昇 議長 日程第2 甲第2号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

呉屋 宏 土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔呉屋 宏 土木環境委員長登壇〕

○呉屋 宏 土木環境委員長 ただいま議題となりました甲第2号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第2号議案「令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）」は、台風6号の影響により被災した下地島空港進入灯保守管理通路橋の転落防止柵を修繕するための経費として、365万2000円を追加する補正予算を編成するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の被災箇所は台風第6号が原因で破損しているのか、もしくはもともと老朽化してメンテナンスが不十分だった箇所なのかとの質疑がありました。

これに対し、もともと老朽化して応急措置をしていた箇所が被災した部分と純粋に台風により被災した部分があるとの答弁がありました。

次に、補正予算の財源は国庫補助事業の対象となるかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算の財源は一般財源で計上している。老朽化による部分については通常の維持工事で行うものとされており、国の災害復旧事業は対象外となる。また、台風で被災した部分は同事業の適用要件である120万円にも満たないことから、対象とはならないとの答弁がありました。

そのほか、下地島空港のその他の被害状況及び今回の修繕対象以外に老朽化等による改修が必要な箇所な

どについて質疑がありました。

採決の結果、甲第2号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、沖縄・自民党所属委員から、議案を詳細に把握するための写真や図面など被災内容が分かる資料の提供及び今後は提案理由の内容に正確を期すよう求める旨の意見がありました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆  
○赤嶺 昇 議長 日程第3 陳情第109号、第110号の5、第112号から第114号まで及び第128号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情6件のうち、陳情第109号及び第128号については米軍基地関係特別委員会に、第110号の5及び第112号から第114号までについては新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆ . . ◆  
○赤嶺 昇 議長 この際、日程第4、日程第5及び日程第6の議員派遣の件を一括議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件3件は、それぞれお手元に

配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を高校等出前講座、地方議会活性化シンポジウム2023及び第23回都道府県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。

---

○赤嶺 昇 議長 次に、お諮りいたします。  
ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。

---

○赤嶺 昇 議長 この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明9月28日から10月2日までの5日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。  
よって、明9月28日から10月2日までの5日間休会とすることに決定いたしました。

---

○赤嶺 昇 議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、10月3日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

**午前0時55分散会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 大 城 憲 幸

会議録署名議員 瑞 慶 覧 功



令和5年10月3日

令和5年  
第3回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第3号）



令和5年  
第3回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年10月3日（火曜日）午前10時開議

## 議事日程第3号

令和5年10月3日（火曜日）

午前10時開議

### 第1 代表質問

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 代表質問

#### 出席議員（48名）

44番	赤嶺昇	議長	23番	仲村家治	議員
30番	照屋守之	副議長	24番	平良昭一	議員
1番	次呂久成	議員	25番	仲村未央	議員
2番	喜友名智子	議員	26番	玉城武光	議員
3番	島袋恵祐	議員	27番	比嘉瑞己	議員
4番	玉城健一郎	議員	28番	照屋大河	議員
5番	上里善清	議員	29番	山内末子	議員
6番	大城憲幸	議員	31番	西銘啓史郎	議員
7番	上原章	議員	32番	座波一	議員
8番	小渡良太郎	議員	33番	大浜一郎	議員
9番	新垣淑豊	議員	34番	呉屋宏	議員
10番	島尻忠明	議員	35番	花城大輔	議員
11番	仲里全孝	議員	36番	又吉清義	議員
12番	上原快佐	議員	37番	仲宗根悟	議員
13番	新垣光栄	議員	38番	崎山嗣幸	議員
14番	國仲昌二	議員	39番	玉城ノブ子	議員
15番	瀬長美佐雄	議員	40番	西銘純恵	議員
16番	山里将雄	議員	41番	渡久地修	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員

#### 説明のため出席した者の職、氏名

玉城	デニー	知事	宮城	力	総務部長
照屋	義実	副知事	金城	敦	企画部長
池田	竹州	副知事	多良間	一弘	環境部長
島袋	芳敬	政策調整監	宮平	道子	子ども生活福祉部長
溜	政仁	知事公室長	糸数	公	保健医療部長

前門尚美 農林水産部長  
松永享 商工労働部長  
宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長  
前川智宏 土木建築部長  
松田了 企業局長  
本竹秀光 病院事業局長  
名渡山晶子 会計管理者

金城康司 総務部財政統括監  
半嶺満 教育長  
鎌谷陽之 警察本部長  
下地誠 労働委員会事務局長  
茂太強 人事委員会事務局長  
安慶名均 代表監査委員

#### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山城貴子 議会事務局長 儀間俊江 課長補佐  
前田敦次 次長 宮城亮 主幹  
中村守 議事課長 比嘉太一 主任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた池田修人事委員会委員長は、所用のため本日から6日まで、10日及び11日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、茂太強人事委員会事務局長の出席を求めました。

この際、申し上げます。

知事から発言の申出がありますので、これを許可します。

玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆様、おはようございます。

令和5年9月26日に、沖縄県議会に提出をいたしました、令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算及び沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算の議案が、同日付で沖縄県議会から返付されたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昨日専決処分により予算を補正するとともに、繰上充用を行いましたので、御報告いたします。

○赤嶺 昇 議長 この際、念のため申し上げます。

本日から6日まで、10日及び11日の6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○赤嶺 昇 議長 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

末松文信議員。

[末松文信 議員登壇]

○末松 文信 議員 おはようございます。

沖縄・自民党会派、末松文信、会派を代表いたしまして、質問を行います。

追加質問でありますけれども、宮古病院が25床休止ということについては、質問通告後に報道された看過できない重大な問題であり、議長と執行部にも連絡を済ませておりますので、先例を踏まえ質問を行います。

ア、報道によると、宮古病院が25床休止とありますけれども、その実態と対策について伺います。

イ、宮古病院以外の県立病院の実態についても伺いたいと思います。

それでは、通告の1、知事の政治姿勢について。

(1)、次年度の沖縄関係予算について。

沖縄振興予算の推移を見てみますと、平成26年度、仲井眞知事時代の3501億円をピークに減額が続き、平成27年、翁長知事時代から玉城知事に及んでは減少し、令和4年度は10年ぶりに3000億円台を下回る2684億円と減額されております。次年度の沖縄振興予算概算要求額が2920億円計上され、前年より増えたとはいえ、ピーク時の3500億円台からすると大幅に減額となっており、県経済に大きな損失を与えていると言わざるを得ません。一括交付金の減額が市町村財政を圧迫し、事業の推進に支障を来しているということを聞いております。

そこでア、沖縄振興予算の概算要求額と過年度3年間の実績について伺います。

イ、一括交付金の総額並びに県及び市町村の配分割合について、過年度3年間の推移について伺います。

ウ、市町村配分額の減少傾向に伴う事業への影響とその対策について伺います。

(2)、沖縄振興策の今後について。

ア、玉城知事は、復帰60年以降の沖縄振興の在り



方について、どのような考え方を持っておられるか伺います。

イ、県は、沖縄21世紀ビジョンの期間が終わる2030年以降の沖縄県の将来像をどのように描いているのか伺います。

ウ、県は、沖縄の振興発展に係る構造的な問題として何が残っていくと考えているか伺います。

(3)、地域外交活動について。

ア、本年度の地域外交の展開状況について伺います。

イ、地域外交に関する万国津梁会議について。

(7)、委員の人選はどのような考えの下で行われたのか伺います。

(4)、万国津梁会議の運営について、支援業務を委託事業としているのか伺います。

(ウ)、委託事業者の名称及び委託契約金額について伺います。

ウ、平和的な外交・対話により緊張緩和と信頼醸成を図るとしてありますけれども、緊張と信頼についての現状認識について伺います。

エ、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画には、地域協力外交という文言が散見されますけれども、なぜ、地域外交と協力という文言を削ったのか、上位計画に規定された文言を用いるべきではないか伺います。

オ、海外事務所について。

(7)、海外事務所の在り方について、次年度以降どのような方針を取る考えか伺います。

(4)、世界のウチナンチュネットワークを構築していく意味では、現状はアジア地域に偏在していると思われそうですが、歴史的に関係の深い南米地域への事務所設置を進める考えはないか伺います。

2、基地問題・安全保障について。

(1)、米軍基地の整理縮小について。

沖縄における米軍基地の整理縮小は、長年の懸案事項であり、沖縄県特有の課題として県民がひとしく取り組んできたものと理解しております。米軍基地の整理縮小に向けて、平成8年12月のSACO最終報告がまとめられ、市街地に存在する危険な普天間飛行場の全面返還が日米両政府間で合意されてから、はや27年の歳月を経て、今なお返還のめどが立たず普天間飛行場の危険性は放置されたままであります。そもそも公有水面の埋立許可は、その土地利用が公益に資するかということで、これは必須条件であります。沖縄県はこれを承認した以上、この事業を促進する立場であり、阻止することなど、厳に慎むべきことと考えております。翻って知事の設計変更申請不承認に対

し、最高裁の判決により県が敗訴し、県は変更申請を承認する義務を負うことになりました。その上で国土交通大臣は、県に対し承認しないで放置することは、公益を著しく害することが明らかであると指摘し、9月27日までに承認するよう勧告されております。

そこでア、普天間飛行場代替施設建設に伴う辺野古埋立事業の進捗状況について伺います。

イ、去る9月4日、国土交通大臣から9月27日までに承認するようにとの勧告を受けて、知事は、県民、行政法学者等から様々な意見の分析を行う必要があることから、同勧告の期限までに承認を行うことは困難であると考えておりますと回答したようでありませうけれども、では知事、いつ承認を行うのか伺います。

ウ、辺野古埋立てに係る訴訟の件数と訴訟に要した直接、間接の費用総額について伺います。

(2)、那覇軍港移設について。

ア、那覇軍港移設工事の進捗状況について伺います。

イ、浦添埠頭埋立てについての考え方は、一貫して変わらないかどうか伺います。

ウ、今後の港湾整備の考え方として、カーボンニュートラルポート(CNP)があるが、移設先の軍港施設や那覇港湾全体における適用の考え方について伺います。

(3)、自衛隊・在沖米軍との関係構築について。

ア、知事は、自衛隊・在沖米軍と良好な関係を築くために、公私を含めてどのような取組を行っておられるか伺います。

イ、市町村や地元自治会等と自衛隊・在沖米軍との交流について、県として具体的な取組について把握できているか伺います。

(4)、北大東村へのレーダー監視施設整備について。

ア、施設整備の概要について伺います。

イ、県として施設整備について、どのような認識を持っておられるか伺います。

ウ、国境離島を維持していることへの本県の貢献度について、アピールすべきではないか伺います。

(5)、重要土地等調査法の施行状況について。

ア、県内における重要土地等調査法の対象地域について伺います。

イ、民間の土地取引への影響についてどのようなことを想定されているか伺います。また、その対策についても伺います。

3、県土強靱化・防災・減災について。

(1)、台風6号による災害について。

ア、公共土木施設、農林水産物、その他、台風6号による被災状況について伺います。

イ、停電による被害状況と対策について伺います。

エ、離島における飲料水の確保と食料品等の備蓄、輸送手段について伺います。

オ、罹災証明の適応範囲と申請及び交付状況について伺います。

カ、公設避難所で非常用電源がないために閉鎖した事例があります。避難所の非常用電源の確保や民間施設の指定避難所の指定により、緊急防災・減災事業債を活用して早急に対策を講じるべきではないか伺います。

(2)、公共事業予算の確保等について。

ア、次年度概算要求で事項要求として示された総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備について伺います。

イ、県単独事業で行う事業のうち、地方債を活用した事業について、取組状況を伺います。

ウ、本年8月末時点における公共事業予算の執行状況について伺います。

(3)、民間住宅建築に係る磁気探査申請について、申請から許可までの期間が長期化しており、着工時期を考慮して事業者自ら申請を取り下げる事例が多いと聞いておりますけれども、状況の改善を図る考えはないか伺います。

4、福祉保健・衛生医療・生活安全について。

(1)、第8次沖縄県医療計画について。

ア、琉大病院の移転を踏まえた地域医療圏再編についての基本的な考え方について伺います。

イ、琉大病院におけるPET検査施設が逼迫しており新規の予約ができない事態となっているが、県内でPET検査可能施設は琉大病院を含め3か所であり、多数の受検困難者が予想されます。今後、県としてどのような対応が必要と考えているか。これについては、今朝の新聞に委託事業者の関係も報道されておりましたが、これも含めて答弁をお願いしたいと思います。

ウ、離島や僻地における医療体制の確保については、今後策定される第8次沖縄県医療計画で、どのような位置づけになるのか伺います。

エ、遠隔医療技術、ドローンを用いた医薬品配送など、新技術の活用についてどのような検討を行っているか伺います。

(2)、新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症対策について。

ア、9月補正予算で大幅にコロナ関連予算の組替えが行われているが、庁内の業務体制については平時モードへ移行するのか、考えを伺います。

イ、インフルエンザが季節的に異例の流行を見せ始めているが、医療体制の確保は万全であるか伺います。

ウ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、国から示された配分限度額を使い切れず、未執行ないし返還が生じたものは、累計で幾らになるか伺います。

(3)、健康長寿について。

ア、シェアサイクルが那覇市内でも多く見かけられるようになっている一方で、歩行者の安全を守る観点からも、自転車レーンや専用道の整備を推進する必要があると考えるが、現況と今後の計画について伺います。

イ、歩道の拡張整備や雑草対策、日差しの緩和など快適な歩行空間を確保するための整備について、どのような取組を行っているか伺います。

ウ、スポーツ庁の調査によれば、沖縄県内の小中学生の肥満率が全国平均と比べて高い傾向にあることが判明いたしました。県としてその要因をどのように分析し、子供たちの健康づくりをどのように進めていく考えか伺います。

(4)、小児医療体制について。

ア、本県における小児医療の現状と課題について伺います。

イ、県立病院・民間病院との役割分担、小児救急電話相談（#8000）の在り方など、第8次医療計画策定に当たっての基本的な考え方について伺います。

ウ、市町村との連携をどのように図っていく考えか伺います。

(5)、北部医療組合が本年4月に発足し、新たな北部地域の基幹病院である北部医療センター設立に向けた動きがスタートしたところではありますが、その進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

(6)、県内大学への薬学部設置については、先日、薬剤師会、医師会、歯科医師会、看護協会の4者が知事へ財政支援の陳情書を手交したと聞いておりますけれども、その進捗状況と財政支援に対する考えを伺います。

5、農林水産行政について。

(1)、農業振興について。

ア、本県におけるスマート農業の推進について状況を伺います。

イ、県内製糖工場の現状について。

(7)、老朽化が著しく、早期の建て替えが必要な箇所があると聞いておりますけれども、ふるさと融資の活用など公的な支援策を講じることができないか伺います。

(イ)、製糖会社の多くが働き方改革への対応として、いわゆる2024年問題に直面しており、賃上げや人手不足解消など経営改革への支援を求める声があるが、県としてどのようなサポートができるか伺います。

ウ、農林水産物不利性解消事業について、補助要件の見直し内容及び見直し後の事業者からの声について伺います。

エ、食品残渣やふん尿の堆肥化など、農業分野におけるサーキュラーエコノミーシステム構築の取組について伺います。

オ、農地制度について。

(ア)、県内の荒廃農地（耕作放棄地）の現状と対策について、担い手確保の観点も踏まえ状況を伺います。

(イ)、農業振興地域の除外申請については、市町村における処理が滞っており地権者の不利益につながるケースも多いと聞いているが、5年に1度の見直しという時期の短縮や、その都度申請ができるよう改善を図る考えはないか伺います。

(ウ)、農地転用については許可制となっているが、処理期間が数か月に及ぶなど民間土地取引に弊害が生じる例があるようだが、市街化区域と同様に届出制にすることなど、制度の簡素化を図ることはできないか伺います。

カ、渡り鳥が飛来するシーズンが秋口から始まるが、野鳥を媒介とした鳥インフルエンザ発生防止対策について、取組状況を伺います。

キ、物価高が続く中で、飼料価格高騰にあえぐ畜産・酪農家への支援策について伺います。

(2)、県内漁業の振興策について。

ア、安定した漁獲高を確保するため、良好な漁場の確保は至上命題であるが、日中・日台漁業協定の見直しについて、県としてどのような要請を行っているか伺います。

イ、北大東島においては、一括交付金を活用してヒラメやアワビなど高付加価値な陸上養殖事業が展開されているが、安定的な生産確保や販路拡大について、県としてどのような支援策が考えられるか伺います。

ウ、農業だけでなく漁業従事者の高齢化が進展しているが、若年者などの担い手確保についてどのような取組を行っているか伺います。

エ、労働集約的な側面がある一方で、生産性を高めるために、漁業DX、スマート漁業の推進が必要と考えるが、県の取組について伺います。

オ、漁船・漁港等における冷蔵機能の高度化の観点から、県内におけるナノバブル氷の導入状況について伺います。

6、人材育成・教育行政について。

(1)、外国人留学生については、現在週28時間以内という就労制限が課されておりますけれども、その緩和を求める声が強くあります。労働力確保の点からしても国に求めていくべきと考えますが、県の見解を伺います。

(2)、本年度の小中学生の学力テストは、平均正答率が全国平均を下回る結果となり、より一層の学力向上の取組強化が必要だと考えるが、今後の対応について伺います。

(3)、教員確保については、様々な取組がなされているものと承知しておりますけれども、これまでどのような取組を行い、どのような効果が表れているか伺います。

(4)、教員のメンタルヘルス対策について、那覇市では副市長を筆頭に市長部局と教育委員会が連携しておりますけれども、県においては知事部局と教育庁とでどのような連携を図り、県全体の取組を講じているのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○末松 文信 議員 すみません。

3(1)ウ、台風等の被害を未然に防ぐための電線地中化の推進について伺う。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 末松文信議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(3)のオの(ア)、1の(3)のオの(イ)、海外事務所の在り方と南米連絡事務所の設置についてお答えいたします。(ア)と(イ)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県としましては、引き続き地域外交の観点を踏まえ、海外事務所の効果的な活動を通して、事務所所在地域と沖縄の相互理解を醸成し、観光、経済、文化、教育などの分野における多面的な交流の発展に努めてまいります。

また、今年8月に照屋副知事がブラジルを訪問した際、ブラジル沖縄県人会から、沖縄県と南米の県系人の相互で情報を共有するための、南米連絡事務所の設置に関する要望があったと報告を受けております。

現在、沖縄と南米との相互のニーズの把握、交流促進や経済発展につなげる可能性調査の実施を検討しており、南米連絡事務所の設置につきましては、庁内の関係部局やJICA沖縄等関係機関で連携し、現地の沖縄県人会と意見交換を重ねるとともに、調査の結果を踏まえて対応を検討してまいります。

次に、福祉保健・衛生医療・生活安全についての御質問の中の(6)、薬学部設置の進捗状況と財政支援についてお答えいたします。

沖縄県は、令和5年2月に沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針を公表しております。また、薬学部の設置を希望する大学の公募を本年9月1日から12月8日までの期間で開始し、今年度中に有識者等で構成された審査会において、沖縄県が支援する大学の選定を行う予定としております。

財政支援につきましては、同方針において、「薬学部の設置に必要な施設整備にあたっては、大学は、既存の施設整備に係る補助金等の活用を検討することを前提とする。ただし、これにより難い合理的な理由がある場合、県は、必要に応じて国の交付金や補助制度の中から必要かつ最小限度の財政支援を行うことを検討する。」としておりまして、国への新たな財政支援の要請も含めて、適切に対応してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、沖縄振興予算の概算要求額等についてお答えいたします。

内閣府の令和6年度沖縄振興予算の概算要求額は、2920億円となっております。過去3年間の沖縄振興予算額については、令和3年度が3010億円、令和4年度が2684億円、令和5年度が2679億円となっております。

同じく1の(1)のイのうち、過去3年間の一括交付金の推移についてお答えいたします。

沖縄振興一括交付金の予算額は、令和3年度約981億円、令和4年度約762億円、令和5年度約759億円となっております。そのうち沖縄振興公共投資交付金は、総額は減少傾向にあり、令和3年度約477億円、

うち県分約320億円、市町村分約157億円、令和4年度約368億円、うち県分約210億円、市町村分約158億円、令和5年度約368億円、うち県分約200億円、市町村分約168億円となっております。

同じく1の(1)のウのうち、市町村配分額の減少に伴う影響と対策についてお答えいたします。

沖縄振興一括交付金、特に沖縄振興公共投資交付金の減額により、市町村事業の進捗に遅れが生じ、地域の発展等に影響が出ているものと認識しております。令和4年度の沖縄振興公共投資交付金の予算額は、令和3年度に比べ約109億円の減となったことから、市町村事業への影響が小さくなるよう、県事業で減額して対応したところです。また、令和5年度は令和4年度と同額の予算額となる中、前年度と同様に、市町村事業を前年度以上の額とするよう各部局と調整したところです。

次に3、県土強靱化・防災・減災についての(2)のイ、地方債を活用した県単独事業についてお答えいたします。

県では、地方財政措置のない通常の県債については、上限額を設け、発行抑制に取り組んでおりますが、一方で、地方財政措置の有利な県債については、積極的な活用を推進し、県単独の公共事業の規模の拡充に努めております。主な事業は、今年度新設された省エネルギー化に係る脱炭素化推進事業、拡充した事業としては、道路防災に係る緊急自然災害防止対策事業、河川に係る緊急浚渫推進事業、防災危機管理センター棟整備事業などがあり、令和5年度の当初予算額は前年度と比較して、53億円増の244億円の県単独の公共事業費を計上しております。

同じく3の(2)のウ、公共事業予算の執行状況についてお答えいたします。

国直轄事業負担金や市町村補助金等を除いた令和5年度の公共事業予算の8月末時点の執行状況については、現年分・繰越分を合わせ、予算額約1364億円に対し、契約額約814億円、契約率は59.7%となっております。なお、全国と比較できる6月末時点では、全国平均が46.8%に対して、沖縄県は50.3%と3.5ポイント上回っている状況にあります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、一括交付金の総額並びに県及び市町村の割合の推移についてお答えいたします。

ソフト交付金に係る県と市町村間の配分割合につい

ては、令和3年度は総額504億円を県と市町村で5対3の割合で配分した上で、県分から市町村分へ調整額36億円を措置しております。令和4年度は総額394億円を、令和5年度は総額390億円をそれぞれ県と市町村で11対9の割合で配分しております。

同じく1の(2)、2030年以降の沖縄県の将来像について。1の(2)アと1の(2)イは関連しますので、一括してお答えいたします。

2030年以降の沖縄県の将来像については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の成果指標の達成状況や新たな課題等に係る検証を行った上で、検討してまいりたいと考えております。2030年以降の沖縄振興においては、国連SDGsサミット等の国際社会の動向を踏まえ、持続可能な沖縄の発展並びに誰一人取り残すことのない優しい社会の実現を目指すとともに、2050年カーボンニュートラルの実現やデジタル化の進展など本県を取り巻く時代潮流に対応し、世界に誇れる島嶼型環境モデル地域の形成やデジタルトランスフォーメーション・イノベーション創出による県民所得の向上等、発展した沖縄県の姿が想定される場所です。

同じく1の(2)のウ、振興発展でなお残る構造的な問題についてお答えいたします。

県では、本土復帰後、これまでの5次にわたる沖縄振興計画等により、沖縄振興に取り組んでおり、社会資本の整備等による本土との格差是正や、観光関連産業や情報通信関連産業の成長、雇用情勢の改善など、着実に成果を上げてまいりました。その一方で、我が国唯一の島嶼県として、県経済は規模の不経済性、市場の狭小性、資源の乏しさ等の構造的な不利性が指摘されております。そのため、デジタルトランスフォーメーションを積極的に展開するほか、国内の大都市からの遠隔性についても、成長著しいアジアへの我が国の結節点として優位性に転化し、本県の潜在力を最大限に引き出すよう取り組んでまいります。

次に2、基地問題・安全保障についての(5)のイ、民間の土地取引への影響と対策についてお答えいたします。

国は、本法は不動産の取引自体を規制するものではなく、機能阻害行為が確認された場合に、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行う制度であり、一般的な生活や事業活動に影響はないとしています。

県としては、土地取引や地価に影響が生じることがないか、引き続きその動向を注視してまいります。

次に4、福祉保健・衛生医療・生活安全についての

(2)のウ、地方創生臨時交付金の未執行額についてお答えいたします。

令和5年4月に、国へ実績報告を行った新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額は約1986億円、そのうち返還額を含めた未執行額は約55億円で、配分額に占める割合は約2.8%となっております。未執行額は、主に飲食店等への協力金や病床確保の繰越額に対する実績額の減によるものとなっております。

県としては、引き続き庁内各部署で連携を図り、臨時交付金の有効な活用と適切な執行に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○金城 敦 企画部長 失礼しました。答弁漏れがございましたので……。

1、知事の政治姿勢についての(2)のウ、振興発展でなお残る構造的な問題についてお答えいたします。

県では、本土復帰後、これまでの5次にわたる沖縄振興計画により沖縄振興に取り組んでおり、社会資本の整備等による本土との格差是正や……。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○金城 敦 企画部長 失礼しました。

1、知事の政治姿勢についての(1)のウ、ソフト交付金の市町村配分額の減少傾向に伴う影響と対策についてお答えいたします。

平成29年度以降ソフト交付金は減額傾向にあり、市町村においては、充当率の引下げや事業計画の見直し等により対応しているところです。

県としては、各市町村の執行状況の把握の徹底に努めるなど、市町村との連携を強化しており、また、過不足調査により各市町村の不用見込みを早期に確認した上で、活用予定のない予算を不足が生じている団体に再配分するなど、機動的に対応することで、市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢について、(3)ア、地域外交の展開状況についてお答えいた

します。

県では、海外関連事業を部局横断的に展開していくため、本年度は沖縄県地域外交基本方針（仮称）の策定や庁内の推進体制の構築などに取り組んでおります。また、地域外交室では、三役等の海外出張に際しては、関係部局が連携して効果的に取り組めるよう、総合調整を担っております。今後は、新たに設置した沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議での議論や、県民の皆様からの御意見も参考にさせていただきながら基本方針を取りまとめ、本年度中に本県の地域外交の方向性や目標等を示すこととしております。

同じく1の(3)イの(7)、地域外交に関する万国津梁会議の委員の人選についてお答えいたします。

沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議の委員の人選に当たっては、経済、歴史・学術、平和、国際協力、外交等の各分野の専門家や、関係機関・団体、大学等で活躍されている方をリストアップし、年齢構成、男女比率、県内・県外比率など全体のバランスも考慮して選定しており、現在10名の委員に就任いただいております。

次に1の(3)イの(4)と(5)、地域外交に関する万国津梁会議の運営及び委託事業者についてお答えいたします。1の(3)のイ(4)と1の(3)イ(5)は関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議の運営に当たっては、委員との連絡調整、会場確保、会議録作成などの支援業務のほか、議論の土台となる国際情勢や国内外の政府機関等の主要施策に関する情報収集業務などを外部に委託して実施しております。委託事業者は、株式会社エマエンタープライズと株式会社野村総合研究所の共同事業体であり、委託契約額は約1300万円です。

同じく1の(3)ウ、緊張緩和と信頼醸成についてお答えいたします。

県では、アジア太平洋地域の安全保障環境は、より厳しさを増しており、特に、軍事面における緊張関係と経済面における緊密な結びつきが併存していることが特徴であると認識しております。この地域の持続的発展のためには、平和的な外交・対話によって軍事的な緊張関係を緩和するとともに、これまで積み重ねてきた経済交流や多様な国際交流などをさらに強化していくことにより、国・地域間の揺るぎない信頼関係を構築していくことが重要であると考えております。

同じく1の(3)のエ、地域外交という名称についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画という地域協力

外交は、アジア太平洋地域の平和発信拠点の形成や沖縄戦の実相・教訓の次世代継承に取り組むこととしております。これに対して、現在取り組んでいる地域外交は、これらの平和分野に加えて、経済、環境などの様々な分野において、国境を越えて、国際交流、技術協力などが展開されることと認識しています。なお、地域外交の明確な定義を定めたものではありませんが、例えば、静岡県では、友好的互惠・互助に基づく善隣外交を基本理念として、地域レベルの国際交流・国際貢献を柱とする地域外交を展開するとしております。

県としては、他県の事例も参考にしながら、今年度中に沖縄県独自の地域外交の定義を整理したいと考えております。

次に2、基地問題・安全保障についての中の(1)のウ、訴訟件数と費用についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関連し、県と国との間で生じた訴訟は13件であり、訴訟に要した費用の総額は2億4275万9475円となっております。訴訟費用の内訳として、弁護士委託料及び訴訟提起の際に貼付する印紙代などの直接経費は1億1181万9335円、国地方係争処理委員会への審査申立てなどの間接経費は1億3094万140円となっております。

同じく2の(2)のア、那覇港湾施設移設工事の進捗についてお答えいたします。

令和4年10月に開催された第29回那覇港湾施設移設に関する協議会において、防衛省が提示した代替施設の位置及び形状に基づいて、日米合意に向けた米軍との調整作業を進めることが確認されたことを受け、今年3月に那覇港湾計画が改訂され、4月には日米合同委員会において、那覇港湾施設代替施設の位置・形状及びマスタープランが合意されております。現在は環境影響評価と並行して、基本検討業務、基本設計業務、測量調査・地質調査等の手続が進められているとのことです。

次に2の(3)のア、自衛隊や米軍との関係構築の取組についてお答えします。

県は、日頃から意見交換や懇親会の機会を通して、米軍や自衛隊との良好な関係の構築に努めているところです。在沖の自衛隊や米軍の司令官等が着任または離任する際には、県を訪問することも多く、沖縄における生活について意見を交換するなどしているところです。また、司令官の交代式や周年行事に出席したり、意見交換を兼ねた食事会等の機会を設けるなどしているところです。

同じく2の(3)のイ、市町村等と自衛隊や米軍との交流についてお答えいたします。

基地所在市町村や地元住民、地元自治会等と自衛隊員や米軍人との間では、スポーツやビーチ清掃活動、音楽祭、英語教育プログラム、お祭り等様々な交流活動が行われているものと承知しております。一例として、キャンプ・シュワブは辺野古区第11班として地元住民と共に辺野古ハーリー、辺野古運動会などにも積極的に参加して、地元との親交を深めているものと承知しております。

同じく2の(4)のアと2の(4)のイ、北大東村へのレーダー配備の概要及び県の認識についてお答えいたします。2の(4)アと2の(4)イは関連しますので、一括してお答えいたします。

防衛省によると、北大東島の北東部と南部の村有地約8ヘクタールを取得し、北東部には移動式警戒管制レーダーや隊庁舎、火薬庫を、南部には地上電波測定装置等を配置することとしており、その要員として30名程度の配置を検討しているとのこと。自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、様々な意見があるものと承知しております。このため県は、去る6月9日、防衛大臣に対し、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと等を要請したところです。

同じく2の(4)のウ、国境離島を抱える本県の貢献についてお答えいたします。

離島県である本県は、我が国の領空・領海、排他的経済水域の保全に大きく貢献しており、また、島々が持つ貴重な自然環境や独自の文化、豊かな生物資源等は、本県のみならず我が国の魅力や多様性の一部を支える重要な役割を担っているものと認識しております。

同じく2の(5)のア、重要土地等調査法の対象地域についてお答えいたします。

去る7月12日、県内において重要土地等調査法に基づき、32か所の注視区域と7か所の特別注視区域が指定されております。具体的には、注視区域として石垣島、宮古島など16の離島の一部及び石垣海上保安部、宮古島海上保安部、陸上自衛隊知念高射教育訓練場等の周辺が指定されております。また、特別注視区域として、自衛隊石垣駐屯地の周辺など6か所並びに竹富町の外離島及び内離島の全域が指定されております。

次に3、県土強靱化・防災・減災についての3(1)のアの中の台風第6号による被災状況についてお答えいたします。

台風第6号については、建物一部倒壊による死者1名のほか、重傷者3名及び軽傷者80名の人的被害が報告されております。お亡くなりになられた方に対し、お悔やみを申し上げます。

また、住家で全壊3件、半壊23件及び一部破損167件、非住家においても店舗の全壊や公共施設の一部損壊などの建物被害が報告されております。

県においては、引き続き、台風接近時の不要不急の外出は控えていただくよう、知事メッセージの発出等により呼びかけていくとともに、今後とも市町村等と連携し、災害復旧支援に努めてまいります。

同じく3(1)のエの中の離島の食料品等の備蓄と輸送手段についてお答えいたします。

県では、沖縄県地域防災計画において、食料供給計画及び生活必需品供給計画を策定しており、市町村から食料及び生活必需品の要請があったときは、備蓄物資等から緊急輸送することとしております。今回の台風第6号においては、伊平屋村から高齢者施設で不足した生活物資の輸送要請を受け、県災害対策本部に設置したヘリ運用調整会議において、輸送方法を調整し、航空自衛隊のヘリコプターにより県の備蓄物資を輸送したところです。

次に3(3)、住宅等開発磁気探査支援事業に係る申請の改善についてお答えいたします。

民間住宅建築に係る磁気探査につきましては、平成24年度に住宅等開発磁気探査支援事業を創設しております。磁気探査費用の補助金交付に当たっては、事前に申請が必要であり、申請された書類の内容確認等、慎重に審査を行い、補助金の交付を決定しております。

県としましては、決裁に係る事務手続を簡素化したほか、磁気探査の関係団体と意見交換を行っております。今後とも民間工事への補助金交付決定が、可能な限り早期に行えるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 2、基地問題・安全保障について(1)のア、普天間飛行場代替施設建設事業の進捗状況についてお答えいたします。

令和2年4月に沖縄防衛局から提出された変更承認申請書によると、埋立てに関する工事に要する費用の額は約7200億円となっております。また、沖縄防衛局によると、令和4年度末までの支出済額は、約4312億円との回答があったことから、仮に変更後の埋立工事に要する費用に対する発注事業費の比率を算

定すると、約59.9%と推計されます。一方、投入土砂量を確認したところ、8月末時点における埋立ての進捗は、埋立全体に必要な土砂量に対して約15.2%と推定されます。

次に同じく2の(1)のイ、公有水面埋立変更承認申請の承認の時期についてお答えいたします。

令和5年9月19日付で、変更承認申請を承認せよと勧告があり、その後、9月28日付で指示があったところであり、県は、最高裁判所の判決を受けてどのような対応が取れるか検討している段階であり、当該指示も踏まえながら、今後対応してまいります。

次に同じく2の(2)のイ、浦添埠頭地区埋立てについてお答えいたします。

那覇港では船舶大型化や取扱貨物量の増加に対して、施設の規模が小さく逼迫している状況となっており、将来にわたって県産業の持続的な成長ができるよう、物流施設の拡充が必要となっております。そのため、那覇港管理組合によると、アジアの中継拠点としての物流空間の形成、臨空・臨港型産業の育成、富裕層の獲得に資する交流・にぎわい空間の形成等により、自立型経済の構築や観光の高付加価値化等を図るためには、浦添埠頭を含めた臨海部の用地造成が必要とのことであります。

次に同じく2の(2)のウ、那覇港におけるカーボンニュートラルポートの考え方についてお答えいたします。

国が2050年、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明したことを踏まえ、那覇港管理組合では、那覇港港湾脱炭素化推進計画の策定に向けて那覇港港湾脱炭素化推進協議会を設置し、去る7月に第1回協議会を開催したとのことであります。同計画の具体的な内容については、今後、推進協議会の中で検討する予定とのことであります。

次に3、県土強靱化・防災・減災について(1)のアのうち、公共土木施設等の台風被害状況についてお答えいたします。

台風6号により、道路、河川、海岸、港湾、空港、公園等、公共土木施設全般に多くの被害が発生いたしました。主な被害としては、各地の道路において土砂崩れ等が多数発生したほか、港湾施設では岸壁や防波堤等の損傷、公園では倒木や施設の浸水・破損等の被害が生じました。これらの被害箇所については、応急措置等を行っており、引き続き、速やかな復旧に向け、取り組んでまいります。

次に同じく3の(1)のウ、無電柱化の推進についてお答えいたします。

無電柱化については、防災性の向上や良好な景観の形成等を目的としております。新・沖縄21世紀ビジョン実施計画においては、令和6年度までの整備目標約180キロメートルに対して、令和4年度末までに約172キロメートルが完了しており、無電柱化率は全国8位、九州では1位となっております。整備に当たっては、電線管理者等関係者の理解・協力が不可欠であることから、引き続き、関係者との合意形成に努め、無電柱化を推進していきたいと考えております。

次に同じく3の(2)のア、防衛体制強化に資するインフラ整備についてお答えいたします。

国土交通省の令和6年度予算概算要求において、国民保護・総合的な防衛体制の強化等に資する公共インフラ整備に必要な経費については、事項要求を行う旨が記載されております。この経費については、今後の関係省庁間での検討状況等を踏まえつつ、予算編成過程で検討することとされております。

県としては、今後とも国の動向を注視してまいります。

次に4、福祉保健・衛生医療・生活安全について(3)のア、自転車通行空間の整備状況についてお答えいたします。

県では、自転車が安全・安心・快適に通行することを目的として、自転車通行空間の整備を行っております。県管理道路における自転車通行空間の整備状況については、各市町村が地域の実情に応じて策定する自転車ネットワーク計画等に基づき、名護本部線ほか7路線で整備を行っております。県においても、令和5年3月に自転車ネットワーク計画等を策定しており、引き続き、各市町村と連携して、自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

次に同じく4の(3)のイ、快適な歩行空間の確保についてお答えいたします。

歩道の拡張整備については、利用状況等を踏まえ、歩行者の安全確保が必要な箇所において実施しております。また、雑草対策については沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき、性能規定方式による除草管理を導入し、雑草の草丈が低い状態を維持する取組等を実施しております。引き続き、効率的・効果的な道路の整備及び維持管理に取り組み、快適な歩行空間の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

[前門尚美 農林水産部長登壇]

○前門尚美 農林水産部長 3、県土強靱化・防災・減災についての中の(1)のア、台風6号による農林水



産業の被害状況についてお答えいたします。

台風6号による農林水産業関係の被害額は、約20億4800万円となっており、基幹作物であるサトウキビ等の農作物や水産業施設等で被害が生じております。このため、農家に対する支援として、営農相談窓口の設置、農業共済、収入保険等による補償、さとうきび増産基金を活用した生産回復支援等を行っているほか、被災した農林漁業施設の復旧については、災害復旧事業等により対応しているところであります。また、クルマエビや海ブドウ養殖等については、本議会で支援に必要な所要額を補正予算で措置したところであります。

県としましては、引き続き関係機関等と連携を図りながら、各種支援に取り組んでまいります。

次に5、農林水産行政についての中の(1)のア、本県におけるスマート農業の推進についてお答えいたします。

生産者の高齢化や労働力不足への対応、農林水産業の成長化に当たり、スマート農業の推進は不可欠であると認識しております。一方で、推進上の課題としては、導入コストや機械の維持管理体制、IT技術者の育成・確保のほか、他府県と異なる台風や塩害、高温多湿などの気象特性や栽培品目、離島地域における通信環境など、他府県の成果の活用の困難さが挙げられます。

県としましては、引き続き、各種実証及び本県の地域特性を踏まえたスマート農業の推進に向けた環境整備に取り組んでまいります。

同じく5の(1)のイの(7)、製糖工場の建て替えに係る支援についてお答えいたします。

県内9つの分蜜糖製糖工場のうち、老朽化が著しいゆがふ製糖、北大東製糖及び石垣島製糖の3工場については、工場建て替えの意向があります。一方、工場建て替えについては、多額の建設費用を要することから、事業実施主体の費用負担や財源確保等が大きな課題となっております。

このため、県としましては、引き続き、市町村や製糖事業者等関係機関と連携し、工場整備に係る具体的な支援策について検討を進めてまいります。

同じく5の(1)のイの(4)、働き方改革への対応についてお答えいたします。

製糖業の働き方改革への対応については、産地生産基盤パワーアップ事業やその他国の事業を活用し、製糖工場の省力化設備や労働力確保、季節工等の宿舍整備等への支援が講じられています。具体的な支援内容につきましては、前処理施設や自動制御設備の整備に

よる労働生産性の向上及び離島8町村における宿舍整備による労働力確保などが図られています。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、働き方改革を踏まえた工場の適正な操業に向け、対応してまいります。

同じく5の(1)のウ、農林水産物条件不利性解消事業についてお答えします。

新たな事業では、補助対象品目の拡充や市町村事業及び一次加工品の出荷補助等を新設し、実施しております。補助単価については、顧客のニーズ、品質保持と物流コストのバランスを踏まえ、出荷者自身が輸送方法を選択できる1つの単価としております。生産者団体等の声としましては、補助単価の見直し等について求められております。

県としましては、引き続き生産者団体をはじめとする関係者の理解と協力が得られるよう、丁寧に説明してまいります。

同じく5の(1)のエ、農業分野におけるサーキュラーエコノミー構築についてお答えします。

家畜排せつ物の堆肥化等による循環型社会の構築は、持続可能な農林水産業を振興する上で、重要と認識しております。そのため県では、令和5年3月に国のみどりの食料システム戦略に基づく県計画を県内市町村と共同で策定し、環境保全型農業の推進や地域・未利用資源の活用に取り組むこととしております。

県としましては、同計画に基づき、畜産と耕種の連携強化を基軸とした資源循環型農業の促進等に取り組んでまいります。

同じく5の(1)オの(7)、耕作放棄地の現状と対策についてお答えします。

令和3年の沖縄県の耕作放棄地面積は、3617ヘクタールとなっております。県では耕作放棄地への対策として、荒廃農地利用加速化事業等の活用や農業委員会の利用意向調査等により、農地の再生・利活用を支援しているところであります。あわせて、担い手の育成を図るため、農地中間管理事業の推進により担い手への農地の集積を支援しており、今後とも市町村及び関係機関と連携の上、耕作放棄地の解消に取り組んでまいります。

同じく5の(1)オの(4)、農業振興地域整備計画の見直しについてお答えいたします。

農業振興地域整備計画の見直しについては、農振法第12条の2及び第13条の規定により、市町村がおおむね5年ごとに行う基礎調査の結果に基づき実施されることとなっております。なお、基礎調査はおおむね5年ごととされていることから、市町村の実情に応じ

てその期間の短縮は可能であると考えております。また、経済事情の変動やその他情勢の推移により必要が生じた場合には、基礎調査の結果に基づかない計画変更も可能となっております。

同じく5の(1)のオのウ、農地転用許可制度についてお答えいたします。

農地法第4条で、農地転用を行う者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。一方、同条ただし書で、都市計画法に基づく協議が整った市街化区域の農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより許可を要しないとされております。なお、他法令に係る許可見込みの確認など、時間を要することが想定される申請については、事前にその旨を申請者に伝達し、理解が得られるよう対応しているところであります。

同じく5の(1)のカ、高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策についてお答えします。

県では、養鶏農家の防疫対策意識向上のため、毎年、高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策会議の開催、異常家禽の早期発見・早期通報、野生動物の侵入防止対策、農場での消毒徹底など、指導を強化しております。さらに、隣国や他県での発生状況について、ホームページや通知等により、農家への注意喚起を図っております。また、今年度より、時期を早めて、本県に野鳥が飛来する前の10月下旬に緊急消毒命令を告示し、11月1日に養鶏農家への消石灰配付を開始することで発生防止に努めてまいります。

同じく5の(1)のキ、飼料価格高騰に対する支援策についてお答えいたします。

県内の畜産農家につきましては、ウクライナ情勢等による飼料価格の高騰により、非常に厳しい経営状況にあります。そのため、県では、畜産農家の飼料費負担の緩和を目的とし、令和4年11月補正予算及び令和5年6月補正予算において配合飼料価格差補助緊急対策事業を実施し、飼料購入費の一部補助を行っているところであります。

県としましては、引き続き、国の動向を注視しながら、関係者及び生産者団体等と意見交換を行いながら、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

同じく5の(2)のア、日中漁業協定・日台漁業取決めについてお答えいたします。

県では、本県漁業者の漁業権益を確保するため、平成25年以降、漁業関係団体とともに、日中漁業協定及び日台漁業取決めの見直し等に関する要請を行っております。去る2月にも農林水産省、外務省等に対し、①、日中漁業協定第6条の見直し及び外務大臣書

簡の破棄、②、日台漁業取決め適用水域のうち、八重山北方三角水域等の撤廃及び操業ルールの改善等の要請を行ったところであります。

県としましては、漁業関係団体と連携し、日中漁業協定及び日台漁業取決めの見直し等について、引き続き、国に対し強く求めてまいります。

同じく5の(2)のイ、北大東村の陸上養殖への支援策についてお答えいたします。

北大東村における陸上養殖においては、安定生産の面では餌代と電気代の高騰に加え、輸送コストや施設の老朽化が問題となっており、販路拡大の面では、現状の那覇以外への出荷を検討していきたいと聞いております。

県としましては、引き続き、村との意見交換を行いながら、補助事業による施設の整備や新たな出荷先の模索など、可能な支援策を検討してまいります。

同じく5の(2)のウ、水産業における担い手確保の取組についてお答えいたします。

県では、水産業を支える人材の確保・育成のため、沖縄県地域漁業担い手確保・育成支援協議会等において、国の漁業人材育成総合支援事業を活用した、長期研修支援に取り組んでいるところであります。また、水産業成長産業化沿岸地域創出事業において、リース方式による漁船や漁具等の導入支援を行っております。

県としましては、引き続き、漁業関係団体等と連携し、新規漁業者の確保・育成の施策を積極的に推進してまいります。

同じく5の(2)のエ、漁業DX、スマート漁業についてお答えいたします。

水産海洋技術センターでは、市場で水揚げされた漁獲情報の電子的収集のほか、ICTを活用した環境及び空撮データの取得による、藻類養殖の漁場環境のモニタリング体制を構築しております。これにより、水産物の資源量把握や魚類保護区設定に加え、モズクやアーサ養殖漁場の評価、育成予測などによる生産性の安定・向上が期待されております。

県としましては、引き続きデジタル技術等を活用したスマート水産技術の実証と普及による水産業の振興に取り組んでまいります。

同じく5の(2)のオ、ナノバブル氷の導入状況についてお答えいたします。

ナノバブルとは、直径1マイクロメートル未満の泡で、窒素ナノバブルと低温管理を合わせることで、細菌増殖や酸化を抑制する鮮度保持方法であります。ナノバブルとシャーベットアイス等の液状氷を併用する

ことで、水産物を急速かつ均一に冷却し、鮮度の維持向上が期待されております。国頭漁業協同組合では、この方法により、鮮度を長時間維持することが可能となり、生鮮水産物の高付加価値化が図られております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 3、県土強靱化・防災・減災についての(1)のイ、停電の被害状況と対策についてお答えします。

沖縄電力によりますと、今回の台風6号の影響により、最大で県内全域の約34.1%に当たる21万5800戸が停電したということです。また、停電の期間が最も長かったのは、渡嘉敷村で、日数は約6.9日とのことです。沖縄電力では台風対策として、樹木等の接触に強い電線や風の影響を受けにくい電線等への取替え、送電線路の2回線化、補助柱取付け等による電柱強化などに取り組んでいるところです。

6、人材育成・教育行政についての(1)、外国人留学生の就労制限の緩和についてお答えします。

外国人留学生の在留資格は、留学として位置づけられていることから、原則としては就労することができませんが、出入国在留管理局長の許可を受けた上で、週28時間までの就労が可能となっております。このため、就労時間数の拡大につきましては、学業と就労のバランスを考慮した上で、慎重に検討する必要があると考えております。

県としましては、国の動向を注視するとともに、県内における外国人留学生の状況や、企業が外国人労働者を雇用する上での課題等を把握しながら検討してまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時21分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企業局長。

[松田 了 企業局長登壇]

○松田 了 企業局長 3、県土強靱化・防災・減災についての(1)のエの御質問のうち、離島における飲料水の確保についてお答えします。

台風第6号の影響で企業局が管理する伊是名浄水場が8月1日から約102時間停電したことにより給水が停止し、740戸で断水が発生しました。企業局では、離島における給水確保と断水を防止するため、水道広

域化を実施する離島8村に約3日分の給水量を貯留できる調整池を建設する方針であります。伊是名村については、今年度建設工事に着手し、令和6年度末の完成を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 3、県土強靱化・防災・減災についての御質問の中の(1)のオ、罹災証明の適用範囲と交付状況等についてお答えいたします。

市町村長は、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、被災者から申請があったときは、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないとされております。罹災証明書は、災害救助法に基づく住家の応急修理のほか、見舞金制度など、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されております。台風6号による住家被害の罹災証明書については、令和5年9月22日現在、25市町村で343件の申請に対し、302件の交付となっております。

同じく(1)のカ、避難所における非常用電源の確保、民間施設の活用等についてお答えいたします。

県では、指定避難所における非常用発電機を含む防災機能設備等の強化を推進するよう、各市町村に対し改めて通知をしております。これらの防災機能設備等を保有しない場合には、近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要な協力が得られるよう促すとともに、民間施設等の活用も可能であることを周知しております。また、避難所の機能強化に活用できる財政支援として、緊急防災・減災事業債等の活用も促しており、引き続き周知を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

[糸数 公 保健医療部長登壇]

○糸数 公 保健医療部長 4、福祉保健・衛生医療・生活安全についての(1)のア、地域医療圏の再編についてお答えします。

琉球大学病院は、令和7年度に、南部医療圏の西原町から、中部医療圏の宜野湾市に移転する予定です。琉大病院は、県内唯一の特定機能病院として、県内全域の患者に高度な医療を提供する役割を担っており、移転により、各医療圏の医療提供体制に大きな変化は生じないことから、県内の2次医療圏に影響はないものと考えております。

同じく(1)のイ、琉球大学病院のPET検査についてお答えします。

主にがんの検査として行われるポジトロン断層法、いわゆるPET検査について、琉球大学病院においては、運営委託事業者の運営面に安全管理上の懸念が生じ、契約解除に至ったことから、10月半ばまで新規予約を停止することとなっております。

県としましては、今回のPET検査停止により、県内におけるPET検査の提供体制が逼迫することも予想されるため、琉大病院をはじめ、関係機関と密に情報共有、意見交換を行うなど、必要な対応を行ってまいります。なお、県は、今年1月に、池田副知事から同大学学長及び病院長に対し、移転により県内のPET検査体制に影響が出ることがないように適切な対応を要請したところ です。

同じく(1)のウ、医療計画における離島・僻地医療の位置づけと新技術活用の検討状況についてお答えします。4の(1)のウと4の(1)のエは関連しますので、一括してお答えします。

離島及び僻地における医療提供体制については、第8次沖縄県医療計画の僻地医療分野において記載する予定であり、令和5年度中の策定に向け、有識者による部会を開催し検討しているところであります。具体的には、医師確保に向けた取組、代診医・代替看護師の派遣、巡回診療による特定診療科目の医療の確保、僻地診療所の施設整備及び運営費の支援等について検討しております。また、新たな取組として、オンライン診療を含む遠隔医療の活用についても検討しているところ です。ドローンを用いた医薬品配送については、厚生労働省作成のドローンによる医薬品配送に関するガイドラインに基づき、医薬品の品質や安全性の確保等を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

同じく4の(2)のア、新型コロナ対策の庁内の体制についてお答えします。

新型コロナの5類感染症への移行に伴い、令和5年5月8日をもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナ対策本部は廃止となっております。しかしながら、新型コロナの発生は継続しており、感染状況の変化や新たな変異株の発生等、状況の変化に迅速に対応する必要があるため、対策本部会議の基本的な役割を引き継ぐ新たな会議体として、知事を筆頭とした沖縄県新型インフルエンザ等対策会議を設置し、全庁的な体制を維持しているところ です。

同じく(2)のイ、医療体制の確保についてお答えします。

インフルエンザの流行状況は、令和5年第36週(9月4日から10日)に定点当たり13.43人となり注

意報発令基準値となる10人を超えたため、県では注意報を発令し、県民に注意喚起を行っているところ です。直近第38週時点では、定点当たり22.46人で注意報が継続されています。

インフルエンザのワクチン接種については、例年10月から接種開始となっていることから、県としましては、今後、高齢者等に対して接種を呼びかけるとともに、医療現場の逼迫回避に向けて取り組んでまいります。

同じく(4)のア、本県の小児医療の現状と課題についてお答えします。

本県の小児医療については、初期救急患者が多いことや小児科医師の確保等が課題であると認識しております。小児救急医療体制については、休日夜間急患センターや在宅当番医制を実施していないほか、初期救急医療に対応する診療所が少ないことから、軽症を含む多くの患者が2次及び3次救急医療機関を受診することにより、特に中部医療圏において、入院治療を必要とする患者や比較的重症な患者に対応する医療に影響を与えております。

県としましては、市町村、医療機関及び医師会等の関係者と連携して、小児医療体制の課題解決に向け取り組んでまいります。

同じく(4)のイ、小児医療提供体制の基本的な考え方と市町村との連携についてお答えします。4の(4)のイと4の(4)のウは関連しますので、一括してお答えします。

本県では小児医療提供体制を確保するため、子ども医療電話相談事業(#8000)に加え、重症度に応じて、民間の診療所、公立または民間の病院、高度な小児専門医療を行う中核病院があり、各医療機関の機能と相互の連携体制について協議しております。第8次医療計画の策定に当たっては、引き続き小児科医師の確保や、かかりつけ医と専門医療機関の連携体制の構築等について取り組んでまいります。また、比較的重症で入院を伴わない救急患者に対応する初期救急医療体制の整備についても検討してまいります。これらの医療機関の利用の仕方等について、各市町村と連携して住民への広報・周知を図ってまいります。

次に4の(5)、北部医療センターの整備の進捗等についてお答えします。

公立沖縄北部医療センターの整備につきましては、今年6月に基本設計を完了し、現在、財源確保のための国との調整、北部医療組合による組合議会の開催、実施設計の事業者公募等に取り組んでおります。また、病院の運営主体となる財団法人の令和7年度設立

を目指し、基本財産や組織体制等について、協議しております。

今後のスケジュールとしましては、令和6年度にかけて実施設計を行い、令和7年度から建築工事に着手し、令和10年度の開院を予定しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 4、福祉保健・衛生医療・生活安全についての中の(3)のウ、小中学生の肥満率が高い要因等についてお答えいたします。

肥満率の増加の要因については、コロナによる部活動や体育の授業の活動制限、スマホ・タブレット等の長時間使用による運動量の減少が考えられます。小中学生の生活習慣の改善を図るため、学校での一校一運動の取組のさらなる充実や、家庭で週3回30分間、体を動かすというがんじゅうアップチャレンジ330運動の取組等により体力向上を図り、肥満解消に努めてまいります。

続きまして6、人材育成・教育行政についての中の(2)、学力向上の今後の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、本県児童生徒の学力向上に向け、これまで授業改善に重点を置き、学校支援訪問や研修会の実施等の取組を推進してまいりました。今回の調査結果においても、昨年に引き続き、コロナ禍の影響等により、特に各学年の学習内容の積み重ねが重要な設問に課題が見られたことから、定着が不十分な内容について、授業や家庭学習等を通じた学び直しをさらに推進してまいります。また、思考力・判断力・表現力等のさらなる育成に向け、ICTを活用した個別最適な学びや協働的な学びなど、新たな授業改善に取り組んでまいります。

同じく(3)、教員確保の取組と効果についてお答えいたします。

県教育委員会では教員の確保に向け、教員選考試験の制度改革やペーパーティーチャーセミナー及び臨任教員スタート支援講習会等の実施に加えて、県外での移住相談会における教員募集活動等、様々な取組を行っております。その結果、令和5年度実施の教員候補者選考試験の受験者数は前年度と比べて128人増加し、また、ペーパーティーチャーセミナー等の参加者から、令和5年9月現在84人を臨時的任用教員等として新たに任用したところです。

県教育委員会としましては、引き続き教員の確保に全庁体制で取り組んでまいります。

同じく(4)、教員のメンタルヘルス対策に関する知事部局との連携についてお答えいたします。

県教育委員会では、知事と教育委員で構成される総合教育会議において、教員の働き方改革をテーマとし、課題共有や意見交換などを行ったところです。また、教員のメンタルヘルス対策を担う保健スタッフの知事部局からの配置や知事部局主催の研修会への参加、対応手法等に係る情報共有などの取組を行っております。

県教育委員会としましては、引き続き、知事部局や市町村教育委員会等と連携し、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

[本竹秀光 病院事業局長登壇]

○本竹秀光 病院事業局長 質問7、宮古病院の病床休止及び他の県立病院の状況についてお答えします。7の(1)、(2)は関連しますので、一括してお答えします。

県立宮古病院では、看護師の退職や休職による人員不足により、令和5年10月1日から当面の間、回復期の患者を受け入れる地域包括ケア病床を休床することとしております。外来及び救急受入れは通常どおり対応することとしており、また、当初、緊急ではない手術及び検査は1か月程度の制限を行うこととしておりましたが、体制の確保ができたことから、制限は行わないこととしております。現時点で、他の県立病院において宮古病院と同様の状況は生じておりませんが、病院事業局としましては、不足する看護師を確保するため、民間派遣会社及び介護士の活用等、早期の病床再開に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 議長、休憩中にちょっと確認させていただきます。確認。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○末松 文信 議員 今、辺野古の設計変更に対する国土交通大臣からの指示が出されていて、明日が期限というふうに聞いておりますけれども、先ほどの答弁を聞きましたら、まだ検討中ということですが、これは勧告を受けて検討中、指示を受けて検討中。一体どうということなのか、ちょっと答弁をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

9月28日付で指示があったところでございます。県は、最高裁判所の判決を受けて、どのような対応を取るか現在検討している段階というところでございまして、当該指示も踏まえながら今後対応してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 先ほどの——これは、県はいいとして、琉大のPET検査の件ですけれども、これは先ほど答弁を聞きましたら、池田副知事も琉大へ伺ったということですが、これについて御答弁があればお願いします。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 お答えします。

私が今年1月に伺ったのは、琉球大学——PET検査は10年ほどとまだ浅いんですけれども、この移転に伴って2年後に今の西原での診断が終わると。それで、医療関係者から西普天間での検査まで空白期間ができるのではないかと懸念の声が県に寄せられまして、そのようなことがないように琉大へお邪魔して意見交換を行いました。琉大としても、そのようなことがないように取り組むという回答をいただいたところでございます。

○末松 文信 議員 御答弁ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村家治議員。

[仲村家治 議員登壇]

○仲村 家治 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲村 家治 議員 仲村家治でございます。

沖縄・自民党の代表質問をさせていただきます。

その前に、昨日、大リーグで日本人初のホームラン王を大谷翔平選手が獲得しました。大谷選手は日ハムに在籍中、名護市でキャンプもしております。大変うれしいニュースであります。

それでは、代表質問をさせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、ジュネーブ国連人権理事会への出席について。

ア、人権理事会及び一連のサイドイベントへの出席は、県の公務か知事の政務か、どのように整理されて

いるのか伺う。

イ、出席に係る渡航費用は全体で幾ら要したのか、概算を伺う。

ウ、渡航費用の負担は県費か、あるいは別の団体が負担したのか。

エ、県職員の随行者は何人だったのか。

オ、行程全体の調整業務は誰が行ったのか。

カ、予定していたスピーチが実施できなかったとの報道があるが、具体的な経緯について伺う。

キ、知事は今回の訪問の成果を強調するが、時間切れでスピーチができなかった。今回の訪問の大きな目的は、知事自らが持論を述べることでなかったのか。客観的に見て時間を空費したとしか思えないが、知事の考えを伺う。

(2)、7月に知事も参加した国貿促訪中団について。

ア、琉球に関する中国国内での報道が加熱化し、中国側の意図が明らかに透けて見えているが、知事はこの状況をどのように理解しているのか。

イ、尖閣諸島の領有権について、知事は主張をすべきときに主張をしていないが、地域外交を標榜する知事の行動は、ダブルスタンダードではないか伺う。

(3)、知事を支える政策参与について。

ア、現在委嘱されている政策参与の人数、氏名、それぞれの担当業務について。

イ、令和4年度及び令和5年度現時点までの、勤務状況及び知事への助言実績について。

ウ、担当業務を所管する部局として、知事への助言を踏まえ、どのような政策立案を行うことができたのか、具体的に伺う。

2、行財政運営について。

(1)、2特別会計の赤字決算問題について。

ア、赤字解消のため、知事から提案された補正予算について、先日県議会は全会一致で議決しないという意思決定を行った。二元代表制の一翼を担う知事として、どのように責任を取る考えか伺う。

イ、違法な赤字状態を解消するために、今後どのような手続を進める考えなのか伺う。

ウ、企業会計を除く令和4年度決算について、監査委員による監査、議会への提案スケジュールはどのようなのか。

(2)、人事管理について。

ア、時間外勤務縮減の取組について、これまでの実績、課題と対策について。

イ、県職員のメンタルヘルス対策について。

ウ、役職定年制の運用について、職名や処遇はどの

ような取扱いとなるのか。

エ、先月公表された人事院勧告では、在宅勤務に対する手当の措置が盛り込まれているが、全国の自治体及び本県における検討状況について伺う。

(3)、自治体DXについて。

エ、政府が進める地方へのデータセンター移転について、県の取組を伺う。

オ、特別会計赤字決算問題において、業務効率化のために導入した新しい手法が、結果的に重大な問題を引き起こすこととなった。DXを推進する職員一人一人のDXリテラシーそのものが問われているのではないかと伺う。

(4)、企業版ふるさと納税について。

ア、これまでの受入れ実績について。

イ、どういった事業を実施しているのか。

ウ、9月議会で提案されている基金条例の目的と意義について。

(5)、県庁舎からのPFOS流出事案について。

この件は9月26日の本会義において、まず赤字決算の謝罪を知事は行いました。その前日に、与党にこの問題を報告したということでもあります。赤字決算の謝罪をした舌の根も乾かないうちに、この問題が露呈し、空転を重ね、深夜に及ぶ本会議になったわけがあります。また、この問題を隠蔽するがごとく、与党の皆さんも責任を感じていらっしゃると思います。ぜひとも猛省を促す意味で、この問題は、本9月定例会でも与党の皆様は当局を追及すべきだと思います。

それでは、質問いたします。

ア、先日の記者発表まで対応が後手後手になってきた経緯について伺う。

イ、本庁地下駐車場の管理が適切になされていなかったことに加え、老朽化対策が行われていなかったことが事の本質にあるが、県の公共施設管理、計画的な長寿命化、更新計画は信頼に値するものなのか伺う。

3、離島振興について。

(1)、離島における電気、食料輸送、通信インフラなどの定住条件整備を促進させるためにどのような取組が必要と考えているのか。

(2)、小規模離島航路については、住民の移動手段を確保する必要がある一方で、多額の維持コストがかかるという構造的な問題もある。航路の維持を持続可能にするための支援策について伺う。

(3)、小規模離島における特別養護老人ホームでの人材確保が逼迫している状況が生じていると聞くと、対策としてどのようなことができるか、県の見解を伺

う。

(4)、南北大東島については、超高速インターネットケーブルが本島等の間で敷設されたが、島内のインターネット回線網については整備が遅れている。県内どこでもインターネットに快適にアクセスできる環境整備は公の責任だと考えるが、取組について伺う。

(5)、久米島における海洋深層水の活用については、民間企業や大学の参入の話もある一方で、巨額の投資が必要であったり、取水棟周辺の企業立地環境の整備、開発品の販路拡大などの課題があるが、こういった課題への県の支援策について伺う。

(6)、ガソリン価格の高騰が続いており、そのあおりを受けて離島におけるガソリン価格は上昇の一途をたどっているが、本島-離島間のガソリン価格差をどのように是正を図るか、県の考えを伺う。

(7)、伊是名・伊平屋両島の振興について。

ア、架橋事業の進捗、今後のロードマップについて。

イ、伊平屋空港整備事業の進捗、今後のロードマップについて。

4、子ども・子育て支援について。

(1)、待機児童について。

ア、令和5年4月1日時点の本県待機児童の現状について。

イ、待機児童が下げ止まりの傾向を見せており、解消に向けて抜本的な政策転換が迫られていると考えるが、県当局の見解を伺う。

ウ、新子育て安心プラン実施計画に基づく、今後の就学前児童数について伺う。

エ、保育士確保策のため、処遇改善の実態把握、地域限定保育士の一般化について。

(2)、ヤングケアラー支援について。

ア、昨年度実施し、4月に公表された実態調査を踏まえ、県は本年度以降ヤングケアラー支援の具体策をどのように描いているのか。

イ、庁内に設置しているヤングケアラー・コーディネーターへの相談件数など、活用実績について。

(3)、令和6年度以降の子ども・子育て支援体制について。

ア、昨年度から検討を進めていると聞いている子ども・子育て支援の庁内体制だが、どのような検討状況なのか。

イ、次元の異なる少子化対策がうたわれているが、地方財政措置についてはどのような考え方を国は示しているのか。

ウ、先月、給食費の無償化について、第3子以降に

ついて全面無償化を2025年度から検討しているとの一部報道があったが、事実であるか。

エ、通学バス無償化の進捗状況について。

(5)、医療的ケア児・病児保育について。

ア、医療的ケアを必要とする幼児、児童生徒への支援策について。

イ、病児保育サービスの提供に当たって、医療機関との連携をどのように図っているのか。

(6)、子供の貧困問題について、基金の造成・延長を含めて、これまで多額の予算が投じられてきているが、一向に改善の兆しが見えないどころか、玉城県政になってから状況は悪化しているが、その背景・分析、今後の取組をどのように図っていくのか、知事の本気度を伺う。

5、産業振興・総合交通政策について。

(2)、総合的な交通体系について。

ア、沖縄モノレール完全3両化へのスケジュールについて。

イ、鉄軌道導入の可能性、ロードマップについて。

ウ、LRT・BRTをはじめとする新しい交通システムについて、県はどのような研究を行っているのか。

(3)、那覇空港の状況について。

ア、ターミナル運営は観光客数の増加に対応できているのか、現状と課題について。

イ、台風6号被災時における空港ターミナルの利活用について。

ウ、第2滑走路の需要増に伴うターミナル増設への考えについて。

エ、海外の空港では、モノレール駅でのチェックインや手荷物預けができるようなシステムが構築されているところがあるが、那覇空港機能の高度化について、こういった取組を行う考えはないのか。

オ、空港駐車場の拡張整備や屋内エレベーター狭小性の改善といった、ターミナル内の施設改修を進める必要があると考えるが、県の取組を伺う。

カ、航空機が遅延した場合、モノレールの始発・終発に間に合わず、空港からの移動に大きな支障が生じていると聞いているが、モノレール社とターミナル会社が協議して、相互接続運用ができるようにしていくべきではないか、県の考えを伺う。

(4)、物価高対策について。

ア、民間住宅建設に係る資材高騰の結果、離島等において住宅供給が難しく、定住環境が整わず、移住者を受け入れられない状況が発生しているが、公立住宅の整備により、問題解決を図っていくべきではない

か、県の考えを伺う。

イ、物価高が家計に与える影響を抑えるべく、水道料金や給食費などの公的負担を減免する県独自の施策を打ち出すべきではないか、県の考えを伺う。

ウ、県内企業の賃上げの状況と課題について。

(5)、産業支援について。

ア、県内スタートアップ支援策について。

イ、全産業において人手不足が深刻な問題となっており、現在の状況と講じている対策について。

ウ、人手不足は事業承継の分野にも影響を与えており、のれんや技術の断絶が懸念されているが、公的な支援策がどのように講じられているのか伺う。

(6)、ビルメンテナンスに係る公共調達については、最低制限価格が低く設定されており、県内企業の落札へ影響を与えているとの声が聞こえてきているが、県として改善する方策を取るべきだと考えるが、見解を伺う。

6、文化観光スポーツ行政について。

(3)、観光業の現状について。

ア、入域観光客数、観光消費額について、最新の統計値及び本年度の見込みはどのようなになっているか。

イ、旺盛な観光需要に対応する供給サイドの継続的かつ安定的な人手・物資の確保について、県はどのように取り組んでいるのか。

ウ、台風6号の際に観光客の方々が、宿泊場所の確保に相当な不便を強いられることになったようだが、観光政策当局として、台風時の観光危機管理をどのように捉え、今回実践できたと考えているのか伺う。

エ、観光振興基金活用事業の令和4年度の実績と効果、令和5年度事業について伺う。

(4)、国立自然史博物館の誘致について。

ア、本年度の取組の進捗状況について。

イ、誘致事業は誰が主体となり、ロードマップを展開していくべきなのか伺う。

ウ、国への要請活動及び国の誘致に向けた動きはどのようなになっているか。

(5)、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業について。

ア、6月に条例が成立したが、供用開始に至る今後のロードマップについて。

イ、PPP/PFI方式で事業を推進するに当たって、県が負うリスクはどのような整理をしているのか。

ウ、マリンタウンMICEエリア周辺の交通アクセス計画について伺う。

(6)、海の安全・安心について。



ア、沖縄県の水難事故の現状が全国と比べてどのような状況にあるか、また、その中でも死者数について、交通事故の死者数と比べてどのような状況にあるのか。過去3年間のデータも含めて伺う。

イ、全国と比較した沖縄県の水難事故の現状について、また、どのようにすれば水難事故を減少できると考えるのか、自然海岸の責任者である知事の見解と今後の方針と目標を伺う。

ウ、水難事故防止に向けた施策を推進することを目的とした沖縄県水難事故防止に係るワーキンググループについて、発足以降どのような施策を進めてきたのか伺う。

エ、日本ライフセービング協会が普及を進めているAIカメラによる海辺のみまもりシステムについて、県として沖縄県に設置を進める意思があるのか。6月議会では検討するとの返答だったが、その進捗状況を伺う。

オ、石垣市において実証実験が行われた海洋アウトドアGPSトラッカーについて、県はこういった取組を把握しているのか伺う。

○赤嶺 昇 議長 ただいまの仲村家治議員の質問に対する答弁は時間の都合もありますので、午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時20分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前の仲村家治議員の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のキ、国連訪問の成果についてお答えいたします。

今回の国連訪問において、国連人権理事会本会議に出席し、沖縄に米軍基地が集中している状況や県民の平和を希求する思いなどをスピーチしたほか、米軍基地による人権・自治・環境問題をテーマにした講演会を開催し、沖縄の過重な基地負担や辺野古新基地建設問題などについて、私が直接、国際社会に訴えることができたことは、大きな意義があったと考えております。また、国連関係者との面談では、私から米軍基地から派生する様々な問題が人権や環境、自治、暮らしや文化などを侵害していることを説明し、面談したほとんどの方々から、私の考えに賛同していただき、さ

らに、国連への調査依頼の方法など具体的な助言をいただいております。予定していた3つの会議のうち、2つの会議でスピーチができなかったことは残念ですが、各国の代表や世界のNGO等、多くの方々へ沖縄が置かれている状況を伝えることができたことや、特別報告者など国連関係者との面談を通して、人権や民主主義、課題解決のための対話の重要性などを改めて確認することができたことは、大変有意義なものであったと考えております。

次に、子ども・子育て支援についての御質問の中の4の(3)のア、子ども・子育て支援の組織体制についてお答えいたします。

国は、子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めるため、今年4月にこども家庭庁を設置するとともに、6月には、次元の異なる少子化対策を推進するため、こども未来戦略方針を打ち出したところです。

沖縄県としましては、全ての子供たちが、夢や希望を持って成長できる社会の実現、また、若者たちが、結婚、妊娠・出産、子育てに夢や希望を感じられる社会の実現を目指し、子供、若者、女性に関する施策がより一層推進できる新たな部局の創設に向け、現在調整を行っているところです。

次に4の(6)、子供の貧困問題についてお答えいたします。

高校生を対象に実施した子ども調査における困窮世帯の割合は、平成28年度が29.3%、令和元年度は20.4%と8.9ポイント減少したものの、令和4年度調査では前回から5.9ポイント増加して26.3%となっております。困窮世帯の6割近くが新型コロナウイルス拡大前と比べて収入が減少したと回答しており、コロナ禍における影響が強く出ているものと考えております。社会経済活動の正常化が進みつつある今、支援を必要とする子供に必要な支援が行き届くよう、部局横断的な取組をより強化するため、令和5年度には子ども施策調整班を設置するとともに、令和6年度の部の再編に向けても取組を進めております。また、沖縄子どもの未来県民会議と連携して、子供の貧困解消に向けた県民運動の機運をより一層高め、取り組んでいくこととしております。

沖縄県としましては、社会の一番の宝である子供たちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける誰一人取り残さない優しい社会の実現を目指し、引き続き全庁体制で子供の貧困対策を推進してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさ

させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(1)のア、国連訪問の位置づけについてお答えいたします。

今回の国連訪問は、国際社会に対し、沖縄に基地が集中している現状、県が辺野古新基地建設に反対する理由や基地から派生する諸問題の解決の必要性などを幅広く発信することを目的としており、公務として実施しております。

同じく1(1)のイとウとエ、渡航費用及び随行者について。1(1)イから1(1)エまでは関連しますので、一括してお答えします。

今回の国連訪問に係る知事及び県職員の旅費については、概算で約482万円となっており、県費で支出することとしております。また、国連訪問に係る業務を委託しており、委託契約額は、約690万円であり、合計で約1172万円となっております。今回の国連訪問における知事の随行者は、5名となっております。

同じく1(1)オ、国連訪問の調整業務についてお答えいたします。

今回の国連訪問に係る業務については、プロポーザル方式で公募を行い、民間事業者へ委託を行っております。行程全体の総括や国連人権高等弁務官事務所等との調整は県が行い、国連人権理事会への出席に係る国連側との調整や国連特別報告者との面談等の設定については、委託業者が行っております。

同じく1(1)カ、国連人権理事会におけるスピーチについてお答えいたします。

国連人権理事会では3つの会議において知事のスピーチを予定しておりましたが、そのうち有害物質に関する会議及び一般討論に関する会議については、国連関係者や各国代表者による討論の時間が伸びたことなどにより、NGOの発言枠の時間が短くなったため、発言の機会を得ることはできませんでした。なお、発言できなかったスピーチの内容については、知事が講演会や特別報告者等との面談の場において、丁寧に説明を行っております。また、有害物質に関する会議において発言を予定していたスピーチ原稿については、会議に出席していた米国政府代表に提出したところでもあります。

同じく1(2)のア、琉球に関する中国での報道についてお答えいたします。

去る6月4日の人民日報において、習近平主席の琉球に関する発言が報じられ、また、7月には玉城知事

が日本国際貿易促進協会の訪中団の一員として北京を訪問し、その後、福建省を訪れたことが中国国内でも報道されたことは承知しております。知事の中国訪問に関する一連の報道については、沖縄と中国のこれまでの交流の歴史など、沖縄に対する理解と関心が中国国内で高まったものと受け止めております。

同じく1(2)のイ、尖閣諸島と地域外交についてお答えいたします。

日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しているとの立場を取っております。また、平成26年の日中関係の改善に向けた話合いにおいて、双方は尖閣諸島等において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議等を通じて、不測の事態の発生を回避することで意見が一致したとされております。

県としては、日本政府の見解を支持するものであります。

一方、地域外交については、国家間の外交を補完するものとして、自治体、企業、NGO、市民など様々な主体が、国境を越えて、国際交流、技術協力など多分野で活動を展開することにより、地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与するものと考えております。

同じく1(3)のア、今年度の政策参与についてお答えいたします。

政策参与は、県政における重要課題の解決の促進に資するため、知事が特に命ずる事項について調査研究し、知事に進言することを職務とし、現在2名を委嘱しております。亀濱玲子政策参与は、離島振興や女性の地位向上の分野、齋藤勤政策参与は、地方自治や行財政全般の分野を担当しております。

同じく1(3)のイ、政策参与の勤務及び面談実績についてお答えいたします。

令和4年度は、亀濱政策参与は175日の勤務、うち知事面談5回、金城実政策参与は29日の勤務、うち知事面談4回、高山義浩政策参与は19日の勤務、うち知事面談18回であります。令和5年度は、8月末時点で、亀濱政策参与は68日の勤務、うち知事面談3回、齋藤政策参与は35日の勤務、うち知事面談3回であります。

同じく1(3)ウ、政策参与の助言についてお答えいたします。

亀濱政策参与には、離島医療の拡充や女性の地位向上、子供の居場所における支援などについて進言をいただいております。また、齋藤政策参与には、地方自

治や行財政全般について、本県の抱える諸課題の解決に向けて、幅広く進言をいただいております。令和4年度末に任期を満了しました金城政策参与には、予防医療の観点から県民の健康維持や長寿復活のための企業の健康経営等について、進言をいただきました。同じく、高山政策参与には、新型コロナウイルス感染症対策に係る県の医療提供体制や検査体制の拡充などについて、進言をいただきました。知事は、各政策参与からの進言等を踏まえ、新型コロナウイルス対策、県民の健康増進や企業の健康経営、離島支援、女性の地位向上、経済対策等に取り組まれているところであります。

次に6、文化観光スポーツ行政についての中の(6)のウ、水難事故防止ワーキンググループについてお答えいたします。

水難事故の未然防止に資する施策を関係部局で連携しながら行うことが重要との観点から、ワーキンググループを設置し、施策の検討を行ってまいりました。現在、海のセーフティマップの作成や市町村における防災行政無線を活用した離岸流等への注意喚起の依頼、教育委員会との共催による高校生への着衣泳、いわゆるういてまで講習、八重山圏域における観光客等避難訓練など、水難事故防止に向けた多方面への取組を行っております。引き続き、沖縄ライフセービング協会等から専門的な意見をいただきながら、先進的な取組等の情報収集を行い、関係機関と連携して水難事故防止の有効な取組を検討してまいります。

同じく6(6)のオ、海洋アウトドアGPSトラッカーについてお答えいたします。

海洋用GPSトラッカーは、水難事故防止のため、マリレジャー等をする者が救命胴衣に発信器、いわゆるビーコンをつけ、漂流した場合、呼出しコールにより位置情報が表示される、いわゆる見守りサービスと承知しております。令和5年9月21日、22日に、石垣島沖合において、実証実験が行われたと聞いております。

県としては、引き続き、ワーキンググループにおいて、こうした水難事故防止の取組に有効的な情報の収集を行い、施策に生かしてまいりたいと考えております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 2、行財政運営についての(1)のア、赤字決算に係る責任についてお答えいたします。

土木建築部所管の特別会計で赤字の状態が発生するという重大な不適切処理の事案がありました。県民の皆様からの公務に対する信頼を損ね、御心配をおかけする結果となってしまい、心よりおわび申し上げます。二度とこのようなことが生じないよう、徹底した再発防止に取り組んでまいります。

土木建築部としては、赤字状態の治癒を最優先と考え、手続を進めており、部内の責任については、関係部局と調整の上、適切な時期に判断してまいりたいと考えております。

次に同じく2の(1)のイ、赤字決算に係る手続についてお答えいたします。

特別会計の補正予算案については、既に専決処分を行い、赤字状態を治癒したところです。今後、専決処分については、地方自治法の規定に基づき議会に承認の議案を提出することとしております。

次に3、離島振興についての(7)のア、伊平屋・伊是名架橋の進捗等についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、多くの課題が明らかとなっており、建設工事費の縮減等について、調査研究に取り組んでおります。現在、建設工事費の精度向上を目的に、架橋検討位置の水深を把握するための深淺測量及び具志川島の海域において、土質ボーリング調査を実施しているところであります。令和6年度以降、これまでの調査結果等を踏まえ、事業化の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に同じく3の(7)のイ、伊平屋空港整備事業についてお答えいたします。

伊平屋空港については、就航見込みのある航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証及び関係機関との調整に取り組んでいるところであります。引き続き、意向取付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携し、早期事業化に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に5、産業振興・総合交通政策についての(2)のア、モノレール3両化スケジュールについてお答えいたします。

3両化については、現在、予定している9編成のうち、令和5年8月10日にモノレール開業20周年記念式典とあわせて2編成分の運行が開始されたところであります。令和6年度早期には2編成分を追加し、合わせて4編成分の3両編成車両が運行する予定となっております。残りの5編成分については、必要な予算の確保に向けて取り組んでまいります。

次に同じく5の(4)のア、離島等における公立住宅

の整備についてお答えいたします。

県では、離島市町村の若年層の定住促進や地域活性化を図る観点から予算の重点配分を行うなど、市町村営住宅の整備を促進することとしております。また、市町村営住宅のほか、地域優良賃貸住宅や移住定住促進住宅など、地域の実情に応じて市町村が実施できる補助事業があります。

県は、市町村の住宅支援策について、必要な情報収集や助言を行ってまいります。

次に6、文化観光スポーツ行政についての(6)のイ、水難事故の減少に向けた今後の方針及び目標についてお答えいたします。

本県の水難事故発生件数が全国ワーストとなっている状況については、海岸管理者としても重く受け止めております。新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、令和6年度に水難事故発生件数を90件に減少させることとしており、これまでの取組の効果検証を行うとともに、関係部局等と連携して、さらなる水難事故の未然防止対策の強化、迅速な救助を可能とする体制の強化等に取り組んでまいります。

次に同じく6の(6)のエ、海辺のみまもりシステムについてお答えいたします。

海辺のみまもりシステムについては、現在、恩納村が管理する海岸への設置に向けて、調整が進められております。

県としては、恩納村での効果等を検証するとともに、市町村や関係部局とも連携しながら、引き続き、沖縄県水難事故防止に係る検討会議において協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 2、行財政運営についての(1)のウ、令和4年度決算スケジュールについてお答えいたします。

県では、赤字の状態で出納を閉鎖した令和4年度宜野湾港整備事業特別会計と中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の繰上充用を行ったところであり、決算書を監査委員の審査に付すこととなります。その後、60日以内に審査意見書が知事に提出されますので、議会への決算書等の提出は、11月定例会になるものと思われま。

2の(2)のア、時間外勤務縮減の取組についてお答えいたします。

知事部局の令和4年度における職員1人当たりの時間外勤務は、月平均13.7時間で、前年度の15.1時間

から1.4時間減少しております。一方、ノー残業デーの設定や終礼で退庁の呼びかけを行っておりますが、時間外勤務が月100時間を超える職員がおります。そのため、総務部から毎月、長時間勤務職員の情報提供を行い、各部において業務分担の見直し等に取り組んでおります。そのほか、8月から9月までキャンペーン期間として、県庁ライトダウンを実施し、定時退庁を促しております。

同じく2の(2)のイ、県職員のメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

知事部局におけるメンタルヘルス対策については、ストレスチェックやセルフケア、ラインケア等の研修会を行うとともに、不調を抱える職員等に対するメンタルヘルス相談を実施しております。実施に当たっては、産業医や臨床心理士が毎週相談を受けるほか、精神科医も対応できる体制を整備しております。また、令和2年度からは新採用職員を対象にメンタルヘルスに係るアンケート及び相談を実施しており、その結果を各所属長に周知することにより、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。

同じく2の(2)のウ、役職定年制の運用についてお答えいたします。

組織の新陳代謝を確保し、活力を維持する観点から役職定年制を導入し、管理監督者にある職員の職位は班長級とすることとしております。職名については、これまでの知識や経験が生かされる職などに配置することを踏まえ、その役割に応じたものとなるよう現在検討しているところです。また、当該職員の処遇については、国との均衡を踏まえ、給料月額を60歳前の7割水準とすることとしております。

同じく2の(2)のエ、在宅勤務手当の検討状況についてお答えいたします。

令和5年人事院勧告においては、1か月当たり10日を超えて在宅勤務する際の手当を新設することとされております。現在、知事部局においては労務管理上の課題等があることから、まずは1か月当たり5日を上限とした在宅勤務を試験的に運用しているところであり、今後、運用実績を踏まえ、日数を見直す際には、手当導入の必要性についても検討してまいりたいと考えております。なお、全国の様子は把握しておりませんが、九州各県に確認したところ、現時点で手当導入を予定している団体はございません。

同じく2の(4)のウ、基金条例の目的と意義についてお答えいたします。

本条例は、本県を応援する個人または法人からのふるさと納税制度による寄附を活用し、寄附者が選定し

た県が行う事業の財源に充てるため、基金を設置することを目的としております。本条例の基金に係る取組の一つであるガバメントクラウドファンディングを活用し、県の魅力を発信することで、本県の事業を県内外の多くの方に知ってもらい、応援してもらうことにより、本県の抱える課題解決などの後押しになるものと考えております。

同じく2の(5)のア、記者発表までの経緯についてお答えいたします。

まず初めに、今回のP F O S等を含む泡消火剤等の流出事案は、私をはじめ担当する職員の危機意識の欠如により生じたもので、ずさんな庁舎の管理が行われたものであります。議員の皆様、県民の皆様に対する公表が遅れましたこと、また多大な不安を与えましたこと、深くおわび申し上げます。

記者発表までの経緯についてですが、令和5年6月18日日曜日、本庁舎に設置されている泡消火設備が誤作動を起こし、P F O S等を含む消火剤が地下2階駐車場に放出されました。放出された消火剤の一部は回収したものの、残りは地下2階の湧水槽へ流れ込みましたが、当該湧水槽には、雨水はほとんど流れ込まないものと認識していたことや、槽内の水が建物外部へ排出されたことは確認できなかったため、後日回収することといたしました。回収方法や処分先を検討していたところ、9月12日に槽内の水位が低下したことが分かり、泡消火剤を含んだ水が建物外部へ流出したことが判明したことから、公表に至ったところ です。

しかしながら、県民生活に影響を及ぼすおそれがある事象については、速やかな三役への報告及び関係機関と情報共有をするとともに、議会、そして県民の皆様にも速やかに公表すべきであったと深く反省しております。

同じく2の(5)のイ、公共施設の維持管理、更新計画についてお答えいたします。

沖縄県公共施設等総合管理計画では、県の公共施設全体の状況を把握し、計画的な更新や長寿命化を図る取組を推進しています。各施設においては、今後の中長期的な設備更新・躯体改修の時期等を盛り込んだ個別施設計画を策定し、実際の劣化度合いを勘案しながら、更新・改修を行ってきたところです。本庁舎の泡消火設備は令和7年度の庁舎改修事業に併せて取り替える予定でしたが、今後、県の各施設に設置されている泡消火設備も含めて、早期にP F O S等の含有調査を進めるとともに、P F O S等を含まない泡消火剤に取り替えてまいります。

次に5、産業振興・総合交通政策についての(6)、ビルメンテナンスに係る最低制限価格についてお答えいたします。

本庁舎及び本島内各合同庁舎の建物管理業務委託については、国土交通省が監修している建築保全業務共通仕様書や建築保全業務積算基準等を参考の上、積算価格を算出しており、最低制限価格については、沖縄県財務規則及び沖縄県の契約に関する取組方針に基づき、定めているところです。最低制限価格については、競争性、公平性を踏まえて慎重に対応しておりますが、人件費等が年度当初の想定を上回った場合は、双方協議の上、単価の見直しを行う旨の条項を契約書に明記し対応しているところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 2、行財政運営についての(3)のエ、地方へのデータセンター移転についてお答えします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づき、データセンターや研究開発拠点など、企業の重要なビジネス機能を誘致することにより、ビッグデータやテクノロジーの集積を図ることとしております。このため、県では、政府の取組を踏まえながら、情報通信産業振興地域・特別地区制度をはじめとした沖縄の優位性や、ビジネス環境に関するプロモーション活動等により、データセンターや県内にない高度な技術を有する情報通信関連企業等の誘致に取り組んでいるところです。

5、産業振興・総合交通政策についての(4)のウ、県内企業の賃上げの状況と課題についてお答えします。

民間調査会社の公表資料によりますと、県内企業において、全国平均の84.9%を6.6ポイント上回る91.5%が賃上げを実施しておりますが、本県では、人材確保の動きが強く、全国より賃上げ実施率が高く出たものと分析されているところです。一方、同資料では、物価高騰による価格転嫁が十分ではなく、収益が圧迫されるケースも少なくないとの報告があることから、企業が継続して賃上げに取り組むためには、適切な価格転嫁による利益の確保等が課題になっているものと考えております。

同じく5の(5)のア、沖縄県のスタートアップ支援についてお答えします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げるスタートアップ・エコシステムの構築に向け、各種

施策を推進しております。具体的には、起業人材の育成やビジネス開発への補助、投資家とのマッチングによる資金調達の支援など、産学官金の関係機関と連携して取り組んでいるところです。また、今年9月にはスタートアップ総合支援拠点を設置し、創業に関するワンストップ相談窓口を開設するなど、企業の成長段階に応じたきめ細かな支援を行っているところです。

同じく5の(5)のイ、人手不足の現状と対応策についてお答えします。

令和5年8月の有効求人倍率は1.19倍で、多くの分野において人手不足となっており、特に、観光、医療、福祉、運輸、建設分野等においては、有資格者等の専門人材が慢性的に不足している状況にあります。このため、県では、各分野特有の課題やニーズを踏まえ、分野ごとの人手不足対策の強化を図るとともに、働きやすい環境づくりや正規雇用の促進などの人材定着に資する取組のほか、外国人材やUJ I ターン人材などの新たな人材確保に取り組んでいるところです。

同じく5の(5)のウ、事業承継に係る支援策についてお答えします。

県経済の持続的な成長に向けては、中小企業等の価値ある経営資源を次世代に承継していくことが重要であることから、県では、事業承継の推進に取り組んでいるところです。具体的な取組としましては、事業承継の重要性を啓発する広報活動、商工会や専門家等による相談体制の構築、事業承継計画の策定支援、事業承継に要する費用の補助などを実施しております。

県としましては、引き続き、国や支援機関等と緊密に連携しながら、事業承継の支援に取り組んでまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 2、行財政運営についての(3)のオ、職員のDXリテラシーについてお答えいたします。

県では、職員のDXリテラシーの向上に向けて、所属や職員に応じたデジタルの知識・技術を身につけ、職員全体の能力の底上げを図るとともに、技術を適切に活用できるDX推進のキーパーソンとなる人材の育成に取り組んでおります。令和5年度には、デジタルに係る階層別研修を強化したほか、管理者及び一般職員を対象としたDX人材育成研修を実施しているところです。引き続き、DXの適切な推進に向けた職員研修に取り組んでまいります。

同じく2の(4)のア、企業版ふるさと納税の受入れ

実績についてお答えいたします。

県における企業版ふるさと納税の受入れ実績は、令和2年度は1件、100万円、令和3年度は5件、1600万円、令和4年度は15件、494万円となっております。また、令和5年度につきましては、8月末時点で9件、3081万1000円の寄附をいただいております。

同じく2の(4)のイ、企業版ふるさと納税の活用状況についてお答えいたします。

これまでにいただいた寄附金については、主に首里城に象徴される歴史・文化の継承、子供の貧困対策の推進及びスタートアップ創業支援等に関する事業に活用しております。

次に3、離島振興についての(1)、離島における定住条件の整備についてお答えいたします。

県では、離島における定住条件の整備に当たっては、条件不利性の克服と安心で豊かな暮らしを支える生活環境の実現に向けて、交通・生活コストの低減、航路・航空路の維持、医療提供体制の確保のほか、都市部と同等の情報通信環境の確保などの取組が必要と考えております。

県としては、引き続き、離島市町村等とも意見交換を行いながら、こうした取組を実施することで、離島の定住条件の整備を図ってまいります。

同じく3の(2)、小規模離島航路の支援策についてお答えいたします。

離島の航路・航空路は、離島住民の日常生活や経済活動に、必要不可欠な交通インフラと考えております。このため県では、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業において、離島住民や観光客の運賃を低減することで、航路・航空路の利用促進を図っているところです。また、航路・航空路については、収入に比べ、固定費が大きいという構造的な課題があることから、国や関係市町村と協調して運航に係る欠損額に補助しており、これにより航路・航空路の確保・維持に努めているところです。

同じく3の(4)、南北大東島内の回線網整備についてお答えいたします。

南北大東島内の超高速ブロードバンド整備については、令和2年度に事業着手し、現在、島内の約半数の世帯について、整備が完了しております。現在、両村及び通信事業者と連携し、残された地域の整備手法や運営方針について意見交換を行っているところであります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携を図りながら、島内のインターネット回線網の整備に取り組

んでまいります。

同じく3の(5)、久米島の海洋深層水活用に対する県の支援についてお答えいたします。

久米島町が事業主体として取り組んでいる海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。久米島町は、現在、防衛省補助金を活用し、施設新設に係る全体計画を策定することとしており、その中で事業化に向けた課題を精査するものと聞いております。

県としましては、町が策定する全体計画の内容を確認し、様々な観点から意見交換を行うなど、技術的な支援を行ってまいります。

同じく3の(6)、本島－離島間のガソリン価格差の是正についてお答えいたします。

県では、揮発油税等の軽減措置を前提に、石油価格調整税を課税し、同税収を財源として離島への石油製品の輸送費補助を行っております。

県としては、離島における石油製品の価格の安定には、輸送費補助を継続することが重要なものと認識しており、その前提となる揮発油税等軽減措置の延長に取り組んでまいります。また、価格差の縮小に向けては、離島市町村や石油販売事業者と意見交換を行いながら今後の方策を検討しているところです。

次に5、産業振興・総合交通政策についての(2)のイ、鉄軌道導入の可能性、ロードマップについてお答えいたします。

県が提案する構想段階のルート案では、費用便益比が1を超えるケースの確認や、JR在来線と比較しても高い1日1万5000人の需要があると試算しております。県が提案する特例制度が認められれば、導入の可能性はあるものと考えております。今後は、構想段階の次の計画段階において、国が具体的なルートや駅位置、交通システム等の整備計画を決定し、さらに、概略設計、工事着手、開業へと進むロードマップを想定しております。

同じく5の(2)のウ、LRT・BRTをはじめとする新しい交通システムについてお答えいたします。

県では、LRTやBRTなど多様な都市内交通についての事例研究を行っております。具体的には、国内の路線のうち、速度が速く輸送量が県内中南部の需要に近い路線を選定し、構想から運行までの経緯、自動車利用からの転換策、路線バスとの連携などの情報収集を行っております。これらの情報を各圏域の市町村連携交通会議において共有し、交通システムと連携したまちづくり等、市町村と協働した取組を進めてまい

ります。

同じく5の(3)のア、那覇空港の現状と課題についてお答えいたします。

現在、那覇空港では、観光客等の増加に伴い、ピーク時間帯における保安検査場の一部混雑は見られるものの、通常時間帯は順調であると聞いており、空港内での旅客の流れは一定程度円滑であると考えております。一方、ターミナル前の乗降場においては、レンタカーの受渡し等による混雑等が課題となっております。このため、国や県、那覇空港ビルディング株式会社、レンタカー協会等で構成する那覇空港構内道路関係連絡調整会議において、利用環境の改善に取り組んでいるところです。

同じく5の(3)のイ、台風被災時の那覇空港の利活用についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社によると、台風来襲時の那覇空港ターミナルビルの利活用については、航空保安上の課題があることから、航空機の離発着がない限り、閉鎖していると聞いております。このため、県では、同社の意向も踏まえながら、関係部局と連携し、国や航空会社など関係機関と意見交換をしてまいります。

同じく5の(3)のウ、那覇空港旅客ターミナルビルの増設についてお答えいたします。

現在、那覇空港の旅客数はコロナ前の約8割まで回復しております。今後、第2滑走路を最大限に活用し、航空需要が増加することにより、現在のターミナル施設では、中長期的に狭隘化すると考えております。このため、ターミナル施設の増設については、国内外の旅客のニーズを踏まえた上で、国や那覇空港ビルディング株式会社等の関係機関と連携し、検討を進めてまいります。

同じく5の(3)のエ、那覇空港機能の高度化についてお答えします。

空港機能の高度化については、国において、最先端の技術・システムの導入を支援することで、手続を円滑化し、旅客の負担を軽減する取組を推進しているところです。この取組を活用し、航空会社等はスマートレーンの導入、各航空会社共通の予約端末の導入等を実施しております。

県としては、最先端の技術・システムの導入支援の活用について航空会社等と意見交換し、那覇空港の利便性向上に努めていきたいと考えております。

同じく5の(3)のオ、那覇空港駐車場の拡張整備等についてお答えいたします。

現在、那覇空港においては、利用客の増加に伴い駐

車場不足が課題となっております。このため、国と那覇空港ビルディング株式会社においては、令和6年度から新たな駐車場整備が開始できるよう取り組んでいます。また、屋内エレベーターを含めた那覇空港内の施設については、那覇空港ビルディング株式会社において、空港利用者の意見等を踏まえ、利用環境の改善に向けて取り組んでいると聞いております。

同じく5の(3)のカ、航空便遅延時の移動手段確保についてお答えいたします。

県では、航空機の最終便が遅延した場合における、旅客の移動手段確保に課題があることは認識していることから、那覇空港ビルディング株式会社や沖縄都市モノレール株式会社等で構成する会議体において意見交換を実施しております。その中で、モノレールについては、夜間の保守点検が必要であること等から対応は困難であると聞いております。このため県では、引き続き、モノレールの代替手段について関係機関等と意見交換してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 3、離島振興についての御質問の中の(3)、小規模離島における介護人材確保についてお答えいたします。

小規模離島の特別養護老人ホームにおいては、介護人材の確保が困難な状況にあり重要な課題となっております。このため、県では、島外から介護専門職を確保するために必要な移転費用等を補助するとともに、今年度から外国人介護人材の活用に向けて、介護事業所における受入れ体制の整備やマッチングの支援などを実施しております。今後も離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き介護人材確保の支援に取り組んでまいります。

4、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)のア、待機児童の現状についてお答えいたします。

令和5年4月1日時点における本県の待機児童数は411人となっており、前年度から28人減少し、8年連続で減少しております。年齢別では、1歳児が最も多く246人、次いで2歳児が90人、3歳児が45人、ゼロ歳児が18人、4歳児以上が12人となっております。

同じく(1)のイ、今後の待機児童対策についてお答えいたします。

待機児童の解消を図るためには、保育士の確保が重要と考えております。県では、新規保育士を確保する

ため、市町村が行う保育士試験対策講座への支援等に加え、令和4年度から地域限定保育士試験を実施しております。また、保育士の定着を図るため、現場のニーズを踏まえ、保育補助者の配置等、業務負担の軽減や働きやすい環境を整備する事業の実施により、保育士の仕事や職場の魅力を高め、人材の確保につながる環境づくりに取り組んでいます。こうした取組を一層推進することにより、早期の待機児童解消に努めてまいります。

同じく(1)のウ、今後の就学前児童数についてお答えいたします。

新子育て安心プランの実施方針に基づく市町村実施計画において、令和5年4月1日時点の就学前児童数は8万9181人となっており、令和6年度まで横ばいで推移するものと見込んでおります。全国的に出生数は減少傾向にありますが、国による少子化対策の加速化により、今後どのように推移するのか注視する必要があると考えております。

同じく(1)のエ、保育士の処遇改善等についてお答えいたします。

保育士の処遇改善については、1人当たり3%程度の加算や平均勤続年数に応じた加算、キャリアアップ研修の受講による技能取得に対する加算が行われております。これら処遇改善加算が保育士の給与に確実に充てられているか、市町村において施設ごとに確認をしているところです。また、県では、令和4年度から国家戦略特区制度に基づく地域限定保育士試験を実施しており、92人が合格しております。地域限定保育士制度の全国展開については、国において検討が行われているところです。

同じく(2)のア、ヤングケアラーの具体的な支援策についてお答えいたします。

県では、福祉・医療・介護・教育等の関係機関職員向けの研修や困難を抱える家庭を訪問し、必要な支援を届ける寄り添い支援を実施しているところです。また、今年度から、ヤングケアラー・コーディネーターの配置や、ヤングケアラー本人や保護者などから悩みを相談できる窓口設置など、新たな取組を実施しています。これらの支援策の取組内容や今後の方向性等について有識者等から意見を聴取することも予定しており、引き続き、ヤングケアラーを的確に把握し、必要な支援につなげる取組を強化してまいります。

同じく(2)のイ、ヤングケアラー・コーディネーターの活動実績についてお答えいたします。

県では、令和5年4月にヤングケアラー・コーディネーター1名を配置しており、これまで市町村や学



校等の関係機関から計23件の相談に対応しております。このほか、ヤングケアラー関係研修の講師対応、関係機関との連携体制構築に向けた各種調整、ヤングケアラーに対する正しい理解を促すための広報啓発等に取り組んでいるところです。引き続き、ヤングケアラー・コーディネーターの活用に向けて、県ホームページ等による情報発信や関係機関等への周知を図ってまいります。

同じく(3)のイ、少子化対策の財源についてお答えいたします。

国が6月に決定したこども未来戦略方針では、3年間の集中取組期間において実施すべき加速化プランを明らかにしており、歳出改革等による財源確保や経済社会の基盤強化を行うなど、2028年度までに安定財源を確保することとしています。

県としましては、国が全国一律で行う施策や地方独自の施策を実施することに伴い生じる地方の財政負担について、国において所要の財源を確保いただき、国と連携して少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく(5)のア、医療的ケア児への支援策についてお答えいたします。

県は、医療的ケア児が地域で安心して生活できるよう、去る7月28日に沖縄県医療的ケア児支援センターを開所し、医療的ケア児やその家族からの相談への対応のほか、関係機関との連携、多機関にまたがる支援の総合調整等を行っております。また、国庫補助事業を活用し、医療的ケア児の受入れを行う保育施設への看護師配置等の支援を実施しております。引き続き、市町村等と連携して、個々の医療的ケア児の状況に応じた、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでまいります。

同じく(5)のイ、病児保育事業における医療機関との連携についてお答えいたします。

保育所など病院や診療所以外で病児保育事業を実施する施設は、指導助言を行う医師を事前に選定し、緊急時の対応についてあらかじめ文書で取り決めており、これにより児童の病態の変化にも適切な対応が図られる体制を整えております。また、市町村は地域の医師会に対して、これら連携に対する協力を依頼し、事業の円滑な実施に努めております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 4、子ども・子育て支援についての中の(3)のウ、給食費の無償化についてお答えい

たします。

県教育委員会においては、7月から8月にかけて、保護者を対象に学校給食に関するアンケートを行うとともに、学校給食の実施状況や課題について市町村と意見交換を行ったところであります。今後は、それを踏まえ、沖縄県学校給食費無償化に関する制度設計委員会において、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいりたいと考えております。

同じく(3)のエ、通学バス無料化の進捗状況についてお答えいたします。

県は、令和2年度から子供の貧困対策として高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施したところであります。これまで、通学区域が全県域の中学校及び要件を満たすフリースクールの生徒にも支援を拡大し、令和4年度には約5000名を認定しております。令和5年度は、高額通学費が原因で進学等を断念することがないように、中間所得層までの生徒の通学費の一部補助を開始しております。引き続き、生徒が安心して学業に励むことができるよう、教育環境の整備に取り組んでまいります。

同じく(5)のア、学校における医療的ケア児への支援策についてお答えいたします。

医療的ケアを必要とする児童生徒は、令和5年5月現在、特別支援学校10校に96名在籍しており、39名の看護師を配置し、喀たん吸引や経管栄養等の医療的ケアを行っております。あわせて、教員を対象に医療的ケアに係る基礎的な研修も実施しているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き安全・安心な医療的ケアの体制整備に向けて、学校、保護者、主治医等との連携の下、一人一人の教育的ニーズに応じた支援に努めてまいります。

続きまして5、産業振興・総合交通政策についての(4)のイ、物価高における給食費の負担軽減についてお答えいたします。

昨今の原材料価格の高騰により、学校給食における食材費の価格も高騰しております。

県教育委員会としましては、物価高騰の中、保護者に新たな負担を課すことなく、これまでどおりの栄養バランスや量の学校給食が提供できるよう、昨年度に引き続き、各県立学校の給食食材費高騰分に対して、国庫事業を活用し補助を行っております。また、県内市町村においては、6月時点で15市町村が臨時交付金を活用する予定と聞いております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 5、産業振興・総合交通政策についての(4)のイのうち、水道料金の減免についてお答えします。

水道料金については、水道法に基づき、受益者負担の原則にのっとった独立採算制を基本に、各水道事業者において金額が設定されております。県は、各水道事業者に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用を促しており、今後とも健全な経営が確保できる公正妥当な水道料金の設定を助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

〔宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇〕

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 6、文化観光スポーツ行政についての(3)のア、入域観光客数等についてお答えします。

本年度4月から8月までの入域観光客数の累計は348万5500人で、対前年度同期と比べ98万2600人、39.3%の増となっており、これまで21か月連続で対前年同月を上回っております。また、本年4月から6月期の国内客の1人当たり観光消費額は速報値で9万1101円であり、高い水準となっております。これに入域観光客数を乗じた国内客の観光収入は1607億円、対前年度同期と比べ368億円、29.7%の増となっております。本年度は入域観光客数を843万人と推計した上で、観光収入7908億円を目標としており、引き続き回復基調が続くものと見込んでおります。

同じく6の(3)のイ、人手確保等の取組についてお答えします。

沖縄観光は、コロナ禍における離職と需要の回復に伴う人手不足や、物価高騰等による影響を受けていると考えております。このため県では、観光事業者に対し、今後の観光需要に対応する前向き投資等の受入れ体制の再構築を支援しております。また、観光人材の確保・定着を図るため、事業者の労働生産性向上に資する取組を支援するとともに、職場訓練や就職説明会の開催を通じた観光事業者と求職者とのマッチングの促進、観光現場における様々な取組を伝える広報、就職イベントの周知に取り組んでおります。

同じく6の(3)のウ、台風時の危機管理についてお答えします。

台風6号では影響が長期化したため、多くの観光客が帰宅困難となりました。このため、県では、沖縄観光コンベンションビューローをはじめとした関係団体と連携し、台風時観光客対策協議会を設置し、情報収

集の上、観光客に向けて台風・交通情報等を発信するとともに、旭橋の観光案内所を暴風警報発令中でも稼働する等の対応を行ったところ。今後は、観光客が速やかに滞在先を確保できるよう、ウェブ上でホテル等の空室情報を掲載するとともに、市町村や関係団体と意見交換を行いながら、一時待機所の設置、備蓄支援等について検討してまいります。

同じく6の(3)のエ、沖縄県観光振興基金の活用についてお答えします。

本県では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図る取組を長期的、安定的に実施するために沖縄県観光振興基金を設置しております。令和4年度は、同基金を活用し、観光客のマリンレジャー事故防止に係る取組や、人材の確保に向けた観光現場における様々な取組を伝える広報など、4事業を実施しました。これによりマリンレジャーのハザードマップ及びポータルサイトの構築や観光業界で働くことの魅力発信などが図られました。令和5年度は、観光人材の確保、観光2次交通の利用促進、文化観光コンテンツの創出、サステナブルツーリズムの推進など、計11事業を実施しております。

同じく6の(5)のア、大型MICE施設のロードマップについてお答えします。

本県では、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を今年7月28日に公布し、8月25日には実施方針を10月に公表する見通しであることを示しました。令和5年度は、実施方針の策定・公表や特定事業の選定の手続等を進め、令和6年度以降の入札公告、事業者の選定、事業契約締結に向けて取り組んでまいります。契約締結後、設計1年、施工2.5年を要する見込みであり、施設の完成後は開業準備期間を経て、供用開始となる予定です。

同じく6の(5)のイ、PFI事業におけるリスク整理についてお答えします。

大型MICE施設の整備運営等に当たっては、国のガイドラインを参考に、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すとの考えの下、原則として事業者が負うものとしております。ただし、不可抗力や法令の変更など、県が負うべき合理的な理由があるリスクについては、県が責任を負うものと考えております。予想されるリスクと県及び事業者の責任分担は、実施方針において示すこととしております。

同じく6の(5)のウ、交通アクセス計画についてお答えします。

那覇市内や空港等からの交通アクセスは、整備が進められている南風原バイパス、与那原バイパス、小禄道路等の利用を想定しております。また、大型MICE施設の開業後は、公共交通機関の利用促進や、中南部地域からのシャトルバスの運行による交通渋滞の緩和に努めることとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

[多良間一弘 環境部長登壇]

○多良間一弘 環境部長 6、文化観光スポーツ行政についての(4)のア、国立自然史博物館の誘致に関する取組の進捗状況についてお答えします。

国立自然史博物館の設立誘致に向けて、県では、企画展として、県立博物館・美術館や美ら海水族館で常設展示を行うとともに、八重瀬町役場で巡回展を行ったところであり、今後も、うるま市、久米島町など4市町で巡回展を実施する予定としております。加えて、8月に開催した山の日全国大会においても、式典会場入り口にブースを設け、誘致PRを行っております。また、シンポジウムについては、今月14日に名護市民会館で開催するほか、東京での開催に向けて調整を進めているところです。

県としては、今後とも、機運醸成を図りながら県民会議の設立を促進するとともに、国等への働きかけ等を強化することとしております。

同じく6の(4)のイ、国立自然史博物館の誘致の主体についてお答えいたします。

県では、平成29年からシンポジウム開催などの機運醸成や国への要請等を行っており、令和4年に策定した新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、国立沖縄自然史博物館については、今後あらゆる機会を捉えて県内誘致に努めることとしたところです。国立自然史博物館の誘致については、県が主体となり取り組んでいるところですが、県だけではなく、市町村や県民、経済界、学識経験者、議会等、県全体が一丸となった取組を推進することが重要と考えております。

今後とも、県民会議の設立を促進するなどして、国立自然史博物館の設立誘致の早期実現に向けて取り組んでまいります。

同じく6の(4)のウ、国への要請活動等についてお答えいたします。

県では、これまで国立自然史博物館の設立誘致について、沖縄担当大臣へ6回、衆議院、参議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会へ5回、要請を行っております。今年度においては、4月の骨太の方針に係る要請、5月の自民党沖縄振興調査会における要望、

7月の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長への要望を行うとともに、先日、新たに就任されました自見沖縄及び北方対策担当大臣へも要望したところであります。

国におきましては、国立自然史博物館の設立や所管省庁も決まっていない状況にあることから、県としては、今後とも、あらゆる機会を捉えて、国立自然史博物館の県内誘致に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

[鎌谷陽之 警察本部長登壇]

○鎌谷陽之 警察本部長 6、文化観光スポーツ行政についての御質問のうち(6)のア、県内の水難事故の状況と交通事故死者数との比較についてお答えをいたします。

まず県内の水難事故の状況について、全国統計のある令和4年中では、発生件数及び罹災者数は106件143人で、いずれも全国ワースト、死者数は40人で全国2番目に多い数となっております。また、本年中は暫定値として、8月末現在で、発生件数は73件で前年同期比5件増加、罹災者数115人で、同じく22人増加。死者数は35人で、同じく8人増加となっております。

次に、県内における過去3年間の水難事故と交通事故の死者数の比較についてですが、令和2年水難事故死者数42人、交通事故死者数22人、令和3年がそれぞれ45人、26人、令和4年が40人、34人、令和5年8月末現在が35人、25人となっており、いずれも水難事故死者数が交通事故死者数を上回る状況となっております。

このような状況から県警察といたしましては、遊泳者等への注意喚起や空港でのリーフレットの配布など、広報啓発活動を推進するとともに、本年6月に結成しました立入調査強化チームにより、マリネジャー事業者に対する安全指導及び立入調査の強化を図っております。さらに本年7月末から約2か月間、他県警察からの特別派遣を受け、この派遣部隊により本島中北部、宮古島地区、八重山地区における海浜警ら強化したほか、離島における事故発生時には、行方不明者の捜索活動を行うなどの取組を実施いたしました。今後も、関係機関、団体と連携を密にし、水難事故防止に向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 時間切れになると思って、再質問は特に通告をしてないんですけども、答弁の範囲

でお答えできるような質問をさせていただきます。

まず、県庁からPFOSの流出事案が出て、いろいろ慌てていろんな形で情報が錯綜し、また急遽、記者会見もなされたということなんですけれども、時系列を聞いたんですけれども、いつの段階で記者会見をして、県民の皆様はこの事実を発表する——当初ですね。いつ、何月何日に発表する予定だったのか教えてくださいませんか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 まず、記者会見をするかどうか決めた日は、9月15日、那覇市の職員と立会いをしたときに、これは県が自ら公表するので、情報の取扱いについては注意してくださいということで先方に申し上げました。それで具体的な日付は9月27日に行ったわけですが、もう通告前までにはやろうということは決めておりました。ただ、前日の26日に委員会等があったものですから、それらの対応があったものですから、翌日の27日になったというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 発表する予定ではあったけれども——9月25日に、与党連絡協議会ですか、そこでこの事故の件を与党の皆様様に説明したという事実は本当でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 県民の皆様にも公表していない事案ではございましたが、口頭で、こういう事案が発生した、一両日中に記者会見を行う、それに合わせて議員の皆様様に資料を用いて御説明をするということを申し上げました。

○赤嶺 昇 議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 せめて、私は、議長には一言報告をすべきであったと。そうすれば個人的には、少しは納得をするんですけど、議長も知らなかった。ましてや与党の皆様は、25日に聞いていたと。本来ならば、その時点で早急に記者会見して、県民にお知らせをなささいというのが僕は筋だと思っておりますけれども、これは一般質問で我が会派が話を聞くとお思いますので、これ以上聞きませんけれども、知事は、この経緯の中で早急に記者会見をして発表すべきだという指示を出すべきだったと思っておりますが、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今般の件に関しましては、議会への報告、そして県民の皆様への公表が遅れましたことを深くおわびを申し上げたいと思っております。

私が9月15日にまず口頭で報告を受けまして、た

だ、いわゆるそのPFOSの含有の調査ですとか、まだ詳細について明らかになっていないということでしたので、そのような調査を進めて、これは公表するよというように指示を出していたものであります。

○赤嶺 昇 議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 細かいのはまた一般質問でやると思いますけど、知事、久茂地川に流出して、当該市町村、那覇市に、記者発表した後に、説明はしましたでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 那覇市に対しましては、水質汚濁防止法上の届出の義務がございまして、9月14日に私が報告を受けて、翌15日に那覇市の関係課と総務部の担当課で協議を進めてきたところでございます。近いうちに私のほうから那覇市のほうに、また改めて状況を報告しに行きたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 本来ならば、記者会見した翌日にでも那覇市長に説明すべきだったと思うんですけれども、これはいまだにやっていないということですので、しょうがないと思います。ただ、久茂地川の河口に壺川漁港があるんですけれども、漁港の皆様にも説明すべきじゃないでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 水質の分析の結果は34ナノグラムで基準値以下ではあったんですが、お騒がせしたという点で、少し落ち着きましたら、私のほうからおわびにまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 大変、PFOSに関しては、知事も国連でいろいろなお話をなさっているし、一番危機感を持つべき県が、こういった形で関係者にまだ説明もしていないということは、大変遺憾なことですけども、後は一般質問で我が会派の皆さんがやりますので、今日は終わります。

○赤嶺 昇 議長 照屋大河議員。

[照屋大河 議員登壇]

○照屋 大河 議員 ハイサイ 皆さん、こんにちは。

会派でいーだ平和ネットの照屋大河です。

通告に従い、会派代表質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設について。

辺野古新基地建設をめぐる、防衛省が申請した設計変更を知事が不承認にした後、国がこの不承認処分を取り消したのは違法などとして、県が国を訴えた2つの訴訟の上告審で、県の敗訴が確定いたしました。一連の訴訟を通じて、司法は都道府県知事の裁量権を認めず、県側の主張に対する判断を一切示すことなく、また、県民投票で7割が辺野古埋立てに反対した民意にすら触れられませんでした。国の強権的な手法の追認機関に成り下がった最高裁判決は、地方分権に逆行し、自治権と民主主義をゆがめる不当判決であると糾弾せざるを得ません。最高裁の不当判決をもってしても、軟弱地盤や莫大な建設費用と工期がかかる経済的合理性など、県が不承認とした公有水面埋立法上の問題は一つ解決していません。辺野古新基地建設は、今なお民意に背く無理筋な事業であることを強く指摘すると同時に、辺野古新基地建設阻止のために県民の先頭で頑張る知事を、これからも会派一同、支え続ける決意と覚悟を申し上げて質問に入ります。

ア、最高裁判決を受けての知事の所感と今後の対応について伺います。

イ、スイス・ジュネーブで開かれた国連人権理事会での発言やサイドイベントでの講演の意義、国連特別報告者との会談などで得た成果について伺います。

ウ、沖縄防衛局は、辺野古埋立てに使う岩ブリの含有率の変更を行いました。変更理由について、沖縄防衛局から県にどのような説明があったのかについて伺います。

(2)、次年度沖縄関連予算概算要求について。

内閣府は、2024年度沖縄関係予算概算要求について、2920億円を計上いたしました。うち、一括交付金は785億円を要求しています。いずれも今年度当初比で微増しているものの、県の要望額とは程遠い状況です。伺います。

ア、概算要求額は、物価上昇率を考慮した場合、内閣府の実質要求額として今年度当初比で増額と言えるものか、県の認識について伺います。

イ、年末の次年度予算編成に向けて、県が目指す総額3000億円台、一括交付金1000億円台を勝ち取るための知事の決意と県の具体的戦略について伺います。

ウ、一括交付金の減額傾向に歯止めがかからない中、ハード交付金の減額が県や市町村のインフラ整備の重大な足かせとなっています。ハード交付金の増額に比重を置いた国との折衝も、戦術の一つとして考えられるのではないかと。知事の見解を伺います。

エ、概算要求では、金額を示さない事項要求に防衛体制強化のための空港・港湾などの公共インフラ整備費を盛り込んだ。政府が突き進む南西諸島防衛強化の一環で、事実上の軍民共用のためのインフラ整備であります。振興と防衛のリンク論を地でいくものであり、償いの心や沖縄の特殊事情に端を発する沖縄振興特別措置法の趣旨から逸脱していると考えますが、知事の認識を伺います。

(3)、南西諸島防衛について。

ア、防衛省が決定した2024年度概算要求では、宮古島駐屯地と保良訓練場に約65億円、石垣駐屯地に約131億円、与那国駐屯地に約1億円のほか、久米島のレーダー更新、北大東島へのレーダー配備計画などが計上された。また、防衛省は今年度中に勝連分屯地にも南西諸島各地の地对艦ミサイル部隊を統括する連隊本部を設置し、沖縄市池原の陸自訓練場にミサイル備蓄用の弾薬庫を建設しようとしています。このような軍事増強は、本土決戦を遅らせるための捨て石となった沖縄戦をほうふつとさせる。今また、沖縄の島々を軍事要塞化することは絶対に許されないと考えるが、知事の見解を伺います。

イ、南西諸島防衛強化に関連して、民間港である石垣港への米軍艦入港、陸上自衛隊と米海兵隊との共同訓練レゾリュート・ドラゴン（RD）への陸自オスプレイ新石垣空港飛来について、県は自粛を求めているが、日米両政府にことごとく無視されている格好だ。知事の見解について伺います。

ウ、敵基地攻撃能力保有に向け、地对艦ミサイル部隊の配備が予定されている陸上自衛隊勝連分屯地において、県指定の保安林の一部が開発された状態となっている問題で、県森林管理課は、市民団体ミサイル配備から命を守るうま市民の会の要請メンバーに対し、弁護士から保安林の指定を解除するのが相当との意見を受けていることを明らかにしましたが、県の対応は固まっているのか伺います。

2、米軍基地関連について。

(1)、嘉手納基地から派生する諸問題について。

ア、F15戦闘機退役に伴う新機種の暫定配備で、昨年秋以降、嘉手納基地周辺の爆音被害が騒音回数、騒音レベルともに悪化している。県は騒音被害の状況をどのように捉え、認識しているか。

イ、かねてより嘉手納町は、MC130の一時駐機など、住民地域に近接するパパール地区での米軍機使用に反対してきたが、最近はこれまでになかった軍用ヘリの運用が見られ常態化が懸念されるが、パパール地区におけるヘリの運用実態を県はどのように把握

し、認識しているか。

(2)、米軍PCBの処分問題について。

ア、県内の米軍基地で使われていたPCB廃棄物を防衛省が引き取り、国内で処分していたことが明らかになった。県内米軍基地のPCB廃棄物を防衛省が引き取るようになった時期と、未処理のまま県内で保管されている理由について伺う。

イ、当該PCB廃棄物は、いつまでに県外へ搬出される予定か、沖縄防衛局から県に届けられた保有量や保管状況と併せて伺う。

ウ、防衛省に引き取られることなく、未処理のまま、いまだ県内米軍基地に保管されているPCBはどのほどあるのか、県として把握しているか伺います。

(3)、環境保全共同声明について。

ア、日米両政府が、ユネスコ世界自然遺産に登録された本島北部の自然環境保全に向け、協力して取り組むとした共同声明を発表した。県として共同声明をどう評価しているか、見解を伺う。

イ、北部訓練場返還跡地で、2016年の返還以降に回収された廃棄物が、空砲類約5万2000発、大型鉄板263枚（1万4000キログラム）に上ることが沖縄防衛局のまとめで分かった。深刻な環境汚染が懸念される。基地内立入りの実現など、共同声明の実効性が問われるところだが、県として、国に対しどうアプローチしていくつもりか伺います。

3、第1次産業について。

(1)、肉用子牛の取引価格急落について。

ア、取引価格の下落に歯止めがかからない主因はどこにあると考えるか、県の見解を伺います。

イ、価格下落を受け、国と県の補助事業が発動し、農水省は、12月までの臨時措置としてさらなる支援策の拡充を打ち出したが、価格の下落幅の大きさに支援策が追いついていないのではないかと。とりわけ、県内離島の畜産農家は、離島の離島の輸送コストが飼料高騰や燃料高騰の影響と相まって、飼料代や子牛の輸送費として重くのしかかる。県としても、さらなる支援策の拡充を検討すべきではないか、対応を伺う。

ウ、コロナ禍や物価高もあり、肥育農家が育てた枝肉が売れない状況にある。国内需要が頭打ちとされる中、中国をはじめアジアの市場を開拓する販路拡大に県としても率先して取り組むべきではないか。

(2)、畜産における獣医師不足について。

県内離島における産業医不足の現状を認識しているか。安定的な産業医供給の方策と併せて伺う。

(3)、福島第一原発の処理水海洋放出に伴う風評被害について。

ア、県近海漁獲物の売行きに影響が生じるなど、県内でも同様の風評被害は出ているか伺う。

イ、風評被害対策として、国は総額1007億円の水産業者支援策を取りまとめた。全国が対象だが、県としても国に積極的な支援を求めていくべきではないか伺う。

ウ、中国観光客のキャンセル状況、迷惑電話の件数、不買運動の具体的な事例と影響等について伺います。

4、台風6号について。

(1)、人的被害、家屋やインフラ等の物的被害、断水や停電などの被害状況と農林水産業や観光業などの被害状況、支援や対応について伺います。

(2)、空港閉鎖時の観光客の受皿も課題として浮かび上がった。改善策について伺う。

(3)、うるま市川田における高齢者施設裏の崖崩れ、宮城島桃原の県道10号線付近の土砂崩れについて、県の対応は可能かについて伺います。

5、マウイ島火災について。

米ハワイ・マウイ島の山火事で、観光地ラハイナが壊滅的な打撃を受けた。ハワイには多くの県系人が暮らしています。大変心を痛めています。心からのお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願うものがあります。

復旧・復興に関する県の取組について伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、最高裁判決の受け止めと今後の対応についてお答えいたします。

最高裁判所は、去る9月4日、沖縄県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について何ら判断せず、訴えを退ける判決を言い渡しております。最高裁判所には、憲法が託した法の番人としての矜持と責任の下、地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を最後まで期待していただけない、極めて残念であります。現在、判決内容の精査や、行政法学者等から寄せられた様々な意見について分析を進めているところであります。

私は、辺野古新基地建設問題については、これまでも国に対して対話による解決の必要性と重要性を重ねて申し上げてきたところであります。引き続き、政府に対しては県との対話に応じるよう粘り強く求めてまいります。また、国際社会に対して、人権、自主自立

の観点、環境への懸念、住民の暮らしや文化の継承などに影響を及ぼしている沖縄の過重な米軍基地負担の軽減や辺野古新基地建設問題のほか、基地から派生する諸問題の解決の必要性を訴えるとともに、国連関係者の沖縄への招聘など、沖縄県の取組を後押しする国際世論の形成に取り組んでまいりたいと思います。

次に(1)のイ、国連訪問の意義と成果についてお答えいたします。

今回の国連訪問において、国連人権理事会本会議に出席し、沖縄に米軍基地が集中している状況や県民の平和を希求する思いなどをスピーチしたほか、米軍基地による人権・自治・環境問題をテーマにした講演会を開催し、沖縄の過重な基地負担や辺野古新基地建設問題などについて、私が直接、国際社会に訴えることができたのは、大きな意義があったと考えております。また、国連関係者との面談では、私から、米軍基地から派生する様々な問題が人権、環境、自治、暮らし、文化などを侵害していることを説明し、面談したほとんどの方々から私の考えに賛同していただき、さらに、国連への調査依頼の方法などについても御意見を伺うことができました。今回の国連訪問で、各国の代表や世界のNGO等、多くの方々に沖縄が置かれている状況を伝えることができたことや、国連関係者との面談を通して人権、民主主義、課題解決のための対話の重要性を改めて確認することができたことは、やはり大変有意義なものであったと考えております。

次に、マウイ島火災についての御質問の中の、マウイ島支援に関する県の取組についてお答えいたします。

今年8月8日に発生したハワイ・マウイ島の火災では、これまでに97人が死亡し、被害総額が8000億円を超えるなど、甚大な被害をもたらしております。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げ、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

沖縄県では、マウイ島の一日も早い復旧・復興を願い、私からハワイ州知事等へ見舞文を送付し、沖縄ハワイ協会との共同記者会見や、県ホームページ等の広報媒体を活用して寄附を呼びかけております。また、沖縄県ハワイ州マウイ島支援募金活動事務局を設置いたしまして、口座を開設し幅広く募金を募っており、今後、公費で見舞金を贈ることとしております。引き続き、沖縄ハワイ協会等関係機関と連携し、早期の復旧・復興に向け、支援してまいりたいと思います。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のウ、仮置き土砂の細粒分含有率の変更についてお答えいたします。

令和5年8月に沖縄防衛局が事業者と契約した土砂を仮置きする工事の仕様書において、仮置きする岩ズリの細粒分含有率が40%以下と示されていることは承知しております。県は、当該工事の内容は、平成25年に承認された工事の内容とは認められないことから、令和5年8月29日に工事に着手しないよう求める文書を送付したところです。しかし、その後、沖縄防衛局からは特に説明等はありません。

次に4、台風6号についての(3)のうち、うるま市川田の崖崩れについてお答えいたします。

令和5年8月6日に発生した台風6号による崖崩れについては、9月14日付で、うるま市から県に斜面の安全対策に関する要請書が提出されております。

県においては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく詳細な現場調査を実施する予定であり、事業化に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のア、物価上昇を考慮した概算要求額についてお答えいたします。

内閣府によると、令和6年度の沖縄振興予算の概算要求に当たり、物価高騰等を勘案したのは、沖縄振興一括交付金及び健康医療拠点整備事業とのことであります。沖縄振興一括交付金については、前年度より26億円、3.5%の増額要求にとどまっており、近年の平均で2割を超える主な建築資材の上昇率と比べると、物価高騰の影響を十分に考慮した要求額になっているとは言い難いと考えております。

同じく1の(2)のイ、沖縄振興予算の確保についてお答えいたします。

内閣府は、令和6年度沖縄振興予算の概算要求額2920億円に加え、防災・減災、国土強靱化に必要な経費等として金額を示さない事項要求を行っております。

県としましては、今後、概算要求額の満額確保、一括交付金の概算要求額以上の増額確保の要請を考慮しており、沖縄担当大臣や関係要路に対して、沖縄振興の現状等を丁寧に説明し、沖縄県及び市町村の要望が実現するよう、知事を先頭にしっかりと取り組んでまい

ります。

同じく1の(2)のウ、ハード交付金増額に比重を置いた要請についてお答えいたします。

沖縄振興公共投資交付金の減額が続いてきたことから、県事業や市町村事業の進捗に遅れが生じ、地域の発展等に影響が出ているものと認識しております。そのため、本年7月に、ハード交付金を含む沖縄振興一括交付金に絞った形で、市長会会長、町村会会長との連名により、内閣府沖縄担当大臣宛てに増額要請を行ったところですが、内閣府の令和6年度概算要求額は、本県が求める水準には達しておりません。

県としましては、今後、ハード交付金を含む一括交付金の概算要求額以上の増額確保の要請を考慮しており、沖縄県及び市町村の要望が実現するよう、知事を先頭にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のエ、振興と防衛のリンク論への認識についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法の目的については、第1条において、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、特別の措置を講ずることにより、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とすると規定されております。このことから、沖縄振興予算については、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に資する予算が措置されるものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての(3)ア、県内における自衛隊配備についてお答えいたします。

防衛省の令和6年度概算要求においては、本島、宮古、石垣等の駐屯地における施設整備等、防衛力の技術的強化のための予算が計上されていることは承知しております。

県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。このため、県は、去る6月9日、防衛大臣に対し、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧な説明を行うこと等を

要請しております。

同じく1の(3)イ、米軍艦船の石垣港入港等についてお答えいたします。

船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、米軍による民間港湾の使用は、緊急時以外は自粛すべきというのが県の一貫した方針であります。このため、米軍艦船の石垣港使用については、8月23日の渉外知事会の要請活動において、知事から外務省に対し自粛を求めました。それにもかかわらず、同艦船が石垣港に入港したことは、大変遺憾であります。また、陸上自衛隊のオスプレイの新石垣空港の使用計画について、県としては、昨年からのオスプレイの墜落事故が相次ぐ中、県民に不安を生じさせるものであると考えていることから、9月13日、沖縄防衛局に対し、使用を自粛するよう要請しました。木原防衛大臣は、9月15日の記者会見で計画の変更はないと発言しておりますが、今後とも使用自粛を粘り強く求めてまいります。

次に2、米軍基地関連についての中の(1)のイ、パラループにおけるヘリコプターの運用についてお答えいたします。

嘉手納町からの情報提供によると、パラループにおいては、MH60、UH1、AH1等のヘリコプターが運用されているとのことです。特に、今年5月にはMH60が深夜早朝の時間帯に70デシベルを超える騒音を発生させたとのことであり、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ないと認識しております。

県は、去る9月14日、沖縄防衛局、米軍等に対し、パラループにおける航空機の使用を行わないことを含め、航空機騒音の軽減について要請したところであります。

次に4、台風6号についての中の(1)の中の台風第6号による被害状況についてお答えいたします。

台風第6号については、建物一部倒壊による死者1名のほか、重傷者3名及び軽傷者80名の人的被害が報告されております。お亡くなりになられた方に対しお悔やみを申し上げます。

また、住家で全壊3件、半壊23件及び一部破損167件、非住家においても店舗の全壊や公共施設の一部損壊などの建物被害が報告されております。インフラ関係では、県管理道路8件をはじめ、多数の道路損壊やのり面崩壊等が報告されているほか、河川では3つの河川で溢水、6つの河川で護岸等の一部破損等が報告されています。断水は8月1日から8日までの間に、県内13市町村、3万3419世帯、停電被害は8月2日の10時頃に最多となり、約21万5800戸の停電が



発生しました。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

[前門尚美 農林水産部長登壇]

○前門尚美 農林水産部長 1、知事の政治姿勢についての(3)のウ、保安林の対処方針についてお答えいたします。

陸上自衛隊勝連分屯地内の保安林については、過去の空中写真や現地調査結果等から、戦後の米軍統治下において、米軍により改変されたものと認識しております。

県では、現在、法律相談等の結果や日米地位協定等の確認事項も踏まえ、当該保安林の対処方針について検討を続けているところであります。

次に3、第1次産業についての中の(1)のア、子牛取引価格下落に関する県の見解についてお答えいたします。

肉用牛は、繁殖農家が生産した子牛を肥育農家が購買し、約20か月間の肥育期間を経て、牛肉として流通しております。昨今の牛肉流通の状況としましては、物価上昇の影響により、国民の消費活動が減退しているため、国内における牛肉消費量が減少し、牛肉取引価格の低下が続いております。

県としましては、このような牛肉流通状況の変化や飼料価格高騰により、肥育農家の経営が悪化し、子牛の買い控えや導入意欲の低下を招いたことが、取引価格の下落に至った要因と考えております。

同じく3の(1)のイ、子牛取引価格下落に関する県の支援についてお答えいたします。

国では、肉用子牛の価格安定対策として、肉用子牛生産者補給金制度に加え、臨時措置として、和子牛生産者臨時経営支援事業を実施しております。さらに、本県では全国に比べ雌子牛の価格下落幅が大きいことから、県独自の支援策として、県内の雌子牛平均価格が基準価格を下回った場合、その差額の9割を補填する沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を実施しております。また、県では離島地域から出荷される子牛の輸送コスト低減を図るため、輸送費補助を実施しております。

県としましては、引き続き国の動向を注視しながら肉用牛農家の経営安定に努めてまいります。

同じく3の(1)のウ、県産牛肉の輸出拡大についてお答えいたします。

県では、県産畜産物の輸出拡大を図るため、生産者を輸出につなげる取組や、販促活動を行う事業者を支援する県産農林水産物輸出体制構築事業を実施して

ります。また、令和4年には八重山食肉センターが、タイ、マカオ向けの輸出牛肉取扱施設認定を受け、今年3月にタイ向けに初出荷したところであります。今年度は、輸出事業計画の策定や商流の確保に向けた取組等を支援するGFPグローバル産地づくり推進事業を実施しております。

県としましては、引き続き県産畜産物の輸出拡大に努めてまいります。

同じく3の(2)、県内離島における産業動物獣医師不足の現状と対策についてお答えいたします。

産業動物獣医師の不足については、本県を含め、全国的な課題となっており、特に離島地域において不足していると認識しております。そのため、県では産業動物獣医師の確保に向け、①、獣医大学生を対象とした修学資金の給付、②、獣医大学訪問による説明会の開催、③、インターンシップの受入れなどを実施しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、産業動物獣医師の確保・育成に努めてまいります。

同じく3の(3)のア、3の(3)のウ、福島第一原子力発電所処理水海洋放出に伴う県内水産物への風評被害等についてお答えいたします。3の(3)のアと3の(3)のウは関連しますので、一括してお答えします。

内閣府沖縄総合事務局公表資料によると、近年、本県から輸出されている水産物の主な品目は、モズク類や魚介類となっております。県内の輸出事業者等への処理水放出後の聞き取り調査によると、中国向けでは、既に輸出していた塩蔵モズクの在庫の一部が、現地で販売できない状況と聞いております。迷惑電話や不買運動に関しては、現時点では報告を受けておりませんが、香港向け魚介類の輸出において、一部、商談中止や延期となるような影響が生じているとのことであります。

同じく3の(3)のイ、福島第一原子力発電所処理水海洋放出に関する国への支援要求についてお答えいたします。

福島第一原子力発電所処理水海洋放出に伴う県内水産物への風評被害に関して、現在、県では、輸出事業者等への聞き取り調査により、その影響把握に努めているところであります。

県としましては、具体的な影響を整理し、輸出事業者等の要望を踏まえた上で、国の支援策の適用など、県内水産業界への風評被害の影響が最小限にとどまるよう、適切に対応してまいります。

4、台風6号についての中の(1)、農林水産業の被害状況と支援についてお答えいたします。

台風6号による農林水産業関係の被害額は、約20億4800万円となっており、基幹作物であるサトウキビ等の農作物や水産業施設等で被害が生じております。このため、農家に対する支援として、営農相談窓口の設置、農業共済、収入保険等による補償、さとうきび増産基金を活用した生産回復支援等を行っているほか、被災した農林漁業施設の復旧については、災害復旧事業等により対応しているところであります。また、クルマエビや海ブドウ養殖等については、本議会で支援に必要な所要額を補正予算で措置したところであります。

県としましては、引き続き関係機関等と連携を図りながら、各種支援に取り組んでまいります。

同じく4の(3)、宮城島桃原の土砂崩れについてお答えいたします。

令和5年台風6号の豪雨により、うるま市与那城桃原の斜面が崩壊し土砂が農道へ流出したことから、通行不能となっております。農道管理者のうるま市において、災害復旧事業により復旧する予定であり、査定前着工制度を活用し、応急対策として土砂を撤去し道路開放に向け取り組んでいるところであります。

県としましては、災害査定に向けてうるま市と調整を行い、早期の道路開放に向けて連携して進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

[多良間一弘 環境部長登壇]

○多良間一弘 環境部長 2、米軍基地関連についての(1)のア、嘉手納基地周辺の騒音被害の状況についてお答えいたします。

嘉手納飛行場にF22戦闘機等の外来機が暫定配備された後の令和4年11月から令和5年8月までの10か月間について、前年同期間における騒音測定結果と比較したところ、1日当たりの騒音発生回数は、屋良A局で64.0回から70.6回と6.6回増加しております。また、最大騒音ピークレベルについては、砂辺局で113.1デシベルから117.9デシベルと4.8デシベル高くなっております。これらのことから、外来機の暫定配備による騒音が嘉手納飛行場周辺の生活環境に大きな影響を与えているものと考えております。

同じく2の(2)のア、米軍基地のPCB廃棄物に係る防衛省の処理についてお答えいたします。

沖縄防衛局が米軍基地内で実施する解体工事等によりPCB廃棄物が確認された場合には、同局が我が国のPCB特措法に基づき届出を行うこととなります。米軍の実施した解体工事等からのPCB廃棄物を沖縄

防衛局が引き取っているかどうかについては承知しておりませんが、同局が県に提出したPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書によると、解体工事により発見されたためとの保管理由が記載されております。なお、同法に基づき沖縄防衛局から届出がなされているのは平成27年度以降となっております。

同じく2の(2)のイ、沖縄防衛局が保管しているPCB廃棄物の保管状況等についてお答えいたします。

令和5年度に沖縄防衛局から県に提出された届出書によると、PCB廃棄物の保管状況は、米軍基地5施設においてPCB含有機器3977個及びPCBを含む油442キログラムとなっております。このうち蛍光灯安定器3960個については、10月2日にJESCO北九州事業所へ搬入されたと聞いております。低濃度PCB含有機器等15個については、ドラム缶に入れて保管しており、今年度末までに処分する予定と記載されております。なお、PCB含有機器2個及びPCBを含む油442キログラムについては、令和4年度内に処分が完了したと記載されております。

同じく2の(2)のウ、米軍におけるPCB廃棄物の保管状況についてお答えいたします。

米軍基地内のPCB廃棄物について、米軍自ら処分を行う場合は、日本環境管理基準(JEGS)に基づき処理を行うこととされております。ただし、JEGSでは県への届出について規定されていないため、米軍が保管するPCB廃棄物の情報を把握することは困難となっております。そのため、県は、これまで軍転協や渉外知事会等を通して、米軍が適切かつ計画的にPCB廃棄物を処分すること等を国に求めてきており、引き続き国に対して求めてまいります。

同じく2の(3)のア、自然環境保全に関する共同声明についてお答えいたします。

今年7月26日に環境省より世界自然遺産に隣接する北部訓練場を含む沖縄島北部一帯における自然環境の保全について、在日米軍との協力に関する共同声明が発表されたところです。当該共同声明は、日米両政府の協力体制の下、ヤンバルクイナ等の希少種の生息状況調査やマングース等の外来種防除など生物多様性に係る必要な措置が講じられる内容となっております。

県としては、当該共同声明により、米国の協力も得ながら、沖縄島北部一帯の自然環境の保全がより進められるものと期待しております。

同じく2の(3)のイ、共同声明を踏まえた国へのアプローチについてお答えいたします。

在日米軍との協力に関する共同声明では、北部訓練

場における自然及び文化資源管理計画の維持において両政府で協力する旨も定められていることから、北部訓練場において米軍が廃棄物への対応を強化することが期待される所です。一方、県は、令和3年度に北部訓練場返還跡地における廃棄物の適正処理について沖縄防衛局に要請をしたところですが、北部訓練場内における米軍の演習・訓練等について、世界遺産区域に影響を及ぼさないようにすることも求めたところ

です。  
県としては、北部訓練場を含む沖縄島北部一帯の自然環境の保全について適切に対応するよう、必要に応じ、国に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

〔宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇〕

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 3、第1次産業についての(3)のウのうち、中国人観光客のキャンセル状況についてお答えします。

本県の北京事務所及び上海事務所等からの情報によると、福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出が始まって以降、中国本土と那覇間の路線における航空便や旅行会社の予約数が鈍化していると聞いております。

県としては、運航への再開支援や中国本土の航空会社及び旅行会社とのタイアッププロモーションに加え、沖縄の魅力ある観光コンテンツを視察してもらうことにより、中国市場での旅行商品の造成を促進し、搭乗率の増加につなげてまいります。

次に4、台風6号についての(1)及び(2)、観光業への影響等と空港閉鎖時の観光客の受皿についてお答えします。4の(1)と4の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

台風6号は、沖縄地方で長期間滞留したため、航空便の欠航やそれに伴う空港の閉鎖、停電、断水、建物の破損等により、観光業に大きな影響を与えるとともに、多くの観光客が帰宅困難となりました。このため、県では、沖縄観光コンベンションビューローをはじめとした関係団体と連携し、台風時観光客対策協議会を設置し、情報収集の上、観光客に向けて台風・交通情報等を発信するとともに、旭橋の観光案内所を暴風警報発令中でも稼働する等の対応を行ったところ

です。について検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 照屋大河議員。

○照屋 大河 議員 知事、答弁ありがとうございます。そして、皆さん答弁ありがとうございます。

知事、9月4日に最高裁の判決が示されて、明日でちょうど1か月。そして、指示の期限の日でもあります。毎日、毎日、知事を心配し期待をしてきた。こんなにも長い時間、知事のことばかりを考えていたことはないというふうに思っています。昨日、与党全体で、承認をしないでほしい、しない決断をという要請をさせていただきました。そして、支えていくんだと、一緒に闘うという決意を表明させていただきました。国連に行き、そして何度も沖縄の課題を訴え続けていますが、ぜひ今回の判断については、沖縄県民の誇りと尊厳を守る知事の決断を期待を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 20分間休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

玉城健一郎議員。

〔玉城健一郎 議員登壇〕

○玉城 健一郎 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城 健一郎 議員 皆さん、こんにちは。

ていーだ平和ネットの玉城健一郎です。

本日は会派の代表質問をさせていただきます。

その前に本日、辺野古新基地建設に反対し、沖縄の自治の底力を発揮する自治体議員有志の会の皆さんが、議場に見に来ております。この知事の辺野古新基地建設に対する反対の意思を示す、この知事の姿勢をしっかりと後押ししながら、我々与党議員と一緒に、県民の民意をしっかりと体現していくメンバーですので、ぜひとも皆さんよろしく願いいたします。

それでは、1、FIBAバスケットボールワールドカップについて質問させていただきます。

FIBAのホームページで、沖縄について誤った記述がございました。このことを指摘すると、すぐに修正をしていただきました。担当課の職員並びに日本バスケットボール協会の皆様には感謝を申し上げます。

8月25日から9月5日まで沖縄県内で行われたF

I B Aワールドカップは、大成功に終わりました。欧州勢に初めて勝ったフィンランド戦を皮切りにアジア最高位となり、48年ぶりに日本の自力でのオリンピック出場を決めた。沖縄の奇跡、沖縄の歓喜と言われた今大会、メイン会場だけでなく那覇市、宜野湾市、北谷町、沖縄市ではパブリックビューイングも行われ、会場には1万人の子供たちが招待され、日本代表はもとより世界から集まった選手たちを応援いたしました。

そこで伺います。

(1)、バスケットワールドカップを終えての知事の所見を伺います。

(2)、今後の国際大会誘致について伺います。

2、知事の政治姿勢について。

(1)、宜野湾市の騒音苦情件数が8月時点で対前年度比132%に増えている。そのような市民の声から宜野湾市議会も普天間飛行場の外来機飛来と夜間飛行に対する抗議決議・意見書を全会一致で決議した。外来機飛来や、もともと認められていない夜間飛行は即刻やめるべきだと考えるが、知事の見解を伺う。

(2)、オスプレイの緊急着陸が相次いで起こっているが、緊急着陸をしなければならないような機体を県民の上空を飛ばすべきではないと考えます。県知事の見解をお伺いします。

(3)、地域外交室のこれまでの取組と今後の方向性を伺います。

3、子育て政策について。

(1)、待機児童が全国でもトップクラスの本県において、保育士不足がその原因と言われております。県として保育士養成など確保策を実施していますが、県内の市町村間において保育士の労働環境に差があり、保育士の取り合いをしているというお話を伺います。県としてどのように考え、対応していくのかお伺いいたします。

(2)、給食費無償化について進捗状況をお伺いいたします。

4、物価高騰対策について。

食料品をはじめとする生活必需品の上昇が続いており、国民の生活を圧迫しております。県と国による電気料金及びLPガス料金に対する支援の延長についてお伺いいたします。

5、雇用について。

10月8日から沖縄県の最低賃金が896円となります。経営者と労働者の努力により、最低賃金は上がってきておりますが、物価高騰を賃金上昇が上回ることができず、現実的な生活は厳しい状況でございます。

消費者マインドを上げ、域内循環をよくしていくためにも、さらなる賃金の上昇が必要だと考えます。そんな中、国、県、経済団体、金融機関、労働者団体が発出した、適切な価格転嫁及び賃金の引上げの推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言は非常に意義深いものであり、宣言を生かしていく必要があると考えております。

そこで伺います。

(1)、適切な価格転嫁及び賃金の引上げの推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言について、その周知方法をお伺いします。

(2)、沖縄県所得向上応援企業認証制度の効果とその周知についてお伺いいたします。

6、経済について。

県の海外事務所では、県産品の販路拡大に取り組んでおります。

そこで伺いいたします。

(1)、県産品の国外輸出についてお伺いします。

(2)、泡盛の国外輸出について、現状と課題をお伺いします。

(3)、観光の復活について、現状と課題をお伺いいたします。

7、海外との交流について。

(1)、次世代キャラバン、南米訪問の成果をお伺いいたします。

(2)、南米では沖縄県南米連絡事務所に関する要望があったが、県の見解をお伺いいたします。

(3)、韓国、中国への知事、副知事訪問について、成果をお伺いいたします。

(4)、日中韓の首脳会談が12月に韓国で行われます。現在の日中韓の関係を鑑みると、平和の発信や経済交流を進める沖縄県での開催は、大変大きな意義があると考えます。日本で開催する際の開催地として、立候補してはどうか。県の見解をお伺いします。

(5)、台湾基隆のウミンチュの像への支援について県の見解をお伺いいたします。

8、教育について。

(1)、教員の多忙化解消に向け、働き方改革推進課が設置されたが、その取組状況をお伺いいたします。

9、大麻の乱用について。

(1)、県内での大麻取締法違反の推移とその傾向と県警の取組をお伺いします。

(2)、教育委員会での取組、事件があつてからの対応と児童へのケアについてお伺いいたします。

10、育児休業について。

男性の育児休業について、育児休業の仕組みが拡

充、緩和されることで取得しやすい環境づくりが進んでいます。一部大企業では、公表が義務づけられることもあり、大企業や公務員では取得が増えることが予想されますが、一方で、体力的に厳しい中小企業で厳しい状況がございます。沖縄県中小企業家同友会の会員企業へのアンケートによると、男性の育児休業を取得したことがないが約75%、そのうち制度を整備していないが約60%、整備をしたいがやり方が分からないが20%だった。このような結果から、整備したいがやり方が分からない会社への支援やサポートが重要だと考えます。

そこでお伺いいたします。

(1)、育児休業制度整備を進める会社への支援やサポートについて、県の取組状況をお伺いいたします。

(2)、人員不足や中小企業への支援など根本的な対策を国に求めていく必要があると考えるが、県の見解をお伺いいたします。

11、公園の整備について。

(1)、障害がある子もいない子も利用できるインクルーシブ遊具の導入を求めるが、県の見解をお伺いいたします。

12、鉄軌道導入について。

(1)、鉄軌道の検討状況と現状の課題をお伺いいたします。

13、PFASについて。

(1)、PFASの流出について、事故発生から3か月以上たつての発表は非常に遅いと思います。どのような経緯だったのか、再発防止策や情報公開、内部統制の在り方についてお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 玉城健一郎議員の御質問にお答えいたします。

FIBAバスケットボールワールドカップについての御質問の中の、大会後の所見についてお答えいたします。

FIBAバスケットボールワールドカップ2023沖縄グループステージは、10日間、全20試合、延べ12万5000人以上が会場で観戦していただきました。本大会では、日本代表チームがアジア1位となり、パリオリンピックの出場権を獲得するなど、その活躍は、大変喜ばしいことでありました。また、会場内外で、日本代表だけでなく各国の選手に対しても大きな声援を送っていただき、大会を盛り上げてくださった皆様や運営をサポートしていただいたボランティアの皆様

に対し、心から感謝を申し上げます。日本代表選手からも、沖縄ブースターの後押しが非常に心強かったとのコメントをいただいています。県と沖縄市をはじめとする関係市町で構成する開催地支援協議会では、会場周辺の渋滞対策、シャトルバスの運行、ファンゾーン等の設置、子供たちとトップアスリートとの交流や離島を含めた子供たちの招待など、様々な取組を実施し、機運の醸成、子供たちが世界に目を向けるきっかけの創出などにより、大会の成功に寄与したものと考えております。FIBA（国際バスケットボール連盟）の幹部からも、沖縄グループステージの雰囲気、ホスピタリティー、運営体制はトップレベルであったとの評価をいただいております。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中の2の(3)、地域外交室の取組と方向性についてお答えいたします。

沖縄県では、海外関連事業を部局横断的に展開していくため、本年度は沖縄県地域外交基本方針（仮称）の策定や、庁内の推進体制の構築などに取り組んでおります。また、地域外交室では、三役等の海外出張に際しては、関係部局が連携して効果的に取り組めるよう、総合調整を担っております。今後は、新たに設置した沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議での議論や県民の皆様からの御意見も参考にさせていただきながら基本方針を取りまとめ、本年度中に沖縄県の地域外交の方向性や目標等を示すこととしております。また、令和6年度には、地域外交室を課に格上げし、推進体制をさらに強化することとしております。

次に、物価高騰対策についての御質問の中の4の(1)、電気料金及びLPガス料金の支援延長についてお答えいたします。

沖縄県では、今年6月の沖縄電力の電気料金値上げ以降、県民及び県内事業者の負担軽減のため、県独自の電気料金の支援を行ってまいりました。直近の電気料金につきましては、値下がり傾向にあるものの、依然として高い水準にあることに加え、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の支援期間が12月まで延長されたことや、沖縄県経済団体会議からの要請を受けたことなどを踏まえ、当初9月までとしていた支援期間を12月まで延長することとしております。

電気料金及びガス料金の高騰は、県民及び県内産業に与える影響が非常に大きいことから、沖縄県としては、引き続き、県民生活や産業活動への負担軽減に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 照屋副知事。

[照屋義実 副知事登壇]

○照屋義実 副知事 玉城健一郎議員の御質問にお答えいたします。

海外との交流についての御質問の中の7の(1)、南米キャラバンの成果についてお答えをいたします。

沖縄県では、第7回世界のウチナーンチュ大会の成果を踏まえ、ウチナーネットワークを次世代に継承し、さらに発展させるため海外キャラバンを実施しており、今年8月には、私がブラジルを訪問しました。現地において、記念式典への出席や移住功労者への感謝状贈呈により県系人をねぎらうとともに、県人会や県系企業との交流・意見交換を行ったところ、若者同士の交流の拡充、次世代担い手の育成、ビジネス交流の促進などの御意見がありました。これらの御意見については、ウチナーネットワークの継承・発展に係る今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。

また、エドアルド・リーデル南マットグロッソ州知事やアドリア・ロペスカンポ・グランデ市長と、南米の関係国で進められている2大洋結節回廊プロジェクトの進捗や今後の見通しについても、意見交換を行いました。将来的にプロジェクトが進展した場合、沖縄と南米との物流及び人の往来が活発になることが期待されるために、相互のニーズの把握、交流促進や経済発展につながる可能性調査の実施を検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

[宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇]

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、FIBAバスケットボールワールドカップについての(2)、今後の国際大会誘致についてお答えします。

県では、FIBAバスケットボールワールドカップ2023の開催を通じ、会場周辺における渋滞対策、シャトルバスなど観客の輸送手段の確保、ボランティアによる運営サポート、沖縄の未来を担う子供たちと選手との交流や県内外での機運の醸成等、多くのノウハウを培うことができました。今後は、大会成功の実績を国内外にアピールするとともに、大会で得たノウハウ、構築されたレガシーを活用して、新たな国際大会の誘致に向けて取り組んでまいります。

次に6、経済についての(3)、沖縄観光の現状と課題についてお答えします。

本県の入域観光客数は、今年8月まで21か月連続で前年同月を上回っており、国内客はコロナ禍前の水準まで回復し、外国客も航空路線の復便やクルーズ寄

港の再開に伴い段階的に増加しております。また、今年4月から6月期の国内客の1人当たり観光消費額は、速報値で9万1101円と引き続き高い水準となっております。一方で、観光業においては、コロナ禍における離職と需要の回復に伴う人手不足や、物価高騰等による影響が課題となっております。

県では、観光事業者に対する受入れ体制再構築や労働生産性向上に資する取組を支援するなど、観光産業を支える人材の確保・持続的発展を図ってまいります。

次に7、海外との交流についての(2)、南米連絡事務所の設置についてお答えします。

今年8月に照屋副知事が海外キャラバンでブラジルを訪問した際に、ブラジル沖縄県人会から、沖縄県と南米の県系人の相互で情報を共有するための南米連絡事務所の設置に係る要望がありました。現在、沖縄と南米との相互のニーズの把握、交流促進や経済発展につなげる可能性調査の実施を検討しており、南米連絡事務所の設置につきましては、庁内関係部局やJICA沖縄等関係機関と連携し、現地の沖縄県人会と意見交換を重ねるとともに、調査の結果を踏まえて対応を検討してまいります。

同じく7の(5)、ウミンチュの像についてお答えします。

台湾基隆市にある琉球ウミンチュの像は、豊かな海で漁業をなりわいとしていた台湾と沖縄の市民たちの平和的交流の時代に立ち返り、お互いの歴史文化の接点、共有点のシンボルとして、平成23年12月に琉球ウミンチュの像建立期成会によって設置されたものと承知しております。この像が劣化により破損しており管理が課題となっていることから、今後は関係者からの情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 2、知事の政治姿勢についての中の(1)、普天間飛行場における外来機の飛来及び夜間飛行についてお答えいたします。

県が実施した令和5年8月の航空機騒音測定結果によると、普天間飛行場においては騒音発生回数が前月と比較し2258回、約44%増加し、うち22時から6時までの夜間・早朝が104回、約32%増加しており、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。

県は、去る9月14日、沖縄防衛局、米軍等に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用や外来機の飛来

制限等を要請したところであり、引き続き、騒音をはじめとする周辺住民の負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。

次に同じく2の(2)、オスプレイの緊急着陸についてお答えいたします。

オスプレイについては、昨年から事故が相次いでおり、8月27日にオーストラリアで発生した3人が死亡した事故については、いまだ事故の状況や原因等の詳細が明らかになっておりません。このような中、9月14日から21日にかけて、普天間飛行場所属のオスプレイ計6機が新石垣空港等に緊急着陸したことは、米軍の安全管理体制に強い疑念を抱かざるを得ず、大変遺憾であります。このため、県は、先月21日、在沖海兵隊及び沖縄防衛局に対し、原因の究明とその公表、実効性のある再発防止策等を要請したところであります。

次に7、海外との交流についての(3)の中の副知事の韓国訪問の成果についてお答えいたします。

今回の韓国訪問では、済州フォーラムでの基調講演において、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に発信するとともに、沖縄県が地域外交に積極的に取り組む決意を示すことができました。済州特別自治道のオ・ヨンファン知事との面談では、済州と沖縄が連携を深めることの意義を改めて確認し、済州特別自治道が主導するグローバル平和都市連帯への加入意向書を提出したところであり、その後、済州特別自治道から加入を了承する旨の連絡を受けたところです。

県としては、アジア太平洋地域等の自治体との連携強化に向けたネットワークが得られたことは大きな成果であり、今回の韓国訪問は、本県の地域外交のキックオフとして大きな意義があったと考えております。

同じく7(4)、日中韓の首脳会談開催地への立候補についてお答えいたします。

外務省に確認したところ、日本、中国、韓国の首脳会談である日中韓サミットの次回の開催については、現時点で確定していないとのことでした。

県としては、沖縄で日中韓サミットが開催されることは、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信等を通じて、アジア太平洋地域における平和発信拠点としての沖縄の国際社会への認知を深めることにつながると考えることから、今後、引き続き情報収集をしながら、開催地への立候補について検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 3、子育て政策についての御質問の中の(1)、保育士の労働環境の向上についてお答えいたします。

市町村は、それぞれの実情に応じて補助事業の活用や独自事業の実施等により、保育士の労働環境の向上に努めております。

県では、保育士の業務負担の軽減や働きやすい環境を整備する事業の実施により、市町村の取組を支援しております。また、沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおいて、保育士の労働環境の向上を目的とした研修の実施や、保育所等からの求めに応じた社会保険労務士による相談支援等を実施しております。引き続き、市町村と連携して、県内保育所等の労働環境の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 3、子育て政策についての中(2)、給食費無償化の進捗状況についてお答えいたします。

県教育委員会においては、7月から8月にかけて、保護者を対象に学校給食に関するアンケートを行うとともに、学校給食の実施状況や課題について市町村と意見交換を行ったところであり、今後はそれを踏まえ、沖縄県学校給食費無償化に関する制度設計委員会において、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいりたいと考えております。

続きまして8、教育について、教員の多忙化解消の取組状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、年度初めに実施した県内公立学校の全教職員を対象としたアンケートの結果等を踏まえて、「私たちのピース・リスト2023」と題した短期の取組目標を設定し、各学校へ周知したところであり、また、4月から市町村教育委員会や各校種の校長会、PTA等の関係団体と意見交換等を行ってきており、より実効性のある取組を推進するため、7月には沖縄県公立学校働き方改革推進本部を設置したところであり、今後、中長期の取組目標も設定し、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

続きまして9、大麻の乱用についての中(2)、事件後の対応についてお答えいたします。

今般、中学生が大麻事犯で逮捕されたことは大きな衝撃であり、重く受け止めております。その対応として、県教育委員会では公立小中学校緊急校長会を開催し、薬物乱用の低年齢化に対する危機感を共有すると

ともに、学校においては、特設授業を緊急に実施いたしました。また、臨時の沖縄県教育庁・警察本部等連絡協議会を開催したほか、県社会教育関係団体等連絡会による緊急アピールが宣言されております。当該生徒のケアについては、教職員とスクールカウンセラーが連携し、生徒に寄り添った支援を行っております。引き続き、地域、保護者及び警察等関係機関と連携し、児童生徒の薬物乱用防止に向け、一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 5、雇用についての(1)、共同宣言の周知方法についてお答えします。

県では、適切な価格転嫁と賃金の引上げの推進に係る機運の醸成を図るため、今年8月に、国、県、経済団体、労働者団体及び金融機関による16団体の連名で共同宣言を発出しました。共同宣言の取組を効果的に推進するためには、業種を問わず、その機運を全国的に高めていくことが重要だと考えております。

そのため県では、関係団体のホームページへの掲載、リーフレットやSNSを活用した情報発信、宣言団体と連携したシンポジウムやセミナーの開催など、本宣言の周知啓発に取り組んでまいります。

同じく5の(2)、沖縄県所得向上応援企業認証制度の効果と周知についてお答えします。

本県が実施したアンケートでは、85%以上の認証企業から企業イメージや従業員により影響があったという回答がありました。今年度は、昨年度を上回る申請を受け付けており、企業が所得向上に取り組む契機として、徐々に本制度の効果が現れてきたものと考えております。なお、令和4年12月分給与の対前年同月比は、県平均0.7%増に対し、認証企業は4.2%増となっております。今後もメディア等の活用に加え、経済団体等とも連携し、さらなる制度の周知に取り組んでまいります。

6、経済についての(1)、県産品の国外輸出についてお答えします。

令和4年沖縄地区税関管内貿易統計によりますと、本県からの飲食料品等の輸出額は約43億4000万円で、前年と比較して11.8%増加しております。県産品の輸出拡大における主な課題としましては、認知度の向上や定番化の促進、各国の輸入規制への対応が挙げられます。

県としましては、これらの課題解決に向け、企業における現地での販売促進活動や、輸入規制の対応に必

要な商品改良の取組への支援に加え、航空輸送費の支援などを実施しているところです。

同じく6の(2)、泡盛の国外輸出の現状と課題についてお答えします。

令和4年の泡盛の海外輸出量は70キロリットルで、平成29年の29キロリットルと比較して2.4倍に増加しております。泡盛の海外展開に当たっては、認知度の向上や他の酒類との差別化、市場に合わせたブランディング等が課題と認識しているところです。

県では、市場ニーズに対応した商品開発や海外見本市への出展支援等を行うとともに、現地飲食店と連携し、泡盛と県産食材とを組み合わせたプロモーションを実施するなど、泡盛のさらなる輸出拡大に向け取り組んでいるところです。

7、海外との交流についての(3)、知事の訪中の成果についてお答えします。

日本国際貿易促進協会訪中団の一員として訪問した北京市におきましては、中国政府関係者や企業関係者等との面談を通して、定期航空路線の復便、ビザ申請手続の簡素化などを提案したところです。その後、那覇―北京路線が復便したこと、また、中国政府が指定する旅行社を通じてビザを申請する場合、県民が福岡総領事館に出向く必要がなくなったことにつきまして、訪中の大きな成果と受け止めているところでございます。また、福建省におきましては、観光、経済、文化、人的交流など幅広い分野で交流を推進していくことをお互いで確認したところです。これらの成果等を踏まえ、今後、沖縄と中国の多面的な交流がさらに発展するよう取り組んでまいります。

10、育児休業についての(1)、育児休業制度の整備を進める会社に対する支援等についてお答えします。

県では、仕事と子育てを両立し、働きやすい環境を整えることを目的として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業に対し専門家を派遣し、男性の育休制度等の整備を支援しているところです。また、企業向けに男性の育休制度等に関する講座を実施するとともに、各種経済団体とも連携し、同制度の周知啓発に努めているところです。

県としましては、引き続き、男性の育休取得等を促進し、男女ともに育児と仕事が両立できる環境整備に積極的に取り組んでまいります。

同じく10の(2)、人員不足等の対策を国に求めることについてお答えします。

人手不足への対応につきましては、沖縄県雇用対策推進協議会により、公労使が一体となって人手不足への対応に関する共同宣言を発出したところです。同宣



言におきましては、労働力の確保と定着、人材育成、企業の生産性向上、経済の好循環の構築などに取り組み、さらにアクションプランを策定することとしております。一方、人手不足への対応につきましては、国の支援が欠かせないことから、全国知事会等を通し、人手不足対策を強化するよう国に要望しているところです。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

[鎌谷陽之 警察本部長登壇]

○鎌谷陽之 警察本部長 9、大麻の乱用についての御質問のうち、(1)県内での大麻取締法違反の推移とその傾向と県警の取組についてお答えをいたします。

県内の過去3年間における大麻取締法違反の検挙人員は、令和2年中147人、令和3年中149人、令和4年中173人となっており、高い水準で推移しております。令和5年8月末現在では93人となっており、前年同期と比較しますと19人の減少となりますが、依然として厳しい状況であると認識しております。傾向として、若年層に係る検挙が増加しており、検挙人員に占める10代の割合は、平成30年では約8.6%でありましたが、令和5年8月末現在では93人中18人で約19.4%となっております。

県警察におきましては、薬物の社会的な広がりや若年層における乱用拡大等の実態を踏まえて、引き続き末端乱用者の徹底検挙、密輸・密売組織の摘発の強化、積極的な広報啓発活動など、総合的な対策を講じてまいります。また、青少年に対する薬物乱用防止に関しましては、各学校に警察職員を派遣し、非行防止教室、薬物乱用防止教室などの啓発活動を推進しているところであり、今後も教育委員会などの関係機関と連携を強化してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 11、公園の整備について、インクルーシブ遊具の導入についてお答えいたします。

県営都市公園では、今年度、沖縄県総合運動公園、浦添大公園及び海軍壕公園において大型遊具の設置を予定しており、その中には、車椅子がそのまま乗れるスイング遊具や大きな籠が体をしっかり支える籠型ブランコなどのインクルーシブ遊具も含まれております。今後も遊具の設置や更新の際には、関係者の意見を伺いながら、インクルーシブ遊具の導入を推進してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 12、鉄軌道の導入についての(1)、鉄軌道の検討状況と現状の課題についてお答えいたします。

鉄軌道の導入については、国の調査において採算性や費用便益比などが課題として示されております。このため県では、国等が整備主体となることを前提にした特例制度の創設や、県独自のルート案による1を超える費用便益比のケースを提案する等、国と意見交換しているところです。また、国においても、県が提案する特例制度について調査検討が継続されております。引き続き、鉄軌道導入の必要性を国に対し丁寧に説明しながら、早期導入に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 13、P F A Sについての(1)、流出の経緯及び再発防止策等についてお答えいたします。

令和5年6月18日曜日、本庁舎に設置されている泡消火設備が誤作動を起こし、P F A S等を含む消火剤が地下2階駐車場に放出されました。放出された消火剤の一部は回収したものの、残りは地下2階の湧水槽へ流れ込みましたが、槽内の水が建物外部へ排出されたことは確認できなかったため、後日、回収することとしました。回収方法や処分先を検討していたところ、9月12日に槽内の水位が低下したことが分かり、泡消火剤を含んだ水が建物外部へ流出したことが判明したことから、公表に至ったところです。今後は、内部統制の取組の強化として、誤作動が生じた場合の庁内での連絡体制、情報の共有、県民等への公表、P F A S等の取扱いができる事業者等を盛り込んだ対応マニュアルを急ぎ作成し、適切な初期対応を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城 健一郎 議員 じゃ、金城先輩からもありましたけれども、ワールドカップについてですけれども、開催地であります沖縄県、そして沖縄市で一緒に

やっていたけれども、沖縄市が誘致について頑張ってきたことに対して、県の評価等も教えていただければ、お願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほど私からも、サポートしていただいた方々、ボランティアの皆様、そして関係者の方々には、心からのお礼を申し上げたつもりですが、当然、沖縄市をはじめとする関係市町村で構成いたしました開催地支援協議会、わけてもその開催地である沖縄市におかれては、そのシャトルバスの運行等々についても、非常にその場所の提供等についても御協力をいただきました。重ねて関係者の方々、全ての皆様に、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 よろしくお願ひします。

それでは、質問なんですけれども、まずはちょっとPFOSについてなんですけれども、最初に話を伺ったときにもう本当に啞然として言葉に出なかったんですね。なぜこれが起きたのかということと、県知事も含めて環境部も企業局もPFOSの対策にしっかり取り組んでいる中で、そういったところがお膝元の県庁で起きた。その事態というのを重く考えないといけません。そういう中で、この6月に発生した時点で、しっかり情報を公開していれば、ここまで大きな問題にはならなかったはずなんですよ。3か月後の、この公表が遅れた理由というのを伺ひいたします。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 泡消火剤が流出しまして、庁内の湧水槽に貯留されたままであるというところもあって、これを適切に処分すれば法的にも問題ないというところで、三役への報告を怠り、関係機関との情報共有も図らなかったということで、強く反省しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 ありがとうございます。

それについて、あそこに行く前に、海外に行く前の15日に、知事も知ったわけですよ。その時点で知事もやはり公表について、しっかり言うべきだったのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 9月15日、私がスイスへ立つ前に、総務部長から口頭で説明を受けました。そのときには、実はこう——PFOSがどのくらいの値の含有量があるのかということの調査がまだできていなくて、情報を公開するにはまだ十分ではないということ

もありましたので、急ぎ、それを調査をし、判明次第、早く公表するようにという指示を出しておりました。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 分かりました。本当にしっかり情報というのを適切に早く公表しなければ、不信につながっていきますので、その辺りは、今後ないように、しっかり気をつけていただきたいと思います。今回、川に流出したことによって、事件そのものが公表されたのではないかと指摘がございます。事故が起きなければPFOSが、この泡消火剤が、地下に出てきたということは公表されなかったのではないかと、事故そのものが公表されなかったのではないかと指摘がありますけど、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 繰り返しになりますが、公共水域に流出していないということであれば、通報する必要もないというふうに考えておりましたので、流出というよりも庁内に放出された、これを回収したという認識でございました。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 分かりました。しっかりそこについては、やっぱり情報をしっかり公表していくという道筋をつくってほしいというのが要望です。県が所管する建物でのPFOSの保有量だったりとか、今回の事故のように配管の中に残っているものはないか、伺ひいたします。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

県有施設内におきますPFOS等の保有量につきましては、環境部のほうで県管理者に確認して取りまとめたデータがございます。令和3年9月の時点で9施設で9570リットル、令和5年2月の調査の時点では、5施設、5920リットルというような状況になっております。ただしこれにつきましては、保有量という形で調査しておりまして、配管も含めているものかどうかというものについては不明という形になっております。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 ぜひ調べてほしいと思います。今後の再発防止と情報公開もしっかり行っていただきたいと思ひますし、本当に今後こういった事件・事故が起きないように、気を引き締めてやっていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 以上で本日の代表質問は終わります。

した。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明4日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

**午後4時36分散会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 大 城 憲 幸

会議録署名議員 瑞 慶 覧 功

令和5年10月4日

令和5年  
第3回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第4号）



令和5年  
第3回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年10月4日（水曜日）午前10時開議

## 議事日程第4号

令和5年10月4日（水曜日）

午前10時開議

### 第1 代表質問

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 代表質問

#### 出席議員（48名）

44番	赤嶺昇	議長	23番	仲村家治	議員
30番	照屋守之	副議長	24番	平良昭一	議員
1番	次呂久成	議員	25番	仲村未央	議員
2番	喜友名智子	議員	26番	玉城武光	議員
3番	島袋恵祐	議員	27番	比嘉瑞己	議員
4番	玉城健一郎	議員	28番	照屋大河	議員
5番	上里善清	議員	29番	山内末子	議員
6番	大城憲幸	議員	31番	西銘啓史郎	議員
7番	上原章	議員	32番	座波一	議員
8番	小渡良太郎	議員	33番	大浜一郎	議員
9番	新垣淑豊	議員	34番	呉屋宏	議員
10番	島尻忠明	議員	35番	花城大輔	議員
11番	仲里全孝	議員	36番	又吉清義	議員
12番	上原快佐	議員	37番	仲宗根悟	議員
13番	新垣光栄	議員	38番	崎山嗣幸	議員
14番	國仲昌二	議員	39番	玉城ノブ子	議員
15番	瀬長美佐雄	議員	40番	西銘純恵	議員
16番	山里将雄	議員	41番	渡久地修	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員

#### 説明のため出席した者の職、氏名

玉城	デニー	知事	宮城	力	総務部長
照屋	義実	副知事	金城	敦	企画部長
池田	竹州	副知事	多良間	一弘	環境部長
島袋	芳敬	政策調整監	宮平	道子	子ども生活福祉部長
溜	政仁	知事公室長	糸数	公	保健医療部長

前門尚美 農林水産部長  
松永享 商工労働部長  
宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長  
前川智宏 土木建築部長  
松田了 企業局長  
本竹秀光 病院事業局長  
名渡山晶子 会計管理者

金城康司 総務部財政統括監  
半嶺満 教育長  
鎌谷陽之 警察本部長  
下地誠 労働委員会事務局長  
茂太強 人事委員会事務局長  
安慶名均 代表監査委員

#### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山城貴子	議会事務局 長	儀間俊江	課 長 補 佐
前田敦次	次 長	宮城亮	主 幹
中村守	議事課 長	比嘉太一	主 任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
玉城武光議員。

〔玉城武光 議員登壇〕

○玉城 武光 議員 おはようございます。

日本共産党の玉城武光でございます。

代表質問を行います。

#### 1、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設に伴う設計変更申請をめぐる最高裁判所の判決について。

防衛省が出した設計変更申請は、新基地建設予定地の北側にある大浦湾の埋立予定海域で見つかった軟弱地盤の改良工事を行うためでした。これに対して沖縄県は、設計変更申請を不承認といたしました。これに対し、沖縄防衛局は国民の権利救済を目的にした行政不服審査制度を濫用して、国土交通省に審査請求をし、国土交通省は、知事の不承認を取り消す裁決と、知事に承認を求める是正の指示を出した。知事はこれらを違法として提訴しましたが、最高裁は沖縄県の訴えを退ける判決を言い渡した。

ア、沖縄県の訴えを退けた最高裁判所の判決は、憲法が託した法の番人としての誇りと責任を放棄し、県民投票で示された民意も切り捨て、地方自治を踏みこむる不当な判決です。見解を伺います。

イ、知事は不承認の理由として、地盤改良工事の安全性に懸念がある、絶滅危惧種ジュゴンをはじめ環境への影響が大きい、工期の長期化によって普天間飛行場の危険性の早期除去につながらない等を挙げて不承認といたしました。それから、公有水面埋立法の承認要件が満たされていないことを県が具体的に示したにもかかわらず、それらについての何の判断も示しませんでした。最高裁は沖縄県のこれらの訴えを審理して

いないのではないかと、見解を伺います。

ウ、県民投票では、投票総数の71.7%、43万4273人の圧倒的多数の方が辺野古埋立てに反対の民意を示しました。県はこの結果をどのように受け止めているのか、見解を伺います。

エ、国土交通大臣は、国による代執行を視野に、設計変更申請の承認を求める指示を出しました。知事は沖縄の民意を力に、毅然と立ち向かうべきです。知事の決意を伺います。

#### (2)、辺野古新基地建設について。

政府は軟弱地盤改良の設計変更承認を迫っているが、膨らむ事業費、地盤改良が可能なのか、工期の長期化によって遠のく普天間飛行場の返還など問題山積の事業です。

ア、辺野古新基地は1800メートルの滑走路が2本、弾薬搭載エリア、大型軍艦が接岸される軍港が造られ、辺野古弾薬庫と一体となった耐用年数200年の基地です。オスプレイが100機、ステルス戦闘機も配備される新基地建設は到底容認できるものではありません。見解を伺います。

イ、新基地建設が進められている大浦湾の海底には軟弱地盤が水深90メートルまで広がっている。新基地建設は技術的にも不可能と言われていています。県の見解を伺います。

ウ、我が党県議団の政府要請の中で、辺野古関連事業の支出が既に約4312億円となったことが明らかになりました。総事業費は、当初の約3500億円から約9300億円と公表されております。現在まで投入された埋立ての土砂量は、事業全体の何%なのか。これまでの進捗状況を考えれば、総事業費はさらに増えるのは必至であります。総事業費は幾らになると見込まれるのか、伺います。

エ、政府は、辺野古が唯一の解決策と強調するが、



設計変更申請でも辺野古新基地建設は完成までには12年かかり、しかも不確実性を持っています。世界一危険な普天間基地は即時運用を停止し、閉鎖・撤去すべきです。知事の見解を問います。

(3)、国連人権理事会での訴えについて。

知事は、沖縄が抱える様々な困難を国際社会に訴え、理解を求めるために国連人権理事会へ出席し沖縄の現状を訴えています。

ア、知事の国連人権理事会での訴えと成果を伺います。

イ、国連人権理事会出席の成果を生かし、今後も継続的な取組を行うべきです。見解を伺います。

2、物価高騰、台風被害対策などについて。

(1)、電気料金、LPガス料金の高騰などの影響を受けた県民及び事業者への支援の取組を伺います。また、支援策の拡充と1月以降の継続も国に求めるべきです。見解を伺います。

(2)、台風被害を受けた県民への支援策を伺います。

(3)、インボイス制度は、小規模事業者には実質的な増税となり、免税事業者が取引から排除され廃業につながる懸念の声も出ております。インボイス制度の反対署名は52万余も集まっています。制度の中止を求めるべきです。県内中小企業数とインボイス制度の影響について伺います。

3、食料・農業・農村政策の新たな展開方向について伺います。

我が国の食料自給率は年々下がり続け、現在38%、併せて農業の担い手も減り続けています。1991年に280万人いた基幹産業従事者は減り続けています。日本の農業が衰退を続ける背景には、食料は安い海外から買えばいいとした際限のない輸入自由化、小規模・家族農業切捨てを進めてきた自民党農政があります。天候不順やロシアのウクライナ侵略などで小麦粉が高騰するなど、安い食料を輸入すればいいという発想は、過去のものになっております。加えて、気候危機で食料不安が募る下、日本の食料自給率を引き上げることは待ったなしの課題となっています。

(1)、国は食料自給率向上の目標を国政の中心課題に据えるべきです。県の食料自給率向上を推進する目標値と施策を問います。

(2)、食料主権を回復するには、WTO農業協定や二国間EPA（経済連携協定）、多国間TPP（環太平洋経済連携協定）などの輸入自由化路線を見直すべきです。食料主権を回復することへの県の所見を問

います。

(3)、価格保障・所得保障など、営農を続け、農村で暮らせる土台の整備を政府の責任で行うべきと考えます。県は、国内生産力の増大につながる農産物の価格保障・所得保障をどのように推進していくのか、伺います。

4、PFASを含む泡消火剤の漏出事故について。

県総務部は、泡消火剤の外部流出が判明した日に公表する方針だったと説明をしておりますが、地下駐車場は一般市民も利用しています。

(1)、泡消火剤の漏出事故が発生した時点で公表すべきであったと思います。教訓と改善策を伺います。

以上。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

玉城武光議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)のイ、最高裁判所の審理に対する見解についてお答えいたします。

沖縄県は、B27地点の力学的試験の必要性や工事の実施がジュゴンに及ぼす影響及び地盤改良に伴う海底面の改変範囲の拡張が環境に及ぼす影響について、専門技術的な知見に基づいた私の判断に、何ら裁量の逸脱濫用はないことを主張してまいりました。また、工期の長期化によって普天間飛行場の危険性の早期除去につながらないことを考慮した私の判断に、何ら事実の基礎を欠いたり、社会通念に照らし明らかに妥当性を欠いたりする点はなく、埋立変更不承認処分は、技術的にも法律的にも正しいことを強く主張してまいりました。最高裁判所の判決は、沖縄県の主張について何ら判断を示すことなく、沖縄県の訴えを退けたものであり、極めて残念であります。

次に1の(3)のアと1の(3)のイ、国連での訴えと成果、今後の取組についてお答えいたします。1の(3)のアと1の(3)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

今回の国連訪問において、国連人権理事会本会議に出席し、沖縄に米軍基地が集中している状況や県民の平和を希求する思いなどをスピーチしたほか、米軍基地による人権・自治・環境問題をテーマにした講演会を開催し、沖縄の過重な基地負担や辺野古新基地建設問題などについて、私が直接、国際社会に訴えることができたことは、大きな意義があったと考えておりま

す。また、国連関係者との面談では、私から、米軍基地から派生する様々な問題が人権、環境、自治、私たちの暮らしや文化なども侵害していることを説明し、面談したほとんどの方々から、私の考えに賛同していただき、さらに、国連への調査依頼の方法など具体的な助言もいただいたところであります。

沖縄県としましては、引き続き、国際社会に対して、沖縄の基地負担の軽減や辺野古新基地建設問題、基地から派生する諸問題の解決の必要性を訴えるとともに、国連関係者の沖縄への招聘など、沖縄県の取組を後押しする国際世論の形成に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢について(1)ア、最高裁判決に対する見解についてお答えいたします。

県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について、何ら判断せずに訴えを退けた最高裁判所の判決は、県民投票で示された辺野古新基地建設のための埋立てに反対する県民の民意や県の主体的な判断を無にし、地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法が定める地方自治の本旨をもないがしろにしかねないものであります。知事は、この判決について、最高裁判所には、憲法が託した法の番人としての矜持と責任の下、地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を最後まで期待していただけないで済んで残念であります。

次に1の(1)のウ、県民投票の結果の受け止めについてお答えいたします。

平成31年2月の県民投票では、投票総数の7割を超える圧倒的多数の辺野古埋立てに反対する県民の民意が明確に示されました。県民投票により県民の民意が直接確認されたことは、重要な意義があるものと考えております。なお、同年3月に知事と面談した安倍元総理は、県民投票の結果を真摯に受け止めると述べており、政府においては直ちに工事を中止し、問題解決に向けて、県との対話に応じていただきたいと考えております。

同じく1(2)ア、辺野古新基地建設に対する見解についてお答えいたします。

政府が推進する辺野古新基地建設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能防護岸、2本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備える

こととされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

同じく1(2)のエ、普天間基地の危険性除去についてお答えいたします。

政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設は、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされており、さらなる工期の延伸も懸念されます。

県としては、普天間飛行場の危険性の除去は、普天間移設に関わりなく実現されるべき喫緊の課題であると考えており、日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて、同飛行場の早期閉鎖・返還を求めています。日米両政府においては、辺野古が唯一の解決策との固定観念にとらわれることなく、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、県外、国外移設及び早期閉鎖・返還に取り組んでいただきたいと考えております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のエ、公有水面埋立変更承認申請に係る指示への対応についてお答えいたします。

令和5年9月28日付で国土交通大臣から変更承認申請を承認せよと指示があったところであります。県は、最高裁判所の判決を受けてどのような対応が取れるか検討している段階であり、当該指示も踏まえながら、今後対応してまいります。

次に同じく1の(2)のイ、普天間飛行場代替施設建設事業の軟弱地盤についてお答えいたします。

県では、変更承認申請書について、軟弱地盤の最深部が位置するB27地点において、必要な力学的試験を実施していないため、地点周辺の性状等が適切に考慮されていないことが、公有水面埋立法第4条第1項第2号で規定する災害防止要件に適合しないと判断したこと等から、令和3年11月に不承認とする処分を行ったところであります。しかしながら、国土交通大臣により、令和4年4月8日付で当該申請を不承認とした処分を取り消す裁決が行われ、令和4年4月28日付で当該申請について承認するよう是正の指示があったところであります。

次に同じく1の(2)のウ、普天間飛行場代替施設建設事業の進捗等についてお答えいたします。

令和2年4月に沖縄防衛局が公表した資金計画によると、全体経費が約9300億円、埋立工事に要する費用が約7200億円とされており、また、沖縄防衛局によると、令和4年度末までの支出済額は、約

4312億円との回答があったことから、仮に変更後の埋立工事に要する費用に対する発注事業費の比率を算定すると、約59.9%と推計されます。一方、投入土砂量を確認したところ、8月末時点における埋立ての進捗は、埋立全体に必要な土砂量に対して約15.2%と推定されます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 2、物価高騰、台風被害対策などについての(1)、電気料金及びL Pガス料金の支援等についてお答えします。

電気料金及びL Pガス料金の支援につきましては、支援期間を12月まで延長することとしております。電気料金は、国及び県独自の支援により、標準的な家庭で一月当たり1300円の軽減となります。また、L Pガス料金は、県独自の支援により、10月から12月までの3か月分で、1戸当たり最大900円の軽減となります。1月以降の支援につきましては、世界的な燃料価格の高騰や円安の影響、国の動向等を踏まえ、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら、県として適切に対応してまいります。

同じく2の(3)、県内中小企業者数とインボイス制度の影響についてお答えします。

2023年版中小企業白書によりますと、県内の中小企業者数は約4万7000者となっております。インボイス制度につきましては、正確な適用税率や消費税額を把握する必要性から導入されるものです。一方、制度導入により、インボイスが発行できない場合、取引先の税負担の増加や取引先との関係悪化等を懸念する声があることは承知しております。

県としましては、引き続き、国における事業者支援の検討状況を注視しながら、関係機関と連携し、周知等により事業者の制度への理解促進に努めるとともに、インボイス対応ソフトの導入支援を実施するなど、事業者の負担軽減に取り組んでまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 2、物価高騰、台風被害対策についての御質問の中の(2)、台風被害を受けた県民への支援策についてお答えいたします。

台風6号による被災者に対しては、災害救助法に基づく応急救助として、住宅の応急修理等の支援を実施しており、各種被災者支援制度の申請に必要な罹災証明書については、令和5年9月22日現在、25市町村

で302件の交付を行っております。また、県独自の支援策として、沖縄県災害見舞金制度による弔慰金や見舞金を支給しており、9月29日現在、3市町12件の支給実績となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

[前門尚美 農林水産部長登壇]

○前門尚美 農林水産部長 2、物価高騰、台風被害対策などについての(2)、農林水産業の被害状況と支援についてお答えいたします。

台風6号による農林水産業関係の被害額は、約20億4800万円となっております。基幹作物であるサトウキビ等の農作物や水産業施設等での被害が生じております。このため、農家に対する支援として、営農相談窓口の設置、農業共済、収入保険等による補償、さとうきび増産基金を活用した生産回復支援等を行っているほか、被災した農林漁業施設の復旧については、災害復旧事業等により対応しているところであります。また、クルマエビや海ブドウ養殖等については、本議会で支援に必要な所要額を補正予算で措置したところであります。

県としましては、引き続き関係機関等と連携を図りながら、各種支援に取り組んでまいります。

次に3、食料・農業・農村政策の新たな展開方向についての(1)、食料自給率の目標値と施策についてお答えいたします。

県では、令和13年度の食料自給率の目標値をカロリーベースで45%と設定し、各種施策に取り組んでいるところであります。なお、食料自給率の向上には生産量の拡大が必要であることから、県としましては、引き続き、①、経営感覚に優れた担い手や多様な新規就農者の育成・確保、②、自然災害や気象変動に対応した耐候性ハウス等の整備、③、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤整備などの各種施策の取組により、食料自給率の向上に努めてまいります。

同じく3の(2)、輸入自由化路線の見直しについてお答えいたします。

T P P 11等経済連携協定については、牛肉や豚肉等の輸入量の増加等、本県の農林水産業に対し中長期的に様々な影響が懸念されるところであります。これまで、県では国に対し、T P P 11及び日 E U ・ E P Aの両協定を上回る水準や新たな輸入枠の設定について要求があっても断固拒否することなどについて要請するとともに、総合的なT P P等関連政策大綱関連予算を活用し、生産体質の強化に取り組んできたところであります。

県としましては、引き続き、国の動向を注視しながら、時期を逸さないよう対応してまいります。

同じく3の(3)、農産物の価格保障と所得補償についてお答えいたします。

現在、国においては、食料・農業・農村基本法の検証作業において、農産物の価格保障や所得補償などの議論がされており、県としましても国の動向を注視し対応してまいります。また、県では、農家経営の安定と生産供給体制を確保するため、野菜や肉用牛等の価格安定対策、収入保険への加入促進などの経営安定対策に取り組むとともに、担い手の経営力強化に向けて、災害に強い施設整備の導入や農地の集積・集約化など、各種施策を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 4、泡消火剤を含むP F A S 漏出事故についての(1)、教訓と改善策についてお答えいたします。

今回の事案については、消火剤が漏出した時点で関係機関への連絡及び情報の共有を図らなかったことが、公表の遅れ、対応の遅れにつながったと深く反省しております。そのため、県民生活に影響を及ぼすおそれがある事象が生じた場合は、直ちに三役へ報告し、関係機関と情報共有するとともに、県民の皆様等への速やかな公表を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 答弁漏れがあるんです。総事業費の試算、幾らですかということをお聞きしたいんですけど、答弁がありませんでした。再質問をいたします。

辺野古新基地建設の進捗状況は先ほどの答弁のように、埋立全体の15.2%との答弁でした。15.2%しか進んでいないにもかかわらず、4312億円もの支出をしたということを認めております。再質問いたします。公室長。

沖縄県は、2018年、辺野古新基地建設の総事業費を2兆5500億円と試算したことがあります。現時点の15.2%の進捗状況から見て、総事業費はさらに大幅に膨れ上がることは明らかではありませんか。現時点における総事業費を試算すると幾らになりますか。答弁を求めます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県は、平成30年に承認願書の資金計画書で示され

た額等を基に、辺野古新基地完成までの埋立工事に要する費用を概略で試算し、最大2兆5500億円かかるものと試算しております。現在、県として新たな試算をしておりますが、近年の建設工事費の急激な上昇等や、議員御指摘の、埋立工事の進捗状況とこれまでの国の支出額等を踏まえたと、総事業費は県が平成30年に試算した額を相当程度上回るものと見込まれております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 沖縄県が試算した2兆5500億円を上回ることが大体予想されると、試算されると。ある新聞の報道にありましたけど、約3兆円近くにもなるんじゃないかと、こういう事業予算の規模となるだろうということが言われております。あの、この……。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時35分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほどの再質問に対する答弁を修正させていただきます。

県は、平成30年に最大2兆5500億円かかるものというふうに試算したところですが、これは国から出された資料に基づいて機械的に出したというものでございます。現在としましては、先ほど申し上げたとおり、新たな試算はしていないところでございます。ただ、近年の建設工事費の急激な上昇、あるいは埋立工事の進捗状況を踏まえると、国が今示している9300億を超えるというものは想定されますけれども、今後また分析を進める必要があるかというふうに考えております。

失礼いたしました。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 私、今現在時点で、埋立土砂量が15.2%しか進捗していないと。そのことを踏まえたら、この事業費はもっと膨らむ。2兆5500億円どころじゃないということが予想されます。そういうこの辺野古の新基地建設は、税金の無駄遣い。それから、県民に過大な負担を強いるそういうものには、この新基地建設は絶対に容認できない、断念をさせる、そういう取組で知事も一緒になって頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 先ほど私の答弁で、玉城武光議員の1の(2)のアの答弁の中で、政府が推進する辺野古新基地建設計画という答弁をしましたが、政府が推進しておりますのは、辺野古飛行場代替施設建設計画でございますので、おわびして修正いたします。

大変申し訳ございません。政府が推進する、普天間飛行場代替施設建設計画に修正いたします。おわびして修正いたします。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

[島袋恵祐 議員登壇]

○島袋 恵祐 議員 日本共産党の島袋恵祐です。

日本共産党県議会議員団を代表して質問を行います。

1、基地問題について。

岸田政権が閣議決定した安保関連3文書は、日米軍事同盟を一層強化し、戦争国家づくりの道をさらに突き進む暴挙であり、断じて許されません。沖縄島の勝連半島、宮古島市、石垣市、与那国町へのミサイル配備、沖縄市への弾薬庫建設等の計画には、沖縄を標的の島にするなど怒りの声が上がっています。政府は軍事対軍事の緊張を高めるのではなく、憲法第9条を生かした平和的な対話外交による緊張緩和、信頼醸成に取り組むべきです。以下、伺います。

(1)、南西諸島へのミサイル配備、弾薬庫建設、陸上自衛隊第15旅団の師団化や司令部等の地下化などは台湾有事を口実とした軍備増強です。沖縄を再び戦場にさせてはなりません。県の見解を伺います。

(2)、10月14日から31日まで全国で日米共同訓練(レゾリュート・ドラゴン)が実施されます。沖縄では、新石垣空港や与那国空港といった民間空港でオスプレイやCH47ヘリを使用しての訓練、ホワイトビーチ地区や嘉手納基地などを使用した輸送訓練等が計画されています。安保3文書で南西諸島への軍事要塞化が進む中での共同訓練は、沖縄を戦場に想定した訓練であり、認めるわけにはいきません。県として反対をすべきです。見解を伺います。

(3)、安保3文書の国家安全保障戦略には、「空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う」と明記されています。軍事利

用を目的とした民間空港、港湾の使用を県として反対すべきです。見解を伺います。

(4)、欠陥機オスプレイのこれまでの事故について伺います。オスプレイの配備撤回を日米両政府に強く求めるべきです。見解を伺います。

(5)、沖縄市池原地域への陸上自衛隊の弾薬庫建設は来年度、設計や調査費として23億円の予算が計上され、弾薬庫5棟の設計をすることが明らかになっています。弾薬庫について国からの説明はありましたか。危険な弾薬庫建設を県として反対すべきです。見解を伺います。

(6)、米軍外来機の飛来が相次いでいます。昼夜を問わない飛来により騒音が激化し、住民生活に多大な悪影響を与えています。外来機の飛来についての状況、被害の実態と県の対応について伺います。

(7)、県としてPFASの土壌調査を開始しました。調査の進捗と今後の展開について伺います。また、住民が求めている血中濃度調査を、県として実施すべきではありませんか。見解を伺います。

(8)、嘉手納基地の防錆整備格納庫の移設計画を県として反対をすべきです。見解を伺います。

2、県の地域外交について。

(1)、沖縄の過重な基地負担などを独自の自治体外交を通じて平和の大切さを訴えていく地域外交室に大きな期待が寄せられています。これまでの成果と今後の取組について伺います。

3、沖縄振興予算について。

(1)、沖縄は、78年前の沖縄戦で焦土と化し、多くの生命が奪われ、壊滅的な打撃を受けました。そして、戦後は27年間の米軍統治の異民族支配下に置かれました。沖縄振興特別措置法の原点は、復帰時の沖縄県民への償いの心で当たるといふことではありませんか。見解を伺います。

(2)、沖縄振興予算の一括交付金について、県が政府に求めた要求額と内閣府が示した概算要求額について伺います。また、県の要求額が満たないことで起こる事業の具体的影響を伺います。内閣府の概算要求額について、県にはどのような説明がありましたか、伺います。

(3)、一括交付金の増額に向けて、全力を挙げるべきです。見解を伺います。

4、マイナンバー保険証について。

(1)、マイナンバー保険証のトラブルが続出しています。保険証の確認等に不備があり、受診ができないケースも発生し、生命に関わる重大事態につながりかねません。マイナンバー保険証は中止をし、従来の紙

の保険証を残すべきではありませんか。見解を伺います。

5、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症対策について。

(1)、新型コロナ、インフルエンザ等の感染状況はどうですか。流行を捉え、注意喚起などを徹底する必要がありますと考えますが、見解を伺います。

(2)、コロナの流行に備えて検査体制、医療体制の確保、拡充は、引き続き必要と考えますが、県の見解を伺います。

(3)、学校内の感染症についての実態はどうですか。教室内の換気徹底、空気清浄機の設置など感染予防対策についての対応を伺います。

6、教育行政について。

(1)、教員の正規雇用を増やすようにと、日本共産党県議団はこれまでも求め続けてきました。教員の正規雇用を増やすために、県は抜本的計画を策定することでしたが、進捗はどのようになっているのか伺います。

(2)、学校給食費の無償化実施に向けての県の取組の進捗を伺います。学校給食費の無償化については本来、国の責任で行うべきであり、県としても国に対し給食費無償化を求めるべきです。見解を伺います。

7、ジェンダー平等について。

(1)、同性パートナーシップ制度について、6月の議会で知事が、先進事例等も含めて検討したいと答弁をいたしました。同性パートナーシップ制度導入に向けて、県の取組を強化すべきです。見解と対応を伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 島袋恵祐議員の御質問にお答えいたします。

県の地域外交についての御質問の中の2の(1)、地域外交室の成果と今後の取組についてお答えいたします。

沖縄県では、海外関連事業を部局横断的に展開していくため、本年度は、沖縄県地域外交基本方針（仮称）の策定や庁内の推進体制の構築などに取り組んでいます。また、地域外交室では、三役等の海外出張に際しては、関係部局が連携して効果的に取り組めるよう総合調整を担っており、これまで知事、副知事が韓国、中国、アメリカ、カナダ、ブラジル、スイス等を訪問し、現地における情報発信や交流促進等の成果があったと考えております。今後は、新たに設置いたしました沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議での

議論等を踏まえて基本方針を取りまとめ、本年度中に沖縄県の地域外交の方向性や目標等を示すこととしております。また、令和6年度には、現在の地域外交室を課に格上げし、さらなる推進体制を強化することとしております。

次に、沖縄振興予算についての御質問の中の3の(1)、沖縄振興特別措置法の原点についてお答えいたします。

昭和46年10月のいわゆる沖縄国会で沖縄振興開発特別措置法案が提案された際、山中貞則総理府総務長官の同法案の趣旨説明において「多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもって事に当たるべきである」との考えが示されました。このような考え方の下、国においては、沖縄県の地理的、社会的事情等の特殊事情を踏まえ、沖縄振興策を実施してきたものと考えております。

次に3の(2)、内閣府の概算要求の考え方についてお答えいたします。

内閣府の令和6年度沖縄振興一括交付金の概算要求額は約785億円、県からは1271億円を要望しており、その差額の影響としては、新規事業の先送り、継続事業の規模の縮減など各分野における影響が懸念されています。内閣府によりますと、一括交付金の要求額については、現行の沖縄振興計画開始後の令和4年度と同水準の事業を実施できるように、物価高騰等を勘案した額と聞いております。

沖縄県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の目標を達成するためには、一括交付金の大幅な増額が必要と考えておりますが、内閣府の令和6年度概算要求額は、沖縄県及び市町村が求めてきた要望額とは大きくかけ離れており、大変残念であります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、基地問題についての中の(1)、沖縄を再び戦場にさせないための県の見解についてお答えいたします。

政府は、南西地域の防衛力強化のためとして、平成28年以降、那覇基地に第9航空団を、宮古島駐屯地に地対艦誘導弾部隊等を配備したほか、今年3月には、石垣駐屯地を開設しております。

県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念

しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。このため、去る6月9日、防衛大臣に対し、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと等を要請しております。

同じく1(2)、日米共同訓練レゾリュート・ドラゴンへの見解について。

県としては、かねてから自衛隊の配備等について様々な意見があり、また、昨年からのオスプレイの墜落事故が相次ぐ中、今回の陸上自衛隊のオスプレイを使用する日米の大規模な訓練の実施は、県民に不安を生じさせるものであると考えております。このため県は、去る9月13日に沖縄防衛局に対し、県内における陸上自衛隊のオスプレイの使用自粛のほか、訓練の実施に当たっては、県民生活や事業活動への影響を最小限とすること、そのために必要な情報を関係地方公共団体及び住民に提供することなどを求めたところであります。

同じく1(3)、自衛隊等の民間空港・港湾の使用等についてお答えいたします。

県としては、自衛隊等の利用により、離島の空港・港湾の民間利用に支障があってはならないと考えております。このため、6月9日、防衛大臣等に対し、地元と与える影響が大きい自衛隊の運用については、速やかに県・関係市町村及び住民に情報を提供するとともに、地元が意見表明できるよう、必要な協議を行うこと等を要請したところであります。

同じく1(4)、オスプレイの事故及び配備撤回についてお答えいたします。

オスプレイについては、8月27日にオーストラリアで3人が死亡する事故や、県内では平成28年に名護市安部で墜落事故を起こすなど、これまで県が把握している墜落等の重大事故件数は22件で、死亡者は55名となっております。

県としては、これまで建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対しており、引き続き米軍及び日米両政府に対して、オスプレイの配備撤回を求めてまいりたいと考えております。

同じく1(5)、沖縄訓練場への火薬庫の建設についてお答えいたします。

沖縄防衛局に照会したところ、沖縄訓練場の敷地内に新編予定の補給処支処については、隊庁舎、倉庫、コンテナヤード、火薬庫5棟、燃料施設等を整備する計画であるとの回答がありましたが、これ以上の詳細な説明はございません。自衛隊の配備については、我

が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、様々な意見があるものと承知しております。このため県は、去る6月9日、防衛大臣に対し、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと等を要請したところであります。

同じく1(6)、外来機の飛来状況等についてお答えいたします。

沖縄防衛局の調査によると、本年4月から7月までの嘉手納飛行場及び普天間飛行場における外来機の離着陸回数は6014回で、昨年と同じ時期に比べて587回の増となっております。また、昨年11月からは、嘉手納飛行場においてF15戦闘機の退役に伴う暫定配備が開始され、現在、特に騒音が激しいとされるF35A戦闘機も飛来しており、周辺住民への負担は増大しております。このため県は、去る9月14日、沖縄防衛局、米軍等に対し、外来機の飛来制限を含め、航空機騒音の軽減について要請したところであります。

同じく1(8)、防錆整備格納庫移設計画についてお答えいたします。

去る4月に政府から伝えられた、防錆整備格納庫を当初計画どおりパパープーに建設するとの方針について、嘉手納町からは、政府が日米の外相会談や防衛相会談をはじめとした様々なレベルで鋭意協議を重ね、施設の必要性や安全性、そして地元の懸念に応え、影響を最小限にするための措置を確認した上で出したものであることから、尊重すべきであるとの意見があります。一方で、大規模な施設が民間地域の近くに建設されることへの地元住民の懸念が残されております。このため県は、去る9月28日、自見沖縄担当大臣に対し、安全面や環境面の対策に万全を期すなど、地元住民が抱く懸念を払拭するための確実な措置を講ずることを求めたところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

[多良間一弘 環境部長登壇]

○多良間一弘 環境部長 1、基地問題についての(7)の中の、PFA Sの土壌調査の進捗と今後の展開についてお答えいたします。

県が今年度から開始したPFOS等に係る全県的な土壌調査については、市町村と調査地点の調整を行い、去る8月21日から検体採取を開始したところであります。今後は、11月末までに全市町村で検体採取を終了し、分析後の調査結果については、市町村と調整した上で今年度末に公表する予定としております。

県としましては、次年度もPFOS等に係る全県的な土壌調査を実施する予定としており、これらの調査結果も踏まえて、国に対し土壌に関する基準値の設定等を求めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

[糸数 公 保健医療部長登壇]

○糸数 公 保健医療部長 1、基地問題についての(7)のうち、PFASの血中濃度調査についてお答えいたします。

環境省のPFASに対する専門家会議が今年7月末に公表したPFOS、PFOAに関するQ&A集によると、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難であることが示されています。血中濃度の基準に加え、基準を超過した場合の対処方法が定まっていないこと、人を対象とする研究に関する倫理指針にのっとった倫理的妥当性、合理性についての十分な議論が必要であることなどから、現時点で県が主体となって独自の血中濃度調査を実施するには課題があるものと考えております。

続きまして4、マイナンバー保険証についての(1)、保険証の中止等についてお答えします。

国においては、現在の健康保険証について、令和6年秋に廃止を目指すこととしております。一方で、マイナンバーカードと健康保険証とのひもづけに係る誤登録や医療機関窓口でのマイナ保険証を使用できないなどのトラブルも発生しております。そのため、同カードの安全・安定的な運用が図られるよう、全国知事会を通じ国に要請を行っているところであります。

県としては、医療を必要としている人が必要な医療を受けられることが大切であると考えており、国の動向を注視してまいります。

続きまして5、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症対策についての(1)、新型コロナ、インフルエンザの感染状況等についてお答えします。

新型コロナとインフルエンザの9月18日から24日までの1週間の定点当たりの感染者数は、新型コロナが11.56人、インフルエンザが22.46人となっております。インフルエンザは、発令基準である10人を超えているため注意報を発令し、新型コロナについては、注意報に相当する感染状況であることについて広報を行い、感染予防の呼びかけを行っております。

県としましては、引き続き、感染状況に応じた注意報や警報発令など、県民に対する注意喚起を行ってまいります。

同じく(2)、新型コロナウイルス感染症の医療提供

体制についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症については、冬の感染拡大に対応しつつ、通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、今月から来年3月までの間を引き続き移行期間として、公費支援が継続されることが国から示されました。

県としては、10月以降も感染状況を踏まえた高齢者施設等への定期検査、コロナ患者受入れ医療機関への設備整備補助等を実施することとしており、幅広い医療機関による通常の対応への段階的な移行を進めながら、県民が安心できる医療提供体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 3、沖縄振興予算についての(3)、一括交付金の増額に向けた取組についてお答えいたします。

沖縄振興一括交付金の増額確保は、県及び市町村の切実な要望となっていることから、県としましては、今後、一括交付金の概算要求額以上の増額確保の要請を考えており、沖縄担当大臣や関係要路に対して、沖縄振興の現状等を丁寧に説明し、沖縄県及び市町村の要望が実現するよう、知事を先頭にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 5、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症対策についての中の(3)、学校における感染症対策等についてお答えいたします。

令和5年8月28日から9月23日までの期間において、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖は小学校4学級、中学校2学級、高等学校1学級となっております。また、インフルエンザによる学校閉鎖は高等学校1校、特別支援学校1校、学年閉鎖は小学校15学年、中学校4学年、学級閉鎖は小学校38学級、中学校21学級、高等学校17学級となっております。国が実施した調査によると、本県の公立学校における換気対策設備の設置状況は、令和5年1月時点で、CO<sub>2</sub>モニター49.5%、サーキュレーター68.9%、HEPAフィルター付空気清浄機40.8%となっており、6月時点においては、CO<sub>2</sub>モニター53%、サーキュレーター66.5%、HEPAフィルター付空気清浄機55.9%となっております。

県教育委員会としましては、引き続き、基本的な感



染症対策の徹底に努めてまいります。

続きまして6、教育行政についての(1)、教員の正規雇用を増やすための計画についてお答えいたします。

県教育委員会では、児童生徒数の推移、学級数の増減、定年引上げの影響などを踏まえ、今後の正規率改善に向けた小中学校正規率改善計画を令和5年9月に策定したところです。同計画においては、特別選考による採用などを加味し、新規採用者数をこれまでの350名から80名増の430名とし、令和12年度までに正規率を全国並みの90%台とする予定としております。

県教育委員会としましては、引き続き正規率の向上に取り組んでまいります。

同じく(2)、学校給食費無償化の進捗と国への要請についてお答えいたします。

県教育委員会においては、7月から8月にかけて、保護者を対象に学校給食に関するアンケートを行うとともに、学校給食の実施状況や課題について市町村と意見交換を行ったところであります。今後はそれを踏まえ、沖縄県学校給食費無償化に関する制度設計委員会において、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいりたいと考えております。また、国に対しては、去る2月に玉城知事から学校給食費の支援について要請を行ったところであります。引き続き、全国都道府県教育委員会連合会や九州地方教育長協議会を通して、学校給食費の支援を国へ要請してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 7、ジェンダー平等についての(1)、パートナーシップ制度の導入についてお答えいたします。

県では、令和3年3月に発表した沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）及び今年3月に制定した沖縄県差別のない社会づくり条例に基づき、多様な性を理由とする困難を解消するため、啓発活動や相談支援に取り組んでいるところです。パートナーシップ制度の導入に向けては、引き続き、先進自治体の取組事例を調査・研究しながら、県内市町村と情報を共有し、意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 答弁ありがとうございました。

まず、学校における感染症予防対策について、教育長に再度お聞きします。

先ほど答弁もありましたとおり、これだけ今、学級・学校閉鎖が出ている状況、コロナやインフルエンザの感染状況は、平時ではなく流行期ではないかと思うんですが、県教育委員会としての認識、見解はどうでしょうか、伺います。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

県教育委員会では、県保健医療部よりインフルエンザ注意報が発令されていることから、インフルエンザについては流行状況にあるというふうに認識をしております。新型コロナウイルス感染につきましては、学校に限って申し上げますと、新型コロナウイルスの感染による学級閉鎖等は、インフルエンザに比べては少ない状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 コロナ、インフルエンザともに、感染者がいるという状況でやっぱり学校内でのこういった感染予防対策というのは、引き続き強化が必要だというふうに思います。

そこで伺いますけれども、文部科学省による学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルには、感染流行時のマスクや出席停止の取扱い、また、オンライン授業の活用などが示されていますが、マニュアルにのっとった感染予防対策を、教育委員会としても学校に徹底する必要があると考えますが、見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

県教育委員会では、5類感染症の移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策につきまして、各市町村教育委員会及び各県立学校に対しまして、国の衛生管理マニュアル及び学校の臨時休業のガイドラインについて周知をしております。学校流行時における感染状況の対策、あるいは出席停止期の取扱い、あるいはオンライン授業について周知を図っているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 ぜひ、学校で安心して学べる環境、感染予防対策を引き続き対策強化して取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

それでは、沖縄振興予算について聞きますけれど

も、一括交付金が県の概算要求額と内閣府が示した概算要求額にやっぱり差があるということで、私たち沖縄県議団、先日、政府交渉で振興予算についても交渉してきたんですけれども、内閣府としても、これからも沖縄県と一緒に一括交付金増額に向けて頑張りたいということ saying だったので、ぜひ内閣府ともしっかりと協力をして、交付金増額に向けて頑張ってもらいたいんですけども、再度伺います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 一括交付金の減額に伴う影響については、個別の事業も含めて内閣府あるいは県選出国會議員等々に対して丁寧に説明してきたところでございます。昨年、補正予算でハード交付金29億円、予算措置していただきました。今回、岸田総理が補正予算を編成するという事を明言されましたので、今後、また昨年のように補正予算の確保に向けて、内閣府と協議を詰めたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 ぜひ頑張ってください。

それでは、基地問題について再質問します。

ミサイル配備、弾薬庫建設、自衛隊施設の今、強靱化など南西諸島への軍事要塞が進む中での日米共同訓練、レゾリュート・ドラゴンですね。まさに沖縄を戦場にすることを想定した軍事訓練だと思います。事故が相次いでいる欠陥機オスプレイも使用されるなど、本当、言語道断です。県民の命と暮らし、人権を守るのであれば、この日米共同訓練の中止を県として求めるべきではないでしょうか、伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県としましては、かねてから自衛隊の配備等について様々な意見があるという中で、今回の日米の大規模な訓練というものについては、県民に不安を生じさせるものであるというふうに考えております。また、民間空港の利用等につきましては、民間の利用に支障があってはならないというふうな考えの下、米軍、自衛隊等については使用自粛を求めているというところでございます。ですので引き続き、政府、米軍、自衛隊等については、訓練の空港等の使用自粛等について求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 県として、県民の命、暮らし、財産を守る立場で毅然とした対応を強く求めたいと思います。

それで、嘉手納基地の防錆整備格納庫建設について

ですけれども、去る7月、県として衆院沖縄特別委員長宛てへの要望では、この防錆整備格納庫の計画を撤回すべきと要望をしています。引き続き、その立場で日米両政府に臨むべきだと思いますが、見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県といたしましては、再三にわたって計画の見直しを求めてきたにもかかわらず、当初の計画どおり進めるとの決定がなされたことについて残念であるというふうな受け止めております。また、嘉手納町については、払拭されない不安が少しでもある限り容認することはできず、万全の措置が講じられることが必要と考えているものと承知しております。

このため、県としては、政府に対して安全面や環境面の対策に万全を期すなど、地元住民が抱く不安を払拭するための確実な措置を引き続き求めていきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 最後、知事にお伺いをいたします。

昨年の復帰50周年の新たな建議書には、「アジア太平洋地域において、武力による抑止が国・地域間の緊張を過度に高め、不測の事態が起こることのないよう最大限の努力を払うとともに、平和的な外交・対話により緊張緩和と信頼醸成を図ることで同地域の平和の構築に寄与するなど、我が国が国際社会において名誉ある地位を占めるべく積極的な役割を果たすこと。その際、独自の歴史や多様性を持つ沖縄を最大限活用すること。」と、政府に建議をしています。その立場で知事は、今年度、地域外交室も立ち上げ、取組を強化していると思います。沖縄を二度と戦場にさせない、そしてこの沖縄を平和の発信地にしていくという知事の決意を最後に確認したいと思います。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県は住民を巻き込んだ苛烈な地上戦の経験でありますとか、戦後も軍事優先の中で県民の基本的な権利が侵害されてきたという、そういう歴史を有しています。二度と沖縄を戦場にしてはならないという思いは、全ての沖縄県民の切実な願いであるということ間違いございません。このため、沖縄県では、沖縄のいわゆる歴史、自然、文化、伝統など、いわゆるソフトパワーを活用した地域間外交を積極的に推進するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に向けて発信するなど、アジア太平洋

地域の平和構築に貢献する県独自の地域外交を展開することとしておりまして、本年4月に地域外交室を設置したところであります。私は、このような沖縄独自の地域外交の取組を今後さらに強化していくことにより、アジア太平洋地域——沖縄県も事務所を設置し、駐在員を置いているという、そういうこれまでの経験も踏まえながら、地域における緊張緩和と信頼醸成に寄与してまいりたいというように考えております。

○島袋 恵祐 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

[仲村未央 議員登壇]

○仲村 未央 議員 こんにちは。

代表質問を行います。

1、辺野古新基地建設問題について。

知事が一貫して求め続けている対話なきまま承認を迫る政府のやり方からは、民意や地方自治を尊重する姿勢はみじんも感じられません。国連での活動を経て、知事は今、何を思うか。所見と展望を伺います。

2、沖縄市への弾薬庫建設について。

報道によると、防衛省は2024年度、沖縄市の沖縄訓練場において5棟の弾薬庫建設に着手する。以下伺います。

(1)、沖縄訓練場に弾薬庫を建設する目的は何か。

(2)、建設スケジュール、形状、大きさを伺います。

(3)、県内に弾薬庫は何か所あるか。計画中也含め自衛隊、米軍それぞれ伺います。

(4)、有事の際に攻撃対象となるおそれがあるため、弾薬の種類や数量は公表されないのか。使用する部隊名は公表されるのか。

(5)、弾薬庫建設に際し、県や自治体、周辺住民に政府は説明するのか、いつ説明するのか伺います。

(6)、弾薬庫を抱える自治体は、当該施設が攻撃対象となるおそれを想定して住民避難計画を作成するのか伺います。

3、日米合同訓練レゾリュート・ドラゴン23について。

(1)、目的、規模、参加する部隊、施設、使用される公道や民間施設、実施期間等を伺います。

(2)、ホワイト・ビーチ、嘉手納基地、嘉手納弾薬庫を使用する訓練の目的と内容を伺います。

(3)、今回の訓練で米軍オスプレイ、自衛隊オスプレイは使用されるのか。どのルートで使用されるのか伺います。

(4)、激化、常態化する日米合同訓練について県の認識と対応を伺います。

4、国家安全保障戦略に基づく公共インフラ整備について。

(1)、特定重要拠点の考え方や制度設計を伺います。

(2)、平時から自衛隊の訓練を認めることが予算措置の条件になるのか。公共インフラ整備を求める自治体には、平時における自衛隊の使用を盛り込む規定等の整備が必要になるのか伺います。

5、ハード交付金の減額問題について。

(1)、土木建築部予算において、事業区分別のピーク時比較を示されたい。

(2)、ハード交付金の減額が続き、県事業の進捗に深刻な影響がある。事業が停滞し長期化を余儀なくされる中で、副次的な課題も惹起している。沖縄振興の理念にのっとった予算措置が求められるが、政府の対応はどうか。見通しを伺います。

6、企業局の経営状況について。

(1)、浄水場における15名の欠員は解消されたか伺います。

(2)、ハード交付金の措置状況とインフラ改修への影響を伺う。

(3)、水道料金の値上げについて検討状況を伺う。

7、教員不足への対応について。

(1)、最新の充足率と正規率、また病休率と実数を伺います。

(2)、少人数学級の実施状況はどうか。

(3)、免許外教員は何人いるのか。人材確保に関し、どのような課題があるのか伺います。

(4)、働き方の改善に向け、労使協議会は設置しないのか。早急に設置し、現場の実情を踏まえた業務削減に本気で取り組む必要があると考えるがどうか。

(5)、過重な時間外労働の改善に向け教職員が相談できる体制づくり、産業医の配置が求められています。対応を伺います。

8、不登校児童生徒の支援について。

(1)、県内の不登校児童生徒の数と推移を伺います。

(2)、不登校児童生徒のうちフリースクールに通う児童生徒の数。うち出席扱いとなっている児童生徒の数と割合を伺います。

(3)、出席扱いとなる際の判断基準や現場の対応について伺います。

9、バス運転手不足への対応について。

(1)、現在どれぐらいの運転手不足が生じているのか。数と経済活動への影響を伺います。

(2)、今補正の対応について伺います。支援額、対

象、件数など事業内容を伺います。

10、タグボート専用バースの整備について。

物流拠点的那覇港には、大型船を曳航するタグボートの専用バースがまだまだ整備されていません。大型クルーズ船の入港も再開しており、出入港の安全環境整備は待ったなしです。どのような方策を検討しているのか、対応と見通しを伺います。

11、沖縄文化・芸術・伝統等の発信撮影支援事業の創設について伺います。

沖縄を題材とする映画、映像制作に関わる人材の育成を図り、その独自性、優位性を確保する産業支援の仕組みづくりが関係者から求められています。現状や課題を把握しているか。支援の在り方について伺います。

12、公文書管理条例の制定について。

(1)、県民への説明責任を規定する公文書管理条例制定の取組、進捗状況を伺います。

(2)、有識者懇談会の設置、役割、構成等について伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 仲村未央議員の御質問にお答えいたします。

辺野古新基地建設問題についての御質問の中の1、辺野古新基地建設問題の所見と展望についてお答えいたします。

私は、かねてから、辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要であると考えており、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し申し上げるべきことは申し上げ、問題点を指摘しながら、必要に応じて連携して取り組むことが重要であると考えております。今回、国連関係者との面談では本当に多くの示唆をいただきましたが、私が最も心に残っているのが、多くの方々が、国際社会において、課題解決のために最も重要なことは対話であるとおっしゃっていたことです。対話によって新しいルールをつくり、新しい方向性を見つけていくこと、そのためには何回でも対話を重ねていくことが必要なんだ、重要なんだということでした。これは、私がいつも述べさせていただいていますが、対話による解決と共通する重要な考えだと受け止めており、大変意を強くしているところであります。

沖縄県としては、引き続き、政府に対しては、あらゆる機会を捉えて沖縄県との対話の場を設けるよう求めるとともに、対話によって解決策を求めていく民主主義の姿勢を粘り強く訴えてまいりたいと思います。

次に、日米合同訓練レゾリュート・ドラゴン23についての御質問の中の(4)、激化する日米共同訓練に対する県の認識等についてお答えいたします。

今年1月の2プラス2の共同発表では、「キーン・ソード23、レゾリュート・ドラゴン22、オリエン・シールド22及びMV-22低空飛行訓練等の実践的な訓練及び演習の着実な進展を歓迎した。」「日本の南西諸島を含む地域において、日米の施設の共同使用を拡大し、共同演習・訓練を増加させることにコミットした。」などが示されております。

沖縄県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えており、引き続き、情報収集を行い適切に対応してまいります。

次に、沖縄文化・芸術・伝統等の発信撮影支援事業の創設についての御質問の中の(1)、撮影支援事業についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄観光コンベンションビューロー内にフィルムオフィスを設置し、現地ロケにおける相談対応、ロケの受入れ側となる市町村などの理解促進に向けた体制の整備、国内外で開催される映画祭における沖縄のPR、動画配信サイト等での上映機会の創出を行うことで沖縄での撮影支援に取り組んでおります。また、文化芸術団体等の人材育成や組織づくりに関する取組等を支援するとともに、琉球の歴史・文化資源をテーマとした新たなコンテンツを制作する取組を支援しております。引き続き、関係者と意見交換を行いながら、支援の在り方を検討してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 2、沖縄市への弾薬庫建設についての中の(1)、火薬庫建設の目的についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、沖縄訓練場の敷地内に新編予定の補給処支処について、事態生起時において、平素から南西地域に配備されている部隊や南西地域に展開した部隊の活動を迅速かつ継続的に支援するため、隊庁舎、倉庫、コンテナヤード、火薬庫5棟、燃料施設等を整備するとのことでした。

同じく2(2)、火薬庫建設のスケジュール、形状等についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、令和5年度は、火薬庫等の施設配置に係る基本検討を行うとのことでした。また、令

和6年度概算要求においては、火薬庫等を整備するための調査・設計に係る経費として、約23億円が計上されていることから、火薬庫の形状や大きさは、今後決まっていくものと考えております。

同じく2(3)と(4)、県内の弾薬庫及び弾薬の種類等についてお答えいたします。2の(3)と2の(4)は関連しますので、一括してお答えいたします。

沖縄防衛局によると、県内における火薬庫の所在する自衛隊の施設数は、計画中のものを含め17施設であり、米軍については、嘉手納弾薬庫地区及び辺野古弾薬庫に所在すること以外は承知していないとのことです。また、自衛隊施設の火薬庫に保管する弾薬の数量及び種類については、その詳細を示すことにより、自衛隊の能力が明らかになるおそれがあるため、具体的に示すことは困難であるとのことであります。

同じく2の(5)、火薬庫建設に係る政府の説明についてお答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。このため県は、去る6月9日、防衛大臣に対し、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと等を要請したところです。一方、今年1月、防衛省は沖縄市長に対し、同訓練場の整備計画について説明しておりますが、地元説明会については、現時点で未定とのことであります。なお、沖縄訓練場への火薬庫の整備に関しては、関連する資料が沖縄防衛局から県に提供されておりますが、対面での県への説明は現在のところございません。

同じく2の(6)、住民避難計画の策定についてお答えいたします。

国民保護法において、市町村は、国民保護事案発生時に、市町村国民保護計画に定めるところにより避難実施要領を定め、住民避難を誘導する役割を担っており、国民の保護に関する基本指針により、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとされております。弾薬庫への攻撃を想定した住民避難計画について、具体的に義務づけられてはおりませんが、沖縄市においては、北部地区周辺、嘉手納弾薬庫地区の地域における避難実施要領のパターンを自主的に作成しております。

次に3、日米合同訓練レゾリュート・ドラゴン23についての中の(1)、目的、規模等についてお答えいたします。

今回の陸上自衛隊と米海兵隊の共同訓練は、日米の

連携強化及び共同対処能力の向上を図ることを目的として、10月14日から31日にかけて実施される予定です。県内では、6か所の自衛隊施設と8か所の米軍施設において、陸上自衛隊第15旅団や米海兵隊第3海兵師団など、約1400名余りが参加するとのことです。また、人員・物資の輸送訓練等では、新石垣空港や与那国空港を使用した航空機の離発着のほか、大型車両がホワイト・ビーチ地区から嘉手納飛行場へ、那覇港湾施設から牧港補給地区へそれぞれ公道を走行する計画があるとのことです。

同じく3(2)、ホワイト・ビーチ地区等を使用する目的等について。

ホワイト・ビーチ地区においては、大分分屯地から輸送した陸上自衛隊のコンテナを日米の大型車両に積載し、嘉手納飛行場まで陸上輸送する共同兵たん訓練が実施されるとのことです。また、嘉手納飛行場及び嘉手納弾薬庫地区においては、ホワイト・ビーチ地区から輸送した陸上自衛隊の補給品を嘉手納飛行場から嘉手納弾薬庫地区へ陸送し、陸上自衛隊のCH47や米軍のMV22等に積み替えて、瀬戸内分屯地に輸送する共同兵たん訓練が実施されるとのことであります。

同じく3(3)、オスプレイの使用についてお答えいたします。

今回の共同訓練において米海兵隊のオスプレイは、嘉手納飛行場から瀬戸内分屯地まで補給品を輸送する共同兵たん訓練及び出砂島射撃場における統合火力の誘導訓練に使用される計画となっております。また、陸上自衛隊のオスプレイは、新石垣空港から患者を島外に搬送する患者後送訓練に使用される計画とのことです。

県としては、昨年からのオスプレイの墜落事故が相次ぐ中、今回の陸上自衛隊によるオスプレイの使用は、県民に不安を生じさせるものであると考えていることから、9月13日、沖縄防衛局に対し、県内での陸上自衛隊オスプレイの使用自粛などを求めたところです。

次に4、国家安全保障戦略に基づく公共インフラ整備についての中の(1)と(2)、特定重要拠点の考え方及び予算措置の条件についてお答えいたします。4(1)と4の(2)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

政府は、8月の関係閣僚会議で、南西諸島を中心として、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機が平時から円滑に空港・港湾等を利用できるよう特定重要拠点空港・港湾（仮称）を指定するとし、今後、地元との調

整を進めていくとしておりますが、この件について、県への説明は現在のところございません。

県としては、自衛隊等の利用により、離島の空港、港湾の民間利用に支障があってはならないと考えており、引き続き情報収集を図りながら、適切に対応してまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 5、ハード交付金の減額問題についての(1)、土木建築部予算における事業区別のピーク時比較についてお答えいたします。

土木建築部における令和5年度のハード交付金の配分額は、約197億円となっており、ピーク時の平成26年度の約611億円と比較しますと、414億円67.8%減少しております。また、主な事業区分別の減少額及び減少率は、道路事業が約227億円83.1%、港湾事業が約16億円80.4%、治水事業が約17億円70.3%、海岸事業が約1億円48.2%、下水道事業が約20億円80.2%、都市公園事業が約2億円70.8%となっております。

次に10、タグボート専用バースの整備について、那覇港におけるタグボート用係留施設についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、令和5年3月に改訂した那覇港港湾計画において、タグボートが係留可能な施設を新港埠頭地区及び浦添埠頭地区に位置づけているとのことであります。当該施設の整備については、関係者と調整の上、対応していきたいとのことであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 5、ハード交付金の減額問題についての(2)、内閣府の対応についてお答えいたします。

沖縄振興公共投資交付金の減額が続いてきたことから、県事業や市町村事業の進捗に遅れが生じ、地域の発展等に影響が出ていることから、県としては、ハード交付金の大幅な増額が必要と考えております。しかしながら、内閣府の令和6年度概算要求額は、令和5年度当初予算から約13億円増の約381億円となっており、沖縄県及び市町村が求めてきた要望額と大きくかけ離れております。

県としましては、今後、ハード交付金を含む一括交付金の概算要求額以上の増額確保の要請を考えてお

り、沖縄担当大臣や関係要路に対して、沖縄振興の現状等を丁寧に説明し、沖縄県及び市町村の要望が実現するよう、知事を先頭にしっかりと取り組んでまいります。

次に12、公文書管理条例の制定についての(1)、条例制定の取組、進捗状況についてお答えいたします。

県では、現在及び将来の県民に対する説明責任を強化するため、公文書管理条例の制定に向けて取り組んでいるところであります。去る5月には、庁内に公文書管理の在り方検討会を設置し、電子決裁の導入や検索性に優れた文書分類への見直しなどについて関係部局等と意見交換し、全庁的な取組を進めているところであります。

同じく12の(2)、有識者懇談会の設置、役割、構成等についてお答えいたします。

公文書管理条例の制定に向けた課題や制度設計等を検討するに当たり、有識者の意見を聞くため、令和5年度内には、有識者の会議を立ち上げたいと考えております。会議の構成員としては、国や他の自治体の公文書管理や県の公文書作成等の実務等に精通している方、県民が公文書を利用する場合の観点から意見していただける方を考えており、それぞれの視点から御意見を頂戴したいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

[松田 了 企業局長登壇]

○松田 了 企業局長 6、企業局の経営状況について(1)、欠員の解消についてお答えします。

企業局では、今年度生じた欠員15名について、再任用フルタイム勤務職員6名、他事業体交流職員1名、臨時的任用職員8名を配置し対応したところであります。次年度は、9名以上の職員を採用する準備を進めており、再任用フルタイム勤務職員を含めると欠員は解消する見込みとなっております。引き続き、適正数の職員を採用するとともに、適切な人事配置に努めてまいります。

同じく(2)、ハード交付金の措置状況と影響についてお答えします。

沖縄振興公共投資交付金の当初予算額は、平成26年度の932億円をピークに令和5年度は368億円に減少しており、それに伴って、企業局の当初予算額も平成26年度の107億円から令和5年度は42億円に減少しております。この減少により、水道施設の更新・耐震化事業に遅れが生じる状況となっております。

同じく(3)、企業局の料金改定の検討状況についてお答えします。

企業局では、平成5年度の料金改定以降、約30年にわたって料金を維持してまいりましたが、施設の更新等に伴う費用の増や電気料金の上昇による経営状況の急激な悪化が見込まれることから、料金改定の検討を行っているところであります。これまで、外部有識者で構成する企業局経営評価委員会を3回、受水事業体説明会を2回開催し、料金改定の必要性、改定幅及び実施時期などについて説明を行っており、引き続き、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 7、教員不足への対応についての中の(1)、最新の充足率等についてお答えいたします。

文部科学省が、公立小中学校等を対象として実施した全国調査では、令和4年5月1日時点で、沖縄県の教員充足率は98.4%、全国平均値は101.2%。沖縄県の教員正規率は81.2%、全国平均値は92.2%となっております。また、令和3年5月1日時点における沖縄県の公立小中学校の通常学級担任の正規率は75.6%、特別支援学級担任の正規率は63.9%となっております。教育職員の病気休職者数につきましては、令和4年度は381人であり、在職者に占める割合は、2.41%となっております。

同じく(2)、少人数学級の実施状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、小学校1・2年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生まで35人学級を実施しております。令和5年度の少人数学級実施状況については、教員不足または教室不足により実施できなかった学級が42学級ありましたが、実施率は99.1%となっております。

同じく(3)、免許外で任用されている教員についてお答えいたします。

県教育委員会では、必要な校種・教科の教員を確保できない場合に、他の教員免許を持っている方を助教諭として任用しており、令和5年5月現在の助教諭の人数は、小中学校が211人、県立学校が61人となっております。人材確保の課題としましては、各教科の教員数に偏りがあり、教員を配置できないことも生じております。

県教育委員会としましては、引き続き、教員選考試験の制度改革や、県内大学での説明会等のリクルート活動を強化し、教員の人材確保に努めてまいります。

同じく(4)、働き方の改善に向けた労使協議会の設

置等についてお答えいたします。

県教育委員会では、7月に沖縄県公立学校働き方改革推進本部を設置し、その外部連携部会において、職員団体等の関係団体と意見交換等を行うなど、連携・協働を進めております。引き続き、県内公立学校的全教職員に対して実施したアンケートの結果等を踏まえ、実効性のある取組を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(5)、教職員の相談体制や産業医の配置についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校職員に対し、保健師による健康相談ホットラインの設置や、公認心理師等による相談を行うとともに、全ての県立学校に産業医を配置しております。また、市町村立学校については、服務監督権者である市町村教育委員会に対して体制整備について通知するとともに、担当者を対象とした研修会を実施する等の支援を行っております。

県教育委員会としましては、引き続き、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

続きまして8、不登校児童生徒の支援についての中の(1)、不登校児童生徒数の推移についてお答えいたします。

文部科学省が実施する問題行動等調査によると、沖縄県の国公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、令和元年度4630人、令和2年度4495人、令和3年度5286人となっており、増加傾向にあることから喫緊の課題と捉えております。

同じく(2)、フリースクールに通う児童生徒の数と出席扱いについてお答えいたします。

フリースクールについては、その規模や活動内容が多様であり、明確な設置基準がないことから、その数は把握できていない状況にあります。今後、フリースクールに通う児童生徒の実態把握については、市町村教育委員会と連携し、その調査の在り方について検討してまいりたいと考えております。

同じく(3)、出席扱いの判断基準や現場の対応についてお答えいたします。

出席扱いの判断基準については、文部科学省からの通知において、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること等の要件を満たした場合、校長が指導要録上、出席扱いとすることができると示されております。学校においては、フリースクールにおける指導等の状況を把握し、個々の児童生徒にとって適切かどうかについて、教育委員会と連携し判断す

ることとなります。

県教育委員会としましては、引き続き関係機関と連携した取組を推進してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 9、バス運転手不足への対応についての(1)のうち、路線バスの運転手不足の数と経済活動への影響についてお答えいたします。

県内路線バス主要4社によると、バスの運転手はコロナ前の令和元年度末の861名から、令和4年度末で758名となっており、100名程度減少しているとのことです。このため、バス事業者では、効率的なダイヤ改定により、通勤や通学など利用者の経済・社会活動に影響が出ないように努めていると聞いております。

県においても、運転手を確保するため、求人広報活動や第二種免許取得を支援しており、引き続き公共交通のサービス維持に向けた支援を実施してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

〔宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇〕

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 9、バス運転手不足への対応についての(1)及び(2)、貸切りバス運転手不足と補正予算での対応についてお答えします。9の(1)と9の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

バス会社によると、現在、県外から修学旅行を受け入れる貸切りバスの未手配の件数は約1200件であり、これを解消するためには、約50人の運転手の確保が必要と試算しております。貸切りバスの未手配が続けば、沖縄への修学旅行が敬遠されるとともに、訪問先を変更されるおそれがあります。このため、今議会において約4000万円の補正予算を計上し、緊急的に県外からバスの運転手等を確保する貸切りバス事業者を支援することとしております。具体的には、県外から運転手及びバスガイドを確保するため、1人当たり最大40万円の補助金を交付することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 教育長のほうからお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど、病休者、病休率も含めてお尋ねをしましたが、前年比でどのような傾向があるのか、それから、うち精神的疾患の状況、実数、傾向はどうかお尋

ねをいたします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

令和4年度における公立学校教職員の精神疾患による病気休職者数は229人となっておりまして、令和3年度199人に対して30人の増加となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 先ほど、現場の実態を踏まえて体制を取ってほしいということをお願いをしました。この増加傾向、歯止めがかかっておりませんので、ぜひ聞きっ放しにしないで、具体的な取組を推進いただきたいと思っております。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後0時9分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲村 未央 議員 同じく、不登校の児童生徒の支援に関してお尋ねをしました。今日も大きく報道等でありましたけれども、先ほど教育長、答弁をいただいた5200余りというのは、これは過去最多の更新状況にあるのか、どのような状況でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 答弁では、令和3年度について申し上げましたが、令和4年度も、本日の新聞で全国の数公表されておりました。令和4年度につきましても、沖縄県の不登校については過去最高となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 令和4年度の数値は分かりませんか。数は。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時10分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

教育長。

○半嶺 満 教育長 令和4年度につきましては、国公立、私立を含んだ小中学校についてでありますけれども5762人、高校につきましては、国公立、私立高等学校で1091人となっております。

○仲村 未央 議員 ちょっと休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。



○半嶺 満 教育長 お答えいたします。

先ほどの答弁では、沖縄県の国公私立小・中・高の  
数でございました。これが5286人であります。令和  
4年度につきましては、同じく沖縄県の国公私立小・  
中・高等学校を合わせて6853人となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 今日の今日の数値なので、今、  
増加の大きさに非常に驚いております。このフリース  
クールに通うということ、今回あえて取り出してお  
尋ねしたところですけれども、これについてはまだそ  
の実数の把握なり、状況が十分に把握されていないと  
いうことで調整がありましたので、それはこれから具  
体的な取組の中で調査把握をされていく必要があるん  
だろうと思いますけれども、そこら辺はどのように考  
えていらっしゃいますか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 答弁で申し上げましたが、フ  
リースクールの定義がまだまだはっきりしていない部  
分がございますので、その辺しっかりと国の動きも確  
認しながら、また市町村とも連携しながら、しっかり  
把握の在り方については検討してまいりたいと考えて  
おります。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 ただ、今、文科省の方針につい  
ても、この不登校の支援の在り方についても、学校に  
登校するという結果のみに目標を置くのではなくて、  
その子が自らの進路、これを主体的に捉えて、その自  
立をしていくということですね。ところが今、現場で  
どのようなことがあるかという、フリースクールに  
通うその児童生徒に、県内の学校の事例ですけれど  
も、診断書を提出しなければ出席扱いと認めないとい  
うような事例が発生しておりますけれども、診断書が  
ないと出席扱いにならないという、このような何か条  
件、基準などがあるのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 フリースクールに通う児童生徒  
の出席扱いについてでありますけれども、文部科学省  
の通知によりますと、この出席扱いの判断をする上  
で、診断書の提出は求められておりません。

したがって、県としても、この診断書の提出は  
必要ないというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 それは明快に今お答えいただ  
いたので、当該児童生徒も聞いています。それで、な  
ぜこの診断書の話が唐突に出てくるのかということ  
については、まだ確認中ではあるんですけど

も、一つにこういうことがあるんですね。例えば、  
今、学校に行けない、何かしらの理由があって、登校  
に至っていないけれども、今、中学3年生。高校受験  
目指して、高校には行きたい、進学をしたいという具  
体的な希望があって頑張ってフリースクールで勉強し  
ているんですよ。その子が受験をするに当たって、  
別室で——もし学校になかなか行けないということ  
は、受験の場というのも非常に大変なストレスを伴う  
ものですから、配慮をもらって別室で受験をするとい  
うやり方を県立高校は取っていますね。その配慮願  
の中に、診断書の添付が必ず必要だということがあり  
ますか。診断書がないと、その配慮願が出せないん  
でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

高校入試の際に、診断書を求める場合がございます。  
その場合につきましては、障害のある生徒の受験  
における配慮願というのがございまして、出願前に、  
障害のある生徒の学力検査等に関する配慮願書を記  
入しまして、障害、疾病等に係る診断書、もしくは身  
体障害者手帳等の写しを添付して提出することとなっ  
ております。このような場合にのみ、診断書等は求め  
ている状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 今回のケースでは、心理的にあ  
るいは身体的に何らかの疾患がある、病気であるとい  
うことではないんですよ。ほかの理由で今不登校にな  
っちゃっているという状況の中で、自立に向けて頑  
張っているという。そういう子に対して、診断書を出  
せ、そうでなければ出席扱いにしません。あるいは、  
そうでなければ受験を認めませんというような現場で  
の対応。これについては、非常にその子に対して、よ  
り深刻な、進路等々に今重大な影響を与えかねない  
というところにあるんです。出席日数が足りなければ、  
進学にも非常に影響します。けれども、実際にはその  
ような、この子の状況を見る限りにおいては、しっか  
りとフリースクールを選択しながら頑張っていると。  
その学校のカリキュラムも含めて、むしろ学校のほう  
が具体的にその状況を把握し、前向きに自立に向けて  
歩ませるということが必要だと思うんですけども、  
今の診断書の取扱いに関しては、条件ではないこと、  
むしろそれを求めるということではないということに  
ついて、もう一度具体的に、はっきりとおっしゃって  
いただければと思います。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 まず確認させていただきます。

フリースクールに通っている生徒の出席扱いの際の判断基準として、診断書を求めるということはございません。

また、入試につきましても、先ほど申し上げました障害のある児童生徒の受験の配慮について、そういうことに限っての提出でありますので、例えば不登校の状況で、どうしても別室でしか受験できないという場合に、その状況を把握してそういった配慮を行っているところであります。このことにつきましては、まず、フリースクール等の取扱いにつきましては、しっかりと生徒指導の担当者、あるいは学校長の研修会等でしっかり確認していきたいと思っておりますし、また入試につきましても、中学校に対する事前の説明会がございますので、しっかりと周知徹底を図っていきたいというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 休憩をお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時19分休憩

午後0時19分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲村 未央 議員 4点目の特定重要拠点、この考え方についてお尋ねをしました。今、政府のほうでは、自衛隊の訓練、平時からの利用、これが認められるという状況が確認されれば、公共インフラ整備についてしていくという方針を示していますけれども、これについては、既にリストアップがあるということなんですけれども、リストアップをして9月下旬以降、その自治体への説明をしていくということなんですけれども、これ、県には何か連絡はありましたか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後0時21分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほども申し上げたとおり、特定重要拠点の空港・港湾を指定するということとはしておりますけれども、まだこの件について、県への説明等はございません。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 通常は、県は、先ほど答弁にあったように、軍事利用への拡大を認めない立場であるということは、はっきりしているわけですね。そうすると、県がそれを認めない限り、要は平時からの自衛隊の利用、これについてよしとしない限りは、このようなインフラ整備は進まない、進められないという

ことで理解してよろしいでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 これにつきまして県としては、自衛隊等の利用により離島の空港・港湾の民間利用に支障があってはならないというのが基本的なスタンス。一方、離島市町村については、国民保護に関して、例えば石垣とか与那国町などは、政府に対して港湾や空港の整備を求める要請等がなされているということも承知しております。

このため、県としては、様々な観点から情報収集を行いながら、適正に対応していきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 要は、県が直接管理する空港がありますよね。それについて、軍事への利用拡大、平時からの利用を県が認めないという姿勢を持つ限りにおいては、その整備はできないですよということですね。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時23分休憩

午後0時23分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 政府におきましては、今回の整備方針について、平時から円滑に空港・港湾等の利用ができるようインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組を設けるとしておりますけれども、具体的な内容が明確ではありませんので、引き続き適正に判断していきたいというふうに考えているところで

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 はっきりと答弁になっていないんですけれども、政府としては、平時においても自衛隊が軍事的に利用する、そのことの確認が取れば整備をしましょうということなんですよね。そうやって初めて整備費をつけると。その確認が取れないのに、それは従来の公共事業とは全く違う方針なわけですから、それについて自治体、その当該管理者がそれを認めない限りはということが前提ですよということですね。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 申し訳ございませんが、まず、国の考え等がまだ明確ではないと考えておりますので、どのような考えの下で整備を進めるのかということ、まずは精査したいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 非常に気にしているのは、例えば、国際人権法、ジュネーブ法の枠組の中においても、その軍民の分離ということは明確にうたわれていますけれども、平時から軍に供している、軍事から見ても利用価値があるというふうに他国から見た場合に、それが判断されるときというのは、これは軍事標的になる可能性というのは否定されないというような状況になっているわけですね。国際法の基準です。ですので、そのことを言っています。

もう一度、今の捉え方、このハード整備方針に関して、インフラ整備方針に関して、県が管理を認めないとある限りにおいては、このような、なし崩しに軍備の拡大を利用目的とする、その公共事業の整備というのは進まないということで、しっかりと方針を示していただきたいんですけれども、公室長が無理であれば、知事、副知事の答弁をいただきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 公室長が先ほど来答えていますように、まだ政府から具体的な方針が示されてございません。

県としては、どのような方針が示されるのかしっかりと確認した上で、きちんと対応していきたいと考えております。

○仲村 未央 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時27分休憩

午後1時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前に引き続き、代表質問を行います。

上原 章議員。

[上原 章 議員登壇]

○上原 章 議員 ちょっと休憩お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時51分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上原 章 議員 おはようございます。こんにちはでしたね、すみません。

公明党会派の上原章でございます。

代表質問をさせていただきます。

まず初めに、1、知事の政治姿勢についてお尋ねします。

(1)、名護市辺野古の埋立変更申請をめぐる、最高裁は国の是正指示を適法とし、県の上告を棄却しました。知事は是非判断について、期日を含め今後どう対

応するのか伺います。

(2)、県庁地下2階の駐車場から、発がん性などが指摘される有機フッ素化合物(PFAS)を含む泡消火剤が流出し、知事は県民の皆様に、多大な不安を与え、報告が遅れたことをおわびすると謝罪しました。今回の事案は、県民に大きな衝撃と不信を招き、特に流出して3か月余りも公表しなかったことは、県行政の透明性、危機管理に極めて深刻な事態だと言わざるを得ません。報告が遅れた理由、対応について知事の見解を伺います。

(3)、県は来年2月までに地域外交基本方針(仮称)を策定すること。構成案及び沖縄振興計画(新・沖縄21世紀ビジョン)に盛り込まれている国際機関の誘致も含める考えはないか。

(4)、県が目指すアジア太平洋地域の平和構築に向け、明年開催予定の第10回太平洋・島サミットの本県開催を国に求めているかどうか。

(5)、電気料金及びLPガス料金の高騰対策事業の支援期間延長は高く評価いたします。内容と電気料金について、8月並みの金額に引き上げることはできないか。

(6)、給食費無償化の実施は、物価高騰で深刻な影響を受けている子育て世帯に早急に必要な政策であり、最優先の知事公約と思うがどうか。前倒しで実施できないか伺います。

次に2、経済・雇用行政について伺います。

(1)、公・労・使で組織する県雇用対策推進協議会が開催され、人手不足への対応に関する共同宣言が発表されました。内容と効果及び県の予算を含めた支援策を伺います。

(2)、視覚障害者のヘルスキーパーの県庁を含め行政機関における採用について伺います。

(3)、那覇空港でのレンタカーの送迎車混雑解消は急務です。具体的な対策及びモノレールてだこ浦西駅パーク・アンド・ライド駐車場のカーシェア実証実験について伺います。

(4)、国際旅客船の拠点港に指定されている本部港のクルーズ船対応バースが台風6号の影響で損壊し、船が入港できない状態が続いています。早急な対応が必要と思うがどうか。

(5)、県内の製糖工場の老朽化に伴う建て替え計画はどうなっているか。

次に3、福祉、医療行政についてお尋ねします。

(1)、国民健康保険制度の財政健全化について。

ア、県は赤字解消にどう取り組んでいるのか。実態と効果を伺います。

イ、前期高齢者交付金等の公費確保はどうなっているか。

ウ、医療・所得格差など特殊事情による財政負担を市町村のみに負担させるのではなく、県は財政運営の主体者として政策的繰入れを検討するなど責任を果たすべきとの声があるがどうか。

(2)、骨髄バンクドナー助成事業補助金について、内容と効果を伺います。本県はドナー登録が人口比で全国一。特に若い世代が多いと聞きます。勤務する事業所に対する補助制度も必要と思うがどうか。

(3)、がんの治療や手術に伴う外見の変化を補完するため、医療用ウィッグなどの購入費助成ができないか。

次に4、教育行政についてお尋ねします。

(1)、国は、不登校特例校の名称を学びの多様化学校に改称し、当面は2つの名称を併記するとしました。県内の開校はどうか。

(2)、公立の夜間中学は現在、17都道府県に44校が設置されています。再来年度には28都道府県58校まで広がります。本県の設置はどうか。

(3)、学校現場におけるトイレの洋式化の取組・設置状況を伺います。

次に5、台風6号の被害及び対策について。

(1)、被害状況及び支援策はどうなっているか。

(4)、観光客の支援について、課題・対策を伺います。

最後に、南大東村の水利施設整備事業、旧東第2地区の進捗が大幅に遅れているが、原因と対策を伺います。

よろしく申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時56分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上原 章 議員 すみません、ちょっと抜けておりました。

3、福祉、医療行政の国民健康保険制度の財政健全化のうち、エ、医療費水準・財政赤字等の課題が解消されないまま、保険料水準の統一に向けた環境整備を図るとしているが、市町村との協議はどうなっているか。お願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 上原章議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(3)、

地域外交基本方針と国際機関の誘致についてお答えいたします。

沖縄県では、現在、地域外交基本方針（仮称）の策定に向けた取組に着手したところであり、去る9月21日に第1回目の沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議を開催し、同基本方針の構成案について、委員から御意見を伺ったところです。今後は、引き続き万国津梁会議を開催するとともに、県民の皆様からの御意見等も踏まえて、沖縄県が目指すべき地域外交の方向性を示していきたいと考えておりますが、議員御提案の国際機関の誘致につきましても、この基本方針の中で検討してまいりたいと思います。

次に、経済・雇用行政についての御質問の中の2の(1)、人手不足への対応に関する共同宣言の内容等についてお答えいたします。

人手不足への対応につきましては、公・労・使29団体で構成する沖縄県雇用対策推進協議会幹事会の意見を取りまとめ、現状、課題、取組方針を盛り込んだ共同宣言を作成し、9月14日に開催した協議会において同宣言を発出したところです。同宣言に基づき、国、県、労働団体、経済団体が一体となり、効果的な雇用施策を継続的に協議し推進していくことにより、その機運が全県的に広がり、県経済のさらなる成長につながるものと考えております。

沖縄県としましては、喫緊の課題への対応として、観光事業者や交通事業者の人材確保支援など、庁内各部局において今年度予算に総額で約60億円を計上し、人手不足対策に取り組んでいるところです。さらに、企業の生産性向上への支援、経済の好循環の構築のため、適切な価格転嫁及び賃金の引上げの推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言に掲げる取組を併せて推進してまいります。

次に2の(5)、製糖工場の建て替えについてお答えいたします。

老朽化が著しい分蜜糖工場については、工場建屋や製糖工程の中核となるボイラー設備などが築60年以上経過していることから、工場の老朽化対策の緊急性は高いと認識しております。一方、工場の建て替えについては、建設費用が多額になることに加え、事業実施主体の費用負担や財源確保等が大きな課題となっております。

沖縄県としましては、工場の老朽化の現状を踏まえ、工場整備に係る早期の課題解決に向け、引き続き、国、市町村等関係機関と検討を進めてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさ

せていただきます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(1)、公有水面埋立変更承認申請への対応についてお答えいたします。

令和5年9月4日付で、是正の指示を適法とする最高裁判決が示されたところであります。県は、最高裁判所の判決を受けてどのような対応が取れるか検討している段階であり、当該是正の指示も踏まえながら、今後、対応してまいります。

次に2、経済・雇用行政についての(3)のうち、ただこ浦西駅パーク・アンド・ライド駐車場のカーシェア実証実験についてお答えいたします。

今年7月、一般社団法人沖縄県レンタカー協会から、同駐車場におけるカーシェア実証実験について要請がありました。今後、同駐車場の指定管理者から、レンタカー協会の要請を踏まえた事業計画が提案される予定であると聞いております。

県としては、提案内容を踏まえて、関係法令や施設の管理運営上の課題について整理し、実施の可能性も含めて検討していきたいと考えております。

次に同じく2の(4)、本部港のクルーズ船対応バースの早急な復旧についてお答えいたします。

本部港（本部地区）において、クルーズ船対応岸壁が台風6号によって被災しており、現在、使用を禁止しております。県は、岸壁の早期復旧に向けて、国庫事業である港湾関係公共土木施設災害復旧事業の災害査定申請を進めております。当該岸壁については、クルーズ船などの寄港予定があることから、復旧までの暫定的な使用について検討しているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(2)、報告が遅れた理由と対応についてお答えいたします。

令和5年6月18日日曜日、本庁舎に設置されている泡消火設備が誤作動を起こし、PFOS等を含む消火剤が地下2階駐車場に放出されました。放出された消火剤の一部は回収したものの、残りは地下2階の湧水槽へ流れ込みましたが、当該湧水槽には、雨水はほとんど流れ込まないものと認識していたことや、槽内の水が建物外部へ排出されたことは確認できなかったため、後日、回収することといたしました。回収方法や処分先を検討していたところ、9月12日に槽内の

水位が低下したことが分かり、泡消火剤を含んだ水が建物外部へ流出したことが判明したことから公表に至ったところです。しかしながら、県民生活に影響を及ぼすおそれがある事象については、速やかな三役への報告及び関係機関との情報共有を図るとともに、議会、県民の皆様にも速やかに公表すべきであったと深く反省しております。

2、経済・雇用行政についての(2)、あんま等ヘルスキーパーの採用についてお答えいたします。

現在、知事部局には、あんま・マッサージ・鍼灸を担当する職がないため、ヘルスキーパーを対象とする職員の採用は行っておらず、また、他の行政機関における状況も不明であります。一方、県においては、障害者の雇用を計画的に行うとともに、障害のある職員がその能力を発揮して生き生きと活躍できる職場環境の整備に取り組んでいるところです。今後も他の都道府県の事例を研究しながら、障害者雇用の在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

[宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇]

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、知事の政治姿勢についての(4)、太平洋・島サミットの沖縄開催についてお答えします。

太平洋・島サミットは、太平洋諸国が直面する諸課題について意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献すること等を目的に、平成9年から3年ごとに日本で開催されている首脳会議です。これまで9回行われ、3回は沖縄県で開催されております。県においては、沖縄21世紀ビジョンに掲げる「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に向け、太平洋島嶼国との交流を深めることは大変重要であると考えております。太平洋・島サミットは、国が主体となり、関係自治体と協力しながら開催のおおむね2年前から準備をする必要があります。今後の開催については、国の動向等、情報収集に努めてまいります。

次に2、経済・雇用行政についての(3)のうち、那覇空港におけるレンタカー送迎車両の混雑についてお答えします。

那覇空港において、送迎バス等を運行するレンタカー会社の増加に伴い、1階に設置されている送迎バス乗り場で混雑が発生しております。現在、国が実施している那覇空港の高架道路延伸工事により、レンタカーの送迎バス乗り場を含む1階ターミナル前の乗降場についても延伸されることから、延伸後は混雑が緩和すると考えております。

県では、引き続き、関係機関と連携しながらレンタカーを含む観光二次交通の利便性向上に取り組んでまいります。

次に5、台風6号の被害及び対策についての(4)、観光客への支援についてお答えします。

台風6号では影響が長期化したため、多くの観光客が帰宅困難となりました。このため、県では、沖縄観光コンベンションビューローをはじめとした関係団体と連携し、台風時観光客対策協議会を設置し、情報収集の上、観光客に向けて台風・交通情報等を発信するとともに、旭橋の観光案内所を暴風警報発令中でも稼働する等の対応を行ったところです。今後は、観光客が速やかに滞在先を確保できるよう、ウェブ上でホテル等の空室情報を掲載するとともに、市町村や関係団体と意見交換を行いながら、一時待機所の設置、備蓄支援等について検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 1、知事の政治姿勢についての(5)、電気料金及びLPガス料金の支援等についてお答えします。

電気料金に対する支援単価につきましては、燃料費等調整単価の下落による電気料金値下げを考慮するとともに、国の支援の状況等を踏まえ、10月以降の支援単価を9月と同額としたところです。また、LPガス料金に対する支援につきましては、同料金の推移に顕著な変化が見られないことから、これまでと同額の支援を10月以降も継続してまいります。

電気料金及びガス料金の高騰は、県民及び県内産業に与える影響が非常に大きいことから、県としましては、引き続き、県民生活や産業活動への負担軽減に取り組んでまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 1、知事の政治姿勢についての(6)、学校給食費無償化の実施についてお答えいたします。

県教育委員会においては、7月から8月にかけて、保護者を対象に学校給食に関するアンケートを行うとともに、学校給食の実施状況や課題について市町村と意見交換を行ったところであり、今後はそれを踏まえ、沖縄県学校給食費無償化に関する制度設計委員会において、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいりたいと考えております。

続きまして4、教育行政についての中の(1)、学びの多様化学校についてお答えいたします。

本県の不登校の現状については喫緊の課題と捉えており、その対策として校内自立支援室事業を実施し、居場所づくりや学習支援等に取り組んでいるところです。学びの多様化学校については、現在全国で24校設置されており、本県では未設置となっております。

県教育委員会としましては、これまで学校設置者である市町村教育委員会に対し、学びの多様化学校の設置等について周知しております。引き続き、不登校児童生徒の支援に取り組むとともに、先進事例の情報収集に取り組んでまいります。

同じく(2)、公立夜間中学の設置についてお答えいたします。

県教育委員会では、夜間中学について、通学の利便性等の観点から、まずは市町村に対し、設置検討を依頼しているところであり、現在、各市町村において検討が行われているところであります。

県教育委員会としましては、今後、市町村の取組状況について取りまとめ、対応を検討してまいります。

同じく(3)、学校現場におけるトイレの洋式化についてお答えいたします。

県内全ての公立学校に洋式トイレは設置されており、令和5年度に実施された文部科学省等の調査によると、設置率は、小学校83.2%、中学校78.0%、高等学校71.4%、特別支援学校95.6%となっております。公立学校におけるトイレの洋式化については、校舎等増改築及びトイレ改修に係る事業において、学校等の要望を踏まえ、整備を進めているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き、市町村と連携し、教育環境の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

[糸数 公 保健医療部長登壇]

○糸数 公 保健医療部長 3、福祉、医療行政についての(1)のア、国保の財政健全化に係る赤字解消の取組と効果及び公費確保についてお答えします。3の(1)アと3の(1)イは関連しますので、一括してお答えいたします。

本県市町村国保の財政については、前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定される前期高齢者交付金が少ないこと、また低所得者や負担能力のない子供の加入割合が高いこと等、本県の特殊事情が主な要因となり、赤字を抱えております。県では、これまで市町村及び国保連合会など6団体で、国に対し、本県の特殊

事情に配慮した財政支援の要請を行ってきたところであり、特別調整交付金メニューを活用し、令和4年度までに累計で約520億円が交付されたところであります。

県としては、今後も引き続き市町村等と連携し、国に対して財政支援を求めていきたいと考えております。

同じく(1)のウ、県が政策的に繰入れすることについてお答えします。

県が政策的に繰入れを行うことにつきましては、全国知事会の合意事項、市町村間の公平性、国に求めている財政支援の意義に照らし合わせてみた場合、適当ではないと考えております。

同じく(1)のエ、保険料水準の統一に向けた、市町村との協議状況についてお答えします。

保険料水準の統一については、第2期国保運営方針において、令和6年度からの実施を目指すとして、これまで市町村と協議を続けてきたところであります。しかし、保険料水準統一の前提となる、医療費水準、財政赤字等の課題が解消されていないことから、去る2月に市町村長の了承を得た上で、令和6年度からの保険料水準の統一については、実施を見送ることとしたところであります。一方で、令和4年度の法改正で、統一への取組が義務化されたことから、統一に向けた環境整備を図るため、令和6年度から新たな取組を実施してまいります。

続きまして3の(2)、骨髄バンクドナー助成事業についてお答えします。

県では、ドナー休暇制度のない骨髄提供者に助成金を支給した市町村に対して、その助成額の2分の1を補助する沖縄県骨髄バンクドナー助成事業を令和2年度から実施しております。令和4年度までの3年間で4市、11件の補助を行っております。実施市町村は、開始前の1市から、現在は8市町村となっており、同事業のさらなる拡大及び制度の周知を図ってまいります。ドナー休暇を付与した事業所に対する助成については、他県の状況等を参考に検討していきたいと考えております。

同じく(3)、アピアランスケア用具購入費助成についてお答えします。

抗がん剤治療による脱毛や、手術等による外見（アピアランス）の変化に悩む患者を心理的・経済的に支援することは重要であると考えております。がん患者のアピアランスケア用具の購入費助成について、本県においては、令和5年10月から、浦添市と糸満市で新たに事業が実施されております。

県としては、市町村がアピアランスケア支援事業について前向きに検討し、実施が促進されるよう、具体的な取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 5、台風6号の被害及び対策についての(1)の中の、台風第6号による被害状況についてお答えいたします。

台風6号については、建物一部倒壊による死者1名のほか、重傷者3名及び軽傷者80名の人的被害が報告されております。お亡くなりになられた方に対しお悔やみを申し上げます。

また、住家で全壊3件、半壊23件及び一部破損167件、非住家においても店舗の全壊や公共施設の一部損壊などの建物被害が報告されております。

県においては、引き続き、台風接近時の不要不急の外出は控えていただくよう知事メッセージの発出等により呼びかけていくとともに、今後とも市町村等と連携し、災害復旧支援に努めてまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 5、台風6号の被害及び対策についての御質問の中の(1)、災害救助法の対象となる支援策についてお答えいたします。

台風6号による被災者に対しては、災害救助法に基づき応急救助として、住宅の応急修理等の支援策を実施しております。また、県独自の支援策として、沖縄県災害見舞金制度による弔慰金や見舞金を支給しており、令和5年9月29日現在、3市町12件の支給実績となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

[前門尚美 農林水産部長登壇]

○前門尚美 農林水産部長 5、台風6号の被害及び対策についての(1)、農林水産業の被害状況と支援策についてお答えいたします。

台風6号による農林水産業関係の被害額は、約20億4800万円となっており、基幹作物であるサトウキビ等の農作物や水産業施設等で被害が生じております。このため、農家に対する支援として、営農相談窓口の設置、農業共済、収入保険等による補償、さとうきび増産基金を活用した生産回復支援等を行っているほか、被災した農林漁業施設の復旧については、災害復旧事業等により対応しているところであります。ま

た、クルマエビや海ブドウ養殖等については、本議会で支援に必要な所要額を補正予算で措置したところがあります。

県としましては、引き続き、関係機関等と連携を図りながら、各種支援に取り組んでまいります。

次に6、南大東村の水利施設整備事業、旧東第2地区の進捗についての(1)、旧東第2地区の進捗状況についてお答えいたします。

旧東第2地区については、平成23年度に事業採択され、当初計画では平成30年度完了予定でしたが、基礎地盤の処理に時間を要したことやハード交付金の減額による安定的な予算確保に課題があり、事業進捗に遅れが生じております。令和4年度末において、事業の進捗率は約76%であります。

県としましては、引き続き所要額の確保に努め、令和7年度完了を目指し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 御答弁ありがとうございます。

まず、幾つか再質問させていただきたいのですが、辺野古の承認についてなんですが、知事は、勧告について、期限内の承認は困難ということで示さなかったんですけど、今日がまたその指示の期日ということで、こちらも承認、不承認の態度を示さないという方向でよろしいのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

令和5年9月19日付で変更承認申請を承認せよと勧告があり、その後、9月28日付で指示があったところでございます。県は、最高裁判所の判決を受けてどのような対応が取れるか検討している段階であり、当該指示も踏まえながら今後対応してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 知事、今日、この後どうされるかは知事の御判断だと思いますけど、承認の是非をやる中で、今日もし、その態度が示されない場合、この埋立てはどうなるのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 繰り返して恐縮でございますが、県は、最高裁判所の判決を受けてどのような

対応が取れるか検討している段階であり、今後対応してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 今日が指示の期日ということで、すから、ちょっと今後、どうされるかまた注視していきたいと思います。

次に、PFASの流出についてですが、6月18日に放出されたことが判明し、翌19日に管財課が現場を確認したと。それで、3日後の22日に部長に報告があり、適切に処理するよう指示を出したと。この放出された6月18日というのは、この5日前は6月議会の初日で、20日から代表質問もスタートしているんですね。これだけの重要な事案を、知事を中心に我々議会も一緒に6月議会をしている中で、全く三役にこの報告がなかったということに改めて確認したいんですが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 PFOSが放出されて、公共水域に流出していなかったということから、報告せずに、適切に回収すべしという指示を出したところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 これは、じゃ、部長の御判断で、この事案はあの時点では三役に報告する必要はないという判断をしたということですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 今となっては危機意識の欠けた、認識のないことではありますが、その当時はそういう処理をすれば足りるという判断でございました。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 現場の責任者とはいえ、部長の御判断ということで、これ本当、私は県三役に対しても、この今の県の置かれている体質というか危機管理ということを、本来、県民の命、健康を守るべき県行政が、このような本当に残念としか言いようがないんですが、知事、部長がああ時点で判断したことは適切だと知事は理解しているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 本庁舎地下2階の泡消火設備が誤作動を起こし、PFOS等を含む泡消火剤が放出したこと、また、泡消火剤を含んだ水が建物の外部にも流出したことにつきまして、まず県議会及び県民の皆様へ報告が遅れましたこと及び不安を与えてしまったことについては、心からおわびを申し上げます。また、私も、9月15日にまず口頭でその件に



ついて部長から報告を受けました。そして、至急、係るその公表に向けての必要な調査を行い、可及的速やかにそれを公表するようという指示をしておりましたけれども、今後はこの案件について深く反省をして、いま一度、点検等についてルーチンなどをしっかりさせた上で再発防止に努めてまいりたいというように思っております。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 今、9月15日に初めて報告を口頭で受けたと。それから10日余りたって、今回の9月議会でも議長をはじめ、我々野党議員、中立もそうですけど、9月議会の初日にも、このことが知事のお話にもないということがもう本当に残念で、知事はこの影響がどのぐらいあるか数字でまだ調査段階だったから、なかなか公表するタイミングを逸したという、昨日の答弁でもありましたけど、私はおかしいと思うんですよ。知事が15日にこの報告を受けた以上、しっかり県民や議会に私は説明する責任があったかなと思います。本当に、この点は内部統制を含めてしっかり襟を正していかなくちゃいけないのかなと思っております。

次に、給食費の無償化。

知事、国に要望しているとか、国の支援を待つということは、今これだけ物価高騰の中で、多くの市町村が厳しい財政の中でこの給食費無償化に踏み切っているんです。そして、1年かけてアンケート調査をして、市町村と連絡を取り合うという、こんな悠長なことではないと思うんです。知事の給食費無償化、これ、本当に重要な公約なんですよ。知事の英断が必要じゃないかなと。市町村にとっては、2分の1でも県がやってくれば、大きな支援になるとおっしゃっているんですが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 今、議員お話のあったとおり、家庭の経済的負担軽減等、子育て支援の一環として、学校給食費無償化の支援の取組を行っていくことは重要であるというふうに考えております。

県教育委員会としまして、まずどのような制度でスタートするか、これが重要だというふうに考えておまして、様々なその制度設計についてシミュレーションも行っているところであります。先ほど申し上げました、保護者へのアンケートの結果、市町村との意見交換等踏まえて、制度設計等について速やかに検討していきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 ぜひ、加速していただきたいと

思います。

次に、人手不足への対応に関する共同宣言。

ぜひ、実効性ある取組にさせていただきたいんですが、アクションプランはいつまでに策定する予定ですか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 今回の共同宣言に基づきまして、具体的な取組方針としましては、労働力の確保と定着でありますとか、人材育成、あるいは企業の生産性向上などに重点的に取り組んでいくということで考えてございます。それで、実効性の確保に向けて、今度具体的な取組を網羅したアクションプラン——今、議員からありましたアクションプランを今後策定していく予定にしておりますが、今後、幹事会の御意見も聞きながら、可能な限り早いタイミングで策定していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 よろしくお願ひします。

もう一点、地域外交基本方針。

先ほど国際機関、国連機関誘致のゴール、目標を目指して検討するという、非常に評価したいと思えます。非常に重要な取組でございますので、この点は要望としてお願ひします。

次に、ヘルスキーパーの採用の件。

これ、県の盲学校を卒業して、こういったいろんな資格を取っても、県のほうで採用がないということがやっぱり非常に多くの生徒さんたちにとっては、自分たちが一生懸命学んできたものを社会に出て発揮したいという声があるんですが、これは採用に向けてしっかり検討すべきじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 ヘルスキーパーという位置づけになるとしたら、どのような時間帯に、どのようなサービスをするのかということで、そのサービスを受ける職員の職務専念義務違反とも関わってきますので、どのような仕組みができるのかどうか、いろいろ難しいところはあると考えております。ほかの県の状況も勘案しながら、研究を進めたいと思えます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 神奈川県等も事例がありますので、よろしくお願ひします。

次に、カーシェア実証実験。

部長、関係法令、施設の管理運営上の課題等を整理する。これは6月議会でも同じ答弁だったんです

よね。それは早めに、この関係者とどういった方向で——協会から要望が出ているわけですから、しっかりテーブルに着いて、意見交換する必要があると私は思うんですが、これはされたんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

カーシェアの実証実験についての要請はございましたが、事業計画のほうが提案がまだでございます、事業計画の内容を精査し、実施の可能性も含めて検討していきたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 よろしく申し上げます。

本部港のクルーズ船バースの改修なんですけど、強い台風ではあったんですけど、私も現場を見てきましたけど、あれだけコンクリートが剝離されるというのは、構造上、問題ないのかと。今回破損した原因、それから今後改修するに当たって強度をどう高めるかというのが非常に重要だと思うんですが、この辺の構造上含めてお答えください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当該箇所の復旧工法につきましては、ただいま設計中でございます。被災のメカニズムも踏まえまして、どのような形での復旧が望ましいか検討してまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 これ、供用開始して1年にもなっていないと思うんですが、ぜひこの強度を——もし同じような規模の台風が来て、また破損すると、これはちょっと違うと思いますので、よろしく申し上げます。

あと、製糖工場の建て替えについて、製糖工場は安定操業、サトウキビ生産は地域経済における重要な役割を持っております。この老朽化による建て替えは喫緊の課題なんですけど、現在、県内において建て替えを必要とするのは何か所で、どこですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時36分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

県内の分蜜糖製糖工場建て替えの要望がある工場ということで、ゆがふ製糖、そして北大東製糖、石垣島製糖、この3社が建て替えの要望のある工場でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 知事、私、8月に北大東工場を視察させていただきました。本当にコンクリートの剝離、あと工場内の——先ほどボイラーの件もありましたけど、階段等も本当に危険なところで、それでも毎年、出荷時にしっかり売る、作動をさせていかなくちゃいけない。そういうところは、私はもう早めに、この3か所やっていたかなくちゃいけないかなと思うんですが、予算面の確保、これは国としっかり信頼関係の中で県や市町村の負担も含めて、しっかり交渉していただきたいんですが、知事は現場は見られたんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 照屋副知事。

○照屋義実 副知事 先月、見てまいりました。北大東の製糖工場につきましては、実は今年の春頃から国とも意見交換をしております、その早急な対策については認識をしていたわけですが、私も現地に行ってみまして、これは大変だなというふうなことを切実に認識してまいったところです。コンクリートの剝離が柱状部の基礎のほうに暴露といいますか、しているところがたくさんありまして、地震が来たら、これちょっと一気に崩壊に結びつくんじゃないかなというふうなぐらいに危機意識を持って帰ってきたところでありまして、帰ってまいりまして早速、農林水産省のほうとも交渉に入っているところであります。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 よろしく申し上げます。

あと、骨髄バンクドナーについてなんですけど、令和2年度からスタートしているんですけど、令和2年度の実績が5件、令和3年度が5件、令和4年度が1件と、本当に県内のドナー登録は若い人も含めて全国一だと聞いているんですけど、この補助金をもっとしっかりとした活用をしないといけないんですが、この少ない理由はどう分析していますか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

令和2年度から事業を始めたところでございますけれども、これまで沖縄県、人口当たりの登録者は多いんですけど、なかなか移植に至らなかった、その当時に伺った理由については、やはり健康上の理由、あるいは仕事が休めない、休暇が取りづらいというふうなところがありましたので、県としましては、市町村とともに助成をする仕組みを活用しているところで

それから、今幾つかの県で事業所に対しても助成を行っている自治体がありますので、そちらの先行的な

事例も研究して、さらに増えるように働きかけていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 徳島県が24市町村全てで実施している、事業所にも1人当たり5万円の補助をしているという。また、静岡県でも事業所への補助をやっているという。やっぱり、この方々が提供したいという中で、職場環境も含めて、私はしっかり進んでいくには事業所への補助も必要なと思いますので、先ほど検討するとおっしゃっていましたが、よろしく願います。

あと、ちょっと休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上原 章 議員 最後に、台風被害の支援についてですけど、今回、観光客、また地元沖縄でも長期の停電や、クーラーが止まり、電化製品が止まりと、大変厳しい中で延泊——観光客もそうだったんですけど、私は、民間宿泊施設と協力した災害時避難所運営体制を強化すべきだと思うんです。県がリードして、いざこういったことが起きた場合、県民もそれから沖縄に来ていただいている方も、こういった宿泊を平時から民間宿泊施設と提携を結んで、いざそういったときにはしっかりコンベンションビューロー等が間にあって案内をしたり、またその宿泊支援の——これは、私は金銭的な支援も、沖縄の場合検討する必要があると思います。そして、大事なのは、そういった取組の中で、その支援の割引クーポン券とか、私は県独自でつくれると思うんですが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 台風6号の影響が長期化したことによりまして、帰宅困難となった観光客が数多くいたというところで、一部の観光客が市町村の避難所を利用したというような課題もありました。こうした課題を踏まえまして、空港の近くにある那覇市を中心とした市町村、それから関係団体と意見交換も行いながら、避難所としてのホテルの活用、公共施設を活用した一時待機所、備蓄支援等について検討したいと思います。

○上原 章 議員 どうもありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

[當間盛夫 議員登壇]

○當間 盛夫 議員 議長、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○當間 盛夫 議員 それでは、無所属の会派、代表質問を行いたいと思いますが、まずは知事の政治姿勢についてであります。

土建部長の答弁は、今日までにこの設計変更の指示を決めないといけないと。もう承認するか、不承認にするかと。このどちらかだというふうに思うんですが、全くその判断を示さないということは、私は行政上の、いつもされている皆さんからすると、全く無責任な話だというふうにも思っております。そしてまた、知事も、このことに関して、本来知事がこれまで——国連にも行かれました。これまでの答弁、いろいろな判決に関するコメント等々を読んでも、知事は、本来、承認というのではないはずなんです。不承認のはずですよ。それを全く明言——そのことを代表質問の中でも全く発言もしないということは、私は、知事はこの県議会を軽視しているというふうにしか思いませんので、その対応方もまたひとつよろしく願いをいたします。

それでは、質問を行います。

(1)、今回の埋立変更承認申請に対して、是正の指示を求めた関与取消訴訟の最高裁判決を受けまして、その判決の中では「裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。」ということがありますが、知事の見解をお伺いいたします。

(2)、これまで13の訴訟が行われております。弁護士費用等を含めて予算総額は、せんだって自民党の答弁のほうで約2億5000万円ということがありましたが、知事も弁護士も、敗訴を覚悟の上で税金を使っての訴訟ではなかったと思いますが、結果的には敗訴となった。その責任を、県はどう捉えているのかをお教えてください。

(3)、辺野古が唯一の解決策という日本政府に、岸田総理と胸襟を開いて対話をするという希望、その政治環境を知事はどのようにつくられているのか、具体策をお持ちかお伺いをいたします。

次に(5)、基幹作物でありますサトウキビについて。

本島唯一のゆがふ製糖工場の建て替えについての進捗と県の対応についてお伺いいたします。

(6)、財政健全化とインフラ整備、そして公共サービスの維持向上の両方からも、官民連携でのPPP/PFIを国も推し進めております。中央卸売市場再整

備は、もう5年も調査研究事業だけであります。早急に具体策を示す時期ではないか、見解を伺います。

(7)、デジタル化に向け進んでおりますが、平成27年に供用開始いたしました沖縄情報通信センターの利用状況と今後の取組についてお伺いをいたします。

2、令和6年度沖縄振興予算概算要求についてであります。

(1)、公共事業関係費等で事項要求（防災・減災、国土強靱化計画のための必要経費）ということですが、県はこの事業にどのような要求を行ったのかをお伺いいたします。

(2)、新規事業であります、持続可能な国際観光景観モデル事業は、魅せる沿道景観の整備、維持管理体制の構築等ですが、官民連携をどのように取り組んでいくのかをお伺いをいたします。

(3)、この鉄軌道、もう10年以上調査事業ばかりであります。そして交通環境構築、バスはますます運転士不足、そして減少しているという状況ですが、県人口の8割を占める本島中南部都市圏のマスタープランを早急に策定し、都市計画と公共交通転換そして利用改善を、県は市町村と一緒に、取り組む政策を早急に構築すべきであると考えますが、見解を伺います。

(4)、15の春の解消に向けたICTを活用した離島における高校教育の可能性調査事業が、今回新規で組み込まれております。県はこの事業に対して、どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

3、電気料金高騰についてであります。

(1)、電気料金の値上げは、家庭、企業、公共施設など沖縄経済に大きな負担を与えております。本県が所有する、または管理する全ての公共施設等で、令和4年と比較して今年度の電気料金の負担額の見通しと節電対策をどのように実施しているのかをお伺いいたします。

(2)と(3)は公共施設に関してでございますので、よろしくお願いをいたします。

(2)、省エネの第一歩は照明のLED化であります。2019年には蛍光灯の生産も中止、そして半導体不足等の影響でLED照明資材も供給不足とあります。その中で、国や他府県でもLED化に取り組んでおりますが、本県の対策と取組状況をお伺いいたします。

(3)、財政的に厳しい本県の予算ではあります、短期的にLED化を促進するには、民間のリース方式を活用した財政の平準化で行財政改革を検討すべきであると考えますが、見解を伺います。

最後に4、離島振興についてであります。

(1)、沖縄も人口減少傾向にあります。その中でも、離島の人口減少は、離島活性化からも最も懸案事項であると思っておりますが、現状と対策を伺います。

(2)、久米島航路への民間企業の高速船新規参入について、県の捉え方と支援策をお伺いいたします。

(3)、国際エネルギー機関は、2030年までに再生可能エネルギーの設備容量を3倍に拡大する提言を行っております。離島においての太陽光と大型蓄電池の組合せで、エネルギーの地産地消を促進すべきであると考えますが、検討状況をお伺いします。

よろしくお願いをいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、最高裁判決に対する見解についてお答えいたします。

今回の最高裁判所の判決は、沖縄県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について何らの判断もせず、裁判官の意見も付されことなく裁判官全員一致の意見で沖縄県の訴えを退けるものでありました。過去には、沖縄県と国との間で生じた訴訟について、最高裁判所は、令和3年のサンゴ類特別採捕に係る訴訟の最高裁判所判決においては、結論において沖縄県の訴えを退けましたが、5名のうち2名の裁判官が、沖縄県の主張に沿った内容の反対意見を述べております。また、平成7年の代理署名訴訟の最高裁判所判決においては、結論においては全員一致で沖縄県の訴えを退けましたが、15名のうち7名の裁判官が、司法権の限界に言及し、そのうち6名が沖縄の基地負担集中への対応を求める補足意見を述べておりました。

私は、最高裁判所には、公平中立な判断が示されるということをご期待しておりましたが、今回の判決は、沖縄県の主張についての判断が示されず、また、裁判官の補足意見もなかったことは、極めて残念と受け止めております。

次に、令和6年度沖縄振興予算概算要求についての御質問の中の(2)、持続可能な国際観光景観モデル事業の官民連携の取組についてお答えいたします。

持続可能な国際観光景観モデル事業は、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成を図り、観光振興に資する事業となっております。

沖縄県においては、令和4年9月に公表した「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」に基づき、本事

業を活用した魅せる沿道景観の整備を行うとともに、地域やボランティア及び企業等と連携した体制を構築してまいります。引き続き、持続可能な観光地の景観形成に取り組んでまいります。

次に、離島振興についての御質問の中の4の(1)、離島の人口減少の現状と対策についてお答えいたします。

沖縄県の人口については、復帰以降、県全体で大幅に増加している一方、離島では昭和60年の約13万1000人をピークに、令和2年の約12万6000人まで減少しております。また、平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した2045年の将来推計人口によりますと、離島においては、今後も人口減少が見込まれております。このような状況を踏まえ、沖縄県では、次代を拓く持続可能な島づくり計画に基づき、交通や生活コストの負担軽減などの生活基盤の整備のほか、移住促進、関係人口の創出、ICTを活用したテレワーカー等の人材育成、離島の魅力を生かした産業振興などに取り組んでおります。

沖縄県としては、引き続き、離島市町村等とも意見交換を行いながら、離島住民が安心して暮らし続けることができるよう離島の定住条件の整備を図ってまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(2)、訴訟費用額と訴訟結果の責任についてお答えいたします。

弁護士費用を含む辺野古新基地建設に関する訴訟に要した費用の総額は、2億4275万9475円となっております。今回の、国土交通大臣による是正の指示の取消しを求める関与取消訴訟において、結果として県の主張が認められなかったことは残念であります。これまでの一連の裁判は、県が公有水面埋立法その他関係法令に基づき、厳正に判断した処分等に対して国が行った裁決など関与の適法性について、司法による判断を求めるために提起したものであり、必要な対応であると考えております。

同じく1(3)、総理との対話についてお答えいたします。

県は、かねてから辺野古新基地建設問題は、対話により解決を求めていくことが重要であると考えております。県はこれまで、国に対する要請などあらゆる機会を捉えて、知事と総理との対話の場を設けるよう求

めてきたところで。

県としては、普天間飛行場負担軽減推進会議などの既存の会議体に加えて、知事が総理と直接面談し、対話による解決を引き続き求めてまいりたいと思いません。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

[前門尚美 農林水産部長登壇]

○前門尚美 農林水産部長 1、知事の政治姿勢についての中の(5)、ゆがふ製糖工場の建て替えについてお答えいたします。

老朽化が著しいゆがふ製糖工場につきましては、本島地域のサトウキビ生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、工場の老朽化対策の緊急性は高いと認識しております。一方、製糖工場の建て替えにおいては、多額の建設費用を要することに加え、事業実施主体の費用負担や財源確保等が大きな課題となっております。

県としましては、ゆがふ製糖工場の老朽化の現状も踏まえ、工場整備に係る早期の課題解決に向け、引き続き、国や市町村等関係機関と検討を進めてまいります。

同じく1の(6)、中央卸売市場再整備についてお答えいたします。

中央卸売市場の再整備に向けた検討については、市場のコンセプトや活性化の方向性、施設の規模、機能、施設使用料、整備手法などについて合意形成を図っていくことが重要であると考えております。令和5年度の調査事業では、これまでの調査事業を踏まえて、民間資本の活用も視野に入れた上で、施設の規模や機能の在り方を反映した大規模改修や現地建て替えなどの整備手法の検討や、想定される施設使用料の試算等を行い、再整備の方針策定に向けて、現在、合意形成に取り組んでおります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 1、知事の政治姿勢についての中の(7)、沖縄情報通信センターの利用状況等についてお答えします。

沖縄情報通信センターでは、民間や自治体の情報システムやデータを預かり、管理・運営するサービス等を提供しております。現在、同センターの利用状況は、サーバーラック設置スペースの約33%にとどまっておりますが、今後は、全国的なDX推進の動きなどにより、利用需要が増えていくものと見込んでお

ります。

県としましては、引き続き、国や自治体、企業等のデータ集積を図るため、データセンター事業者と連携し、同センターの利用促進に取り組んでまいります。

4、離島振興についての(3)、離島のエネルギー地産地消の検討状況についてお答えします。

県では、再エネ導入効果の早期発現が期待できる離島を対象に、太陽光発電事業の展開に係る補助を行うほか、離島での水素利活用促進に向けた可能性調査に取り組んでいるところです。また、次年度以降の新たな取組として、風力発電事業者の発掘に向けた風況観測等の支援事業を検討しているところでございます。

県としましては、大型蓄電池を活用した地域マイクログリッド技術の普及促進を図るなど、離島における地産地消の再生可能エネルギーへの転換に加速的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 2、令和6年度沖縄振興予算概算要求についての(1)、公共事業関係費等の事項要求についてお答えいたします。

県は、8月に行われた令和6年度沖縄振興予算に係る国庫要請において、概算要求可能額を最大限活用した総額3000億円台の概算要求を行っていただくことに加え、防災・減災、国土強靱化に資する予算を反映いただくことを要望いたしました。これを受けて内閣府は、2920億円に加え、金額を示さない事項要求を行っておりますが、その事項要求において、県が要望した防災・減災、国土強靱化に資する経費が盛り込まれております。

次に3、電気料金高騰についての(1)及び(2)、県有施設の電気料金負担額の見通しと節電対策及びLED化について、3の(1)と(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、令和5年度一般会計当初予算において、前年度比8.8億円増の38.4億円の光熱水費を計上しております。電気料金については、予算の不足が生じる見込みの施設に対しては、補正予算等により適切に予算措置を行っていききたいと考えております。本庁舎における節電対策として、これまで昼休みの消灯、蛍光灯の間引き及び不快指数を参考にした冷房運転を実施しているところです。また、沖縄県公共施設等総合管理計画において、SDGs等への取組を方針に掲げ、脱炭素化を推進し、県有施設の省エネルギー化に取り組んでおります。県有施設の大規模改修・緊急修繕等事

業の際に、LED化を図ることとしており、令和4年度までに8施設を完了し、令和5年度は5施設でLED化に着手する予定です。

同じく3の(3)、照明LED化リース方式活用の検討についてお答えいたします。

総務部では、高騰する電気料金及び脱炭素化への対策としてLED化を推進していくため、従来の手法とリース等の手法について費用対効果や整備期間等を比較検証し、導入手法の検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 2、令和6年度沖縄振興予算概算要求についての(3)、沖縄本島中南部都市圏のマスタープラン策定についてお答えいたします。

県では、令和5年10月から11月に、沖縄本島中南部都市圏17市町村にお住まいの方を対象に、人の動きを把握する目的で、パーソントリップ調査を実施いたします。調査結果から、現在の交通実態を把握・分析した上で、令和7年度に、おおむね20年後の沖縄本島中南部都市圏における、総合的な都市交通の在り方を提案する都市交通マスタープランの策定を予定しております。引き続き、関係部局や市町村と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 2、令和6年度沖縄振興予算概算要求についての(4)、ICTを活用した離島における高校教育の可能性調査事業についてお答えいたします。

当該事業については国の直轄事業として、令和6年度の概算要求がなされているところです。内閣府の資料によりますと、事業の内容として、ICTを活用した高等学校教育の可能性について、関係者の認識や課題等を整理し、離島におけるICT教育の方向性を議論・検討するための調査研究事業となっております。今後、詳細については、国により検討がなされることから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 4、離島振興についての(2)、久米島高速船に対する県の考え方についてお答えいた

します。

県としては、高速船の新規参入により、町民や観光客の移動の選択肢が増えることから、交通サービスの向上につながるものと考えております。現在、当該高速船事業者は、新規参入に向けて、国や地元久米島町、関係機関等とどのような連携が図られるか協議を進めていると聞いております。

県では、引き続き情報を収集するとともに、町や当該高速船事業者と支援の在り方についても意見交換してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時10分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 答弁ありがとうございました。

まず、今日も午前中にやったんですが、この辺野古の、皆さん県の認識は、この辺野古は代替施設なんですか、新基地なんですか。改めて御答弁願えますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時11分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

公有水面埋立法に基づきます公有水面埋立ての手続におきましては、普天間飛行場代替施設という記述がございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 これ公室長なのか、今度皆さん、担当大臣に要望書を出されているんですが、この中で辺野古移設計画の断念という分で、本県は、辺野古に新基地を造らせないということを県政運営の柱として取り組んでおりますということなんですが、この代替施設と皆さんが言う新基地ってどのように違うんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

当該計画におきましては、弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、2本の滑走路の新設など、現在の普天間飛

行場と異なる機能等を備えていることとされており、単純な代替施設ではないという認識を持っております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時13分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 先ほど申し上げましたように、単純な代替施設ではないという認識がありまして、辺野古新基地建設というふうな認識を持っております。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 このことを議論しても仕方がないです。知事、今日が期限なんですよ。知事のこれまでのコメント、この判決が出て極めて残念だと。その判決に至っては、我々のことも全く無視しているというような部分だとか、知事のコメント、国連の人権委員会に行かれてのコメントを判断すると、知事は承認というのはあり得ないはずなんです。知事がこの2期目を当選した部分に関しても、辺野古——この要望書にもあるように、辺野古は絶対造らさないと。これが知事の公約であるはずなんです。何で、この期に及んで、知事は承認も不承認もしないという判断に至るんですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 県は、最高裁判所の判決を受けて、どのような対応が取れるか検討している段階であり、今後対応してまいります。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 知事はどう考えますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 土木建築部長が答弁をさせていただいておられますが、どのような対応が取れるか検討しているという段階であります。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 知事、政治判断のはずですよ、もう。勧告されて、もう最終的に指示が出されて、皆さんが今日判断を示さないということになれば、明日にでも国は代執行を含めた部分での提訴をしてくるわけですよ。これ、もう知事判断になっているはずなんです。そのことを明確に答えられたほうがいいんじゃないですか、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 国においての判断は、国においてなされるものというように思料いたしますが、我々は現在どのような対応が取れるか検討しているという

段階であります。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 僕は、行政上、国から勧告・指示がありました。例えばこれ逆として、県がそういう企業なり、市町村なりに勧告・指示を出して、相手がそういうことを全くやらないと。反応も何も示してこないということが、これから起こるということになってくると思うんですよ。だって県も、国がやっていることを無視するわけですから。同じことを企業なり、市町村がやってくるということになってきたら、部長、あなたどう責任取るんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 繰り返して恐縮でございますが、県は、最高裁判所の判決を受けて、どのような対応が取れるか検討している段階であり、今後対応してまいります。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時18分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 繰り返しになって恐縮ですが、現在、裁判所の判決を受けてどのような対応が取れるのかという検討をしている段階でございます。ですので、今後どのような状況になるかということと現在説明するというのは、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時18分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 あなたたちは、判断を示さないということが賢明な策だと思っているんでしょうけど、これもう無責任なやり方。結果的に判断を示さないということで、国はその不承認ということを抑えて、代執行の手続きを取ってくるわけです。あなたたちは結果的に不承認という方向性を、自らは判断しないけど、それを国にさせているということになる。その中で、全く判断も示さない、承認もやらない、不承認もやらないということで、あなたたち県政は、県政の安定的な運営を図っていく、これから本当に皆さんそ

ういう態度で、県政の安定的な運営ってどう図るんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時19分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 地域における行政を主体的かつ総合的に実施する役割を広く担うものである地方公共団体としての県としましては、常に県民の身近な行政を、県の自主性及び自立性を十分に発揮しながら、安定的に実施しなければならないというふうに認識しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 じゃ皆さんが今回その判断を示さないというのは、県政の安定的な運営が図れるという判断なんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時20分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 申し訳ございませんが、県は現在、最高裁判所の判決を受けて、どのような対応が取れるのか検討している段階であるということですので、今後、適切に対応していくということでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 知事、職員を苦しめたら駄目ですよ。これはもう知事、政治判断なんですよ。知事のこれまでのコメント、知事の立ち位置からすると、承認はあり得ない。誰もがそう思っていますよ。それであれば、知事は不承認ということを明確にもう示すときじゃないですか。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 繰り返しになりますけれども、現在どのような対応が取れるかということについて、検討している段階であります。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 じゃ、改めて、承認もしない、不承認もしないという中で、知事は岸田総理とどのような形で対話を望むという政治環境をつくられるんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 対話の環境が整えられるということであれば、その中で対話に付せられる様々な課



題・提案などもあろうかと思えます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 だからもう再三——知事には具体策がないんですよ、政治環境をつくる部分での。知事、何か与党議員からも、知事が面談の中で——新聞記事にもあったんですけど、私は、知事、知事を支えている皆さんは、知事はもう不承認だということを望んでいるわけです。当然だと思っているんですよ。そうであれば、知事は不承認をして、岸田総理と本当に対話をするという政治環境をつくるためには、知事、不承認ということを出して、辞職をして、知事を辞職して、もう一度ワンイシューで、その辺野古に関する選挙をするということの要望はどうなんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 そのような御意見も私のところには届いておりますので、あらゆることを含めて検討中であります。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 政治環境をつくるんだったら、知事、その不承認ということをもう明確に出して、もう一度、再度、私の信を問うということで、選挙をする。選挙をして後、間髪入れずにもう一度、その辺野古の、皆さんが言う新基地、代替施設がどうなのかということの県民投票を問うのが、知事がつくる政治環境だというふうに思っていますので、當間盛夫の提言だと思って聞いておいてください。よろしく願いいたします。終わります、この分は。あともう明日から一般質問ですので、また自民党の皆さんがたくさんやられるはずですので、よろしく願いします。

平成27年にできた情報通信センターなんですが、70億、80億で造ってやった。で、利用率、もうこれだけの期間がたっているのに利用率は33%。令和2年から令和5年のその伸び率にしても3%でしかないということは、僕はこの市町村もまだまだ活用していない——市町村も活用していないんですけど、県も活用していない。そういったことを考えると、やっぱり先に県がしっかりとその通信センター、データセンターを活用するという方向性を持つべきだと思うんですけど、これ総務部長が答えられたほうがいいのかと思うんですけど、どうなんですか。利用率がこれだけしかないよと、県は何もしないのかという話ですので、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

沖縄情報通信センターの利用促進に向けた取組というところだと思いますが、県としましては、データセ

ンター事業者と連携しまして、国内外の企業誘致セミナー、あるいは県内外の展示会等において、企業そして自治体に向けたPR活動を行っているところでございます。あわせて、データセンター視察を盛り込んだ企業誘致ツアーを開催するなど、この沖縄情報通信センターの利用拡大に向けて、誘致活動に取り組んでいるところでございます。

県としましては、引き続き、同センターの利用促進に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 僕は、広報がちょっと足りていないと思うんですよ。我々議会でも、この通信センターが今利用がどうなっているかっていうことを、まだまだ我々も、ちょっと認識不足だった。やっぱりDXでこれだけデータが大事だということがあるわけですから、これはもっと告知をして、もっとコマーシャルをして利用促進をぜひ図っていただきたいと思います。

次に、概算要求なんですけど、私今回、鉄軌道だと交通環境。鉄軌道もこれだけずっと調査をして、もうウン十億、調査ばかり使ってるんですよ。そういう形ではなく、企画部のその交通政策、実施するのは土建部ということで、交通だと都市計画ばらばらなんですよね。交通政策はもうそろそろ企画の分と土木のものが一緒になって、県の交通局ということで、鉄軌道からバス、タクシーからを含めて、沖縄の交通の在り方ということを一體となって、県交通局というのを設置して進めていくべきだと、促進していくべきだと思うんですけど、この考え、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

交通政策については、土木建築部と役割分担をしております。九州各県を調べても、交通政策については企画部のほうで、また細かい交通政策、土木に関する部分については建設部門で担当しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 分かっているよ。だから、だから重要政策ということであれば、交通局ということでこの交通政策はつくるべきだと、これは検討してください。よろしく願いします。

電気料金なんですけど、いろいろとこのLED化進めていますよというのがありますが、部長、県庁の本庁舎、これはLED化されていますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 本庁も含めてということになりますけれども、病院とか学校とか公営住宅を除いた200平米以上の建物のLED化につきましては、延べ床面積ベースで34%、31万平米がLED化している状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 先ほど2019年には蛍光灯の製造も中止しているということであって、今まだ30%台ということになってくると、あと何年かかるのかなと。その間ずっと電気料金が安くなるという目安はないはずなんです。ずっと電気料金が高騰していったら、結果的にこの年間38億のその電気料金を、税金を、無駄に支出しているということになってくるわけですから、やっぱりそれは——先ほど民間のそのリース方式を活用してでも、早急にやっぱりLED化すべきだというふうに考えております。部長のお家はLED化されてますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時29分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 一部LED化を図っているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 大概、民間だとか企業というのは、ほとんどもうLED化にできてきていると思うんですよね。だから県も、その分では、既存のものがLED化されていないと、節電していないと。これ学校においてもそうだと思うんですよ。改築する、新築するときには機器を取り替えてLED化をしているということではなくて、やはり全体的にもうこれだけ電気料金が高騰しているということであれば、節電対策をどうするのかと。民間のそういう知恵を借りてどうしていくのかということ、ぜひ検討してもらいたと思います。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明5日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 大 城 憲 幸

会議録署名議員 瑞 慶 覧 功



令和5年10月5日

令和5年  
第3回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第5号）



令和5年  
第3回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年10月5日（木曜日）午前10時開議

## 議事日程第5号

令和5年10月5日（木曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号まで（質疑）

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号まで

甲第5号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県ふるさと寄附金基金条例

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第7号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第8号議案 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第9号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第10号議案 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第11号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第12号議案 農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第13号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について

乙第14号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

乙第15号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第1号 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

認定第2号 令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

認定第3号 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

認定第4号 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

### 出席議員（48名）

44番	赤嶺昇	議長	8番	小渡良太郎	議員
30番	照屋守之	副議長	9番	新垣淑豊	議員
1番	次呂久成	議員	10番	島尻忠明	議員
2番	喜友名智子	議員	11番	仲里全孝	議員
3番	島袋恵祐	議員	12番	上原快佐	議員
4番	玉城健一郎	議員	13番	新垣光栄	議員
5番	上里善清	議員	14番	國仲昌二	議員
6番	大城憲幸	議員	15番	瀬長美佐雄	議員
7番	上原章	議員	16番	山里将雄	議員

17番	当山勝利	議員	33番	大浜一郎	議員
18番	當間盛夫	議員	34番	呉屋宏	議員
19番	金城勉	議員	35番	花城大輔	議員
20番	新垣新	議員	36番	又吉清義	議員
21番	下地康教	議員	37番	仲宗根悟	議員
22番	石原朝子	議員	38番	崎山嗣幸	議員
23番	仲村家治	議員	39番	玉城ノブ子	議員
24番	平良昭一	議員	40番	西銘純恵	議員
25番	仲村未央	議員	41番	渡久地修	議員
26番	玉城武光	議員	42番	瑞慶覧功	議員
27番	比嘉瑞己	議員	43番	比嘉京子	議員
28番	照屋大河	議員	45番	末松文信	議員
29番	山内末子	議員	46番	島袋大	議員
31番	西銘啓史郎	議員	47番	中川京貴	議員
32番	座波一	議員	48番	仲田弘毅	議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	宮城嗣吉	文化観光スポーツ部長
照屋義実	副知事	前川智宏	土木建築部長
池田竹州	副知事	松田了	企業局長
島袋芳敬	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜政仁	知事公室長	名渡山晶子	会計管理者
宮城力	総務部長	金城康司	総務部財政統括監
金城敦	企画部長	半嶺満	教育長
多良間一弘	環境部長	鎌谷陽之	警察本部長
宮平道子	子ども生活福祉部長	下地誠	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療部長	茂太強	人事委員会事務局長
前門尚美	農林水産部長	安慶名均	代表監査委員
松永享	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山城貴子	議会事務局長	儀間俊江	課長補佐
前田敦	次長	宮城亮	主幹
中村守	議事課長	比嘉太一	主任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大議員。

○島袋 大議員 おはようございます。

自民党の島袋大です。

質問に入る前に一言あります。

知事、相当悩んだと思っております。しかし、出た結論は今後大きな禍根を残すでしょう。行政のトップである沖縄県知事が最高裁判所の判決を受け入れないということは、すなわち我が国の法律を全否定することになります。この影響は計り知れないと思っております。今後、部下である県庁の職員たちは、様々な行政事務、行政指導をしなければならないときに、相手から最高裁の判決を守らない沖縄県に言われたくないという現場が多発すると思っております。辺野古問題は、いろんな思いがあると思っております。知事も、私どももであります。それでも我が国の法を



守っていく最高機関である最高裁判所の判断が出たら、それに従うことで秩序が守られてきたわけであり、いろいろな思い、政治的な思惑があっても、結果が出たらノーサイド。特に沖縄県のような行政機関は、粛々と法の判決に従うのが民主主義の根幹であると思っております。知事、あなたは行政の長としてではなく、政治家として自らの保身を最優先したわけがあります。これから沖縄県庁の職員は法律に基づく行政事務を執行できなくなると思っておりますよ。沖縄県庁は最高裁判決を無視した無法者というレッテルを貼られ、歴史に名を残すことになることが非常に残念に私は思っております。

質問に移りたいと思っております。当初、質問を予定していましたが、今回はP F A Sの隠蔽問題について質問したいと思っております。

知事、本来であれば、電気料金の延長を私は高く評価して始まって、概算要求の議論を穏やかにやりたかったんですけども、今回のP F A Sの隠蔽問題は、当局をチェックする県議会としては、これは見過ごせません。政策論争したかったのが、とても残念だと思っております。

9月27日に総務部長が記者会見した時系列を見て愕然としました。1つずつ確認します。

総務部長、6月18日に地下駐車場に流出したとき、報告を受けていますよね。そのときはなぜ知事に報告しなかったんですか。P F O Sを含んだ消火剤が駐車場に流出したんでしょう。こんな大事なことをなぜ知事に上げていないんですか、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 P F O Sが漏出して、地下駐車場の湧水槽、そこに囲い込みとありますが、貯留されている、外部に流出されていることが確認されなかったことから、これを回収すれば足りるということで、三役への報告を怠ったところがございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 その後、その消火剤60リットルを回収して水槽に保管したわけですよ。そして業者と処分方法を検討したということでもありますけれども、それが7月の末に1度確認して、その後、9月12日に確認したら消火剤が外部に流出した。地下の駐車場だから雨の心配もないということで放置したというふうに言っておりましたけれども、なぜ、こんな重要なことを最重要課題として処理できなかったんですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 その点、危機管理意識がな

かった。庁舎管理の、私、責任者でございますが、その認識が甘かった、なかった不明を恥じているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 余りにもずさん。あなたたち、こんなずさんな対応は、批判していた米軍がうるま市で起こしたのとほぼ同じ状況じゃないですか。総務部長、6月22日に適切に処理するようにと指示をして、その後どうなったんですか。この問題をどう処理したんですか。事後確認はちゃんとしなかったんですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 その点も含めまして、危機意識に欠けていて、もう回収は済んでいるという誤った認識の下に、9月になってこれが外部に流出したというところで、この点深く反省しているところがございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 部長、陣頭指揮を執って処理すべきでしょう。6月22日に報告を受けて、9月12日に外部に流出するまで、総務部長、どういう行動をしてきたんですかって問いたくなりますよ。適切に処理するようにという指示を出して、後は担当者任せですか。どうなんですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 おっしゃるとおり、担当に任せっきりで、私のほうから改めてその事後処理について確認も怠ったところがございます。深く反省しております。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 本当に情けない話であります。はっきり言わせてもらいますけれども、知事。知事の足元の県庁がこんなずさんな対応をして、どんな顔をして米軍批判できるんですか。これからP F O Sで米軍を批判しても何の説得力もないですよ、知事。何か言うことありますか。

ましてや今回、県議会始まりましたけれども、代表質問、一般質問、通告を見ますけれども、知事、あなたを支える与党の議員団。冒頭の大項目の1番にP F O S問題が来ると思ったら、P F O S問題を取り上げることさえしない議員がいるんですよ。米軍基地で発生したら、朝から晩まで何やかんや何やかんや抗議活動をしておいて、知事、あなたの足元で出たらこんな対応ですか。県民は命をさらされているんですよ、知事。何か言うことないですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 本庁舎地下2階の泡消火剤が誤作動を起こし、P F O S等を含む泡消火剤が噴出したこと、また、泡消火剤を含む水が建物の外部に流れ出したことにつきましては、県議会及び県民の皆様が報告が遅れ、多大な不安を与えてしまったことについては、本当に心から深くおわびを申し上げたいと思います。その上で県知事として、県の事務の総括的な、包括的な執行管理権限を持っている私としては、深く反省をし、二度とこのようなことが生じることがないように、もちろん私自身を含め、県庁全体で危機管理を徹底し、県民の生活環境に影響を与えるおそれのある事務については、速やかな報告体制の整備と県民への公表に取り組むこととし、沖縄県庁の公務に対する信頼の回復にしっかり努めてまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 話を進めます。そして、9月12日に外部にP F O Sが流出したわけですね。久茂地川に流れたわけですよ。そして、2日後の14日に部長に報告。そして、15日に部長から知事に報告とあるわけですが、知事、知事は報告を受けた上で、18日にジュネーブに行ったわけですね。そして、ジュネーブで米軍による土壌汚染が広がっている、立入調査をさせなさいと米軍批判したわけですよ、知事は。知事、報告を受けたんですね、行く前に。このP F O Sの件は。久茂地川に流出している可能性があるということでの報告を受けたんですね。県民、那覇市民にP F O Sの影響が出るかもしれないのに、なぜ速やかに県民に注意喚起しなかったんですか。隠蔽したかったんですか。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 9月15日に私が総務部長から口頭でこの状況について報告を受けたときには、まだその全体像、つまりどの経路で、どのポイントでこのP F O Sが流れたかということについても調査中ですよという報告をいただきました。ですから、速やかに調査結果を出して公表すべきであるということの指示をしたものであります。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 知事、知事は2021年6月、うるま市の米軍からP F O Sが漏れたときに、発生から1日遅れで報告した米軍を何て批判したか覚えていますか、知事。新聞にも書かれていますから分かると思いますが、何て批判したんですか、言ってみてください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 全容については、記憶は定か

ではありませんが、恐らく一日も早い報告体制を取るよ  
うにという内容ではなかったかと思います。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 私が言いますよ、調べました。知事、知事は、米軍が1日報告が遅れたということで、危機管理の観点から通報体制は不十分だったと言わざるを得ないと言って批判したんですよ。違いますか、知事。今の県庁と知事の今の立場はどうですか。危機管理の意識も通報体制もずさん。はっきり言って1日遅れの米軍のほうが、まだきちんと報告できたと思っておりますよ。知事、今の沖縄県の現状、どう認識しているんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 繰り返しになりますけれども、県庁全体でそのような危機管理を徹底するという  
こと、私を含め速やかな報告体制とそれに対応する迅速な対処についても、いま一度引き締めてまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 知事、先ほどこのジュネーブに行く前に報告を受けた話でしたけれども、私からしますと、よくジュネーブに行けたもんだなと思っておりますよ。県民に知らせなくてもいいと思ったんですか。早急に調べなさいと言った結果どうなんだと。こういうことがあったら、ジュネーブでP F O Sとか、米軍とかの話できませんよ、普通なら。どういう思いでジュネーブに行ったんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄におけるP F O S等の汚染の問題については、沖縄県は米軍に対して、その汚染源を調査させていただきたいということを繰り返し求めているにもかかわらず実現できていないこと、そしてそのことについてやはり沖縄のみならず、多くの米軍基地が所在する場所でも環境汚染の問題が広がっていることなどについての意識の共有を図りたいということで話をさせていただきました。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 知事、9月14日に報告を受けたら、知事、P F O Sですよ。これが久茂地川に流れたら、那覇市民の健康に影響が出るかもしれないんですよ。県民に事実を公表しつつ、その上で現在早急に調査していると発表すべきだったでしょう。なぜそれをやらなかったんですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 15日の段階でまだ水質の検査が出ていなかったというところと、ポイント、ポイン

トでどの程度の濃度なのかという確認をしてからという考えでございましたが、こういう県民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある事象につきましては、まずは速やかに公表をし、その後詳細が分かり次第、随時公表していくことにしたいというふうに考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 少しテクニカルなことを聞きます。環境省所管の水質汚濁防止法がありますよね。把握されていると思っておりますけれども、抜粋して確認します。P F O S等が公共用水域などに排出された場合には、直ちに応急措置を講じ、事故の状況及び講じた処置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとあります。

この3日間というのは、法律に書かれている、直ちに知事に報告すべきとの趣旨に合致しない、すなわち遅いと思うけれども、どう考えているんですか。応急の措置を講じなければならないというふうに書かれておりますけれども、県民への注意喚起も行わないで、応急措置って何をやったんですか。皆さん、水濁法に明確に違反しているんじゃないですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 15日には那覇市の担当部局の職員に報告をいたしまして、届出が必要である、そしてどのような善後策を取ったかというような点も含めて、届出の内容の調整をしていたところでございます。まずは回収をすべきというところで、9月26日、まずは建物外にあります汚水ます、雨水ます、これをまず回収し、そして30日の土曜日に湧水槽内の水を回収し、この事後処理も含めて那覇市に届出をしたところでございます。15日からこの間、いろいろ調整をいたしまして、その記載の状況等についても調整をした上で届出をするというところで、記載内容について最終の調整を行っているところでございます。

○島袋 大 議員 議長、休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

島袋 大議員。

○島袋 大 議員 (パネルを掲示) 知事、このピラ覚えていますか。命の水をP F O Sなどから守る。あなたはこのピラを県民に配って知事選に勝っているんですよ。それが何ですか、このずさんな対応は。沖縄県民に対する裏切り行為ですよ、知事。恥ずかしくないですか。このピラを見て何か言うことない

ですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今回の件に関しては、先ほど来申し上げておりますが、議会への報告、県民への公表が遅れましたことを深くおわびし、これからも、この県民生活に直結するような事象については速やかに私に報告を上げ、私も先頭に立ってその対応に努めてまいりたいというように思います。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 ところで知事、こんなずさんな対応を誰がどう責任取るんですか。誰かが責任を取らないといけません。どうけじめをつけるんですか。首里城のときもそうであります。責任の所在を曖昧にして、誰も責任を取らない。今回は総務部長に責任があるんですか。今回、総務部長の答弁を見て、総務部長が全責任を負うような雰囲気ですよ。知事を含めて三役は何をフォローしているんですか。最終的に県庁のトップは知事でしょう。あたかも全責任を総務部長に負わすような、この対応の仕方、何なんです。誰が責任取るんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私は県庁の事務の総括を担っております。そしてそれを執行する義務を負っておりますので、最終的には私がしっかり責任を取るべきであろうと思います。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 まさしくそうですよ。知事、しっかりと責任を取ってください。知事、申し訳ないですけども、今の県庁に県民の命を守る資格もないし、米軍のP F O Sを批判する資格もないですよ。本当に情けない。この危機意識のなさ、通報体制は非常に厳しい状況——通報が遅い。そして現状をしっかりと認識した上で、今後このようなことがないように総括と対策を講じていただきたいと思っています。

議長、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島袋 大 議員 26日に定例会開会しましたけれども、25日に知事のほうで、与党の議員の皆さん方とこの問題について議論をした。そして、26日に定例会が開会して、冒頭でこの特別会計のおわびだけして、その後何もせずに、26日の夜中までかかって知事は説明をする。こんなずさんなことはないですよ。我々県議会は、何も分からないままですか。与党だけ

分かればいいんですか。そこで新聞に載りました。与党の一部が、県執行部が、要するに流出のこの問題について、野党より先に与党に説明したことに、与野党関係なく問題だと考える案件だと。うそ言いなさいよ。そしてもう一つ、25日の与党説明会は非公式でやったにもかかわらず、26日に野党まで漏れたことについて、危機管理ができない組織に、本当に危機管理ができるのか。大丈夫ですか、あなたを支える議員団は。命に関わることは、明確に与野党関係なしに26日に言うべきだろう。何かね、与党の議員も責任転嫁して、大丈夫ですか、この県政は。

そして、那覇市議会から昨日PFOSに対する決議文が出ました。多数だそうです。反対は日本共産党那覇市議団が反対したそうです。大丈夫ですか。那覇市民の命を守る抗議決議に、共産党は反対した。まさか我々県議会もこれを抗議決議して、共産党は反対するんですかね。こんなやり方でいいんですか、知事。しっかりと御自分を中心に、御自分を支える議員団と明確に、密に話し合いをして、この決着をどうするかというのを考えてください。

議長、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島袋 大 議員 次、がらっと変わります。畜産業についてであります。

6月議会で質問した、県単独での支援が実現しているけれども——安定基金ですね。現時点で52万7000円を下回った頭数と申請された金額は幾らですか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

県では独自の支援策として、沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を実施しておりまして、事業において、令和5年4月から7月までに出荷された雌子牛3395頭を対象に、総額1億6984万円の補填金が契約農家へ交付されております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 全国では、雄、雌関係なく補填されていますけれども、本県では雌のみであります。畜産農家からは、全国並みに雄、雌関係なく補填すべきという意見が数多いんですけれども、県の考え方はどうですか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 国の事業のほうでは雄、

雌一緒なんですけれども、県の独自の支援策の、この沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業でございまして、雌子牛は去勢子牛に比べて肥育期間が長くなります。そのため、肥育に向けられる雌子牛の平均販売価格は、去勢子牛に比べ10万円ほど安くなり、肉用牛繁殖経営に与える影響は大きいと認識しております。

県としましては、肉用牛繁殖経営に与える影響を緩和し、経営の安定化を図るため、雌子牛の価格下落に対し支援を行っているところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 和牛繁殖農家は、雄だけ出荷する人もいれば、雌だけ出荷する人もいます。また、両方出荷する人たちもいるんですよ。雄、雌では販売価格が違うので、両方の平均価格を補填することではなくて、別々に査定して補填してほしいという要望があるんです。国は関係なく。また、今回は県独自の補填する金額、安定基金なんですから、県の考え方で決めることができると思っています。農家に手厚い補填をするのが行政の役目だと思っています、知事、どうですか。実際は、安定基金は、雌は登録して1頭当たり3000円くらい出している。県が1頭当たり3000円補填している。雌だけです。じゃあ、雄に対しても同じように3000円入れた場合、同等に補填しますか、県は。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 繰り返しになるんですけれども、雌子牛は去勢子牛に比べて肥育期間が長くなります。生産コストも増加する傾向にあります。ですので、雌と雄を平均した場合、下落幅の激しい雌子牛の補填の部分が薄くなりますので、どうしても肥育に——雌子牛の部分を沖縄県としては支援しているところであります。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 いや、だから担当部署の考えは分かるけれども、やはり、雄、雌区別するというのも何だけれども、やはり県独自の安定基金なんだから、やり方によってはいろんな面で救える策はあると思っていますから、ここはやっぱり農家の声を聞くというのが大事ですから——この繁殖農家の皆さん方の声ですね、現場に行ってもらいたいと思うんですけれども、どうですか。部長。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 県としましては、子牛の価格下落の影響を強く受ける雌子牛を対象に支援を実

施することが、肉用牛の繁殖農家の経営安定につながると考えております。

○島袋 大議員 休憩。

○赤嶺 昇議長 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○赤嶺 昇議長 再開いたします。

○前門尚美 農林水産部長 現場の農家の意見、市町村、そして関係団体等の声も聞きながら、どういった部分が、意見があるかというのは聞いていきたいと思っております。

以上でございます。

○赤嶺 昇議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 現場の声は大事ですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

次です。

6月議会の粗飼料の助成、基金等について、関係機関と検討したいという答弁があったんですが、進捗状況について伺いたい。

○赤嶺 昇議長 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○赤嶺 昇議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 本県は、他県と比較して牧草の生産性が高いことから、草地整備等を行う畜産担い手育成総合整備事業を推進しているところですが、本事業について、繁殖牛農家から要望があったことから、9月13日に中部の和牛改良組合への事業説明会を開催しまして、農家、市町村、関係団体に対し、事業内容等の説明を行い、本島内の広域的な連携による新規地区採択に向けて意見の交換会を行ったところでもあります。

県としましては、当該事業を活用し、粗飼料の自給率向上に向けた支援を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○赤嶺 昇議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 こういう話は、また設備投資の、要するに牧草を植えるような話合いじゃないよね。きちんとこの粗飼料のいろんな面で、助成的な面はできるかっていうことを考えていただきたいなと思っております。そこはどうですか。

○赤嶺 昇議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 草地整備等を行う畜産担い手育成総合整備事業というのがありますので、その事業を使いまして、本島内の、特に中南部、自前でな

かなか草地が持てなかったりとか、持てたとしてもちょっと面積が他地区と比べて小さいところに関しましては、北部も含めた、広域的な草地整備事業について、現在検討しているところでございます。

○赤嶺 昇議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 ですから、草地整備するときに、このパイが小さい農家は大変だということで、和牛農家は大変なんですよ。そこを酌み取ってもらいたいということだから、その辺は話合いの中で、各農家の現場を見ながら、その辺の声も聞いてほしいと思っております。

議長、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇議長 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○赤嶺 昇議長 再開いたします。

○島袋 大議員 知事は6月議会で、多良間村の子牛生産農家との話合いで、支援についてしっかりと検討していきたいと答弁していますけれども、その後の支援設計はどうなっているんですか。

○赤嶺 昇議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

知事の多良間村の視察の後、県の畜産課のほうでは、令和5年の7月7日に多良間村の肉用牛繁殖農家と村関係者、また関係機関を集めまして、多良間村における畜産の振興について意見交換を行ってまいりました。農家からは、下落している子牛取引価格への対策ですとか、あと高騰している飼料等生産資材の輸送費等への支援、また牧草の生産性向上につながる取組、県有種雄牛を活用した子牛のブランド化についての要望がございました。

県としましては、子牛価格下落に対する補填金の交付を早急に行い、飼料基盤による島内の飼料自給率の向上や、魅力ある種雄牛の造成等により、肉用牛繁殖農家の経営安定に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○赤嶺 昇議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 だから部長、今、部長が言ったことは、私が今1~5まで言っていることと内容一緒でしょう。どうするかの話なんだから、ここはもうちょっと踏み込んでお願ひしたいと思っておりますよ。知事、その辺、何かないですか。

○赤嶺 昇議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私が視察をさせていただいた現場においては、例えばICTを活用した、子牛の出産に関するそのようなデータなども構築をしているとい

う、非常に先進的な取組も進めているということもありました。他方で、やはり飼料基盤の整備による島内の飼料の自給率向上などについては、先ほど部長から答弁がありましたとおり、やはり離島における支援策についても、さらなる検討を進めていくということについても意見交換をさせていただいております。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 次、8月の競りの平均価格が42万円と過去10年間で最低金額となっております。繁殖農家への給付金などの支援が必要ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

国では、肉用子牛の価格安定対策として、肉用子牛生産者補給金制度に加え、臨時措置としまして、和子牛生産者臨時経営支援事業を実施しております。さらに、本県では全国に比べ、雌子牛の価格下落幅が大きいことから、県独自の支援策として、県内の雌子牛平均価格が基準価格を下回った場合、その差額の9割を補填する沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を実施しております。また、県では離島地域から出荷される子牛の輸送コスト低減を図るため、輸送費補助を実施しております。

県としましては、引き続き国の動向を注視しながら肉用牛農家の経営安定に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 この件については、次、質問するのでまとめて再質問したいと思っております。

現在、畜産農家は物価高騰、飼料高騰により大変苦しんでいる現状であります。生活が著しく苦しく、仕方なく出荷しなければならない状況の中、今後、和牛の出荷頭数が増えると予想されますけれども、このまま競り価格が戻らないときに、県はどのような対応をするんですか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

子牛取引価格の下落は、国内における牛肉消費量の減少と牛肉取引価格の低下が要因であると認識しております。子牛取引価格の回復のためには、全国的な取組が必要なことから、国に対し、子牛価格安定対策制度の拡充と牛肉消費拡大への支援について、全国の主

要な肉用牛生産県と共に要請を行う予定となっております。

また、県としましては、子牛価格の下落に対する補填金の交付を行い、飼料基盤の整備による飼料自給率の向上や、魅力ある種雄牛の造成等により、肉用牛農家の経営安定に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 知事、ひとつ頼みたいんですけども、今、この2つの質問の中で、和牛繁殖農家はもう競り価格も低い。多良間村に行かれて分かると思いますけれども、低いんですよ。低い金額でも出さないといけない。なぜなら金を回さないといけないんですよ、いろんな面で。要するに乾燥草を食べさせても飼料が高い、その分でも競りに出しても赤字なんですよ。これがどんだん出荷だけして、自分の生活費まで手を突っ込んで、苦しく、廃業になるおそれがあるんですよ。知事、ここを酌み取るためにも、各農家の皆さん方に給付金なり、あるいは義援金なり、そういった形の給付金を、まず——電気料みたいな形じゃないですけども、いろんな面で県独自で補填を、給付金を出すということで、生産農家の生活がきちんと守れるんですよ。知事、どうですか。知事の政治的な判断ですよ。こういったことをすることによって和牛繁殖農家は大変助かると思いますけれども、知事、どう思いますか。その辺のちょっと——部長、待って。知事に言ってるんだよ、今。知事にその辺の答えをお願いしますよ。めったにお願いしないよ、俺。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 肉用牛の生産農家の方々の生活安定、経営安定は、我が県にとりまして非常に重要な取組であるということは、先ほど部長からもるる答弁をさせていただいている次第です。ですから、様々なその飼料基盤の整備、草地の整備、担い手の育成など取り得る対応は、そのような財源とメニューがまずしっかりしているところから充てさせていただいておりますが、議員御提案のように、さらに農家に対してどのような支援を講ずることができるのか、その財源の手当ても含めて、しっかり検討してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 ぜひとも、知事、お願いしたいと思っております。

今、この物価高長期化対策支援金ということで、県が独自で法人400万、個人200万とあるけれども、業

種を見たらいろんな業種があるよ。ここで和牛農家の皆さん方にこれを配られても、どうやって申請するのか。非常に、今、明日どう生活するかまで来ているんだよ。私も牛舎を幾つか回りました。本当に苦しんでいる。365日、いろんな面でやっているけれども、生活費まで手を突っ込んでなかなか大変なんです。知事が今検討していくということは、大変な英断だと思いますから、知事、私もめったに知事にお願ひしませんよ。まさしくここを救うことによって、沖縄県のブランドの和牛が守れるんだよ。ここはですね、知事、まさしく知事の今の判断で部長に下ろしていただいて、部長と担当課で議論して、まず農家の皆さん方と膝を交えて話をして——多良間でやっているから知事は分かると思いますけれども、その義援金や給付金、見舞金をすることによって、大変助かるということ、知事は高く理解していると思いますから、ひとつお力添えを賜りたいというふうに思っております。どうぞ、今日も知事、和牛繁殖農家の皆さん方がインターネットで見ているそうですよ。ひとつ頑張りますからの何かエール、言ってもらえればみんな喜ぶと思いますよ。どうぞ。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県としましては、引き続き、国の動向もしっかりと注視しながら、県独自の支援体制が取れるよう、肉用牛農家の生活と経営の安定に努力してまいりたいと思います。

○島袋 大 議員 よろしくお願ひします。

怒った後に、よろしくって失礼だね。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

[下地康教 議員登壇]

○下地 康教 議員 おはようございます。

会派沖縄・自民党の宮古地区選出の下地でございます。

まず、今般の玉城知事の県政運営における不祥事の数々は目に余るものがあります。今回、議会において不適切な行政運営が問題となり、県民の玉城県政に対する不信感は頂点に達しております。今議会においても、港湾特別会計での法律違反行為による赤字決算問題。さらにその赤字決算の補填を法律違反行為と分かっているながら、自らの専決処分により議会に承認を提案する行政行為。加えて、県庁地下駐車場でのP F O S流出問題や、普天間基地代替施設埋立事業に係る設計概要変更承認申請に関し、最高裁判所判決に基づいた国土交通大臣指示に対する不承認問題など、今後、どこでどのような不適切な行政処理が噴出するか予想もつかないのが今の玉城知事の県政運営であり

ます。これでは、県民に対する信頼を構築するどころか、各市町村行政に対して指導的役割を果たすことができるのでしょうか。まさに玉城県政は機能不全、かつ危機的状況に陥っているとしか考えられません。それでは、それらの問題を県民に対して、明らかにしていくために一般質問に入っていきたいと思ひます。当局におかれましては、分かりやすい答弁をお願ひしたいと思ひます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、港湾特別会計に係る赤字処理について伺う。

(2)、P F O S等を含む泡消火剤等の流出について伺う。

(3)、今議会本会議休憩中の飲酒問題について伺う。

ア、本会議休憩中の議員会派室での酒席設定について、知事としての見解を伺う。

2、農林水産業について。

(1)、佐良浜漁港の不適切な建築物における漁港管理者としての対応を伺う。

(2)、畜産農家における子牛競り価格の低迷に係る支援策について伺う。

ア、九州ブロック別平均価格設定について伺う。

(3)、葉たばこ農家への支援対策について。

ア、葉たばこ農家に対する植付け機械等農耕機の支援事業について伺う。

(4)、宮古地区土地改良事業、竹アラ地区区画整理事業について。

ア、事業主体は宮古島市であるが、当計画を含む事業内容について、県の補助金適正執行指導を伺う。

(5)、宮古島東急ホテル前を含めた海岸浸食対策について伺う。

3、社会資本整備について。

(1)、下水処理の溜枘設置に係る沖縄県浄化槽取扱い要綱改正が施行されましたが、要綱改正後の経済効果について伺う。

(2)、下地島空港活性化について。

ア、下地島空港施設の維持管理について伺う。

イ、無償耕作者の県有地明渡しに係る現状及び課題解決策を伺う。

(3)、県道マクラム通り整備事業における下里交差点以降の整備計画について伺う。

(4)、県営宮古島公園整備計画地内における既存市道(ミナアイ原線)の取扱いについて伺う。

(5)、宮古空港乗降場の混雑解消策に向けた駐車場一部無料化の取組を伺う。

4、経済・暮らし、医療・教育について。

(1)、磁気探査業務予算の拡充について。

ア、戦前の飛行場用地周辺農地に係る磁気探査予算の確保について伺う。

(2)、伊良部・多良間FM中継局の機器整備について伺う。

(3)、離島の産業廃棄物処理に係る輸送費補助について伺う。

(4)、離島における台風の影響による血液製剤不足について伺う。

(5)、教育研修制度（リスクリング）支援策について伺う。

(6)、海浜利用適正化対策について。

ア、海浜での不法占用による営業行為や不法飲食販売に対する対策を伺う。

イ、海水浴場の指定手続及び指定要件について伺う。

5、我が党の代表質問との関連について。

末松議員の代表質問で、普天間基地代替施設及び宮古病院に関する件について。

(1)、普天間基地代替施設辺野古埋立事業と那覇軍港移設埋立事業の事業目的に係る相違点を伺う。

(2)、宮古病院が25床休止に至るまでの間、部内でのような対応及び対策が取られたのか伺う。

答弁を聞いて再質問いたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 下地康教議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(2)、PFOS等を含む泡消火剤等の流出についてお答えいたします。

本庁舎地下2階の泡消火設備が誤作動を起こし、PFOS等を含む泡消火剤が噴出したこと、また、泡消火剤を含んだ水が建物外部に流出したことに付きまして、県議会及び県民の皆様への報告が遅れましたこと、多大な不安を与えたことにつきましては、改めておわびを申し上げます。

私は、知事として、県の事務の包括的な執行管理権限を有しており、また、その事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行するという義務を負っております。そのことをいま一度、強く認識し、今後このような事態が生じないよう、私自身を含め、県庁全体で危機管理を徹底するとともに、県民の生活環境に影響を与えるおそれのある事案については、速やかな報告体制の整備及び県民への公表に取り組むこととし、公務への信頼回復に全力で努めてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(1)、港湾特別会計に係る赤字処理の経緯についてお答えいたします。

令和5年3月6日に一般会計繰出金の予算執行の手続を行い、5月31日に出納が閉鎖されております。6月7日に2つの特別会計が赤字状態になっていることが判明し、その詳細確認を行っております。その後、法律相談や国への照会結果を踏まえ副知事調整を経て、8月29日に知事報告を行っております。知事からは、速やかかつ丁寧に県議会へ説明するよう指示を受け、議長や各会派等への説明を行ったところであります。

次に3、社会資本整備についての(2)のア、下地島空港の維持管理についてお答えいたします。

下地島空港の滑走路及びその他の施設については、定期的に点検を実施し、路面状況等を確認しております。その結果に基づき、順次、修繕を行っていくこととしております。引き続き、空港施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。

次に同じく3の(2)のイ、下地島空港周辺用地の無償耕作者への対応についてお答えいたします。

県有地の無償耕作者に対しては、令和5年8月24日に下地島空港周辺用地の利活用に係る説明会を実施しました。その中で、明渡し期限を令和6年3月末から令和7年3月末に延期することを説明しております。引き続き宮古島市と連携して説明会等を開催し、利活用事業や県有地の明渡しについて丁寧に説明し、理解を求めてまいります。

次に同じく3の(3)、マクラム通り線の整備計画についてお答えいたします。

マクラム通り線は、北側の北給油所交差点から下里北交差点までの延長約340メートルと、南側の下里北交差点からカママ嶺公園までの下里工区延長約650メートルの合計約1キロメートルを幅員16メートル、2車線で整備を行っております。現在、北側の整備を優先して取り組んでおり、下里工区については、下里北交差点から南側の歩道がない箇所用地取得を優先的に進めていきたいと考えております。

次に同じく3の(4)、宮古広域公園内にある既存市道についてお答えいたします。

宮古広域公園区域内の市道ミナアイ原線については、計画の公園施設と海を分断する位置にあり、海と



連携した公園利用や、安全性の観点から当該市道を存続させることは困難であり、廃道とする計画であります。

次に同じく3の(5)、宮古空港乗降場の混雑解消に向けた取組についてお答えいたします。

宮古空港ターミナルビル前道路においては、送迎等の路上駐車による混雑が生じており、安全面で課題があると認識しております。混雑の解消を図るためには、那覇空港駐車場において実施されている、入庫後30分間の無料化が有効であると考えられます。このため県では、有料となっている空港駐車場の一部無料化を含む料金体系の見直しに向け、引き続き取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(3)のア、会派室での職員の飲酒についてお答えいたします。

今議会の開会日において、本会議の休憩中にもかかわらず、勤務を終えた職員2名が、議員も同席する会派室で飲酒を行ったことが確認されております。勤務時間外における飲酒ではありましたが、本会議の再開に向け、いまだ議員及び多くの職員が待機している状況への配慮に欠けており、県民の誤解を招く不謹慎な行為であったと考えております。今回の事案を受け、職員一人一人が、いま一度公務員としての自覚と品位を保ち、議会との関係等において県民の不信や疑念を招くような行為は厳に慎むよう、全職員に通知したところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

[前門尚美 農林水産部長登壇]

○前門尚美 農林水産部長 2、農林水産業についての中の(1)、佐良浜漁港内の無許可建築物に対する県の対応についてお答えいたします。

宮古島市伊良部の佐良浜漁港内県有地において、本年7月から無許可で民間事業者による建築工事が行われ、現在は躯体まで完成した状態で残されております。

県では、漁港管理者として、建築物の施主に対し速やかに建築物を撤去するよう7月26日に注意文書を、9月21日に勧告書を発出する等の行政指導を行っているところであります。勧告書の期限までに建築物の撤去等が確認できない場合は、法律相談等も踏まえながら、警告書の発出や沖縄県漁港管理条例に基

づく原状回復を命ずる監督処分を検討してまいります。

同じく2の(2)のア、子牛価格下落に対する国の支援についてお答えいたします。

国では、肉用子牛の価格安定対策として、市場等で取引される和牛子牛を地区別に4ブロックに分け、交付金を支給する和子牛生産者臨時経営支援事業を実施しております。本事業は、ブロック別平均販売価格が発動基準価格の60万円を下回った場合、その差額の4分の3を交付する仕組みとなっております。当該事業の平均価格算定は四半期ごととなっており、本県が対象となる九州・沖縄ブロックの4月～6月までの平均価格は57万9000円で、子牛1頭当たり1万5000円が交付されております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携しながら肉用牛農家の経営安定に努めてまいります。

同じく2の(3)のア、葉たばこ農家に対する農業機械等の支援についてお答えいたします。

県ではこれまで、葉たばこ生産農家に対し、共同乾燥施設や農作業機械等の導入補助を行ってきたところであります。現在、トラクター等農業機械の支援については、地域における農業機械の共同利用を前提とした特定地域経営支援対策事業や産地生産基盤パワーアップ事業などで支援が可能となっております。

県としましては、地域の要望を踏まえ、市町村や日本たばこ産業など関係機関と連携し、支援策について検討してまいります。

同じく2の(4)のア、宮古島市竹アラ地区における県の対応についてお答えいたします。

農業基盤整備促進事業竹アラ地区は、令和2年度に採択され、宮古島市が事業主体となり、区画整理及び畑地かんがい施設整備を実施しております。県においては、補助事業の適正化を図るため、事業執行ヒアリング及び現地確認を行い、予算の過不足状況や技術的課題など、事業が円滑に進むよう指導助言を行っております。

県としましては、引き続き、事業効果の早期発現に向け、宮古島市と連携し、取り組んでまいります。

同じく2の(5)、宮古島市前浜海岸の浸食対策についてお答えいたします。

宮古島市前浜海岸については、台風6号により東急ホテル前面の海浜が著しい侵食を受けております。そのため、県では9月補正予算において被害拡大を防止する応急対策の費用を計上したところであります。

県としましては、応急対策の早期実施に向けて、宮古島市など関係機関と連携して取り組んでまいりま

す。

次に4、経済・暮らし、医療・教育についての中の(6)のア、海浜での不法占用等への対策についてお答えいたします。

宮古島市新城海岸においては、観光利用の増加に伴い、様々な営業活動が行われ、住民の海浜利用等に支障を来している状況であります。

県としましては、安心・安全・快適な海岸利用を推進することなどを目的として設立された宮古島市海岸利用促進連絡協議会を通して、快適な海岸利用を推進するとともに、海岸の秩序ある利用を図るために制定された宮古島市海岸管理条例に新城海岸を取り入れることについて、市と協議、調整を進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

[多良間一弘 環境部長登壇]

○多良間一弘 環境部長 3、社会資本整備について(1)、沖縄県浄化槽取扱要綱改正後の経済効果についてお答えします。

改正前の要綱で定める地下浸透放流の基準は、汚水の高度処理を求めるなど地下浸透を満たす基準が厳しく、一般家庭にとっては経済的に負担となっていたことから、県では、令和5年3月31日に要綱を改正し、6月1日から施行したところであります。改正後においては、一般家庭の小規模浄化槽に係る地下浸透放流の基準を緩和したことから、浄化槽の設置に係る費用負担が軽減化されるものと考えております。

次に4、経済・暮らし、医療・教育について(3)、離島の産業廃棄物処理に係る輸送費補助についてお答えいたします。

産業廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、排出事業者が自らの責任において適正に処理する必要があります。一方、離島地域では、島内で処理が困難な廃棄物を島外へ輸送し処理せざるを得ないことなどから、処理コストが割高となる状況があります。県では、産業廃棄物と一般廃棄物を併せて処理する実証試験を実施し、離島における処理コストの低減が確認できたことから、あわせ処理を推進しているところです。また、使用済自動車等の海上輸送費補助制度の活用と、産業廃棄物税を活用した離島における廃棄物処理施設の整備に対する補助事業についても引き続き周知等を強化してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 4、経済・暮らし、医療・

教育についての中の(1)のア、磁気探査業務予算の拡充についてお答えいたします。

令和5年度における不発弾等処理事業の予算額は、27億3144万6000円となっており、このうち、畑などの土地を対象とした広域探査発掘加速化事業は、8億1451万5000円となっております。

県としましては、不発弾対策は戦後処理の一環として、国の責任において実施されるべきものと考えており、これまで県内の公共工事や民間工事に係る不発弾探査費の全額国庫負担と必要な予算額の確保などについて国に要望してきたところです。今後も国に対し、不発弾の早期処理のために必要な予算を確保するよう求めてまいります。

次に5、我が党の代表質問との関連についての中の(1)、普天間飛行場と那覇港湾施設の移設事業の違いについてお答えいたします。

那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが、移設協議会において確認されてきたところであります。一方、政府が推進する普天間飛行場代替施設建設においては、弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、2本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 4、経済・暮らし、医療・教育について(2)、伊良部・多良間FM中継局機器整備についてお答えいたします。

伊良部・多良間FM中継局機器については、平成16年度に整備しておりますが、設置から18年が経過し、機器の老朽化が進み、改修が必要な状況にあることは認識しております。ラジオ放送設備は、災害時の情報伝達手段として重要な設備であることから、次年度より国の補助事業を活用し、事業着手できるよう取り組むこととしており、県においても宮古島市及び多良間村とも連携し、対応してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

[糸数 公 保健医療部長登壇]

○糸数 公 保健医療部長 4、経済・暮らし、医療・教育について(4)、離島における台風の影響による血液製剤不足についてお答えします。

沖縄県赤十字血液センターに確認したところ、台風の接近により血液製剤不足が見込まれる場合、県内各

航空会社からの欠航情報の早期の情報収集や、九州ブロック以外のブロックからの輸送等の対応を行うとのことです。また、離島の医療機関では、事前に在庫量を増やすことや緊急時以外の手術を延期する等の対応を行っているとのことです。

県としましては、同センター及び血液製剤を使用する離島医療機関と在庫管理・確保計画等の情報共有を図りながら、連携して離島の血液製剤の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 4、経済・暮らし、医療・教育についての中の(5)、教育研修制度についてお答えいたします。

県教育委員会では、優れた教育実践を行うことのできる指導的立場の教員の育成を目的に、大学院派遣制度に基づき、今年度は13名の教員を教職大学院等へ派遣しております。引き続き研修制度の趣旨を踏まえ、派遣人数の確保に努め、教員の資質向上を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

[鎌谷陽之 警察本部長登壇]

○鎌谷陽之 警察本部長 4、経済・暮らし、医療・教育についての御質問のうち(6)のイ、海水浴場の指定手続及び要件についてお答えをいたします。海水浴場を開設しようとする者は、水上安全条例第5条において公安委員会に届け出ることが義務づけられております。その際、当該海岸や海域の使用許可を県などの海岸管理者から取得し、それを証明する書類を添付した上で、海水浴場の区域や水難事故防止措置を記載した届出書を提出することが求められております。

一方で、県や市町村が自ら海水浴場を開設する場合には、届出ではなく、公安委員会に対する通知という手続となります。また、届出と通知のいずれの場合でも、海水浴場の開設者は、救命浮き輪等の救命用具を備えること、水難救助員の配置や監視台の設置などの措置を取るよう努めることとされております。

なお、令和5年8月末現在、県内で海水浴場として69か所の届出または通知を受理しており、例えば宮古島市では3か所、すなわち宮古島東急ホテル&リゾート、デイズビーチ伊良部、宮古サンセットビーチの3か所について受理をしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

[本竹秀光 病院事業局長登壇]

○本竹秀光 病院事業局長 5、我が党の代表質問との関連についての御質問の(2)、宮古病院の病床休止への対応についてお答えします。

宮古病院の看護師配置数は、令和5年4月1日時点の219人から、育児休業や病気休業等により、10月1日には14人減の205人となっております。看護師の欠員については、年度当初の正職員の過員配置、育休任期付職員及び臨時的任用職員の採用、県立病院間の応援派遣等で対応しておりますが、年度途中での看護師採用は困難な状況です。また、コロナ禍から通常の診療体制に移行する過程で、現場の疲弊が残る中、患者数の増加等に伴う看護業務の負担拡大によって、休職者に加えて退職者も増加しております。

病院事業局としましては、不足する看護師を確保するため、令和6年度採用予定の前倒し採用、民間派遣会社及び介護士の活用等、早期の病床再開に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 まず知事の政治姿勢についてでありますけれども、港湾特別会計に係る赤字処理に関して、2つの港湾特別会計に関して赤字が発生していると。それで令和5年6月7日に赤字状態にあることが判明したというふうにありますけれども、これはどの部署で判明をしたのか。それとまた出納整理期間である4月1日～5月31日までの2か月間で、なぜその赤字が発覚できなかったのか、その理由をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 赤字状態が確認できた時期でございますが、6月7日に出納事務局のほうから土木建築部のほうに連絡があり、2つの特別会計が赤字状態になっているということが判明したことでございます。

また、その後の対応につきましては、全国的な事例の調査ですとか弁護士等の調整等に時間を要したというところが原因でございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 担当部長にその報告があったのが6月9日。発覚して2日後には——担当部長が副知

事に報告をしたのはいつでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 副知事へ第1報となる資料を差し入れていたしましたのは、令和5年8月7日曜日でございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 これ大分時間がたってますよね。なぜこのような重大なミスを一役で報告するのに、約2か月もかかったのか。その真相、内容をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 赤字状態が分かってから時間がかかったことにつきましてでございますが、今回の事案は令和5年6月7日に、先ほども申し上げましたけれども、出納事務局からの連絡で赤字状態が発覚いたしました。

しかしながら、地方公共団体の現行制度上、赤字決算を予期していないことから、出納閉鎖後の繰上充用は違法であることが示されている以外は、その対応について実務提要で情報がない状況でございました。また、これまで経験したことのない事案であることから、その対応については慎重な検討が必要と考えておりまして、国への問合せですとか全国的な事例の調査、関係部局等との調整に時間を要したというところが、時間がかかった原因でございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 大変失礼いたしました。

再度答弁いたします。

地方公共団体の現行制度上、赤字決算を予期していないことから、出納閉鎖後の繰上充用は違法であることが示されている以外は、その対応について情報がない状態でありました。また、これまでに経験したことのない事案であることから、その対応については慎重な検討が必要であり、国への照会や全国的な事例の収

集、関係部局等との調整に時間を要したというところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 これ、令和5年4月から5月分の現金出納検査報告書というのがあります。

その検査結果報告書では、当該特別会計において歳入が歳出に不足しているということが認められると報告をされているんです。つまりこれ、7月にはその報告が担当のほうにいつていると思います。これ監査委員からですね。

監査委員から報告がされているというのにもかかわらず、なぜその時点で知事まで行かなかったんですか。これ重大な事案ですよ。

なぜそうなったのですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 本事案の処理につきまして、事例の収集もしくは関係部局との調整等に時間を要し、報告が遅れたものでございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 事案を検討するというのではなくて、まず知事に報告してから、事案を検討するのではないですか。そういったことをしっかりとやらないから、結局知事が、報告が遅れて後手後手に回るといふ話になると思いますよ。

今議会において、違法となる赤字解消の補正予算を提案したところ、議会からその議案審議を拒否されて、専決処分をせざるを得なかった。筋としては、これ議会前に専決処分を当局が自ら行って、今議会に承認議案として上げることができたはずなんですけれども、なぜそれができなかったのですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 専決処分を行うためには、今回提出いたしました議案が議会で審議されないこと等が条件となっていたことから、議案を提出させていただき、その返付を受けて専決を行ったものでございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 考え方が違いますよ、これ。この事案を確認した段階で法律違反なんですよ。それを議会に上げるということは、これ無理なことですよ、まず。それで速やかに、早めに対処しなければならぬという事案ですから、まずは専決をして、知事が自らその責任を取って、その専決事案を次の議会に上げる。それが一つの筋じゃないですか。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 土木建築部長が先ほど答弁いたしました。専決処分については地方自治法の規定により行うものでして、議会が成立しないとき、議会を開くことができないとき、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、そして議会において議決すべき事件を議決しないときという要件が示されておりまして、執行部内でもこれに当たるかどうかということで、大分検証いたしました。いずれにも該当しないということで、違法な執行を前提とした議案ではありますが、議会に提出させていただいたというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 これは全く逆ですよ。これは違法な議案だというふうに理解されているわけですから、それをまず専決をして自らその判断を下す。そして、その違法である判断を議会において専決事項として承認をしてもらう。また承認の議案を上げる。それで承認するかしないかは議会が決めることでありますけれども、承認をされようがされまいが、それは法的には拘束力がないというふうに捉えられておりますから、そういう意味では県民に対してその誠意をもってこの処理に当たる、そういうやり方を考えないといけないのではないですか。

知事、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 執行部といたしましても、専決処分をしたほうが違法な執行を前提とした議案を議会に提出するということが避けられますので、その点も十二分に検討をいたしました。しかしながら、地方自治法に基づかない専決処分を行った場合に、専決処分自体が効力が認められずに、補正予算が成立しないというおそれもございます。様々な観点から検討いたしました結果、いずれの要件にも合致しないということで、繰り返しになりますけれども議会に提案させていただいたというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 その辺りは苦しい答弁だとは思いますが、今回の赤字決算に関する問題は全国的に見ても、まれな事案であります。つまり、これは起こってはならないことが起こったということなんです。違法な決算に違法な専決処分、まさにあってはならない事態であります。

普天間代替施設埋立反対のみに行政が偏り、足元で何が起きているのか判断ができない玉城県政であるということを指摘をしまして、次の質問に移ります。

P F O S の流出問題であります。

これも赤字決算同様、行政の隠蔽構造と言わざるを得ない。

P F O S を含む泡消火剤が放出されたのが、6月18日の明け方。放出量が900リットル。これ900リットルと言っていますけれども、ドラム缶の4.5本分です。結構な量ですよ。そしてこの放出した後、60リットルを回収したと言っておりますけれども、残りの840リットルは未回収。つまりドラム缶4本分はまだ未回収であったということだったんですけれども、なぜそれが回収できなかったのですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 速やかに回収すべきとは考えておりましたが、回収すべき事業者等の検索に当たりまして、この消防設備の点検業者に任せていたというところもあって大分時間を要し、見積りを取ろうとしたことが、9月12日であったというところがございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 湧水槽の話が出ていますけれども、湧水槽の役割というのはどういうものですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 雨水等が入り込んで、この問題となった湧水槽は9トンの容量がございます。一定の水がたまりますと地下の機械設備が水没するおそれがあることから、自動的に排出ポンプが作動する、そして庁舎外に排出するというための、いわゆるます、槽でございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 駐車場には、雨水がほとんど入らないという説明もありました。駐車場には入り口と出口がありますよね。雨が降ると、入り口と出口の側溝から雨水が浸入してくることになります。その雨水を湧水槽で受け止めるというふうに私は考えるんですけれども。そして、この湧水槽が雨水によってある一定の水位に達すると、排水ポンプが作動して、そのポンプアップで下水道に雨水を排出する仕組みになっているはずなんです。したがって、雨水がほとんど入らないという説明は当たらないというふうに私は考えています。つまり、そのまま放置すると、湧水槽に流入したP F O S が外部に排出されることは十分予想されたはずですが、その時点でもう判断ミスが起こっております。

現場からは、そのような声は上がらなかったのですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 今回P F O S を含む消火剤

が貯留された湧水槽は、開南小学校側の入り口から下った地下2階になります。一方で県庁舎の正面の出入口がありますが、あそこは確かに斜面になっていて大雨等が降った場合は地下1階に流れ込むようになっていますけれども、それぞれユニットが違う——雨水がたまる槽が違うというところで、問題になった槽はほとんど作動しないということも聞いておりましたので、そこもまた判断ミスではあったんですが、後日回収しようという考えに至ったところでございます。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 それと加えて、スプリンクラーの誤作動問題であります。

スプリンクラーの耐用年数があるはずなんですけれども、令和7年の改修事業に併せて消火設備を取り替える予定と説明をしておりますね。令和7年度まで火災が発生しないと想定をしていたのですか。これまでに、危機管理不足だというふうに私は思います。

この問題は、消火設備そのものに対する危機管理不足とあわせて人体に有害な物質であるPFOSがいまだに配管に残っているという危機意識の欠如。さらには有害な物質が社会に無造作に放出された重大事案を隠蔽と疑われても仕方のない方法で対処した、このやり方。これは全く市民、県民に理解のできない行政措置であります。

そして事もあろうに、知事は県庁PFOS流出事案の報告を受けた後、国連において米軍由来のPFOS流出事件を世界に訴えております。帰国してからのPFOS流出発表は、これは隠蔽と言われても仕方のないことであります。この隠蔽処理について知事は県民に対してどのように説明をするのか、知事自ら答弁をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今回の件につきましては重ねて申し上げますが、議会及び県民に不安を与え、報告が遅れてしまったことは心からおわびを申し上げたいと思います。

県の事務の包括的な執行管理権限を有する知事として、その事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負っております。

これからもこのことを強く認識し、県庁全体で危機管理体制を徹底するとともに、速やかな報告体制の整備、県民への公表に取り組むことを徹底してまいります。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 次の質問に移ります。

関連質問ですけれども、宮古病院において25床の

休止という記事が、宮古の地元の新聞に載っております。

今回休止するのは、病院のほうに聞いてみますと、包括支援病床であると聞いておりますけれども、この包括支援病床の目的はどのようなものがあるのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 宮古病院では去年から始まっていると思っておりますけれども、地域包括ケア病床は一般の治療を行って、一旦自宅に帰る、あるいは施設に帰ることができない患者さんが多数おります。その間病院でその地域包括ケア病床で、回復期あるいはリハビリテーション——これは60日の制限がありますけれども、そこで60日間が終わって自宅なりあるいは施設へ移っていただくという病床が地域包括ケア病床で、その看護師の体制は13対1です。地域包括ケア病床というのは、そういう病床です。

よろしいですか。

○赤嶺 昇 議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 もう時間が迫っておりますけれども、まずこの包括病床が宮古病院でなくなる、休止するという事は、ほかの地区にある基幹病院と同じような医療サービスが受けられないということになるんですけれども、そういうことがないように看護師の人数配置、それをしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時32分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

新垣 新議員。

[新垣 新 議員登壇]

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 新 議員 大項目1、平和祈念公園隣接地の不法投棄ごみについて。

(1)、きれいな形で改善すべきだと考えますが、糸満市との連携はどうなっているのか見解を求めます。

(2)、不法投棄をさせないために、夜間でも見えるビデオカメラを設置すべきではないか、見解を求めます。

大項目2、道路行政について。

(1)、県道平和の道線（仮称）整備事業の進捗状況

について、説明を求めます。

(2)、県道82号線における阿波根東交差点の朝夕の渋滞解消について、見解を求めます。

大項目3、DX社会の推進について。

(1)、沖縄県DX社会のデジタル化・ロボット化の専門家による支援体制を築くべきだと考えますが、見解を求めます。

大項目4、金融特区について。

(1)、新しい形でのDX社会の時代に沿った金融特区の導入に向けた取組について、見解を求めます。

大項目5、ボールパークの導入について。

(1)、導入に向けて知事は先進地に視察すべきではないか、見解を求めます。

大項目6、我が党の代表質問との関連について。

末松文信議員が質問した件名2、基地問題、安全保障について小項目(1)、米軍の整理縮小についての普天間飛行場代替施設の承認について、知事は承認もしない、不承認もしない、事実上の不承認について改めて真意を伺いたいと思います。

演壇では以上、後は再質問を議席から行います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 新垣新議員の御質問にお答えいたします。

DX社会の推進についての御質問の中の3の(1)、デジタル化等における専門家の支援体制についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、県民所得の着実な向上に向けて企業の稼ぐ力を強化することとしており、同計画に基づきリゾテックおきなわの推進による産業DXの加速化に向けた施策を展開しているところです。具体的には、観光、製造、建設、農林水産など様々な産業分野におけるデジタル活用とDXを推進するため、企業のDX計画の策定やソフトウェアの導入など、県内IT企業との連携・共創によるDXの取組等を総合的に支援しております。

沖縄県としましては、施策の展開に当たり、沖縄ITイノベーション戦略センター等の支援機関と連携し、企業のデジタル化・DXをサポートする専門家派遣等の充実を図るなど、支援体制の強化に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

[多良間一弘 環境部長登壇]

○多良間一弘 環境部長 1、平和祈念公園隣接地の

不法投棄ごみについての(1)と(2)、平和祈念公園隣接地の不法投棄ごみ及び監視カメラの設置についてお答えします。1の(1)と1の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県では、平成29年度から令和元年度に計3回、臨時的な対応として県環境部が主体となり、平和祈念公園隣接地の不法投棄ごみのボランティア回収を実施しました。しかしながら、これまでに行った回収作業において、安全性の確保が困難であることが確認されたことから、昨年度のボランティア関係者との連絡会議での調整内容を踏まえ、今後の作業を中止したところです。今後の対応につきましては、土地管理者や関係機関と調整し、御提案のありました監視カメラの設置も含めて、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 2、道路行政についての(1)、平和の道線の進捗状況についてお答えいたします。

平和の道線は、糸満市山城～真栄里までの約7.8キロメートルの区間について、平成20年度に事業着手し、令和4年度末の進捗率は、事業費ベースで約46%となっております。また、用地取得率は、令和4年度末の取得面積ベースで山城・喜屋武工区が約23%、喜屋武・真栄里工区が約96%となっております。県では、10月中旬に地元説明会の開催を予定しており、引き続き、糸満市と連携を図りながら早期供用に向けて取り組んでまいります。

次に同じく2の(2)、阿波根(東)交差点の渋滞対策についてお答えいたします。

国道、県道の渋滞対策については、国や県等の関係機関で構成する沖縄地方渋滞対策推進協議会において、沖縄地方における渋滞対策の検討や効果検証を行っております。同協議会において、主要渋滞箇所に特定された交差点について、各道路管理者により優先的に対策を実施しておりますが、阿波根(東)交差点については、特定されておられません。当該交差点については、交通状況の確認を行い、今後の対策等については、糸満市と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に6、我が党の代表質問との関連について(3)、公有水面埋立変更承認申請の今後の対応についてお答えいたします。

令和5年9月19日付で、国土交通大臣から変更承

認申請を承認せよと勧告があり、その後、9月28日付で指示があったところであります。

県は、最高裁判所の判決を受けてどのような対応が取れるか検討している段階であることから、10月4日に国土交通大臣に対し、当該指示の期限までに承認を行うことは困難である旨回答したところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 4、新たな金融特区についてお答えします。

現在、名護市が地区指定されている経済金融活性化特別地区におきましては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、金融関連産業の集積促進に取り組んでいるところです。新たな金融特区の導入につきましては、国内外の金融関連産業の動向や企業ニーズ等を踏まえ検討する必要があると考えております。

県としましては、県外・海外事務所を活用しながら情報収集するとともに、市町村や企業等と意見交換を行いながら検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

[宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇]

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 5、ボールパークの導入についての(1)、先進地視察についてお答えします。

日本におけるボールパークとしては、北海道ボールパークFビレッジやマツダスタジアム広島があり、試合観戦だけでなく、温泉、サウナ、バーベキュー等といった、試合以外にも楽しめる設備が備わっており、地域のランドマークとなることが期待されております。ボールパークは、地域の活性化に寄与し、エンターテインメント性を備えた魅力的な施設であると認識しており、県としましては、引き続き、先進施設の視察や周辺地域の取組の聴取など、情報収集を進めてまいります。

以上でございます。

○新垣 新 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 答弁で、「県としましては、引き続き、先進施設の視察や周辺地域の

取組の聴取など、情報収集を進めてまいります。」という中に、スケジュール等の調整をしながら、知事の視察も検討していくという意味合いで、そういう答弁をさせていただいております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 議長、再質問を行います。

(パネルを掲示) 平和祈念公園隣接地のごみについて、この現状、確かに先ほどの答弁の中で、県は主体性を持って3回清掃した。しかしながら、まだまだこの状況がひどい状況に至っています。そこで先ほどの答弁の中で、安全性の確保という形をより具体的に環境部長から御説明を願いたいと思っておりますが、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

糸満市摩文仁の戦没者墓園裏手の崖下の斜面一帯に、不法投棄が7か所で一応確認されておりますけれども、崖下ということでありまして、そこに大勢の人が下りていくときには非常に危険を伴うような状況になっております。また、回収した廃棄物を逆に運び上げるといふときにもその困難さということがありまして、非常にけがをするおそれがあるという部分で、この廃棄物の回収に当たりまして、この安全性をいかに確保しながらごみを収集していくかというようなことなどが考えられるところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 そこで知事に伺います。

知事も国会議員時代からずっとこうやってボランティアに知事が来たのも、私も記憶に鮮明に覚えています。知事、この状況を知事もこの崖等、国会議員時代に見ていると私は強く覚えているんですけど、あの状況をちょっと知事の感想を伺いたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私も当該地において、ボランティアとして清掃作業に加わらせていただきました。多くの方々が参加をして、本当にそのボランティアの皆さんのお力添えで、この不法に投棄されているごみが回収されるのは、非常に地域の環境保全について多くの方々が貢献していただいているんだなということを改めて強く思いました。しかし、私もこの件について、改めて環境部長からも報告をいただきましたけれども、非常に——先ほど答弁にありましたとおり、崖下の、しかも深いところに落ち込んでいるごみが大量にあって、そのごみの下に御遺骨があるかもしれないということについては、同時に不発弾等の存在もまた



危ぶまれるということもございます。ですから、関係者との連絡会議でしっかりと調整を踏まえたいということ、それから糸満市をはじめ、国へも働きかけができないかということについても、その協議を進めていきたいということの報告を受けておりますので、そのような形でこの問題が解決に向かえたらよいのではないかと考えています。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 前向きな答弁ありがとうございます。そのとおりです。そしてまたこの危険性が非常に高いと言われている磁気探査、不発弾もある。そして足場も崖下ですので、そういった形でそういった専門家を——とび、磁気探、この調整会議に入れていただいて、一日も早くこのごみをなくしていただいて、そして遺骨収集ができるように、そして遺骨収集法に沿った形で国の責務——また、県は平和というこの形を大切にしていますので、県民も、それを早く進めるべきではないかと思うんですけど、部長の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけども、安全性の確保とか、そういったものを踏まえながらどういった形での対応が可能か、具体的な手法とか費用、期間なども含めまして、そういったものを含めて専門家の意見も聞きながら、今、連絡調整会議の中でいろいろ話し合っていますけども、そういった専門家も入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 改めて申し上げます。ここ、健児の塔があります。健児の塔からここまで、果てしないぐらい距離があって、崖下に回った方がいるんですよ、実際。ボランティア団体が命がけで、勇敢で。非常にあると。ですから時間をかけても構わないので、年次、年次ごとにそれをきれいにして、世界中から遺骨収集のためにここでボランティアをしたいという団体が多くいますので、ぜひこれも調整会議の中に入れて、この調査をしっかりとまず行ってほしいんです。何年の見通しで、年次計画とか。私は、長い時間がかかっていると思っています。この先ほど見せたごみは、五、六十年前のごみです。ビールのラベルも60年前のビールでした。ですから、しっかりとここからここ、この端まで、ぜひ再度調査していただきますよう、調査費をつけていただきたいんですけど、見解を求めます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えします。

繰り返しになりますけれども、どのような対応ができるのかという中で、回収作業の手法、費用、こういった具体的なものを検討した上で、これに応じた必要な予算について確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 分かりました。

そして先ほどのビデオカメラの件を申し上げます。こっちの健児の塔で、一度ごみがなくなったものが、また新たに違うところで出てきた。今回なぜ分かるかということ、ラベルが近年代のラベルなんですよ。瓶ビールとか、缶が。五、六十年前だったら崖下にたくさんあるんですけど、新しいのが出てきたんですよ。だから夜間でも見えるビデオカメラの設置という形で改めてやるんですけど、県として、この夜間でも見えるカメラを設置している自治体、公共施設等、分かる範囲でちょっと述べていただければと思ってですね。成果があるのか、環境部はよく分かると思うので。これは重大な犯罪なんですよ。犯罪をこれ以上見逃してはいけないということで私は質問しているので、ぜひお願いします。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

監視カメラにつきましては御指摘のとおり、不法投棄の未然防止でありますとか、投棄の未然防止に有効な手段と考えております。

県におきましては、平成19年度から市町村産廃対策支援事業ということの中で、市町村が購入する監視カメラへの購入費用というものを補助したりしております。また、令和2年度からは夜間撮影可能な監視カメラを市町村へ貸出しというようなどころをやっているところでございます。実績という形になりますけれども、監視カメラへの補助実績としましては、平成22年度～令和4年度までの合計で、11市町村で67台となっております。それから、監視カメラの貸出しにつきましてはですけども、これは令和2年度～令和5年度までで、申請件数が12件ありまして、貸出数が23件というふうになっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ありがとうございます。

またここにもしっかりと、この夜間でも見える監視カメラを早急にやるべきであると私強く思うんですけど、もうここを夜中にパトロールしているって聞いていま

す。パトロールしても捨てるんですよ、その合間を縫って。もうこれは悪知恵が働くとしか言わざるを得ないんですよ。だから私はこう言っているんですよ。せっかく汗かいて難儀して、内地からも来て——とび職人がですよ、ボランティアで。掃除したのにまた捨てられているというのはもう看過できないもんですから、早急にやっていただきますよう強く願いたいんですけど。知事、これはどうしてもお願いしたいです。本土からボランティアでわざわざ来ているんですよ、このために。ぜひお願いしたいんですけど、知事どうですか。早急に、夜間監視カメラを。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 カメラの設置も市町村の購入助成ですとか、あるいは夜間でもチェックが可能なカメラの貸出しも行っておりますので、そこは糸満市、行政としっかり調整をさせていただければと思います。また、やはり現場は、実際ごみを取ろうという——収集しようとする場合でも、それから監視をする場合でもそうだと思うんですが、安全性が非常に問題だというように認識をしています。ですから、その安全性がしっかりとサポートできる形はどのような方法があるのかも、議員御提案のように、これは時間のかかることでもあると思いますので、丁寧に進めさせていただければと思います。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ぜひ丁寧をお願いします。

そしてもう一点、知事、この遺骨収集ボランティア団体の関係者に、知事が自ら、県が主体性を持って感謝状や平和大使等の栄誉を私は与えるべきだと思うんですけど、これはぜひ知事の答弁を求めたいんですけど、知事どうですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 感謝状等については、糸満市とも協議をして検討をしたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 感謝状及びまた平和大使等においても、糸満市と連携なさって早くやっていただきますようお願いいたします。実は、平成3年～今日まで32年間、こうやってごみの収集、また遺骨の収集等も行っています。これは国内または国外から来るボランティア団体ですので、大事にさせていただきますよう強くお願い申し上げます。

休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 新 議員 続きまして、道路行政について。朝夕の渋滞解消を目指す観点から、再度質問いたします。

この阿波根東道路の渋滞の解消に向けて、国道331号、糸満から那覇空港向けに関して、空港に行くところは左折、そして右折するところは右折する、真っすぐは真っすぐと。あれで大きな渋滞の解消が得られていると。私は実は、朝夕ずっとこの道を毎日通るもんですから、県議会に行くときに。非常に渋滞解消できています。この県道同様に、県道82号線も小禄バイパスの国道331号の渋滞解消と同様にさせていただきたいんですけど、そうすることによって2車線をちょこっとだけ、交差点の部分だけ3車線にするだけの話ですので、負担軽減にもなると思うんですけど、部長、見解を求めます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

国道、県道の渋滞については先ほど答弁いたしましたとおりですが、沖縄地方渋滞対策推進協議会において、対策の検討や効果検証を行っております。しかしながら、当該、阿波根（東）交差点については、渋滞交差点として特定されていない状況でございます。当該交差点につきましては、交通状況の確認を行いまして、今後の対策等について、関係者と意見交換を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 部長、この渋滞調整会議に糸満市はこの協議会でも上げて、県にも上げてあるって言っているんですよ。ですから、関係者ってなると、もう関係者は上げてあるんですね。これから県がどうしますかという話で、私はそう捉えて質問しているんですよ、実は。手続は終えていると思うんですよ、糸満市は上げているんですよ。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 繰り返しになりますが、当該交差点につきましては、渋滞対策が必要な交差点として特定はされていないという状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 じゃ、部長伺います。これ朝夕の渋滞、半端じゃないです。見たことありますか。体感したことありますか。伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 朝夕の渋滞の時間帯に、この場所を通過したことはございません。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 改めて県の職員がこの朝夕の渋滞に——東交差点を左折するとき、だらだらだらして、40分ぐらい立ち往生を食らって、この渋滞は、いらいらすると。そして、経済損失、ロスもあると。まず県の職員に体感していただければ、すぐ分かる話なんです。だから私はこうやって質問に捉えているんですね。渋滞に、テーブルに上がっていないというレベルじゃないんですよ。この時間帯がひどいってことなんです。ですから伺っているの、改めてこれを協議していただきたいんですけど、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

沖縄地方渋滞対策推進協議会においては、全国統一の渋滞基準に基づきまして渋滞箇所の特定をしております。一般道路の渋滞基準は、渋滞による損失時間が多いピーク時の旅行速度が低く、かつ損失時間がワースト100以内、観光交通などで休日の速度低下が著しいなどが基準となっており、当該交差点につきましては、これらの基準に該当していないというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 これ、同様に、このぐらいの渋滞に私は該当していると思いますので、ぜひ体感して、早くこの協議会で改善を諮って、この部分的な、交差点における3車線をやれば解消できるということを強く早くスピード感を持って頑張ってくださいませよう、強く求めます。

休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後0時0分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 新 議員 次、DX社会の推進について、先ほどISCOとの連携を図りながらという答弁がありました。理解をいたします。しかしながら、最も大事なことは、沖縄県商工労働部が——これから企業は稼ぐ力、沖縄の強い経済、そして最も大事なことは人手不足を解消するために、デジタル化・ロボット化の専門職員を商工労働部が引き取っていただいた中で、製造業、ものづくりにおいて、やはりものづくり振興課が主体性、県が主体性を持つべきだと私は強く思うんですけど、その件について部長の見解を求めます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県内の製造業等におけるロボット導入をはじめとするデジタル技術の活用に当たりましては、生産工程の見える化や省力化、自動化など業態によって様々なニーズがあると考えております。そのため、事業者のニーズを踏まえながら、専門的なアドバイスやマッチングを行うことができる人材の活用を図ることが重要であると考えております。

県としましては、引き続き県内事業者のニーズや関係機関等の意見を聴取しながら、デジタル技術の導入促進や人材育成など、地元における支援体制の構築を検討してまいります。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ありがとうございます。

そこで今、県がISCO、ISCOで、私はISCOにもう仕事を投げ過ぎだと思っているんですよ。これは、ものづくり、製造業ですから、あくまでも。県が主体性を持ってほしいということを強く求めているんですけど、今ちょっと分かりづらい答弁なものですから、シンプルにちょっと答えていただけますか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県としましては、支援機関との連携の下に、業界団体等との意見交換を重ねながら支援体制の強化や必要な人材の育成に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ぜひ、人手不足は早いスピードで来ますので、早い対策を強く、県の主体性を持って、ものづくり側と連携を図って、部長が責任を持って頑張ってくださいませよう強く求めます。

続きまして、ボールパークです。

知事、FIBAバスケットボールワールドカップ2023の大成功は、私は非常に評価しています。同様に、子供たちの健全育成や県内のスポーツ観光による経済活性化を、今後また進めていくべきではないかと強く思っています。そこで私は、野球も同様に、ワールドベースボールクラシックを沖縄で、そしてプレミア12を沖縄開催でと夢を見ています。その中で知事、一日も早い先進地視察と、そしてスポーツアイランド構想にこのボールパークを育てていただきたいんですけど、知事の見解を求めます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 県では、FIBAバスケットボールワールドカップ2023の開催を通じて得られたノウハウ、蓄積されたレガシーを活用して、新たな国際大会の誘致に取り組んでいきたいと考えております。今ありましたWBC、プレミア12な

ど、野球の国際大会はスポーツコンベンションとして大きな魅力を持っていると考えております。大会を開催するためのソフト面、ハード面の基準等について、開催要件など情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 そこで伺いますけど、先ほど広島、そして北海道を視察した等ありますが、実はボールパーク、自然にできているところが日本にあります、東京ドーム周辺、後樂園。ホテルもあって、遊園地もあって、様々なアミューズメントもあって、その周辺も見ただけないかと思って、再度答弁を求めます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 今おっしゃるように、ボールパークは球場としての機能以外に、いろいろなにぎわい施設、あるいは宿泊施設などが併合されたエンターテインメント性の高い魅力的な施設だと考えておりますので、現在、集客に成功しているような、あるいは観客が魅力あるということで集客されているような施設について、情報を収集して視察をしていきたいと思っています。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ありがとうございます。

続きます、我が党の代表質問についてですけど、不承認について再度伺います。

池田副知事、知事公室、基地担当課含めて、承認すべきだと今日のマスコミ報道等も上がっていましたが、池田副知事は知事に、承認すべきところといった手続、印鑑等を押して、知事に申入れをしたみたいな報道があるんですけど、それは間違いはないですか。事実確認をしたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 お答えします。

今、その報道にあるような行為というのはございません。私ども副知事以下職員は、自治法上は補助機関という形になります。知事が指揮監督するに当たって、必要な判断材料を提供して調整を行うという形になっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 池田副知事、公務員というものは、地方自治、法律を遵守する立場です。やはりこれ普通ならば、職員は承認をして、こうやって知事公室長に上がって、また担当副知事なら副知事に、こうやって上がってくるのが私は普通だと見ているんです

よ。沖縄県は法治国家です。沖縄県は日本ですよ。職員の皆さんは、やはり法律を守るという公務員ですから、憲法99条と同様に。そこで上がってこなかったんですか、職員からは。どうですか、伺います。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 決裁手続については、まず通常のものであれば、三役関係なしに事務決裁規程に基づいて行われますが、辺野古のものについては、まず方針を決めてから対応するという事になっていきますので、いわゆる起案等が行われていないものと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 分かりました。じゃ、行われていないと理解いたしました。

知事公室長、担当職員とこの問題の承認、不承認について、賛成、反対と色々なシミュレーション——報道等も今日もありましたが、そういった検討をなされたってというのはありましたか、伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほど池田副知事が答弁されたとおり、我々は補助機関として知事が判断する上で様々なというか、選択肢があるということを説明しております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 改めて確認します。じゃ、今日の地元紙の報道は誤報と理解してよろしいですね。知事公室長、そして池田副知事。私は今確認しています。今日の報道は誤報と。大事な問題ですよ、法治国家を守るという、沖縄は日本ですから。誤報で理解していいですね、伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後0時9分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

池田副知事。

○池田竹州 副知事 先ほどもお答えしたとおり、決裁手続は取られておりません。誤報かどうかについては今ちょっと手元に新聞紙面がないものですから、きちんと確認してから、またお答えしたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 分かりました。じゃ、これはちょっといろいろ疑問が残る問題ですね。報道には書いていますので、決裁は求めてないと。これちょっと問題だと私は強く思いました。

そこで伺います、知事。沖縄は日本、そしてこの問題が最高裁まで——この辺野古の問題ですね。世界一

危険な普天間基地を辺野古に代替移設ということは、私はもう最高裁まで争って負けて、その問題において知事、事実上の不承認だと。じゃ、もう法律を守らない。そしてこれから苦しいことなんです。沖縄県民が、沖縄は日本じゃないのか、法律は守らないのかと、日本中から言われるっていう沖縄県民の苦しさ。また県民同士でも——これ裁判にどうせ負けます、100%。そして国が代執行します。また県民同士の対立をおおる。誰一人取り残さないという知事の言葉は、結局対立させるだけの言葉になりませんかって伺いたいんですけど、いかがですか、知事。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私は、常にこの過重な沖縄の基地負担を軽減させるためには対話による解決が必要であるということを、幾たびも政府に申入れをしております。ですから、日米安保体制を維持するという観点は十分理解はしますけれども、そのために沖縄に過重な基地負担が続けられることは承服できないということも明確に申し上げております。ですから、対話によって、ではどうやってこの問題を解決するために新しいルールをつくれればいいのかということ、真摯に協議をすることこそが一番必要なのではないかと思えます。しかし、今般、このように訴訟という形になりましたけれども、昨日の段階では、様々な検討を重ねてきた結果、承認とも不承認とも確定できないとして、そのように国土交通大臣には申し伝えた次第であります。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 知事、本当に、最高裁まで争って、どうせ代執行っていう形で、結局は反対の方々も、やむを得ず容認って方々も、お互いが嫌がる問題になってくるんですよ。県民が苦しむと。知事、本当に頑張りました。承認していただきたいんです。これ以上、がちゃがちゃさせないでほしいんですよ、県民を。路頭に迷わせないでほしいんですよ。我々、法律を守らない沖縄県って言われるんですよ、日本中からも、県民同士でも。嫌なんですよ、こういうことが。だから知事、私も県民も取り残さないでほしいんですよ。承認してほしいんですよ。もう頑張った、知事。胸を張って、もう負けたんだから、堂々と。これ以上は誰も責めませんよ、知事のことを。承認して、もう前に、未来志向で前に沖縄の経済を振興させるということを、県民生活をよくするってことを考えてほしいんですよ、知事。どうですか、再度求めます。誰ももう責めません、知事を。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今回の承認の件については、昨日明確な方針を示さなかったのは、最高裁判所の判決の内容を精査した上で対応を検討する必要があり、また県民、行政法学者の方々などから様々な御意見が寄せられており、県政の安定的な運営を図る上でこれらの御意見の分析を行う必要がございます。そのようなことを重ねながら、承認とも不承認とも、現段階では確定できないということなのであります。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 知事、今、報道では、国はもう高等裁判の手续に入ったと。もう報道では、代執行の手续に入ってきていると。遅いんですよ、知事の判断が今。ですから、私は承認していただいて、もう対立から県民が対話で未来志向で経済をよくする、県民生活をよくすると。そういうやるべき課題はたくさんありますので、ぜひ知事、改めて私は承認をしていただいて、県民同士の対立、また沖縄県民が法律を守らないっていう苦しい思いをさせないように、強く再度求めたいんですけど、再度いかがですか、知事。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私は対話によって解決策を求める民主主義の観点から、政府に対して、求められてきた普天間飛行場の5年以内の運用停止もいまだに実現されていないこと、辺野古新基地建設、普天間代替移設計画のその建設は、仮に埋立変更承認を経たとしても、供用開始までには12年以上を要し、その間、普天間飛行場の被害等はそのままであり続けることについては、知事として承服できないという考えを踏まえることも必要です。他方で、行政の長ですから、先般の最高裁の判決を受け止める必要もあるということで、多くの県民からの負託を受けた知事として、これらのことを総合的に踏まえて判断をする必要があるものというように考える次第であります。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 分かりました。知事の言い分も、まだまだ悩み続けているなど今受け止めました。しかしながら、承認していただいて、私が言いたいことは、沖縄は法律を守らないのかと日本中から言われる、県民同士でも対立をおおらないでほしい。知事、苦しい決断に迫ると思いますけど、ぜひ私は承認して、県民生活をよくしてほしいということを伝えて、私の質問を終わりたいと思います。

答弁ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後1時40分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

仲田弘毅議員。

〔仲田弘毅 議員登壇〕

○仲田 弘毅 議員 こんにちは。

会派沖縄・自民党の仲田でございます。

通告に従い、所見を交えながら一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について(1)、令和6年度沖縄振興予算の概算要求について。

去る9月1日、内閣府から令和6年度沖縄振興予算の概算要求が2920億円となることが示されました。令和5年度当初予算より241億円、概算要求と比べ122億円増額されており、一括交付金については26億円の増、そして785億円、同概算要求より23億円の増となっております。さらに、金額を示さない事項要求も盛り込まれました。ロシア・ウクライナ紛争やエネルギー、円安・物価高騰等の影響もあり、平成27年度から減額が続いておりますことを考えますと、実に9年ぶりの増額要求になったとされています。県が要望した総額3000億円には届いておりませんが、当局には年末の当初予算の決定に向け満額確保を願い、一生懸命、折衝努力をしていただきたいと思います。

そこで伺います。

ア、次年度要求額2920億円と示されましたが、どのように受け止めているか伺います。

イ、一括交付金のハードとソフトの増額はともに評価できると思うが、見解をお聞かせください。

ウ、個別事業で、琉球大学医学部と大学病院の普天間移転に伴う県の認識を伺います。

エ、新規事業で国際観光モデル事業というのがありますが、概要について伺います。

(2)、医療施設等物価高騰対策支援事業について。

県内各医療機関は地域医療を守るため、通常の業務体制を継続しながら、コロナ医療に対し大いに尽力してきたことは周知のとおりであります。新型コロナウイルス感染症の影響と長期化に加え、いまだ収まらないロシア・ウクライナ紛争の中で原油価格や円安・物価高騰が進み、医業経営に与える深刻な問題が報告されております。診療報酬は公定価格となっており、患者さんへのその負担を転嫁することはできないものと聞いております。このような事態を受け、国から物価高騰等に対する医業経営の負担を緩和するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用され、業界の経営を支援する通知が出されております。

そこで伺います。

ア、県におけるコロナ禍の中で実施されてきた医療施設等物価高騰対策支援事業の内容について、お聞かせください。

イ、実施状況、執行率を伺います。

ウ、本事業の成果について、当局の見解を伺います。

2、中部道路行政について。

県民の生活において、交通インフラの整備が最も必要であることは言うまでもありません。特に旧離島僻地では生活道路の安全性確保、また緊急避難道路としての果たす役割は大きく、僻地離島の定住条件整備に欠かすことができないこともその事業の1つであります。私の出身地でありますうるま市与勝においては、長年そのような要請、要望を県に上げ、地域の将来に向けた中部道路行政の充実発展を望んできております。残念ながら、去る7月の台風6号による宮城島地域での土砂災害の発生で、現在でも通行止めになっている現状や集落への崩落、危険性のある岩石を目にしたとき、地域住民の御苦労に頭が下がる思いであります。

そこでお聞きします。

(1)、伊計平良川線・宮城島工区について。

ア、現在の整備状況をお聞かせください。

イ、令和5年度の事業費はどの程度になりますか。

ウ、用地取得、道路設計について伺います。

(2)、勝連半島一周道路について。

ア、これまでの進捗状況について教えてください。

イ、軍用地関連の課題を伺います。

3、教育行政について。

(1)、全国学力テストの取組について。

文部科学省では、全国的に児童生徒の学力状況を把握するため、全国学力学習調査、いわゆる全国学力テストを実施しております。令和5年度は4月18日に行われ、7月31日に結果報告が公表されました。この全国的な調査は、次のような目的で進められていると聞いております。

まず最初に、義務教育の機会均等とその水準の維持向上、そしてその成果と課題を検証し、その改善を図っていく。これは学力学習状況をしっかり把握することにもつながってまいります。そして学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。またこのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立するなど、本県教育にとっても大事な事業であることは言うまでもありません。

そこで伺います。

ア、全国学力テストの今年度、実施状況について伺います。

イ、全国学力テストにおける全国との比較及び順位はどうなっているか、お聞かせください。

4、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

御答弁よろしく願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、次年度概算要求額の受け止めについてお答えいたします。

内閣府が行った令和6年度沖縄振興予算の概算要求については、観光関連事業に係る経費が新たに盛り込まれたほか、沖縄振興一括交付金や、クリーンエネルギーの導入促進に係る経費等が増額要求されました。

沖縄県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の目標を達成するためには、一括交付金の大幅な増額が必要と考えておりますが、内閣府の令和6年度概算要求額は、沖縄県及び市町村が求めてきた要望額とは大きくかけ離れており、大変残念ではありますが、引き続き折衝努力を行ってまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、一括交付金の概算要求額への評価についてお答えいたします。

内閣府の令和6年度沖縄振興一括交付金の概算要求額は約785億円で、内閣府によると物価高騰等を勘案し、令和5年度当初予算より約26億円増額したと聞いております。しかしながら、近年の建築資材等の上昇を踏まえると、物価高騰の影響を十分に考慮した要求額になっているとは言い難いと考えており、また、沖縄県及び市町村が求めてきた要望額である1271億円とは、大きくかけ離れたものとなっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

[糸数 公 保健医療部長登壇]

○糸数 公 保健医療部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のウ、琉球大学病院等の移転に伴う概算要求についてお答えします。

琉球大学医学部及び大学病院の移転を中心とする沖縄健康医療拠点事業は、内閣府の令和6年度予算概算要求において、物価高騰等も考慮し、令和5年度当初予算から約110億円増の約253億円の要求がされており、令和6年度中の事業完了に向け進展するものと期待しております。

県としては、本県の医療水準の向上につながる重要な施設と認識しており、関係機関と連携し、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

同じく(2)のア、医療施設等物価高騰対策支援事業についてお答えします。1の(2)のアから1の(2)のウまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

令和4年度に実施した医療施設等物価高騰対策支援事業は、県内の医療施設等を対象として、光熱水費の高騰分に対する支援を行うものであり、支援内容としましては、病院等の有床施設に対しては病床数の区分に応じた支援を、その他の施設については1施設当たり一定額の支援を行っております。補助実績としましては、補助対象施設2753施設のうち、1211施設に補助金を交付し、補助総額は3億1881万9000円となっております。本事業の支援により、医療施設等の経営負担が一定程度軽減されたものと考えております。また、本事業は、令和5年6月補正予算に5億891万5000円の事業費を計上し、今年度も引き続き実施することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のエ、持続可能な国際観光景観モデル事業についてお答えいたします。

持続可能な国際観光景観モデル事業は、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成を図り、観光振興に資する事業となっております。

県では、令和4年9月に公表した「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」に基づき、本事業を活用した魅せる沿道景観の整備を行うとともに、地域やボランティア及び企業等と連携した体制を構築してまいります。引き続き、持続可能な観光地の景観形成に取り組んでまいります。

次に2、中部道路行政についての(1)のア、(1)のイ及び(1)のウ、伊計平良川線の整備状況等についてお答えいたします。2の(1)のアから2の(1)のウまでは関連しますので、一括してお答えします。

伊計平良川線宮城島工区は、上原地区と桃原地区の

整備を優先的に進めており、現在、道路実施設計が完了した上原地区の用地測量等を実施しているところであり、完了後、用地取得に取り組むこととしております。今年度の事業費は約200万円を計上しております。引き続き、うるま市と連携を図りながら、事業予算の確保に努めるとともに、早期の整備に向けて取り組んでまいります。

次に同じく2(2)のア及びイ、勝連半島南側道路の進捗状況等についてお答えいたします。2(2)のアと2(2)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

勝連半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、必要性を認識しております。県では、これまでに沖縄県環境影響評価条例に基づく米軍施設用地外の環境調査を完了しております。今後、米軍施設用地内の環境調査を行う必要があることから、施設用地内への立入り許可が得られるよう、沖縄防衛局及びうるま市と継続的に調整を行っているところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 3、教育行政についての中(1)のア、全国学力学習状況調査の状況についてお答えいたします。3(1)のアと3(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

今年度は、小学校においては、第6学年で参加校253校、参加児童生徒数は1万4775人、中学校においては、第3学年で参加校143校、参加生徒数は1万4019人の実施となりました。順位について、文部科学省は、過度な競争や序列化等につながらないように配慮し、調査結果に順位づけはしておらず、本県では全国の平均正答率との差を示しております。全国平均と比較し、今年度は小学校においては国語がマイナス2.2ポイント、算数マイナス4.5ポイント、中学校においては国語がマイナス4.8ポイント、数学マイナス9.0ポイント、英語マイナス9.6ポイントとなっております。今後も引き続き、家庭、学校及び関係教育機関と連携し、学力向上の取組の一層の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 執行部の皆さん、御答弁ありがとうございました。

まず最初に、概算要求について質問をさせていただきます。県として、内閣府のほうへ総額幾らの要求、

概算要求額になりますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後1時59分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 県は8月の国庫要請におきまして、概算要求可能額を最大限活用した総額3000億円台の概算要求、そして、防災・減災、国土強靱化に資する予算を要望しておりました。その際、県は、国の概算要求基準を踏まえると、要求可能額は3200億円程度になるものと試算していたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 先ほど、知事の答弁の中では、総額あるいは一括交付金等に関しても、概算要求は増えてはいるけれども、その数字に対してはかけ離れているというお話がありましたけれども、知事、その金額は確定ではないんですよ。年末に向けてこれから大きな大きな予算折衝があるわけで、そのことに関してはいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 例年のことでありますけれども、年末の予算の獲得に向けては、さらにまた折衝、交渉を行ってまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 これ一番大事なことでしょう。そのためにもやはり国と対話もしながら、しっかりと交渉力を持って、柔軟性を持って対応していく必要があると、私は考えております。一括交付金についてありますが、この一括交付金、これは平成26年度の1759億円からすると、これはもう半額以下になっている、落ち込んでいるわけですね。ですから、そういったことを含めると、新規事業や各市町村においては大変厳しい状況が今続いていると思うんですが、各市町村との話合いの中で、概算要求に向けてのあらゆる強い要請、要望があったと思うんですが、その内容についてお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 例年、概算要求をする前に全ての市町村長の皆様からの御意見をいただいているところでございます。今年は5月にこの意見交換会を行いまして、一様に、一括交付金の増額を要望しておりました。ハード交付金の減額で道路、街路の事業で進捗が遅れている、停滞している。例えば、公営住宅改修工事の先送りで維持管理に支障が出ている。ソフト



交付金の減額に伴って、事業の先送りや充当率を下げて対応しているというような御意見を頂戴したところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 これは先ほどもお話申し上げましたとおり、年末に向けてしっかりと予算交渉をやっていたきたいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時3分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲田 弘毅 議員 次に個別事業の琉大病院移転についてでありますけれども、政府はこの令和6年度で完成をさせる、こういった強い決意が253億円に表れていると思うんですが、これまで以上の高度医療を県民が享受できる大変素晴らしいことだというふうに考えておりますけれども、国のその予算配分、増額してでも早めに沖縄県民の健康増進に配慮していきたい、こういった気持ちに対して知事の考えを聞かせてください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄健康医療拠点事業は、内閣府の予算要求においても、令和6年度中の事業完了に向けて完了させるということで進められております。当然、本県の医療水準の向上にもつながり、さらには先端医療の拠点にもなるという意味でも、非常に重要な拠点整備になっていくものというように思料いたします。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 これはやはり、国がしっかり沖縄県に目を向けているという大きなあかしの一つだというふうに、私は考えております。

次に、国際観光モデル事業についてであります。やはり沖縄観光立県を自認するには、ただ伸びた木々を伐採するだけではなくて、魅せる沿道景観、それを強く意識してアピールしていく必要があるというふうに考えています。ただ、残念ながら、今国道も含めて観光立県を唱えている割には、雑草が、整備不良が目立ち過ぎるところがあります。この美ら島沖縄をアピールするための事業として、このモデル事業が国から2億の予算——県費負担を含めると、約3億の事業だというように言われておりますけれども、この事業を沖縄県から国に対して要請をした関係団体というのがありますが、こういった団体が御存じでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 申し訳ございません、今こういった団体の要請によるかということにつきましては、手元に今資料がございません。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 ぜひ調べていただきたいと思えます。こういった団体の要請、要望でもって、国では、衆議院議員の島尻安伊子先生が予算確保をした、地元県選出議員が一生懸命頑張っつけた予算であるという、こういった感謝の気持ちを持って、私たちは対応していく必要があると思えます。観光客がさすが沖縄県、沿道の木々、花々がすばらしいと言ってもらえるような事業にしていきたいと思います。そのためにはこの事業に当たって、文化観光スポーツ部と土建部の連携が絶対に必要だと思うんですが、両部長の決意みたいなものがありますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

本事業の推進に当たりましては、議員御指摘のとおり、文化観光スポーツ部との連携が不可欠であると考えております。今後とも実施に当たりましては、意見交換を深めながら世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に向けて、両部合わせて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 本事業の実施により、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成を図り、沖縄らしい風景で観光客を迎えることで、おもてなしの心が伝わり、観光客の満足度向上につながるものと考えております。

文化観光スポーツ部としましても、関係部局と連携しながら、必要な予算額を確保できるよう努めていきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 今回はこの事業は県の4か所のモデル事業というふうになっていますが、将来は、やっぱり沖縄県は国道まで責任を持ってやっていくべきだというふうに考えています。どうかそのことも含めて、連携を深めて頑張っいただきたい。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時8分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲田 弘毅 議員 地方創生臨時交付金を使っの支援についてであります。部長、この事業は新型コ

コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した事業ということでよろしいでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

この事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業であります。そのうち、エネルギー価格等の物価高騰を受けた事業者支援ということで、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金というものを活用しております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 この交付金を使つての支援事業が、令和4年度、人口10万人当たり九州各県の平均から約2割弱しか配分されていないということですが、九州が幾らで本県は幾らになりますか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

令和4年度の事業でございますが、九州各県の平均の予算額は11億9137万6000円となっており、沖縄県の医療施設等への支援に係る予算額は4億3982万円となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 部長、これ10万人当たりの額はどうなっていますか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 これは沖縄県医師会のほうからいただいた資料でございますけれども、この事業を人口10万人当たりで平均をしたものは、九州全体でいいますと6755万円に対し、本県は2996万円というふうに御指摘を受けたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 部長、なぜこのような低い配分になっているのか、県としての認識、あるいは見解をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

予算の規模につきましては、各県で支援単価の方法、あるいは支援の方法、対象施設等が異なりますので、単純な比較はなかなか難しいところではございますが、本県の事情としましては、限られた期間内で補助金の審査、交付を速やかに行う必要があったと。この事業は令和4年度11月補正だったということで、速やかに行うということがございまして、その支援の方法について、一定の病床で区分を分けて、グループを分けて設定をしたというところで、予算の規模が他の県に比べて低い水準になったものと考えておりま

す。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 県が一生懸命やりくりをして頑張っていることはよく理解しておりますけれども、少なくともその配分額は九州の平均を超えていくような要望をしたいと思っております。令和5年度実施計画の中に、今後その反省を踏まえて、反映をさせていくべきだというふうに考えておりますけれども、部長、どういったお考えでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、この事業は今年度も続いております。昨年度からの見直しというところにつきましては、支援の単価が昨年度は病床の区分をグループにしていたんですけれども、今年度は病床数に応じて支援をするということで、医療施設の負担に応じたきめ細やかな補助を実施できるものと考えております。

なお、九州各県の情報はまだ入っておりませんので、単純に比較はできませんけれども、県としては、引き続き医療機関と意見交換をしながら必要な支援等が出来ますように、可能な限り取り組んでいくという所存でございます。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 次に、伊計平良川線、前川部長をお願いします。

伊計平良川線については、宮城島工区における桃原から池味区までの整備事業が構想からもう50年たっても、遅々として進んでいないという大きな指摘が地元から上がっております。そういったことも含めて、道路整備に必要な所要額、あるいは要望額は計上されていないのか、また一括交付金との関係はどうなっているのか、お聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

伊計平良川線宮城島工区につきましては、沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金で実施をしているところでございます。本県における道路予算につきましては、年々減少傾向となっております。他の路線についても予算配分に苦慮しているところでございますが、引き続き、必要額の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 部長、平成27年度の地元での説明会では、令和10年度までには完了するというふうに、僕のところに報告が来ているわけですが、今の現

状を見ると、今、部長の答弁では、今年度ついた予算が200万という話でした。大変厳しい状況だと思うんですが、その要因について部長の見解をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

事業遅延の要因、やはり予算の確保が最大の課題ではございますが、そのほかには、急傾斜地箇所の工法検討に時間を要したこと、また、橋梁工事におきまして、軟弱地盤対策、道路占用物件の移設に時間を要したことなどが上げられております。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 この大幅な遅れは、地域住民としてはもう看過できない状況にきております。知事、知事は平成31年の定例会で、適宜適切に予算計画を当ててしっかりと事業を進めてまいりますというふうに発言しているわけでありまして。この現状を踏まえて早期整備に向けて、地元選出の県知事として、知事の決意をお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 道路行政につきましても、その予算の確保、計上について、先ほど土木建築部長からありましたように、非常にこの少ない予算を振り分けて、いかにして事業をできるだけ早期に完了に向けて進めていくかということが肝要だと思っております。この事業につきましても、中部道路行政につきましても、非常に道路整備が立ち後れているということについて、私がかねがね土木建築部とも意見交換をさせていただいております。引き続き、必要な予算が確保できるよう、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 知事、ぜひ一生懸命、一緒になって頑張りたいと思うんですが、よろしく願います。

教育長、最後に学力テストについてお伺いしたいのですが、残念ながら、文科省から、弊害のある順位は、あんまりよくないという答弁がありましたけれども、でも国語の2.2ポイント、算数の4.5ポイント、これ中学においてはもっともっと差があるわけですね。そのことは、結果的に全国最下位ということで認識してよろしいでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

文部科学省が示す結果データからは、各教科の順位については判断することができませんが、全教科を合

算した平均正答率を見ますと、御指摘のとりの状況にあるものと認識をしております。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 教育長、子供たちの学力問題は、学校現場だけの問題ではないというふうに考えております。それは家庭教育の果たす役割は大きいものがあるというふうに考えておりますが、しかし、学校の現場主義という観点からいたしますと、行政の後押しや財政措置が必要であることは言うまでもないのですが、その点について、教育長はどういった考えでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

学校支援訪問や研修会の実施、あるいは授業改善推進教師の配置等により、各学校が取り組んでいる授業改善への支援を行っているところであります。また、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保が重要であるというふうに考えておまして、県教育委員会としましても、スクール・サポート・スタッフの派遣、あるいは負担軽減を図るための非常勤講師等の配置を行っているところであります。引き続き、教職員がしっかりと子供たちと向き合って指導のできる教育環境の整備に取り組んでまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 仲田弘毅議員。

○仲田 弘毅 議員 この学力テストは2007年、平成19年から実施されておりますけれども、本県は6年間最下位でした、全国の。47都道府県の中で最下位。7年目の2014年、平成26年、小学校国語、算数が全国の30位台になった。その後、20位台まで大きな躍進をしたという実践事例がありました。それはまさに当時の諸見里明教育長を中心に立ち上げた学力向上推進室や、特命チームによる学校意識改革が功を奏したものだというふうに私は考えています。そういった意味合いをもって、学力が全国最下位に戻ってしまったことは、県民の一人として、また長年PTAを通じて子供たちの学力向上と健全育成のお手伝いをさせていただいた者として、大変残念である。そのことを含めて、私たちも一生懸命頑張っていく気持ちではありますが、子供たちのために、本県の将来を担っていく子供たちのために、教育長の決意をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 全国学力学習状況調査の結果を踏まえまして、昨年度より、私も含めて教育指導統括監あるいは参事、役割分担をしながら、学校訪問を

し、課題を把握し、支援に取り組んできております。各学校においては、その状況調査の結果を分析して、各学校に合った対策を立て、授業工夫改善を行い、また、家庭学習の定着に向けて、意欲的な取組が見られました。御指摘のとおり、確かな学力は、本県の子供たちがこれからの激動の時代を生きていくための力の基盤であるというふうと考えているところであります。

今後とも本庁を中心にして、教育事務所あるいは総合教育センター、各教育委員会、各学校、教育関係機関が一体となって、思いを一つにしてその改善に取り組んでいきたいと考えております。

○仲田 弘毅 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

[小渡良太郎 議員登壇]

○小渡 良太郎 議員 皆さん、こんにちは。

会派自民党、小渡良太郎でございます。

ちょうど昼休み明けて、少し皆さんやじも飛ばない静かな一般質問の本会議場となっておりますけれども、しっかり質問、残り僅かな質問機会でもありますから、有効に活用させていただきたいと思っておりますので、御清聴のほどよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1、地域外交について。

(1)、本年度より地域外交室が立ち上がり、年度内に基本方針を策定するということが説明がありましたが、この方針策定に当たっての県の基本的な考え方を伺いいたします。

2、防災行政について。

(1)、台風6号がもたらした被害に関して、私の地元沖縄市泡瀬の一部地域では、高潮によって道路冠水または一部床上、床下浸水が発生するなどの被害が出ました。台風時等における高潮による浸水被害について、県、ほかの地域も含めてどのような状況にあるのか、教えていただきたいと思っております。

3、土木建築行政に関して。

(1)、県総合運動公園、これも私の住んでいる地域にあるんですけれども、整備から30年余が経過した現在、施設老朽化等が進んでおります。一方で、この施設の修繕または設備の修理等がなかなか実施されておらず、一部遊具等に至っては数年間放置されっ放しと、県という名を冠した総合運動公園として、あまりにも悲惨な状況に置かれているんじゃないかと思っております。この県総合運動公園の今と今後について、県の見解を伺います。

4、スポーツ行政について。

(1)、先日、F I B Aバスケットボールワールドカップが無事閉幕いたしました。県も主催者側の一翼を担ったわけですが、準備段階から大会開催期間全体を振り返って、よかった点、悪かった点をできるだけつぶさに列挙していただいた上で、経済効果も含めて、2023大会についての総括をお聞かせいただきたいと思っております。

(2)、国体及びオリンピックの正式種目であるクレー射撃に関して、現在、沖縄県には競技場、練習場がありません。今年6月には、2034年に、本県にとって3度目の国体が開催されるということが承認されている中で、このクレー射場の競技場のない都道府県というのは我が県以外にあるのか。他府県のクレー射場における公営・民営の割合、運営主体等の説明を含めて、総合的な観点から現況を教えていただきたいと思っております。

5、環境行政について。

(1)、有害獣に指定されているマングースに関してですが、年間の捕獲数と捕獲実施のための予算額及び捕獲従事者等の概況をお伺いいたします。また併せて、マングースは有害獣には指定されているんですが狩猟獣に指定されておらず、イノシシやカラスといった他の有害獣と違って狩猟では捕ることができないと。私の父も猟友会に属して狩猟をするんですが、山でイノシシとか捕っていると、害獣と分かっているけどマングースがちょろちょろ歩いても捕ることができないというのが一つ話としてありました。このマングースを狩猟獣として、今指定していない理由をお伺いいたします。

(2)、沖縄県は、狩猟における猟銃の鉛弾使用について、伊是名村のみを使用禁止地区に指定しております。ちょっと離れている伊平屋村を含めて、ほかの自治体は指定されていないと。なぜ伊是名村のみの指定となっているのか、指定要件等を含めて説明を求めます。

6、我が党の代表質問との関連に関して。

(1)、末松議員質問中の4の(3)のア、自転車通行空間の整備状況について、北部地域以外の計画があれば教えていただきたいと思っております。

(2)、同じく末松議員質問中の4の(3)のイ、快適な歩行空間の確保、雑草除去等の話、先ほども質問の中にありました。この繁茂する雑草対策に今年度乗り出していると思っておりますが、実績及び事業の執行状況をお伺いいたします。

(3)、仲村議員質問中、1の(1)について、国際人権

委員会でP F O S等の被害に関する言及が知事からあったと報道で聞いております。時系列を鑑みると、先ほど来、沖縄県議会をいろいろと騒がせている県庁舎のP F O Sの流出に関して、その時点で知事は、県の流出事案の報告を受けていたはずであります。自らが引き起こした加害事案を棚に上げて、かぶった被害のみを国連でスピーチしたことについて、知事の真意をお伺いさせていただきたいと思っております。

以上、壇上からは終わります。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 小渡良太郎議員の御質問にお答えいたします。

地域外交についての御質問の中の1の(1)、基本方針策定の考え方についてお答えいたします。

沖縄県としては、沖縄県地域外交基本方針（仮称）の策定について、これまで先人たちが積み重ねてきた交流の歴史や悲惨な沖縄戦の体験に基づく平和への強い思いを基本とし、最新の国際情勢なども踏まえながら、今後、沖縄県の多様な主体が国際的な活動に取り組む際の基本的な方向性を示してまいりたいと考えております。基本方針の策定に当たっては、このほど設置いたしました沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議において、外部有識者の御意見をいただくほか、市町村、経済界、学生等多くの県民の皆様の御意見も伺いながら取りまとめていくこととしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 2、防災行政についての(1)、台風時における高潮による浸水被害についてお答えいたします。

台風時の高潮浸水被害は、越波による海水や雨水を排水できなかったことによる内水氾濫が主な要因と考えております。沖縄市泡瀬地区においては、台風6号の接近による高潮により雨水が排水できなかったため浸水被害が発生しております。海岸においては水釜海岸等で越波被害を防ぐため、護岸高さをかさ上げする高潮対策事業を実施し、河川においては満名川で高潮の逆流を防ぐためのフラップゲート設置を実施しております。今後とも、関係機関と連携して対策を行っていきたくと考えております。

次に3、土木建築行政についての(1)、沖縄県総合運動公園の施設の現状及び整備についてお答えいたします。

老朽化により使用禁止となっているかりゆし広場遊具については、令和5年度より全面改修を実施し、令和6年度内に供用予定であります。また、漏水が確認されたレクリエーションプールについては、現在漏水の原因調査を行っているところであり、原因が判明次第、改修工事を実施する予定であります。

県としては、令和16年度に沖縄で開催される国民スポーツ大会を見据え、関係機関と連携して、幅広く意見を聴取し、適正な整備・改修に取り組んでまいります。

次に6、我が党の代表質問との関連についての(1)、自転車道の整備についてお答えいたします。

県では、自転車が安全・安心・快適に通行することなどを目的として、自転車通行空間の整備を行っております。県管理道路における自転車通行空間の整備状況については、各市町村が地域の実情に応じて策定する自転車ネットワーク計画等に基づき、浜比嘉平安座線ほか7路線で整備を行っております。県においても、令和5年3月に自転車ネットワーク計画等を策定しており、引き続き、各市町村と連携して、観光客の利用も踏まえた自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

次に同じく6の(2)、雑草対策の実績と予算執行状況についてお答えいたします。

県では、沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき、性能規定方式による除草管理を導入し、雑草の草丈が低い状態を維持する取組等を実施しております。また、今年度の植栽管理については、年間を通して除草及び街路樹の剪定等を実施できる契約を終えております。引き続き、効率的・効果的な道路の維持管理に取り組み、快適な歩行空間の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

[宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇]

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 4、スポーツ行政についての(1)、バスケットボールワールドカップについてお答えします。

沖縄グループステージは、10日間、全20試合、延べ12万5000人以上が会場で観戦しました。本大会では、日本代表チームがパリオリンピックの出場権を獲得するなど、その活躍は大変喜ばしいことでありました。大会の開催に当たっては、県と沖縄市をはじめとする開催地支援協議会において、渋滞対策、ファンゾーン等の設置など、様々な取組を実施し、大会の成功に寄与したものと考えております。これらの取組を

実施する中で、多くの関係者との間で計画的かつ綿密に調整を進めることの重要性を再認識しました。現在、経済効果については、国内外の観客実績等を踏まえ、年度内をめどに算出する見込みです。今後は、大会成功の実績を国内外にアピールするとともに、大会で得たノウハウ、構築されたレガシー、今大会で注目を浴びた沖縄アリーナなどを活用し、新たな国際大会の誘致に向けて取り組んでまいります。

同じく4の(2)、クレ射撃場の現況についてお答えいたします。

本県では、昭和62年に開催した海邦国体において、金武町に県立クレ射撃場を仮設で設置しました。その後、土地所有者から賃貸借契約継続の理解が得られなかったことなどから、昭和63年に閉鎖しております。本県以外で公認射撃場が設置されていないのは11都府県であり、公益財団法人日本クレ射撃協会によると、他県の射撃場は民営が多く、公設の場合はスポーツ担当部局が所管していることが多いと聞いております。クレ射撃は、国体の競技種目となっていることから、令和16年の沖縄県開催に向けて、今後、準備委員会の中で、市町村及び関係団体等からの意見を聴取し、競技会場について検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

[多良間一弘 環境部長登壇]

○多良間一弘 環境部長 5、環境行政についての(1)、マングース対策の実施状況と狩猟鳥獣指定についてお答えいたします。

県のマングース対策事業における令和4年度の捕獲数は382頭、予算額は約1億3800万円で、捕獲従事者は主に地元北部地域の方で構成されております。狩猟鳥獣の対象種については、鳥獣保護管理法に基づき国が指定し、5年ごとに見直しが行われております。マングースは狩猟鳥獣に指定されていないことから、県では、平成28年度の対象種の見直しの際、同種を指定するよう要望したところですが、生息していない地域への放獣のリスク等の理由から見送られたところです。

県としましては、令和8年度の対象種の見直しの際、改めて検討してまいります。

同じく5の(2)、伊是名村における鉛散弾規制地域の指定についてお答えいたします。

国においては、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、平成12年に鉛散弾規制地域選定要領を定めております。県は当該要領に基づき、水田やため池

等が多く、たくさん水鳥が飛来等し、狩猟も行われていた伊是名島について、鉛中毒事故が懸念されるとして、同年、鳥獣保護管理法に基づき、鉛散弾規制地域として区域指定しました。狩猟が禁止される鳥獣保護区以外の地域における当該規制区域の指定については、鉛中毒事故の発生状況、水鳥の飛来数、狩猟の状況や、国の動向等を踏まえ検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 6、我が党の代表質問との関連についての中の(3)、P F O S 流出と国連スピーチに関する見解についてお答えいたします。

今回の事案につきましては、公表が遅れたことを率直に反省するとともに、内部の管理体制を一層強化していく必要があると考えております。一方、知事は、P F O S 等が流出した可能性があることを、9月15日に担当部局から報告を受けており、担当部局に対し、那覇市とも連携をしながら丁寧に対応を行うよう指示しております。また、本県においては、米軍基地周辺で高濃度のP F O S 等が検出され、地域住民に大きな不安を与えているにもかかわらず、日米地位協定により、米軍基地内への立入調査すら認められていない不平等な状況が続いており、問題解決のためには国際社会の理解と協力を得る必要があるとの考えにより、国連の場で訴えたところでもあります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 一番最後の部分から先に、少し再質問させていただきます。

今のP F O S の説明、別に県が、米軍と同じような事故を引き起こしてしまったから言う権利があるとかないとかっていう話をするわけではありません。この米軍に関する被害については、しっかりと訴えていく必要があると私も考えております。ただ、自分たちが起こしたことは説明も公表もせずに隠したまま、言及をするというのはいかなるものかというふうに思うわけです。沖縄県も起こしてしまった、これはしっかりと今後再発防止に努めるけれども、それでもやっぱり米軍の部分はというような言い方であれば、多くの方々の理解も得られたのかなと思うんですけれども、今これを説明しなかったがために、二枚舌というレッテルを一部で貼られていることも現実問題としてあります。そこをしっかりと反省していただいて、今後二度とこのようなことがないように、真摯に取り組んでいただきたいと思います。

最初に戻るんですが、地域外交に関して、課への格上げの話も、ほかの方への答弁でありました。今まで、今現在、県が、例えば世界のウチナーンチュ大会等々のコミュニケーションをはじめとして——海外事務所もあちこちにあります。そういう海外との交流事業等は、どういうふうな形になっていくのか教えてください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 現在、県としましては、地域外交基本方針というのを作成していて、その後、推進体制の構築などに取り組んでいるところなんですけれども、これは何というんですか、地域外交室あるいは格上げて課になる組織だけが担うというのではなくて、各部横断的に全庁を挙げて取り組むという体制になるというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 ちょっと分からないんですけど、課の格上げの話も出しておいて、この地域外交室、地域外交将来的な課なのか——がやること、何をやるのかというのが全く見えてこないんですけども、改めて先ほどこの基本方針を策定するとのことだが、方針策定に当たっての基本的な考え方を伺うということで問うておりますので、改めてそこのところをお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 失礼しました。

基本的な考え方について御説明いたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおり、沖縄県独自の歴史的、文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、積極的な役割を果たしていきたいと考えております。これらの取組を通して、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成にも資する独自の地域外交を展開するため、本年4月に地域外交室を設置したというところであります。今年度は庁内関係部局等と連携し、沖縄県地域外交基本方針の策定や推進体制の構築などに取り組んでいくというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 それは先ほど知事からお聞きしたんですよ。今までもこういう事業たくさんやって

きました。それでも、こういうところ、ああいう部分またはどういったところか分からないですけども、足りないから外交室を設けて、さらに進めていく必要があるというふうな説明があるのであれば、ああ、そういう枠組みなのねと理解もできるんですけども、今まで交流をやってきました。それを推し進めるために地域外交室を立ち上げてやっていきます。立ち上げる理由とか目的というのが非常に曖昧じゃないのかなと。予算もかけて人も配置して新たにやろうというふうに言っている割には、よく見えないと。例えばちょっと角度を変えるんですけども、この沖縄の主張を、我々が主張したいことが日本政府のものと異なるものであった場合、国際的な信用という観点を含めて、沖縄の信用が落ちるというパターンになる情報発信をしてしまうことも懸念されることがあると思います。あくまで沖縄県というのは、日本国内の一地方自治体でありますから、この国家外交との整合性というのが、外交をやっていくんだったら求められると思うんですけども、その点について県はどのように考えているのか教えてください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 地域間外交は、国と国との国家間外交を補完する、サポートするという意味合いで、全国でも行われている、そのような状況がございます。沖縄県はこれまで例えば経済においては、商工労働部で海外事務所での経済活動についての把握をする。それから文化観光スポーツ部においては、国際交流ということで、その交流の所掌をつかさどるというようなことでした。ただ、沖縄県が、県のこれまでの歴史的な背景それから文化的な背景をもって、アジアのダイナミズムを取り込んでいくということで、沖縄21世紀ビジョン基本計画の中でうたった、その海外への展開そのものは、やはり県庁全体で共有されるべきその方針を掲げることが重要であるということから、今般、地域外交室を掲げ、観光・経済・文化・交流・平和など沖縄県の地域外交の基本方針を策定した上で、全庁的に取り組んでいこうという形に整えたいというものであります。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 この地域外交室が今後やっていこうとしていること、または知事が今後展開していこうとするものが、先ほど知事がおっしゃっていたように、地域と地域の外交——国の外交を補完する範囲であると言うのであれば、別に懸念する必要もないんですけども、そういった部分についての説明も、今のところまだないわけですよ。

例えば、国家において外交政策というのは、国家の一つの計として国民に示して諮るということをやっております。この日本国内においても政府組織だけでなく、外務省という省庁があり、一方で、国会の中にも外交に関する委員会等々があって、その中で与野党問わず盛んな議論がなされて、説明もしっかり受けて、それで国民に対してもしっかりと日本はこういう外交をやっていくんだよということが、広く周知されていっているわけでありまして。今現在においては、県民の負託を受けた議会に、何ら諮られることはありません。どういったことをやるっていう説明もほとんどなされておられません。直接県民にこの理念、概念を丁寧に説明しているわけでもない。ただ知事が行きたいところへ行って、話したいことを話した様子が事後報告の形で、それも報道ベースで流れているというようなありさまであるのが今の、今年、今年度、今までやってきた県の地域外交の実態じゃないかと私は考えます。言い換えれば、今年度初めから現在に至るまで県民に何の説明もせず、知事と知事を取り巻く当局その他一部の方々が、地域外交の名の下に勝手をしているだけと言っても過言じゃないのかなと思います。改めて方針を策定して、この課に格上げする云々の話をする前に、説明をするのが筋じゃないですか。何も聞いてないんですよ。何をしたいかも、どのようなことをやりたいかも、地域外交というのが何なのかも分からない。いま一度説明をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 県では、これまでに世界のウチナーンチュ大会の開催、ウチナーネットワークコンシェルジュによる日常的な交流、海外県人会への芸能指導者派遣、ウチナーンチュ子弟等留学生の受入れなど多種多様な施策を展開し、ウチナーネットワークを活用した交流を深めることで、地域や国同士の信頼醸成の貢献に努めてきたところであります。今後は、新たに設置される地域外交課を中心として、それぞれの所管に応じて適切な役割分担の下、県庁全体が連携して進められていくものと承知しております。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 それは、別に地域外交室をわざわざ立ち上げなくても、今までやってきたし、これ

からもできることなんじゃないですか。何でわざわざ予算をかけて人も配置をして、ほかの業務も煩雑な中、そこに力を割いてやろうとしているのか、説明が足りないんですよ。ちゃんとかいこうことで必要だからこれだけ人を割く必要があると、言ってもらえれば理解の一つもできるかも知れない。そういうのがないまま、勝手に中国に行って、何を見たかも分からないというような状況になるわけです。改めて説明をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 繰り返しの説明になりますが、これまではそれぞれの部局において、それぞれのセクションが担う事務分掌に当たって交流を促進していきました。これは私が知事になってからではなく、もうずっと歴代の知事の下で沖縄県の方針としてそれは行われてきた。しかし、それが県全体で情報が共有されずに、それぞれの担当セクションにおいて盛んに行われてきていることが、一つにいわゆる通底する——そういう県全体の取組にするためには、やはり地域外交室を設け、沖縄県地域外交の基本方針を策定し、幅広く県民や様々な分野の方々がこの意見を述べていただき、参加をすることによって、大きな一つの方向性を示していけるということで取り組むものであります。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 知事にお伺いしたいのは、今までのやり方じゃ足りないというのは、主にどういうことがあって、どういうふうなのがあるから足りないんです、だから変えていきたいですというのはないんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今説明をさせていただきましたとおり、それぞれのセクションで経済、観光、交流というものを担っていただきました。これからはそれにアジア太平洋地域の平和の構築も含めた上での、さらなる交流の促進が必要であろうということで、それであれば基本方針をしっかりと掲げて取り組むほうがより一層理解が進み、多くの方々にそこに参画をしていただけたらと思うように思い、今般この沖縄県地域外交基本方針を策定していこうということに取り組んでいるものであります。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 これについてはもう時間もありませんので、引き続き議論させていただきたいと思うんですけども、先ほど申したように外交をするのであれば、日本という一つの国が、あっちはああいうことを言って、こっちはこういうことをやっている



いうことにならないように、しっかりと整合性が求められる部分でもあります。これは国と協力して、国と連携をして、国としっかりコミュニケーションを取った上で、情報発信をする。どこに行くとしても、そこへ何を言うにしても、ちゃんと連携を取って整合性を取っておかなければならないと私は考えます。それをしっかりやっていただくことを指摘をして、次の質問に移ります。

防災行政も、再質問させていただきます。

この泡瀬地域の被害、先ほど部長の答弁では雨水氾濫が原因という話がありました。この台風来襲直後の被害状況の説明では、高潮による被害と私は担当から聞いております。それで、後ほど電話でどうだったのかと——当時、泡瀬の被害は僕が全体で説明を受けたときには把握をしていなかったの、確認をしてほしいということで連絡をして、その後高潮による被害でしたと。その後も高潮による被害で間違いのないよねと、間違いのないというふうなのを聞いております。何で変わってるんですか。高潮による被害と説明を受けているんですけれども、今の答弁では雨水の氾濫が原因という答弁になっております。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 先ほどの答弁でございますが、沖縄市泡瀬地区においては、台風6号の接近により、高潮により雨水が排水できなかつた。そのために浸水被害が発生したというふうに答弁をしたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 高潮の逆流による被害というふうに聞いておりますし、これ沖縄市議会でも議論になっているんですけれども、同じく、高潮の逆流による被害という答弁が出ております。これ、県が雨水氾濫が原因としたのは、何か調査等は行ったんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 ただいまの浸水被害の原因については、現場土木事務所等からの報告もしくは沖縄市への聞き取りにより、このような原因であろうというふうに考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 沖縄市に聞き取りしたそうなんですけれども、なぜ違うんですか、沖縄市の見解と。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 繰り返しになりますが、今回の泡瀬地区における浸水の被害は、高潮により雨

水が排水できなかつたというところで、浸水被害が発生したというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 以前の担当課とのやり取りでは、高潮が原因ということで聞いていたので、今日はちょっと細かい資料を持ってきていないのが非常に残念なんですけれども、これまでも度々道路冠水の潮害に悩まされております、この地域。雨水排水路に囲まれている埋立地域になるものですから、今言うような内水という話も、そういうことになることもあるのかと思うんですけれども、基本的に——資料ちょっと持っていないので口頭で大変申し訳ないんですけれども、この内水が氾濫して浸水したという事態はほとんどありません。今までも。水は海水です。潮水につかっておりますから、海の水が雨水排水路を逆流してきて——逆流と言うよりも水位が上がって、この地域、埋立てが琉球政府時代の埋立てになるので、かなり海拔が低いということで高潮被害——大潮と高潮とかが重なると、いつも道路冠水以上の被害が出てきます。海水が雨水排水路を逆流してくる、またはそもそも海のかさが上がって、雨水がもうここまで行き届かないという状況になっているのが、正直なところであると私も考えております。なので、海水が浸水被害の原因である以上、それを食い止めることを講じる責任は、私は県にあるんじゃないかと考えるんですけれども、その点、見解をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

泡瀬地区の浸水対策については、沖縄市から雨水管理総合計画を策定し、土砂のしゅんせつや既設水路改良の検討を行っている聞いております。引き続き、沖縄市と意見交換を行いながら連携してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 現状、台風が接近するたびに、この冠水被害におびえております。ちょうど自治会、公民館が少しかさ上げして造られたものですから、地域の方々、台風が来るたびに車をわざわざこっちに移動させて、車だけは冠水しないようにということで、対策を取っているところでもあります。堤防を越えるわけでもなく、水が来るたびに浸水をするという場所ですから、ぜひできることをしっかりとやって、二度とこういう災害が起きないようにしていくというのが行政の責任じゃないかなと。市の役割、県の役割それぞれあると思うんですけれども、再発防止をしていくというのが第一の防災につながっていくと

も思いますので、ぜひ市と協議をするだけじゃなくて、県がやるべきことというの、私も、いろいろ意見、提言も今後させていただきたいと思っておりますし、恐らく12月には、市からも地域も含めて要請も上がってくると思います。しっかり議論をして、こういったことが再発しないように前向きに取り組んでいただきたいと思います。最後見解をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 泡瀬地区の被害解消に当たりますは、県は沖縄市と意見交換を行いながら対応策の検討、整理等、引き続き連携してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 次に移ります。

県総合運動公園に関して、具体的な修繕の計画とか再整備の方針というのはないんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

沖縄県総合運動公園の老朽化対策についてでございますが、長寿命化計画に基づきまして対策を考えております。各種公園施設においては、施設点検結果を基に国の策定指針に基づく都市公園施設長寿命化計画を策定しております。同計画では、ライフサイクルコストが最小となるよう、施設ごとに適切な時期に修繕、改築を行うこととし、老朽化対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 先日も我が会派——テニスコートの改修に関しても新聞報道に出たようですね、要請を受けました。この古くなったものが壊れて使えない、例えば先ほど公園の話もあったんですけども、二、三年ずっと放置されていて、修繕の要望も上げているのに、ようやくという部分であります。レクリエーションプールの漏水に関して、何年漏水の原因を調査し続けるんですか。ずっと使えていないんですよ。いつも漏水の原因を調査する、調査すると言って、今年も調査すると言った。去年も調査すると言った。おととしも調査すると言ったじゃないですか。いつまで調査するんですか。だからそういう形で老朽化している部分というのは、修繕じゃなくて建て

替えということも必要になってくるかもしれない。それだけ古い施設が多くありますから、全体の計画というのをちゃんと立てていかないと。順次老朽化していったのは直していくということでもいいかもしれませんが。でも、施設がある以上、県民は期待をしているんですよ。あそこに行ったらプールがあるよねと。でもいつまでたっても使えない。それだったら、ないほうがいいですね。だからしっかりと計画を立てて、県民の期待に応える公園を造っていただくよう、最後要望して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

[島尻忠明 議員登壇]

○島尻 忠明 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時2分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島尻 忠明 議員 皆さん、こんにちは。

今日の朝刊に、先日、我が会派の仲村家治議員が代表質問冒頭で、大谷選手が大リーグでホームラン王に輝いたとのことに触れた記事が掲載されておりました。大谷選手の活躍は、多くの国民に感動をもたらし、子供たちにも夢と希望を与えました。改めてスポーツがもたらす大きな力を感じることができました。そして、我が浦添市においても、ヤクルトスワローズがキャンプをしております。県内のヤクルトファン、そして子供たちとも交流をしております。今シーズンはなかなか厳しい戦いでありましたが、本日は、浦添市ヤクルト協力会がほぼ毎年販売をしておりますヤクルト応援かりゆし今年度版を着用して、来シーズンの活躍を期待をして質問をさせていただきます。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、那覇港浦添埠頭地区の整備予算の確保に向けた沖縄県の今後の取組についてを伺います。

ア、那覇港湾施設の浦添への移設について、沖縄防衛局は既に環境アセスメントに着手し、今後ボーリング調査を実施するとのこと。その一方で、民港計画の進捗はどうなっているのか。本年3月に改訂をした那覇港港湾計画の中に、代替施設を含めていることを踏まえれば、民港計画も代替施設の建設計画と歩調を合わせてしっかりと進めていくべきだと思いますが、港湾管理者である知事も同じ認識か、伺いたい。

イ、浦添埠頭地区の交流・にぎわい空間は、海洋緑地、マリナー、交流厚生用地で構成されております。そのうち海洋緑地とマリナーの整備については、那覇港管理組合の事業で、その費用負担については県が8割、浦添市が2割です。交流厚生用地の整備については浦添市の事業で、費用負担は浦添市が行います。県は、令和6年度中に海洋緑地とマリナーの基本計画を実施するための予算措置を行い、令和7年度には準備書の作成に取り組めるようにする必要があると考えますが、見解を伺います。

ウ、今後、浦添市が実施する予定の交流厚生用地の整備につままして、相当数の集客が見込まれるが、沖縄県として本事業に対してどのような協力が可能と考えているのか伺います。

2、県内ヤギ生産農家の支援について伺います。

(1)、沖縄県としての取組を伺います。

(2)、家畜防疫衛生への支援による生産農家の環境整備について伺います。

3、我が党の代表質問との関連についてでございます。

まず、我が党の末松文信議員の5(1)のオの(ウ)、農地制度についてでございます。

農地転用の申請から許可までの処理期間が長い、現状を伺います。

次に、同じく末松文信議員の6(1)についてでございます。

外国人留学生の就労制限の緩和について、県外では既に緩和に関して要請書が提出されていると聞きます。県内のホテル業界の労働力不足の問題もある中で、時間を増やす等の対策を取れないのかお伺いいたします。

次に、末松文信議員の7(1)、宮古病院の病床休止についてでございます。

どのような経緯で人材不足に陥っているのか、その原因と地元採用や地区を限定した異動等の検討など、人材確保対策についてお聞きいたします。

次に、仲村家治議員の4(3)ア、令和6年度以降の子ども・子育て支援体制についてでございます。

来年度、子ども・子育て支援のための新たな庁内体制ができると答弁をしておりました。その体制についての詳細の説明を伺います。

よろしく御答弁のほど、お願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1(1)のア、那覇港浦添埠頭地区の港湾計画の進捗についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、那覇港港湾計画において、浦添埠頭地区では物流空間の形成や交流・にぎわい空間等を位置づけているとのことであり、浦添埠頭地区交流・にぎわい空間については、浦添市と那覇港管理組合において、今年度から環境アセスメントの着手などに着手するとのことであり、

沖縄県としても、浦添埠頭地区の民港の整備促進に向け、引き続き那覇市、浦添市及び那覇港管理組合と連携して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、浦添埠頭地区整備に係る予算措置についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、浦添埠頭地区のマリナー及び海洋緑地については、基本設計を令和6年度に実施するとのことであり、

県においても、浦添埠頭地区の整備について引き続き予算措置に取り組んでまいります。

次に同じく1(1)のウ、浦添市が実施する交流厚生用地の整備への協力についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、浦添埠頭地区の交流厚生用地については、浦添市が事業主体となり、ホテルや商業施設等の導入を図っていくとのことであり、

県としても、浦添埠頭地区の交流・にぎわい空間の形成について、那覇港管理組合規約の一部変更の手續に取り組むなど、牧港補給地区跡地との一体的利用も図られるよう整備促進に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

[前門尚美 農林水産部長登壇]

○前門尚美 農林水産部長 2、県内ヤギ生産農家の支援についての中の(1)、県産ヤギの生産振興についてお答えいたします。

県では、令和4年度から山羊消費供給安定化事業を実施し、県産ヤギ肉の安定供給を図るため、飼養規模拡大に伴う課題解決を目的に、①、飼養管理技術に関する検討会及び講習会を県内5か所で開催、②、飼養管理技術の実証試験を県内2か所で実施、③、優良ヤギの導入補助などを実施しております。

県としましては、県産ヤギ肉の安定供給に向け、引き続き関係機関と連携した取組を推進し、ヤギの生産振興に努めてまいります。

同じく2の(2)、ヤギ生産者への家畜防疫衛生対策についてお答えいたします。

県では、農家における家畜防疫衛生対策として、家畜伝染病の発生予防及び蔓延防止を図るため、ヤギ生産者に対し、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施しているところであります。また、飼養するヤギに伝染性疾病が見られた際には、原因究明のため、家畜保健衛生所で病性鑑定を実施し、結果を基に適正な消毒薬の選択による予防対策を指導しております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、ヤギ生産者の防疫衛生対策に努めてまいります。

3、我が党の代表質問との関連についての(1)、農地転用許可制度についてお答えいたします。

申請書は、市町村農業委員会総会の決議を経て県へ進達された後、県が審査を行っております。内容が許可基準を満たしている場合、申請書が市町村に提出された月の翌月末までに許可を行っております。一方、確認事項が多い場合は、申請者が補正に時間を要し、処理期間が長くなる傾向となっております。なお、農地転用の許可に関する事務について、市町村へ権限移譲がされた場合、自らの市町村に係る申請のみを審査するため、一定程度、処理期間の短縮が可能となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 3、我が党の代表質問との関連についての(2)、外国人留学生の就労制限の緩和等についてお答えします。

外国人留学生の在留資格は、留学として位置づけられていることから、原則としては就労することができませんが、出入国在留管理局長の許可を受けた上で、週28時間までの就労が可能となっております。このため、就労制限の緩和につきましては、学業と就労のバランスを考慮した上で、慎重に検討すべきものと考えております。

県としましては、国の動向を注視するとともに、県内における外国人留学生の状況や、企業が外国人労働者を雇用する上での課題を把握しながら検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

[本竹秀光 病院事業局長登壇]

○本竹秀光 病院事業局長 3、我が党の代表質問との関連についての御質問の(3)、人材不足の原因と人材確保対策についてお答えします。

宮古病院の看護師については、宮古地域の異動に限定した職員を含め、令和5年4月1日時点で219人確保しておりましたが、育児休業や病気休業等により、10月1日には14人減の205人となっております。看護師の欠員については、年度当初の正職員の過員配置、育休任期付職員及び臨時的任用職員の採用、県立病院間の応援派遣等で対応しておりますが、年度途中での看護師採用は困難な状況であります。また、コロナ禍から通常の診療体制に移行する過程で、現場の疲弊が残る中、患者数の増加等に伴う看護業務の負担増大によって、退職者に加え、退職者も増加しております。病院事業局としましては、不足する看護師を確保するため、令和6年度採用予定の前倒し採用、民間派遣会社及び介護士の活用等、早期の病床再開に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 3、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(4)、子ども・子育て支援の体制についてお答えいたします。

県では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援など、子供、若者、女性に関する施策に特化した新たな部局の設置に向け、関係部局と調整しているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時21分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時23分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島尻 忠明 議員 答弁ありがとうございます。

答弁をいただいた中で、しっかりと予算措置もこれから県としても取り組んでいくという答弁がありましたが、具体的にどのようなことを考えているのか、お聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 那覇港管理組合によりますと、浦添埠頭地区のマリーナ及び海洋緑地については、基本設計を令和6年度に実施するというふう聞いております。

県としましても、浦添埠頭地区の整備について引き続き予算措置に取り組んでまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 3母体から成り立っていますが、我が浦添市が那覇港管理組合に参画しているのは、やっぱり浦添埠頭地区の整備事業が主な一つの目的でありますので、その部分でこの港湾計画が改訂された後、予算確保をしっかりとさせていただきたいというのが今日の質問の主であります。そして、予算の中身については今答弁がありました、通常、那覇港管理組合に充てている予算とは別に、やはりこの埠頭地区については、県としても何らかの配慮をもってスピード感が出るように、それと言っていることは分かりますが、県としても——取組を、強く関与を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時25分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

那覇港は、那覇港管理組合により管理されております。

県としましても、構成員の一員として、那覇市、浦添市及び那覇港管理組合と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○島尻 忠明 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時26分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 浦添市も自主事業については、既に9月にアセスを発注をしてしっかりと予算措置もしています。しっかりと準備はしておりますが、冒頭申し上げましたように、やはり民港部分も含めてしっかりと整備をしていかなければ、なかなか整合性が取れないというふうに思いますので——予算の枠組みとい

う皆さんのこの構成は分かります。那覇港管理組合という話も分かりますが、やはり私が何度もこの議会で申し上げているのは、8対2ということで、これは那覇市さんは入っていないわけですね。諸般のいろいろな事情がありまして、ここでは申し上げませんが、その辺も勘案をして、これとは別で、やっぱり進められる部分は浦添市と県との事業ですから、その辺についてもしっかりと予算措置を進めていくということを期待をして質問をしているんですけど、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

県におきましても、浦添埠頭地区の整備につきまして、引き続き浦添市と連携し、予算措置に取り組んでまいります。

○島尻 忠明 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 やはりこの浦添市は代替施設を含めて——那覇港湾施設も。やはり市長をはじめ、苦渋の選択しているんですか、そういう思いで、今回那覇港湾計画改訂も受け入れているわけですから、その辺もしっかりと県としても——知事のほうからも答弁がありましたように、しっかりとこの那覇港湾施設に関しては、県と那覇市と浦添市と、しっかりとスクラムを組んで計画を進めていくという答弁をいただいておりますので、その辺もやはり浦添市の皆さんの気持ちもしっかり酌み取って、港湾計画改訂に20年かかりましたので、何とか前へ進めていただければと思います。知事の力強い答弁をいただきたい。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほども答弁をさせていただきました。浦添埠頭地区、交流・にぎわい空間については、今年度から環境アセスの手续などに着手するというように伺っておりますし、県といたしましても、この民港の整備を促進させるという意味では、那覇港湾計画においての浦添埠頭地区の物流空間の形成、交流・にぎわい空間などを位置づけているということについて、しっかりと事業が進められていくことは、やはり全体計画として必要であろうというように考えております。ぜひこの民港の整備の促進に向けて、引き続き連携して取り組んでまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 よろしく願いいたします。

次に2番目の、先ほど答弁がありました山羊消費供給安定化事業というのがあります。これは平成30年度から令和7年度ということで、国から8割の補助、そして県の負担が2割ということでやっている事業なんですけど、先ほど答弁で令和4年度からという話があったんですけど、これ事業期間が平成30年とありますけど、その期間はこういったことをしておりますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 この事業は、これまでヤギの飼養環境ですとか、飼料給餌方法とか、あと繁殖などの基礎的な管理技術に関する講習会を実施したりですとか、あと飼養管理技術の実証試験ということで、県内2か所で実施しております。また、優良ヤギの導入ということで、ボア種などの体型とか血統などが優れたヤギの導入の補助ということで実施をしてくれているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時32分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前門尚美 農林水産部長 優良ヤギの導入ということで、継続して引き続きやってきてまして、ちょっと繰り返しにはなるんですけども、優良ヤギを導入する場合の補助ですとか、あと給餌方法も試験場あたりで今研究していますので、その成果を現場に下ろして定着していくということで、やっているところであります。引き続き継続して、増頭に向けてこの事業を通してやっているところであります。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 ちなみに、この期間の総事業費って幾らですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時34分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 ちょっと事業費のほうは、ただいま持ち合わせてはいないんですけども、これまで——少し補足しますと、肥育マニュアルを作成したりですとか、あと経営する場合の経営技術の指標の策定ですとか、あとヤギ料理のレシピの作成など

を継続してやっているところです。産肉能力のほうも、畜産研究センターのほうでやっていまして、ボア種ですとかザーネン種をニュージーランドから導入して、この事業で実施しているところであります。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 これは農水省が出している資料を今、読んでいると思うんですけど、確かに肉2万トン前後をオーストラリア、ニュージーランドからというのがあります。ぜひ、国からも予算補助をいただいておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

それで家畜衛生の件なんですけど、先ほど部長がおっしゃったことに関しては、しっかりとヤギにも対応していただいているんですけど、ヤギ生産農家が一番困っているのは、先ほど病気とかいろんな話がありましたけど、診療に対しては、ヤギ生産農家に対しては、ヤギを診療したり、いろんなまた注射をしたりするには満額本人負担なんです。ですから、もちろんこれは農水省が出している指針にあって、共済会とかいろんな仕組みがあって、その制度の中ってことも理解をするんですけど、やはり我が沖縄県、ヤギは県産品でもあるし、本当に県民食でもあるというふうに言われておりますので、ぜひ生産農家の負担の軽減のためにも、国の制度では厳しいところがありますが、沖縄県として、この診療費に対しても軽減できるような措置をしていただきたいと思います。今はコロナも明けて観光客も県外の皆さんも、以前よりヤギを食べる機会が結構多いと思いますので、そういった診療とかいろんな面の負担軽減をすることは、安心・安全の食を届ける、そしてまた生産農家の安定にもつながると思いますけど、その制度に対して県として取り組んでいくことはできないのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

県のほうでは、牛とか豚、また鳥などの全畜種におきまして、治療費助成というのはちょっと現在対象にしていないところであります。ですので、また引き続きこの事業を通して適正な飼養管理、普及に基づく疾病予防ということで取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 皆さん農水部が出している資料にも、飼育農家っていうのは、肉用牛2225世帯とかある、また豚飼育農家226ですか、そしてヤギ農家も1129世帯あるんですけど、ただヤギは御案内のと

り、出産数が少ないもんですから、その部分でいくと厳しいんですけど、やっぱりそれなりの生産をしている方々がいますので、ぜひこれを検討していただいて、こういう診療体制を整えればしっかりと安心・安全な食の提供にもつながりますので、ぜひ取組方を——県独自として、県産品という思いでやっていたきたいと思います。ちなみに、知事は、ヤギは食しますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 以前は好きでよく食べておりました。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 ヤギは食べると元気になるということもありますので、ぜひヤギを食して元気に県政運営を頑張っていたきたいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島尻 忠明 議員 我が党関連についてですけど、農地制度につきまして、先ほど答弁で、権限委譲をしている皆さんとしっかり連携を組んで——その権限委譲しているのは、県内で何市町村ありますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時40分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

令和5年の9月末現在ということで、農地転用の許可に関する事務については、9市町村、権限委譲を行っております。具体的には、南城市、宮古島市、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、与那国町となっております。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 ちなみに、その権限委譲しているほかの市町村からの申請というのは、どのぐらいの割合がありますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

現在、権限委譲を要望している市町村は、この9市

町村以外はございません。

○島尻 忠明 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前門尚美 農林水産部長 件数については、ただいま手元に少し持ち合わせてございません。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 この件について、議員からいろいろな質問、質疑がありますが、やはり先ほど答弁ありましたように、権限委譲をすれば、その自治体である程度精査はできて、皆さんの負担も和らぐんじゃないかと思います。あとは、なかなか長期的になっているという指摘もあります。もちろん書類の不備もあると思いますが、その辺は権限委譲をしている自治体ともしっかりとお互いで連携をして、やっていただきたいというふうに思っております。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島尻 忠明 議員 次に、人材育成・教育行政についての関連です。

確かに、出入国在留管理庁からも28時間っていう趣旨も分かります。それで、昨今新聞等々でも——少子高齢化もありますが、いろいろな意味でなかなか人材確保が厳しいというのが新聞紙上にも出ております。そして特に、コロナが明けて、いろいろなインバウンドも含めて観光客が沖縄県に来ておまして、ホテル関係、飲食、いろいろな業種で人手不足が大変問題になっております。こういうことの一つの解決のためにも、少しこの辺は——今の時代と、この緩和措置を求めて要請書を出した時代とはちょっと違っていると思いますので、その点も含めて何らかの答弁がありましたように——いろいろな皆さんとの調整もしながらという答弁もありましたので、県としてどのように取り組まれていられるのか、どういう考えを持っているのか答弁をいただきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。先ほどの答弁では大変失礼いたしました。

今議員がおっしゃるように、県内の人手不足に関しましては、多くの課題を抱えているという状況は承知してございます。その中にありまして、この就労時間

の緩和に関する制限に関しましては、先ほどの答弁と重複しますが、学業と就業のバランスを考慮する必要があるという中で、やはり慎重に検討する必要があるというふうに考えてございます。

とは言いましても、やはり県としましては、その人手不足への対応というところの課題もございまして、今後国の動向を注視していくということと、あと県内における外国人留学生の状況を確認しながら、また企業が外国人労働者を雇用する上での課題、あるいは御意見等も聴取しながら、把握しながら、県としてどういう対応を取っていくべきかというところを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 よろしく願いいたします。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島尻 忠明 議員 続いて、我が党関連の4のほうに移ります。

先ほど答弁をいただきましたが、その中でもやはり私は、子供政策は、幅広い分野にわたると思いますが、知事の中で最も強化したい分野はどういったところでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 子供施策は、県が最重要政策の一つとして捉えております子供の貧困対策、それから新しい課題ではヤングケアラーの支援などをはじめとする、県としては全ての子供や子育て世代をそれぞれの成長のライフステージに応じて、しっかり支えていきたいと思っております。その場合には、市町村及び関係機関や関係団体と連携して、切れ目なく支援する幅広い取組が必要だと思っております。

我々沖縄県としては、社会の一番である子供たちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会をつくっていけるよう取り組んでまいりたいと思っておりますし、そして、子供の問題を取り上げるということと併せて家庭の問題、あるいはひとり親や特に女性の働き方の問題とも関わってきます。ですから、そういう様々な課題と連携してそれぞれにしっかりと目を向け、心を注いで、沖縄県として一つ一つの施策が充実していけるように取り組んでいきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 やはり知事がいつもおっしゃっ

ております、誰一人取り残さない、やはり沖縄は、子供は沖縄の宝ですということをいつもおっしゃっております。その中で、やはりそこには障害を持った皆さんもおります。国では最近、包摂社会という概念が提起されております。こういった意味でしょうか。こういった認識をされていますか、答弁を伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時48分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

様々な課題を抱えておられる方がいらっしゃいますが、その様々な課題に対して、切れ目なく、また全体として捉えながら支援を行っていく、そういった社会であるというふうに理解をしております。

○島尻 忠明 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時48分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻 忠明 議員 これ去年の10月に岸田内閣も所信表明の中で言っておりますので、その辺をぜひ参考にさせていただきたいと思っております。やはり、私が申し上げているこの障害者支援も含めて、いろんな意味でこの取組がなされていくのかということを確認だけさせてもらいたいんですけど、その辺を答弁をお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 社会を構成するあらゆる世代やあらゆる方々がそれぞれ参画をするという、そういう基本的な考え方からすると、例えば、障害のある人も一緒にこの社会で生きていくということがそれぞれの生きがいにつながっていく、いわゆるインクルーシブな社会をつくっていくということが包摂社会の一番肝要な部分であると思っております。

沖縄県もそのように誰一人取り残さないという社会には、インクルーシブ、包摂社会も含めた体制で取り組んでいけるよう進めてまいりたいと考えております。

○島尻 忠明 議員 ぜひ来年度以降、組織をさされますので、頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。



○赤嶺 昇 議長 20分間休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後4時11分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 皆さん、こんにちは。

自民党会派の仲里全孝でございます。

一般質問に入る前に、ちょっとお知らせしたいことがあります。明日6日から3日間、国頭村のフェアを開催しておりますので、ぜひ、知事、参加して盛り上げてほしいとお願いします。よろしく申し上げます。

休憩します。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時13分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○仲里 全孝 議員 早速、一般質問を行います。

まず、我が党関連からお願いします。

末松文信議員の代表質問の中で、3(1)イ、停電による被害状況と対策について、通告してありましたので。この件につきまして、停電時、毎回同じところが停電している。沖縄電力と調整するとのことであるが、これまで台風は何回も来ているが、対策としての沖縄電力との調整状況を伺う。よろしく申し上げます。

○照屋守之 副議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県では、これまで沖縄電力との意見交換におきましては、沖縄電力が台風予防対策として樹木等の接触到強い電線や、風の影響を受けにくい電線等への取替え、送電線路の2回線化等に取り組んでいることを確認してまいりました。一方で、議員御指摘の停電が多い地域の対策につきましては、停電発生の低減に向けた、今後意見交換の場におきまして、今後議論してまいりたいというふうに考えております。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、ぜひ取り組んでほしい。今回の停電で6日、長いところは7日停電して、これまで何回も各市町村から、これ北部市町村からも皆さんのほうに要望書が届いていると思います。むしろ皆さんのほうから、常日頃から、沖縄電力と調整して対策を講じるのがやっぱり県の役割ではないのかと思います。どうでしょうか。

○照屋守之 副議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

沖縄電力では、各電力設備につきまして、過去に発生した災害及び被害の実情等を把握し、必要に応じ適切な災害予防措置を行っており、具体的には樹木等の接触到強い電線等への取替えなどに取り組んでおります。停電の直接の原因としましては、主に電線への飛来物の絡みつきや樹木の接触到によるものとなっておりますが、地域によりましては、地理的特性でありますとか、あるいは土地利用の状況等により対応、あるいは対策が難しい場所があるというふうに聞いてございます。

ただ、停電は県民生活や経済活動に影響を与えることから、県としましては、停電発生の低減に向けた方策につきまして、沖縄電力と引き続き意見交換をしてまいりたいというふうに考えております。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 企業局にお伺いします。停電時、停電が原因で給水が止まったというふうに聞いていますが、内容を伺います。

○照屋守之 副議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

台風6号の影響で、企業局が管理します伊是名浄水場が8月1日から約102時間停電したことにより給水が停止しまして、740戸で断水が発生しております。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 私もそういうふうに伊是名のほうから報告を受けております。この対策、これからの取組、局長、どういうふうに考えていますか。

○照屋守之 副議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

企業局では、離島における給水を確保し、断水を防止するため、水道広域化を実施する離島8村に約3日分の給水量を貯留できる調整池を建設する方針となっております。伊是名村については、まだ建設が行われておりませんで、今年度建設工事に着手しまして、令和6年度末の完成を目指して取り組んでいく考えてございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 ぜひ、村と調整して早めに取組をよろしく申し上げます。

1、本部港湾施設の維持管理について、本部港湾施設は、物流・産業・教育・生活などの諸活動を支える社会基盤として、重要な役割を担っております。本県の持続的発展に向けて、大きな期待が寄せられています。下記のとおり、知事の考え方を伺う。

(1)、本部港旅客待合所のクーラー設備の修理状況を伺う。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

本部港本部地区の旅客待合所の空調設備については、整備後約17年が経過し、老朽化により稼働できない状況にあることから、更新も含め、早期修繕に向け取り組んでいるところであります。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、これ使用不能なんです。長い間、修理が進まない理由は何ですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 本部港の空調設備につきましては、数年前から一部に故障が発生していたものの、稼働している状態ではあったことから、最適な冷房機能には及ばないものの、使用を継続していたものと聞いております。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、これ6年前から、私、故障の報告を受けているの、6年前から。全然——今修理が、修理が終わってますよ、稼働した。また、使用不能になっていると。そういう状況なんですよね。これ、副知事、知事も、我々土木委員会も現場踏査しました。これ非常に深刻な問題だと思えますよ。どうですか。どういう対策をしますか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えします。

老朽化した空調設備の更新に当たりましては、まず部品の交換などにより、コストを低減しつつ、再稼働ができないかを検討しているところであります。著しい性能低下により、修繕では再稼働ができない場合や修繕に膨大な費用がかかる場合には、機器の更新を行うこととしております。更新等に必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、これ初期段階の問題なんです。もう6か年たっていますよ、これ。民泊も入るし、いろんな方が使用している。何回も県のほうには要望が届いていると思うんですよ。これも部長が言うのは初期段階。どういうふうにしますか。何が悪いんですかって。直してくださいよ。どうですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当該空調設備につきましては、修繕に向け取り組みますが、空調設備の修理が完了するまでの応急対策について検討しておりまして、修理が完了するまでの間は、関係町村と調整をいたしまして、暫定的に据置型のエアコンをレンタルして応急対応するなどの検討をしているところでござい

ます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 応急処置の話はもう前から聞いているんですよ。ぜひ、前向きに取り組んでくださいよ。使用不能ですよ、これ使用不能。6か年もかかって。どうですか、副知事。ぜひ、どうですか。副知事の意見をお願いします。

○照屋守之 副議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 土建部長から答えているように、今、調整はしているというふうには聞いております。ただ、スピード感を持って、利用者にとにかく影響がなるべく出ないような形で、本部町とも調整しながら進めていきたいと思えます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 ぜひよろしくをお願いします。

次に、和式から洋式トイレへの改修状況を伺います。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 本部港本部地区の旅客待合所トイレについては、女性用トイレ8基のうち2基、男性用トイレ4基のうち1基が和式となっております。洋式化につきましては利用状況を踏まえ、関係町村と協議を行い、検討してまいります。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 ぜひ本部町、そして伊江村と連携を図って、調整をして取り組んでください。お願いします。

副議長、休憩をお願いします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時23分休憩

午後4時24分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○仲里 全孝 議員 次に、台風6号で破損した岸壁の調査状況を伺います。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 台風6号によって被災した本部港本部地区のクルーズ対応岸壁については、目視調査を行ったところ、上部工のコンクリート亀裂などが確認されております。現在、打音検査などの詳細な調査を実施しているところでありまして、引き続き早期復旧に向け取り組んでまいります。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 (パネルを掲示) 部長、素朴な疑問なんですけれども、ここに真新しく岸壁新設を完了しております。黄色い線が引かれています。立入禁止のサインではないのかなと思うんですけれども、

この黄色い線ですね、この破線。アウトリガー禁止区域。ここに黄色い立入禁止のマークがあります。これは何ですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えします。

当該岸壁は張り出し式となっております、クレーンのアウトリガーをこの位置に設置いたしますと、構造上の不安定が懸念されることから、アウトリガーの張り出し位置としては、使用しないよう制限しているところでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 この当初の設計のとき、どこの提案ですか。誰の提案なんですか、これ。張り出し式というのは。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当該岸壁の設計につきましては、早急に整備ができるというところを主眼に検討し、このような張り出し式のほうが早急に整備が可能ということで、この工法を選定しております。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 いや、私が伺っているのは、これ設計をする場合に、これ県の要望でこうなっているんですか。既設の岸壁とは違いますよね。今、3メートル張り出し式になっているじゃないですか。これ、どこの提案ですか。誰の提案なんですか、これは。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 本施設の設計に当たりまして、設計を担当いたしました設計コンサルタントと、もしくは使用します港湾利用者等との調整を踏まえて工法を検討したものでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 当初のコンサル、設計時点でこういう黄色い線だとか、アウトリガー禁止だとか、人の出入り禁止だとか、これ設計に含んでいますか。含んでいましたか、これ。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 この写真の右下にある禁止につきましては、立入禁止ではなく、アウトリガーの設置禁止という意味でございまして、それも含めて設計をしているというところでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 ここで事故が起きた場合、瑕疵はどこにありますか。産業事故が起きた場合、瑕疵はどこにありますか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 事故の形態によって、そ

の点は検討されるべきものと思いますが、仮定の問題につきましては、答弁しかねるところでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、当初設計前に本部町から皆さんに、令和2年12月24日、令和2年ですよ。僕は質問取りのとき話しておりますから、町から要望書があったと思うんですよ。内容を教えてください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時28分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 申し訳ございません、要望書については、現在手元にはございません。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 副議長、休憩してください。持っていると思う。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時29分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 大変申し訳ございません、今、手元にはございません。

○仲里 全孝 議員 休憩してください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時30分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 大変失礼いたしました。

令和2年12月に本部町から北部土木事務所長宛てに、本部港本部地区岸壁整備計画の見直しについて要望を受けております。内容につきましては、大型クルーズ船に対応した岸壁が計画どおりに完了した場合、施設護岸との間に3メートルのずれが生じる。このことにつきまして、港湾機能の後退について懸念する内容となっております。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 何で部長、これあるのに。職員にも私、話したのに。何で答弁しないのか。

この平良本部町長に対して、皆さんからの回答はどうなっていますか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時31分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 この要請に対しまして直接回答はしていませんが、このようなずれが生じることにつきましては認識をしておりましたが、クルーズ岸壁の早期整備を進める観点からこのような設計をし、施工したところでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 皆さん、失礼だね。何で回答しないのか。正式文書で本部町役場の町長から、皆さん、3メートルのずれが生じると運用に支障がありますよと、その時点で皆さん、設計見直しをしていたら、こういう事故がなかったじゃないですか。そうじゃないですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当該施設の被災のメカニズムについては、現在調査中でございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 誰が調査していますか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 沖縄県北部土木事務所の委託を受けた設計コンサルタントでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 どこの設計コンサルタントですか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時34分休憩

午後4時34分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 その設計につきましては、当初当該施設の設計を受託しました土木設計コンサルタントが実施をしております。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 どこのコンサルタントですかかって私聞いているのに。何で、これは別に、受注されて公報されてるんだから、どこのコンサルタントですかかって聞いているんですよ。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

株式会社エコーでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 県内ですか、県外ですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 県内の設計コンサルタントでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 これ設計した方と、今調査をしている設計事務所は同じ設計事務所ですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 同じ会社でございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 これ、おかしいんじゃないですか。当初設計した、今から調査をしたら、設計、構造計算、どこに瑕疵があったのか、今調査するわけでしょう。同じようなところに調査させたら、これ、どこが瑕疵になるの。受けた業者が——施工した業者に瑕疵があるのか、設計業者に瑕疵があるのか。そうじゃないですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 繰り返しで恐縮でございますが、被災のメカニズムについては、現在調査中でございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 メカニズムとかその話を聞いてないですよ。こんなに事故が起きているのに、同じ設計会社に調査をさせるのはいかがなものかって聞いているんですよ、私が言っているのは。そうでしょう。皆さん、皆さんの答弁の中に、災害復旧の申請を進めていると答弁がありましたよね。災害復旧って言ったら原状復旧ですよ、原状復旧。何で災害復旧を申請しているのに、第三者機関に調査をさせているのか。おかしいと思わないですか。災害復旧、原状復旧なんですよ。何で査定させているのか。これも交付金出るんでしょう。災害復旧をそうやって申請しているのに、何で第三者機関にやっているのか。それも同じ設計業者に。それこそ危機管理ですよ、皆さん。また同じ事故が起きますよ。どうですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 被災のメカニズムについては調査中であり、現時点で瑕疵があるとは考えていないところでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 それは問うてません。部長、おかしいんじゃないですか。おかしいですよ。

休憩してください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○仲里 全孝 議員 副議長、次の質問に移ります。

去る6月、沖縄県庁の地下駐車場で有害性が指摘さ

れているP F O Sを含む泡消火剤が漏れ出したと報告がありましたが、知事の見解を伺う。これまで沖縄県の公共施設で漏出した件数を伺う。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 県管理施設における漏出件数は、現時点において、今回の件のほか、2件確認いたしました。

まず1件目は、平成27年度、本庁舎の地下1階駐車場で泡消火剤が誤放出されております。そして、2件目、今年の6月、首里城の首里杜館において、配管の取替え工事中に地下駐車場内へ漏出したことが確認されております。その他、県管理施設以外の公共施設等において、県が把握している漏出件数は4件となります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 これ、平成27年、首里城で今年6月にありました、ほか4件。これ調査されてますか。内容お願いします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時40分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 まず、県庁舎でございます。平成27年度に誤放出が発生したと申し上げました。たしか平成22年に、P F O Sを含まない泡消火剤のタンクの切替えをした、それでもP F O Sが含まれていないものと認識していた。そして、27年度に放出がされて、そのまま洗い流した。令和3年度に、令和4年の1月に調査をしたところ、配管内にまだ残留されているということが分かった次第でございます。したがって、平成27年度の漏出時点にあっては、P F O S等が残留されているという認識がなく、また記録も5年保存というところもあって、流出されたという点しか今分らない状況でございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 副議長、休憩してください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時42分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 首里城公園の首里杜館の消火設備の改修工事におきまして、令和5年6月に現場作業員が泡消火感知器に触れてしまい、区画された

工事エリア内の一部で泡消火剤の放出がございました。即座に流出対策を実施して回収作業を行い、外部への流出はございませんでした。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 これ、P F O Sですか。確認しましたか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当該施設は、P F O Sを含まない消火剤へ取替え済みでありましたが、P F O Sが残留している可能性も想定して回収作業を行っております。念のためサンプリング調査を実施したところ、配管内にP F O Sが残留しているということが分かりました。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、これP F O Sですよ。なぜ皆さん県民に公表しないんですか。何でしない。P F O Sは、沖縄県の最重要課題なんですよ。皆さんのトップ、沖縄県のトップの知事が、国連でも問題視しているんですよ。何で公表しない。そもそもが地下水にも掃除されているのか。完了されているのか、これ。何で公表しないのか。首里城の件。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 工事エリア内で発生した放出でございまして、即座に流出対策を実施し、回収を行っております。外部への流出がなかったことから公表をしております。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時44分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

繰り返しで恐縮でございますが、工事エリア内で発生した放出でございまして、即座に流出対策を実施して回収をし、外部への流出はなかったことから公表をしていないところでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、P F O Sは有害物質ですか。また業者のせいにするのか、今度は。有害物質ですか、P F O Sというのは。皆さんが指導して、こういうものを取替えるときに発生しましたと、県民に公表すべきでしょう。何で隠す。ほかの4件の詳細を教えてください。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 令和3年2月、航空自衛隊那覇基地、令和5年1月、コザ・ミュージックタウン駐車場、令和5年7月、那覇市総合福祉センター駐車

場、令和5年7月、市民協働プラザ駐車場、今把握している4件でございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 これ4件公表されていますよ。今の首里城のことは、初めて聞く、私は。これ公表されている。この4件に県が立会い、実態調査されましたか。

○照屋守之 副議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

まず、令和3年2月の航空自衛隊那覇基地につきましては、那覇市と我々県のほうでやっています、那覇市の区域につきましては那覇市のほうが管轄ですので、県のほうでは周辺の瀬長島のほうで調査を行っております。コザ・ミュージックタウンにつきましては、これは水質汚濁防止法の改正に基づきまして、事故時の流出の届出というのが義務づけられる前の事故でしたので、これについては水質汚濁防止法に基づく事故時の届出がないというような状況になっております。それから、那覇市の総合福祉センターのほうですけども、これについては水質汚濁防止法に基づく事故時のものが那覇市のほうに、これは8月に提出されているというような状況になっております。これについての検査は那覇市のほうで行われているという形になっております。それから、市民協働プラザ、令和5年7月のやつですけど、これについても那覇市のほうで調査が行われておきまして、水質汚濁防止法に基づく事故時の届出も同じ8月に提出されているというような状況になっております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 なぜ実態調査しないんですか、現場に行つて。有害物質なんですよ、PFOSというのは。皆さんのトップ、知事が、国連まで行ってPFOS問題を上げているんですよ。何で実態調査をしないのか。沖縄市のことはどうでもいいわけか。那覇市のことはどうでもいいわけか。久茂地川に流れたのはどういうふう回収するのか、皆さん。何で実態調査をしない。緊張感ないですよ。県庁を挙げてPFOSの対策をしないといけませんでしょう、部長。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 県管理施設の泡消火剤の保有水量は今、5920リッターとなっております。以前は1万リッター弱ございましたが、令和3年度、4年度で3650リッター除去したところでございます。今回の泡消火剤の流出事故を受けまして、まず本庁舎の地下駐車場、これの洗浄を行います、地下駐車場の配

管の延長が1万3000メートルに及びます。消火機能も維持しつつ、泡消火剤の洗浄もするというので、かなり難しい作業になってきますので、今担当課のほうで10月から3名増員をし、本庁舎だけではなく、県管理施設、そこを全て今の状況を把握した上で、PFOS以外の泡消火剤へ取り替えていくというのを進めていくというところでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、今の出している数字、ちょっと疑問があるんですけどね。1月には、今在庫量が4万8344リッターあるって言うんですけど、さっき部長の答弁、ちょっと数字おかしいんじゃないですか。4万8344リッター残っていると。これ、おかしいんじゃないのか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時52分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

2月の答弁だったかどうかは承知しておりませんが、4万8000というのは令和2年度に行われた、これは環境省で行われた調査におきまして、沖縄県の中におきます泡消火薬剤等の全国在庫量調査の結果として、沖縄県は4万8344リットルという形での数値が出ております。

以上です。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 休憩してください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時53分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

県有施設におきますPFOS等の保管量につきましては、令和3年9月の時点では、9施設におきまして9570リットル。それで、令和5年の2月時点におきまして、5施設で5920リットルというような状況になっております。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 この辺も、PFOSを管理しているのは皆さんだから、公表してくださいよ、全部、全て。去る3年間、コロナ対策、医療施設のほう毎年アップデートしていたじゃないですか。やってくださいよ、皆さんも。全然緊張感ないですよ。初めて

知ったんだよ、私。地下水から、スプリンクラーからP F O Sが漏れたって初めて知ったよ。貼り紙貼るべきじゃないか、ここに。全然管理していないよ。

次の(3)、P F O Sは国連でも取り上げられるほど問題になっているが、なぜ沖縄県はP F O S問題に取り組まないんですか。知事の考え方を伺う。

○照屋守之 副議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

P F O S等の問題につきましては、県におきましては、平成28年度に水道水源を除く県内の主要河川や地下水等につきまして、全県的なP F O S等調査を実施したところです。そしてその結果を踏まえまして、高濃度のP F O S等が検出された米軍基地周辺におきまして、平成29年度からP F O S等の水質調査を継続して実施できているところでございます。汚染源特定のため、基地内への立入り申請でありますとか、国、米軍への対策等の要請も行っております。令和元年には、国に対しまして、水質や土壌の基準値等の設定についても求めてきておりまして、令和2年に水質の暫定指針値が国において定められたところであります。

県としましては、また今年度からは新たに全県的な土壌調査を開始したところでありまして、環境調査、それから流出事故時の原因究明調査など、引き続きP F O S問題に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 P F O Sを含んでいるのはそれだけですか。県庁全体で、県域全体で、我々委員会でも確認してくださいよと。土壌検査でも与野党から、土壌検査をなさい、なさいと言っても、やっと始めているんですよ。河川も全部調べないといけませんよ、農家のほうにも行って。何で取り組まないのか。飲料水も全て。P F O S問題は、知事が掲げる最重要課題なんですよ。全然やらないじゃないですか、皆さん。言われて初めて、こちょこちょこちょ、こちょこちょこちょ、こんなしている。誰が信用するのか。いや、これ本当ですよ。土壌検査だって絶対やらない、最初は。与党からもあったじゃないですか。

あと1点だけ確認させてください。

皆さんの報告書の中、6月18日にP F O Sの誤作動で起こした泡消火剤の地下2階に関して、報告書の中に、泡消火剤が配管内に残っていましたと。どういふことですか、これ。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後4時58分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 令和3年度に、この配管の中に残留P F O Sがあるという情報があつて、令和4年の1月に調査をしたところ、配管内に残っていた。これについては、令和7年度以降の本庁舎の大規模改修時に配管を全部取り替えるということとしておつて、防火機能としてそのまま残していたという状況でございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 だから、そこに何で残っていたのかつて。私が聞いているのは、そこに——説明は分かるんだけど、何で配管内に残っていたのかつて聞いているわけ。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 P F O S等が含まれるタンクがあつて、これは平成22年に取り替えた。それで、全部消火剤は取り替えられたという認識であつたんですが、配管内には充填されて、P F O Sがいまだ残留し続けていたというところでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 検査しなかったんですか。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 そのときにはもう全部入れ替わつたという認識で、令和4年の1月になって検査をしたところ、残留していることが判明したというところでございます。

○照屋守之 副議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 それ、業者に瑕疵があるね。今の話を聞くと。取替え業者がやるべきものをやっていないんでしょう。本来、P F O Sを含んでいる配管を全て取り替えるはずだったんですけど、取り替えられていないということでしょう。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 タンクに泡消火剤が含まれていて、これと水が混合される、そして配管内に充填されているというところでございます。タンクを変えればこれが全部入れ替わるという認識であつたところ、ほかの施設でも同様なところがあつて、そこは配管の洗浄をしたという経緯もでございます。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後5時0分休憩

午後5時2分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○宮城 力 総務部長 平成22年度に入れ替えたんで

すが、火災時にはP F O S含有の消火剤も消火機能として使用が認められていたというところもあって、配管の洗浄とか、そういう交換はしていなかったと思われま

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時3分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 沖縄・自民党、石原朝子です。

よろしくお願いいたします。

この10月から次年度の保育所、おいおい、学童クラブ、放課後児童クラブの入所申込み時期が始まっているかと思

います。保護者にとっては、我が子が保育所入所、放課後児童クラブを利用可能かどうかによって就労可能が決ま

まっています。そのことを踏まえて、次の質問をさせていただきます。

(1)、保育所、放課後児童クラブ待機児童数と次年度待機児童数はどの程度解消されるのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたしま

す。

令和5年4月1日時点における保育所の待機児童数は411名と、前年度から28名減少して

おりますが、横ばいという状況が続いております。

県としましては、引き続き各市町村との連携を強化し待機児童の早期解消に取

組んでまいります。

また、令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの待機児童数は665人と、令和3年度から121人減少

しておりますが、依然として高止まりという状況が続いております。

放課後児童クラブは、コロナ禍収束後の社会経済活動の再開に伴い

まして、就業者数が増加をしていると。それを背景に今後もさらなる利用ニ

ーズの高まりが見込まれております。

県としましては、市町村におけるクラブの整備を支援し、受皿の拡充

及び待機児童の解消に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 保育所のほうに関しましては、施設整備のほうは、今年度事業

としてはどの程度増やすことができましたでしょうか。そして、学童クラブ

のほうも施設整備は、次年度に向けての取組ですけれども。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時6分休憩

午後5時8分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたしま

す。

放課後児童クラブにつきましては、令和5年度内に前年度からの繰越分も

含めてでございますが、5か所の完成を見込んでいるところでござ

います。令和5年度末時点で、全体で63か所の施設整備を見込んでい

るところでございます。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 箇所数……はい、どうぞ。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 失礼いたしました。

今年度中に完成予定が5か所で、先ほど63か所と

申しあげましたのが、放課後児童クラブ支援の強化事業を活用した累

計の数字が63か所ということござ

いました。5年度中は、児童クラブについては5か所

ということになります。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 部長、定数はどの程度の人数、

受入れになりますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時9分休憩

午後5時9分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 学童クラブにつ

きましては、1支援単位で約40人ということになって

おりまして、1支援単位とすると、5施設で約200名

ということになります。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 分かりました。200の受皿を、

人数拡充を図った。それでもやっぱり、待機児童の解消はちょっと

難しい状況ですね。県はこれまで学校の施設や自治会などの公的

施設を利用して、施設整備をしているかと思うんですけども、この

公的施設を利用された施設数というのは、増えている状況でし

ょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 平成24年度から

沖縄振興特別推進交付金を活用しまして、放課後クラブの整備を行

ってまいりました。令和4年度まで市町村が実施する公的施設活用

クラブで58か所の整備を実施してきたところでござ

います。これによりまして、県内全域による公的施設活用クラブの

設置数は、平成



25年度の143か所から令和4年度の203か所と60か所の増加となっております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 やはり、増えておりますけれども、できれば保護者としましては、学校施設内の近隣、近くの隣接する施設等が、やっぱり安心・安全な送り迎えもできますし、学校施設の利用状況はどうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

令和4年5月1日現在の放課後児童クラブ数は584か所となっておりますが、そのうち小学校内にクラブ専用施設を設置したものが66か所となっております。また空き教室を活用したものが23か所。幼稚園施設を活用したものが6か所となっております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 県としては、これからも学校施設に隣接する施設を活用していくおつもりでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 学校施設内の活用というのは、やはり移動が少ないということ、それから非常に安全だということで、県としましても推進をしていきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 すみません。教育長。今の答弁を聞いて、学童クラブの件ですけれども、学校施設内のほうで、施設整備については前向きに協力していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

学校施設の開放につきましては、平成30年度から国が策定しました新・放課後子ども総合プランにおいて、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、また連携して実施することが推進されておまして、学校施設を積極的に活用するよう市町村に周知を図っているところであります。今後とも、放課後の子供の居場所については、学校施設の一層の活用促進について市町村と連携して取り組んでいきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 教育長、ぜひこのことは各市町村の教育委員会にでも指導のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、(2)と(3)は内容的には一緒だと思いますので、保育士の処遇、労働環境は改善されているのか伺う。

(3)、保育士の平均給与額は、全国と比較してどの程度なのか伺う。

この質問をするのは、処遇改善をこれまでやってきているというふうに部長はおっしゃいますけれども、働いている保育士さんからの声として、相談は、全くその処遇が改善されている実感がないという声が聞かれますけれども、そこら辺も踏まえた答弁のほど、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

令和4年の賃金構造基本統計調査によりますと、本県保育士の月額平均給与は22万8100円となっております。子ども・子育て支援制度開始以前の平成26年度の平均月額給与18万1500円と比べますと、4万6600円、率にして約26%の増額となっております。また、同じ調査で、沖縄県の保育士の平均給与月額は22万8100円、先ほども申し上げました額でございますが、全国の26万6800円と比較しまして3万8700円低いということになっております。やはり処遇、保育士の確保というものについては処遇を改善していくということが非常に重要であると考えております。1人当たり3%の加算であるとか、キャリアアップ研修による加算とかそういうことが実施をされておりますけれども、それについてしっかり加算がされるように市町村と共に確認をしまいたいと思います。

また、県においても保育士の正規雇用化への支援や、また負担を軽減するための取組というのも進めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 部長、今平均22万8100円とおっしゃっていましたが、現場で働く保育士さん、県内たくさんおりますけれど、全くこの処遇改善、3%加算されているとか、そういった給与面の実感がないと。この処遇改善をするに当たり、各法人におきましては、各保育園によって給料表が若干違っているかと思っておりますけれども、そういったチェックは、どちらでどのようにやっているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 処遇改善加算が保

育士の給与に確実に充てられているかということにつきましては、各市町村において施設ごとに保育士一人一人の賃金総額であるとか、改善額を報告を出してもらって確認をしているというところでございます。

また県においては、指導監査におきまして、各職員の給与等について確認をして給与規程に沿った格付けになっているのか、また金額になっているのかということを確認をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 部長、この給与規程というのは各法人によって違いがありますか。それとも国の指針を基にやっているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 給与規程というのは、各事業所ごとに定められているものでございます。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 では、その指導監査のときに、やはり県内の平均給与、保育士の給与状況なんかを見せていただいて、指導に当たっていただきたいと思っておりますし、また保育士が、そういった処遇改善で疑問点を感じる場合の相談先というのは県のほうではありますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時19分休憩

午後5時19分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 先ほど申し上げましたとおり、指導監査において、給与表の確認、また格付けがこの経験等に見合った形になっているのかということについては、しっかり確認をしまいたいと思っております。また、この処遇を含め、沖縄県保育士・保育所総合センターという事業実施をしております。その中で社会保険労務士が、保育所に出向きまして処遇改善、労働環境の改善といったところについて助言をするというようなことを実施をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 ぜひ部長、そのことは重点的にチェックをしてもらうように、市町村のほうで、担当のほうでやっていくかと思っておりますけれども、そこら辺もやっぱり保育士が確保できなければ待機児童の解消もできませんので、ぜひそこら辺を重点的に県としても指導していただきたいと思っております。よろしく

お願いします。

(4)に入ります。放課後児童クラブや児童館で働く職員資格要件と県内における平均給与額は、全国と比較してどの程度なのか伺います。これ質問の仕方、ちょっと漏れていたところもあるかと思っておりますけれども、児童館、学童クラブなどは非常勤で働いている職員も多いかと思っておりますけれども、この非常勤の職員の声として、児童館などでは子供の貧困の居場所なども支援する役割も担っていると思っておりますけれども、この支援する職員が、我々のほうが貧困家庭に陥りそうな賃金、給与体系だというお話をされておりました。そこら辺の実態は、どういうふうには捉えておりますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

令和4年の賃金構造基本統計調査結果で、厚生労働省のほう公表しております沖縄県の放課後児童クラブの指導員の平均年収は、308万円と、全国の381万9000円と比較しまして73万9000円低いという状況でございます。児童館職員の給与については、関連するデータがないために把握ができておりません。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 部長、ぜひともこの児童館。やはり児童館は0歳～18歳まで、小・中・高、利用できる施設でありますし、やはり子供の貧困、子供の居場所、青少年健全育成では必要な施設だと思っております。そこで働いている先生方、支援員のその実態、処遇面を県内全体調査していただいて、改善に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますけど、そこら辺どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 児童館の運営、または設置につきましては、地域の実情において市町村が実施していくものではございますが、県としましては子供が安全・安心に過ごせる居場所の確保は大変重要であると考えておりますので、市町村と連携して児童が健全に育成される環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 ありがとうございます。ぜひ実態調査のほどしていただきたいと思っております。

そして、次5番に入ります。障害のある帰国・外国人幼児、児童生徒の保育所や放課後等デイサービス利用状況を伺います。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 保育所や放課後等デイサービスなどの児童福祉法に基づく事業につきましては、国籍にかかわらず利用することが可能になっておりますが、国籍別の利用状況というのは把握はしておりません。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 この施設の利用に関しましては、各市町村の住民課あたりのほうで、児童家庭課あたりのほうで、しっかりとこの周知をできるように県のほうから助言していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 この障害を抱えた外国人等につきまして、今行っている支援でございますけれども、保育士においては、通訳としての保育士支援者の配置であるとか、翻訳機器の購入支援の補助など、外国籍の子供たちの円滑な保育利用の支援をしているところでございます。また、障害のある外国人幼児等の対応につきましては、一部の放課後等デイサービス事業所においては、多言語対応が可能な従業員を配置する、雇用するなどの対応が行われているというふうに承知をしております。引き続き市町村と連携をしまして、多様なニーズを抱えた保護者や子供たちの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 部長、今施設整備、整っている施設があるということでしたけれども、何か所で、差し支えなければ市町村も教えていただきたいと思っておりますけれども。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 放課後等デイサービス事業におきましては、今把握している限りでございますが、3市で実施しているのを確認をしているところでございます。うるま市においては、英会話ができる従業員を雇用をしているということ、それから沖縄市では、ブラジル語での会話ができる従業員がいらっしゃるということ聞いております。那覇市では、ネパール語での会話ができる従業員を雇用をしているということ聞いております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 今3市ですけれども、今後またどんどん増えてくるかと思っておりますので、そこら辺は市町村も、まだやっていない市町村も体制づくりに向けて取り組めるように、県のほうで指導をしていただきたいと思っております。

(6)、児童福祉施設等に勤務する職員による児童生

徒への虐待や性暴力等の防止・対応について伺います。

これ先日、児童相談所の元職員による強制わいせつ事件、刑が確定されましたけれども、再発防止策を10月までに策定するということでしたけれども、策定状況はどうなっているのかということもまた説明、答弁をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 今年度、発覚しました元児童相談所職員による児童への強制わいせつ事件に関しましては、現在、外部有識者の意見を取り入れました再発防止案を取りまとめているところでございます。今月中には社会福祉審議会へ諮問をするという今、段階になっているところでございます。防止や対応についてというところでございますが、このような事件を起こした場合には、例えば社会福祉士につきましては禁錮以上の刑に処せられた場合には、社会福祉法及び介護福祉法に基づきまして、登録の取消しが定められているところでございます。また、児童生徒に対し性暴力等を行った保育士につきましては、令和4年の児童福祉法の改正によりまして、登録取消しや再登録の制限といった資格管理の厳格化が規定されてきて、今年4月1日から施行されたところでございます。

県としては、市町村にしっかりと周知を図っているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 国から保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的指針が通知され、それを各市町村、各関係機関に、保育士の免許、資格を取る学校等にも、こういった通知文を漏れなく周知していただきたいと思っております。そういうこともありますけれども、もう一度確認ですけれども、保育士の場合は、もしこういった事件を起こした場合は、この保育士の資格が剥奪されるということでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 先ほど国のほうから指針が示されたというふうに、議員のほうからもおっしゃられていましたけれども、児童福祉法の改正に基づくものでございます。わいせつ行為を行ったと認められる場合につきましては、登録の取消または再登録が制限されるというような取扱いになっております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 今回そういった通知文が出て、対応されるということですのでけれども、児童相談所にお

いて一時保護した際の、そういった職員体制というのは、そういった虐待とかそういうことが起きないようにしっかりとした体制づくりは整っているのでしょうか。これは再発防止の策の中にも入ってくるかと思えますけれども、現状はどういう状況でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 児童福祉法によりまして、施設職員は被措置児童等の虐待、その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為はしてはならないこと、それから施設内で虐待を受けたと思われる児童を発見したときは通告をするということが規定をされているところでございます。これに基づいて、施設内で虐待等があった場合には、県のほうに、本庁のほうに通告がなされ、社会福祉審議会で措置等について検討がなされるというような体制になっております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 児童相談所以外の施設の話ですけれども、児童相談所内にあるこの一時保護施設の中はこういった体制になっていますか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 今申し上げました児童福祉法に基づく措置というのは、一時保護所、それからその他の児童養護施設含め、同様な取決めになっております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 分かりました。ありがとうございます。ぜひ再発防止策を早めに出していただいて、周知徹底をしていただきたいと思います。

では、2番の教育行政に入ります。

(1)、帰国・外国人幼児、児童生徒等教育推進の取組の現状と課題についてお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

令和4年度の文部科学省調査によると、県内小中学校に在籍する外国籍の児童生徒の数は、607名となっております。県教育委員会では、市町村立小中学校に令和5年度は18名の日本語指導教員を配置しており、市町村によっては独自に配置しているところもあります。また、文部科学省が作成した外国人児童生徒受入れの手引き等に基づき、学校支援を行っております。課題としましては、日本語指導教員の指導力向上や指導体制のさらなる充実が上げられます。今後とも市町村教育委員会及び関係機関と連携を図り、継続的な支援に努めてまいります。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 教育長、独自に市町村で配置をされている、その対応をされている市町村というのはどこの市町村でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

県教育委員会において、令和5年度現在、把握している市町村であります。うるま市、沖縄市、北谷町、恩納村、那覇市、浦添市でございます。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 (2)、特別支援学校での外国語教育及び国際理解教育の取組を伺います。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

特別支援学校における外国語教育については、学習指導要領に基づき教育課程を編成し、障害の状態や特性に応じた授業を行うとともに、ALTの積極的な活用やICTの効果的な利用による教育活動を実施しております。国際理解教育につきましては、各教科、道徳、特別活動等学校の教育活動全体を通じた取組やJICAとの交流を計画するなど、異文化への理解や協調していく態度の育成に努めております。

県教育委員会としましては、引き続き、諸外国の言語や文化等を学び、豊かな心情を育む教育に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 教育長、豊かな国際理解を——いいんですけれども、私は特別支援学校で、肢体、体の不自由な方であっても、英語の言語能力を高めることによって、仕事の分野が増えていくのでは、可能性があるのではないかと考えております。そこら辺はALTも重点的に配置をしていただけないかと思って、今回質問しました。やはりこの障害を持っているからといって、私たちのほうで世界観を広げてあげる環境づくり、教育の環境は必要じゃないかと思ったものですから、ALTをぜひとも特別支援学校に重点的に配置をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

特別支援学校におけるALTの配置の状況につきましては、県立特別支援学校22校中、分校を除く全21校に19名が配置をされております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

(3)、今回、薬物乱用防止による緊急アピールにつ

いて出されておりますけれども、これを踏まえて県教育委員会としては、これまでの取組と今後さらなる取組というのはどういったものがあるでしょうか。お伺いします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

沖縄県社会教育関係団体等連絡会では、中学生の大麻所持による逮捕事案を受け、薬物乱用防止緊急アピールを実施しております。また県教育委員会では、公立小中学校の緊急校長会を開催し薬物乱用の低年齢化に対する危機感を共有するとともに、学校においては特設事業を緊急に実施いたしました。引き続き、学校、PTA連合会等の社会教育団体、県警等と連携を図り、児童生徒の薬物乱用防止に向け、一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 ぜひ今後ともやっぱり子供たちのためにも、教育環境、教育現場で、重点的に取り組んでいただきたいと思います。

(4)、僻地の小中学校の学校経営、学級経営、学習指導、生徒指導上の諸問題の解決の対応状況について伺います。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えいたします。

県教育委員会では、これまで僻地校への支援としまして、授業改善、学校改善を支援する学校訪問や僻地教育の課題に対応する研修等を実施してまいりました。また県教育委員会が主催する僻地教育研究大会を毎年開催し、実践発表や協議を行っております。近年では、ウェブ会議ツール等を活用したオンライン研修会や教科等、教員が自校にいながら参加できる取組も広がってきており、今後とも市町村教育委員会と連携し、僻地校の支援の充実を図ってまいります。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 教育長、今回離島のほうに行っただけですけれども、離島の教育長のほうから、やはり学校現場の先生たちの不安解消の意味でも、指導主事の訪問等の回数を増やしてほしいという御要望がありましたけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 やはり、しっかりと指導主事が僻地を訪問しまして、学校の課題を把握し、教育改善、学校と一緒に取り組んでいくことは重要であると思いますので、各教育事務所、教育委員会と連携をして、また検討していきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 教職員の未配置数なんですけど、離島も含めた上での今の現状、未配置人数は何人になっておりますか。そして解決に向けてどういった取組をされているかを答弁お願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

離島僻地を含む、令和5年9月時点の公立学校における教員未配置は80名となっております。この未配置につきましては、市町村教育委員会、教育事務所、県教育委員会が連携をしまして、人材の確保に努めているところであります。様々な取組を行っているところであります。これまで御紹介いたしましたパーティーチャーターセミナー等、また最近では、県外の移住相談会も参加しております。県外への取組も広げておりまして、しっかりと様々な取組を通して、教員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 では3番、海外事務所等の管理運営事業についてお伺いします。

海外事務所の活動概要と実績と効果を伺います。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

商工労働部が所管する海外事務所では、経済、貿易情報の収集・提供、県産品の販路拡大、県内企業等の現地活動支援、観光誘客、企業誘致などの活動に取り組んでいます。その結果、複数の県産品が定番化するなど、沖縄からの輸出が増加したことや航空路線の運航が再開され、外国人観光客の回復が見られることなどは、活動の実績と捉えております。

また事務所の活動を通して、文化や学術を含む多面的な交流が活性化されることは、相互理解の醸成につながっていると考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 海外事務所の箇所数は何か所あって、それぞれの事務所に職員は何人配置されておりますでしょうか。県職員ですけれども。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県の海外事務所は北京、上海、香港、台湾、シンガポール、そしてソウルの6か所、それと中国福建省に福州駐在所を設置してございます。それぞれ申し上げますと、台北のほうが所長、現地スタッフ合わせまして5名、香港のほうが合計4名、上海のほうが合計3名、北京のほうが合計3名、シンガポールが合計4名、ソウルが合計4名、福州駐在所に2名、それら全て合わせますと所長、現地スタッフ合わせまして総数

で25名ということになってございます。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 この海外事務所の人件費等の予算等は、総額で幾らぐらいになりますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後5時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

人件費を含めた海外事務所にかかる総額、令和5年度の当初予算で申し上げますと、2億5962万円ということになってございます。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 もう1つ、海外駐在員、委託されていると思いますけれども、その5か所ですか。

その委託予算額は。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

海外における経済情報等の収集や県の事業等に関する支援を目的としまして、フランス、オーストラリア、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピンに合計6名の委託駐在員を配置しております。その委託料につきましては、月に4日または8日程度の活動に要する人件費及び活動経費等を計上しております。令和5年度の当初予算額で申し上げますと726万円となっております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 今回、この海外事務所等の管理運営事業は、円安ともありまして物価高でもあります。次年度は予算は増額になる予定でしょうか。特に人件費あたりですね。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

次年度、令和6年度の予算につきましては、これから調整を進めていくということになりますけれども、現状の円安に対応できる形で予算を計上して積算していくということと考えております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 ぜひやはり県内の物価状況と外国での物価状況、全く違いますので、そこら辺は加味した上での人件費の予算の取り方をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次、我が党の代表質問との関連について、末松文信議員のですけれども、(1)、次年度の沖縄関係予算について、令和6年度概算要求は2920億円で3000億円を下回るようですけれども、私が心配しているのは、報得川河川の改修工事、あと国道507号八重瀬町内の拡幅工事や津嘉山自動車学校から那覇糸満線の事業化なんですね。

現在の取組状況と、次年度の事業実施に影響があるのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後5時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

報得川におきましては、令和5年度当初予算として9000万円を計上し、与那城橋付近の護岸整備を行っております。国道507号八重瀬道路は約1億5000万円を計上し、東風平交差点付近の工事及び用地取得を行うこととしております。また国道507号旧道区間については、事業中区間の進捗を踏まえ検討してまいります。

県としては、引き続き事業予算の確保に努めるとともに、関係市町村と連携を図りながら、事業推進に向け取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時46分休憩

午後5時46分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほどの、3(1)の海外事務所等管理運営事業についての答弁で、管理運営事業については商工労働部が所管して、今、商工労働部長が答弁していたところなんですけれども、そのほかに我々、知事公室のほうで所管しているワシントン駐在がでございます。駐在事務所がございまして、ワシントン駐在事務所には、職員が2名と現地スタッフが2名駐在しているというところでございます。すみません。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 それに関連しまして、次年度そ

の職員の処遇面は、こういった状況で取り組んでまいりますか。現状の予算で確保していくのでしょうか。今、円安で物価高で、どういう状況で仕事ができますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時47分休憩

午後5時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 失礼いたしました。

今年度につきましては、物価高等の状況を見ながら少し検討したいというふうに考えております。次年度につきましては、これから予算要求がありますので、その中で対応していくということになります。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 ワシントンであれば、本当に物価は沖縄県と大分違いますので、そこら辺は加味した上で職員を配置したのであれば、職員がモチベーションを上げて働ける環境づくりは、ぜひとも整えてほしいなと思います。

休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○石原 朝子 議員 我が党の代表質問に関連して、末松文信議員の離島や僻地における医療体制の確保についてということなんですけれども、先日離島のほうに行ったときに、専門医派遣巡回診療の実施回数が、予算確保が難しく減らされそうであるけれども、とても大変心配をしておりました。現状はどうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 専門医の先生を離島の診療所に派遣して、巡回診療をしていただくという事業を行っているところであります。今年度は20の離島診療所を対象として、眼科、耳鼻科、整形外科、皮膚科を開設しております。

令和4年度の実績ですけれども、派遣した日数が96日、それから受診者数が1192名となっているところで、今後も引き続き事業の拡充に努めているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 確認しますけれども、今年度の事業、予定どおり実施はされるわけですね。離島のほうの。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

今年度はまだ計画の数字しかございませんけれども、予算規模あるいは派遣する診療所等についてはほぼ同じでございますけれども、日数については派遣される先生方との調整がありますので、その中で定まっていこうというふうに考えています。予算的には同じ額で対応しているところです。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 すみません、診療科目もできれば教えていただければ——答弁いただけますか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

診療科目は、眼科、それから耳鼻咽喉科、それから整形外科、皮膚科というところの先生方を、今巡回をさせていただいております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 分かりました。ぜひ、当初予定したとおりに離島のほうを巡回していただきたいと思っております。大変、不安がっておりましたので。

続きまして、仲村家治議員の質問の中で、給食費の無償化について。教育長の答弁で今年度は7月から8月に、保護者アンケートや市町村との意見交換を実施したとのことでありましたが、アンケートの実施方法や回収処理状況と、市町村との意見交換での主な意見をお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

県教育委員会では、7月から8月にかけて、県内小中学校児童生徒全員の保護者、推計約9万世帯を対象にアンケートを実施いたしました。回答数は約2万件で回収率は約22%となっており、現在委託業者により集計が行われているところであります。

また市町村との意見交換において、市町村における実施体制の整備に時間を要するため、制度等の早めの周知や事務処理に係る負担軽減等についての意見がございました。今後それらを踏まえ、制度設計について取り組んでまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 市町村の要望としては、取り組んでほしいという要望が多かったのでしょうか。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 市町村の意見としましては、県としての給食費の無償化についての我々の意見交換ではありますので、当然市町村からはそういう要望が多

いというふうには認識をしております。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 教育委員会も本当に大変でしょうけれども、ぜひとも前向きに着々と事業化に向けて、取り組んでいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、末松文信議員のものでちょっと飛ばしたものがあつたので、県内製糖工場の現状について。工場建て替えが必要とされるゆがふ製糖工場、北大東製糖工場、石垣製糖工場については、具体的に取り組んでいきたいとのことでありますが、これまでの取組と今後の計画等を答弁お願いします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

サトウキビは本県農業の基幹作物であり、特に離島地域においては製糖業を通して雇用の確保等地域経済を支える重要な作物であることから、製糖工場の老朽化対策の緊急性は高いと認識しております。

一方、工場建て替えについては建設費用が多額になることに加え、事業実施主体の費用負担ですとか、あ

と、財政確保が大きな課題となっております。

県としましては、工場の老朽化の現状も踏まえ工場整備に係る早期の課題解決に向け、引き続き国や市町村等関係機関と検討を進めてまいります。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○石原 朝子 議員 部長、離島におきましては、サトウキビを一番のなりわいとして別の産業がございませんので、やはり生活していく上ではぜひとも必要な工場だと思っておりますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明6日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時57分散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

副 議 長 照 屋 守 之

会議録署名議員 大 城 憲 幸

会議録署名議員 瑞 慶 覧 功



令和5年10月6日

令和5年  
第3回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第6号）



令和5年  
第3回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年10月6日（金曜日）午前10時開議

## 議事日程第6号

令和5年10月6日（金曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号まで（質疑）

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号まで

甲第5号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県ふるさと寄附金基金条例

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第7号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第8号議案 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第9号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第10号議案 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第11号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第12号議案 農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第13号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について

乙第14号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

乙第15号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第1号 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

認定第2号 令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

認定第3号 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

認定第4号 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

### 出席議員（48名）

44番	赤嶺昇	議長	8番	小渡良太郎	議員
30番	照屋守之	副議長	9番	新垣淑豊	議員
1番	次呂久成	議員	10番	島尻忠明	議員
2番	喜友名智子	議員	11番	仲里全孝	議員
3番	島袋恵祐	議員	12番	上原快佐	議員
4番	玉城健一郎	議員	13番	新垣光栄	議員
5番	上里善清	議員	14番	國仲昌二	議員
6番	大城憲幸	議員	15番	瀬長美佐雄	議員
7番	上原章	議員	16番	山里将雄	議員

17 番	当 山 勝 利	議員	33 番	大 浜 一 郎	議員
18 番	當 間 盛 夫	議員	34 番	吳 屋 宏	議員
19 番	金 城 勉	議員	35 番	花 城 大 輔	議員
20 番	新 垣 新	議員	36 番	又 吉 清 義	議員
21 番	下 地 康 教	議員	37 番	仲宗根 悟	議員
22 番	石 原 朝 子	議員	38 番	崎 山 嗣 幸	議員
23 番	仲 村 家 治	議員	39 番	玉 城 ノブ子	議員
24 番	平 良 昭 一	議員	40 番	西 銘 純 恵	議員
25 番	仲 村 未 央	議員	41 番	渡久地 修	議員
26 番	玉 城 武 光	議員	42 番	瑞慶覧 功	議員
27 番	比 嘉 瑞 己	議員	43 番	比 嘉 京 子	議員
28 番	照 屋 大 河	議員	45 番	末 松 文 信	議員
29 番	山 内 末 子	議員	46 番	島 袋 大	議員
31 番	西 銘 啓史郎	議員	47 番	中 川 京 貴	議員
32 番	座 波 一	議員	48 番	仲 田 弘 毅	議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉 城 デニー	知 事	宮 城 嗣 吉	文化観光スポーツ部長
照 屋 義 実	副 知 事	前 川 智 宏	土 木 建 築 部 長
池 田 竹 州	副 知 事	松 田 了	企 業 局 長
島 袋 芳 敬	政 策 調 整 監	本 竹 秀 光	病 院 事 業 局 長
溜 政 仁	知 事 公 室 長	名渡山 晶 子	会 計 管 理 者
宮 城 力	総 務 部 長	金 城 康 司	総 務 部 財 政 統 括 監
金 城 敦	企 画 部 長	半 嶺 満	教 育 長
多良間 一 弘	環 境 部 長	鎌 谷 陽 之	警 察 本 部 長
宮 平 道 子	子 ども 生 活 福 祉 部 長	下 地 誠	労 働 委 員 会 事 務 局 長
糸 数 公	保 健 医 療 部 長	茂 太 強	人 事 委 員 会 事 務 局 長
前 門 尚 美	農 林 水 産 部 長	安 慶 名 均	代 表 監 査 委 員
松 永 享	商 工 労 働 部 長		

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

山 城 貴 子	議 会 事 務 局 長	儀 間 俊 江	課 長 補 佐
前 田 敦	次 長	宮 城 亮	主 幹
中 村 守	議 事 課 長	比 嘉 太 一	主 任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大浜一郎議員。

[大浜一郎 議員登壇]

○大浜 一郎 議員 ケーラネーラ ミシャーロール  
ンネーラ。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、中国訪問時及び中国総領事との面談時に尖閣諸島領海侵入事案に触れない理由についてお伺いします。

(2)、中国が発表した新地図に、尖閣諸島を中国領土として中国独自の呼称で表記したことに対する知事の認識をお伺いします。

2、国民保護計画について。

(1)、図上訓練から得た離島住民等の保護、避難等の課題整理と対処すべき重点課題についてお伺いしま

す。

(2)、竹富町等点在する島から成る自治体への危機管理、伝達体制の整備についてお伺いします。

3、八重山地域の課題について。

(1)、石垣市のリゾート施設を含むゴルフ場建設に関する諸手続の現況についてお伺いします。

(2)、石垣市の農業振興地域整備計画変更手続の迅速な対応、要望への対処についてお伺いします。

(3)、八重山医療体制充実のために旧八重山病院跡地へ民間病院の移設を求める地域の要望についてお伺いします。

(4)、石垣空港駐車場における無料時間設定についての県の対応についてお伺いします。

(5)、第一航空が予定している石垣－波照間・多良間便就航への県の総合的支援方針についてお伺いします。

(6)、竹富町民の船賃への燃料油価格変動調整金（サーチャージ）加算料金分の新たな支援制度を求める要請についてお伺いします。

(7)、西表島における経年の課題である携帯電話等電波不感地帯への対応についてお伺いします。

(8)、与那国町の農業生産額が5年前と比べて半減し、1次産業崩壊の危機に面している。県の離島産業振興対策についてお伺いします。

(9)、与那国町比川地区へ政府が港湾新設を検討し、自治体との調整により特定重要拠点空港・港湾（仮称）に指定するとの方針への県の対応についてお伺いします。

(10)、与那国町田原川整備の進捗状況についてお伺いします。

4、我が党の代表質問との関連については、予定をしておりましたが、昨日までの答弁以上のものは期待できないので取り下げます。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)、中国関係者との面談についてお答えいたします。

沖縄県としては、領土、領海など国の主権に関わる問題は、一義的には政府間において解決されるべきものと考えております。尖閣諸島をめぐる問題については、日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防

ぎ、不測の事態の発生を回避するなど、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、解決に取り組むことが望ましいと考えております。

沖縄県としては、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが、外交を補完する意味で沖縄県の役割と考え、観光、経済、文化的交流などといった友好的な関係を基盤とした様々な交流を進めております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(2)、中国が発表した地図についてお答えいたします。

去る8月下旬に中国政府が発表した地図において、我が国固有の領土である尖閣諸島について、中国側の独自の主張に基づく表記が確認されたとの報道は承知しております。日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しているとの立場を取っております。また、平成26年の日中関係改善に向けた話合いにおいて、双方は尖閣諸島等において、近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて不測の事態の発生を回避することで意見が一致したとされております。

県としましては、日本政府の見解を支持するものであります。

2、国民保護計画についての中の(1)、離島住民避難に関する課題についてお答えいたします。

去る3月17日に実施した国民保護図上訓練では、離島からの避難手段が航空機や船舶に限られる中での輸送力の最大化や、継続医療が必要な方など要配慮者の避難をはじめ、様々な課題を確認したところです。令和5年度においては、特に輸送力確保の具体化及び要配慮者の避難を重点課題として、国、市町村、航空会社や船舶会社などの指定公共機関等の関係機関と連携し、検討を進めてまいります。

同じく2(2)、点在する島々から成る自治体への危機管理・伝達体制についてお答えいたします。

竹富町をはじめ県内市町村においては、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メールや市町村防災行政無線等により、瞬時に伝達する体制が整

えられております。

県としては、竹富町等点在する島から成る自治体への危機管理、伝達体制については、特有の課題もあることから、地元の意見も伺いながら、情報伝達手段の多重化の促進など、その在り方について研究してまいりたいと考えております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 3、八重山地域の課題についての(1)の中の、ゴルフ場建設に係る諸手続の現況についてお答えいたします。

石垣ゴルフリゾート計画に係る農地転用及び林地開発の手続につきましては、個別案件であり、回答は差し控えさせていただきますが、法令及び関係通知等で定められている各基準に照らし、適切に審査することとなります。一般的に、農地転用許可の審査に当たっては、周辺農地の営農条件に支障を来さないか、農地法以外の関係法令への対応状況等を確認しております。また、林地開発許可の審査に当たっては、開発に伴う災害の防止や事業地周辺住民の生活環境の悪化を防止する観点等を確認しております。

同じく3の(2)、石垣農業振興地域整備計画の見直しについてお答えいたします。

石垣農業振興地域整備計画の見直しについては、令和5年2月7日に石垣市より県宛てに事前協議申出書の提出があり、県の関係機関への意見照会を踏まえ、要件を満たしたことから、県は9月19日に当該事前協議に同意する旨の通知をしたところです。現在、石垣市において9月27日から10月27日までの30日間、整備計画案の公告・縦覧を行っており、縦覧後の10月30日から11月13日までの15日間を異議申出期間としております。その後、県への法定協議が行われ、県の同意を得て、石垣市が整備計画の公告をすることで手続が完了となります。

同じく3の(8)、与那国町の農業振興についてお答えいたします。

離島地域は、本県の農業産出額の約5割を占めるなど、農林水産業を支える重要な地域と認識しております。一方、与那国町の資料によりますと、令和4年の農業粗生産額は平成30年の約半分となっており、県におきましても地域農業の維持・発展に危惧しているところであります。

このため、県としましては、畜産業はもとよりサトウキビを含めた与那国町の農業振興に向けて、八重山農林水産振興センターと与那国町及びJ A等関係団体

との連携を強化し、早急に課題を共有するとともに、各種支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 3、八重山地域の課題についての(1)のうち、ゴルフ場建設に係る開発許可申請の進捗状況についてお答えいたします。

都市計画法に基づく開発許可申請は、同法第33条に定める開発許可の基準等に適合していることが求められております。本開発許可申請につきましても、同法に基づく許可基準等の適合性について、適正に審査を行っているところであります。

次に、同じく3の(4)、石垣空港駐車場における無料時間設定についてお答えいたします。

石垣空港ターミナルビル前道路においては、送迎等の路上駐車による混雑が生じており、安全面で課題があると認識しております。混雑の解消を図るためには、那覇空港駐車場において実施されている入庫後30分間の無料化が有効であると考えられます。

このため県では、有料となっている空港駐車場の一部無料化を含む料金体系の見直しに向け、引き続き取り組んでいくこととしております。

次に、同じく3の(9)、特定重要拠点空港・港湾（仮称）についてお答えいたします。

総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備に関しては、関係閣僚会議が開催されております。この会議の公表資料において、空港・港湾等整備、利用の考え方が示されており、この中で、特定重要拠点空港・港湾（仮称）とは、南西諸島の地域等必要な空港・港湾等について、自衛隊等が利用できるよう整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とする旨が記載されております。制度の詳細について、国からの説明を受けておりませんが、県としては、今後とも、国の動向を注視してまいります。

次に同じく3の(10)、田原川整備の進捗状況についてお答えいたします。

2級河川田原川は、祖納集落の南側を流れ、東シナ海に至る延長約1.3キロメートルの河川であります。県では、これまでに河口から約300メートルの護岸詳細設計及び橋梁の設計が完了したところであり、現在、河口の水門の取扱いについて関係者協議を行っているところであります。

県としては、浸水被害の軽減のため、護岸の整備や流水を阻害している樹木等の除去を行うこととしてお



り、用地買収及び工事の早期着手に向け、引き続き、与那国町と連携を図り取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

[本竹秀光 病院事業局長登壇]

○本竹秀光 病院事業局長 八重山地域の課題についての御質問の3の(3)、旧八重山病院跡地への民間病院移設についてお答えします。

旧県立八重山病院跡地の利活用については、これまで石垣市議会等から要請を受けており、病院事業局としましては、石垣市をはじめ地元の意向も確認しながら、利活用について慎重に検討を進めているところであります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 3、八重山地域の課題についての(5)、石垣－波照間・多良間便就航への県の支援についてお答えいたします。

石垣－波照間・多良間便は、小規模離島を就航することから、運賃収入に比べ、燃料や整備費等維持管理に係る固定費が高くなることが想定されます。このため、県では、運航に伴い生じた欠損額について、県と地元町村が協調して補助するとともに、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業において、割高な航空運賃等を低減することとしております。これらに加え、就航後の利用促進に向け、地元町村と連携した広報活動にも取り組み、路線の確保・維持に努めてまいります。

同じく3の(6)、船賃の燃料サーチャージ料金への支援についてお答えいたします。

県では、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業により、船賃の低減を図るとともに、沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業において、離島航路事業者の燃料高騰分を支援しているところです。今回の要請は、燃料サーチャージ料金への支援であることから、既存事業も含めて支援の在り方を検討する必要があると考えます。

県としては、離島住民の負担軽減は重要と考えていることから、支援の在り方について、竹富町とも意見交換してまいります。

同じく3の(7)、西表島の携帯電話不感地帯の対応についてお答えいたします。

竹富町西表島の北岸エリアの一部において、住居や事務所がないことから、採算上の問題により携帯基地局が整備されておらず、携帯電話の不感地帯があるこ

とは認識しております。

県では、同地域における緊急時の通信手段の確保に向け、竹富町やカヌー組合と連携し実証事業に取り組んでいるところでありますが、設置場所や電源確保などの課題があり、導入には至っておりません。引き続き、地元の要望も踏まえながら、通信手段の確立に取り組むとともに、関係機関と連携しながら、携帯電話の不感地帯について対応してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時22分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 議長、休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○大浜 一郎 議員 国民保護計画について、少し再質問させてください。

来年1月に2回目の図上訓練が行われると聞いておりますけれども、国民保護に関する離島住民の関心は高く、より具体的な問題抽出に期待をしているわけです。できる限り、住民に分かりやすい情報の公開も必要かというように思います。国民保護関連につきましては、国は官房長官をはじめ、防衛大臣、財務大臣が石垣島に来島して、直接状況を把握し首長と意見交換をされております。

県としては、首長との直接の意見交換等々はどれぐらいの頻度でされているのか、それを確認させていただきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

沖縄県国民保護について、実務者レベルで先島5市町村を回り、現地関係者個別検討会等において地元の意見を直接聴取するなど意見交換等を積み上げた上で、県が開催する沖縄県国民保護計画に係る令和5年度意見交換会、避難に係る検討会において国、県、先島5市町村、指定公共機関等である航空事業者あるいは船舶事業者等と検討を進めているというところがございます。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 これは、知事はじめ、もしくは副知事が現地に赴いて、しっかり地域の声を直接聞いてくるということも大事なことだと思いますよ。これ

は離島住民にとっては物すごく関心が高いことですから。その辺の取組については今後考えていないんですか。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 現在、令和5年度の国民避難計画等についての意見交換ということを中心に、市町村と意見交換をさせていただいているところです。ですので、まず実務者レベルで回っているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 それよりはトップが行って、きっちりと状況把握することも必要だと思います。そういう取組もぜひしてください。

それと点在する自治体への危機管理、伝達方法ですけど、最後に研究をしていきたいという話をしていますが、申し訳ないけど、これ実施しなきゃいけないですよ。実施です。研究なんかしている場合じゃないんですよ。壊れているんですから、今機器が。実施するというような方針に転換してくれませんか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

竹富町からの報告によりますと、西表島北部にある住吉第1局と黒島の黒島港付近にある黒島第2局にて不具合が生じているというお話であります。住吉第1局については、令和4年6月頃に落雷により故障し、機材の全ての更新が必要な状況にあると。黒島第2局については、令和4年11月頃に経年劣化により故障したと見られ、これらについても機材全ての更新を要する状況であるというお話を聞いております。竹富町では、令和5年9月に補正予算で修繕費を計上し、いずれも今年度内の修繕完了を目指しているというところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 分かりました。ぜひこれは前向きにきちっと取り組んでいってほしいと、お願いしたいというように思います。

それとゴルフ場の建設の諸手続のことなんですけれども、地域から聞こえてくる声は、あまりにも時間がかかり過ぎているのではないかという疑問であったり、疑義であったりします。私も、実はそう思っています。丁寧な確認作業を行っていることは、答弁でも

承知をしておりますけれども、いわゆる未来法を使い、地域経済を牽引し、地域の稼ぐ力となる地域の大きなプロジェクトなんですよね。副知事、コメントいただきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

石垣ゴルフリゾート計画につきましては、約74万平方メートルに及ぶ広大な農地転用であり、周辺農地の営農条件に支障を来さないかなどの観点で審査を行っているところであります。

○大浜 一郎 議員 休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

許可申請は、個別案件となりますので、詳細な回答は差し控えますが、令和4年10月に沖縄県へ申請書が提出されてから申請者と確認事項に係る応答を重ねております。直近では令和5年8月に申請者に照会を行っており、現在、回答を待っている状況となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 前向きに、迅速に取り組んでいただきたいと思います。

民間病院の移転の件でありますけれども、今いろいろな要望について検討されているというふうにお聞きしましたけれども、県として、離島医療体制の整備ということについて、この案件は方針として、もう少し検討していただきたいと思うんですが、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 6月の答弁とあまり変わらないということだろうと思うんですけれども、病院事業局が保有する土地の処分については、やはり公有財産の運用方針に準じて決定することになりますので、手順として。具体的には、病院事業局と県内部の利活用の有無の確認、それから利活用がない場合には、地元市町村に買受け意向の有無の確認を行います。地元市町村において、その取得要望がない場合に一般競争入札になりますけれども、石垣市議会からの要望も受けていますので、この辺も検討しながら、県庁の関係部局と意見を今交換している途中で、できるだけ早期にいい回答ができればいいかなと思っております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 先生は八重山病院勤務の御経験もあるから、離島医療の件は、もう大変御理解が深いと思いますので、離島医療をどう充実させるかというのは、非常に我々の生活の根幹にかかっているものなんです。ぜひ前向きな取組をお願いしたいと思いません。

続きまして、石垣空港の駐車場無料設定なんですけど、一体全体、これはいつできるんですか。これは明確に、時期をもうそろそろ明示してもいいんじゃないですか。宮古も一緒ですから。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

これまでの取組でございますが、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、各空港ターミナル施設でのサーモグラフィ設置等の対応をいたしており、駐車場料金無料化に向けた取組が十分できなかったところでございます。令和4年度は新石垣空港活性化協議会において、関係機関と駐車場の無料時間設定に係る意見交換を行い、実施に当たったの了承を得たところでございます。

県といたしましては、次年度に協議が調い次第、条例改正の手續に着手したいと考えておりまして、次年度を目途に無料化を実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大浜 一郎 議員 休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

現在、30分無料化につきまして、庁内で協議を行っているところでございます。協議が調い次第、条例の改正に着手することとしておりまして、条例改正を経て、無料化につきましては、次年度を目途に実施したいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 これは何年も前からお願いしている件ですよ。もう早め早めに手を打ってほしいというように思います。

第一航空の件でございますけれども、航空会社と直接話をすることで、必要な支援策もしくは内情がよく分かってきました。航空路の将来の定期化を見据えることも必要なんでしょうけれども、それも見据えて機材メンテナンスのために格納庫の必要性もあるという

ことをお伺いをしました。航空会社等にヒアリングを重ねて、具体的な課題抽出が必要だということだと思いますけど、今後とも県の取組が重要になろうかと思いますが、その点についての御見解をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

国、大阪航空局によりますと、現時点で那覇空港内に格納庫用地はなく、今後、駐機場増設と併せて格納庫用地の整備、確保を検討しているとのこと。

このため県では、国の整備計画等を注視しつつ、第一航空株式会社と意見交換をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 よろしく願いいたします。

それと、与那国町の1次産業がもう崩壊の危機にきているという件ですけど、今答弁いただきましてありがとうございます。ただし、地域においては必要な人材も投与してほしいという希望があるんですね。必要な人材の投与まで含めて、支援体制をしっかりとやってもらいたい。それで県とのパイプをしっかりとしたいというような、彼らの大きな希望もあるようです。その点についてはどうですか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

八重山農林水産振興センターにおいて、令和5年度から与那国町長期営農計画を着実に実行するため、与那国町農業振興推進委員会を設置しまして、与那国町及びJA等関係団体を含む推進委員会に参画し、現在、地域の課題解決に向けて連携して取り組んでいるところであります。今後とも、町と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 よろしく願いいたします。

1次産業の崩壊は、地域の崩壊につながります。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

知事の政治姿勢についてお伺いします。

訪問時、総領事との面談時に、尖閣諸島の領海侵入事案に触れない理由についてということ。答弁をお聞きしましたが、全くお答えになっていませんね、私の質問に。知事は前回議会においても、訪中時に、中国から尖閣諸島は中国の領土だと説明を受けたら、直接答えないことも必要な対応と答弁しましたが、日本政府とは真逆のメッセージを示すことが、訪中を目前に控え、中国に誤った認識をさせることを想

像できなかったんですか。これは外交センスも疑われるんじゃないかと私は思いますよ。詳しく答弁してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県としましては、日本政府は尖閣諸島が固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、我が国はこれを有効に支配しているという立場を取っているということは理解しており、県としては、日本政府の見解を支持するものであります。日中関係については、領土を……。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 お答えいたします。

先ほども公室長が答えましたけれども、まず、日本政府は尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しているという立場を取っています。

県としては、日本政府の見解を支持するものということとは変わりはありません。

その上で、私が中国を訪問したときの話を少しさせていただきますが、目的は日中両国の経済、文化の交流を促進するというところで、国貿促のその訪問団の顧問として私も参加させていただきました。その折、これまでの沖縄と中国とのつながりや交流の歴史を踏まえて、今後の発展に向けてどう取り組むかということについてお話をさせていただきましたけれども、その際に中国側からも尖閣に関する発言はありませんでしたし、私からもそのことについて、発言をするというような場面はございませんでした。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 知事、回答をちょっとはぐらかさないでいただきたいと思うんですけども、知事が今おっしゃったように、知事の訪中の目的の中には、地域外交の一環として中国と互惠関係を続けていきたいというのを意義として発言されているんですよね。今回、訪中は異例の待遇だったんですよね。知事は、李首相と直接話す絶好の機会も得たわけですから、

国との各分野等の交流を拡大するのであれば、尖閣諸島は日本の領土ですよと、沖縄の行政区内の領海侵入などの挑発行為は直ちにやめるべきだと。そして、県民の不安は高まっているんだという切実な県民の声を、知事は直接伝えるべきだったんじゃないですか、交流を発展させるためには。県民の声を直接伝えられない理由は何なんですかということに、明確にお答えください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 繰り返しの答弁になって申し訳ありません。

沖縄県としては、領土、領海など国の主権に関わる問題は一義的には政府間において解決されるべきものと考えております。尖閣諸島をめぐる問題については、日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避するなど冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、解決に取り組むことが望ましいと考えております。その考えと姿勢に沿って、私は今回訪中団に参加をしたということであります。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 県民の中にはいろいろな御不安の声があるということは、私も承知をしております。他方、先ほども申し上げましたけれども、やはり安定的な国家間の連携による平和の構築は非常に重要であります。現在、その平和の関係が構築されているということを前提に、経済や観光の振興が図られているという点から、私はあえてそのような発言はしなかったということをお断りいたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 知事はトップとして行っている。沖縄県知事として発言も許された。であるならば、知事としての発言があつてしかるべきだったと、言うべきことは言うべきだったと私は思います。知事は尖閣に関する話が出なかったの、あえて自分からも言及しなかったというふうにおっしゃいましたが、これは心底、人ごとのような態度だったと言わざるを得ないですよ。知事は事あるごとに尖閣の領海侵入について、宮古、八重山の住民に不安を与えていると

言っておりますけれども、これは先島・離島地域だけのことを語っているんですか。これは先島地域だけの問題なんですか。どうなんですか、それは。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県全体としては、観光や経済、文化的交流といった友好的な関係を基盤とした様々な交流を進めることで、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが、沖縄県の地域外交の役割であるというように考えております。

○大浜 一郎 議員 休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 重複するようで大変申し訳ございませんが、県民の中には様々な御意見があるということは承知をしております。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 県民の中にいろんな御意見がある。じゃ何も言わないことも是とする。領海侵入にも容認する意見もあるということを知事が認めるんですか。冗談じゃないな、これは。いろいろな意見があるということは、自分の領土、領海が侵されていることを認める県民がいるんですか、国民がいるんですか。今の答弁おかしいよ。訂正したほうがいい。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私の立場から、県民や国民の皆さんの思想信条を左右するというような立場を取れるものではございませんので御理解いただきたいと思っております。

○大浜 一郎 議員 ちょっと休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 知事の発言からは、今の発言も含めて沖縄全体の問題であるという当事者意識がないということが確認できました。特に今の答弁聞いてみると、この尖閣の問題についても、あまり関心がないようですね。だから、この問題は日本政府がやるべき問題で、知事は恐らく訪中に際して、最初から中国と沖縄の交流話に水を差すと。交流話に水を差すから面倒くさい尖閣の話は答えないし、こちらからも答えないと、何も言わないということを決めていたんじゃないんですか。そう思わざるを得ないよ。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○大浜 一郎 議員 知事の発言をお聞きしまして、知事は沖縄全体の問題であるという当事者意識がないということが分かりました。特に、尖閣の問題についてもあまり関心がないんだなということも分かりました。この問題は、ですから日本政府がやるべき問題ということで片づけたと思っている。知事は訪中の際に、直前に迫った訪中に際して、最初から中国と沖縄の交流話に水を差すとして、面倒くさい尖閣の話には答えないし、こちらからも何も言わないということを決めていたのではないですかということを知っているんです。お答えください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほども答弁をさせていただきましたが、繰り返すようで申し訳ございません。私が、7月の訪中、日本国際貿易促進協会の訪中団に参加したのは、日中両国の経済、文化の交流を推進することを目的としたものであります。これまでの沖縄と中国とのつながりや交流の歴史を踏まえ、今後の発展に向けてどう取り組んでいくかということについて、それを中心にお話をさせていただいたことでもあります。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 全然答弁はぐらかして、ごまかしていらっしゃいますね。

中国が発表した新地図についてお伺いしますけれども、一方的な中国の主張による新地図が公表されて、関係する諸国は一斉に反発をしております。知事は何も語っていませんね。その地図には、尖閣諸島は中国の領土だと示されております。これは知事は、中国の新地図を認める立場ですか。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 繰り返しになって申し訳ございませんが、我々は、日本政府が尖閣諸島が我が国固有の領土であるということは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しているという立場を取っているという、県としては日本政府の見解を支持するというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 それはもう前も聞きましたからいいんですよ。新しい地図が出たわけですよ。要は、いわゆる十段線ですよ、彼らが勝手に主張している十段線です。各国が大反発しています。日本政府も反発をしました。でも行政区内では知事は何も語っていないから、この地図をどう思っているのか、認めるんですかということを私は聞いているんです。そこをお答えください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県としては、日本政府の立場と同一の対応を取っているということでありませう。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 じゃ、明確に認めないというふうに理解していいですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 政府と同一の見解であります。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 であるなら、認めないと今発言していただけませんか。答弁が必要です。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 繰り返すようで申し訳ありません。正確に申し上げますと、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しているとの立場を取っております。沖縄県は日本政府のその立場と同一の立場であります。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 丁寧にお答えさせていただいておりますけれども、日本政府と同一の立場ですので、日本政府の立場を認めているということですよ。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 何を遠慮しているんでしょうかね。よく分からないですね。

知事、訪中時に中国に対して知事が尖閣諸島の主権について何も語らなかった結果として、多分に中国政府は、琉球の知事は尖閣諸島が中国領であることを認めていると認識をしたはずですよ。実は知事が、前回の議会で尖閣が中国の領土であると言われても、何も言わないと答弁した議会中継動画は、私の質問と併せて中国の大手メディアで作成された琉球特集番組で紹介されているんです。もはや多くの中国の人々にも尖閣諸島の中国の領土主権については——これは琉球と

いうことでやっていますから、琉球の知事はどうしたと宣伝されている。宣伝に利用されちゃったんですよ。ですので、私は琉球に親しみを持っていると公言する習主席の指示によって、この公表された中国の新しい地図については、知事は日本の政府の主張を踏襲するというのではなくて、沖縄県知事としてこんなものは認められないと、はっきり言うべきじゃないかと私は思うんですね。県知事としての立場として、これは表明すべきじゃないですか。県民のためにも。こちら辺はどうなんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 どのような報道があるかということについては、申し訳ありません、承知をしておりますが、今日の私の答弁もぜひ報道していただけたらと思います。私の態度は一貫しておりますので、その上で言うのであれば、議員がおっしゃるように、認められないものは認められないということでありませう。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 認められませうよね。絶対に認められない問題ですよ、これは。実は昨日、中国大使が議長を訪問されたという記事がありました。県紙には全く触れられておりませうけど、私の地元紙では一面トップ、そして写真入りで報道されています。議長は、明確に尖閣に侵入、ミサイルの問題に対して嚴重に抗議をする文書をお渡ししておりますし、またこの新地図についても明確に否定をしているわけですよ。面と向かって、きちっとこういうことを言うっていうことは基本的に僕は大事なことだと思うんですね。今後、交流をしっかりとしたものにするためにも、信頼関係を醸成するためにも、お互いの相互関係を充実させるためにも、言うべきことはきちっと言う、立場を明確にするということとはとても大事なことだというふうに思います。知事にお伺いしますが、今日、大使、午前中いらしたんじゃないですか、それとも夕方いらっしゃるのか分かりませうけど、知事はその面会の中で何かお話をされましたか、この件について。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時57分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 議長から手交された中国大使への要望書については、議長あるいは議会の判断で手交されたものというように認識をいたしますけれども、そのような内容については、後刻、私も確認をさせて

いただければと思います。

○大浜 一郎 議員 ちょっと休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 今日の午前中、議会開会前に呉江浩中国大使とお会いいたしました。そのときには、7月の訪中の件ですとか、あるいはビザの緩和の件、団体旅行の件などについてお取り計らいに御礼を申し上げたという。そして、福建省と沖縄県は、友好省県を締結しておりますので、そのような交流を進めていきたいということ、そして北京と上海に沖縄県は事務所を置いておりますので、その事務所を通じて、これからは経済交流を活発にしていきたいというような状況が主な内容でした。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 何も語らなかったということがよく分かりました。いいですか知事、今後、海外とお付き合いするとき、特に中国というところとお付き合いするときは、自分の意見ははっきり言う。そしてそれを言わないと、彼らは勝手にこのような解釈していろいろと宣伝工作に使ったりする。だからここは知事、肝に銘じてください。今後交流をしていく際においては、意見をはっきり言う、面と向かってはっきり言う。そして協力するところは協力する、駄目なものは駄目と言う。毎日毎日、尖閣に來ていることについては、抗議もしない。EEZに海上ブイだって設置されているんですよ。8月25日の会談の際も、沖縄本島と宮古の上空を爆撃機が2機航行して軍事訓練をしているんです。そういった足元の問題にももう少し関心を持って、言うべきことは言うということにしたいと、沖縄県知事として。お願いいたします。

以上です。

シカイトゥ ミーファイユ。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 議長、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時2分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 おはようございます。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

通告に従い、質問に入りたいと思いますが、大変恐縮です、順番を少し変えさせてもらいたいと思いま

す。

2、文化観光スポーツ部関連についてであります。

(1)、プライベートジェット利用旅客について。

ア、県内空港のプライベートジェット利用状況について伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

県管理空港の令和4年度における定期便及びチャーター便を除く民間の航空機の着陸回数は、新石垣空港が19回、下地島空港が78回となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

那覇空港のプライベートジェットの利用状況については、令和4年度の着陸回数は、国に確認したところ、848回となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 昨今、いろいろプライベートジェットを利用して海外から、また県内でもいろいろな方々が離島を訪ねたり、また那覇を訪ねていると聞いております。

次にイ、プライベートジェット利用における経済効果、その課題及び解決に向けた県の取組について伺います。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 県では、豊かな自然、独自の歴史・文化・芸能、ホスピタリティー等のソフトパワーを活用した多彩で付加価値の高いツーリズムを展開しております。これらの沖縄観光の価値を訴求し、滞在日数の延伸や観光消費額の向上を図るに当たり、富裕層など消費単価の高い層の取り込みを図ることが重要です。特に、プライベートジェットを利用する富裕層の誘客に当たり、県内空港におけるプライベートジェット利用の実態把握に努めておりますが、個人情報の関係で利用目的等が十分に把握できていないことが課題であると認識しております。

このため、県としましては、庁内各局と関係機関が連携し、プライベートジェットのハンドリング実績、那覇空港プライベートジェット専用ラウンジの利用状況等を把握し、利用実態の分析に努めながら、プライベートジェット利用客を含む国内外からの富裕層誘客に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 今、プライベートジェットについての質問でも、土建部が答えたり、企画部が答え

たり、また文化観光スポーツ部から答弁いただきましたけれども、私申し上げたいことは、プライベートジェットだけを重要視するのではなくて、経済的な効果からすると、1人当たりの観光収入も明らかに違いますし、そういった中で、実は私先日、プレミアムゲートラウンジ、プライベートジェット用ラウンジを見てまいりました。国際線のターミナルにあります。それから、プライベートジェットがどこで駐機をしているかについても、見てまいりました。今この件について、恐らく観光という関係からすると、文化観光スポーツ部長にお尋ねしますが、国内線のプライベートジェットのときの動線、国際線のときのプライベートジェットのお客様の動線については、確認されてますか。質問します。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 プライベートジェット専用ラウンジ、私のほうも供用開始に伴いまして、視察をさせていただきました。そのラウンジは、税関、出入国管理、検疫所——C I Qの機能を備えた国際線に対応できる施設であります。一方、国内のプライベートジェットは、必ずしもそのC I Qの手続がありませんので、ラウンジを経由する必要性が低いということで、主に専用ラウンジについては、海外利用客が利用しているということで、要因としましては、待機時間の短縮、それからプライバシーの保護が図られるということがメリットだと考えております。

○西銘 啓史郎 議員 休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時6分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

プライベートジェット機の駐機場は、空港西側、MRO前となっております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 これもこれからいろいろ大阪航空局との調整になると思うんですけども、プライベートジェットを利用する方々のいろんな利便性の観点からすると、今MROの前というのは、大分もう北側、ターミナルから離れていますよね。ですから、いろんな声があると思いますので、その方々を大切にすることで、駐機場の確保も含めて、これは国を動かさないといけないと思いますけれども、ぜひ企画部長も含めて、協力をお願いできたらと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時7分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 (2)に行きます。

台風6号による観光関連施設の影響調査について。

ア、沖縄観光コンベンションビューローによるアンケート調査の概要について伺います。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローは、台風6号による各観光事業者への影響の実態把握と今後の危機管理体制の強化を目的に、今年8月から9月にかけてアンケート調査を実施しております。同調査によれば、461件の回答者のうち、停電の影響を受けた事業者が62.1%、断水の影響を受けた事業者が6.6%、建物設備に影響を受けた事業者が57%となっております。また、インフラ破損、キャンセル等の影響額が約19億1200万円となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 続いてイ、行政への希望及び観光客の声について、このアンケートにも出てますけれども、先般9月27日に、沖縄ツーリズム産業団体協議会から要請書が上がっていると思います。照屋副知事が対応したとお聞きしていますが、その辺も含めて、概要をちょっとお答えください。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 まず、アンケートの中での行政への要望とか観光客の声ですけども、行政への要望としましては、台風時のキャンセル料等の収入補填が39.6%、非常用電源装置の補助金が21.3%、電線地中化を含むインフラ整備が18.3%等となっております。SNS等からの観光客の声につきましては、ホテルスタッフが子供たちに優しく接してくれたので、悪天候でも楽しめましたと評価する声がある一方で、いつ沖縄を出発できるのか、いつ帰れるのかという不安や、航空券の変更はどのようにするのかを教えてほしいといった疑問などが上がっております。

それから、9月27日に沖縄ツーリズム産業団体協議会から県に対し、災害に強い沖縄観光の実現について要請がなされております。要請内容としましては、収入損失に対する補償制度の創設、観光客の避難所設置、情報発信の強化、台風対策に対する観光業界との



意見交換、非常用電源装置の補助制度の創設等々となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 確かに今まで台風被害というと、農水部中心に農林水産業の被害の額が公表されたりしていました。土建部も含めて。やはりこういうコンベンションビューローが観光関係者にアンケートを取った、それから被害額をまとめた。それからそれに対していろんな、災害に強い沖縄観光の実現についてという要請を行った。これはやはり一連の流れの中で、台風銀座である沖縄がこれまでに学んだことをどのようにするか。もちろんもう数字はいいんですけども、前回は災害説明のときに私申し上げましたけれども、これまでの経験をどのように生かすかということが大事だと思います。ですから、こういった切実な観光業界の方々の声を、一つでもいいから前に進めていく、実現していく。これは我々議員としてもしっかり行ってまいりたいと思いますので、部長をはじめ皆さんの御協力もよろしくお願ひしたいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 3、保健医療部関連についてであります。1)、P E T 検診について。

ア、県内のP E T 検診施設の状況と課題について伺います。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

P E T 検査——主にがんの検査として行われているポジトロン断層法、いわゆるP E T 検査は、県内では琉球大学病院及び中南部の2か所の医療機関で実施をされております。県内のP E T 検査施設は3施設と限られておりますので、地域の関係者が連携し、効率的な利用を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 次、イについてですが、琉大病院が10月からこの診療を中止するという報道がありました。その理由とその影響について伺います。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

琉球大学病院のP E T 検査については、運営委託事業者の運営面に安全管理上の懸念が生じ、契約解除に

至ったということで、10月半ばまで新規予約を停止することとなっております。新規予約停止の影響を確認するため、琉球大学病院以外の2施設に状況を聞き取りしたところ、当面、10月の検査予約が困難になるような状況ではないとは聞いております。ただ、琉球大学病院のP E T 検査の停止により、県内におけるP E T 検査の提供態勢が逼迫することも予想されますので、琉大病院をはじめ、関係機関と密に情報共有、意見交換を現在行っているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 部長、この件については、琉大病院と委託先の契約を私は存じ上げませんが、もしも、申し上げたいことは、やはり県民の医療を守るという立場で保健医療部としてしっかりチェックをしていただきたい。それで実際に、ほかの病院に検査に行く場合の予約の扱いとかもろもろについて、問題がないように徹底していただきたいと思いますので、これは強く要請したいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 では、1、知事の政治姿勢について(1)、P F O S 等流出についてのイ、知事が記者会見、議会説明等々を部長に指示した日時を伺います。これは知事、お答えください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 私が部長から口頭で説明を受けたのは、9月15日であります。

○西銘 啓史郎 議員 休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 失礼いたしました。

9月15日に部長から口頭で説明を受けたときに、関係機関との連携、必要な調査、そして早く公表する手続を取るようというようことを私から指示をいたしました。

○西銘 啓史郎 議員 休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 今、確認をしましたところ、9月25日は10時30分頃というように記憶しております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 じゃ次に行きます。

うですけれども、与党協議会開始時刻と、与党へ報告した日時、時間を伺います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 9月25日の意見交換会の16時過ぎに口頭でお知らせいたしました。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 与党協議会の目的をちょっと伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 与党と各部局長、執行部とのざっくばらんな意見交換というところがございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 議会開会前の、与党と執行部の意見交換ということでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 この所管部は知事公室でよろしいでしょうか。与党協議会の所管部は、今答えたということは、総務部じゃなくて知事公室が所管しているということではないんですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 知事公室のほうで案内させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 続いて質問、これ説明会でしましたけれども、部長に伺いますけれども、与党協議会の中で16時頃、このP F O Sの話をしたときに、与党の議員から野党に説明をすべきだという声があったかどうか教えてください。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 議員皆様にお知らせするべき

だという御意見もたしかあったかと思えます。ただ、口頭で御説明した際には、現況の水質の状況、それから一両日中に記者会見をする、そして議員の皆様にも資料をもって御説明をするということを御説明いたしました。

○西銘 啓史郎 議員 ちょっと休憩お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○宮城 力 総務部長 質問通告もあるということで、この口頭の説明だけで足りないのではないかなという意見がたしかあって、記者会見と併せて資料でもって皆様に御説明をしたいということを申し上げました。

○西銘 啓史郎 議員 ちょっと休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○宮城 力 総務部長 申し訳ありません。明確にあったというよりも、広く口頭だけではなく、ちゃんとした説明をすべきだというような意見があったと記憶をされていて、それで記者会見に併せて、皆さんに御説明をしたいと、一両日中に行うということを御説明したところがございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 ではちょっと、エに行きますけれども、じゃ議会開会日に冒頭で報告を行わなかった理由を伺います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 先ほど口頭で御説明をしたのが25日でございます。翌26日、議会が開会し、補正予算案の委員会も日程に組まれておりました。また記者会見、それから議員の皆様への御説明に向けた資料の詳細について、まだ詰められていない部分がありましたので、27日、この日に記者会見と議員の皆様への御説明を行うことにしました。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 知事にお伺いしますが、知事が議会に対して説明することを指示したとありましたけど、その議会というのは与党だけの話でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私の認識では、議会は議会全体のことであります。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 だとしたら、議長にもない、野党にもないということは、知事は分かっているはずですよ。25日、そして26日の冒頭でも何もそのことはなかったですよ。我々が追及をして、記者会見、それから我々野党にも説明があったわけです。それでちょっと確認しますけれども、情報管理ができていないということがありました。部長、どのような情報管理をしようとしたんですか。与党協議会で話したことが、情報管理ができていないという与党の方から発言がありました、その情報管理。どのような情報管理をしようとしたんですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 私どものほうで何か情……。記者会見をしていなかったというのは確かに深く反省すべきところではございますが、情報管理——意図して秘匿するということではなく、一両日中に記者会見をするという意識でございましたので、秘匿管理するという意識はございませんでした。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 じゃ、この件については、与党の議員に箝口令をしいたってことはないという理解でいいですね。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 先ほど申し上げましたが、その際には一両日中には記者会見をし、議員の皆様にも、全ての議員の皆様にも資料をもって御説明をするということで、御説明をしたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 先ほど来、我々野党議員からも質問がありますが、私もこのことを聞いていると、やはり知事、全てにおいて危機管理ができていないと思います。昨日聞いた、平成27年の地下1階のP F O S、もう記録がないから分からないとありました。これも記者会見をしたかどうか私は分かりませんが、記憶として当時の総務部長、または池田副知事、どの部署にいらしたか知りませんが、平成27年のことは覚えていますか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 27年度時点においては、P F O Sが配管に残留しているということが分からなくて、当時の部長も、P F O Sを含む泡消火剤だったという認識がなかったところでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 この後いろいろまた追及があると思うので、この件については締めたいと思うんで

すが、少し確認したいんですけど、いろんな件で不祥事があったときの謝罪会見は、部長と担当課長とか班長が出ていますね。これはそういう規定があるのでしょうか。副知事が同席しない、知事が同席しないというのは、何か規定が、内規みたいなものがあるのか伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 事件・事故が発生した場合、まずはその事務を管理監督をする部長を中心として、事実関係の調査、そして公表を行っているところがございます。そのほうが様々な御質問、事務の詳細についても把握していることから、より不明な点を明らかにできるという観点もあると思います。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 やはり私は知事がおっしゃっていたように、最後の責任が知事にあるという、管轄をしているということからすると、知事本人なのか、または担当副知事なのか分かりませんが、何か見え方としては、部長に全て責任を押しつけているようにという人もおります。ですから、非常に気になるのが一点。

それからもう一つ、私、以前、モーニングスマイルの話を何度かさせてもらいました。モーニングスマイル、知事の毎週月曜日に行う5分のスピーチ。私は毎回原稿を取り寄せて読んでいます。残念なことに、知事、沖縄の風習とか行事のことはいいんですけども、その中で例えばこういう不祥事があったときに、職員に対して、厳重な注意のような発言をしたことを私見ていません。知事の考えをお聞かせください。モーニングスマイルというのは、もともと何のために行っているのか。その沖縄の行事、風習だけでいいのか。そういった何か事象があったときに、職員に訓示、その改めるようにという、その9月27日も一切ありません。それについて、知事はどのようにお考えでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 毎週月曜日、私が職員、来庁者の方々へお話をさせていただいていますモーニングスマイルは、各部局が持っている情報を共有すること、あるいは県内で行われる催事などについての情報を共有することなどによって、お互いの相互のコミュニケーションを図るということを目的としております。この間、例えば新型コロナウイルスの感染が拡大した際ですとか、あるいは台風の来襲に合わせてですとか、その折に県庁職員の皆さん、来庁者の方々へ協力や注意を呼びかけたりということも行っております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 ですからそういうことではなくて、何かあった場合には、知事そのモーニングスマイルという5分のスピーチを使って、職員にある意味、いろんな緊張感を持たせることも必要じゃないかというふうに申し上げているんです。その考えがあるのかなのか、じゃお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 職員に対する注意喚起等に当たっては、各担当部局、特に部長、統括監、課長等からそれぞれ指示や、そのような、何と申しますか——指定をしているものというように思います。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 知事は、議会の前には報連相をしっかりと行うようにということも話していますが、報連相が徹底されていると私は思えません。僕はこれ、知事のガバナンスだと思っています。しっかりと取り組んでほしいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 (2)に行きます。

国連人権理事会への出席について。

ア、費用（随行者含む旅費、イベント費等）について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

今回の国連訪問に係る知事及び職員の旅費につきましては、概算ですけれども約482万円となっております。また、国連訪問に係る業務委託等を行っていただき、その業務委託契約が約690万円であり、合計で約1172万円ということでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 渡航費に含まれるものを教えてください、内訳を。航空券とホテル代なのか、そういうのを含めてお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 旅費につきましては、通常の規定どおりの旅費で、航空券、ホテル代、あとは雑費が恐らく含まれるというふうに理解しております。

○西銘 啓史郎 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

この旅費につきましては、航空運賃と宿泊料及び日当ということでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 ということは、移動は入っていないんですか。移動費用はどこに含まれているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 現地での移動につきましては、委託料の中に含めることとなっております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 じゃ、イに行きたいと思いません。

面談者のアポイントや県主催イベントの手配等、これ県主催なのか、共催なのかちょっと未確認なんです、どこが行ったのか伺います。委託先と費用等を伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

国連特別報告者との面談の設定や講演会の実施など国連側との調整は、委託事業者である一般社団法人新時代アジアピースアカデミーが行っております。また、国連人権高等弁務官事務所ですとか、国連難民高等弁務官事務所、あるいは国連軍縮事務所ジュネーブ事務所との調整においては県が行っているということです。先ほども申し上げましたけれども、委託契約額は約690万となっているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 この事業は公募をしたと思いますけれども、手を挙げた業者は何社あったんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

1社でございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 この1社が、新時代アジアピースアカデミーということで理解してよろしいで

しょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

公募は1社で、それが一般社団法人新時代アジアピースアカデミーというところがございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 次に行きます。

国連NGO市民外交センターは、どういう団体か伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

市民外交センターのホームページによりますと、同団体はアイヌ民族と琉球民族への国際連合参加支援、国内外の市民団体とのネットワーク、アジア太平洋をはじめ世界各地の先住民と交流、支援を主な活動としている団体ということになっております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 市民外交センターの英語の表記を教えてください。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 英語表記ですと、市民外交センター——Citizen's Diplomatic Center for the Rights of Indigenous Peoplesとなっております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 the Rights of Indigenous Peoplesって、どういう意味ですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 直訳ですと、先住民の権利ということだと思います。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 知事、ちょっとその次に行きますけれども、共同代表の上村英明氏と県知事の面識について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

上村氏は、今回の国連訪問に係る受託事業者の代表者でございます。ですので、今回の事業においては、事前の打合せの際に知事と面談したということをはじ

め、知事の国連訪問に同行していただいているというところがございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 知事はこのとき初めてお会いしたんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 今回の事業においては、この打合せの際に面談をしたというのが恐らく初対面だったと思います。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 その上村英明さんの役職は、溜公室長、把握していれば教えてください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

一般社団法人新時代アジアピースアカデミーの代表者でございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 同じく国連NGO市民外交センターの代表者となっております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 知事、我々、先住民については全く議会では議論していないということでした。そして、この方が先住民の権利に——市民外交センターの共同代表。（スクリーンに表示）それから、NPA、これは実は、ホームページに掲載してはいますが、数年前の議会でNPA、梨の木ピースアカデミーというのを我々徹底的に質問をしました。知事がそこで、ある講座に対して開講のメッセージを述べた。その梨の木ピースアカデミーが名称を変えて再出発したのが、新時代アジアピースアカデミーであります。略称は同じNPAであります。私たちは非常にあのときもいろんなことを——苦言を呈しました。そして、そこでまた私は個人的な攻撃をするつもりはないんですけれども、その上村さんって方が、先ほど言ったように、先住民の権利に対する市民外交センター

と。そして、国連でも先住民族のことを扱っています。そういう方々に委託をする、してしまった。それから、私気になるのが、いろいろな新聞によると、この上村さんの役割は分かりませんが、知事の声明文を米国政府代表に手渡したとか、溜さんは何してたんですか。公室長はそのときそういったことを彼にさせたんでしょうか。確認させてください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 国連の会議の中で、知事の周りに上村さん、通訳等がいて、たしか上村さんのほうから、米国の代表者が来てますという話があって、その際に知事から原稿を手渡すというか、そちらのほうにお見せするようにという指示があったというふうに記憶しております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 ということは、その方は県の本来、私は公室長がやるべきだと思ったんですけども、そういった米国代表に書類を手渡したり、記者会見でコメントをすることは彼の仕事なんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 上村氏が記者会見でそういう発言をしたということではなくて、知事とは別に、記者とのやり取りの中でそういう発言をされたというふうに理解しております。それと、国連の会議におきましては、彼、代表者の方が仕組み等を熟知しているということです。我々は傍聴席のほうに座っておりますので、代表者をお願いして、そのスピーチ原稿を米国の代表者にお渡ししたということでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 サイドイベントは、主催、共催どちらでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 会場の場所をNGO市民外交センターで登録しており、主催も市民外交センターということでございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 国連の会議室等を使用する場合は、NGOの枠で借用しないといけない関係上、市民外交センターということで登録しております。ただ、内容等につきましては、沖縄県のほうで作成しているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 じゃ先ほどの委託費の中に、その会場費とか、サイドイベントの費用は入っていないという理解でいいですね。市民外交センターが主催ってことは、そういう理解でいいですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 繰り返しになって申し訳ないんですけども、国連において会議室等を使用するときも、NGOのほうで借りないといけないということになっておりましたので、NGOの市民外交センターの名義でお借りしております。会議室については無料だということで承知しております。そのほか通訳等、あとお茶菓子代とかという雑費がありまして、それは一般社団法人新時代アジアピースアカデミーに支払うことになるというふうに理解しております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 続いて、知事、その前に1件、(スクリーンに表示) 今iPadに出してありますが、この市民外交センターのホームページによると、サイドイベントは市民外交センターと反差別国際運動が共催するイベントって書いてます。反差別国際運動っていうのがどういうところか、私は存じ上げませんが、そういう主催するところで知事が発言をすること自体、私非常に気になるんですが、知事、その会議の雰囲気をちょっと教えてください。何名ぐらい参加していましたか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 多くのマスコミと一般参加者約20名程度だったというふうに承知しております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 写真を見る限り、誰が参加していて、誰がマスコミか分かりませんが、決し

て人数は多くないように見えます。今、ホームページ、皆さん見られると思いますが、その効果があったかどうか非常に疑問があります。後ほど決算のときにもしっかり追及をしていきたいと思えます。

続いてオ、現地でのスピーチ内容について、知事は原稿の内容を事前に確認していたのかをお伺いしたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

スピーチの原稿につきましては、まず知事公室で原案を策定して、事前に知事と調整を図り、現地での現状を確認の上、推敲しながら最終的な原稿としているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 8年前の翁長知事のスピーチと私比較しましたけれども、違いがありますが、県としてはどのように把握していますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

今回スピーチを作成する際も、当然、以前の翁長知事の際のスピーチというのも参考にさせていただきながら策定したと。今回、例えば環境だとか秩序だとか、いろいろな分野の会議があったものですから、そのテーマに合わせて作成をしたというところがございます。

○西銘 啓史郎 議員 休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 何ていうんですか、意図して使わなかったというよりも、やはり議員が御指摘されたように、その限られた時間の中でいかに言いたいことを発言するかというところで、そういう表現になったというふうに理解しております。

○西銘 啓史郎 議員 ちょっと休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 翁長知事の際には3名、秘

書と通訳が行っただけだそうです。今回6名行った理由は何でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 今回の出張につきましては知事のほかに、知事の秘書、それと通訳。そして、事業の責任者である私と、その事業の担当者、それと地域外交の所掌をする特命推進課の職員の6人で行ったということで、通常の適正な対応だったかなというふうに理解しております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 前回恐らく翁長知事の国連訪問の際には、国連本会議でのスピーチとサイドイベントを行ったということで記憶しております。今回は、本会議でのスピーチとサイドイベントに加えて、各特別報告者等々と面談と、幅広く情報交換を行うということで行っておりますので、ちょっと性質が違うのかなというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 8年前に翁長さんが行った後に、国連の関係者がどういうふうな動きをして沖縄に来たのか、または本当に——私はこの件については、はっきり申し上げます。費用対効果を考えたら、こんな予算は使うべきではありません。1000万円、これは私は強く提言したいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 (3)、辺野古関連訴訟で最高裁判所判決を受けた県の対応について。

ア、国の勧告に対し、期限内での回答は困難とのことだが、検討した内容と困難な理由について伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

令和5年9月4日付で、是正の指示を適法とする最高裁判決が示されたところであります。県は当該判決を受けてどのような対応が取れるか検討をしております。

したが、10月5日、国土交通大臣により、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対する承認を知事に命ずる裁判を求めて、地方自治法第245条の8第3項に基づく代執行訴訟が提起されたところであります。

県としましては、訴状の内容を精査した上で、対応を検討してまいります。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 9月4日から今まで、誰とどのように内容を検討しているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 まず、県庁の内部、あるいは弁護士の方々、あとは行政法学者等、そのほか知事の関係者となるかと。そういうふうになっております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 これまで何回、何時間ぐらい、その議論を検討しているんですか。もう1か月たちますよ。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 頻繁に行っておりますので、何回ということはちょっと承知しておりません。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 じゃ、次に行きます。

イ、知事は以前の本会議で、司法の判断に従う旨の発言を行いました。今でも同様な考えか伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 令和4年の11月定例会において、仲里全孝議員の質問に対して、前公室長から、一般論として司法の最終判断を尊重することは当然のことであるというふうに考えておりますと答弁し、次いで知事から「ただいま公室長が答弁したとおりであります。」とお答えしたということがございます。

○西銘 啓史郎 議員 ちょっと休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 記憶が定かではないんですが、遵法性を尊重するというように答弁をしたのではないかと思います。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 では、ウですけれども、行政の長として、法律を遵守することの重要性をどのように考えているのか。そういう発言があったのであれば、今回の答えは、私は1つだと思っております。いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 法令等に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に執行する義務を負う立場にあるということで、法律を遵守することは重要であると思います。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 遵守していますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今回のこの承認、不承認の方針の決定に当たっては、様々な検討を加えた結果、判断できないということに至ったものであります。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 先ほど尖閣の件で、知事が、いろんな意見があるという話をされました。辺野古問題についても県民もいろんな意見があると思います。ただし知事は、支持する人のため、自分の判断に近いものについてはそれを支持をし、自分の考えと違うものについてはいろんな考えがあるということのように、私は聞こえました。やはりこれは知事、もう行政の長ですよ。知事が衆議院議員なら、どんな発言をしても私は構わないと思います。でも長として、部下の皆さんも法律、条例を基に全てを判断しています。知事自らがそれをやらないと、先ほど来いろんな意見がありますけれども、私は県庁は崩壊すると思います。大変失礼な言い方をしますが、モーニングスマイルばかり、しっかり締めるところは締める。そういったことができないと、私は部下の方、部長以下課長含めて、大変苦しい思いをしていると思います。判断もいいんですけども、決断をしてくださいよ。大所高所からこれからの沖縄のことを考えて、対話に求めるのではなくて、対話で何か合意点が見つかるのなら構いません。知事の主張と政府の主張が平行線であれば、対話を重ねることに本当に意味があるのか。どちらかが歩み寄って答えが変わるっていうのであれば、私は対話すべきだと思います。一方的に主張することを、場を設けてほしい、場が設けられないと政府を批判するのではなくて、知事自ら、いろんな悩みがあると思いますけれども、ぜひ決断をしていただきたい。判断と決断の違いを以前申し上げました。判断は頭で誰が考えても同じような答え。遵法の方法で法律にのっとるのであれば、今回はもう承認するしかない



と、私は思います。そうじゃなくていろんな思いがあるのは理解もしますけれども、やはり行政の長としてはしっかり決断をしていただきたい。心の中で決めていただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後0時0分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 (4)に行きたいと思います。

離島振興について。

ア、北大東製糖の工場老朽化対策について県の方針を伺います。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

老朽化が著しい北大東製糖工場については、圧搾設備やボイラーに係る工場建屋が築60年以上経過していることから、工場の老朽化対策の緊急性は高いと認識しております。一方、工場整備については、建設費用が多額になることに加え、事業実施主体の費用負担や財源確保等が大きな課題となっております。

県としましては、工場の老朽化の現状も踏まえ、工場整備に係る早期の課題解決に向け、引き続き、国や北大東村など関係機関と検討を進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 我々、会派沖縄・自民党有志で北大東、南大東を回ってまいりました。北大東の工場長、社長ともお話をしました。工場の煙突に書かれている「さとうきびは島を守り島は国土を守る」という言葉、文言。まさにそのとおりだと思います。ぜひ、前向きな検討調整をお願いしたいと思います。

イ、第一航空の粟国路線赤字補填について県の方針を伺います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

粟国航空路線については、国の補助対象となる定期便化までには、運航会社の人員確保や施設整備に期間を要することから、早期就航を優先して、チャーター方式で運航しているところです。

県としては、運航に伴い生じる欠損について、粟国村と2分の1ずつ補助しているところですが、財政基盤の脆弱な村にとっては負担が大きいことから、チャーター方式運航に国の補助が適用できないか、国と協議するとともに、県と村の補助金負担割合についても検討しているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務時間が終わりました。

○西銘 啓史郎 議員 ありがとうございます。

ぜひ知事、県民のいろんな声もあります。悩みも深いと思いますが、ぜひ決断をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時25分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 午後、1番バッターで沖縄・自民党、皆様方に一般質問を行いたいと思います。又吉清義です。

順番を変えて、まず初めに2番のほうから先に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、令和5年度から令和8年度まで実施期間の新沖縄県行政運営プログラムで、行政運営の質の向上を目指してと第一目標に掲げているが、その実態を伺います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 新沖縄県行政運営プログラムでは、県民福祉の増進を目指す行政運営の質の向上を基本理念とし、多様化する県民ニーズへ迅速かつ的確に対応し、沖縄21世紀ビジョンの実現を図るため、持続可能な財政基盤の確立に向けた行政運営の構築、デジタル技術を活用した業務の効率化、内部統制機能の強化等に取り組むこととしております。

○又吉 清義 議員 議長、休憩してもらえませんか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時27分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○宮城 力 総務部長 内部統制の強化に取り組むこととしておりますが、このプログラム中における重大な不備事案の発生件数をゼロと成果目標を設定しているところですが、令和5年度に入りまして、職員の逮捕、それから特別会計2会計における赤字決算の発生、それから今回、私に起因しますPFOS等を含む泡消火剤等の流出の事案が発生しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 残念なことに、新年度、令和5

年から8年まで、このように大きなすばらしい目標を掲げた。スタートからとてもじゃない、質の向上ではありません。私はそういうふう実感しております。ですからさらにお聞きいたします。まず、皆さんが掲げたこのプログラムに関しまして、この84ページのほうにあります内部統制とは、どのように定義をしているのか、またコンプライアンスとはどのようなことなのか、重大な不備とはどのように明記をしているか伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 内部統制とは、組織内で不正やミスの発生を防止し、業務が適正かつ効率的に遂行されるよう業務手順、規則等のように業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行される仕組みのことを言います。また、コンプライアンスは、法律などの法令を遵守することを意味し、広義では倫理や道徳を含む社会規範を遵守することとされています。内部統制の重大な不備とは、業務の管理及び執行が法令に適合していない、または適正に行われていないことにより、組織、県民等に大きな経済的、社会的不利益を生じさせる蓋然性が高いもの、もしくは生じさせたものが該当いたします。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 残念なことに、今ありました内部統制、コンプライアンス、重大な不備、これが今、沖縄県の県政の実態かと思えます。それを踏まえて、今日はこれからさらに詳しく質問をさせていただきたいと思えます。

まず1番目の9月4日の辺野古埋立訴訟の敗訴判決結果について、県の対応を伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えします。

令和5年9月4日付で是正の指示を適法とする最高裁判決が示されたところであります。県は、当該判決を受けてどのような対応が取れるか検討していましたが、10月5日、国土交通大臣により、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対する承認を命ずる裁判を求めて、地方自治法第245条の8第3項に基づく代執行訴訟が提起されたところであります。

県としましては、訴状の内容を精査した上で、対応を検討してまいります。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 最高裁判決で皆さん敗訴する、そして勧告をされる、そして指示をされる。それでもなおかつ皆さん、判断するのに時間がないとかいろいろ理由があるんですが、私が非常に疑問に思うのが、一宜野湾市民の代表として、皆さん、この辺野古埋立て、設計変更、軟弱地盤を取り上げるのはよしとしましょう。一番大事なのは、宜野湾市民の命、10万人余りの命を守るために普天間飛行場を移さないといけない。これが原点なんですよ。その原点は、すっきりないがしろにされている。皆さん、どう思いますか。人の命を守る大事なことにに関して、判断する時間ができない、判断ができない、私はこれ理解できません。もっと部長、原点に戻り、そして我々は法治国家でございます。先ほどの皆様方のものにもありました。コンプライアンスにもありました。法律などの法令を遵守することです。遵守することです。皆さん、遵守していますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私が承認、不承認の判断をしなかった、できなかったというのは、最高裁判所の判決の内容を精査した上で対応を検討する必要があり、また県民、行政法学者の方々などから様々な御意見が寄せられ、県政の安定的な運営を図る上で、これら意見の分析を行う必要があるというように考えたものであります。私は、対話による問題解決、解決策を求め、そういう民主主義の観点、そして政府に対して求めてきた普天間飛行場5年以内の運用停止もいまだ実現していないこと、そして辺野古新基地建設は仮に埋立変更承認を得たとしても、供用開始までに12年以上を要し、その間、普天間飛行場がそのままであり続けることは、知事として承服できないというような現状のことも踏まえて考えたものであります。他方で、行政の長としては、先般の最高裁判決を受け止める必要があるということから、これらのことを総合的に踏まえて判断する必要があると考えたものです。

○又吉 清義 議員 休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時34分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 国の計画に対して答弁をするときには、普天間飛行場の代替施設という言葉を使いますが、そうではないことにおいては、辺野古新基地建設という表現もまた認められているというように思うものであります。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 皆さんそうじゃなくて、やはり正しくやるのが当然だと思います。正しく。今の答弁、私は全く理解できないんですが、12年以上もかかる。なぜかかるかですよ。だって知事のほうでこういった、私からすると、本当にこれでいいのかと。単なる先延ばしですよ。先延ばし。何でもかんでも。知事があるべき姿で、さっさとこの行政を進めていけば、既に終わっていますよ。皆さんが反対、反対をして、もう20年も越しておりますよ。しっかり終わってしまえば、もう普天間飛行場は移設しておりますよ。これは10年以上かかるっていうのは違うと思うし、そしてまた予算もたくさんかかるから駄目と言うんですが、一番大事なのは宜野湾市民の命を守る。予算はかかっていいんですよ。かかっていい。一日でも早くこれを完成するのが当たり前であって、皆さんの反対は、宜野湾市民の命よりも金が高いから駄目だとか、時間がかかるから駄目だとか、これ皆さんがやっていることですよ。これはおかしいですよ。おかしいと思いませんか、皆さん。宜野湾市民の命と予算、どちらが大事なんですか、お答えください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 我々が政府に対話によってこの問題を解決しようということの原点は、まさに議員おっしゃるとおり市民の命、県民の将来であります。ですからそのために一日も早い普天間基地の危険性の除去、早期閉鎖・返還を我々は求め続けております。しかるに、仲井真知事の際にも、政府は5年以内の運用停止をお約束したはずです。それが実現できていれば、宜野湾市民の皆さんは、もっと早期に、安心して生活ができる環境ができたのではないかと思います。ですから、翻って考えるに、政府に対しては対話によって解決を求めているという私たちの姿勢は、今までもこれからもずっと政府に対して求め続けているということをお理解いただければと思います。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 全く理解できません。運用停止は誰が求めたんですか、5年間の。自民党が認めて早めに埋立てをして、それを条件に5年の運用停止も一緒にやりましょうとやったんですよ。皆さんがやったら誤解するじゃないですか。皆さんそれでも反対したんですよ。東京都の小金井市議会なんか見てください。受入れもしないと表明もしたんですよ。違うでしょう。自民党はこの一つ一つをしっかりと柔軟にできるように、それを条件に運用停止であり、分散型であり、それを求めているから国はそれに向けて努力をしましょうとやったんですよ。とんでもないですよ。

そして、私は今の知事の、何というんですか、この判断できない旨に関して、本当に一日も早くであれば、一日も早い判断は当たり前なんですよ。訴訟を2年間も3年間も争う中で、いまだにこれが判断できないということ自体、これはおかしい。これは私からすると知事の怠慢にしかすぎない。

それからあえて言わせていただきます。普天間飛行場代替施設建設に係る設計変更承認申請を承認せよという国土交通大臣の指示に従わず、玉城知事が現時点で承認することはできないという判断をしたことは、以下に述べるとおり、憲法秩序を破壊する行為です。すなわち、玉城知事の判断は日本国憲法99条に定める公務員の憲法尊重擁護義務を履行せず、我が国の憲法秩序を破壊する壊憲的言動であり、最高規範である日本国憲法を無視することにほかならないという点で問題であり、地方公共団体の長はおろか、もはや日本国民として許されない行為であるということです。今回、玉城知事が最高裁判所の終局的判断に従わないというのは、まさにこの憲法的司法秩序を無視する行動であり、法治国家への挑戦と表現されることは自明であります。加えて、承認手続に係る職員は、地方公務員法に定める一般職の職員であり、それぞれ「私はここに日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨にのっとり、民主主義の精神を体するとともに公務を能率的に運営すべき責任を深く自覚し、県民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います」という地方公務員法第31条及び沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例に定める服務の宣誓を行って入庁しており、最高裁判決に従うべきだと進言した職員に対して、従う必要はないという指示を知事がしたのであれば、この服務の宣誓に違反する行動を取るよう強要したことにほかならず、公務員組織としての正当性が否定される沖縄県は非常事態なのです。

国が地方自治法の規定に基づき、代執行の訴えを提起したのは、今回このように義務を履行しないことによって公益が害され、他の手段によっては問題が解決できない場合に備え、あらかじめ法律に定められた解決方法を取ったものであり、法の執行として至極当然です。これは皆さんも言うております。まず、コンプライアンスでも法律などの法令を遵守する。全く皆さん遵守をしていないじゃないですか。おかしいですよ。ですから知事、しっかりと——今まで沖縄県民は基地問題で揺れ動く、そして県民も真っ二つに割れる、学力も落ちる。私からすると、経済も衰退をしているんじゃないかと危惧することばかり。これまで何十年もかけて、皆さんとして基地問題何一つ解決して

おりません。考え方を改めて、もっと私は大きな展望から、このように最高裁の判決までした、やるべきだということを提言して、次に移らせていただきます。

休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○又吉 清義 議員 9月20日から始まったワクチン接種についてなんですが、実を言いますと、日本医師会の釜薙常任理事は、2023年8月2日の記者会見で新型コロナウイルスワクチンについて認めるということと、さらに過去に副反応が非常に強く出た人については、接種を慎重に検討するように呼びかけました。そしてまた、泉大津市が主催したアフターコロナの健康シンポジウムが令和5年7月22日に行われました。そのシンポジウムの内容によりますと、名古屋大学名誉教授小島先生は、23年1月の世界9か国の中で感染者数は韓国が1位、日本は4位。我が日本は、5月8日から6回目のワクチン接種が始まり、6月後半には世界のトップになりました。村上康文東京理科大学名誉教授によりますと、9月にXBB対応型ワクチン接種が始まりますが、動物実験だけで人への臨床試験は全くやられていないのです。これが今9月20日から始まっている1価ワクチンのものでございます。そこで、時間がありませんので割愛して、すぐ議論からいきたいと思います。

(4)、世界で7回以上ワクチン接種を実施している国々は、どこがあるかお答えください。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

海外の接種状況については、厚労省の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会の資料から引用しますと、2023年の秋にワクチン接種を行う諸外国として、米国、それから英国、カナダ、フランスが上げられておりますが、それぞれの国々で何回目なのかというふうな記載がないので、今の議員の質問には少し答えることが難しい状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 やる予定で実施しているのは、正直に言って、私が調べている限りは日本だけです。

そこで伺います。

ちょっと休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○又吉 清義 議員 現在、沖縄県、7回目のワクチン接種、日本全国で接種率はどのようになっていますか、お答えください。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

7回目の接種率、秋開始接種ワクチンについては、10月1日時点になりますけれども、全国平均で高齢者が4.63%、それから全年代が1.86%。繰り返します。高齢者の接種率が全国で4.63%、全世代が1.86%です。沖縄県の接種率は、高齢者が3.53%、全国34位。そして、全世代が1.17%、全国45位という状況となっています。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 接種率もこのように低いです。さらに、もしよろしかったら、資料がなかったらよろしいです。10月3日に首相官邸からも出ております。ワクチン接種率ですね。それも分かるようだったらお答えください。そしてそれと比較して、これが1定点当たりの9月11日から27日までの沖縄県のコロナ感染率、どのようになっているかお答えください。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

まず、首相官邸のデータということで、これまでのワクチン総接種回数——都道府県別ですけれども、人口10万人当たりの接種回数が多い上位3県は、秋田県、山形県、岩手県となっております。その3県については、5類移行前まで、5月7日までの感染者数ですけれども、秋田県が46位、岩手県が47位、山形県が44位となっております。沖縄県はこれまでのワクチン接種率は、接種者数最下位で、累積の感染者数は1位となっているというのが首相官邸の資料となっております。すみません、9月11日から27日のデータはちょっと今手元にないので、確認をしたいと思います。

○又吉 清義 議員 休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時48分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

9月11日から17日までの1週間の定点当たりの数は、沖縄県は11.67人ということになっています。全国は17.54人ということですので、全国よりは低い値で推移をしています。その次の週の9月18日から24日についても、沖縄県は11.56、全国のほうは、その

後減少しまして、11.01ということで減少傾向が見られております。感染者数については以上となります。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 部長、もっと県民に丁寧の説明したほうがいいですよ。同じ資料と思いますが、これはちゃんと新聞記事ですよ。9月11日から17日、沖縄県最下位ですね。ちゃんと最下位と書いてありますよ。最下位。感染者最下位。そして、9月24日に関しても、全国も同じように減ってきました。沖縄も減りましたということを言わないと、皆さん。沖縄だけ増えているように勘違いしますよ。ですから、私はそこで何を言いたいかといいますと、今日、沖縄県のワクチン接種率は全国でもかなり低く、感染者もかなり低いということは、県民の感染対策は、ワクチン接種に頼るのではなく、自己免疫の向上と衛生管理を徹底している表れである。意識が変化してきたあかしであると思われる。ですから、県のコロナ感染対策は、ワクチン接種以上に自己免疫の向上と衛生管理をさらに徹底するべきであると判断できると思いますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

ワクチンを県民にお願いをするときの私たちの大きな目的としましては、重症化防止というのがございます。この冬にもまたコロナが流行するかもしれないので、そのときに重症化しないように特に高齢者、基礎疾患のある方については接種を勧めてくださいということを行っているところであります。感染予防にどのくらい寄与するかどうかについては、様々な議論がありますけれども、まず重要なことは、重症化する方を少なくするというので、国のほうの接種の対象も、勧奨する対象として、この秋のワクチンからは65歳以上の高齢者、それから基礎疾患のある方に限定されたということもありますので、重症化予防のために、冬が来る前にワクチンを今打ちましょうということで県民に呼びかけているところであります。

○又吉 清義 議員 休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

県内の医療機関の逼迫をやはり防がないといけないということもありますので、先ほど申しました重症化しやすい、重症化リスクの高い高齢者に重症化予防のための接種を呼びかけるのと同時に、それ以外の方々

についてはこれまで培ってきた感染予防対策によって感染を予防する、あるいは規則正しい生活を行うことで本人の体調を崩さない、免疫状態を悪化させないというふうな形の呼びかけはインフルエンザにも通じるものがありますので、呼びかけているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 私は呼びかけるだけではなくて、皆さん、もっと行動を起こしてもらいたいと思います。私が何を言いたいかといいますと、やはり自己免疫を高めるために、学校給食なり、県民の食材に、それなりの栄養価値のあるものをもっと皆さん、県自ら提供すると。そうしたら、県民も痛い注射を打たれるよりは、はい、こういうおいしいのを食べて、食材をうんと食べて、免疫を高めるんだったら、私はさらによくなると思いますよ。ワクチン接種だけに多額の予算をかけるだけじゃなくて、その一部をそれに回すと。学校の子供たちにも。そして、元気をつける。そういう策も必要じゃないですかと私は言いたいです。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 栄養バランスの取れた食事を行い、適度な運動を行うなど、生活習慣をリズムよく行うことで、体調管理を行うということは非常に重要なことであるとは考えております。ただ、この食べ物を食べると免疫が向上するというふうな効果というのは、なかなかないと思いますので、今申し上げたように、バランスよく食べてくださいというふうな形で、健康増進ということで呼びかけているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 部長、私は間違いだと思うよ。食べ物を食べて、免疫が向上することはあり得ない、こんなことはないですよ。我々は食を食べて免疫を高めることができるんですよ。生きることができるんですよ。あなた、食を食べずにどのようにして免疫を上げますか。毎日走れば免疫が上がるんですか。どうなんですか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

先ほどの私の発言の趣旨は、特定の物を食することで免疫が上がるというふうなものを県民にお知らせすることは難しいというふうなことでございます。もちろん御指摘のように、毎日毎日の食事をバランスよく食べるということは非常に重要なことであるというふうに考えています。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 時間ももったいないですから。特定の食を食べて、上がるのは事実です。ちゃんとデータにもあります。後で研究してください。そして、栄養価の高い物を食べることによって、免疫も上がります。これも事実です。全然違います。認識を変えたほうがいいですよ。時間ももったいないからもう次に行きます。

ちょっと休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時55分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○又吉 清義 議員 もう時間がありませんので、いきなりPFOS、PFOAの7番に移りたいと思います。

管理体制の不備によりPFOS等が6月に県庁舎内駐車場から流出していたにもかかわらず、指摘されるまで報告を一切行わない県の姿勢について伺いますが、まず初めに、那覇市議会で、PFOS久茂地川流出事故に関する抗議決議が共産党を含め外1人の退席のある中、決議されました。

県としては、この決議についてどのように受け止めているかを伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時56分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 まず、今回のPFOS等を含む泡消火剤が久茂地川に流出したことにつきましては、そしてまた公表が遅れましたことについては、那覇市議会から抗議を受けましたことを重く受け止めております。那覇市民をはじめ県民の方々に大きな不安を与えたこと、改めておわびを申し上げます。

県としましては、今後このようなことがないように、県民生活に影響を及ぼすおそれがある事象については、直ちに私をはじめ三役へ報告し、関係機関と情報を共有するとともに、県民の皆様にも速やかな公表を図ってまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 昨日の仲里全孝議員の一般質問の中で、PFOS、PFOAの流出と漏出に関しましては、平成22年度からこれがあったということなんですけど、もう一度これ伺います。平成22年度から何年度にどこでPFOS、PFOAの漏れ、流出があっ

たのか、もう一度確認いたします。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 平成27年度に、地下1階の駐車場で流出があったと記録が残っております。ただ詳細な記録は保存期間が5年であるために残っておりませんが、写真等が残っているというところです。この27年度の事案の際なんですけど、平成22年にPFOS、PFOAを含むタンク、泡消火剤を取り替えしました。泡消火剤はもう使っていないという認識でおったんですけど、令和3年度、正確に申し上げますと令和4年の1月に配管を調べたら、残留物があると。PFOS、PFOAの残留があるということが判明したところでございます。平成27年度の時点にあっては、PFOS、PFOAが入っていないという認識でございましたので、特に対外的に公表するというようなリアクションは行っていなかったところでございます。昨日申し上げた6月の地下駐車場の2階の事案とあと1件、首里城の首里杜館で配管工事中にということを申し上げましたが、この配管を取り替えるときに、泡消火剤が二、三十リットル流出して、それをすぐ回収したというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 昨日の皆さんの説明では、首里城もある、そして県の管理しているコザ・ミュージックタウンですか、そして那覇とかいろいろありました。トータルで何件ありましたか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 先ほど申し上げた3件は、県有施設でございます。昨日、ほかに申し上げた4件につきましては、県管理以外の建物で、県が把握しているPFOSの流出事案、放出事案でございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 そこで部長、お伺いします。

この県管理施設、この3施設であったということですが、これは知事に報告してあるというふうに理解していいんですか。してないというふうに理解していいんですか。取扱いはどのようになっていますか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 今回、6月の県庁駐車場地下2階の事案については、報告しておりません。それから27年度の時点は、PFOS等が含まれていないという認識でありましたので、これも報告しておりません。もう1件、首里杜館の20リッター、30リッターの事案ですが、これは配管の工事中に少し流出したというところもあって、いずれも報告していないというところでございます。ただ、6月の地下2階の駐車場

の流出事案にあっては、八百、九百リットル近く放出されて、これを回収すれば足りるという私の危機意識の欠落した判断の下、上司に報告を怠ったということで深く反省しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 ちょっと理解できないんですが、皆さん。こういった重大なものを幾ら危機意識であり——これは総務部長一人で判断するんですか、本当に。首里城公園内の土木関係も全く無関係なんですか。土建部長に改めてお尋ねいたしますけど、全く無関係なんですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

首里杜館の配管工事における流出でございますが、工事エリア内で発生したものでございまして、即座に流出対策を実施し、回収作業を行い、外部への流出がなかったというところから、公表等はしていなかったものでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 そしてこれは、公務上は、この報告というのはお互い口頭だけで行うのか、文書でやり取りをするのか、どちらですか。こんな重大な事件というか、これに関しては、口頭だけで終わるんですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 先ほど申し上げましたように、私の危機意識の欠落により認識がなかった。本来であれば、最初に口頭で報告し、後日詳細が判明次第、資料をもって、書面をもって、上司に報告すべきであったというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 そうすると、このような重大なこのPFOS問題に関しまして、じゃ文書でもやり取りをしない、口頭だけで全て行っていたと。で、今回の6月にあったものに関しても、口頭だけであったのか、文書で終わったのか。これどのようになっていますか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 9月15日、最初は口頭で報告したところでございます。そして9月25日、三役おそろいになりまして、記者会見資料、議員の皆様への説明資料、それに沿った形で資料をもって、どこに最初に泡が流れ込み、そこから庁内のどこそこに流れて、そこからまた久茂地川に流れ込んだ、数値はかくかくという形で資料をもって報告したところでござい

ます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 理解できないんですが、知事に伺います。

9月定例会の前の9月25日に、皆さん与党連絡会でこの連絡があったということなんですが、これをあえて9月27日にこれを新聞発表するという考え、経緯ですね。本来ならば開会前にやるのが当たり前ですが、これ誰一人こういったことは、やはり開会の当日に発表すべきだということは、誰一人そういう意見はなかったんですか。みんなで、これは伏せておこうとする考えになったんですか。非常に疑問なんですが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 本来ならば、開会日に知事から皆様へ御報告すべきだったところではあるのですが、原因をつくりました私どもの手前勝手な理由ではございますが、資料の詳細が整っていなかったということもありまして、開会後の27日に公表に至ったというところで、この点についても深く反省をしているところでございます。

○又吉 清義 議員 はい、合点ではありませんが、ありがとうございます。

終わらせていただきます。時間です。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

[中川京貴 議員登壇]

○中川 京貴 議員 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従い順次質問を行いたいと思います。

1、沖縄振興策の今後について。

(1)、県は、沖縄21世紀ビジョンの期間が終わる2030年以降の沖縄県の将来像をどのように描いていく考えを持っているのか伺いたい。

2、米軍基地問題について。

(1)、辺野古埋立設計変更申請に係る最高裁判決について伺いたい。

(2)、玉城知事は度重なる米軍人、軍属による事件・事故、基地問題などの解決にどのような形で取り組んでいるか伺いたい。

(3)、米軍嘉手納基地や普天間飛行場周辺で100デシベルを超える米軍機などの騒音が常態化していることに対し、県の対策について伺いたい。

(4)、嘉手納基地周辺の嘉手納町、北谷町、読谷村における1日当たりの航空機騒音発生回数について伺いたい。

(5)、嘉手納基地周辺の最大騒音数について伺いたい。

(6)、嘉手納基地内に格納庫など新たな施設が建設されているが、米軍基地内の施設に対し県の許可や書類の申請等は必要あるか伺いたい。

(7)、航空機騒音規制措置（騒音防止協定）は守られているか伺いたい。

(8)、沖縄県の米軍基地の面積と全国の米軍基地の面積の比率について伺いたい。

(9)、米軍基地周辺の防音工事について。

ア、対象区域の現状と予算、件数、課題について伺いたい（令和3、4、5年）。

イ、嘉手納基地、普天間飛行場周辺の全世帯に対し、防音工事を実施している世帯数を伺いたい。

ウ、住宅防音工事の手續の簡素化を図り、家主が防音工事を申請し借家人が引っ越して空き室でも防音工事ができるような制度など、政府に要請した経緯はあるか伺いたい。

エ、住宅だけではなく店舗及び事務所等の防音工事ができるよう、県はこれまで政府に要請した経緯はあるか伺いたい。

オ、住宅防音工事に対し、電気代の国庫負担について要請等をしたことがあるか伺いたい。

カ、平成20年より防音工事の対象が拡大され一定の評価は得られたが、まだまだ騒音被害を受けている地域では不平等だと要請を受けているが、県の認識と取組について伺いたい。

キ、住宅防音工事の告示日を廃止して、これまでにできなかった80W・75W地域の外郭防音工事ができるよう政府に要請したことがあるか伺いたい。

(10)、基地関連収入について。

ア、軍用地料や思いやり予算など、県に入る収入、市町村に入る収入について伺いたい。

イ、地域振興・基地補正・密度1（傾斜配分）の設置された経緯と現状について伺いたい。

ウ、県と市町村の案分について伺いたい。

3、教育行政について。

(1)、全国学力テスト開始以来、ずっと7年間にわたり小学校、中学校とも全国最下位でした。全国最下位を脱したのは、西暦何年で全国何位でしたか。そのときの最下位を脱した経緯について伺いたい。

(2)、全国最下位を脱した年から今年（2023年度）までの全国順位を、年度別に小学校、中学校、伺いたい。

(3)、教職員による長期的、短期的な休暇について、その内訳と臨時職員を対応するための人数と予算

について伺いたい。

(4)、全国的に教員の労働条件改善が課題となっているが、本県の教員の残業実態等は把握できているか伺いたい。

(5)、給食費の小学校、中学校の無償化について。

ア、令和5年度現在までに給食費無償化を実施している市町村と学校数について伺いたい。

イ、給食費無償化をした場合の予算額は幾らか（学校数・対象者数）伺いたい。

4、道路行政について。

(1)、高速道路の交通渋滞について。

ア、私は令和元年10月の一般質問でも取り上げましたが、再度質問いたします。沖縄市の1万人収容の多目的アリーナのイベント等に伴い、沖縄南インター・北インター地区の交通渋滞対策として、出入口の拡幅工事や新たなアリーナ駐車場に直接通行できる道路を建設するべきではないか伺いたい。

イ、沖縄南インター・北インターの間に、嘉手納町から沖縄市（池武当）向け県道74号線（仮称：池武当インター、アウトインができるフルインター）について、平成27年6月に一般質問をしましたが現状と進捗状況について伺いたい。

(2)、北谷町砂辺浜川地域（嘉手納基地第1ゲート前・旧コザ信用金庫北谷店前）の国道58号の出入口は、朝夕の渋滞はもとより日中も大きな交通渋滞があり、地元地域から問題解決の要請を受け、私は平成24年7月の一般質問から取り上げてきましたが、現在の進捗状況について伺いたい。

5、防災対策について。

(1)、台風6号による県内の被害状況とその概要と対策について伺いたい。

(2)、災害時及び台風時の対策として、41市町村の公共施設における発電機の設置状況について伺いたい。

(3)、以前にも一般質問で取り上げましたが、台風・自然災害等で電気が使用できなくなった場合の対策として、公共施設・自治会または住宅・店舗に太陽光・風力発電機を導入し、蓄電池を備えた防災対策をするための補助金をつくるべきではないか伺います。

(4)、県が管理する県営団地及び公共施設（学校・病院）など、台風・自然災害で停電しても高層住宅のエレベーターの稼働や断水することなくポンプアップできる発電・蓄電整備はできないか伺いたい。

6、我が党の代表質問との関連については質問いたしません。

答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。



○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

沖縄振興策の今後についての御質問の中の(1)、2030年以降の沖縄県の将来像についてお答えいたします。

2030年以降の沖縄県の将来像については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の成果指標の達成状況や新たな課題等に係る検証を行った上で、検討してまいりたいと考えております。2030年以降の沖縄振興においては、国連SDGサミット等の国際社会の動向を踏まえ、持続可能な沖縄の発展並びに誰一人取り残すことのない優しい社会の実現を目指すとともに、2050年カーボンニュートラルの実現やデジタル化の進展など本県を取り巻く時代潮流に対応し、世界に誇れる島嶼型環境モデル地域の形成やデジタルトランスフォーメーション・イノベーション創出による県民所得の向上等、発展した沖縄県の姿が想定されることです。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 2、米軍基地問題についての中の(1)、最高裁の判決についてお答えいたします。

県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について何ら判断せずに訴えを退けた最高裁判所の判決は、県民投票で示された辺野古新基地建設のための埋立てに反対する県民の意思や県の主体的な判断を無にし、地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法が定める地方自治の本旨をもないがしろにしかねないものであります。知事は、この判決について、最高裁判所には、憲法が託した「法の番人」としての矜持と責任の下、地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を最後まで期待していただけない限り残念でありますと述べております。

同じく2(2)、事件・事故等の解決への取組についてお答えいたします。

本県には、戦後78年、復帰後50年以上を経た今もなお、全国の約70.3%の米軍専用施設が集中していることにより、米軍関係の事件・事故は後を絶たず、騒音、水質汚濁等は県民生活に多大な影響を及ぼし、市町村議会においても、米軍基地から派生する騒音等の様々な問題への抗議決議が繰り返されております。

本県の基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではないことから、令和3年5月に行った復帰50年に向けた要請や、昨年岸田総理大臣に手交した新たな建議書などにおいて、在沖米軍基地のさらなる整理縮小等を求めています。引き続き、目に見える形で過重な基地負担の軽減が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

同じく2の(3)、航空機騒音への対策についてお答えいたします。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、基地負担の軽減を図るため、航空機騒音規制措置に関する合意や航空機の訓練移転が実施されておりますが、昼夜を問わない訓練や外来機の飛来等により、周辺地域住民に多大な騒音被害を及ぼしており、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。このため、県は、去る9月14日、沖縄防衛局、米軍等に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用や外来機の飛来制限等を要請したところであり、引き続き、騒音をはじめとする周辺住民の負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。

同じく2の(6)、基地内施設建設に係る県の許可等についてお答えいたします。

県としては、米側が米軍基地内で実施する工事について、事業主である米側に対しては国内法が適用されないものの、施工業者に対しては適用されるものと認識しております。そのため、例えば、建築基準法に基づく建築確認の申請や赤土等流出防止条例に基づく届出は、事業主に対して義務づけられている手続であるため、米側が事業主の場合は必要ありません。一方、大気汚染防止法に基づくアスベストの事前調査結果の報告のように、施工業者に対して義務づけられている手続は、米側が事業主であっても、受注した施工業者は報告をする必要があります。なお、日本政府が事業主である場合は、国内法が適用されるものと承知しております。

同じく2の(7)、航空機騒音規制措置の遵守についてお答えいたします。

航空機騒音規制措置では、飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定することや、場周経路における一定の高度以下の飛行、22時から翌朝6時までの間の飛行などが規制されているものの、依然として住宅地上空における低空旋回飛行や夜間早朝の飛行が行われています。

県としては、これらは、「できる限り」、「任務により必要とされる場合を除き」等、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっているためと考えており、

今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、同規制措置の厳格な運用について日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

同じく2の(8)、沖縄県と全国の米軍基地の面積についてお答えいたします。

防衛省が公表している今年1月1日時点の資料によると、全国の米軍専用施設面積は2万6261ヘクタール、うち沖縄県内の面積は1万8452.5ヘクタールであり、割合は全国の約70.3%となっております。

同じく2(9)のアと2(9)のイ、防音工事の現状、予算、実施世帯数等についてお答えいたします。2の(9)のアと2の(9)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

住宅防音工事については、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺におけるW値85未満の地域では、昭和58年の住宅防音工事対象期日までに建築された住宅が対象とされ、その後建築された多くの住宅は、防音工事を受けられません。沖縄防衛局によると、防音工事の予算額と実績は、令和3年度が約163億1182万円で7482件、令和4年度が約166億8343万円で6811件、令和5年度が約142億7345万円で、現在執行手続を進めているとのこと。また、防音工事を実施している世帯数は、令和4年度末時点で、嘉手納飛行場周辺は約5万1000世帯、普天間飛行場周辺は約1万2000世帯となっております。なお、両飛行場周辺の全世帯数については沖縄防衛局に確認したところ、把握していないということでありました。

同じく2の(9)のウ、住宅防音工事手続の簡素化等の要請についてお答えいたします。

県は、去る9月14日、沖縄防衛局に対し、住宅防音工事に係る補助金の交付手続等の簡素化・迅速化について配慮することなどを要請しております。なお、沖縄防衛局によると、補助金交付申請書の提出後に借家人が引っ越しして、空き室となった場合には、補助金の交付とはなっていないものの、空き室の状態が解消された場合は、速やかに補助金交付の対象となるよう努めていくとのことでありました。

同じく2の(9)のエと2の(9)のカ及び2の(9)のキ、防音工事対象の拡大に関する県の要請等についてお答えいたします。2の(9)のエ、2の(9)のカ及び2の(9)のキは関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、騒音被害の実態があるにもかかわらず住宅防音工

事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。このため、県は、機会あるごとに政府に対し、住宅防音工事の対象区域の拡大、告示後住宅への適用拡大、事務所・店舗等を住宅防音工事の対象化とすることなどを求めているところであり、引き続き、軍転協等とも連携しながら、政府に対して求めてまいりたいと考えております。

同じく2の(9)のオ、電気代の国庫負担についてお答えいたします。

県はこれまで、渉外知事会を通じて、政府に対し、住宅の防音施設に係る維持管理費として光熱費等を全額国庫負担とすることを要請しております。

同じく2の(10)のアの中の、思いやり予算についてお答えいたします。

防衛省の資料によると、令和5年度の同盟強靱化予算、いわゆる思いやり予算の額は2112億円であり、その内訳は、駐留軍等労働者への給与等の労務費が1550億円、訓練移転関連が13億円、提供施設整備が298億円などとなっております。そのうち、在沖米軍基地に係る予算額は564億円で、その内訳は労務費が502億円、提供施設整備が62億円となっております。

次に5、防災対策についての中の(1)、台風第6号による被害状況と対策についてお答えいたします。

台風第6号については、建物一部倒壊による死者1名のほか、重傷者3名及び軽傷者80名の人的被害が報告されております。お亡くなりになられた方に対しお悔やみを申し上げます。

また、住家で全壊3件、半壊23件及び一部破損167件、非住家においても店舗の全壊や公共施設の一部損壊などの建物被害が報告されております。

県においては、災害対策本部を設置し、知事メッセージにより台風接近時の不要不急の外出は控えていただくよう呼びかけを行ったほか、各所管部局において関係団体や事業者、観光客等に対して、事前の台風対策の周知や情報提供を行ったところ。す。

次に5(2)、市町村における公共施設の非常用発電機の設置状況についてお答えいたします。

県内市町村において業務継続の確保のため災害対策本部が設置される庁舎においては、令和5年9月現在、40の市町村庁舎で非常用電源施設が確保されております。また、指定避難所においては、令和4年12月現在、県内720か所のうち、自ら保有もしくは優先使用の協定等によって383か所が非常用電源施設を確保しております。

県としましては、引き続き災害発生時に備え、庁舎や指定避難所など公共施設における非常用電源施設の確保を促進してまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

[多良間一弘 環境部長登壇]

○多良間一弘 環境部長 2、米軍基地問題についての(4)と(5)、嘉手納飛行場周辺の1日当たりの航空機騒音発生回数及び最大騒音ピークレベルについてお答えいたします。2の(4)と2の(5)は関連していますので、恐縮ですが一括してお答えします。

令和4年度の航空機騒音測定結果では、嘉手納飛行場周辺の1日当たりの騒音発生回数は、嘉手納町屋良A局で66.4回と最も多く、北谷町砂辺局では53.9回、読谷村伊良皆局では23.6回となっております。また、最大騒音ピークレベルについては、22測定局中17局で100デシベルを超過しており、砂辺局では最も高い117.9デシベルが測定されています。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 2、米軍基地問題についての(10)のアのうち、基地関係の県の歳入についてお答えいたします。

令和5年度当初予算における基地関係に係る県の歳入は、県立学校の防音工事等に係る国庫支出金、県有地の貸付けに伴う土地貸付料など約15億円を計上しております。

同じく2の(10)のイ及びウ、普通交付税に係る基地補正及び県市町村の算入額について。2の(10)のイとウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

普通交付税に係る基地関係経費については、基地等が所在することによる渉外関係事務や清掃関係事務等に係る行政経費に対し、平成9年度から措置が講じられており、令和5年度の普通交付税の基準財政需要額に算入された基地関係経費については、県分が約21億円、市町村分が約55億円となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 2、米軍基地問題についての(10)のア、軍用地料及び市町村の基地関連収入についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、令和3年度の市町村有地並びに私有地の軍用地料の総額は約888億円となっている

とのことです。また、令和3年度決算における市町村の軍用地料や基地交付金等の基地関連収入は、約361億3000万円となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 3、教育行政についての中(1)、全国学力・学習状況調査についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

順位について、文部科学省は、過度な競争や序列化等につながらないように配慮し、調査結果に順位づけはしておらず、本県では全国の平均正答率との差を示しております。小学校において、2014年に算数、2015年に国語が全国の平均正答率を初めて上回っており、その要因について、県教育委員会では、学力向上推進室を立ち上げ、授業改善に重点を置き、学校支援訪問や各種研修会の実施、先進県との人事交流等、教員の指導力向上を推進した成果と考えております。今後とも、家庭、学校及び関係教育機関と連携し、学力向上に関する取組の一層の充実を図ってまいります。

同じく(3)、教職員の休職者等の状況についてお答えいたします。

令和4年度における教育職員の病気休職者は381人で、令和元年度に比べて38人の減、育児休業者は、学校事務職員等も含め838人となっております、59人の増となっております。病気休職代替教育職員は350人で人件費は約6億8000万円、令和元年度に比べて約1億2000万円の減となっております。育児休業代替教職員数は816人で、人件費は約23億7000万円、令和元年度に比べて約1億円の増となっております。

同じく(4)、教員の残業実態等の把握についてお答えいたします。

県立学校においては、平成31年よりICカードを利用した勤務管理システムが導入されており、市町村立学校でも、令和4年度は39市町村でICカードやタイムカード等を利用して教職員の勤務実態の把握を行っております。また、本県教職員の令和4年度の月80時間を超える長時間勤務者の全体に占める割合は小中学校で2.7%、県立学校で2.5%となっております。

県教育委員会としましては、引き続き、実効性のある取組を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(5)のア、学校給食費の無償化についてお答

えいたします。

令和5年5月時点で、学校給食費を全額無償化している市町村は14市町村となっており、小学校66校、中学校36校となっております。

同じく(5)のイ、学校給食費の予算等についてお答えいたします。

令和3年度の本県公立小中学校における学校給食費の内訳は、小学校269校、9万9844人で約42億9000万円、中学校154校、4万6788人で約22億6000万円で、合わせて約65億5000万円となっております。給食費の無償化に必要な額は、就学援助等の約14億7000万円を差し引いた約50億8000万円となります。

続きまして5、防災対策についての(4)、学校への発電機等の整備についてお答えいたします。

県立学校においては、6階以上の高層建築物はなく、また、台風やその他の非常時には、生徒、職員の安全を確保するため、休校等の適切な措置を講じているところであり、非常用発電機については、県立学校18校、避難所指定の市町村立学校のうち113校に設置されております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 4、道路行政についての(1)のア、沖縄南、沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞対策等についてお答えいたします。

沖縄自動車道の沖縄南及び沖縄北インターチェンジとの接続交差点は、沖縄地方渋滞対策推進協議会において、主要渋滞箇所として特定されております。両インターチェンジの接続交差点については、県道における右折帯の延長及び2車線化、国やNEXCO西日本による周辺道路の左折帯の設置及び直進2車線化等が行われ、現在、同協議会において、渋滞対策の整備効果を検証しているところであり、両インターチェンジ接続交差点の拡幅等については、渋滞対策の検証結果を踏まえ、関係機関と意見交換を行いたいと考えております。

次に同じく4の(1)のイ、池武当インターチェンジの現状と進捗状況についてお答えいたします。

池武当インターチェンジは、ハシゴ道路ネットワークに位置づけられており、沖縄南及び沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞緩和等に資するものであります。県において、令和4年9月に都市計画決定を行い、令和5年8月に国土交通大臣へ沖縄自動車道への連結許可を申請し、9月に許可を得たところであり、現

在、沖縄市と連携し、事業化に向け取り組んでいるところであります。

次に同じく4の(2)、嘉手納飛行場第1ゲート前の国道58号交差点の渋滞対策についてお答えいたします。

国道58号の嘉手納飛行場第1ゲート前の砂辺南交差点については、沖縄防衛局によると、平成29年度から令和3年度にかけて、文化財調査及び実施設計を終え、現在、米軍施設用地内の整備に取り組んでいるところであります。

県としては、引き続き、国に対し渋滞対策となる交差点整備の実施を働きかけてまいります。

次に5、防災対策についての(4)のうち、県営住宅への発電機・蓄電設備の整備についてお答えいたします。

県営住宅では、台風などの災害時の停電による断水に備えて、指定管理者により発電機を確保し、応急体制を整えているところです。また、停電によるエレベーターの停止については、住民の生活に不便を来していることを把握しております。

県としては、今後、指定管理者等と意見交換を行い、実施可能な対策について検討したいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 5、防災対策についての(3)、太陽光発電等に対する補助についてお答えします。

公共施設や住宅・店舗等において、太陽光発電設備等と併せ蓄電池を整備することは、災害時等の停電対策にも有効であると認識しております。県では、令和4年度から離島における第三者所有モデル事業への補助を実施しており、一般家庭466世帯に相当する太陽光発電や蓄電池を事業所や住宅等に導入したところで

す。県としましては、引き続き、太陽光発電や蓄電池の導入促進に取り組み、低炭素で災害に強い島嶼型エネルギー社会の構築を目指してまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

[本竹秀光 病院事業局長登壇]

○本竹秀光 病院事業局長 防災対策についての御質問の5の(4)、県立病院における停電時の発電・蓄電設備についてお答えします。

5つの県立病院は災害拠点病院に指定されており、

各病院では自家発電設備を設置するとともに、常時3日分の燃料を確保し、自然災害時の停電等に備えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 教育行政から再質問したいと思っております。教育長にお伺いします。

半嶺教育長、全国最下位を脱出するためには何が重要だと思いますか。先ほど教育長は、文部科学省は順位は発表していないと言っていましたけれども、ネット上ではこのように（資料を掲示）数学と英語が出ております。それを踏まえて教育長の答弁を求めます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

やはりまず1点目は、コロナ禍の影響によりまして定着が不十分な学習内容がございました。それをしっかりと取り組んで、授業や家庭学習を通して学び直しをしっかりと行っていく必要があるというふうに思っております。

それからもう1点は、これからの時代に必要な資質・能力として重要視されているのが、思考力・判断力・表現力でございます。この全国学力・学習状況調査においても、その力を問う内容へ問題がシフトしております。したがって、しっかりと授業の中で物事を深く掘り下げて考えることのできる力、あるいは正しく判断し選択できる力、それから正しく表現し伝えることのできる力をしっかりと授業改善を通して身につけさせていく必要があると考えております。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 教育長、実はやはり、子供たちの学力低下は先生方に無理があるのではないかと思っております。

先ほど教育行政の(1)、(2)、(3)、(4)に関連して再度質問しますが、先生方は現在、大変多忙だと聞いております。訪問や調査物への対応や子供たちの生活指導、保護者への対応等、一番大切な授業以外の仕事が多過ぎて疲弊しているとのことをよく耳にします。現在働き方改革が叫ばれている中で、こうした先生方の授業以外の仕事を軽減させ、授業に集中、全力投球できる職場環境が必要だと感じます。

そこで玉城知事と教育長に伺います。

こうした職場環境を整理してあげて、子供たちの学力向上に専念できるシステムをつくっていただきたいと思いますが、見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

教職員が本来の業務に集中できる時間、あるいは児童生徒と向き合うための時間を十分に確保し、質の高い教育を継続的に、持続的に行うことができる教育環境を整えることは非常に重要であるというふうに認識をしております。4月に働き方改革推進課を設置しまして、県内公立学校の全教職員を対象としたアンケートの結果等、現場の声を聞きながら取組を推進しているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会とも連携・協働して、保護者や地域社会の理解と協力を得ながら思い切った学校の業務改善を推進してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 お答えいたします。

今年度の総合教育会議においては、教員不足に係る取組の方向性について確認をしております。特に、業務の精選、役割分担については行政の取組だけではなく、社会全体の意識改革と理解の醸成が必要であり、県民一人一人がこの問題に対し理解を深め、参画していただくことが、総合的に子供たちを支えていくという教育本来の在り方を再確認できるのではないかと受け止めております。働き方改革の推進は、今やどの業界、現場でも待ったなしの状況であります。

持続可能な学校教育の構築を目指して、引き続き教育委員会と連携して取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 ぜひよろしく願います。

休憩願います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時48分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○中川 京貴 議員 （パネルを掲示）玉城知事、米軍基地問題の辺野古埋立設計変更申請に係る最高裁判決について再質問いたします。

知事、知事は令和元年12月の本会議で私の質問において、最高裁判決が出れば真摯に遵法の方針を守っていきたく思いますと答弁したことを確認したいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 そのように答弁いたしました。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 知事、遵法の精神ということはどういうことですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 法律の定めるその内容はもちろんですが、規則等についても真摯に取り組んでいくということです。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 知事は、本会議で答弁したことで行動が伴っておりますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 はい、そのように心がけていると思っております。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 知事は昨日も答弁していましたが、最高裁判決が出たら承認または不承認——きちっとした対応はしておりませんが、結果的には不承認になっているんですよね。知事は不承認ではないと言うかもしれませんが、承認なんですか、不承認なんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 10月4日におけるの発表では、承認、不承認とも判断に至らなかったということを発表しております。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 判断に至らなかったということは、国土交通省が裁判に踏み切ったのは、知事が期限内に返事をしなかったからではないですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 国においては、国の判断において行われたものというように受け止めております。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 知事は代表質問、一般質問でも、連日事務方と弁護士も入れて対応について協議をしてきたと答えております。その際、事務方が処理方針などレク資料を作成していると思います。まずこのレク資料ですけれども、我々議会に提出できませんか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 まだ意思決定過程における検討状況ですので、これを開示することによって様々な影響が出るというところで、これについては現段階では開示できないという状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 今の答弁では当時、知事、三役、弁護士も入れて、何名で協議したのですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 協議については複数回行われておりますので、その時々においてメンバーの数等が違いますので、一概に何人ということは、お答えにくいということでございます。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 知事、これは公文書ですよ。公文書ではありませんか、皆さん方が協議した。新聞報道によると、事務方、職員が、法律ですから、知事、法律にのっとって守っていただきたいという要請があったという新聞記事がありましたけれども、あれはじゃ、うそなんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時53分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 職員のほうから知事に対して要請するという事はないと思います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時54分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 要するに知事には、政治家としての苦悩、また行政としての苦悩があると思いますが、やはり法律ですから、法律にのっとってやるべきだという事務方からの要請が、会議があったと思っております。起案文書ですね。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時54分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 起案はまだされていないということです。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 これはじゃ、公文書じゃないんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時55分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

池田副知事。

○池田竹州 副知事 昨日もお答えしましたが、辺野古の問題につきましては、通常の起案と異なりまして、三役、知事のほうで方針を決定して対応するという形になっております。

今現在——昨日の、いわゆる承認期限までに判断できないということでしたので、当然ながら承認するしないというような起案文書の起案は、行われてはいないという状況です。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 具体的にその会議をして、この記録はあるわけですよね。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 会議といいますか、調整ですので、会議録等は通常事務調整ではその都度は取っていないところがございます。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 先ほどの部長の説明では、あったと言っているじゃないですか。国会でも、メモ程度でもこれは公文書として適用されるんですよ。国会でもいろいろ問題になったじゃないですか。この議事録というかメモでもないんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 三役といいますか、知事、副知事等との調整を行うわけですから、当然資料等は準備はさせていただいております。それでどのような話があったかというのは、それぞれがメモをしてまとめているものはあるかと思えます。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 部長、今の答弁を聞いてください。部長はあると言ったり、副知事はないと言ったり。これ、情報公開請求が出た場合、出せますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時57分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほど総務部長が回答したとおり、まだ意思決定の途中にあるものについては開示は難しいということです。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 知事、なぜこの質問をしているかお分かりですか。知事はこの本会議で遵法の精神を守っていきたいと述べ、判決を尊重すると、判決に従うと。法律なんですよこれ。知事は行動が伴っていない。本会議において虚偽答弁したのですか。確認したいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私が判断に至らなかったという背景は、2019年2月の県民投票の結果を尊重する必要、県議の半数を占める与党県議全員からの要請、行政法学者——現在100人余り超えておりますけれども、行政法学者の方々からも、代執行手続が続行された場合も自治の担い手として正面から向き合うようになどという御意見を承りました。

今般、その代執行が提訴されるというような状況で、まだ訴状が届いていませんので、内容については検討しておりませんが、その訴状が届いてからさらに検討をするということは、法の趣旨に従ってその検討を行うということも想定しているということでもあります。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 じゃ、ぜひまだ検討のあれがあれば——知事、辺野古埋立てに係る訴訟について、かつて翁長知事は、仲井眞前知事が辺野古埋立承認について承認に瑕疵があるとして、承認を取り消す処分を提起した。ところが、最高裁判決によって県の主張が退けられ県が敗訴し、翁長知事は法治国家として最高裁の判決に従う。自ら提起した埋立承認の取消処分を取り消した経緯があります。そして今、辺野古の浅瀬の部分は、埋立工事が九十何%終わっているのです。そして玉城知事もその例に沿って、最高裁判決により承認の義務を負っているのです。判決に従い、埋立設計変更申請を承認すべきではないのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 国においては代執行の手続がなされたという連絡がありましたので、その訴状が届いてから検討してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 じゃ、まだ判断しかねているということでよろしいですか。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 会派沖縄・自民党、花城大輔です。

知事、質問に入る前に、お疲れのこととは思いますが、少しお時間をいただきたいと思えます。

昨日、我が会派の……。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時1分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○花城 大輔 議員 仲里全孝議員が何か告知をしようと試みましたが、村長が来ているにもかかわらず失敗しましたね。琉球新報ホールで国頭村フェアをやっているということでもあります。皆様、よろしくお願ひいたします。

そして、私は、今月3日まで開催されていた福島フェアというところに行ってきました。私は東北が好きで、東北の物産に触れるたびに、そこで過ごした出来事や30代の青春を思い出して、幸せな気持ちでいっぱいになります。福島フェアでは、魚を中心に買物を楽しみましたけれども、一緒に行った同じ会派のY議員は、ただということでも何度も日本酒の試飲を行い、1500円のお米を1000円に値切って買ってみたい、議員になる前はちんすこうを売っていた人とは思えないような行動をしておりました。

今、我が国の魚介類の不買運動が起こっているようですけれども、国民一人一人が1700円程度、昨年より食事を増やせば、全体としてはカバーできるというふうに聞いております。ぜひ、おいしく食べて国を守る、そしてふるさとを守る、そんな運動を広げていけたらなというふうに思っております。

それでは、質問に移ります。

2番の知事のジュネーブ国連人権理事会出席について。

(1)、国連に出席することの目的について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

今回の国連訪問は、国際社会に対し、沖縄に基地が集中している現状、沖縄県が辺野古新基地に反対する理由や基地から派生する諸問題の解決の必要性に加え、これらの問題が沖縄だけの問題ではなく、人権、民主主義、環境問題という普遍的な問題であることについて、幅広く発信することを目的として実施しております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 そもそもの話になりますけれども、知事は昨年の選挙に当選してすぐに、ぶら下がりであったと思いますけれども、国連の訴えについて発言をしております。これは県が、NGOに協力を求め

たものなのか、それともNGOからアプローチがあったものなのか、どのように進めてきたのか説明を求めたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

今回の国連訪問につきましては、令和5年度の国際社会への情報発信業務委託として、企画提案、公募を行ったところ、応募事業者から国連における情報発信に係る取組の提案がなされたということで、その後、業務委託契約を7月6日付で行い、国連訪問に係る調整等を進めたということでございます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 NGOからいただいた枠ということでもありますけれども、どのような立場でスピーチを行ったかについて伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 今回の国連人権理事会における発言については、沖縄県知事として行っているということです。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 私は、NGOの時間枠をもらって、沖縄県知事としての立場で発言したという主張は難しいと思います。知事は、人権理事会の中で、人権理事会の副議長からこう紹介されています。先住民族の権利のための市民外交センターに発言権を与えたと紹介されて、挨拶を始めているんですよ。なので、その会場にいた人は全て、市民外交センターの代表がしゃべっているというふうに理解をしていると思います。これいかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私は冒頭で、日本国、沖縄県の知事であるということを名のり、スピーチをさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 確かに知事は、市民外交センターの発言権を与えたとされた後に、アイ アム デニー・タマキ ガバメント オブ オキナワ ジャパンと自己紹介をして挨拶を述べられています。これ、翁長前知事の場合は、ガバナー オブ オキナワ プリフェクチャーと自己紹介されているんですよ。なので、先住民族の権利のための市民外交センターに発言権を与えたとするに副議長が紹介をして、知事は、ガバナー オブ オキナワ ジャパンと言ったら市民外交センターの沖縄の代表だというふうに、紹介を自分でしているというふうに思いませんか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。



○溜 政仁 知事公室長 沖縄県庁としましては、沖縄県の知事の英語表記は、ガバナー オブ オキナワとされているところですが、これはちなみに、沖縄県庁のホームページの県職員名の英語表記というところにも記載されているところでもあります。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 これはおかしいと思いますね。翁長前知事のとくと玉城知事のとくと、原稿の作り方が違うわけですか。不思議ですよ。

そして次の質問に移りますけれども、(3)、知事出席について沖縄県の取った手続について、どういったものがあつたか紹介してください。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 手続といいますか、今回の国連訪問に係る業務は委託事業として行っております。ですので、国連人権理事会への出席登録業務については、委託事業者が行っているというところですが。

○花城 大輔 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 次の質問に移ります。

NGO、そして委託先との関係性について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 今回の国連訪問に係る委託業者である、一般社団法人新時代アジアピースアカデミーの代表者は、国連資格NGO市民外交センターの代表も兼ねているということでもあります。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 このNGOについては、翁長前知事が国連でスピーチをしたときにサポートした同じ団体でありますけれども、委託先はホームページでしか確認はしていませんけれども、セミナー等を提供する一般社団法人ですね。どうしても国際的なイベントをデザインできるほどのナレッジや経験、持ち合わせているとは考えにくいと私は思いました。ただ、先ほど公室長おっしゃったように、共通点がありますね。NGOの団体の代表とこの一般社団法人の代表理事が、同じ人物であると。そして委託先については、知事が数年前に自身の友人の団体に対して2000万円以上の県の事業を受託させて、その前祝いをしたのではないかという、いわゆる疑惑の会食、その際に名前の上がった方、こっちに出席をした方の名前が理事の中

に連なっています。これは単なる同姓同名ですか、それとも同じ人物ですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時11分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 今、委託先の理事の名前を確認しました。以前にあった——1名、同じ名前の方がいらっしゃる。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 現在確実にというか、確認はしていないんですけど、恐らく同一の人物だろうと考えております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 県が契約するときに、契約先の相手の団体、いわゆる最近でいうと反社チェックのようなもの、この組織がちゃんとしたところなのかというのは調べるんじゃないですか。何で分からないんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時14分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 委託をする際には、今、一般競争入札の際もそうなんですけれども、適格性を確認をします。その際は、会社更生法に基づく破産手続の申立てがなされている者でないこと、あるいは自己、自社の役員、経営に実質的に関与する者等が暴力団等ではないこと等、あるいは所得税または法人税等を滞納していないこと等々の確認事項がございますが、その理事一人一人にどなたがいるかというところまでは確認するものではないというところがございます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 確認はできていないけれども、多分同一人物じゃないかというのは分かっていたということですよ。

次の質問に移ります。

(5)の関連する費用全般について、伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

今回の国連訪問に係る知事及び県職員の旅費は、概算で約482万円となっております。また、国連訪問に係る業務委託契約額は、約690万円であり、合計で約1172万円となっております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 このNGOや委託先の法人に支払った金額は幾らですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 支払いについては、精算払いとなっていますので、まだ支払いはございません。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 失礼いたしました。

業務委託契約額が690万円ですので、それで業務終了後、精算をして確定するというところでございます。

○花城 大輔 議員 どこにですか。

○溜 政仁 知事公室長 一般社団法人新時代アジアピースアカデミーでございます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 確定は今のところされていませんけれども、疑惑の会食に出席していた方が理事を務める法人に、690万支払う予定だということですね。

また、もう一つ、今日西銘議員の質問の中にもありましたけれども、市民外交センターからも4名、ジュネーブに行ったというふうに紹介がありました。この費用、どこから出ているのかわかりますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時17分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 委託費の中から捻出されるものだというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 先ほどの690万払った法人から出ているんであろうということですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時18分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 委託をしておりますので、その中から支出されるものだというふうに理解してお

ります。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 すみません。公室長あまりよく御存じないような感じがするんですけど、誰が知っているんですか、これ。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時19分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 現在契約をして、精算は事業完了後ということになりますので、それで明らかになってくるものだというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 公室長は、流れとかいろんな事業の組立て方とかは全く知らないような感じで答弁されているから、誰がこのことを知っているんですかと聞いたんですけど、もういいですよ。

じゃ、次の質問に移ります。

県の予算執行の妥当性について伺いたいと思いません。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

今回の国連訪問に係る予算は、国際社会に対し、社会の基地負担の現状、辺野古新基地建設問題に反対する理由や基地から派生する諸問題の解決の必要性などを発言するため、令和5年度当初予算の辺野古新基地建設問題対策事業として予算化されているところです。今回の取組では、国連人権理事会における沖縄の現状を訴える知事のスピーチのほか、講演会の開催や国連関係者との面談を実施し、沖縄の過重な基地負担や辺野古新基地建設問題に加え、これらの問題が沖縄だけの問題ではなく、人権、民主主義、環境の問題という普遍的な問題であることについて、国際社会に訴えることができたことから、事業目的は達成されたものと考えております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 そういうことを聞いているのではなくて、これ県の予算として支払うことが適切かどうかというふうに聞いているんですけど、私は不適切だと思います。

まず沖縄県では、県民が先住民族であるか否かという議論を行っていないという発言を繰り返してきた沖縄県が、沖縄県は先住民族であると発信するNGOと活動を共にして、その代表として発信をしている。そして、結果、人権理事会への出席の目的は、沖縄の現

状を全世界へ発信するというのではなくて、沖縄県民を先住民族であると主張するNGOに加担したものであると言わざるを得ない。この市民外交センターのホームページでも、沖縄県知事が国連でスピーチをすることを私たちがサポートしましたというふうに載っていますよ。また加えて、過去に疑惑のあった団体に690万支払おうとしている。知事は、このような活動を行うのであれば、知事としてではなくて、活動家としてやるべきじゃないですか。したがって、かかる費用も県の予算ではなくて、私費で行うべきだという県民の声、少なくないですよ。

加えて知事は、米軍基地を沖縄から追い出すために、沖縄県が日本という祖国の統治から離れ、実質、沖縄県民は日本人とは異なる民族であるという方向に導こうとしているのではないかと。県議会は、それを止めてほしいという声まで上がっています。

また、知事はNGOに対して便宜を図る、金銭的な謝礼をする必要があった。プロポーザルの参加資格には法人格が必要なため、そのままNGOを契約者として認めるわけではなくて、間に一般社団法人を出来レースの形でかませたわけですよ。これ、一般社団法人を迂回した形で、NGOから発言権を買ったのではないかという、そんな見立てをする方まで出てきます。これ、一県民の視点からも疑惑の会食と似たような構図で、新たな疑惑になり得る状況になっていると私は思うんですけども、知事いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今回の一連の手続は、行政の手続によって丁寧に行われたものというように考えております。さらに、議員御指摘の疑惑ということは存在しておりませんので、その点についてはどうぞ御了解をいただきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 次、3番の知事の政治姿勢について伺います。

辺野古埋立設計変更申請に係る9月4日の最高裁判決の見解について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について何ら判断せずに訴えを退けた最高裁判所の判決は、県民投票で示された辺野古新基地建設のための埋立てに反対する県民の意思や県の主体的な判断を無にし、地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法が定める地方自治体の本旨をもないがしろにしかねないものであります。知事はこの判決について、最高裁

判所には憲法が託した「法の番人」としての矜持と責任の下、地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を最後まで期待していただけに極めて残念でありますと述べているところです。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 9月4日どころか、9月27日も10月4日も過ぎてしまいましたけれども、そもそもは知事が不承認を出したことに對して、国が取り消すのは違法だとして沖縄県が裁判を起こして敗訴したということですよ。内容については、いわゆる受託事務にすぎないのだから指示に従ってくださいと、そのような最高裁判決。この判断を県が精査する必要、どこにあるんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時25分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 最高裁判決を受けまして、その内容を精査した上で対応を検討するという事を申し上げております。それにつきましては、県民、行政法学者等から様々な意見が寄せられており、県政の安定的な運営を図る上でこれらの意見の分析を行う必要があることから、同指示の期限までに承認を行うことが困難であるということで、判断はできないということをお答えしたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 今回の答弁よく理解できませんでしたが、私が言ったのは、最高裁の判断を県が精査する必要がどこにあるんですかって聞いているんですよ。前の知事公室長は、一般論で申し上げますと、行政が司法の最終判断を尊重することは当然であると考えておりますと答弁をしております。その上で行政の長として、知事の役割を聞かせていただきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 知事の役割、考え方的一端として、県の事務の包括的な執行管理権限を有し、その事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行するという義務を負っているということでもあります。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 今回は決断しなかったもので、義

務を放棄したということですね。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 決断に至らなかったということ  
を報告したまででございます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 もう既に異常な事態に陥っている  
ものと思います。そして、自身の正義のため、または  
信念を貫くなら法律に従わなくてもいいと、そのよう  
なメッセージまで含んでいると思いますよ。これは  
県政の歴史としても、教育という観点からも、あつて  
はならないと私は思います。ただし、知事にはもう打  
つ手がありませんから、最後の手段として国に代執行  
という手段を使わせて、国による民主主義を無視した  
権力にあらがったけれども、沖縄を守れなかったとい  
う悲劇のヒーローという形で保身に走ったというふう  
に私は理解します。でも私は、知事の思いどおりに  
はいかないと思っているんですよ。昨日ヤフーニュー  
スのコメントには、1000件以上ありましたけれど  
も、その9割が知事批判であります。これ内容は、も  
う既に埋立てそのものの是非ではないんですよ。行政  
機関である沖縄県という自治体の長が、正式な手続を  
経て確定した司法の判断を理由もなく無視したことが  
どうかというふうな議論に変わってきています。私の  
ところにも、知事はひきょうであると。リーダーとし  
て判断もしないと。恥を知りなさいという声まで届  
いていますよ。

今回、知事は判断結果について、承認してほしいと  
いう県民の声も聞かなかったわけで、公約どおり反対  
しますっていう声も聞かなかったわけで、どちらから  
しても評価がされない、そのような結果になっている  
というふうに思います。これでは悲劇のヒーローには  
なり得ません。リーダーとして決断するという責任か  
ら逃れたということに、真摯に向き合っていただき  
たいと私は思っております。そして今回の判決が出て、  
今後どのように工事が進んでいくのかは報道にもある  
とおり、大体予想できます。

そして次の質問に移りますけれども、知事公約、辺  
野古には基地は造らせない、今後の対応について伺  
いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 まず先ほどの議員の発言に対  
して、行政法の先生方よりいただいております地方自治  
法に関する代執行の手続の考え方を御紹介いたしま  
す。

本件判決のように、是正の指示の取消請求を棄却す  
る最高裁の判決が確定した場合であっても、都道府県

知事が是正の指示に従った法定受託事務の処理を行わ  
ないことは、代執行手続の存在に照らせば、地方自治  
法上、直ちに違法とは評価されない。是正の指示が適  
法であることが確定したとしても、国と地方公共団体  
とが対等の関係にあることに照らして、最終局面まで  
地方公共団体がそれに従わずに地域的な特性を考慮し  
た自主的な判断を行う余地を認めている。憲法はその  
余地を認めているということなのでありまして、様々  
な事柄を検討し熟慮した結果、判断に至らなかったと  
いうようなことがこのような背景にあるということ  
を、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時32分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 大変失礼いたしました。

続けて答弁すればよかったんですが、県は、かねて  
から辺野古新基地建設問題は対話による解決策を求め  
ていくことが重要であると考えております。政府が唯  
一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設について  
は、これまでも申し上げてまいりましたとおり、軟弱地盤の  
存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要す  
るとされ、さらなる工期の延伸も懸念されています。

県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も  
早い危険性の除去にはつながらないと考えておりま  
す。今回の裁判では敗訴となりましたが、引き続き、  
政府との対話による解決や全国知事会等と連動した働  
きかけによる国の裁定的関与の見直し、問題解決に向  
けた国民的議論の機運の醸成、国際社会への発信な  
ど、このような基地問題の解決に向けて全力で取り組  
んでまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 代表質問のときも、昨日も今日  
も、対話による解決という言葉は何度も出てきますけ  
れども、もう私は、この対話による解決という言葉の  
意味が分からなくなっています。対話による解決がで  
きないから、裁判まで起こしたんであって——この知  
事が求める、対話による解決というもののイメージ  
みたいなものがあれば聞かせていただけますか。全く理  
解できません。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 対話のイメージは様々あると思  
いますが、文字どおり、お互いが向き合っ胸襟を開  
いていろいろな意見を交換するというのが、対話の  
手法の一つであるというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 これは前にも私は話したことがありますけれども、知事はこの対話による解決という入り口から、政府の要職を務める方と何度も会っています。そして冒頭に、沖縄県の民意が示されておりますから、今すぐ工事を止めて対話に応じてくださいと何回も伝えてあります。そうすると、必ず決まった言葉が返ってくるんですよ。普天間基地の危険性の除去のためには工事を進めることが唯一の方法であります。そうしたら知事黙ってしまうんですよ。次の言葉が出てこないんですよ。これを対話の解決にどう結びつけるかは知事が持っているんですよ。

今、ちょっと力尽きてしまいました。今後国がどのような動きをするのか予想がつく中で、ボールは県が持ったままになっています。民意を背負った知事が何もしなければ、民意というものは宙に浮いたままになりますよ。言葉遊びに終始せずに、具体的な一手を期待したいと思います。

ちょっと1個飛ばして(5)、領海侵犯等の中国の活動について見解を伺いたしたいと思います。

先日、石垣島で講演会のようなものがあって、知事の後継者といわれる前衆議院議員がスピーカーとして登壇したそうであります。私はその内容を有名なジャーナリストのネットニュースで気づくことになったんですけども、中国の領海侵犯は儀礼的であるというふうな発言をしたらしいですね。大した問題ではないということをお石垣の方に伝えたんだというふうに思うんですけども、このジャーナリストは激怒をしておりました。私はこのときに知事のパトロール発言を思い出しましたし、今日の午前中の、大浜議員との議論を思い出しました。知事もひょっとしたらこの前衆議院議員と同じ考え方なのか、非常に心配になりましたけれども、知事、この領海侵犯等の中国の活動についての見解を聞かせてもらっていいですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時37分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

近年、中国は尖閣諸島周辺海域において、我が国の領土、主権を侵害しかねない行為を頻繁に行っています。このことは県民、特に漁業者や宮古・八重山地域の住民に不安を与えるとともに、本県と中国との友好関係に影を落とすものであり、全く受け入れられるものではないというふうに考えております。尖閣諸島をめぐる問題につきましては、平和的な対話を通じて一

日も早い解決が図られるよう、日本政府に対し引き続き強く求めてまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 私は前衆議院議員が発言したようなことを知事も思っているのではないかとあって、知事の声聞きかたかったんですけども、次の質問で答えていただければそれで私は納得するので、ぜひお願いしたいと思います。

また、この前衆議院議員は、中国は沖縄近海を共同管理したいだけだという内容の発言までしたそうです。共同管理っていうのは、侵略ですよ。私たちの海を奪うって言うているんですよ。領海侵犯は儀礼的で、我が国の海を共同管理するっていうこの意味合いは、本当に理解して使っておられるのか、非常に問題だと思えます。これに対しての知事の見解を聞かせていただきたいと思えます。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 政治活動を行っていらっしゃる方が、どのような活動や意見を発していらっしゃるか、活動していらっしゃるかということは、私はつぶさに知っているわけではありませんが、基本的に、沖縄県は日本政府と同一の対応を取っているものというように認識をしております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 では、次の質問に移ります。

ちょっと戻って(3)、キャンプ・シュワブ前の反対活動について伺います。

前回、一般質問の際に、知事が久辺3区の皆様と面談をした後に、キャンプ・シュワブ前で活動をしている皆さんのところに赴いて、久辺3区と面談してきたよという報告をしてきたというふうな内容の答弁がありました。知事は定期的にそこに行って報告をしているのでしょうか。または、その後、報告する機会がありましたでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 そのくだんのキャンプ・シュワブ前を訪問した件については、キャンプ・シュワブの埋立ての現状を現場視察しようとするその道のさなかで立ち寄ったものであり、そのように発言をしたものであるというように思料しています。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 そして次に、前回は知事も公室長もお答えにならなかったんですけども、このキャンプ・シュワブ前の活動について違法性があるか否か、そのお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

北部国道事務所に確認しました。キャンプ・シュワブゲート前の仮設テント等については、道路管理者の占有許可を得ておらず、道路法違反としているとのこととあります。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 知事、非常に危険ですね。特に、今回知事が最高裁判決に従わなかったことで、先ほども申しましたけれども、自身の正義のためなら法を破ってもいいと。そのように宣言しているような行動をしている中で、キャンプ・シュワブ前の行動が仮に違法性があったとしても、辺野古についてはどんどんやりなさいとお墨つきを与えるように見えませんか。私、今後、このような形で反対運動や抗議活動が過激になっていくとすれば、それは知事に責任があると思いますよ。知事どう思いますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 答弁を繰り返しますが、私はこの9月4日についての是正の指示については、承認、不承認の判断ができなかったということですが、県知事としては、法律を守る立場からも様々な点から考えているということとあります。法律を破れと言ったことは一度もございません。そして、キャンプ・シュワブ前で抗議活動を行う際には、法令を遵守していただくとともに、地域住民の安全・安心を考えながら、憲法で定めるいわゆる表現の自由が保障されることも重要であり、現場においてそれは関係者の方々が配慮していただいているのではないかとこのように思料いたします。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 私には現在の知事がもう後戻りできない道を歩んでいるように見えて、非常に心配で仕方がありません。ぜひ、今現在お付き合いがある方々、相談している方々以外にも、この意見またはアイデアというものをいただきながら、県知事として尊敬される、信頼されるリーダーとしていただきたいというふうに要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 20分間休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後4時5分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 会派沖縄・自民党の新垣淑豊で

ございます。

よろしく願いいたします。

まず、一般質問に入る前に議会における発言ということについて、発言者はやはりこの議場における発言には責任を持つべきだと思っております。先ほど、中川議員からの質問にもあったように、知事は司法判断に従うという旨の発言を過去にされておりましたが、今回結果的にそのように承認も不承認もしないということで、司法判断に任せたにもかかわらず、そういった司法の判断を受けない形になっております。この議会の発言というのは、いろんところで注目をされているかと思えます。特に行政がどのように執行されているのか、そして今後どのように進んでいくのかということで、県民はしっかりと見ておりますので、ぜひともその共有をさせていただきたいと思っております。

質問の順番は変わりますが、まずは2番の若者の意見の活用についてお話を伺いたいと思っております。

この沖縄県の将来を担う若者たちなんですけれども、今回議会のほうにも陳情が出されております。これ県内何か所かの市にも出されておりますけれども、若者議会というものをぜひ設立していただきたいということで、ぜひ若い世代の意見を聴取して、その施策に反映させるために予算も付託していただきたいというようなお話でありましたが、この沖縄県での、若者の意見を聴取し反映するという取組は、どのようなものがあるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

県においては、平成28年に沖縄県中学生議会、令和元年に沖縄県高校生議会を開催しております。

県としましては、将来を担う若者から行政に対する意見や要望を聴取し、施策に反映することで若者の社会や政治への関心、参加意欲を高めるなどの効果が期待できるものと考えていることから、タウンミーティングも含め、県内外での事例も参考にしながら、このような取組について検討していきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 非常に前向きに検討いただきまして、ありがとうございます。

この学生さんたちも、今日私のほうに連絡がありまして、傍聴には来られないけれども配信見ますということをおっしゃってございました。自分たちの考えが県議会を通して行政に伝わるといことが、非常によい

経験になると思っておりますので、ぜひ今後もこのような政策をしっかりとやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、1番のふるさと納税ですけれども、実は幾ら入りましたよというお話は、いろんなところで耳にするかと思えます。しかし、逆に流出をしているという市町村、自治体もありますので、例えば神奈川県、県と県内33市町村で700億円以上の流出があるというふうに言われております。一部は国から補填があるというふうに言われておりますけれども、これは今沖縄県ではどのような状況になっているのかということについて、お伺いをしたいと思っております。

本来は沖縄県に納付されるはずだが県外に流出している金額と、逆に県に納付されている金額、これは個人または企業版ふるさと納税、どちらもあるかと思えますので両方願います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 総務部からは個人分をお答えいたします。

個人のふるさと納税の寄附金額と県外への寄附分と、県外へ流出していない県内自治体間の寄附分、これを含めた税額控除額を申し上げます。おおむね100万円単位で申し上げますと、平成30年度が寄附金額4200万円、控除額5億1600万円。令和元年度が寄附金額1億8900万円、控除額5億8200万円。令和2年度が寄附金額10億9100万円、控除額8億300万円。令和3年度が寄附金額3900万円、控除額11億1300万円。令和4年度が寄附金額4400万円、控除額13億4300万円となっております。

また企業版ふるさと納税の県外への寄附分と、県内自治体間の寄附分を含めた税額控除額、出のほうです。それを申し上げますと、平成30年度70万円、令和元年度200万円、2年度100万円、3年度700万円、4年度900万円となっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

このふるさと納税の活用についてなんですけれども、どのような活用がされていますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 個人のふるさと納税については、用途を限定した首里城歴史文化継承寄附金と、新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金、そして用途を限定しない美ら島ゆいまーる寄附金があります。

美ら島ゆいまーる寄附金につきましては、伝統文化の継承と発展、自然環境の保全、沖縄の将来を担う児童・青少年の育成、安心・安全なまちづくり、平和の

創造と発信、離島の振興といった様々な施策に活用されております。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

これまでいただいた企業版ふるさと納税の寄附金については、主に首里城に象徴される歴史・文化の継承、子供の貧困対策の推進及びスタートアップ創業支援等に関する事業に活用しております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

先ほどの、いろいろ数字、羅列していただきましたけれども、簡潔に言って、沖縄県から外に出ていくほうが多いのか、中に入ってくるのが多いのか、どちらになりますか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 先ほどの寄附金分は県分でしたが、県と市町村分、これを全部合算しますと寄附金額は入りが123億、税額控除が約34億、差額が約89億ということで、入りのほうが出よりも上回っているという状況にあります。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

また先ほど、いろんな事業に活用しているというふうなおっしゃってございましたけれども、企業版ふるさと納税の件に関して言いますと、税額控除という特典以外にも、企業がCSRの社会的責任を果たすという活動にもつながるかと思えます。それ以外にも自治体との関係構築とか、自社のビジネスの新規市場開拓とか、いろんな効果があるというふうに言われておりますけれども、現在は物納とか、あとは人材派遣とかこういったものも行われるかと思えます。その中で実は今回、陳情にも上がっているんですけども、部活などの県外や島外の派遣費ということについて、これも次の世代を担う子供たちの経験を充実させるということで、例えば航空会社や大手旅行代理店などから企業版ふるさと納税の物納とか、こういったものも検討できるのではないかと申すんですけども、この点はいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 物品による企業版ふるさと納税の活用についてお答えいたします。

企業版ふるさと納税制度においては、物品による寄附も可能とされております。

県といたしましては、物品による寄附の受入れなどについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 具体的に、例えば県外の沖縄関連企業ですね。例えば県内出身者がいる事業所、こういったところにも、ぜひ知事にも足を運んでいただきたい。そういったところで行脚をして、沖縄県に対しての要望をどんどん受け取りながら、逆に寄附を募るという活動をしていただきたいと思っておりますけれども、知事いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 県出身者の方々が、企業版のふるさと納税を活用したいということは、非常にありがたく、うれしい話ですので、そういった企業の支援も応援もさせていただきながら、またこの企業版のふるさと納税を活用できるようなそういう仕組みも、これからまたさらに充実させていただければと思います。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 よろしく申し上げます。

沖縄県、予算がないと言っているのであれば、やはりそういったところでしっかりと稼ぐというところを考えていただきたいと思っております。

3番です。

若年妊産婦支援についてということですが、若年妊産婦の支援施設を今度沖縄県が整備するというので、これも非常に好ましいことですが、その後、赤ちゃんにミルクを十分に与えることができない経済状況とか、炊事・洗濯などの家事、セルフケア、金銭管理など、地域生活を送るための基礎的な技能など生活を送るためのスキルが十分でない方もいらっしゃると思いますが、その方々の支援というのは、どのようになっているのか教えてください。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

現在6市町におきまして、内閣府の沖縄こどもの貧困緊急対策事業補助金を活用しまして、通所型の若年妊産婦の居場所を設置しております。この中で食事支援や共同調理、または家計簿管理に対する助言であったり、育児や職探しの相談対応、そういったことも総合的に、その後、安定した生活を送るための自立に向けた支援というのを実施しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 今、通所型というお話がありましたけれども、やはり宿泊型、これ必要ではないかと思っております。なぜかといいますと、やはり人の行動を変えるというのは、なかなか気持ちで変えるとい

うのは難しいんですね。実際に住む場所を変えるとか、会う人を変えるとか、あと時間ですね。時間の使い方を変えるとか、具体的な動きをしなければいけないと思っておりますけれども、通所だと、常に自宅にいるということも多いかと思うんですね。自宅から通うということになりますので。なのでこの辺、ぜひ宿泊型を増やしていただきたいという要望がありますけれども、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 今御質問のとおり、これまで沖縄県では若年妊産婦の支援としては、通所または短期的な宿泊という形で実施をしておりますけれども、宿泊型の居場所も必要であろうということで、検討を進めてきたところでございます。

今般、国庫補助事業を活用しまして、この10月1日から、宿泊型の居場所を県事業として開始をしたところでございます。この事業では、支援コーディネーターや看護師また母子支援員等を配置しまして、支援が必要な若年妊産婦に対して相談支援、関係機関との連絡調整、心理的ケアということを実施していくということとしております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 すみません。その施設というのは、若年に対しての施設という認識でよろしいですか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 国庫補助としましては、特定妊婦という位置づけになっております。若年妊産婦を含め、出産の前から支援が必要であろうということで、市町村の要対協等に登録をされた特定妊婦ということでの施設になっております。その中には当然、若年の妊産婦も含まれてくるものと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

ちなみに今回の施設に関しては、広域での利用が可能でしょうか。なぜかという、市でも幾つか宿泊型の施設を持っているところがあるんですけども、あと通所も含めて。なかなかエリアが変わってしまうと対応できないというところがあるので、情報共有まで含めてやはり沖縄県としては、広域型をしっかりつくっていくべきじゃないかと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 今回、県が開設をしました宿泊型居場所については、広域型ということ



で設置をしたものでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 この広域型を増やしていくという予定はありますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 この10月に、1か所目をまずスタートさせたというところがございます。この施設で実施をしながら、また関係機関等と意見交換をしながら、検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時21分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

すみません。我が党関連に入ります。

まず、仲村家治県議の1の(2)の国貿促訪中団についてです。

まず、この地域外交については、どの地域を重要な地域として県は想定しているのか伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 本県の地域外交の対象とする国や地域につきましては、今、沖縄県地域外交基本方針案の策定の中で、万国津梁会議や関係団体等の意見を踏まえながら検討していくことになろうかと思うんですけれども、現時点で考え方としましては、県の海外事務所が設置されていて、また直行便が就航して既に交流が活発に行われている東アジア、あるいは経済成長率が高い水準を維持し、今後交流の拡大が期待されている東南アジアは、重要な地域になるのではないかとこのように考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

先ほど知事が、今回中国大使とお会いしたと。先般も訪中で首相とお会いしたということで、要人にお会いしておりますけれども、私はお隣の台湾、こちらとの関係構築も非常に重要だと思っておりますが、台湾との交流についてはどのようにお考えでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

現在、今年度中に玉城知事が台湾を訪問する方向で検討を進めているという状況でございます。

台湾の訪問を通しまして、コロナ禍からの復興を見

据え、経済、貿易、文化、教育など様々な分野の交流を早期に回復し、さらに互恵的な発展につながるよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

10月2日に台北駐日経済文化代表処那覇分処、こちらの主催で国慶節の祝賀会があったんですけども、このときは議長も参加されて御挨拶をされていたかと思いますが、このときに県の職員、どなたか参加されましたでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 三役の出席について検討しておりましたけれども、日程調整が整わず、三役の対応はできなかったところでございます。職員では、文化観光スポーツ部の職員はあいにく参加できませんでしたが、商工労働部の産業振興統括監が参加しております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 台湾、私非常に重要な国だと思っております、そこに今回三役は対応できなかったと。ただ、部長もいらっしゃらなかったんですね。御挨拶もされなかったということについては、私これ非常に考えるべきことだと思っておりますけれども、知事、この辺は将来的にどういうふうにお考えですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 台湾との関係というのは非常に重要ということで先ほどからも申し上げておるところなんですけれども、今回の国慶節の祝賀会につきまして、当初副知事の出席を予定していたんですけども、急な出張が入ったため、担当同士の調整により部局の対応ということになったというふうに聞いております。ただ、こういう外交といいますか、その対外との関係につきましては、もっと慎重な取扱いが必要であり、本来であれば三役、担当副知事が出られないのであれば、ほかの副知事あるいは知事というものを十分検討した上で、出席を行うべきであったのであろうと思っております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

今朝も中国大使の表敬訪問をお受けになったということですけども、この話の内容を教えていただけませんか。どういったことをお話しされたのか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今日の午前中、本会議の前の時

間に、呉大使とお会いをいたしまして、先日の訪中の際のお礼でありますとか、これからの北京事務所、上海事務所などを活用した様々な分野での地域間交流、特に福建省福州市と沖縄県那覇市とは友好省県、姉妹提携もしておりますので、なお一層、これからの観光を含めた人の往来、物の往来について親交を図ってまいりたいというような、そういう内容のお話をさせていただきました。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 そうなんですよ。経済や文化というものの交流・発展というものは非常に大事なものだと思っております。その中で、知事が中国を訪問したというところで、今回、国貿促の顧問として参加をされたということですが、これどのような団体か教えていただけませんか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

日本国際貿易促進協会は、中国をはじめアジア諸国との貿易や経済協力関係の発展を目的とする民間団体でございます。河野洋平元衆議院議長が会長を務めております。同会は、長年の交流を通して培った中国政府、企業との信頼関係を基礎に、中国ビジネスをサポートしているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 この国貿促には、県はどのような立場で参加しているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

沖縄県では、平成30年に日本国際貿易促進協会に入会しておりまして、令和5年度の年会費は180万円となっております。なお、同会におきましては、会員向けの活動としまして、訪中代表団の派遣のほか、日中の経済交流に関するレセプション、セミナー及びフォーラム等の開催、またメールマガジン及び機関紙の発行などが実施されているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 年間180万円の会費というのは、結構お高めだなというふうに思っておりますけれども、その会に対して、例えば県はフォーラムとか講演会、またいろいろなものについて、しっかりと参加をされているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時29分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えします。

この国貿促が主催しますレセプション、あるいはセミナー、フォーラム等に関しましては、東京事務所のほうで対応して参加させていただいているというのと、機関紙を発行しておりますので、これを購読しているということ、あと訪中団がございますので、訪中団——今回、知事が参加しましたけれども、そこに参加をして、経済的な交流に努めているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 じゃ、この訪中団、実際にかかった費用というものを教えていただけませんか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

今回の日本国際貿易促進協会訪中団の参加に要した経費でございますが、総額で559万7670円となっております。内訳としましては、知事ほか合計で8名分の特別旅費が468万1454円、あとお土産代、お土産品の購入に要した需用費、こちらが2万9740円、あと出張先の通信に要した役務費が7万4476円、あと共通経費の負担金がございます。こちらが81万2000円となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

じゃ、このときのスケジューリングというのは、この国貿促がなされたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時31分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 今訪中で実施された国家主導者との会見につきましては、訪中団を主催する日本国際貿易促進協会事務局において調整、決定されたというところでございます。また、県独自の日程及び内容等につきましては、訪中団を所管する私ども商工労働部のほうで各部局の意見を取りまとめ、訪中の趣旨、目的等の観点を踏まえて検討を行った上で、知事調整を経て決定したというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 実は、知事が琉球から派遣された使者のお墓参りをしたという情報がありますけれども、実は、それが結構問題になっているというような

お話を伺っております。中国ですけれども。このお墓の中に、当時沖縄を助けてくださいということで中国に行ったというような方がいらっしゃるということで、知事はそこにお参りに行ったということで、実は知事が中国に助けを求めに来たんじゃないかというような話題が出ているという話を聞いておりますが、そういった情報というのは入っていますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私の訪中に関しては、各メディアの中では様々な意見もあるかと思いますが、私は今回通州区にあります、その琉球人墓跡ですね、かつて渡った方々が弔われた場所で、ウチナーウコーとウチカビを持って行って、その先人の御労苦に感謝を申し上げました。それから、福州市の琉球墓園に行って、そこには実際に亡くなられた方々の小さい亀甲墓式のお墓があり、墓碑銘が書かれているんですが、そこでも島ウコーとウチカビを燃やして、この先人の御労苦に感謝を申し上げ、これからもまたその御労苦に我々がかなえられるように頑張っていきたいということも併せて祈らせていただきました。ですから、特にそこにどなたかが葬られているということではなく、琉球からそこで亡くなられた方々が実際にいらっしゃるということに、私は重きを置いて手を合わせて祈ってきたということでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 知事という立場で、いろんなところに行ってお話をするのは構いませんけれども、知事が行っているいろんなことを行動に起こすことで、いろんな人のいろんな見方があるわけですよ。そこをぜひ気をつけていただきたいということで、これは私のほうにも県民の方から声が出ておりましたので、お伝えをさせていただきたいと思っております。

先般、議長が大使とお会いしたときに——先ほどの大浜議員のときにも出ておりましたけれども、ミサイル発射と尖閣についてを紙面で、新地図については口頭で申入れを行ったということを知っておりますが、やはり言うべきところには言わなきゃいけない、言わなきゃ分からない人がいるんですよ。だから、海外の人たちと外交をするというのであれば、そこはベースとして持っておかなければいけないと思うんですね。その地域の文化、人柄、そういったものをしっかりと考えていただいた上で、やっていただかなければいけない。私はそのように思っておりますけれども、今後、沖縄県が他国、いわゆる中国とお話をする際には、基本的にはその国防、そしてこの県土という意味をしっかりと行っていただかなければ、その上で経

済、文化の交流というものは私はないものだと思っておりますけれども、知事はこの辺はどうお考えでしょうか。この県土、そして防衛と。我々の県土、県益というものがあってから、それからの文化交流、経済交流だと思っております。その点について、お聞かせいただきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 安全保障などの重要な外交分野は、当然国と国において、そのような良好な関係が平和的な対話によって構築されていくということが基本であり、我々が行う地域外交は、そのような国と国が良好な関係を維持し続けていくという上での地域間交流を目指しておりますので、そのような国の外交方針は当然、我々の地域外交の基本になるものと受け止めております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 では、やはり今後こういった交流の場の際にも、何げにで構いません、しっかりと発信をしていただきたい。そういった姿勢で、知事の一挙一動をその相手方は見えています。発言に関しても、細かく見られています。ぜひそこを意識していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いたします。

それでは、あと末松文信議員の3番、県土強靱化・防災・減災の関係で、磁気探査の案件について伺いますが、この不発弾対策の民間支援事業の目的について教えてください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時36分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 失礼いたしました。

住宅等開発磁気探査支援事業は、民間による住宅等の建設予定地における磁気探査を促進することを目的としており、住宅等建設予定の施主が実施する磁気探査費用を補助する制度となっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 施主側が出すということになっておりますけれども、この磁気探査の施工業者というのは、よく申請にいらっしゃるかと思っておりますけれども、これはどういった立場でいらっしゃるんですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

申請書の提出における磁気探査の施工業者は、施主

からの委託による立場ということになっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 分かりました。委託ということは施主ということで、県民の方が申請をしているということですのでよろしいんですね。

では、この磁気探査の申請と取下げがあった件数についてお伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

取下げにつきましては、その期間——その交付申請から補助金交付決定までの期間について、それが建築まで待てないというような方がいらっちゃって、取下げをされるということは聞いております。

○新垣 淑豊 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 失礼いたしました。

直近3年の住宅等磁気探査支援事業の取下げ件数について、御説明したいと思います。

まず、取下げ件数につきましては、令和3年度は申請予定票件数が389件で、取下げ件数が84件。令和4年度は申請予定票件数が358件で、取下げ件数が59件……。失礼しました、最初から申し上げます。

令和3年度は申請予定票件数が389件で、取下げ件数が54件ですね、失礼いたしました。令和4年度は申請予定票件数が358件で、取下げ件数が59件となっております。また、令和5年度ですけれども、9月末時点で申請予定票件数は211件で、取下げ件数が11件となっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 先ほど公室長がおっしゃっていたように、ちょっと期日に間に合わないということ、取下げをされる方も多くいらっしゃるということ、聞いております。そのときに、担当によって、いろんな書類、必要な書類や図面というもの、提出書式が異なったり、承認を出す基準が異なるというふうに事業者の方からの声があって、また人によっては、着工までの間に許可が出ず取り下げると言われておりますが、調整期間——申請してからはできるだけ早く出

しますということは担当もおっしゃっていましたが、調整の期間の改善に向けて、こういった取組を考えていらっしゃるのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

交付申請から交付金決定までの期間短縮への取組として、県に提出する申請書類については、基準を統一化したチェックリストを作成し、交付申請書の書類不備を改善するようにしております。また、決裁に係る事務手続を簡素化したほか、建築確認申請引受書で建築確認済証を代替できるように改善しています。加えて、磁気探査の関係団体と定期的に意見交換を行うようにしているということです。今後とも民間工事への補助金交付決定が、可能な限り早期に行えるよう取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 いろいろなチェックリストの作成とかをされているというのも伺っておりますけれども、やはり事業者の方々とそれが共有できていないというような感じがしております。なので、ぜひ県が旗を振っていただきたい、いろんな話を聞いていただきたいと思っております。それで、実は施工に関して、年度をまたぐときには申請がしづらい、もしくはできない時期があるというふうに聞いていますけれども、繰越しとか基金の創設などで期間の対応ができるようにならないかという意見があります。こちらに関してはいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

住宅等開発磁気探査支援事業の補助金につきましては、年度当初4月の補助金交付に向けて、3月中の事前審査などを行っているところです。また、磁気探査業務が年度末や年度当初となることも踏まえ、補助金交付申請を継続的に行っており、柔軟な事業執行に努めているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 そうなんです。事前のと言いますけれども、やっぱり家を建てるのって早くしたいんですよ。なので、できるだけタイミングを逸しないような形でやりたい。だけれども目的としては、そこに不発弾がないような安全な工事をするということが目的だと思っておりますので、ぜひここはもっと真剣になって考えていただきたいと思っております。これは要望までです。

また細かいことについては、ちょっと別途、担当とやり取りしたいと思っております。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時44分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 淑豊 議員 仲村家治議員の5、産業振興・総合交通政策についての(4)、物価高対策についてということで、企業局より水道料金の値上げについて11月議会に提案を予定していると、議会前に各議員及び受水の団体に値上げについて事前に説明をされているかと思いますが、この値上げをする理由と今後のスケジュールなど概要を教えてください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

企業局では、平成5年度の料金改定以降、約30年にわたって料金を維持してまいりましたが、施設の更新等に伴う費用の増や電気料金の上昇による経営状況の急激な悪化が見込まれることから、料金改定の検討を行っているところでございます。今後のスケジュールとしましては、まだ議会への議案の提出については最終決定ではございませんけれども、県企業局の希望としましては、11月議会に議案を提出したいという希望はございます。まだ、最終決定ではございませんけれども、今後、知事部局、知事三役と調整の上、調整が整いましたら、議案として提出したいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 値上げを予定しているのは、いつからになりますか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 現時点での想定では、令和6年から令和9年にかけての4年間に必要な費用を算出しまして、その費用に関して不足分を料金改定で補うという考えでございます。そういう考えからしまして、令和6年4月1日の料金改定を企業局としては今想定してございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 これは、県民負担はどのように変化しますか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 企業局が水道用水供給事業を行っておりまして、企業局は市町村等に水道用水を供

給してございます。市町村が企業局から供給を受けた水を県民のほうに、市町村民に供給しまして、市町村民は市町村に水道料金をお支払いするという仕組みになっております。私どもが今、3割程度の料金改定を検討してございますけれども、平均的な県内の4人家族の水道の使用量——私ども月約28立方メートルというふうに想定してございますけれども、そういう4人家族で月に28立方メートルと仮定しますと、1か月当たり約1000円程度の料金の上昇が生じるものというふうに推測しております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 県の企業局は、いわゆる卸ですよ。実際に各市町村の水道局は、事務手続とか議会承認とか受けますと、大体1年半ぐらいかかるんじゃないと言われておりますが、そのタイムラグの間、非常に厳しい状況、経済状況になるというふうに言われております。受水団体から要望として、値上げを先送りしてほしいとか、段階的な値上げをしてほしいとか。広域化に対しては、これは私も選挙区、離島がありますけれども、離島振興としての一般財源からの負担というものをぜひお願いしたいということで、要望が上がってくる予定と聞いております。この点については、どのようにお考えですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 9月28日に2回目の受水事業体——市町村に対しまして、私どもの考えを説明しております。その際に今議員の御指摘のあったような、料金改定の幅が大きすぎるのではないかと。それから改定の時期も、私ども今、令和6年の4月を考えておりますけれども、早いんではないかと。それから段階的に料金の改定をすることはできないかといったような意見がございました。私どもはそれも踏まえて、料金改定について今後どのような形でやっていくかということについて、今検討を進めているところでございます。ただ、例えば料金改定の時期を後ろにずらすと、あるいはその段階的にやるという場合になりますと、例えばですけれども、来年の4月からやりますと3割程度の改定で済むのが、それが翌年になりますと、3割をもっと超える額になってしまうといったようなこともございます。そういうことも踏まえて、どのような形で料金改定を行っていくかということについて、今検討を進めているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 もちろん私も、この今、燃料高とかいろいろありますので、これはもうやむなしというところもあります。ただ、先ほど言ったように、1

年半、やはり受水団体というのは、その価格を反映するまでに時間がかかるんです。だから、今回、4月はやめてほしいという要望なので、これはぜひ御検討いただきたい。またぜひ県のほうからも、企業局のほうにしっかりと支援をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、この辺り、知事いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 地方公営企業法の17条の2のほうで、企業局につきましては、独立採算制で経営をするということが義務づけられております。今、私ども、国から設備、施設等の建築等につきましては、補助をいただいているところがございますけれども、いわゆる運営費のほうを県のほうから繰り入れるということは、法制度上なかなか難しいのではないかというふうにも今考えているところがございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 もちろんそこも分かっております。ただ、やはりそこでもしっかりやらなきゃいけないことってというのはありますので、ぜひこれは県のほうでも、どうか考えていただきたいということでお願いいたします。

すみません、観光に関してはちょっと間に合わず失礼いたしました。答弁準備していただいた方、申し訳ございませんが……。

今回、私、この議会を通して、非常に沖縄県、本当に心配をしています。例えば、いろいろ議論になっておりますけど、最高裁判決による承認もされない。全国でもまれな違法となる補正、赤字決算という状況もあります。こういうことで実は、国から信用、信頼をなくすんじゃないかというふうに思っています。例えば、沖縄県の行政能力を信用して、自主性に任された沖縄振興一括交付金、こちらに対しての影響がもしたときに、本当に知事、どのような責任を取るのかということを私は強く感じております。ぜひこういったことも踏まえて、外側ではなく、しっかりと足元から固めていただくようお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 質問の前に、議会中に飲酒があったとされる問題について、議会の信頼を失墜させる大変残念な問題でありました。議会の威信にかけて、県民にしかるべき説明と誠意ある対応を議会が示すべきだと私は考えており、議長に要望します。

また、報道にあるように、職員の行動が事実であれ

ばさらに大問題であります。玉城知事の管理責任を問われなければならないと考えております。昨年から続きます補助金請求漏れ、不適切な貸付け、繰り返される不祥事は、沖縄県政の内部統制力の欠如を示しております。そんな中で、知事は強引で拙速なありもしない県民ヘイト条例の制定、方針のない地域外交、議論もしていない先住民としての国連演説、赤字決算の違法処理、P F O S 流出の隠蔽、最高裁判決への対応など、もう玉城県政は危険水域に入っております。大手新聞社は、沖縄県知事失格論まで報じているわけです。知事が烙印を押されただけで済まされる問題ではないんです。全て県民の不利益として跳ね返ってくる、先ほど話があったとおり、国の信頼も含めて跳ね返ってくるわけです。そこに知事は気づくべきであります。

質問です。

県庁P F O S 流出事故の対応で、P F O S 問題の矛盾を露呈したが県の認識を確認します。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 P F O S 等含む泡消火剤の流出については、私から直ちに三役へ報告し、そしてまた議会、県民の皆様へ速やかに公表すべきところでありましたが、私をはじめとする担当職員の危機意識の欠如によりまして、これを怠り、また回収が遅れ、県庁舎外に流出してしまいましたことを深くおわび申し上げる次第でございます。今後は対応マニュアルを作成し、また県有施設に設置されております泡消火設備のP F O S 等の含有調査を進め、P F O S 等を含まない泡消火剤への取替えを進めてまいります。

また内部統制の面で申し上げますと、今現在でも内部統制の取組方針において、報告・連絡・相談、これの徹底を図るということをして上げているところですが、私自らそれを怠ったということも深く反省しながら、今後全庁的にこれの徹底など危機管理意識の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 釈明はもう聞きたくはないんです。私は、本当にこのブーメランが玉城県政を直撃したということでありまして、自らの起こした問題と米軍が起こした問題にあまりにも差があり過ぎる。こんな対応するんですか。そしてまた、私が許せないと思うのは、自らの失態を隠蔽して何食わぬ顔をして被害者を装ったように国連で演説をする。厚かましいですよ、これ。まさに厚顔無恥という言葉があります。そのとおりでありますよ。この27日の本会議で、県知事は議会でも経過説明をしました。そこには謝罪のく

だりもないんですよ。事の重大さを県民にわびましたか、知事。そこが問題なんです。それについてどう考えていますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 代表質問、一般質問でも私は、今般P F O Sを含む泡消火剤が噴出したこと、また泡消火剤を含んだ水が建物外部に流出したことにつきまして、県議会並びに県民に多大な不安を与えたこと、そして発表、報告が遅れたことについては、心からおわびを申し上げております。改めてそのことをおわびを申し上げて、再発防止にしっかりと取り組んでいきたいというように答弁をしておりますので、そのようにこれからもしっかりと取り組んでいきたいというように思います。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 私は、今後このP F O S問題に対する取組を、もう方針を変えるべきだと思いますよ。これまでは自衛隊、あるいは米軍に起因する問題として取り上げてまいりましたね。これを今後は、P F O Sは県内至るところにあるものだという前提で取り組むべきだと思っております。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 もちろん県有の財産であります公共の建物については、しっかりとそのような管理をしていきたいと思っておりますし、民間におかれましてもその努力をぜひお願いを申し上げたいと思っております。他方で、水質を汚染している米軍に起因すると思われるP F O Sの問題は、長年の問題であり、かつ米軍に対して調査を申し入れているところではあります、その調査すらかなえられておりません。そのことについては、多くの県民がやはり命の水の不安を訴えております。大きな問題としてこれからも引き続き、米軍に起因するP F O Sの点については、日本政府、米軍に対してもその調査と安全な水を環境とともに正常化させるべく、努力をしていただきたい。我々もそのための努力をしっかりとやっていきたいというように続けていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 この調査の問題は、神奈川県横須賀市のほうでは、環境補足協定をしっかりと運用して立入調査をしているんです。これ市長にじかに聞きました。それは市長いわく、米軍との信頼関係があれば、この運用で十分できるんだということを断言していました。そのことはどう思いますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時1分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

米軍との信頼関係構築につきましては、良好な関係を構築しようと担当から知事に至るまで努めているところでございます。一方、その地位協定といいますか、環境補足協定等によります立入調査につきましては、以前から求めていますけれどもなかなか認められていないというのが現状でございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 あのね、県民の健康を第一、安全第一を考えるのであれば、やり方を考えたほうがいいですよ。今までみたいに一方的に、防衛局に言うだけで要求する、これで終わり。それじゃないんです。それ以上の米軍との交渉をすればできるということ横須賀のほうで聞いてきたんです。そういうことですよ。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県もこれまでそのようなP F O Sの問題について、ぜひ防衛省、日本政府からも米軍に働きかけてほしいということもお願いをしておりますし、この件につきましては、これは何と申しますか、思想信条関係なく、ぜひ議員にも御協力いただきながら、御党・御会派もこのことについて米側への協力などもしっかりと取り付けていただけたらとお願い申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 次に、県知事としての国連活動の適切性及びその目的、成果と国内外の反応について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

今回の国連訪問は、国際社会に対し沖縄の基地負担の現状、辺野古新基地建設問題に反対する理由や基地から派生する諸問題の解決の必要性などを発信することを目的として実施しており、適切であったと考えております。今回の取組では、国連人権理事会における沖縄の現状を訴える知事のスピーチのほか、講演会の開催、国連関係者との面談を実施し、沖縄の過重な基地負担や辺野古新基地建設問題に加え、これらの問題が沖縄だけの問題ではなく、人権、民主主義、環境問題という普遍的な問題であるということについて、国際社会に訴えたことなど大きな成果があり、事業の目的は達成されたものと考えております。知事の国連での活動については、国内外の多くのメディアで報じら

れており、世界に発信できたことは大きな成果であったと考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 この今回の国連での報告が成功であったというのは、それは皆さん方の主観的な考え方だと思いますけど、私はこのNGOを使ったスピーチ、あるいはNGOの団体の実態等々が先ほどから明らかになった関係上、これは非常にまずい、もう失敗と言ってもいいようなものだという感じがします。これ知事は、当初から分かっていたんですか。この市民外交センターというのがどういうものであるか。知事はだまされたんですか。じゃなければ知事が県民をだましたような話ですよ、これ。どうなんでしょうか。分かっていますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 市民外交センターは、これまでも様々な国連内での活動を継続しており、ある一定——国連の中でも評価が高いということを知っています。ですから、そのような団体に今回この国連活動をサポートしていただけたということ、そして国連の特別報告者ほか、様々な方との今後の連携の端緒が取れたということについては、私は高く評価をしたい。高く評価をしていただきたいというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 では知事は、この団体が先住民族を国連で支援する、そして琉球民族を先住民族として認めさせる活動団体であるということを知った上で、その枠で発言したということではないですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 そのグループが様々な活動をしているということは、私も承知をしておりますけれども、私は日本国沖縄県の県知事として、沖縄県の状況と人権や民主主義に関する我々の課題について、国際社会と連帯して解決に向けて協力を求めたということでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 そしてスピーチで、軍事力の増強は不測の事態を招くとしております。これは主語がよく分からない。どこの国の軍備の増強を指しているのか明確にしてください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 一般論で申し上げますと、お互いの抑止力のために片方の軍事力が上がると、それをよく思わない側も軍事力を上げていくということによって、不測の事態が生じるようなそういうエスカ

レーションがあってはならないということは、私は安全保障の基本の考え方だと思いますので、平和外交というのは軍事力だけに頼るものではなく、人間の安全保障を保って、その外交として成り立っていくものであるという認識で申し上げております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 我が沖縄に影響のある事態として考えた場合に、その周辺で軍事力を増強している国はどこですかと聞いています。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時7分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 我が国周辺で見ますと、例えば中国の軍事力が増強している、あるいは北朝鮮の核開発、ロケット開発等、それとロシアにおけるウクライナ侵攻等、様々な事象があるというふうに承知しております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 だからそういうような国々が沖縄を取り囲む状況であるという中で今、平和外交を展開しているということです。そしてまた、平和の権利ということに言及していますが、これは沖縄県民の問題ではなく、全ての人類の権利なんですよ。そこは何も沖縄県の問題でもない。だから、それを守るために人類としては外交力と防衛力をしっかりと整備しなければ、今の平和が保てないというのが今の現実なんです。それを我々はしっかりと認識して取り組んでいるということです。

次に3、辺野古埋立設計変更承認勧告に対する知事の判断と総理面会を希望する理由を伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えします。

公有水面埋立変更承認申請に係る勧告の対応の部分についてお答えいたします。

令和5年9月4日付で是正の指示を適法とする最高裁判決が示されたところであります。県は、当該判決を受けてどのような対応が取れるか検討してまいりましたが、10月5日、国土交通大臣により、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対する承認を知事に命ずる裁判を求めて、地方自治法第245条の8第3項に基づく代執行訴訟が提起されたところであります。

県としましては、訴状の内容を精査した上で、対応を検討してまいります。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。



○溜 政仁 知事公室長 私のほうから、総理との面談についてお答えいたします。

県は、かねてから辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要であると考えており、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し申し上げるべきことは申し上げ、問題点を指摘しながら必要に応じて取り組むことが重要であると考えております。県はこれまで、政府に対する要請などあらゆる機会を捉えて、知事と総理との対話の場を設けるよう求めてきたところであり、引き続き政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 とても納得できるような答弁ではないんですけど、対応を表明できないのは一体何をされているのか、知事。承認も不承認もできないとした、事実上もう不承認ですよ、これは。知事の対応は、遵法精神がない。自己保身としか言いようがないと、先ほどから我が会派のメンバーはそう言っています。知事は損害賠償を恐れているんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 改めて御説明させていただきたいと思いますが、私は今回の判決の内容、最高裁判所の判決の内容を精査した上で対応を検討する必要があり、県民、行政学者などの方から様々な御意見が寄せられ、さらには県政の安定的な運営を図る上でこういった御意見の内容についても分析を行う必要があったと考えております。ですから、これまでも2019年2月に行われた県民投票の結果の尊重、学者の方々からの御意見、それからやはり対話によって解決策を求めるという民主主義の観点から、沖縄における過重な基地負担の軽減などについて、このまま負担を受忍し続けることはあり得ないということから、知事として政治的に承服はできないということも考えました。他方で、行政の長としては、やはり最高裁判決を受け止める必要があるということで、これらのことを総合的に踏まえて承認、不承認の判断がつかないということで報告をしたものであります。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 だから結果として、不承認なんですよ。県職員を遵法精神義務違反にして、道連れにしているんですか。職員にも法律を守って働く権利があるんですよ。職員の人権はどうするんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 遵法の精神は行政の基本である

うと思いますし、私はこの最高裁の判決について、しっかりとその内容も含めて精査をさせていただきたいということをお願いしております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 知事は、全責任を自分で負う覚悟があるべきであります。与党や行政学者が承認するべきではないということを加えて言っているようですが、どうせ責任は負わないんですよ。あなたしか負えないんですよ。その覚悟はありますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 行政学の先生方からは、やはり県知事として地方自治を正面から受け止めてほしいと。つまり、地方自治法に基づいて国と対等な関係にある都道府県の長として、そのことを十分受け止めて法の趣旨、内容、憲法の要旨などについてもしっかりと学んでいただきたいということもありまして、様々なことを検討するのは、これは政治家でもあり、行政の長でもあるというような、この2つの側面からの私を取り得るべき努力であろうというように受け止めている次第です。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 そもそも、埋立事業は認可されております。沖縄県が法定受託事務を執行しないことが違法として確定したわけでありまして。所管課の職員は、承認を起案したと聞いております。これは事実確認をします。土建部。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時14分休憩

午後5時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

本事案につきましては、まずは方針を決めてから対応するということになっておりましたので、起案等は行われておりません。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 じゃ、報道は誤報だったということよろしいですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 方針を決めてから対応するということをございましたので、繰り返しになりますが、起案は行われておりません。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後5時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 報道については、それぞれの記者がいろいろな状況を判断し、記事にしているものというように思料いたします。それが正確かどうかというのは、先ほど土建部長が土建部の立場として答弁をさせていただいたとおりであります。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 私は生の情報としてもこれを確認しています。これをねじ曲げるようなことになっている状況でありますから、これ後で事実が分かれば大変な問題ですよ。職員が遵法精神にのっとって、しっかり手続を取ってやるべきだという結論を出して承認をするべきだと言っているものを、あるところでもみ消したということになります。そうじゃないですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 最終的に、その起案をするかどうかということは当然部局の判断もあろうかと思いますが、一職員が上司の確認が必要な文書を起案をするということは、私はあまり考えられないのであります。ましてや、今回のこのような非常に重要な文書であれば、なおかつ決定事項がまだ協議中であるということ踏まえても、やはりそれは協議途中の文書であったかもしれないし、あるいは作成はなかったかもしれないということについて私たちは議会で答弁をさせていただいている次第でございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 決裁権者に上がるまでの、そういうことであるわけであって、私が言っているのは、県職員がその仕事を誠実にこなした結果として承認すべきだという意見を持っているのは、間違いなく結構な相当数いるんです。それは把握していますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 承認すべきだと決定するのは私でありますので、それは職員は承認すべきだと決定して起案をするようなことはないと思います。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 じゃ、これ先ほどの話に立ち返りますけれども、知事が職員の遵法精神を踏みにじるようなことになるということになります。

次に——一旦、休憩お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時18分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○座波 一 議員 地域外交方針は国政との整合が重要だが、尖閣問題の取組と訪中の成果を伺います。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 訪中の成果でございますが、日本国際貿易促進協会訪中団の一員として訪問した北京市におきましては、中国政府関係者や企業関係者等との面談を通して、定期航空路線の復便、ビザ申請手続の簡素化などを提案したところです。その後、那覇—北京路線が復便したこと、また、中国政府が指定する旅行社を通じてビザを申請する場合、県民が福岡総領事館に出向く必要がなくなったことにつきましては、今訪中の大きな成果と受け止めているところでございます。また、福建省におきましては、観光、経済、文化、人的交流など幅広い分野で交流を推進していくことをお互いで確認したところです。これらの成果等を踏まえ、今後、沖縄と中国の多面的な交流がさらに発展するよう取り組んでまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 知事公室長、沖縄の地域外交は、国家間の外交を補完すると答弁していますよね。補完とはどういう意味ですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 補完というのは、補うということなので、国家間で大きな外交を行っていて、我々県としては、その県、あるいは民間団体等と地域における交流等を盛んにすることによって国の外交を、何というんですか、その一助となるということだというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時20分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 失礼しました。

国の外交の一助となるというふうに……。

○座波 一 議員 だから何の一助ですか。

○溜 政仁 知事公室長 国の外交の一助となるということです。

○座波 一 議員 すらっと言ってください、最後に。

○溜 政仁 知事公室長 我々の地域外交によって、国の外交の一助となるというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 まさにそのとおりですよ。国の外交を補完する。しかしながら、今回の行動は中国国内でまさに琉球の帰属問題があることを印象づけました。そしてまた、尖閣諸島の領有を主張する意思がないということも示しております。さらに、首里城復元

などで支援をいただいている台湾政府に非礼を行っております。今回のこの3つの外交問題、これを暴露してしまった玉城県知事。これ、今後の外交問題をさらに難しくしております。その自覚はないでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 まず先ほど知事公室長が答弁させていただきましたとおり、国と国との正式な外交を補完する、その外交がスムーズにいくよう地域間で交流をし、経済や人流・物流の促進を図っていく、それが我々の地域外交の方針の一つであるということは説明をしたとおりであります。ですから、その基本方針——これ今、策定中なんですけれども、基本方針の考え方にのっとれば、我々は日本国と中国との外交関係がより互恵関係が発展するような形でそこで寄与していきたいというものであり、これを沖縄の帰属問題でありますとか尖閣の問題でありますとか、そういうような、いわゆる中国の中でどのような言論が飛び交っているかということ、そこに重きを置くのではなく、良好なこの2つの国の関係をサポートしていくんだ、そのために様々な民間企業や人々が交流をしていくという、そのつなぎ役をしようということになります。

それから議員おっしゃる、台湾に非礼ということは私はよく分かりませんが、私は今、日程を調整させていただいております。今年度中に台湾も訪問したいと思っておりますので、そのようなバランスはしっかりと考えながら、良好な関係が保てるよう尽力していきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 私も中国との互恵関係を否定するものではないんですけれども、今回の訪問後の中国のメディアの報道を見ると、大変懸念するんですね。これはもう、もはや沖縄県の問題ではなく、これは全国的な日本の問題になりつつある。大手新聞社、大変心配しています。何と、この知事の外患誘致を懸念している。こんなことを書かれるんですよ。我々、心配して言っているんですよ。これは——それがないように、しっかりと弁明しないといけないんじゃないですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 御心配をおかけしていることは大変ありがたく、また申し訳ないと思います。ぜひ、様々なメディアのニュースをバランスよく取っていただいて、この外交が何を意味しているのかということ、議員御自身の中でもしっかりと整理をしていただけたらと、そう願います。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 次に、違法状態の赤字決算の原因と修正方法及び責任の所在と知事の責任を問います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

土木建築部が所管いたします特別会計の赤字決算の原因につきましては、歳入が過大に見積もられた上、当該見積りに対し実際の現金が幾ら収納されたか出納整理期間内に確認するべきでありましたが、その確認がなされていなかったことによるものであります。赤字状態の治癒につきましては、速やかに特別会計の補正予算案の専決処分を行い、繰上充用を実施したところであります。

土木建築部としては、赤字状態の治癒を最優先と考え手続を進めており、部内の責任については、関係部局と調整の上、適切な時期に判断してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 この問題は、チェック体制で二重三重に不備を重ねた結果なんですよ。今の説明のとおり、過大に見積もりをしたとか、これは言い訳にしかたない。明らかに単純ミスなんです。それを隠すための理由なんです、これは。このような体質が蔓延しているから、いつまでもこんなことが起こるんですよ。この単純ミスの発見には、3つの機会があったと思いますよ。予算編成時、予算執行時、出納整理期間、この3つの機会で見逃せないはずがないんですよ、本来は。単純ミスの積み重ねで、これを監査委員で検証したんですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 ミスの原因という部分についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、歳入の見積りを過大にしまったという部分につきましては、単純な集計ミス等によるものでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 だから一部で単純ミスにしても、二重三重、3つの機会があるからそのときに必ず見逃せるんですよ、普通だったら。そういうふうに統制ができていないということが、大きな失敗です。これを知事は専決処分をして、補正予算で修正して、違法状態をまた不正な方法で補うわけですね。だからこの問題は、内部体制の欠陥を放置してきた責任。すなわち、県知事が責任を取るべきであります。専決権限のある知事にのみ責任がある、いかがです

か。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時29分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 最初の赤字状態が発生した原因につきましては、先ほど土建部長からありましたように、歳入が過大に見積もられていたこと、そして出納整理期間内に現金収納の確認がなされていなかったことによるものでありまして、知事が直接関わったものではないというふうに認識しております。しかしながら、知事は県の事務について、包括的な執行管理権限を有することに加え、一般職員の手続ミスにより発生した赤字状態を治癒するため、違法な手続を前提とした繰上充用に要する経費の補正予算を専決処分しております。その経緯については、引き続き丁寧な説明を行う必要があるものと考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 知事が細かいチェックまでしないですよ、それは分かりますよ。責任はないという表現は駄目なんです。これだけ何度も繰り返してきた不正、不祥事がこのように起こっているということ、根本の原因を、私は問題を追及しているんですよ。だからそれが内部統制力ということを理解しないと、こういった問題ってというのは永遠になくならないんじゃないですか、総務部長。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほど議員御意見の予算編成実行段階、決算でそれぞれ確認すべきことであったということについては、そのことを総務部長から説明をさせていただいたということでありまして。当然、今般このような、本来であれば確認ができる状況の中で職員が確認ができなかったということは、これはそのような体制についても県庁内でもう一度確認をし、必要な箇所にもそのためのチェックポイントを設けるべきであるということと、今、DX化を進めながら、電子化を進めることによって、いわゆる入力エラーをしっかりとチェックができるような、そういうような技術の導入も図ろうという段階に来ておりますので、様々な形で今後このようなミスが起こることがないように、気を引き締めて取り組んでまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 6、台風常襲地として電力及び通信網の強靱化に向けた県の役割と取組について伺います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

県では、通信網の強靱化のため、海底光ケーブル通信網のループ化に取り組んでいるところです。また、通信事業者においても、通信網の冗長化や複数の携帯基地局が相互にエリアをカバーできるよう整備に取り組んでいるところです。このような整備効果により、光ファイバー網や携帯基地局など、様々な通信サービスが利用できる環境が確保され、災害に強い情報通信基盤が構築されていくものと考えております。

県としましては、引き続き関係機関と連携を密にしながら、通信網の強靱化に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 電力の強靱化についてお答えいたします。

沖縄電力では自然災害に強い設備形成に向け、樹木等の接触に強い電線や風の影響を受けにくい電線等への取替え、送電線路の2回線化などに取り組んでいるところです。また、停電を早期に復旧させるための対策として、遠隔操作によって停電を復旧させる配電自動化システムを小規模離島を含めた県内全域に導入するなどの取組を行っているところです。

県としましては、電力設備の強靱化に向け、災害予防及び早期復旧対策について、沖縄電力と引き続き意見交換をしております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 電力あるいは通信の強靱化は、地中化だけ——地中化が一番いいんですけどね。多分地中化だけではもう追いつかないと思います。だから今言う自動復旧装置、あるいはループ回線の整備を、本当に技術はあるわけだからやってほしい。だけど、都市部に集中しています。ここをもっともっと県全土に広げるような、離島も含めて、こういったものを支援するのが県の役目じゃないかということです。そういうふうな趣旨で質問していますが、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 今、議員のほうから県全土にという御指摘がございましたので、今後とも県全土の電力設備の強靱化に向けまして、災害予防及び早期復旧対策について沖縄電力と引き続き意見交換をやってまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 電力停電の被害っていうのは、本当、表に出るだけ以外にも相当大きいんです。そこをみんな泣き寝入りしているんですよ。畜産業者とか農業は。そこをしっかりと捉えて、電力会社とかキャリアだけに任せないで、沖縄県が支援すべきだということなんです。

休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後5時35分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○座波 一 議員 重要課題の交通渋滞の解消とバス交通の充実化等、公共交通機関の整備について伺います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 沖縄の交通渋滞の解消には、短期・中期的には、自家用車から公共交通への利用転換を促進するためのソフト施策の充実が重要だと考えております。県では特にバス交通について、バスロケーションシステムやOKICAカードの導入など、利用環境の改善により、バス利用を促しているところです。これにより、バス利用の減少が下げ止まりましたが、近年、コロナ禍等の影響によりバスの運転手不足による減便等の問題が出てきており、県としてはこの事態に危機感を抱いております。現在、推進中の基幹バス交通システムの充実に取り組むとともに、さらなるバス交通の充実を図らなければならないと考えております。

そのため、県では、他県で実施されている先進的なBRTなどの短中期的に導入可能な交通施策を調査研究し、バス協会や各圏域ごとの市町村等と意見交換をしたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 南北鉄軌道も全くめどが立たない。モノレールの延伸計画もない。そして、2次交通の問題あるいは交通渋滞の対策が全くないんです。本当にこれでいいのかなと、県政。そしてまたさらに、バスも地方では減便、廃線が続いて、タクシーも人材不足で呼んでも来ない。県民の足は最悪状態なんです。これを短期的に、本当に強い政策で今解決しなければならぬ。もう私はこれがバス交通の充実とタクシーのほうしかないと思っています。タクシーの公共性を強化する。そして民間地域、市町村だけの交通課題という問題じゃなくて、県が地域の、地方のタク

シー、あるいはバスをしっかりと確保して、都市部と地方の交通をしっかりと確保するような、そこまで指導しないと地域だけの公共交通会議をさせても意味がないんですよ。それに気づかないといけないんです。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 議員おっしゃるとおり、バス・タクシー、公共交通の充実は非常に重要な課題だと思っています。タクシーについてもバス同様、運転手不足が深刻化しており、県内で稼働しているタクシー台数が大幅に減少しております。これに対応するため県では、バス・タクシーの運転手確保のため、事業者の求人広報活動や第二種免許の取得を支援しているところです。最近では、タクシーの稼働台数不足と配車アプリにより、人口の多い都市部にタクシーが集中するようになり、地域でタクシーが拾えなくなったとの声も聞いております。タクシーは、高齢者や障害者等、県民の日常生活を支える重要な公共交通と認識しており、この問題についても沖縄県ハイヤー・タクシー協会と運転手の確保やタクシー会社が主導するライドシェアも含め、地域にどのような支援ができるか議論していきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 忘れていました。運転代行もお願いしますね。

そして9番、狭隘な県土に散在する個人墓地の集約に向けた墓地整備計画の進捗状況を伺います。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

県は、令和5年9月27日に市町村墓地担当者会議を開催し、個人墓地の散在化を防ぐため、公営墓地の整備を促すとともに、早期の整備が難しい場合は、住民等の意向を踏まえ、墓地の設置を規制すべき区域の指定や個人墓地集約化の基本方針等を定めた計画を策定し、同計画に基づいた墓地行政を推進するように助言を行ったところでございます。墓地の整備計画については、今年8月末現在、29市町村において策定されているという状況でございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 個人墓地は沖縄県だけに認められた特例ですから、これをしっかりと、散在するようではなくもうルールをつくって、最終的には集約される方向に指導するのが県の役目ですから、これは権限委譲したからといって、市町村で解決できる問題じゃない。特に、市街化調整区域に集中している理由は分

かりますか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 市町村とは担当者会議等を踏まえて意見交換をしているところでございます。市街化調整区域に集中している等については、各市町村の中でそういう墓地を設置していい場所、よくない場所というのが決められていると思うんですが、全体はちょっとまだ把握できていない状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後5時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

都市計画法に基づきます市街化区域、市街化調整区域と墓地との関連につきましては、連携を図りながら解決を図っていくべき方向性等について協議していきたいと考えております。

○座波 一 議員 終わります。どうもありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 午前中、体調を崩して休んだことをまずおわびをさせていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

我が党関係から先にさせていただきたいと思えます。

仲村家治議員の3の(6)、本島－離島間のガソリン価格差の是正について。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

県が実施している石油製品輸送等補助事業においては、石油製品の小売価格について補助事業者から報告を受けており、県では、同報告に基づき、各離島の価格の推移など実態把握に努めているところです。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 先月、私久米島に行ってきたんです。久米島でガソリンというのは、幾らになっているか分かりますか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 約200円程度だと考えております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 実態把握をしているんですか。209円です。本島は幾らですか、今。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後5時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 本島の平均ですが、182.6円です。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 この差は、企画部はどうしようとしているのか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後5時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 国において税制の、揮発油税の軽減措置がございますので、それを原資として石油製品輸送等補助事業が実施されております。ただ、離島においては、離島ごとに価格差がありまして、それが離島ごとに事情が異なるものですから、今後、その補助制度についても、支援の在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 ガソリンは、待ったなしでずっと200円台を行っているんですよ。あなた方が検討するというのは、いつまでにこれ検討するのか。いつまで放っておくのか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時46分休憩

午後5時47分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 ガソリン価格の上昇については、今全国的にも課題になっておりまして、燃料油価格激変緩和対策事業が実施されております。それを含めて、また県のほうでも石油製品輸送等補助事業をやっています。それでも離島のほうにはまだ差がありますので、繰り返しになりますが、その差分、離島のガソリン価格の差分については、何らかの対策をしないといけないというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 考えてガソリン価格が落ちるんだったら、こんな問題は出ません。痛みを分かっているのかということです。知事、どうしますかこれ。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時48分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 今、国のほうで、揮発油税の軽減措置について、次年度の税制改正について調整をしています。これが原資となって、離島の石油製品価格、石油製品輸送等補助事業が実施されております。この揮発油税の軽減措置は復帰特別措置になっているものですから、国としては、この激変緩和措置を今廃止をしたいというふうな話も出ているところです。

県としては、これを何としても維持したいというふうに今国と調整しているところです。これと併せて、揮発油税の軽減措置の継続をぜひとも実施するということと併せて、この石油製品輸送等補助事業についても併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 多分もう、これ以上の答弁は期待できませんから、次に行きます。

沖縄県の教育について。

県立高校の寄宿舎、これは去年の2月、代表質問で私がやって以来、皆さん検討するとおっしゃっていましたが、どうなったか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えいたします。

議員の御指摘の件は、北部合同寄宿舎等の運営のさくら寮の件ということで捉えさせていただきますが、御質問いただいた後、北部合同寄宿舎運営協議会事務局とまず5月に運営状況について意見交換を行っております。また、同事務局からは、今回要請もいただいておりますけれども、修繕費が大きな負担となっているという御意見もいただきました。また、土日の舎食の提供につきましても、保護者等から要望がある場合は、その都度対応を検討しているというふうな説明を受けております。さくら寮の支援につきましても、引き続き同協議会と意見交換を丁寧に行っていきたいと考えているところであります。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 去年の2月の代表質問から何回これ、協議をしたのか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 今手元にある情報につきましては、5月に情報交換を行ったというふうに聞いており

ます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 今年の9月かな、北部市町村会から皆さんのところにも要請書が届いていますか。これどういう意味ですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後5時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

教育長。

○半嶺 満 教育長 9月30日に協議会……。休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後5時53分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○半嶺 満 教育長 失礼しました。

施設の修繕及び人件費の負担増等により、厳しい運営状況にあることから、令和5年9月8日に運営協議会会長等から下記の要請がございました。まず、県の直轄運営とすることの再検討及び補助金のさらなる拡充について、平日及び土・日・祝祭日における舎監の常時1名配置について、要請をいただいたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 一つ一つ整理しましょう。まず、さくら寮は、土・日・休日は御飯が出ていなかった。これどうなったのか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時53分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

教育長。

○半嶺 満 教育長 今現在もその状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 1年半たっても変えようとは思ってないんですか。どうなんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時54分休憩

午後5時54分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

教育長。

○半嶺 満 教育長 今の状況は、北部地区の寮との基本的な足並みをそろえている状況でありまして、先ほど御説明しました保護者との説明会からも、特段に

この件についての要望はなかったというようなことは聞いているところであります。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 ちゃんと聴取はしたほうがいいですよ。これ、もう1年半にもなる。これまで放っておく、こういう感覚が僕には分からない。じゃ、これはそもそも、さくら寮というのは何でできたのか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時54分休憩

午後5時54分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

教育長。

○半嶺 満 教育長 さくら寮北部合同寄宿舎ができた経緯でありますけれども、名護市内の県立高校に通学する遠隔地出身の生徒を支援するために、名護市が平成15年度に島田懇談会事業を活用し、整備しているところであります。この当施設の運営につきましては、北部12市町村で構成する名護市県立高等学校北部合同寄宿舎運営協議会が担っているところであります。県教育委員会では、北部・離島地域出身の県立学校に通学する生徒が、安心して就学に専念できるよう当団体に対して、今現在舎監1名の配置と補助金を交付しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 ですから、皆さんこの4月に、中高一貫校を造ったんでしょう、北部に。この中学生は、離島から来るのは入れるなということか。だから、そういうことじゃなくて、もうフラットにして、41市町村フラットにして、同じような形を、宿舎をやるべきだと、前からそれを言ってるんですよ。どう思うんですか、教育長として。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 先ほど申しあげました要請等もいただいているところでありますので、それを踏まえて、先ほど申しあげました、この名護市の皆様方を中心に今運営をいただいているところでありますので、その要望も踏まえまして、この協議会としっかりと意見交換を図っていければと考えているところです。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 これ造った理由というのは、平成10年に3村から要望が来た。もう幾ら皆さんに言ったって、県に言ったって、これ造られないから、島懇事業でこれ造るわけですよ。だから5年でできたわけだよ。できはしたけれども、運営もそこに全部任せただけだよ。そうじゃなくて、運営ぐらいいはこれまで長い間たっているわけだから、もう1回改修も必

要になってくる。これ県が全部引き取ってもう1回やるべきです、これは。しっかりとその辺の議論をやってください。これは文教厚生委員会に行くと思いますから、そこでもいろいろ話が出るんでしょうね。それとこれ、僕は資料を見てびっくりしたんだけど、そこに入っている2割が県外と中部、南部からも来ているんです。何も北部からだけ入っているわけじゃない。全体の2割ですよ。それを何で北部市町村だけで担うのか、僕には理解ができない。そういうことも全部トータル的に判断して、このことについては、答えを出してください。

休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時57分休憩

午後5時58分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○呉屋 宏 議員 2番の外国人留学生と沖縄経済について質問します。

沖縄県の経済活動に働き手の問題があるかと思うが、県はどんな認識を持っているか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

本県では、昨年8月以降、求人数が求職者数を上回る状況が続いており、多くの業種で人手不足が顕在化しているという状況でございます。コロナ禍や物価高騰の影響による経営体力の低下で十分な対応ができない企業におきましては、人手不足に伴う収益機会の喪失や、業務過重となった従業員の離職といった悪循環等への懸念が高まっておりまして、これらの解決が喫緊の課題であると認識しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 解決はどうするのか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時59分休憩

午後5時59分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 今後の取組でございますが、去る9月14日に公・労・使で構成する沖縄県雇用対策推進協議会におきまして、人手不足への対応に関する共同宣言というものを出示してございます。その中で公・労・使それぞれが対策を強化しながら、また、県の取組を強化しながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 共同宣言で皆さんがその宣言を



したら、人は増えるのか。具体的な話を聞いているんです。どうするんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時59分休憩

午後6時0分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県では、総合就業支援拠点でありますグッジョブセンターおきなわにおきまして、企業を対象とした外国人雇用相談窓口を設置する、あと若年者を対象とする就職支援窓口を設置して、就労支援を行っているというところがございます。また、職業紹介につきましては、沖縄労働局で行っておりますので、外国人留学生のマッチングの強化も含めまして、関係機関と意見交換を行いながら、連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 部長、これは昨日、今日始まった話じゃないんですよ。ずっと前からこういう傾向にある。それに対策を打てないというのがおかしくないですか。今皆さんは——市場で今、人件費は1時間どれぐらいしているのか。その認識はどれぐらい持っているんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時1分休憩

午後6時1分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

人件費がというところは、今数字は持ち合わせておりませんが、最低賃金に関しましては、今度896円というところがございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 896円でね、来ないですよ誰も。外国人でさえ来ないよ。コンビニで働くの1200円だよ。1300円ぐらいでも、もう来ませんよ。これどうするの、本当に。働き手の中で、今、我々要請も受けたのだけれども、外国人が通う日本語学校というのがある。これは週に28時間しか働けない。これを増やす可能性はないのか。そこに手を入れるつもりはないか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

外国人留学生のお話ですが、在留資格としましては留学と位置づけられておりますので、原則としては就

労することはできませんが、出入国在留管理局長の許可を受けた上で、週28時間までの就労が可能となっております。また、学校の長期休暇中に関しましては、1日8時間、週40時間までの就労が可能となっているという状況でございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 部長、平成29年6月、九州知事会、九州地域戦略会議から、政府に出された案件がありますね、要望書が。これ持ってますか。読んでみてください。何をしがっているのか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時3分休憩

午後6時4分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○呉屋 宏 議員 体調が万全じゃないので、申し訳ないんですけど、2ページのところにもう一つ書かれている。端的に言えば、外国人の週28時間を、この九州知事会では、36時間に拡大してほしいという要望が政府に出ているんだよ。それもこれを出したのは、平成29年だよ。ところが、これに沖縄県知事の名前はないんだよ。何ですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時5分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えします。

平成29年6月でございますが、こちら沖縄県も委員となっております九州地域戦略会議、こちら九州知事会の部会ということになりますが、こちらで、先ほどおっしゃっていた週28時間の上限を週36時間に拡大するよう国に要請したということで、沖縄県も連名で、一緒に要請しているという状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 当時の関係者から話を聞いたら、これ沖縄県加わっていませんよ。これもっとちゃんと調べたほうがいいと思います。これ、目の前に人材はいる。九州知事会の、36時間までやろうというような要望が出ている。何も沖縄県だけがやろうとしているわけではない。ということは、これ拡大する可能性があるわけでしょう。そういうところが丁寧な行政というんだよ。確実にそれを——我々が、議員がそれを意見書としてここで採択をして出すことも可能なんだよ。でもあなた方はここにも目をつけなくて、何をやってるんだ。もう一度、これを検討する気持ちが

あるかどうか決意表明を聞いてみましょう。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 先ほど申し上げました平成29年6月に出された要請に関しましては、国からの回答はないという状況で、拡大された事実はございません。今後どのような取組ができるかというのは、九州各県とも意見交換をしながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 さっきの教育委員会とも一緒に、また検討する。今さらね。これはだから、九州知事会でも1回検討されているんですよ。後はそれを要請すればいいだけの話でしょう。真面目に行政やってくれんかな。知事、どうですか今の話聞いて。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私もよくその状況報告を受け、九州知事会でそのような取組を再起できないかということについての提案をしてみたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 もう、すぐ今月でも来月でも、早急に進めてほしい。これ28時間超えて、どこかでアルバイトしているのが見つかり、日本語学校がペナルティー食らうんだよ。だから、本人たちは食らわないのよ。こういうリスクもしょいながらこういうことをやっているんで、あの子たちは、自分の国で一生懸命勉強して、そのお金も払って渡航費も出して沖縄に来ている。だからそういうことを——もう、少しでも働きたいという気持ちはあるんだ。部長、これ今、外国人の留学で来ている人たちは何名いるのか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時8分休憩

午後6時8分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

沖縄労働局によりますと、令和4年10月末時点における県内の外国人の労働者数は1万1729人で、そのうち留学生は2047人ということでございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 このメンバーが——本当に今、介護の手が足りない、ホテルの手が足りない、コンビニの手が足りない。そういうところで倍の時間働けるようになったら、私はもっと経済はよくなっていくと思いますし、また、これよく聞いてみると1日の中で勉強する時間は4時間らしいですよ、4時間。ということは、あと20時間ある。8時間睡眠時間を取った

としても12時間余っている。そういうことを考えていったら、別に沖縄の学生のように5時、6時まで勉強しているわけじゃないんだから。だからそういうのも検討しながら、どういう状態になっているかを調べながらやってください。

休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時9分休憩

午後6時10分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○呉屋 宏 議員 スポーツ行政について。

まず(1)、現在の沖縄市にある県総合運動公園の老朽化は問題ないのかお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

老朽化により使用禁止となっているかりゆし広場の遊具については、令和5年度より全面改修を実施し、令和6年度内に供用予定であります。また、漏水が確認されたレクリエーションプールについては、現在、漏水の原因を調査しているところであり、原因が判明次第、改修工事を実施する予定であります。同公園は供用から30年以上が経過していることから、長寿命化計画に基づき、適切に対策を実施してまいります。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 通告していたテニスコートの状況は、今どうですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時11分休憩

午後6時11分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 テニスコートの改修につきましては、令和16年度国民スポーツ大会に向けて、幅広く意見を聴取し、関係機関と連携しながら検討し、整備に向けて取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 私は子供4名いますけど、全員が硬式テニスをやっていた。テニスはよく分かりませぬ。だけど、人工芝に砂をまいた競技場、これって沖縄県ほとんどがそうなんですよ。ハードコートにはなっていない。硬式テニスを人工芝を使ってやると、バウンドがしないんですよ。ハードコートは高く上がっていくけど、この人工芝は上がらない。だから普通は、相手のボールが来た場合に、人工芝だったら腰ぐらいいで打っていける。ところがハードコートに変わると、もう顔ぐらいまでいく。だから、ここで本当

に——硬式テニスというのか、普通のテニスというのか分かりませんが、プロの皆さんはここに、なかなかキャンプに来ないんだそうだ。これ沖縄県に2面しかない、それも豊見城にしかないというような状況ですから、これキャンプと経済というのをどう結びつけるか。この間のバスケットの世界大会、あれで沖縄は脚光を浴びた。それで、16面もあるあのテニス場が、今度改築するらしいんだけど、あれが全てハードコートになったら、もうテニス協会と話をして、恐ろしくかなりの人たちがそこにキャンプで来るんだという話をしている。それをまた検討して人工芝にするっていう理由は、僕には見つからないけどどうなのか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 改修に当たりましては、様々な意見がございます。幅広く意見を聴取し検討しながら、整備に向けて取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 車椅子テニス、それも人工芝では非常に厳しいです。ハードコートだったらやりやすい。この人工芝のチップ、これがどんどんどんどん摩耗して、これが海に流れていっている。これも確認できている。これ、あなた方、SDGsと言いながら、こんなことをしていたら、これでまた、人工芝という話になってくるとかなり矛盾すると思うんだけど、どうなんだろう部長。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 繰り返しになりますが、様々な意見がございますので、幅広く意見を聴取し関係機関と連携しながら検討し、整備に向けて取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 一応、俺、土木委員長やっているんだけど。それでいいのかな。とりあえず、これはテニス協会から、沖縄で本当にもっと広げていきたい、キャンプには最適な場所だということを言っているので、真剣にこれを捉えて、経済的な面からもいろんな面からも、ハンディキャップを持つ車椅子テニスの面からも、全ての面を総合的に考えて結論を出してください。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時15分休憩

午後6時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○呉屋 宏 議員 最後に、メンタルヘルスのことについて、少し協議したいと思うんですけど、教師の

メンタルヘルスについて、教師の休業の状況について現状を説明してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時15分休憩

午後6時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

令和4年度における教育職員の精神性疾患による病気休職者数は229人でありまして、在職者に占める割合は1.45%となっております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 教師のメンタル問題が表に出てきたのは、いつ頃ですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、教育職員の精神疾患による病気休職者数は、全国で平成20年度に5000人を超えておりまして、平成23年度には文部科学省において、教職員のメンタルヘルス対策検討会議が設置をされました。

県教育委員会におきましても、それ以前から精神性疾患による病気休職者数が増加していることは課題として認識をしております。保健師の増員等の取組を行ってきたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 なぜこういうことが起こっているのか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

教育職員の精神性疾患による病気休職の要因につきましては、職務内容に起因するものだけでなく、家庭の状況や生活環境等様々な背景があるというふうにご考えております。その人数については、全国同様、本県においても増加傾向にありまして、喫緊の課題であると認識をしているところであります。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 それでは、これをどうやって解決するつもりでいるんですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

県教育委員会では、今年度から働き方改革推進課を設置をしまして、全庁体制で学校の働き方改革あるいは教職員のメンタルヘルス対策のさらなる強化・推進に取り組んでいるところであります。令和5年度は、文部科学省から公立学校教員のメンタルヘルス対策に

関する調査研究事業を受託をしております、那覇市と連携して精神疾患による休職の要因等の分析や有効な対策について検討を行いまして、モデル事業でありますので、その成果を各市町村と共有しまして、実効性のある取組を推進していきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 通告は4つですけど、トータル的に話をしましょうね。これ、7月頃から研究をするようになりました。この間も9月にうるま市役所に行って、市長と教育委員会も含めて、人事課も含めて、10名ぐらいで1時間ぐらい話合いをした。端的に言えば、前の文科省の事務次官だった山中さんとも意見交換を僕はしました。これは、今年。それで、これどう思いますかと言ったときに、山中さんが言ったのは何かというと、分業制度です。担任は、もう担任だけをやるべきだ。ホームルーム、帰りのホームルーム、給食、これは担任に任す。教科はもう専門的に教科だけを教える。分業制度に持っていかなければ、担任をしながら教科も教えていたら、当然のことながら残業は多くなりますよ。そういうような分業をしないと、文科省はそう言っているんですよというようなことも言っていた。それは僕が関係しているN高もそうですけど、全て分業です。モンスターペアレンツのような人たちが来たら、担任は行って受けるけれども、これは専門に対策をするチームに投げる。それで、ここで解決をする。

だから今、うるま市では、何とかこの対策をするチームをうるま市全体で1チームつくってくれと、そういう要望も今調整している。だから、どこ小学校に置くとかじゃなくて、教育委員会に置いて、そこでその事案が出てきたら、そこに訪ねて行って、それを引き取った人たちがそこに対応していく。これ、先生方が担任しながら、この生徒の文句を聞いていてずっとこれやっていたら、メンタルやられるのは当たり前なんだ。何もやっていないでしょう、皆さん。それに対して何か対策を。だから、難関大学に行くとか、あるいはいい高校に行くとかという人たちは、その専門のチームをつくっていく。そのほうが、圧倒的に僕はいいと思いますよ。これ今までの先生方と——僕らが小学校、中学校のときの先生方と今の先生方は違う、社会も違う。同じようなことをいつまで引っ張るんですか。もつわけがない。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 まず、小学校、中学校、高校で学校の体制は違いまして、今議員が御指摘の部分は、特に小学校だと思えます。

小学校は基本的に担任制でありますけれども、今国が教科担任制——教科の担任制という制度を進めております、これは国の担任定数で実施をしますので、国が徐々にこれを増やしていくという方針は今お話があったとおり示されておりますので、それを活用して、できるだけ専門的な教科を入れて、担任は担任、教科は教科ということで指導する体制を今後進めたいと思っています。

中学校、高校ではもう既に教科担任制でありますので、校務分掌で生徒指導、進路指導それぞれ専門的に対応しているところではありますが、今御指摘のあったとおり、いろいろな課題に対して、基本的には生徒を見る担任がまず一義的に受けまされども、やはり学校組織でチームで取り組んでいかなければいけません。そういった体制をしっかりと今、校内で取り組んでいるところではありますが、御指摘のようにさらにその学校でも担えない場合には、教育委員会が中に入って今対応しております、特別なスクールカウンセラー等の制度も取り入れているところではありますが、やはりその制度を構築していくことが課題であると捉えております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 目に見えるような対策を打って、目に見えるような効果を僕は上げてほしいと思っているんでね。これは広島で——教育長が言っているこの補助事業というのは、たかだか1300万円でしょう。全国5か所で7000万ですよ。このメンタルヘルスの問題で補助金がついているのは、1300万でできるんですか、本当に。僕はできないと思う。うるま市は、これに余計につけてでもやるって言っているんですよ。職員のメンタルもやりながら。だから、何か目に見えるような対策をしていかなければ、今のままでは効果は絶対出てこないと思います。これ出せるように、もう一回決意を聞いてみたいと思います。どうぞ。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 今御指摘いただきましたメンタルヘルスの事業につきましては、先ほども申し上げましたが、これあくまでもモデル事業でありまして、那覇市と県が連携をして、まずはモデル的に好事例を構築していこうと。それを基に各市町村にしっかりと共有をして、進めていこうというふうな事業でございます。しっかりとこれも進めながら——今、働き方改革推進課を立ち上げて、学校から先生方のこの様々な課題を今吸い上げているところでもありますので、それをしっかりと分析をして、今、短期・中期・長期の目標を

掲げているところでありますので、これから具体的に働き方改革、業務負担軽減に取り組んでいきたいと。そういうことによって精神的なストレス等の軽減につなげていきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 教育長、この予算、来年ありませんよ。今年だけ、1300万は。来年からどうするのか。そういう話になるんだよ。だから僕は、こういうことを冷静に分析して、市町村がやる気がないところは無理ですよと。

様々議論はしたんですけども、知事、私思うのは、今日これだけ議論してもまだ答えが出ない部署がたくさんある。今、あなたの出張のやつを持っていますよ、僕は。どこにいつまで行っていたかというのを、この6月、7月、8月、9月。これ、もう外に行っている場合じゃない。中がどのようになっている

かということをやらないと、今までの例の2特会の問題もそう、P F O Sの問題もそう、先生方の問題もそう。これ、どのようにして片づけるのか。政治がしか片づけられないんだよ。もう、浮き足立ったような形じゃなくて、もっとどんと県庁にいて、指示を出して片づけるようにしないと、これは本当に待たなして今来ていますから、その辺のことは提言しておいて終わります。

以上です。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、10月10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

**午後6時25分散会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 大 城 憲 幸

会議録署名議員 瑞 慶 覧 功

令和5年10月10日

令和5年  
第3回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第7号）





令和5年  
第3回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

令和5年10月10日（火曜日）午前10時1分開議

## 議事日程第7号

令和5年10月10日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号まで（質疑）

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号まで

甲第5号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県ふるさと寄附金基金条例

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第7号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第8号議案 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第9号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第10号議案 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第11号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第12号議案 農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第13号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について

乙第14号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

乙第15号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第1号 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

認定第2号 令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

認定第3号 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

認定第4号 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

### 出席議員（48名）

44番	赤嶺昇	議長	8番	小渡良太郎	議員
30番	照屋守之	副議長	9番	新垣淑豊	議員
1番	次呂久成	議員	10番	島尻忠明	議員
2番	喜友名智子	議員	11番	仲里全孝	議員
3番	島袋恵祐	議員	12番	上原快佐	議員
4番	玉城健一郎	議員	13番	新垣光栄	議員
5番	上里善清	議員	14番	國仲昌二	議員
6番	大城憲幸	議員	15番	瀬長美佐雄	議員
7番	上原章	議員	16番	山里将雄	議員

17番	当山勝利	議員	33番	大浜一郎	議員
18番	當間盛夫	議員	34番	呉屋宏	議員
19番	金城勉	議員	35番	花城大輔	議員
20番	新垣新	議員	36番	又吉清義	議員
21番	下地康教	議員	37番	仲宗根悟	議員
22番	石原朝子	議員	38番	崎山嗣幸	議員
23番	仲村家治	議員	39番	玉城ノブ子	議員
24番	平良昭一	議員	40番	西銘純恵	議員
25番	仲村未央	議員	41番	渡久地修	議員
26番	玉城武光	議員	42番	瑞慶覧功	議員
27番	比嘉瑞己	議員	43番	比嘉京子	議員
28番	照屋大河	議員	45番	末松文信	議員
29番	山内末子	議員	46番	島袋大	議員
31番	西銘啓史郎	議員	47番	中川京貴	議員
32番	座波一	議員	48番	仲田弘毅	議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	宮城嗣吉	文化観光スポーツ部長
照屋義実	副知事	前川智宏	土木建築部長
池田竹州	副知事	松田了	企業局長
島袋芳敬	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜政仁	知事公室長	名渡山晶子	会計管理者
宮城力	総務部長	金城康司	総務部財政統括監
金城敦	企画部長	半嶺満	教育長
多良間一弘	環境部長	鎌谷陽之	警察本部長
宮平道子	子ども生活福祉部長	下地誠	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療部長	茂太強	人事委員会事務局長
前門尚美	農林水産部長	安慶名均	代表監査委員
松永享	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山城貴子	議会事務局長	儀間俊江	課長補佐
前田敦	次長	宮城亮	主幹
中村守	議事課長	比嘉太一	主任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

10月6日、知事から、お手元に配付いたしました議案2件の提出がありました。

次に、9月20日から10月2日までに受理いたしました請願2件及び陳情19件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号までを

議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 ちょっと待ってください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時2分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○照屋 守之 議員 おはようございます。

質問の前にお礼と御報告です。

まずお礼については、県道37号線、照間地区から与那城、海中道路向けの道路補修整備について。

この道路は以前から地域住民や与勝地区自治会から早めの整備要請を受け、中部土木事務所や道路管理課にもお願いをしてきたところ。土木建築部もこの道路の車両通行量の増大に伴う対策を予定していたこともあり、維持管理の厳しい財源の中、頑張って今整備が進められております。私は、10月7日と昨日も現場を視察してきましたけれども、両側から整備が進められていることを確認しました。改めて、土建部や中部土木事務所の職員の皆様に感謝を申し上げます。また、せんだっては、港湾課の職員から別件の進捗状況の報告を受けたところ。玉城知事をはじめ両副知事にも、このように職員の対応や頑張りを認め、評価していただきたく、あえてこのような形で報告をしているところであります。

次に報告です。

私は、今年3月に政党を離れ、無所属として、保守中道の立場に身を置くことになりました。本会議場でも真ん中の議席で、与野党の立場を理解し連携していきたいと考えております。一方で、普天間返還に伴う代替施設については、県内移設の方針に変わりはありません。この件については、政党の役員として苦渋の方針変更をしてきた経緯もあり、政党を離れても解決に向けて県内移設の方針に変わらないことを報告いたします。

以上申し上げ、質問に入りますけれども、順番を入れ替えて行います。なお、設計変更をめぐる対応については、通告前と通告後も大きく変化しており、通告の項目ができなくなる可能性もありますので、知事をはじめ執行部の皆様には御理解をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

普天間飛行場返還の解決に向けて。

辺野古埋立事業の設計変更に係る最高裁判決を受けて、国は県知事に対して承認するよう指示した。普天間飛行場の返還は、平成8年に日米合意がなされ27年が経過している。この間、沖縄県政は、大田、稲嶺、仲井眞、翁長そして玉城知事と5代の県知事にわたり返還への取組がなされてきた。そして今、国の指示に対する沖縄県の判断が迫られている。

そこで伺います。

どのような判断にせよ、覚悟を決めないと判断ができないことだと思います。玉城知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

令和5年9月4日付で是正の指示を適法とする最高裁判決が示されたところであります。県は、当該判決を受けてどのような対応が取れるか検討していましたが、10月5日、国土交通大臣により、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対する承認を知事に命ずる裁判を求めて、地方自治法第245条の8第3項に基づく代執行訴訟が提起されたところであります。

県としましては、訴状の内容を精査した上で、対応を検討してまいります。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 私が聞いているのは、県知事の決断の覚悟です。知事、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 この間、勧告・指示の要求が行われておりますけれども、現段階での判断、今日の段階では承認するしないに至っていないということを答弁をさせていただいてきたとおりであります。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 私は先ほど、沖縄県は5代の県知事ということで説明しましたけれども、国は何名の、何代の総理大臣が関わってきたんですか。紹介できますか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 失礼いたしました。

普天間飛行場問題に関しましては、まず平成7年の村山総理の頃からの話かと考えております。その後、村山総理、橋本総理、小淵総理、森総理、小泉総理、安倍総理2回目——1回目ですね、失礼いたしました。そして、福田総理、麻生総理、鳩山総理、菅総理、野田総理、もう一度安倍総理の後に菅総理、そして現在の岸田総理で15代ということになります。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 沖縄県知事が5代、総理大臣が15代にわたって取り組んできた。解決していない。大変なことですね。玉城知事は判断できないとして先送りにしました。国と闘う姿勢を継続していくのであれば、承認しないということになると私は考えております。なぜ闘いをやめるんですか、知事。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほど土木建築部長から答弁をさせていただきましたが、代執行訴訟が提起されたところであり、訴状の内容を精査した上で、対応を検討してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 対応の検討、先ほど言いまし

たように、5代の沖縄県知事、15代の総理大臣にわたって課題を抱えていて解決できない。それを今対応を協議する、対応を考えると、そういう段階ではないと思います。自ら判断をせず、国に委ねる今の玉城知事のやり方では県民の期待に応えることはできないと思います。知事、どう思いますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 これまでにも、恐らくは5代に――私まで5代にわたる県知事の歴代の要職にあられた方々は、この一日も早い普天間の危険性の除去及び沖縄における過重な基地負担の軽減について、政府に対してそのことを求め続けているものと思います。私はその思いを踏襲し、これからも平和で豊かな沖縄県の発展のために尽くしてまいりたいというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 今、私は、国は覚悟を決めて沖縄の基地負担、整理縮小、県民の皆様長い間負担をかけている、それを解消しようという覚悟を決めた対応だと思っているんです。今の知事の判断というのは、覚悟が決まっていなくて、逆に国交大臣や国を追い詰める。県知事と国との権力っていうのは、同等じゃないですか。権力は一緒ですよ。ですから、そのようなことになっていくと、国交大臣、国はさらに覚悟を決めた対応になると思っているんです。そう思いませんか、知事。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 双方の責任において、この基地問題をどのように解決していくか、私は常に対話による解決を求めている次第であります。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 双方の責任と言いながら、国の責任において、国に押しつけられてやっているという、そういう風潮になっていますよ、今。ですから、それぞれの権力のある方々の決断というのが、この問題の解決につながっていくと私は考えています。せんだって、承認の判断に向けての9月30日、玉城知事の後援会事務所での後援会長との協議はどのような内容になっているか、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 後援会の内容につきましては、特にお答えを差し控えたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 新聞の報道がどのようなソースによって書かれているものかについては私は承知をしておりますが、その会議における内容についてはお答えは差し控えたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 それじゃ私が言いますよ。これは報道で、4日と迫った9月30日の夕方、後援会長との会談で、オール沖縄として衆議院選挙も県知事選挙も戦えないという、こういうふうな話ですよ。それ違いますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 どなたがどのような発言をしたかについては確認をしております。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 ですから知事、こういうことは、今公の場で報告できないのであれば、これは全部内密にしてやるべきですよ。これからすると、後援会は、選挙で戦えないから承認はするなということですよ。大変なことじゃないですか。それによって知事の考え方が若干変わったみたいな報道がありますけれども、この選挙に不利になるから決断を先送りにしたっていう、そういう理解でいいんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私や県庁には連日様々な県民からの声が寄せられていると同時に、専門家の御意見なども県政の安定運営のために聴取させていただいているという状況があります。様々な意見が私の元に届いているということは事実ではありますが、ある特定のそのような意見のみによって私の判断が行われているということではないと御理解いただきたいと思えます。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 私は、自民党県連の幹事長、会長とかもやって、確かにそういうふうな基地問題については、選挙に非常に影響するんですよ。でも、我々沖縄・自民党は、だからといってこれ真っ向からやってきたんですよ。正面から取り組んで来て、結局、それは選挙で負けたりとかそういうものがありましたよ。でも、だからといってそれに対して、この結果について我々とはとやかくは言いませんよ。やっぱり選挙の目的でこういうふうなことをされると、非常に県民は困るんじゃないですか。選挙の不利になる、不利にならないという形で政策判断をやったら、それは誰だって、我々だって、県民の意向に沿うような形のものやらないといけないということだから、これ、政策実現なんかできないんじゃないですかね。私はそう

思います。だから、私はあえて今回、無所属になっても中立会派になっても、この辺野古移設問題というものについては容認をするという立場は、これまでそういう形で自民党でやってきて、選挙も含めて全てそういうふうな経験をしながら、それでもあえてその容認というふうな形でしか問題が解決できないということだから、私は今方針を変えないんですよ。私が選挙の都合がどうのこうのということだったら、すぐ方針変わってますよ。今回の意思決定について、普天間飛行場を抱える松川宜野湾市長と辺野古埋立事業が進められている渡具知名護市長、その承認の判断について、知事はどのような協議、これをいつやられたんですか。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 両市長とは、特に協議は行っていないということでございます。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 知事、何で協議しないんですか。普天間飛行場は、宜野湾市の大きな課題。辺野古の埋立事業は、名護市。27年間たっている。この両市ともそういうふうな形ですずっと悩み続けて大変なことが起こってきた。そしてこれはもう最後、設計変更の承認については、もう恐らく行政手続的には最後じゃないですかね。それについては宜野湾市の意向と名護市の意向を確認するのが県知事の務めじゃないですか。もう一度お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 宜野湾市、名護市につきましては、これまでも意見交換はしてきたところではございますが、引き続き必要に応じて意見交換を行っていきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 ですから今、宜野湾市長も名護市長も非常に悩んでいると思いますよ。直接国に訴えるだけじゃ駄目なんでしょう。県と連携をしないと、この問題って解決しないじゃないですか。そう思いますよ。

県議会の沖縄・自民党は承認する、与党会派は承認しない。それぞれ玉城知事に要請をしました。なぜ玉城知事は、県民の代表である県議会をないがしろにしたのか、伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 議会において、各議員からの意見、提言、批判等、我々行政に向けられることについては真摯に受け止めてまいります。決して議会を軽視しているわけではなく、この議場で闊達な議論が行われるということは、我々にとっても身にするものであるというように考えています。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 やっぱり玉城知事は、議会の意思決定、するにしてもしないにしても尊重すべきですよ。県民投票がどういう形で実現したか忘れたんですか。県議会が意思決定したんですよ。私は、玉城知事は与党会派の要請を選択して、承認しないというそういう判断をすると思っていました、私は。そして、これは沖縄・自民党も、自ら彼らが、承認するというお願い、要請をしましたけど、そういうふうになるというふうな確信を持ってやってなかったと思いますよ。ですからそうすると、やっぱり今回の意思決定というのは、県議会を無視したような形になっていませんか。私はそう感じていますよ。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 県議会において投票条例が制定されました2019年2月の県民投票、その結果は知事は尊重すべきであるという、その条文のとおり私は尊重させていただいております。ですから、議会における決定についても、私はできる限り尊重すべきであろうという思いを持っております。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 やっぱり議会の意思を尊重すべきでしたよ。玉城知事が国交大臣の承認指示に応じなかったことについて、岸田総理は、今後国交大臣において適切に判断すると報道され、国交大臣が対応しております。ということになると、玉城知事の対話の相手は国交大臣ということになるんですか。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

この間、当該変更承認申請に係ります是正ですとかその指示というものは、土木建築部のほうで国土交通大臣より受けておりまして、国土交通大臣と処理等について土木建築部のほうで協議をしているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 休憩願います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 ただいま土木建築部長は、この間の様々な行政手続について、その担当部局であるということで答弁をさせていただいております。他方で、10月5日、国土交通大臣から埋立変更承認申請に対する承認を知事に命ずる裁判を提起されたということです。裁判上は当然国交大臣が対応する相手方になると思いますが、対話という点においては、どなたであろうとも私は対話の相手方になっていただけるものと思います。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 私は、総理大臣と県知事の対話を要請しました。私、要請しましたよ。でも今、最高裁判決で違法との判決が下されて、今の進め方で県知事と総理大臣との対話をどのようにしていくのか、私もう分からなくなっているんですよ。知事、どうなるんですか、この総理大臣との対話というのは。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 どのような内容になるかということは定かではありませんが、私も総理に対して対話による問題解決の手法を手練りたいということで要望させていただいております。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 ですから、もう前提が違うんですよ。最高裁の判決で、県知事は違法だっていう判決が下されたんですよ。その知事が総理大臣に対してどうやって話合いをするかという、それが実現するのかっていうことなんですよ。それをもう1回お願いできませんか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 行政法の専門家の方々からは、最高裁の判決が確定した場合であっても、都道府県知事が是正の指示に従った法定受託事務の処理を行わないことは、代執行手続の存在に照らせば、地方自治法上、直ちに違法とは評価されないというようなコメントもいただいております。ですから、私はその立場において、県知事として総理と胸襟を開いてお話をさせていただきたいということは、変わらずに持ち続けているところであります。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 その様々な専門家とか、意見は

ありますよ、評論家も含めて。ただ事実は、司法の最高裁判決で違法だと決まったんですよ。そして、違法だという県知事が総理大臣に対して、どういうふうにあポを取って話合いができるのかってことなんですよ。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私は沖縄県知事として、行政の長として、総理に対しての対話をお願いさせていただいている次第です。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 玉城知事は、最高裁の判決に従う立場であると私は思っています。その理解でいいんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 国と地方公共団体とが対等の関係にあるという地方自治法の本旨に照らせば、そこはそれぞれの立場において、その意見を表明し合えるものというように理解いたします。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 これまで沖縄県政で、最高裁判決に従わなかった事例があるんですか。紹介してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 断定ではございませんが、確認できる範囲では、最高裁判決に従わなかったという事例はございません。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 ないでしょ。できないんですよ。判決に従わないというのは。平成28年、翁長前知事の埋立承認取消しの最高裁判決と判決後の翁長前知事の対応を伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

翁長前知事が当初承認を取り消したことにつきまして、国が平成28年3月に承認取消処分を取り消すよう指示を行ったところであります。同指示に従わないことなどについて、国が平成28年7月に不作為の違法確認訴訟を提起いたしました。平成28年12月、最

高裁判所は、埋立承認を取り消さないことは違法との判決を言い渡し、最高裁判決を受け、平成28年12月に承認取消しを取り消したものでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 辺野古を造らせない、反対という翁長前知事が、最高裁判決を受けて、埋立承認取消しを取り消した。つまり、埋立てを承認したわけですよ。今回の件も、玉城知事は翁長前知事と同様に、判決に従うべきなんですよ。知事は、翁長前知事の後継者でしょう。翁長前知事がやったことに背くって言うことはできないと思いますよ。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県においては、いわゆる代執行手続上、憲法が保障する地方自治の本旨に基づいて、この自治権を行使するということが認められているということもあり、現在そのような方向からも様々な検討を行っているものであります。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 私が聞いているのは、翁長前知事の承認取消しを取り消した、翁長前知事の後継者として同じような対応をしないとイケないんじゃないですかという話ですよ。県知事の違法行為は、法治国家の日本ではいかなる理由があってもこれは許されないんですよ。これが許されるということになると、じゃ、玉城知事と県民、さらに県と国との信頼関係、その連帯、これ崩壊しますよ。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私はそのような発言をしたことはございませんが、私に意見を寄せていただいております行政法学者の方々、100人余りの方々がいらっしゃいますが、都道府県知事が是正の指示に従った法定受託事務の処理を行わないことは、代執行手続の存在に照らせば、地方自治法上、直ちに違法とは評価されないというような、そういう意見も届いております。ですから、そういうことも踏まえてどのような対応が取れるのかということ、この代執行手続の提起がなされた現在において検討しているものであります。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 私は、代執行手続が終わるとそれはもう間に合わないの、知事の違法行為っていうのは。だから今何とかしないとイケないんじゃないですかということなんですよ。今、県知事が違法な状況で、職員は法律に基づいた仕事ができるんですか。そうすると、県民に対する行政サービスってできなくな

るんじゃないですか。何よりも職員のプライドの問題ですよ。法に基づいて我々は県民のために尽くすという、そういうふうなものなくなるでしょう。だから私は県政は崩壊するって言っているんですよ。違いますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 職員の皆さんには遵法の精神を持って、その職務に当たっていただきたいと思えます。他方、私は多くの県民から選ばれた政治家として、その政治家の考え方、判断というものについてもその責を持っているというように認識をしておりますので、その上において、深く熟慮していきたいというような姿勢を示しているものであります。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 知事が職員に遵法精神を求める。今、知事の法律違反が示されたんですよ。これ、少し考えてもらえませんか。どうなんですか、数百億円規模の賠償請求の確認があるという報道もありますけれども、そういう根拠とそのことについて説明願えません。損害賠償。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 国家賠償請求につきまして報道があることは承知しておりますが、国家賠償につきましては、国において判断されるものというふうに理解しております。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 ということは、国が国家賠償責任を請求するということは、県知事の違法行為があるという、それが前提なんでしょう。違いますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 繰り返しになりますが、国家賠償法の取扱いについては国において検討されるべきもので、現在、提起等もなされておられませんので、これに基づいて違法、違法でないということは、こちらのほうから申し上げることはできないものと考えております。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 国が国家賠償を求めるというこ

とになれば、沖縄県がこういうふうな問題があるのでそれをやりますと、県知事が最高裁の判決に従わないという、それだったら国は請求できます。何もないのに国が国家賠償請求できないでしょう。だからその辺は考えないといけないと思いますよ。

玉城知事は、県職員、県行政を守るため、違法状態を解消し、信頼を回復する責任があると私は思っています。知事、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 十分必要な検討を持ってまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 そして、このことは、国との今後の対応にも大きな影響を与えるんですよ。それと同時に、玉城知事の身を守ることもつながると私は思っているんです。したがって、代執行の判断が示される前にやるべきであると思っているんですよ、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 国土交通大臣から地方自治法第245条の8第3項に基づく代執行訴訟が提起されたところであり、現在どのように対応するかについて検討を行っているところであります。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 私は、与野党会派の県議会の立場、あるいは反対や容認する県民の立場、宜野湾市や名護市の立場を考慮していくと、玉城知事は国交大臣に対して、設計変更の承認については次のように取り組んでもらうように提言をしたいと思っています。提言ですね、提言。辺野古埋立事業の反対の方針は変わらず、一方で今般の設計変更の承認をしないことについては、これを取り消す、あるいは撤回するでもいいですね。ぜひ、この私の提言に玉城知事の答弁を求めるものではありませんけれども、ぜひ御検討いただけませんか。

以上で終わります。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 おはようございます。

県知事をはじめ執行部の皆さん方には、この県議会、9月定例会、連日の議会対応を本当にお疲れさまでございます。

この県議会も大変激論が交わされておりますけれども、知事、この沖縄県においては本土復帰以来もう50年が過ぎ、半世紀が過ぎて、この間、8名の知事が県政を担ってまいりました。その8名の知事、保革を問わず、様々な形で国と県との間に挟まって、時に

は葛藤し、苦悩し、そうしながら行政運営を務めてまいりました。そういう中において、玉城知事以外7名の知事も大変な葛藤の中で県政運営をしてきたんですけれども、今、玉城知事の立場から、過去の7名の知事に対する感想というのがあればお答えいただけますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 歴代の沖縄県知事は、県の振興発展や基地問題をはじめ、様々な課題を解決するために政府と信頼関係を構築し、対話を重ねてきたものと考えております。本土復帰後、5次にわたる沖縄振興開発計画、その後の振興計画により社会資本の整備は着実に進み、観光リゾート産業や、情報通信産業の成長など様々な成果を上げてきております。今後も、政府をはじめ関係各方面とのこの沖縄における各種課題の解決に向けて、一体となって協力をしていきたいというように歴代の知事に私も倣いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 今、知事の話の中に、政府との信頼関係において仕事を進めていきたいというお話がありました。私が印象に残るのは、やはり保革を問わず、それぞれの知事の印象があるんですけれども、沖縄政界の保守のドンといわれた西銘知事。啓史郎議員の父親にも当たるんですけれども、西銘知事が言われた有名なフレーズがありますね。「いかにヤマトウンチュになりたいと思っても、なかなかないウチナーンチュとしての特色がある」と。そういう発言もいたしております。それだけやっぱり本土復帰以来の沖縄の歴史というのは、いろんな複雑な葛藤を経過しながら今日に至っております。

それで、知事も、今後基地問題というものを大変な課題を抱えながら県政運営をやっているわけですが、さて、去る9月4日に最高裁の判決が確定いたしました。結局、県の主張は退けられて、そして国の指示に従いなさいという判決であります。しかし、その件について知事は、10月4日までに判断すべきところを、承認とも不承認とも判断をせず、先送りをして、結局は国の代執行手続を見守るというような、そういう判断をいたしました。それで、これからが問題ですけれども、この代執行手続に入って、これから県はどのような対応をするのか、そのことを伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

令和5年9月4日付で是正の指示を適法とする最高裁判決が示されたところであります。県は、当該判決を受けてどのような対応が取れるか検討してござい



たが、10月5日、国土交通大臣により、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対する承認を知事に命ずる裁判を求めて、地方自治法第245条の8第3項に基づく代執行訴訟が提起されたところであります。

県としましては、訴状の内容を精査した上で、対応を検討してまいります。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 これは土建部の事務的な発言であります。私が聞きたいのは、玉城知事が、これからその代執行の訴訟の中で、口頭弁論も行われるというふうに言われております。伝え聞くとところにおいては、やはり今までどおり、反対の立場から環境問題や、あるいはまた自治の問題や軟弱地盤の問題などを取り上げながら、そういう口頭弁論をするのではないかというふうに聞こえてきますけれども、知事、そのとおりですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほど土建部長が答弁したとおり、現在、今、10月5日に国土交通大臣により防衛局の埋立変更承認申請に対する承認を知事に命ずる裁判を求めて、地方自治法第245条の8第3項に基づく代執行訴訟が提起されたところであり、県としましては、訴状の内容を精査した上で、対応を検討したいというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 県の立場はあくまでも先送りして曖昧にしながら、スタンスは変えないということだと思います。そういう中で、最高裁の判決も受け入れない。そういう中で知事は口を開けば、対話、対話。総理との対話を求めるということなんですけれども、これまでもなかなか国との対話ができなかった。まして、最高裁の判決が出た今、それに従わない、受け入れない知事を、国は相手にすると思いますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 現在の状況は、いわゆる地方自治法上の対応ということが、その代執行提訴によって県の対応が求められているというように思います。これは、憲法が保障する地方自治の本旨に基づく手続でありますので、そのことについては、政府がどのように判断されるかは政府のお考えであると思います。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 私が聞いているのはそういうこ

とではありません。これから沖縄県政と国との間において、信頼関係を再構築し、そして、沖縄県政を県民のために運営していく。そのためには国との関係というものを改善していかなきゃいけない。そういう前提に立って、玉城知事がどう国と関わっていくのか。このことを聞いているんです。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県政を預かる行政の長として、真摯に政府に、沖縄県民の生活の向上、県勢の発展等につながるそういう様々な意見を申し上げさせていただき、政府と協調していくという方針に変わりはありませんので、そのことを丁寧にお伝えしていきたいと思えます。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 というのであれば、玉城県政が続く間、国との信頼関係の再構築はあり得ないということにつながります。知事は口を開けば、そういうふうにして、国との対話、国との対話、国が応じないから悪いと、国に責任転嫁をする作戦で今やっておりますけれども、そのことについては、県政は動きません。特に基地問題については、全く動かない。そういうことにつながるわけです。だから、玉城知事は、自分のそういう支持者だけを相手にして、県知事選挙のときにも、県民投票のときにも、40万人ほどの皆さん方が知事の背中を押したでしょう。しかし、残り100万余りの県民もいらっしゃるんですよ。146万県民の生活を考えるのが県知事の立場でしょう。自分の支持者だけを相手にして県政運営をするんですか。そのことによって、どれだけ沖縄県がいろんな弊害を被るか、それはどう考えるんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 選挙は、そのときの争点によって県民がどのように、有権者がどのように判断をするかによって、その結果が生じるものであります。ですから、私は私の考え方を述べさせていただき、それを公約として、県知事として選択されました。ですから、その公約は真摯に実現していきたいと思えます。他方、146万全ての県民、誰一人取り残すことのない沖縄らしい優しい社会をつくりたいというのは私の理想であり、それを実現するために一步一步着実に取り組んでいく。そのことによって、思想信条に関係なく、あまねく県民全てに対して、県と市町村が、行政が協力をして取り組んでいくということは、我々の本旨であるというように思いますし、そのことは、真摯に実現できるよう取り組んでいる連日であります。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○**金城 勉 議員** この玉城知事の饒舌な話が、むなしく聞こえますよ。全く中身がない。そして具体的に沖縄県の発展に対して、どう責任を担うかという、その決意が聞こえてこない。ただ、自分の立場だけをPRしているに過ぎない。私はそういう受け止めをしております。

この普天間移設問題、また2013年に日米で合意された統合計画。この統合計画についても、この普天間飛行場の返還から27年がたって、統合計画の合意から10年がたって、それでもなお、ほとんどこの基地の返還というものは進んでいない。唯一、西普天間住宅地区、これは仲井眞県政のときに合意返還を取り決めたことでありますけれども、その後は、ほとんどその統合計画は進んでいない。そういう状況の中で、いかにして国にこの普天間の返還をはじめとして、統合計画の推進を求めていくのか。このことが全く見えてきません。そういう政治の世界では、先ほど知事の発言にもあったように、政府との信頼関係というものを踏まえながら、行政を進めていくと、自らおっしゃったじゃないですか。しかし、現在の沖縄県政は、その信頼関係という前提が全く崩れ去ってしまって、相手にもされない。そういう状況にあります。ですから、その辺のところをぜひ——ぜひと言っても期待できるような今の環境じゃありませんけれども、この日米合意、そして統合計画の返還の進捗、これについてちょっとお答えください。

○**赤嶺 昇 議長** 知事公室長。

○**溜 政仁 知事公室長** 統合計画の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された土地の返還予定面積は、全体で約1048ヘクタールとなっており、これまで約73ヘクタールが返還されております。主な返還事例は、平成27年3月末のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区約51ヘクタール、平成29年7月及び平成30年3月の普天間飛行場東側の一部約5ヘクタール、令和2年3月のキャンプ瑞慶覧の施設技術部の一部など約11ヘクタールなどとなっております。

以上です。

○**赤嶺 昇 議長** 金城 勉議員。

○**金城 勉 議員** ほとんど進んでいない。西普天間住宅地区の返還が目立つところです。

次に行きます。

沖縄振興予算獲得の見通しについて伺います。

○**赤嶺 昇 議長** 総務部長。

○**宮城 力 総務部長** 内閣府は8月末に2920億円の

概算要求、加えて事項要求も行ってありますが、この中には県及び市町村が強く求めておりました沖縄振興一括交付金、これについては26億円の増ということで、県の要求と大分かけ離れているところがございます。県においては、8月末の概算要求を踏まえて、自見沖繩担当大臣が9月28日に来県された際に、大臣に対して知事から沖縄振興予算並びに一括交付金の増額確保について要請を行ったところがございます。

県としましては、概算要求額以上の額の確保に向け、引き続き知事を先頭に、沖縄担当大臣をはじめ官邸や国政与党など関係要路へ要請していきたいと考えているところがございます。

○**赤嶺 昇 議長** 金城 勉議員。

○**金城 勉 議員** 総務部長、知事を先頭にしないほうがいいですよ。逆効果です。やっぱりその内閣府が今度、来年度の概算要求2920億円やりましたけれども、この令和5年度までの間は平成26年度をピークにして、毎年のようにこう下がり続けてきたこの一括交付金をはじめとする沖縄振興予算。そういう現実を見たときに、やはりこの政府との信頼関係のない知事が要請に行ったところで、ほとんど、本音のところでは相手にされないはずですよ。やはり何ととっても、これまでのいろんな知事の状態を見ても、政府との信頼関係というものを苦労してつくりながら、そこからやっぱり予算の確保も事業の推進も、いろいろな形で進めてきたんですよ。沖縄市にアリーナができました。160億から170億円かかってますよ。当初は1万人なんか要らない、政府は5000人でいいと言っていた、そういうところを桑江市長が粘り強く信頼関係をつくりながら、それで1万人規模。予算160億から170億円。9割補助ですよ。そういう形でやっぱり政府との信頼関係を前提としながら、いろいろな事業を、予算の確保というものはできてきたんですよ。

しかし、今の玉城県政の中では、そういうことは全く期待できない。事実、土建部の工事を見ただけでも、その遅延、遅れの数字というものは、皆さんからもらった資料のように、道路行政だけでも83%減です、ピーク時と比べて。この令和5年、その土建部の平均で考えても74%減ですよ。これで道路行政や港湾行政、様々なそういう事業が進むはずがないでしょう。知事、これが現実ですよ。あなたは、ただ基地反対だけでいい気持ちになっているかもしれませんが、県民はそれで大変な損害を被っているんですよ。生活が進んでいない。その目つきは何ですか。抗議ですか、私に対して。熱いまなざし、ぜひ熱く政府と信頼関係をつくっていただきたいですね。だから、

そういうことがあって、この予算確保についても本当に厳しい。内閣府が今度、令和5年度より若干プラスして概算要求した、そのことがかなえられるように、ぜひ総務部長、頑張っていたきたいというふうに思います。

次に移ります。

女性政策であります。

宮平部長、この若年妊産婦の支援事業、本当にありがとうございました。宿泊型の施設がこの10月からスタートして、そういう環境にある女性への支援ができるようになったということは、私もこれまで再三取り上げてきて、提案をして、実現したということで、大変喜んでおります。今の運営状況、これからの状況について御説明をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

県では、支援を要する若年妊産婦等の特定妊婦が安心して生活を行うための相談支援や宿泊型居場所の提供を行うこととし、10月から本島中部圏域において、産前2か月から産後120日を原則として、4世帯まで入居可能な宿泊型居場所を開始したところでございます。予期しない妊娠などに悩み、安定した居場所がないなど支援を必要とする妊産婦等が安心して出産し、出産後は安定した生活につながるよう、市町村や関係機関と連携の上、取り組んでまいります。現在の状況という御質問でございましたが、10月1日に開始をしまして、詳細については申し上げられませんが、既に入所者がいるというふうな報告を受けております。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 ありがとうございます。

先日、この議会中でしたけれども、関係者の皆さん方がトークセッションを持って、このテーマについていろんな議論がなされたようです。そのときには、今話題の映画、「遠いところ」も話題にしながら、いろんな議論があって、やっぱり沖縄の女性の弱者の皆さん方の環境が厳しいというところから、支援の手をどういうふうに広げていくかということもございましたので、この宿泊型の施設についても今回1か所スタートしましたけれども、恐らく1か所だけでは対応が難しい局面が出てくると思いますので、年次ごとにその箇所を広げる、増やすとか、あるいはまた離島はどうか等々もぜひ御検討いただければというふうに思います。

次に、保健・医療関係についてですけれども、脳脊

髄液減少症、あるいはまた脳脊髄液漏出症というふう呼ばれておりますけれども、私はこの問題については十数年前にも取り上げて、その治療法のブラッドパッチ療法というのがあって、県議会も、その保険適用を求める決議、これを平成17年と22年に2回、沖縄県議会として意見書の決議をして政府に要請しました。それが、全国的にもその運動を家族会の皆さん方が一生懸命頑張ったことによって、保険適用がなされました。ですから、非常に大きく政策が前進しているんですね。そういうことがありますので、今後もまた沖縄の状況、教育長も含めて学校現場においても、そういう事故はありますから、この頸椎の衝撃によって起こると言われております疾病ですから、ぜひ今後も頑張って調査もしていただきたいと思うんですけれども、ちょっと時間の都合で答弁はよしといたします。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時4分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○金城 勉 議員 4番目の、沖縄の闇バイトの実態と対策について、県警本部長、御説明をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えいたします。

いわゆる闇バイト、すなわち犯罪実行者募集情報といえますのは、仕事の内容を明らかにせずに、著しく高額な報酬の支払いを示唆されて、特殊詐欺や強盗などの犯罪を実行させることと承知をしております。現在まで、県内でこのような手口による事件は検挙されておきませんが、全国で見ますと、こうした手口による強盗事件等が広域的に発生しており、一層の対策が必要であるというふうに考えております。

防止策についてお答えいたしますと、県警察におきましては、犯罪実行者を募集する投稿に安易に応募すると重大な結果を招くということを周知させるために、県警公式ユーチューブやデジタルサイネージなどで啓発動画を情報発信しているほか、学校へ警察官等を派遣して、SNSに起因した犯罪について事例に基づいた非行防止教室を実施しております。また、SNSで闇バイト募集に関する投稿を把握した場合には、運営事業者に対して削除依頼を実施することとしております。引き続き、こうした取組を強力に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 ありがとうございます。幸いに今のところ、沖縄においてはそういう犯罪はないということですが、SNSに関わる犯罪というものは、今急激に増えているというふうに聞いておりますから、今後もしっかり対応方お願いを申し上げたいと思います。

次に、マイナンバーカードについて、お伺いいたします。

マイナンバーとマイナンバーカードについて御説明いただけますか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

マイナンバーは、住民票を有する個人に付番され、法令または条例で定められた手続で利用できる12桁の番号です。また、マイナンバーカードは、マイナンバーや住所、氏名等の基本情報と顔写真が記載されたICチップ付カードです。ICチップにはこれらの情報と併せ、電子申請サービス等に利用が可能な電子証明書が記録されており、オンラインでも本人確認ができるデジタル社会の基盤として必要なツールとなっております。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 今、マスコミでかなりこのマイナンバーのトラブルについて話題になりましたけれども、そのマイナンバーのトラブルの要因というのはどのように見えていますか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

一連のマイナンバーカードに関するトラブルの原因については、システムの不備のほか、市町村支援窓口でのログアウトし忘れや不確かなひもづけ確認といった運用上の問題などが上げられています。これらについては、システムの改修対応、運用手順の改善のほか、マイナンバーのひもづけに係る総点検が行われているところです。国は、再発防止や国民の信頼回復に向けた対応等を着実に実施していくとしております。

県においても、国や市町村と連携し取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 今回のトラブルの要因というのは、ほとんどがやっぱり各自治体においての入力ミス、人為的な入力ミスが頻発しているということなんです。ですから、それによって誤解する人がいて、これは報道の仕方にもよるんでしょうけれども、その不信感を抱いてカードを返納するというような動きがあったりということも報道されておりますけれども、

これについては、企画部長、どのように考えますか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

マイナンバーカードには、本人確認のための基本情報や電子証明書等が記載、記録されております。一方、税や年金、病歴などの機微情報は記録されないことから、カードからこれらの情報が漏えいすることはありません。また、不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みとなっているなど、様々な個人情報の漏えい対策が講じられております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 ということは、やっぱりそういういろんな報道を聞いて、不信感を抱いて、そのカードを返納するということは、全く必要ないというふうに理解いたしました。やはり、私も調べてみると、このマイナンバーカードの個人情報が漏れるんではないかという懸念を持つ方々がいらっしゃるようですが、今の企画部長の説明だと、このカードの情報というのは氏名、住所、性別、生年月日、この4項目しか入っていない。その他の個人情報というのは、プライバシーに関わることは入っていない。このように理解していいですか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 先ほど申し上げましたとおり、本人を確認する情報のみとなっております。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 ということでありますので、ちゃんとプライバシーの保護、そして個人情報の保護というものはしっかりやりながら、それがデジタル社会に向かうに当たっての、いろんな行政の効率化であったり、あるいはまた住民サービスの向上であったり、そうすることによって、より様々なサービスを向上させることができるというふうに理解いたします。やはり、アナログの社会からデジタルの社会へというのは自然の成り行きであって、そしてそこから国民のいろんなサービスが向上する。ただし、一方では、きちとした情報の管理というものはなされなければならない。安全、セーフティーでなければならない。ということで考えておりますので、ぜひ企画部長、市町村との連携を取りながら、そのマイナンバーカードの進捗についてはぜひ努力をお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 おはようございます。

かつてない早いペースで3番目に回ってきました。

大城です。いつも席が一番前のど真ん中なもんですから、与党側から出ようか野党側から出ようか迷うんですけども、今日は少し野党側の席から出てきましたのでちょっと厳しめな指摘が多くなるかもしれませんが、最後までのお付き合いをお願いします。

まず、道路行政からです。

1番、南部東道路整備事業についてですけれども、もう御存じのとおり、これは私の地元、南城市の知念・佐敷から那覇空港自動車道を結ぶ道ですけれども、2006年に事業が決定し、もう本格的に事業をして10年余るんですね。進捗状況を確認しながら課題の整理と取組の強化を求めるために、以下伺う。

(1)、直近の総事業費と進捗率、事業完了年度及び課題についてまずお願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

南部東道路は、那覇空港自動車道との直接連結を起点といたしまして南城市玉城字垣花を結ぶ延長約7.4キロメートルの高規格道路で、平成23年度から事業に着手しております。令和4年度末時点で、全体事業費は概算で約421億円、進捗率は事業費ベースで約46%となっております。課題といたしましては、用地取得において、単価や補償内容の不满、相続関係人多数等で交渉に相当な時間を要していることなどがあります。現在、2020年代後半の暫定2車線による全線供用に向け、鋭意整備に取り組んでいるところであります。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 ありがとうございます。

令和8年——前の島袋土建部長も、その前の上原部長も、令和8年、あと3年では、2026年には開通を目指して頑張りますという答弁をずっとしてました。何で前川部長になったら2020年代後半になったんですか。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 完了時期につきましてですが、早期供用に向けまして、優先区間を決めて整備に取り組んでいるところでございます。優先区間の用地取得につきましては、事業への反対や相続問題など、難航箇所が残っておりまして、任意交渉と併せて土地収用法の手続などに向けて取り組んでおります。事業区間におけます用地取得の状況ですとか、橋梁、トンネルなど大型構造物の整備状況を踏まえまして、供用時期につきまして現時点で確定的なことを申し上げることは非常に難しい状況となっているということでございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 課題の認識については、例えば今年度で予算が大体30億ぐらい。今、進捗率がまだ半分行ってませんから、10年たって。予算の問題というのは大きな課題とは考えていないんですか。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 今申し上げた以外にも議員御指摘のとおり、予算の確保につきましても取り組むべき課題であるというふうに認識をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 これはいわゆるハード交付金財源じゃないですから、国交省が直接という理解でいいですね。そういうことで、令和5年は30億、頑張ってるのかなと思います。ただ、予算及び用地取得の問題が課題になっているということの認識でいいと思います。それ含めて次の議論に進みます。

(2)、同道路の開通は地域のまちづくりに大きく影響するが、南城市からの要望とその対応についてお願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

南城市から、南部東道路の整備促進に必要な予算確保や那覇空港自動車道との直接乗り入れ部の直轄事業化を求める要望書が提出されております。当該道路の整備については、道路法第15条の規定に基づき、県が事業主体となっており、国による事業化は、法的な根拠など多くの課題があるものと認識しております。現在、直接乗り入れ部の施工について、国の協力が得られないか、意見交換を行っているところであります。引き続き、南城市と連携を図りながら、事業予算の確保に努めるとともに、早期の全線供用に向けて取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 いわゆる言いたいのは——今のペースだと、早くてもあと10年ぐらいかかるんじゃないかと。だからもうできないんだったら、国に直轄でやってもらったらというのが流れだと思うんですよ。そういう意味では、今言う、全体を国にもうやってもらうっていうのは難しいけれども、直接乗り入れの部分は協力してもらうっていうのは、少しもうちょっと具体的に答弁もできるのか。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

直接乗り入れ部の施工について、国のほうに委託と

いう形で協力を依頼できないかというところについて、今調整を行っているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 残りが二百数十億で、直接乗り入れの部分が大体130億ぐらいですから、その部分の予算の獲得も含めて国の協力が得られれば大きく進むんじゃないかと私も感じてはいます。そこはしっかり頑張ってください。ただ、言うように、用地取得の部分がまだ大きな課題として部長からもあるわけですから、これまで南城市と連携して、前には南城市から職員を派遣してもらったこともありましたよね。最近私は私も地元で難しい案件なんかについては、何度も立ち会っていますけれども、どうもその用地取得の部分は県の顔が見えないんですよ。委託している土地開発公社ですか、その職員とはよく会うんですけども、なかなかこれは難しい問題だという部分についても、ちょっと委託している先に任せっきりのような気がしています。その辺の用地取得に対して、体制と南城市の連携についてどう考えているか、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

難航案件の交渉につきましては、委託先であります土地開発公社だけではなく、土木事務所の担当職員なども協力して交渉に当たり、早期解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、地元南城市の職員の方の協力なども得ながら早期の用地取得に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 いや、私は難しいところ何回もやっているけど、県の職員に会わないですよ。だからこれは、部長の認識と現場はちょっと違うんじゃないかというふうに思ってます。強化してほしい。それから、南城市の職員も前は派遣してもらってたんですけど、これ全部南城市持ちだったんですよ。それではずっとは出せないんですよ。だからやっぱり今言うように、これだけ421億の事業で、当初ずっと言ってきた、あと3年ぐらいではできるっていう予定が、今のペースではあと10年以上かかるような状況になっているわけですから、ここは人件費を県が持ってでも、南城市の協力を得て用地取得のペースを速めないとやっぱり難しいと思いますけれども、その辺について再度お願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 御指摘のとおり、用地取

得の体制が本事業の進捗につきましては非常に重要なポイントでございますので、その点につきましては部内及び南城市とも連携しながら、望ましい用地取得の体制構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 ぜひ、さっきあった直接乗り入れの部分の国との連携、それから地元の南城市の職員の派遣について、費用負担も含めてしっかり検討いただきたい。お願いします。

(3)、同道路開通を見越し、来年夏には外資の大手スーパーがオープンを予定しているが、現状の道路事情で交通量が急増した場合の影響について、その認識と対応についてお願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

大型商業施設の開業に伴いまして、周辺交通状況が変化することへの対応につきましては、関係法令に基づく手続において、開業後に事業者が取り組むべき内容が示されておりまして、県もその内容を把握しております。

県としては、開業後の交通状況の変化等を踏まえ、事業者や南城市等関係機関と意見交換を行っていききたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 意見交換はいいんですけども、やっぱり地元からすると、やはりこの予定地に行く道ってというのは、もう県道86号線と国道331号、大きいのはこの2つしかなくて、慢性的に今現在でも渋滞があると。それに1日当たり少なくとも3000人とか、多いときは週末は6000人とかっていう予想が出ているもんですから、やっぱり市民の皆さんあるいは県民の皆さん、この地域の関係者っていうのは、非常に危惧する声大きいんですよ。だからそこは、今、渋滞箇所指定はされていないからみたいな話を皆さんはしますけれども、確実にそういう予想をされる部分については、ぜひ例えば、交差点の右折帯をしっかりとつけるとか、それぐらいでも大分変わると思うんですよ。その辺についてはぜひ、そういうものを見越して取組をお願いしたいと思いますけれども、再度お願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

開業後の交通状況の変化を見まして、必要な対策については南城市や事業者と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 もう来年夏開業予定ですから、ぜひとも先手、先手で動いていただきたいと要望をいたします。

2番に進みます。

脱炭素の取組について。

(1)、令和6年度沖縄振興予算に関する国への要請の中で、県は再生可能エネルギーの導入による脱炭素社会の実現に向けた額の確保を求めた。国から示された概算要求の評価をお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

内閣府では、令和4年度から沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業を実施しておりますが、同事業の令和6年度概算要求額は約18億円で、令和5年度の約4億円に比べ、約4.5倍の要求額となっております。同事業は、クリーンエネルギー導入や離島における再エネ化に関する実現可能性調査の実施に加え、導入促進のための実証事業に対する支援を行うものとなっております。

県としましては、今回の国の概算要求は、本県の脱炭素社会の取組の後押しになるものと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 今まで議論してきた部分となかなか前に進んでいないという印象。今、部長言うように、約4億が18億に、4倍以上になりましたよ。よかったねみたいな話をする人もいるんですけども、そうじゃなくて我々2030年の目標には、原発もない、風力も難しい、水力も難しい、現時点ではソーラーに頼らざるを得ない、今後新しい技術を開発しますみたいな話なんですけど、その中で2000億ぐらいかかるかっていう、あらあらの試算が出たりしたわけですよ。そういう意味で、国に求める支援っていう意味では、18億っていうのは、ある意味私からすると桁が違うのかなという印象ですけども、皆さんどれぐらい要求したのか。県としても、どうしても2030年に向けてこれぐらいは必要ですという議論は、国とできているんですか。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県としましては、沖縄振興に関する内閣府の一括計上予算の要請というところにおきまして、沖縄振興特別推進交付金につきまして、「再生可能エネルギー等の導入による脱炭素島しょ社会の実現」こちらの、「沖縄の自立的発展に取り組めるよう、要望額を確保

すること」ということで、国の、内閣府のほうに要求したというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 これはもう表に世界から選ばれる持続可能な観光地沖縄を目指すっていう言葉だけ踊って、具体策が——具体的財源の裏づけが私から言わせれば全くないと思うんですよ。これは本当に振興予算でできないんだったら、ほかの予算に向けてどうするのかっていうのは、本気で当事者意識を持って取り組んでほしいんですよ。

それを含めて(2)、振興予算のさらなる獲得や各省庁予算の獲得に向けた今後の取組についてお願いします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

本県では、再生可能エネルギー等導入による脱炭素島嶼社会の実現に向け、令和6年度沖縄振興予算の要請に当たり、沖縄振興特別推進交付金の要望額の確保を求めたところでございます。また、各省庁の予算につきましては、新たに再エネ導入に係る補助金等の確保に向け、環境省と意見交換を行っているというところでございます。

県としましては、脱炭素社会の実現に向け、国の財政支援の積極的な活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 もう一括交付金を含め、ソフト交付金なんかこういう状況ですから、もうこの環境省なんかの予算に頼らざるを得ないし、もうほかの県ではどんどん年々これ増えているわけですね。そういう意味では、まだここに対する県の取組も正直に言って私からは、弱いんじゃないか、見えないんじゃないかというのが印象です。

(3)、国費や独自予算を確保し、次年度は何をどの程度の予算規模で取り組むかをお願いします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

本県の令和6年度の再エネ関連予算につきまして、いまだ当初予算編成が始まっていないということから、具体的に申し上げることはできませんが、新たな取組としまして、風力発電事業者の発掘に向けた風況観測支援のほか、環境省——先ほど申し上げました環境省予算を活用した支援事業を検討しているというところでございます。

県としましては、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブに掲げる2030年度将来像「低炭素で災害

に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会」の実現に向け、沖縄振興予算に加え、各省庁予算の確保に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 もう時間ありませんから、知事、答弁は求めませんけれども、この問題はずっと議論してきましたから、御存じだと思います。もう国連が、世界が沸騰しているという宣言をしたり、国際エネルギー機関が、2030年に向けてはもう再エネは3倍にしないとイケないというようなこと、日々そういう議論がある中で、相変わらず世界から遅れている日本。その半分しか取り組めていない沖縄という状況の中で、今言うように世界から選ばれる持続可能な観光地とか、あるいは脱炭素社会の実現って言っても、言葉だけ踊って、それを裏づけるような財源のめどとかがあってというのは全く見えてこないんですよ。だからそれは我々は、次の世代に対する責任として、政治家として、いかなものかというふうに思ってます。ぜひとも、ここは力を入れて頑張っていたきたいと思えます。これも継続的に議論していますから、ぜひ、もうすぐ12月に向かいますので、取組の強化をお願いします。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○大城 憲幸 議員 3、畜産振興についてお願いします。

農業産出額の約4割を占める畜産業は、これまで本県の第1次産業を牽引してきたが、その経営環境は一気に厳しさを増し、多くの農家から限界を訴える声が出ている。施策強化のため以下を伺う。

(1)、和牛子牛価格の下落状況と今後の見通し、その対応についてお願いします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

県内の肉用子牛平均取引価格は、令和4年5月以降下落傾向となっており、その要因といたしましては、国内における牛肉消費量の減少と牛肉取引価格の低下にあると認識しております。

県では、国の価格安定対策に加え、県独自の支援策として、県内の雌子牛平均価格が基準価格を下回った場合、その差額の9割を補填する沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を実施しております。あわせて国に対し、子牛価格安定対策制度の拡充と牛肉消費拡大へ

の支援について、全国の主要な肉用牛生産県と共に要請を行う予定となっております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 その後の議論はちょっと置いておいて、まずは今、本当にすごい勢いで子牛の価格が下落していますから、今あるような緊急対策で今ほどにかく農家を支えるっていうのが、まず1点目の議論なんですよね。そういう意味では、私は沖縄県の和牛子牛価格安定特別対策事業は、評価はしています。雌だけっていう、いろんな多様な意見はあるにしても、この雌が本当に雄に比べて平均で10万ぐらい安いっていうことで経営の足かせになっているのは間違いありませんので、そこをしっかりと支えるっていうのはいいこと。ただ、思った以上に、我々の予想以上に、価格が下落していますので、ここの財源が気になる場所ですので、これはしっかりと——多分、これは8月から農家への支払いが進んでいますので、農家もここが意味、命綱になるかもしれない。そういう意味では、これはしっかりと守っていただきたいというふうに思っています。

それからもう1点は、国も経済対策事業をすと言っていますから、その部分に、国に対してもしっかりと今農家を支えるための新たな事業っていうのを求めないと、県独自でもなかなか支えきれない部分ではあると思いますので、この2点について。県独自のものをどう守っていくか、それから国と連携して経済対策、補正予算等をどう取りに行くか。その辺は部長はどういう考えでいますか、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

国の対策については、国の動向を注視しながら適切に対応できるように準備を進めてまいりたいと思えます。

また、県独自の支援策としましては、県の畜産振興公社、そしてまた関係団体等と意見交換を進めながら、また県独自の支援策について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 照屋副知事、この前行われた農家の緊急集會に副知事が出たというふう聞いています。今の部長の答弁ではやっぱり弱いと思っています。経済対策についても、やっぱり国にしっかりと沖縄の農家を支えるためには具体的にこういうのが必要だというのは要望をすべき。そして、この県独自の雌牛対策についても、これぞ今、1



頭当たり多分8万、9万、10万って上がっていきますので、これがないとなかなか農家もというような仕組みになると思います。ただ、県の財政は7月までで1億9000万っていう答弁も先日ありましたので、どんどん大きくなるもんですから、この予算の確保については副知事中心に頑張っていたきたいというふうに思いますが、よろしく答弁お願いします。

○赤嶺 昇 議長 照屋副知事。

○照屋義実 副知事 先般行われました、あれは八重瀬ですかね、糸満ですかね、センターでの総決起大会。私も出席をいたしまして、農家の皆さんの悲痛な叫びというのを聞いてまいりました。建設業界に長い間身を置いた身分としては、やっぱり赤字と分かりながら受注することはないわけでありまして、それが毎回続くといいふうなことで、内部留保をどんどん削って行って、結局赤字、倒産に導いていくというようなことからしますと、大変な状況だと認識しております。しかも、今までその農政史上なかったぐらいに下落が続いているということですから、国と併せてしっかり対策を取っていかないといけないし、また予算も獲得していかないといけないというふうに認識しました。この決起大会には私もそうですが、国の、国会の場からも西銘元大臣も出席しておられましたし、また農林水産省の藤木政務官も出席しておられまして、一緒に席を並べてこの声を聞かせていただいておりますので、しっかり国と連携しながら、そしてまたJAさんともしっかり連携しながら対処していきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 よろしく申し上げます。

次(2)、子牛生産者を支える意味でも和牛肥育生産基盤は重要と考えるが、県内の肥育生産の経過と現状をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

県内における令和4年度の黒毛和牛子牛の競り取引頭数は2万5247頭であり、そのうちの約1割が県内の肥育素牛として取引されております。また、飼養頭羽数調査においては、県内の黒毛和牛の肥育頭数は、平成29年の6807頭から令和4年には5754頭となっており、5年間で1053頭減少しているところであります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 前は最低でも——前から私も議論しているんですが、3割ぐらいは県内で流通す

べきって議論はずっとやってきたんです。2万5000頭出て、9割は全部県外の皆さんが買っていくもんですから、ある意味県内で流通させないと、場合によっては今回みたいに買いたたかれるみたいな話になってしまうんですね。そういう意味で、2割ぐらいまで行った肥育が、もう今1割ぐらいに減っているということは、やっぱりちょっと今冒頭言ったとおりで、今やるべきことと、今後に向けてこの肥育基盤というのは大事だと思うんですけども、その辺について方針、再度お願いします。これ強化しないといけないんじゃないのか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 議員からただいまありましたように、令和4年度においては5754頭となっているんですけども、県としましては、沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画により、肥育牛の飼養頭数を令和12年度に7500頭まで増頭し、子牛出荷頭数の2割程度を県内で肥育することを目標としております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 ごめんね、次の議論も含めてやってあったね。もうそのまま進めましょうね。

(3)、肥育生産基盤の強化に向けた課題と今後の方針を伺うということで、今少し方針的なものは部長から話がありましたけど、私もJAも含めて子牛が高かったものですから、肥育をやめちゃったんですよ、本島内のは。だからそういうのも含めて今までみたいに、当たり前みたいに霜降りをみんながつくれば高く売れるんだという時代ではなくて、北海道の農家さんなんか、今もう全部北海道産の草で育てた牛、北海道産の全てで肥育した牛とかっていうのが、霜降りの牛より赤肉の、そういう地域の循環させた牛のほうが評判がいいとかっていう農家さんもいます。そういう意味でも、北海道でできるわけですから、沖縄でできないわけじゃないんですね。だからそういう新しい分野にもやってほしい。このせめて3割ぐらいは県内で流通させる。そして、今牛肉の在庫が余って大変と言いますけれども、一番やっぱりA5といわれる高級な部分は今だぶついているっていう話もあるわけですから、子牛価格については今後もなかなかいい兆しが見えませんが、今支えるっていう部分と新たな取組もするっていうのは必要だと思いますけれども、再度お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

褐毛和種等による牧草肥育については、国の調査により、広大な牧草地が必要であること、また枝肉等級が全て2等級であることの課題が上げられておりまして、県内農家の飼養体系において実施できる農家が限定されることから、牧草肥育試験というのは今現時点で実施はしておりません。しかしながら、配合飼料価格高騰等の今後の情勢を踏まえると、牧草肥育技術も重要であることから、県としましては、引き続き情報収集に努めてまいります。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 前から議論しているように、できない理由を言うんじゃないくて、今のままでサシ入れる、サシ入れるって言っても、もう先が見えているわけだから、新しいものにも検討じゃなくてぜひチャレンジしていただきたい。要望します。

(4)、畜産振興に欠かせない屠畜場の経営も非常に厳しい。認識と対応、屠畜料値上げの議論について方針を伺う。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

屠畜料金の値上げにつきましては、と畜場法に基づく県の認可を受ける必要があるということで答弁をさせていただきます。直近では、施設運営の諸経費が年々上昇し、経営の安定化を図るためには料金の値上げが必要ということで、令和5年1月に名護市の食肉センター、それから株式会社沖縄県食肉センターから豚における当該料金の値上げの申請がございました。2月に県の認可を受けて、今年の4月に料金を改定しているところでございます。その他の変更申請は今のところございませんが、申請があった場合は関係部局と協議して適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 屠畜料金の値上げは保健部なんですけれども、実際やっぱり中身は、畜産振興と屠畜場っていうのはもうセットですから、屠畜場の経営っていうのは今、成り立っているのか。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

屠畜場の経営は、大変厳しいということで聞いております。食肉センターの屠畜料については、増加した経費を反映した額への改定を進め、経営の安定化を図っていると認識しております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 例えば、牛1頭、今屠畜料2万円です。幾らあれば赤字にならないか把握していますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

本島2か所の食肉センターの牛の屠畜料については、長い間改定がなされていないことから、実際の経費と料金の中に大きな乖離が発生しております。そのため、各食肉センターでは、現行料金から大幅な改定を希望していると聞いております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 だから、そういう議論は前からやっている。今、2万だけれども、4万取っても引き合わないというような話があります。ただ、今の生産者のこういう状況の中で、屠畜料金が倍に上げられますかという話になると、どうにか別の形で、じゃ県が支えるのかっていう議論は前から必要だよという話はあるんですけども、今のそういう状況を把握していますということですから、方針としてこれ、どうするのか。再度お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 豚も牛も増頭ということで、生産の――出荷量を増やすことによって取り組んでいきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 前からしていますけれども、県食肉センターで30万頭の豚を屠畜した時代は、豚の利益で牛・ヤギを支えていました。その30万頭が20万頭まで激減しましたので、牛・ヤギをもう支え切れない、その上、1億ちょっとの電気代がもう3億になるということで、今度30年ぶりに豚の屠畜料を400円値上げしましたけれども、その分の8000万という

のも一気に電気料で吸収された。もう立ち行かない状況ですから、ちょっと本当に当事者意識を持って、頑張ってくださいたい。よろしくお願ひします。

次、会派の代表質問関連について、當間盛夫議員の1の(5)、知事の政治姿勢の中のゆがふ製糖工場の建て替えについて。

部長は、工場の老朽化は深刻で、緊急性が高いと認識していると。ただ、事業実施主体の負担や県の財政の問題は市町村と検討中ですという話をしています。

(1)、ゆがふ製糖工場の整備について再度伺います。これまでも議論してきたが、課題解決に向けた取組状況についてお願ひします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

老朽化が進むゆがふ製糖工場の老朽化対策については、沖縄本島のサトウキビ生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、令和2年に沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議を設置し、工場整備に係る方策について検討を重ねております。

県としましては、製糖工場の安定操業が重要であることから、引き続き、早期の工場整備に向けた検討を進めてまいります。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 照屋副知事も現場に見に行ってもらって、令和元年からもう必要ですよと、老朽化対策は早急に必要ですよという議論でした。もうそれから5年です、部長。5年たって、現場はいつ止まるかわからない、県内、本島内に1工場しかない、5000名も農家がいる、冷や冷やしながら工場を動かして、県は建て替えを検討しますって言って協議会も立ち上げて、もう満4年ですよ。全く進んでいないじゃないですか、これ。これいつまでに結論を出すんですか、お願ひします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

現在、検討を進めておりますが、事業実施主体の問題ですとか、事業費の部分がかなり大きいということ、またその事業費の圧縮に向けて検討を重ねているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 2番も含めてやります。(2)、今、事業費圧縮の話もありましたけれども、当初から

10年以内にゆがふ製糖、北大東製糖、石垣製糖の3工場はどうしても建て替えないといけないという県の説明がありました。

(2)、北大東製糖の工場整備に向けた取組状況についてお願ひします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

北大東製糖工場の老朽化対策については、工場整備に係る国庫補助事業の活用に向けた協議を進めております。一方、国の補助事業につきましては、補助率が6割以内となっていることから、事業実施主体の費用負担を含め、地元負担に係る財源確保が課題となっております。

県としましては、引き続き、国や北大東村などと連携し、事業実施に係る課題解決に向け取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 これも同じ議論。北大東製糖は、当初200億と言われていました。ただ事業費が厳しいから180億まで圧縮しました。それでも財源が厳しいということで、もう建て替えは諦めて、一部大規模改修でやろうって138億まで圧縮しました。そうしたら土壇場になって、県が3割負担が難しいというような話になってまた止まってしまった。これでは前に進まないですよ、皆さん。先ほどもいろんな討論も含めて財源の議論がありましたけれども、やっぱりきちんと1つずつでも動かさないと、このサトウキビをどうするのか。副知事も県の基幹産業であるとか、離島にとってどうしてもないといけないと言いながら、これはないんじゃないですか。副知事、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 照屋副知事。

○照屋義実 副知事 上原章議員の質問にも答えたところでありますけれども、やはり現地に足を運んでみて、建て替えの緊急性というふうなものをじかに見させていただきました。60年以上たっている建物というのは何度か見ておりますけれども、私が見た中では、本当に一番老朽化が進んで緊急性を要するというような認識に至っております。したがって、財政上の工夫が整えば、速やかに着手すべきであろうというふうな認識には至っておりますけれども、これは財政上の問題では——今、関係する衆議院議員の先生方、与党の先生方含めて、相談をしながら検討を重ねているところでございます。そしてまた、財政を担当している池田副知事も鳩首協議しながら検討しているところであります。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 (3)、ゆがふ製糖についてはこれまでも製糖副産物の活用を含めた施設整備が必要と提案してきたが、県の考えをお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

老朽化が著しいゆがふ製糖工場の整備につきましては、従来の粗糖生産に加え、バガス等製糖副産物の高付加価値化を含めた総合的利活用に資する施設整備の検討も必要と考えております。

県としましては、製糖副産物の総合的利活用を含めた他産業との連携など、引き続き、工場整備について検討を進めてまいります。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 時間がなくなりました。もう知事、全部検討なんですよ。だから本当にこれだけ何千名も農家がいる、離島の製糖は守らないといけないと言いながら、全く前が見えない。そんな中で現場は必死で、機械が壊れないように農家のために汗水流して支えている。そういう構図があるわけですから、ぜひともある意味、もうこれ数百万の事業ですから、政治決断も含めてよろしく取組の強化をお願いして終わります。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 山内末子議員。

[山内末子 議員登壇]

○山内 末子 議員 ハイタイ グスーヨー チューウガナビラ。

ていーだ平和ネット、山内末子です。

私たちは今、戦後の苦難の歴史の分岐点に立っていると思います。日米安保の負担を押しつけられ続け、これ以上の負担はもう嫌だという声も受け付けられない。あらがうことさえもぎ取られてしまう。地方自治の権限を行使できない唯一の県であるということに突きつけられた今、この事実、沖縄県が未来に、若者の無限のエネルギーに何を残すのか、何が残せるのか、根本的議論を重ねなければなりません。そのような厳しい状況の中での今般の危機管理体制の欠如による相次ぐ失態は、非常事態と強く言わざるを得ません。知事以下、執行部の皆様の猛省を促し、緊張感を持って業務遂行をお願いいたしまして、質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設問題について、政府は熟慮

する県に対し、代執行を見据えた作業を着々と進めた。その前のめりの威圧的姿勢は、地方自治を愚弄する行為だと言わざるを得ない。内容の観点から、我が会派の代表質問関連から入りたいと思います。

照屋大河議員の、最高裁判決の今後の対応について。

県の期限内の判断は困難の回答に対し、国は間髪を入れずに代執行訴訟を提訴いたしました。戦後78年たった今、新たな基地建設を強行する代執行は沖縄の歴史に1ミリも寄り添わない政府の姿勢だということが明確になったと思います。知事はこの代執行裁判に向け、理論構成を急ぎ、解決のため、展望を開く必要があると考えますが、その決意を伺う。

ア、重要な事項だけに、岸田総理との徹底対話が必要だと思いますが、計画を伺う。

イ、軟弱地盤やその改良工事に関わる問題について国防総省（米軍）独自の科学的分析評価は公開されているのか。県はそれを入手しているのか伺います。

ウ、米国連邦議会調査局、連邦議会会計検査院、有力シンクタンクの軟弱地盤や辺野古新基地建設に対する見解は、どのようなものがあるのか。県はそれをどう評価しているのか伺います。

(2)、国連訪問での知事の発言、プレゼンテーション、特別報告者との会談等における知事の平和の権利希求の強い姿勢は、参加者から多くの共感を呼び、国連が求めている安全保障の根幹の、対話をまさに体現をしていると、高く評価されています。成果と課題が見えてきた中、継続した働きかけが必要だと思えますが今後の取組について伺います。

(3)、他国地位協定調査報告（韓国編）について。

ア、在韓米軍地位協定の特徴、日米地位協定との比較について伺います。

(4)、コロナ後、各地域では久しぶりに伝統芸能などの年中行事が復活し、知事も積極的に参加していますがその感想を伺います。

2、経済・雇用政策について。

(1)、2024年問題について。

働き方改革関連法が来年4月から施行される。人手不足という大きな課題を抱える本県の経済に、さらなる影響が出るのではと危惧されるところです。以下伺います。

ア、建設業、運輸・物流業の現状と課題、対応策について伺う。

イ、特定技能2号拡大について、介護を除く全ての分野において特定技能2号の外国人労働者の受入れが可能になり、人手不足解消に期待が高まっている。

(7)、沖縄県内の直近の外国人人口の増加率及び全国比率について伺う。

(1)、外国人労働者の雇用環境の充実と家庭の教育支援はセットでなければならない。外国人ルーツの子供たちの教育支援の現状はどうか伺う。

(2)、インボイス制度がいよいよ始まる。周知不足等課題と県経済へ与える影響はどうか伺う。

3、災害防止対策について。

(1)、台風6号被災者の罹災証明書申請状況と認定件数を伺う。

(2)、罹災証明申請の正確な書面の確立化について伺う。

(3)、災害対策法適用についての県の認識と対応について伺う。

4、福祉行政について。

(1)、国際家事相談所の実績と課題、今後の方向性について伺う。

(2)、国際家庭・交際相談支援ネットワーク構築調査事業の目的、成果、今後の展開について伺う。

(3)、性犯罪防止対策について。

元ジャニーズ社長の性加害に対する告発は、国連人権委員が調査をし深く憂慮すべきと声明を出すなど、国内外に大きな衝撃を与えている。

ア、県内性犯罪の発生件数と検挙件数の年齢、男女別件数を伺う。

イ、男性の性被害について相談体制や加害者更生プログラム等の取組について伺う。

ウ、学校における性被害対策マニュアル策定について伺う。

(4)、沖縄県の無戸籍者の実態と相談体制、各種対応策について伺う。

(5)、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の確立について伺う。

(6)、若年齢妊娠出産支援施設の設置について、民間施設おにわを県事業としたことで、より充実した環境整備が期待されます。県全体でさらなる支援体制の拡充が求められますが計画を伺う。

5、土木行政について。

(1)、県・市町村管理橋の老朽化による通行止めや規制箇所の実態と対応策について伺う。

6、教育行政について。

(1)、今年度の教員採用試験の特色と採用に向けて教員候補者名簿登載の有効活用について見解を伺う。

以上、よろしく願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 ただいまの山内末子議員の質問及び質疑に対する答弁は時間の都合もありますので、午

後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時20分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前の山内末子議員の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 山内末子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(2)、国連訪問に関する今後の取組についてお答えいたします。

今回の国連訪問において、国連人権理事会本会議に出席し、沖縄に米軍基地が集中している状況や県民の平和を希求する思いなどをスピーチしたほか、米軍基地による人権・自治・環境問題をテーマにした講演会を開催し、沖縄の過重な基地負担や辺野古新基地建設問題などについて、私が直接、国際社会に訴えることができたことは、大きな意義があったと考えております。また、国連関係者との面談では、私から米軍基地から派生する様々な問題が人権、環境、自治、私たちの暮らしや文化などを侵害していることを説明し、面談したほとんどの方々からは私の考えに賛同していただき、国連への調査依頼の方法など具体的な助言もいただいたところです。

沖縄県としましては、引き続き国際社会に対して、沖縄の基地負担の軽減、辺野古新基地建設問題、基地から派生する諸問題の解決の必要性などを訴えるとともに、国連関係者の沖縄への招聘など、沖縄県の取組を後押しする国際世論の形成にも取り組んでまいります。

その他の質問には、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢について(1)ア、総理との対話についてお答えいたします。

県は、かねてから辺野古新基地建設問題は、対話により解決策を求めていくことが重要であると考えております。県はこれまで、国に対する要請などあらゆる機会を捉えて、知事と総理との対話の場を設けるよう求めてきたところです。

県としては、普天間飛行場負担軽減推進会議などの既存の会議体に加えて、知事が総理と直接面談し、対

話による解決を引き続き求めてまいりたいと思います。

同じく1(1)のウの中の、米国連邦議会調査局等の辺野古新基地建設に対する見解についてお答えいたします。

米連邦議会調査局は、令和3年2月の報告書において、沖縄県の住民投票で72%の県民が代替施設の建設に反対したことなどを説明し、普天間飛行場の移設に関する取組が困難に直面し続けていると指摘しております。また、米政府監査院は、平成29年4月の報告書において、代替施設が緊急発着する固定翼機にとって短すぎることで、この欠陥が解決されなければ計画遅延の可能性があることなどを指摘しております。米国のシンクタンクCSISは、令和2年11月の報告書において、この計画は困難続きで、費用は跳ね上がっている。これが完成する可能性は低そうだと指摘しております。

県としては、米国内でも辺野古新基地建設が困難との認識が広がりつつあると考えており、引き続き日米両政府に対し、辺野古が唯一の解決策との固定観念にとらわれずに県との対話に応じていただくよう求めてまいります。

同じく1(3)のア、在韓米軍地位協定についてお答えいたします。

昨年度、県が実施した韓国の地位協定調査の結果、韓国は、今までに2回の改正を行ったことが分かっております。また、在韓米軍地位協定の条文は、日米地位協定とほぼ同じですが、国内法の適用については、韓国は、外国軍隊に対する国内法の適用の例外については派遣国と受入れ国の合意に基づくのが慣例とし、原則として適用されないとの日本の考えとは異なっております。一方、ヨーロッパ等においては、国内法を米軍に適用させ、米軍の活動をコントロールしております。今後は、調査を総括するシンポジウムを開催する予定であり、日米地位協定の見直しの必要性について、共通の理解と協力が得られるよう、全国に発信していきたいと考えております。

同じく1(4)、年中行事の復活についてお答えいたします。

コロナ禍により、県内では多くの地域行事が中止、縮小を余儀なくされておりましたが、再開または以前の形で開催されるようになりました。知事は、4年ぶりに開催された国指定重要無形民俗文化財国頭村安田のシヌグや、4年ぶりに通常開催となった那覇大綱挽を参観しております。また照屋副知事は、多良間村の八月踊りを参観しております。地域の年中行事がコロ

ナ禍以前のように復活し活気づくことは、地域の歴史及び文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じることに繋がります。さらに、年中行事の復活は、その地域だけではなく、沖縄全体の活気にもつながり、大変喜ばしいことだと考えております。

次に7、我が会派の代表質問との関連について、代執行訴訟についてお答えいたします。

国土交通大臣は、10月5日、県に対して埋立変更承認処分を行うべきことを命ずる旨の裁判を求める代執行訴訟を提起しました。

県としましては、訴状の内容を確認しているところであり、今後、適切に対応してまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ及び(1)のウ、米国国防総省、米国連邦議会調査局等の軟弱地盤等への評価についてお答えいたします。1の(1)のイと1の(1)のウは関連しますので、一括してお答えします。

令和2年6月の米国連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会の審議に当たり、関連資料に、海底の調査が実施された結果、地質学者らがこの開発計画の推進を困難にする問題を特定したものと認識していると記載されました。また、クインシー研究所が令和4年6月に発表した報告書において、辺野古の普天間基地代替施設の現行計画は、軟弱で深い海底の上にV字型の埋立滑走路を完成させるという恐るべき技術的課題を考えると、再検討されるべきとの指摘がなされております。これらの指摘は、県がこれまで軟弱地盤に関して主張してきた内容と同様なものと考えております。

次に2、経済・雇用政策についての(1)のアのうち、建設業の現状等についてお答えいたします。

建設業においては、技術者・技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、担い手不足が生じております。県では、沖縄県建設産業ビジョン2018において、人材の確保・育成を喫緊の課題と位置づけ、建設企業、業界団体、県の各主体が取り組むべき施策を策定し、官民一体となって推進しております。

県としては、引き続きセミナーの開催等による建設業の経営力強化を支援するとともに、週休2日工事やICT活用工事の実施による働き方改革の推進に取り組んでまいります。

次に5、土木行政について、橋梁の老朽化による通行止め等の状況についてお答えいたします。

県管理橋梁では、老朽化により通行規制を行って

る橋梁はありません。市町村管理橋梁では、全面通行止めを行っている橋梁が3橋、車両の通行規制を行っている橋梁が7橋あります。全面通行止めを行っている3橋については、今後2橋を架け替え、1橋を撤去する予定となっております。また、車両の通行規制を行っている7橋については、3橋が現在対策中、4橋が今後対策予定となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 2、経済・雇用政策について(1)のAのうち、運輸・物流業の現状等についてお答えいたします。

運輸・物流業においては、高齢化など全国的な人材不足が生じている中、2024年問題に係る時間外労働の上限規制により、さらなる人材の不足やサービスの低下が懸念されております。特に県内では、バスやタクシーへの影響が大きく、県民や観光客の移動ニーズに応えられなくなることが不安視されております。このため県では、バスやタクシー事業者の求人広報活動や第二種免許の取得を支援しているところであり、これにより県内における移動手手段の確保に努めてまいります。

次に4の福祉行政についての(4)、沖縄県の無戸籍者の実態と相談体制、各種対応策についてお答えいたします。

法務省の調査によると、県内における無戸籍者の数は、本年9月10日時点で22名とのことです。那覇地方法務局では、市町村等と連携の上、無戸籍者からの相談に対応するほか、戸籍取得手続の支援を行っていると考えております。

県においては、医療、福祉、学校教育等の所管業務の過程において、無戸籍者に関する情報を把握したときは、那覇地方法務局への連絡や、相談窓口の案内を行う等、適切な支援につながるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

[宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇]

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 2、経済・雇用政策についての(1)のイの(7)、沖縄県の外国人人口の増加率等についてお答えします。

出入国在留管理庁の在留外国人統計によると、令和4年12月時点の在留外国人数は、全国で307万5213人、沖縄県は2万1792人で、全国比率は0.7%となっております。また、対前年同月と比べ3257人、

17.6%の増加となっており、全国で10番目に高い増加率となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 2、経済・雇用政策についての(1)のイの(4)、外国人ルーツの子供たちへの教育支援についてお答えいたします。

令和4年度の文部科学省調査によると、県内小中学校に在籍する外国籍の児童生徒の数は、607名となっております。

県教育委員会では、令和5年度は市町村立小中学校に18名の日本語指導教員を配置しており、市町村によっては独自に配置しているところもあります。また、文部科学省が作成した外国人児童生徒受入れの手引き等に基づき、学校支援を行っております。課題としましては、日本語指導教員の指導力向上や指導体制のさらなる充実が上げられます。今後とも、市町村教育委員会及び関係機関と連携を図り、継続的な支援に努めてまいります。

続きまして4、福祉行政についての(3)のウ、学校における性被害対策マニュアルについてお答えいたします。

学校においては、授業や講演会などを通して、児童生徒の発達段階に応じた自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進しております。また、教員を対象とした研修会を実施するなど、その資質向上に努めております。

県教育委員会では、本年9月に性暴力被害児童等への対応手順を作成し、各学校へ周知したところです。引き続き関係機関との連携を図り、学校教育活動全体を通して、性被害の防止に取り組んでまいります。

続きまして6、教育行政についての(1)、今年度の教員候補者選考試験の特色等についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまでの教員候補者選考試験制度の改革に加え、今年度から、受験年齢上限の引上げや小学校・中学校併願制度の導入等を行ったところです。また、昨年度実施試験の二次試験不合格者のうち得点が上位の者に対し、一定の条件の下、今年度の一次試験の全部を免除する制度を導入し、受験者の負担軽減を図っております。名簿登載につきましては、大学院へ進学する場合等は、登載期間を延長する対応を行っております。引き続き、選考試験制度の改革等、教員の人材確保のための取組に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 2、経済・雇用政策についての(2)、インボイス制度の課題と影響等についてお答えします。

沖縄国税事務所によりますと、令和5年8月末時点における県内の登録事業者数は3万1791件となっております。制度導入の影響につきましては、インボイス発行に係る事務負担や経費の増加などが懸念されておりますが、現在、国において、支援策が検討されているところです。

県としましては、関係機関と連携し、引き続きセミナー開催や専門家派遣等周知を図り、事業者の制度への理解促進に努めるとともに、インボイス対応ソフト導入支援を実施するなど、事業者の負担軽減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 3、災害防止対策についての御質問の中の(1)、台風6号被災者への罹災証明書の交付状況についてお答えいたします。

市町村長は、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、被災者から申請があったときは、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないとされております。罹災証明書は、災害救助法に基づく住家の応急修理のほか、見舞金制度など、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されております。台風6号による住家被害の罹災証明書については、令和5年9月22日現在、25市町村で343件の申請に対し、302件の交付となっております。

同じく(2)、罹災証明書の申請への対応についてお答えいたします。

住家の被害認定調査においては、被災者に必要以上の負担をかけないようにする観点から、罹災証明書の申請に当たり、写真の添付や提示を必須とすることがないように、内閣府から通知が発出されております。今年度の台風6号における罹災証明書の申請に当たり、一部市町村において、写真添付を求めていることが確認されております。

このため、県では市町村に対し、改めて被災者への適切な対応を行い、必要な支援が行き届くよう周知を行ったところです。

同じく(3)、災害救助法適用についての県の認識と対応についてお答えいたします。

台風による災害救助法の適用については、台風の接近に伴う県民の生命または身体への影響、避難所の開設や避難状況等を考慮し、迅速な対応が必要であると認識しております。同法の目的である被災者の保護と社会の秩序の保全のためには、迅速な法適用が必要であることから、関係機関と連携し、法適用の判断の基となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通して迅速な対応に努めてまいります。

4、福祉行政についての御質問の中の(1)、国際家事福祉相談所の実績と課題、今後の方向性についてお答えいたします。

県では、令和3年1月に本島中部に国際家事福祉相談所を開設し、在沖米軍人・軍属等を相手方とする離婚や子供の養育費等で悩みを抱える方に向けて、アドバイザーを中心に支援を行っているところであります。本年8月末までに、延べ529件の相談を受けておりますが、相談内容は、複雑・多様化かつ複合的であることから、これらに適切に対応していくためには、国際家事相談に係る専門的な知識等に加えて、行政の他の分野との連携も必要不可欠であると考えております。

県としましては、次年度以降においても、悩みを抱える方々に寄り添った様々な支援を提供できるよう、相談員の専門性向上や関係機関と連携した支援体制の強化等に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく(2)、国際家庭・交際相談支援ネットワーク構築事業についてお答えいたします。

県では、令和2年度から国際的な家庭問題や交際トラブル等について、在沖米軍内の関係機関等と県内機関が連携して支援を行うための体制構築に向けて取り組んでいるところです。これまでに、実務担当者によるワーキンググループや管理者による連絡会議での協議を通して、現状課題について理解を深めるとともに、双方の支援体制について情報共有等を行いながら、緊密に連携していくことを確認しております。

県としましては、今後も定期的に連絡会議等を開催しながら連携体制の強化に向けて、課題抽出や解決方法等を検討することとしております。

同じく(3)のイ、男性の性被害相談体制及び加害者更生プログラムについてお答えいたします。

今般、国において臨時の相談窓口、男性・男児のための性暴力被害者ホットラインが開設されたところであります。県では、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、性別等にかかわらず、24時間365日体制で被害相談に対応しているところであり、引き続き支援に努めてまいります。また、加害者更生の取



組については、法務省那覇保護観察所において、性犯罪を犯した仮釈放者、保護観察付執行猶予者等を対象に性犯罪再犯防止プログラムを実施しております。

同じく(5)、パートナーシップ制度についてお答えいたします。

県では、令和3年3月に発表した沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）及び本年3月に制定した沖縄県差別のない社会づくり条例に基づき、多様な性を理由とする困難を解消するため、啓発活動や相談支援に取り組んでいるところです。パートナーシップ制度の導入に向けては、引き続き先進自治体の取組事例を調査研究しながら、県内市町村と情報を共有し、意見交換をしてみたいと考えております。

同じく(6)、特定妊婦の支援体制拡充についてお答えいたします。

県では、支援を要する若年妊産婦等の特定妊婦が安心して生活を行うための相談支援や宿泊型居場所の提供等を行うこととし、10月から本島中部圏域において、産前2か月から産後120日を原則とし、4世帯まで入居可能な宿泊型居場所を開始したところです。当該居場所の円滑な実施に向けて取り組む中で、市町村や関係機関と連携体制を構築し、困難を抱える妊産婦等への支援の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

〔鎌谷陽之 警察本部長登壇〕

○鎌谷陽之 警察本部長 4、福祉行政についての御質問のうち(3)のア、県内性犯罪の発生件数等についてお答えいたします。

過去3年間の発生、検挙件数につきましては、令和2年が発生56件、検挙62件。令和3年が発生55件、検挙49件。令和4年が発生61件、検挙49件となっております。本年中は8月末現在、発生49件、検挙43件と前年同期比で発生が4件、検挙が3件増加しておりますが、発生件数を被害者の年齢別に見ますと、20歳未満が23件、20代が13件、30代が7件、40代以上が6件となっております。被害者の多くは女性ですが、男性被害も発生しており、件数は令和2年が1件、令和3年が5件、令和4年が1件、本年中8月末までに3件と、毎年一定数は男性を被害者とする事件が発生しております。

性犯罪にあっては、被害者の精神的苦痛が大きく届出がなされにくいという特質があるため、県警察では警察本部及び各警察署の警察安全相談窓口に加えて、全国共通の性犯罪専用相談ダイヤルの＃8103、通称ハートさんを設置し、24時間体制で相談を受理でき

る対応を図り、相談者が希望する性別の担当者が聞き取りを行っております。また、警察本部及び警察署において、125名の警察官を性犯罪事件の指定捜査員として指定しておりますが、そのうち24名が男性警察官であり、男性被害者の心情にも配慮した体制を整えております。

県警察では、今後も性別を問わず、相談者がいつでも相談しやすい環境をつくるため、関係機関と連携して相談窓口の周知を図るほか、性犯罪事件が発覚した際には、迅速かつ適切に捜査を推進し、被疑者の早期検挙に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 山内末子議員。

○山内 末子 議員 ありがとうございます。

知事、今本当に行政の長として、そして政治家玉城デニーとして、苦悩の中にあるかと思えます。その中で私たちは今回の裁判について、国が憲法の中にある地方自治の本旨、また私人救済制度の趣旨を尊重することというのが原点だと思っております。

そういうことが今回の裁判では無視され、そういう解釈の中で強行されている司法手続だと。そういうことを考えての中での結論だというふうに理解しております。

それだからこそ今回の判決に、知事が危惧をするのは当然のことだというふうに理解しております。そういうことが日常的に、本当にもうこの日本の中で定着してしまうと、地方自治体のいかなる状態の中でも、国が求めることに対して従わないといけない。そういう実例をつくってしまう。そういうようなことがこれから起きるといふそういう危惧について、知事のお考えをお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 地方自治に与える影響ということでお答えいたしたいと思えます。

まず国と地方公共団体は対等・協力の関係であり、国の地方公共団体に対する関与は必要最小限度のものでなければならぬとされているところ、地方自治法は国が地方公共団体の長による処分を裁決により取り消すなどの、いわゆる裁定的関与を認めております。

本件においては、辺野古新基地建設問題に関し、県が行った埋立変更不承認処分を国土交通大臣が裁決によって取消し、併せて処分を義務づける是正の指示を

行ったことが問題となり、司法においても地方公共団体の長は裁決の適法性を争えないこと、地方公共団体の長が裁決の無効を主張しても、その裁決に反して処分しないものとみなすことにより、是正の指示の要件が満たされることと判断したことにより、地方公共団体の長は、国が行う裁決及び是正の指示の適法性について何ら争う方策を認められないこととなりました。

県としては、このような問題は沖縄県に限らず全国どの自治体でも起こり得る問題であり、主権者たる国民、地域住民の声に応える責務を有する地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法に定める地方自治の本旨をも形骸化する極めて重大な問題であるというふうに認識しております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 山内末子議員。

○山内 末子 議員 この問題は、私はもう本当に、戦後の大きな課題だと思っております。単なる工事を進める進めない、そういうことではなくて、やはりこの工事についても、その使う側の米国についても、その米国がしっかりと今出しているじゃないですか。今公室長から答弁がございました、米政府監査院によると、この普天間基地よりも短くて任務の必要要件を満たしていない。かつて稲田防衛大臣もそういうことをおっしゃっていました。辺野古が完成しても普天間は返らないのだと。この滑走路が短いという、そういうようなことの議論であったり、それから先ほどもありましたトップクラスであります戦略国際研究所、その計画の困難性を言っております。それから米戦略予算評価センターにおきましては、沖縄の近接性と先制攻撃に対する脆弱性から中国の大きな脅威にさらされ、持続的な活動は困難、米軍にとっての有用性は極めて困難という、そういう米国での検証、それも単なる検証ではないですよ。初めて下院軍事委員会小委員会でも議論がなされてきた。ということは米国として、この辺野古が実際に造られてもその先にあるものについての計画性であったり軍事的な戦略であったり、その件について疑義を唱えているわけですから。そういうことをこの沖縄の基地の今の普天間を返す返さない、その中で返さない危険性が出てきているということで、私はそこに知事がしっかりと、知事が権限を持って、県民の命を守る。それにはやはり普天間の早期の閉鎖、返還。それを唱えるとなると、今の辺野古のこの工事では普天間は返らない危険性という、そこにも着眼したのだと思っております。

そういうことを考えると、今の状況では普天間の危険性の除去ということについて、裁判の中でも何の議

論もないまま進められていることが、本当にこれが、沖縄の基地問題に対する今の状況の中で、そのまま進めていかというと、これは自民党の皆さんだって、最初はノーと言っていたわけですから、ここをしっかりともう一度しっかりと、総理に対しても、私はもっと米国とも審議をしていただきたいし、そういうことについての議論をまだまだ交わさないまま答えは出せないという、そういうことは当たり前の知事の沖縄県の命と財産、人権を守る責務としてやるべき今の現状だと思っておりますが、知事の見解をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時58分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 今議員御案内のとおり、沖縄県は、これまで戦後は27年間米軍の施政権下の中にあり、人権と自治、自治は神話であるというそういう言葉を浴びせられるほど渴望してきた時代がありました。そして復帰以降も、この県勢の発展を追いつき追い越せという本土の経済発展に合わせて成長していくということを、先人たちもその礎を築き、同時に基地を返還していった、その跡地を活用していくことによってさらなる県勢の発展が望まれるということは、かねてからずっと政府とそうように協力していきながら、県民の暮らし、地域の発展に寄与していきたいということで沖縄県は取り組んできております。

しかるにこの基地問題、特に辺野古の新基地建設が進められている中、普天間飛行場がさらに一日も早い危険性の除去とは全く違ってしまいう状況になることへの不安、さらには普天間がこのまま使い続けられるのではないかという国際社会の不安などが、この基地の過重負担を担わされている沖縄県民に強くのしかかっているということは否定できないと思います。ですから、そのために岸田総理も、沖縄における基地の負担軽減ということは総理御本人も力強くおっしゃっていただいていることですので、沖縄県と政府において、対話を基調として、その一日も早いこの基地負担の軽減を実現するにはどう協力していくべきかということを真摯に話し合いながら実現にこぎ着けていきたいというように努力したいと思います。

○赤嶺 昇 議長 山内末子議員。

○山内 末子 議員 今の工事の現状や、あるいはこれから先の方向性を見てみると、どうしてもこの工事が二十年、三十年続くと。誰が責任を取るのでしょうか。これ知事の責任とかって後ろのほうでよく言いま

すけれども、違いますよ。今これは国を含めて私たち政治家そして行政も含めて、みんなでここを考えないといけない状況だと思っております。その責任をやっぱり一番感じているのがやっぱり玉城デニー知事だと思っておりますので、そういう意味でこの普天間の基地をそのまま放置をしていくことの危険性、それが今回の国の言う——公益に反していると国はおっしゃっておりますけど、私はこれは沖縄県の公益に、県益に反していると強く言いたいと思っております。沖縄県の県益として考えていただきたい。そういうことを知事にも強く求めていきたいと思っております。

国連の中満事務次長がいつもおっしゃっております。安全保障は単なる軍事力ではなくて、やはり一人一人の幸せを一つ一つ丁寧に講じていくのが安全保障だと。

そういう意味でぜひ知事、国連にもこれからも継続して行くと思っておりますので、そういった意味で安全保障に対しての今回の知事の考え方についても、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 国際社会でも様々な軍事上の状況が悪化するという、そういう関係が強まっている中、しかしそれでも他方ではやはり核の廃棄、そして軍縮に向けての動きを丁寧に作り上げていくべきだという関係国の協力関係がございます。国連に行つて、この人権理事会本会議に参加させていただきながら、各国が非常に時間をかけてしかし丁寧に、対話によって新しいルールをつくり、新しい行動を起こしていくということが丹念に丹念に行われているということも学ばせていただきました。

ですからこれからも国際社会の動向に注視しつつ、しかし地域においては人々の暮らし、安全・安心を実現するために地域間の外交でありますとか、民間団体との協力関係ですとか、あるいは政府関連機関との連携なども含めて、あらゆる方策でこの県民の安全・安心な暮らしを実現するための取組をしっかりと進めていきたいというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 山内末子議員。

○山内 末子 議員 ありがとうございます。

続きまして、災害防止対策についてです。

罹災証明についてなんですけれども、今部長がおっしゃってました写真の添付がないということが法務省からも提示をされた。ですけれども、見てみますと9月の今の時点でも、まだまだその添付が義務づけられている市町村が相当数あるのです。こういうことをしっかりと改正をしていきながら、災害に遭った人た

ちに、支援が急速に本当にスピード感を持ってできるようなことを、市町村の職員も多分まだまだ分からないところがあると思っておりますので、その辺のところをしっかりといただきたい。これから台風、やっぱり私たち沖縄は当たり前の台風だったのですが、これから本当にもうスーパー台風、あるいはもっともっと大きな天災というものが想定されるわけですから、備えあれば憂いなしの点で、今の状況の中で、例えばこの罹災証明書の各市町村の書類の手續でも、すぐできることですから、そういうことはすぐにやっていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それから、先ほどの無戸籍者の状況です。

今沖縄県では、いろんな状況でその戸籍を持ってない人たちが出てきております。そういう意味で、もちろん今福祉であったり、それから医療であったり、いろんなところで支援ができるようにしてはいますけれども、各市町村でそのことが手續上、分からないでそのままになっていて支援が受けられない、そういう実態が実にあるわけなんです。そういう意味では、市町村との共有をぜひ検討していただきたいし、速やかにやっていただきたいと思っておりますので、その辺のところについて、最後に御意見をお伺いたします。

よろしくお願いたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時5分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 戸籍事務については、戸籍法第1条で規定する第1号法定受託事務であり、国が本来果たすべき役割に係るもので、市町村が処理することとされております。

市町村で把握した無戸籍者の情報は、法務省において一元的に集約しているところではありますが、無戸籍者の情報について個人の人權やプライバシーに関わることから、国では把握した無戸籍者の人数以外の情報については、外部には提供していないところです。

無戸籍者に対する支援については、個人情報を扱うことになるため、県においては直接的な支援はできませんが、関係部局において無戸籍者を把握したときは、管轄法務局への情報提供や、無戸籍者に対する法務局や市町村の相談窓口以案内するとともに、今のこの状況を市町村にもお伝えして協力できるようにしてまいりたいと考えております。

○山内 末子 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

ていーだ平和ネットの当山勝利です。

一般質問を行う前に、昨日、浦添にありますてだこ大ホールにおきまして、ノーベル賞の受賞をされたOISTの教授、スバンテ・ペーボ博士の特別講演がありまして、聞きに行きましたけれども、講演の内容も楽しくてすばらしかったんですが、何よりもよかったと思いますのは、質問に立った方々、専門的なことを学んでいる方もいれば、一般の方も大人の方もいたんですが、その中に交じって子供たちが数名質問に立っておりました。本当にこれはすごくいいことだな——本当にいっぱい観衆の中で子供たちが質問を出す。ぜひ、沖縄の未来そして科学的なものに目を向けてほしいなと、そういう興味、関心になったのかなと思って、そこは本当によかったと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1番、知事の国連における活動について。

ここはなかなか分かりにくいと思うんですね。国連の活動。ぜひ、一つ一つ聞いていきますので、分かりやすく説明していただけたらと思います。

(1)、国連人権理事会について。

その人権理事会定例会の、まず概要について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 国連人権理事会の概要についてお答えいたします。

まず、国連のホームページによりますと、人権理事会とは、人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関であり、国家やNGO等が発言できる場を提供するため、年間を通じて定期的に開かれ、年に最低3回開催されるとのことです。人権理事会は、「人権の緊急事態に対処し、人権侵害を防止し、総合的な政策ガイダンスを提供し、新しい国際規範を発展させ、世界のいたるところで人権順守を監視し、加盟国が人権に関する義務を果たせるように支援する。」としております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 そのような人権理事会の定例会において、知事が口頭声明を出されて、90秒という時間制限のある中で、しっかり訴えられたというふうに理解しておりますが、まず何を主眼に訴えて、そしてその定例会の中でどのような反応があったのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 知事は、国連人権理事会の国際秩序に関する会議に出席いたしまして、沖縄に基地が集中している状況や辺野古新基地建設が強行されていること、あるいは沖縄県民の平和を希求する思いなどについて訴えるスピーチを行っております。スピーチの終了後、何人かの出席者から知事に対してお声かけをいただいたこと、スピーチを聞いて、その後に行われた講演会、いわゆるサイドイベントにも参加した方がいらしたことからすると、ある程度知事の訴えは理解されたのではないかと考えております。また、知事のスピーチが大きな注目を集め、国内外の多くのメディアで報じられており、知事の訴えが世界に発信できたことは大きな成果であったというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 国際メディアのほうにも取り上げられたということは、大きな一つの成果だと思います。そういうことが世界に発信できたのは、いい機会だったと思います。

では、(2)番に移ります。

国連NGO市民外交センター主催のサイドイベントのシンポジウムについて伺います。

このシンポジウムの、まず概要について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 国連での講演会、サイドイベントについて、今回の国連訪問期間中の9月19日、国連ビル内の会議室において、米軍基地による人権・自治・環境問題をテーマとした講演会（サイドイベント）を約1時間程度開催いたしました。講演会においては、そのテーマに沿って知事が講演を行ったほか、国際平和ビューローのショーン・コナー事務局長から、知事の講演を聞いた感想あるいは世界の米軍基地の状況等について、スピーチを行っていただいております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 その中で、知事は発言をされたり、質疑応答されたりということだったと思います。その中でどういうことを訴えられて、またどういう反応があったのかを伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 講演会では、知事から、基地ができた歴史的背景と基地負担の現状、米軍基地から派生する諸問題、特に環境問題や日米地位協定の問題点、辺野古新基地建設問題などについて説明し、これらの問題が沖縄だけの問題ではなく、人権、民主主

義という普遍的な問題であるということを訴えました。参加者からは、国連の人権理事会に何をしてほしいかなどの質問が寄せられたほか、沖縄や基地のことについて知ることができ、よい機会となったというような感想もいただいているところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 その中で、人権理事会として何をしてほしいのかというような、向こうからの問いかけもあったということですが、それに対して何か応答とかありましたか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時13分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 知事からは、人権を尊重することが普遍的な価値を持っているということと、一人の人間が生まれながらに持っている権利であり、決して侵すべきではないということが共通認識としてあると。それで、世界にある軍事基地も管理されているのかを、人権思想の観点からしっかり捉えていくことを求めたいというような趣旨の回答をしております。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 いろいろなやり取りがあって議論をいろいろできたということはよかったですし、また今後もそういう議論を、どのような場所でもいいので展開できたらと期待しているところであります。

次に移ります。

(3)番、国連特別報告者との面談の概要について伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 国連関係者複数との面談では、私から米軍基地から派生する様々な問題が人権、環境、自治、暮らし、文化などを侵害しているというようなことを説明をいたしました。面談の相手方からは、それぞれ、沖縄の基地とPFOSの問題については、日本と米国の両者が解決に向けて動いていく必要があると、私も解決に向けて何らかの形で取り組みたいという御発言ですとか、それから、軍縮は国レベルでの取組だが、人間の安全保障のためには地方政府の参画が不可欠、つまり地方自治体にもその役割が求められていますよということで、そのことをはっきりとお聞かせいただきました。そして、知事の人権理事会におけるスピーチを聞いて共感した、今後連携してい

きましょうなど、ほとんどの方々から、私の考えに賛同する、あるいは共通理解がより一層はっきりできたという、そういう感触をいただけたものと思っています。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 地方自治としての役割等も、その特別報告者の方々との意見交換できたということですので。それで次にあります地域外交につながっていくと思いますので、それはそれでそちらのほうでやりたいと思いますけれども、こういう特別報告者の方々、それからこういう機会を、また今後とも——(4)番は、どのように生かしていくかというのは、先ほど来て、一だ平和の山内末子議員からも質問がありまして、その中でも答えておられますし、これまでも答えていらっしゃると思いますので、そこはもう同じかなと思っていますのでよろしいんですけども、ぜひ国連の関係者を招聘するとか、それから国際社会に訴えていくということは、積極的にやっていただきたいと思えます。そこら辺の思い、また取組について、そちらのほうをちょっとお答えできるのであれば、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今回面談をさせていただきました特別報告者からは、やはり沖縄への調査も希望したいということもあり、あるいはPFOSがテーマということであれば、そのPFOSの問題に直面している政府から招聘をいただくことができれば、関連して、そのほかの地域も調査をすることが可能ではないかというような、そういうアドバイスもいただきました。ですから、そのような具体的な方法についての御意見もいただいているところですから、これからもこの国連関係者の沖縄への招聘に取り組むことなども含めて、沖縄県の、国の外交を補完するという立場からの地域間の外交、国際機関との連携をしっかりと深めてまいりたいと思えます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時17分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

では2番の、地域外交のほうに移ります。

まず(1)番、県の地域外交の基本的な考えについて伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 地域外交の基本的な考え方についてお答えいたします。

県では、沖縄独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーと、観光、経済、教育、文化、平和など多様な分野で築いてきたネットワーク等を最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、積極的な地域外交を展開することとしております。その展開に当たっては、これまで先人たちが積み重ねてきた交流の歴史や悲惨な沖縄戦の体験に基づく平和への強い思いを基本とし、最新の国際情勢なども踏まえる必要があると考えており、具体的には、本年度中に策定する沖縄県地域外交基本方針（仮称）の中で示していきたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 そこで基本的な考え方の中に、方向性、柱というものが案として出されていますが、まずその説明をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 地域外交を進める基本的な方向性については、まずアジア太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交を展開する。2つ目に、世界とつながり時代を切り拓く強くなやかな自立型経済の構築に寄与する、あるいは世界の島嶼地域等と国際協力活動と国際的課題への貢献を促進するというところで、これも仮なんですけれども、方向性で——何というんですか、基本方針の柱立てという意味で整理しております。これにつきましては、今後、基本方針をつくる中で、最初のこの冒頭部分のほうに位置づけられればということで、今考えているところでございませぬ。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 私もこれ見させていただいて、結構私のイメージよりも広い範囲での基本的な考え方であったり方向性だと思っております。これが柱として、その方向で基本方針がつくられていくのか、これあくまでも柱であって、今後の議論によっては、また違うことも付加されたり、排除されたりとか、そういう方向で基本方針がつくられていくのか、どうなんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 現在というか、事務局で当

初考えているのがこの考えで、今後様々な場面で議論していきますので、これにまた新たに追加したり、要らないと言ったら削除したりということは、当然あり得るということだと思います。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 分かりました。

広く構えることはいいと思うんですけども、広く構えずぎて、今度は力が分散してしまうということもあると思いますので、そこら辺はうまく仕切っていただきながらやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次(2)番、県の地域外交方針の策定スケジュールについて伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県では、本年度中に沖縄県地域外交基本方針（仮称）を策定することとしており、本年9月から12月にかけて地域外交に関する万国津梁会議を開催し、来年1月には庁内関係部局長で構成する沖縄県地域外交推進本部において基本方針（案）を取りまとめ、その後、パブリックコメントを実施した上で、決定するスケジュールとなっております。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 資料には2月中に基本方針を確定したいみたいなことも書かれていたと思うんですが、パブコメの後ですね。それは間違いはないですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 その頃までにはまとめたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 ぜひ頑張ってください。お願いします。

(3)番、地域外交に関する万国津梁会議について伺います。

第1回、先日行われましたが、まずこの会議の意義を伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議の委員は、経済、歴史・学術、平和、国際協力、外交等の各分野から10名の専門家に御就任いただいております。同会議では、沖縄独自の地域外交の在り方や、最新の国際情勢を踏まえた今後の戦略などについて議論を深めていただくこととしており、いただいた御提言を踏まえて、基本方針（案）を策定することとしております。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○**当山 勝利 議員** 万国津梁会議の要綱では、各会議いろいろあるんですけども、各会議はそれぞれ委員を5名程度とするととなっておりますけれども、この地域外交に関する万国津梁会議は10名、倍の人数になっています。その理由をお聞かせください。

○**赤嶺 昇 議長** 知事公室長。

○**溜 政仁 知事公室長** 万国津梁会議の設置要領では、委員5名程度ということで書かれているんですけども、今回の地域外交に関する万国津梁会議においては、先ほども言いましたけど、経済だとか歴史・学術、平和、国際協力、外交など、かなり幅広い分野の方々から御意見を聞く必要があるだろうということで判断しまして、今回10名ということで会議を設置したということでございます。

○**赤嶺 昇 議長** 当山勝利議員。

○**当山 勝利 議員** 先ほどの方針の中でも、本当に広い範囲に及ぶ意見をいただかないとできない——10名というのは本当にそうだろうなと思いますので、しっかりまたその10名の方々の意見を伺いながら、要所要所をきちんと固めていくというような形にしていきたいと思います。本会議に対して知事は何を期待されていますか、伺います。

○**赤嶺 昇 議長** 玉城知事。

○**玉城デニー 知事** この地域外交に関する万国津梁会議においては、先ほども公室長から答弁がありましたが、歴史、経済、平和など、もう本当に幅広い視点から御議論をいただきたいということ、そして忌憚のない御議論をいただきながら、沖縄県特有の歴史やネットワークなど、他国や日本のほかの地域にはないその強みを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に貢献する沖縄独自の地域外交の展開につながるような御意見もいただきたいと思っておりますし、先ほどの基本方針の案の策定についても、恐らくはこれまでの沖縄のウチナーネットワーク、ウチナービジネスネットワーク、様々なその活用についても御意見が上がるものと思っております。ですから既存のそのような枠組みも、もっとしっかりとリンクしていくためには、どのような取組が必要なのかなど、今後の方向性も含めて、その委員の皆さんからの御提言に強く期待をしたいというところであります。

○**赤嶺 昇 議長** 当山勝利議員。

○**当山 勝利 議員** 新しく地域外交室ができて、次年度は課になるかどうか分かりませんが、これだけの多くの方々の意見をいただいて、方針でいうと本当に広い範囲を網羅しなきゃいけない。それでまた、県庁の中の横断的な取組をしなきゃいけないと

いうことですので、やる仕事はいっぱいあると思うので、そこら辺は人の配置も含めて、予算も含めてしっかりやっていただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○**赤嶺 昇 議長** 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○**赤嶺 昇 議長** 再開いたします。

○**当山 勝利 議員** それでは3番、地位協定について伺います。

(1)番は先ほどもありましたので、その相違点等じゃなくて、もうちょっと深掘りさせていただきたいと思います。この韓国の地位協定において、まず国内法の適用はあるのかなのか伺います。

○**赤嶺 昇 議長** 知事公室長。

○**溜 政仁 知事公室長** 御説明いたします。

在韓米軍地位協定において、国内法の適用についてなんですけれども、先ほどもちょっと御説明したんですが、韓国では外国軍隊に対する国内法の適用の例外については、派遣国と受入れ国の合意に基づくことが慣例という考えでいるということで、原則適用されないとする日本の考えとは異なるという——考え方は持っているんですけども、基本的に地位協定の構成が、日本の地位協定と類似しているということもありまして、実態としましては、日米地位協定と同様、駐留軍に対し国内法が適用されないこととなっているということでございます。

○**赤嶺 昇 議長** 当山勝利議員。

○**当山 勝利 議員** 条件つきではあるんですけども、実質的には日本と同じということですね。では、管理権について伺います。

○**赤嶺 昇 議長** 知事公室長。

○**溜 政仁 知事公室長** 管理権につきましても、日米地位協定と同様に米軍基地への立入り権について、これは明記されていないということでございます。

○**赤嶺 昇 議長** 当山勝利議員。

○**当山 勝利 議員** それでは、訓練とか演習に対して、韓国が規制ができるのかどうなのか伺います。

○**赤嶺 昇 議長** 知事公室長。

○**溜 政仁 知事公室長** 訓練・演習について、これもやはり日米地位協定と同様に、米軍による訓練・演習を規制することはできないことが明らかになっていると。

○**赤嶺 昇 議長** 当山勝利議員。

○**当山 勝利 議員** そうすると、これまで韓国以外にフィリピン、オーストラリア、ドイツ、イタリア、

ベルギー、イギリスと地位協定を調べられて、例えば、国内法にあっては、今言った国では適用されているし、それから管理権もあったり——イタリアとかだったらもう司令官の下に、その支配下にあったりとか、それから訓練・演習においてもきちんとその国の承認が必要であったり、規制がかかっているとしているわけなんですけれども、東アジアの日本と韓国については、もうそういうものがないということが、これで明らかになったと思います。それで、この(2)番読みますけれども、他国地位協定調査は一連の調査を終えました。今後の取組について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県といたしましては、今回の韓国における地位協定調査を含め、過去にヨーロッパ等で実施した他国地位協定調査を総括するシンポジウムを今年度中に開催したいというふうに考えております。全国の皆様へ日米地位協定の見直しの必要性を説明し、共通の理解と協力が得られるよう発信していきたいというふうに考えています。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 ポータルサイトを見ても、各個別のものが並べられていて、なかなか比べるというのが難しい。途中の報告書というのはあるんですけども、ぜひ、これまで調べたことを全てをまとめて分かりやすくつくっていただきたいんですが、どうでしょう。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県としましては、今回の韓国における調査を含めて、他国地位協定調査を総括して、何らかの報告書にはしたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 その報告書をもって、ぜひ全国知事会に、これだけ違いがあるんですよということを訴える必要があると思います。以前もされたと思いますが、せつかくまとめたものを持っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 これまでも全国知事会には、沖縄県のこの地位協定調査の報告書の概要版というような形で資料を提供させていただいて、この日本における日米地位協定の根本的な問題は何かということを通認識を持っていただきたいということでお渡しをさせていただいております。当然、全体の地位協定調査が整い、また、さらにこれをテーマにシンポジウムを開催する予定でもありますので、そういうシンポジウ

ムでも活用できるよう、その報告書については、ある一定、しっかりとまとめていきたいというように思います。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 沖縄の調査で、これだけ世界の地位協定と東アジアという言い方をすると、その地位協定は違うということも分かりましたので、韓国がどういうふうな考えか分かりませんが、韓国とも意見交換、そこら辺できるといいかと思いますが、そこら辺はまた検討していただければと思います。

4番に移ります。

県補助金について伺います。

(1)番、各部局におきます県補助金、それから助成金に関する事業数について伺います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 お答えいたします。

令和5年度当初予算については、トータルで2170事業ございます。そのうち補助金を計上しておりますのは409事業、846億円を計上しているところです。このうち、公共事業等の整備に係る市町村への補助事業を除きますと、331事業、約516億円となります。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 数多くの補助金等があるのはこれで分かりますけれども、完全に市町村の部分と分けきれないということもありますというのは聞いていますが、それでも何百件という事業数があるというのは分かりました。

沖縄県のホームページのトップに、助成金・補助金のメニューはあるんですよ。あるんですけども、そこに飛ばしても結局、欲しい情報が出てこないんですよ。県民の方々、また事業者の方々は、例えば商工さんが出しているこの概要版でも、46ほどの補助金・助成金が載っているわけですよ。だから、冊子で探すのも大変なので、ぜひこれからは、DXだ、デジタルだということでもありますので、こういう補助金や助成金のポータルサイトをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県のホームページにおきましては、便利ガイドとして、助成金・補助金のページを作成し、担当部局から提供のあった補助金及び助成金の情報を掲載しているところです。

県では、利用者視点に立ったホームページとなるよう、現在、改修を行っているところでございまして、今後とも関係部局と連携しまして、補助金及び助成金の情報についても分かりやすく発信できるように取り



組んでまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 ぜひお願いします。あのページを開いて、補助金・助成金があるのかなって行ったら、何か保育の施設の案内が出たりしますので、ちょっと残念な結果になっちゃいますので、ぜひ使ってもらえるホームページに、県民の方々に使ってもらえるようなホームページにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次行きます。

5番、ものづくり産業の高度化や競争力の強化を図る、ものづくり拠点について伺います。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、沖縄国際物流拠点産業集積地域の素形材産業振興施設を主要エリアとするものづくり拠点による支援体制の構築に取り組んでいるところでございます。同施設では機器の提供をはじめ、新技術、新製品開発等の支援に取り組むほか、金型設計や製造に関わる技術者の育成を行っているところです。今後は、これらに加え、生産性向上に向けたデジタル技術活用の研究開発や人材育成、企業間連携による技術力の向上等に取り組み、拠点機能の強化を図ってまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 具体的に、このものづくり拠点というのは、どこをものづくり拠点とされる予定でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県では、これまで企業間マッチング支援や経営的な課題解決のための専門家派遣等を実施することにより、県内企業への発注促進に取り組んでまいりました。今後はデジタル技術の活用に向けた研究開発や人材育成をより効果的に実施するため、高い技術力、専門性を有する団体や事業者等とさらなる連携を図るとともに、民間の専門人材を効果的に活用するなど、ものづくり拠点機能の強化に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 ですので、その拠点はどこら辺が中心になるんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

先ほどの答弁と重なるところがございますが、沖縄国際物流拠点産業集積地域の素形材産業振興施設を主要エリアとするものづくり拠点による支援体制の構築というところで考えてございます。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 分かりました。あのエリア一帯がものづくり拠点になるということで、ものづくりの技術の向上であったり、DXの向上であったり、経営の向上であるというのはよく分かるんですが、ただ、物を作る、ものづくりというのは結局、物を作らないといけない、製品を作らなきゃいけない。売れる製品を作らなきゃいけないということなんですよ。やはりそこは、またちょっと違う視点、能力というのが必要になってくるわけですよ。私もMOB I Oとか行って視察するんですが、あちらは企業と企業をお見合いさせて製品を作ります、と言うんですけども、ただお見合いして、後は、はいどうぞとやっているものですから、なかなかちゃんとした製品が出てこないんです。やはりそのマッチングという中に、ものづくり、物を作るためのアドバイスができる人というのがないと、なかなかしっかりとしたものづくりができない。大企業は、こっちとこっちの部署があって、複合製品を作ろうと思うと、新たな部署をつくってそこで開発するもんだからできるんですよ、うまく。でも中小企業というのは、当然そういう能力がないわけですから、そこをちゃんとマッチングさせる人が必要なんですよ。そこをきっちりつくっていただきたいと思います。思っておりますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県では現在、工業技術センターや素形材産業振興施設内の金型技術研究センターを中心に、企業からの技術的な相談や製品開発の支援を行っているというところでございます。今後は、先端加工やデジタル分野など高度な技術支援につきましては、高い技術力やものづくりに精通した民間団体等との連携により、県内製造業の課題解決に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 なかなかこういうことをやって

いるところはないので難しいとは思いますが、でも、できなくはない話です。それは大きな企業ではやっているから。ということは、足りないところをどこから持ってくるということも考えればいいわけなので、そこはしっかり検討していただけたらと思いますし、企業の方々の声も聞きながら、どういうものが必要なのかということ聞きながら、やっていただきたいと思ひます。

次移ります。

6番、低炭素及び脱炭素社会の実現に向け、ZEB、ZEHの推進に向けた県の取組について伺ひます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

県では、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、ZEB、ZEHの普及促進を重点施策に位置づけ、2030年度までの実施目標として一般社団法人住宅性能評価・表示協会によるBELS評価書交付件数をZEBについて1万6000件、ZEHについて6万件と設定しております。

県としましては、ZEB、ZEHの普及を推進するため、沖縄県地球温暖化防止活動推進センターへの補助事業によりまして、セミナー開催等の普及啓発や国が行っている補助制度の周知などに取り組んでいるところでございます。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 ここではちょっと省エネ、エネルギーをつくるほうではなくて、省エネのハウスであったり、ビルディングのほう、軀体のほうの話をさせていただきたいんですけども。どうしてもそういう建物を造ろうと思うとお金が高くなりますよね、普通のお家よりは。そういうことを考えると、やっぱり推進しようと思ひましたけれども、それを推進しようと思うと、なかなか高いけど造れるかっていうところもあって、そこら辺が一番悩めるところだと思ひますが、何らかの補助というのはありますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 先ほども答弁しましたけれども、ZEBにつきましては、国におきまして補助事業がありまして、新築の業務用施設への高効率空調機器、給湯機器等の設備導入を支援します新築建築物のZEB化支援事業でありますとか、ZEHに関しまして、戸建て住宅の高断熱化等による省エネ化を支援する戸建住宅ZEH化等支援事業といったものがございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 分かりました。これやり取りして、県の補助金というのはなかなかないということなので、国はありますよということなんですけれども、これから県も脱炭素に向かっていかなきゃいけないということですから、積極的なZEB、ZEHの推進というのは必要になると思ひます。そうするとどうしても単価が高くなるということ、二の足を踏むわけですよ、造る側としては。なので、しっかりとそこら辺は壁を低くすることが必要だと思ひますので、造るための。そこら辺の造りやすさをしっかりと県としても応援していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 繰り返しになりますけれども、県としましては、この地球温暖化防止活動推進センターへの補助事業、そういったものによりまして、セミナー開催等とかそういったものを通しましてこの普及啓発を行ってございまして、国が行っている補助制度につきましても周知を図っていきたくて思ひます。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 これではもう、ちょっと議論が進まないで、分かりました。また、いろいろとよろしく願ひします。

次、7番です。

室内長水路公認プールの整備について伺ひます。

(1)番、県内における室内長水路公認プールの有無について伺ひます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 県内の日本水泳連盟公認50メートルプールは、奥武山水泳プール及び沖縄県総合運動公園水泳プールの2施設で、いずれも室外のプールとなっております。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 今の説明のプールは、長水路でしようか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 日本水泳連盟公認の50メートルプール、長水路プールであります。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 すみません。室内長水路プールでしようか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 2施設とも室外

のプールとなっています。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 今回、県のほうにも要請が出ていると思いますけれども、この室内の長水路施設をぜひ整備してほしいということで、陳情が出ております。私もいろいろお話を伺いました。夏場になると水温が31度、32度になると。この31度、32度というのは、普通の外気でいうと40度ぐらいに相当すると。その中でアスリートの方々が競技するということは、本当に熱中症になる可能性が高い、そういう施設である。何とかして——室内の水温が25度から28度が一番いいということらしいです。パフォーマンスも出しやすいし、そういう危険も少なくなる。そういう整備をしてほしいという強い思いですよね。その要請なんですけれども、それに対してどうお応えになりますか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 室内プールにつきましては、年間を通して水温を一定に管理でき、天候の影響を受けずに利用できるなど、競技力向上の観点から重要であると考えております。

県としましては、令和16年に開催予定の国民スポーツ大会に向けて、今後設置予定の準備委員会の中で、競技団体等と意見交換を行うとともに、庁内関係部局とその必要性について検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 次のインターハイはいつですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○当山 勝利 議員 9年後というふうに聞いております。確かめてください。沖縄県も含めてですよ、多分九州だと思いますけれども。ぜひ、施設がなかったらそういう競技もできないんです。沖縄県が、例えば水泳競技をやりたいと言っても、室内長水路の公認プールがなかったら、子供たちはそれでさえも選べないという可能性があるんですよ。今、沖縄県の水泳競技やっている方々は1000人余りいるそうです。その方々も含め、ぜひ沖縄県で、室内の長水路の公認プールを、競技できるように整備していただきたいと思いますので、何とかインターハイ前までには結論出せませんか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 例えば奥武山プールを改修するといった場合には、費用の関係とか、狭小による施工の困難性という課題があったり等します。そういうのも含めまして先ほど申しましたように、競技力向上、練習環境を含めて競技力向上の観点からは重要であると考えておりますので、競技団体等と意見交換を行いながら、また関係部局と連携しながら検討してまいりたいと考えています。

○当山 勝利 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

[玉城ノブ子 議員登壇]

○玉城 ノブ子 議員 ハイタイ グスーヨー チューウガナビラ。

日本共産党の玉城ノブ子です。

一般質問を行います。

1、子供の貧困対策について。

子供の貧困は、沖縄県において取り組むべき最重要課題であり、これまでの施策の効果や子供をめぐる社会状況を踏まえ、子供の貧困対策の基本理念に基づいて課題解決に取り組んでいただきたいということを申し上げて質問をいたします。

(1)、18歳までの医療費窓口無料化について。

どこに生まれどこに住んでいても、全ての子供に必要な医療が保障されるべきであります。これまでの取組で自治体を実施する子供医療費無料化制度は、対象年齢を高校卒業までとする自治体が入院・通院とも4割を超えるなど大きく拡充されてきました。また、全ての子供に必要な医療を保障していくために、子供医療費無料化を国として創設することが求められています。日本共産党県議団は、先日、直接国に要請を行ってまいりました。全国知事会も、国による制度の創設を要望しています。18歳までの子供の医療費窓口無料化について、県の取組と国に実施を求めることについて伺います。

(2)、教師、児童生徒を対象にしたヤングケアラーアンケート調査の結果と今後の課題と支援体制の確立、具体的支援の取組について伺います。

(3)、ヤングケアラー条例の制定について伺います。

(4)、若年妊産婦の現状と今後の支援を拡充することについて伺います。

(5)、ひとり親世帯への支援について、これまでの取組と支援を拡充することについて伺います。

2、教育行政について。

文部科学省は2021年4月時点で、教員が2558人不足するとの調査結果をまとめました。沖縄県において

も、早期退職、普通退職の数が増え続け、教員不足の状態が続いています。教育の主人公は子供です。教育は子供の学び、成長する権利を満たすための社会の営みであり、そこでは子供一人一人の個人の尊厳が何よりも大切にされなければなりません。教員不足が続いている現状では、子供の学びの保障が困難となるのみならず、学校が成り立たなくなる危機的状況になり、抜本的な改革が求められています。

(1)、教員定数は全て正規雇用にするべきです。県の取組状況について伺います。

(2)、教員不足や教員の長時間勤務を改善するために、教員数を大幅に増やすべきです。県は働き方改革推進課を設置しておりますけれども、具体的な取組について伺います。

(3)、教員、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、サポートスタッフ、学習ICT支援員等を増員するとともに部活動への支援を行い、教師の多忙化を解消することが必要です。県の拡充策について伺います。

(4)、教師の多忙化解消のためにも、全国学力テストの自校採点・入力業務はやめるべきであります。見解を伺います。

(5)、労働安全衛生委員会の設置状況はどうか。早急に設置を進め、教職員の多忙化、メンタルヘルスの実態調査を進め、勤務時間の管理などの具体的な対策について伺います。

3、高齢者福祉について。

(1)、特別養護老人ホームの待機者数と増設計画について伺います。

(2)、高齢者の補聴器への助成を実施することについて伺います。

4、食文化について。

(1)、2018年の食品衛生法改正に伴い、国際的な衛生管理基準HACCPに沿った手引書が適用され、県内で豆腐屋を営む小売業者が、販売数の減少や事業継承の危機に直面しています。沖縄の食文化で歴史的アチコーコー豆腐の存続が危機に陥っています。現状と対策について伺います。

(2)、豆腐業界の安全基準は厳しすぎると、基準作成に関わった専門家も指摘しています。基準緩和等の改善について県の見解を伺います。

5、南洋群島のサイパン、テニアンとの交流事業、姉妹都市締結について。

1944年6月15日から起こったサイパン戦は、残留邦人で2万人余のうち、8000人から1万人が犠牲になったと言われ、その中で沖縄出身者の犠牲は約

6000人にも上っています。現在でも、南洋群島の県出身戦没者を追悼する南洋群島慰霊と交流の旅が続いています。二度と戦争を起こさない、平和な島を求めていくためにも、沖縄とサイパン、テニアンが今後とも継続して交流事業を進め、経済連携や姉妹都市締結ができるようにしていくことが必要です。知事の所見を伺います。

6、災害対策について。

(1)、台風災害で県道82号線のフェンスが倒壊し、歩道にひび割れが生じています。応急措置が取られていますが、十分な対策にはなっていません。県道は、児童生徒の通学路にもなっており、ひび割れが残ったままになっていて危険です。整備を早急に進めるよう求めます。

7、漁業支援について。

(1)、糸満市に設置されている高度衛生管理型荷さばき施設イマイユ市場の拡充と冷凍施設の建設について伺います。

8、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

以上です。よろしく申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

旧南洋群島のサイパン、テニアンとの交流事業、姉妹都市締結についての御質問の中の(1)、サイパン、テニアンとの交流事業等についてお答えいたします。南洋群島は戦前日本が統治し、沖縄から多くの人に移り住み、様々な分野で活躍し、現地の地域振興にも大きく貢献したものと承知をしております。このような歴史的な背景や、観光業を中心とした島嶼地域であること等の共通性から、南洋群島と沖縄県が交流を継続することは非常に重要であると考えております。

沖縄県としましては、南洋群島との経済連携を含めた様々な分野における継続的な交流を検討してまいります。また、姉妹提携につきましては、幅広い双方向の交流が将来にわたって継続・拡大することが期待できること等を確認しながら、検討を進めてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

[糸数 公 保健医療部長登壇]

○糸数 公 保健医療部長 1、子供の貧困対策についての(1)、こども医療費助成事業についてお答えし

ます。

県としましては、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設について、これまでも全国知事会及び全国衛生部長会を通して国に要請しているところであり、引き続き要請してまいります。18歳までの医療費助成については、市町村の意向、今後の事業実績、県及び市町村の財政状況などの実情を踏まえ、協議を行っていききたいと考えております。

続きまして、食文化についての(1)、アチコーコー豆腐存続の対策等についてお答えします。4の(1)と4の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

県では、令和3年6月1日からのHACCP導入を控え、令和2年12月に食品衛生法施行条例を改正し、温かい状態で販売する豆腐を製造する場合は、豆腐を冷却する設備を不要とする基準の緩和を行っております。また、温かい状態で販売する豆腐を製造する事業者への技術的な支援として、島豆腐手引書作成協議会が作成した手引書に基づき、各保健所職員が事業所への助言・指導を行っているところです。今後も事業者からの衛生管理や手引書の改正に係る相談等につきましては、丁寧に対応していききたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 1、子供の貧困対策についての御質問の中の(2)、ヤングケアラーの課題と支援についてお答えいたします。

県が令和4年度に実施した調査の結果、ヤングケアラーと思われる子供が5.5%いることが分かりました。支援を要する子供を的確に把握するとともに、家族を含めた世帯全体を支援する視点が重要であり、福祉・医療・介護・教育等の関係機関のさらなる連携体制の構築が課題と考えます。県では、関係機関職員向けの研修や、ヤングケアラーなど困難を抱える家庭への訪問支援、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、SNSを使った相談窓口の設置等に取り組んでいるところです。引き続き、ヤングケアラーを的確に把握し、必要な支援につなげる取組を強化してまいります。

同じく(3)、ヤングケアラー条例についてお答えいたします。

ヤングケアラーへの支援については、子どもの権利尊重条例の「全ての子どもは、(中略)その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」との規定に基づき、現在、県では実態調査の結果を踏まえ、

様々な新たな支援策に取り組んでいるところです。また、地域の実情に即した伴走型の支援を行う上で、市町村の役割は重要と考え、市町村の相談体制の強化に向けて働きかけているところです。独自の条例制定の可能性については、他県の事例等を踏まえ、調査研究していききたいと考えております。

同じく(4)、特定妊婦の支援についてお答えいたします。

県では、支援を要する若年妊産婦等の特定妊婦が安心して生活を行うための相談支援や宿泊型居場所の提供等を行うこととし、10月から、本島中部圏域において、産前2か月から産後120日を原則とし、4世帯まで入居可能な宿泊型居場所を開始したところです。当該居場所の円滑な実施に向けて取り組む中で、市町村や関係機関と連携体制を構築し、困難を抱える妊産婦等への支援の充実を図ってまいります。

同じく(5)、ひとり親世帯の支援実績と拡充についてお答えいたします。

県では、ひとり親世帯等の生活の安定及び自立を支援するため、民間アパートを活用して就労や生活、子育て等を総合的に支援する、ゆいはあと事業を行い、事業開始から令和4年度までに290世帯を支援しております。また、好条件の転職等に役立つ資格取得支援を行い、令和4年度は26名が日商簿記3級を取得し、令和5年度からは新たに日商簿記2級の取得を目指す講座を開講しております。

県としましては、今年度実施する沖縄県ひとり親世帯等実態調査の調査結果も踏まえつつ、支援の拡充について検討したいと考えております。

3、高齢者福祉についての御質問の中の(1)、特別養護老人ホームの待機者数と整備計画についてお答えします。

令和4年4月1日現在、特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は800名となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、令和3年度から令和5年度までに、特別養護老人ホーム等1289床の定員増を計画しており、令和4年度末現在、331床整備したところです。令和5年度においては、480床の整備を予定しており、引き続き、市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく(2)、高齢者への補聴器助成制度の実施についてお答えします。

一般的に、加齢により難聴が進んでまいりますと、日常生活を送る上での不便や、コミュニケーションを取ることが難しくなるなどの影響が出てくるものと承知しております。また、国の研究機関において、補聴

器の使用による認知機能低下予防の効果の検証に取り組んでいると伺っております。

県としましては、その研究成果等を確認しつつ、必要に応じて他県とも連携しながら、高齢者に対する補聴器補助制度の創設等を国に対して要望することを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 2、教育行政についての中(1)、正規雇用の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、児童生徒数の推移、学級数の増減、定年引上げの影響などを踏まえ、今後の正規率改善に向けた小中学校正規率改善計画を令和5年9月に策定したところです。同計画においては、特別選考による採用などを加味し、新規採用者数をこれまでの350名から80名増の430名とし、令和12年度までに正規率を全国並みの90%台とする予定としております。

県教育委員会としましては、引き続き正規率の向上に取り組んでまいります。

同じく(2)、働き方改革推進課の具体的な取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、年度始めに実施した県内公立学校の全教職員を対象としたアンケートの結果等を踏まえて、私たちのピース・リスト2023と題した短期の取組目標を設定し、各学校へ周知したところであります。また、4月から市町村教育委員会や各校種の校長会、PTA等の関係団体と意見交換等を行ってきており、より実効性のある取組を推進するため、7月には沖縄県公立学校働き方改革推進本部を設置したところであります。今後、中・長期の取組目標も設定し、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(3)、教員業務支援員等の拡充についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の負担軽減を図るため、県立学校と市町村立学校に8月時点で、スクールカウンセラー132名、スクールソーシャルワーカー20名、教員業務支援員132名、学習支援員5名、ICT支援員6名、部活動指導員169名の配置等を行っております。引き続き、全国都道府県教育長協議会等を通して国に拡充を要望するとともに、国の補助制度等を活用しながら、さらなる配置拡充に取り組んでまいります。

同じく(4)、全国学力・学習状況調査の自校採点に

ついてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査には「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる」などの目的があります。このため本県では、調査後速やかに、児童生徒の学習状況を把握し、授業改善や児童生徒一人一人の学習指導等に資するよう、各学校に自校採点を依頼しております。一方、国においては、令和6年度から全国学力・学習状況調査に、児童生徒がタブレット端末に解答を入力するCBT化を順次導入する方針を示していることから、国の動向に応じて、自校採点等の在り方を見直してまいります。

同じく(5)、労働安全衛生委員会の設置状況等についてお答えいたします。

県教育委員会では、法令で定めのある全ての学校に労働安全衛生委員会を設置しておりますが、県内市町村立学校では、令和3年度の設置率が小学校で56.6%、中学校で59.5%となっております。勤務時間管理につきましては、県立学校では、勤務管理システムにより行っており、市町村立学校では、令和4年度は39市町村でICカードやタイムカード等を利用して教職員の勤務実態を把握しております。また、今年度、那覇市と連携して、国のメンタルヘルス調査研究事業に取り組んでおり、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 6、災害対策について。県道82号那覇糸満線の歩道復旧についてお答えいたします。

県道82号那覇糸満線の当該箇所については、擁壁の傾斜等に伴い、転落防止柵の倒壊や歩道舗装のひび割れ等が発生しております。応急対策としては、カラーコーンの設置及び歩道のひび割れ箇所へのモルタル充填等を実施しております。引き続き、対策工法等の検討を進め、早期復旧に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

[前門尚美 農林水産部長登壇]

○前門尚美 農林水産部長 7、漁業支援についての(1)、イマイユ市場の拡充と冷凍施設の建設についてお答えいたします。

イマイユ市場は、旧県漁連市場、糸満漁協市場及び水産公社市場の過去5年間における取扱量を基に、1日における最大取扱量47.7トン想定し、整備して

おります。令和4年10月の市場開設後、約1年間で最大取扱量を超える日はありませんでした。しかし、将来的に取扱量が増加した場合には、隣接地に市場を拡張して対応する予定としております。また、冷凍施設等の整備につきましては、関係者の要望を踏まえ、必要な支援を行ってまいります。

県としましては、市場関係者と連携しながらイマイユ市場の取扱量の増加に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 御答弁ありがとうございます。

まず最初に、食文化について伺いたいと思います。

島豆腐のHACCPの手引書の作成にも関わり、沖縄県食品衛生協会の専務理事をしておられる方が、1000日アチコーコー豆腐を食べ続けるというテレビを見ました。この方は、温かい豆腐を食べるのは日本では沖縄だけ、一人の島豆腐のファンとして、このままアチコーコー豆腐をなくしてしまうのは怖い。沖縄のアチコーコー豆腐を、一人でも多くの人たちに食べてほしいと訴えています。沖縄の食文化を愛する県民であれば、みんなが共有できると思います。手引書の作成に関わった方が、沖縄のアチコーコー豆腐をなくしてはならない、食文化を守っていきたくないと訴えています。

手引書の基準緩和をしていくために、豆腐業界の皆さんへの支援が必要でございます。県の取組について伺います。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

この豆腐を連続して食べられている方は、沖縄県の食品衛生にも携わっている方でございます。食品衛生というと、彼の言葉にもありますけれども、食中毒を出すというのが一番避けるべきことということで、この温かい豆腐に付着している菌が、55度を下回ると菌が増殖するというふうな特性を踏まえて、そういう実験の結果、論文等を踏まえて手引書を自ら作成されたというふうに伺っていますので、今後手引書の改訂等について相談があれば、食品衛生の視点で県のほうもアドバイスといいますか、意見交換等をしていきたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 先ほどの答弁ございましたけれども、この手引書の作成に関わってこられた石嶺さんが、手引書の基準はやっぱり厳しかったということ

を言っておられるわけです。今豆腐業界には、若い人たちが豆腐作りを継承していこうというふうにしていますので、この若い人たちがアチコーコー豆腐をずっと作り続けていこうということができるような、その環境をやっぱりつくってほしいというふうに思っています。そのためには、その手引書の基準緩和について、ぜひ支援を県としても進めていただきたいというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

副知事が、もしかしてアチコーコー豆腐を食べておられる照屋副知事が、一番分かっていらっしゃるんじゃないかな。同じ世代です。

○赤嶺 昇 議長 照屋副知事。

○照屋義実 副知事 昔から、幼いときからアチコーコー豆腐のファンでありまして、よく食べておりますけれども、たしか赤嶺政賢議員が国会で質問したことから、この件は表面化したと覚えておりますが、ぜひ沖縄の伝統食として継承していかれるように、部局を挙げて努めてまいりたいというふうに考えております。検討していきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 ぜひよろしくお願いいたします。

次に、子供の貧困対策について伺います。

子供の医療費の通院費を高校生まで無料にする市町村が、今全体の69%に達しております。少子化対策で助成対象を広げる自治体が増えております。国が少子化対策を進めていくということであれば、18歳までの医療費の無料化を国が責任を持って実施すべきであります。県が中学生までの無料化を実施したことは、高く評価をいたしております。さらに18歳までの医療費無料化に県民は大きな期待を寄せております。県としても実施することが求められておりますけれども、知事の決意を伺います。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

県内の状況につきましては、先ほどありました令和4年4月から中学校卒業まで制度拡大を行ったところで、市町村と連携しながら進めているところですが、今年の1月に、まだ18歳まで実施をしていない25市町村に、今後の意向について確認をしたところであります。そのうち21の市町村が、県が対象年齢の拡大を検討するのであれば、18歳までの拡大を検討する意向があるというふうな意見が出ておりますので、今後も引き続き市町村と意見交換を重ねて、それぞれの財政状況等も勘案しながら、しっかり丁寧に対応して

いきたいと考えています。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 ぜひよろしく願いいたします。

次に、ヤングケアラーの問題についてでございますけれども、ヤングケアラーの調査で今明らかになっているのは、児童生徒の学校生活や健康状態への課題を抱えていることや、貧困、ひとり親といった家庭の事情も抱えているということであります。医療や福祉に関わる皆さんとの連携や、市町村との連携も含めて具体的な支援につながるための体制づくりが必要でございます。見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

今御質問のとおり、支援に当たっては各機関と連携をしていくことが大変重要であると考えております。県では、この令和5年度から担当課であります青少年・子ども家庭課にヤングケアラー・コーディネーターを1名配置をしております。様々なヤングケアラーに関する調整を行う対応窓口としての機能を、このヤングケアラー・コーディネーターが担うこととしておりまして、例えば関係機関への相談支援の助言であったり、ヤングケアラーに関する研修の実施であったり、支援者団体との連絡調整、そういったことをヤングケアラー・コーディネーターを窓口として実施をしていきたいと思っております。また、まず県が主体として今進めておりますけれども、実際の支援につなげていくためには市町村においてのヤングケアラー・コーディネーターを配置していただくことが必要であると考えておりまして、市町村にはその取組を促してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 先ほど先生と児童生徒を対象にしたヤングケアラーの実態調査が行われているんですけれども、先生を対象にした調査の結果については、前に具体的な数字も出していただいたんですけれども、今度は児童生徒を対象にした調査が行われておりますけれども、これの具体的な数字も含めての中身についてもちょっと御答弁いただけますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 学校の教師等を対象としました調査につきましては、令和3年度に実施をいたしました。令和4年度は子供たち、小学校5年生から高校3年生までを対象とした調査を実施したところでございます。その結果、ヤングケアラーと思わ

れる子供が児童生徒全体の5.5%いるということが分かりました。その中でも特に、生活に何らかの影響が出ている、支援が急がれるという子供が1.8%、人数にしますと約2450人いるということが分かったという状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 これだけの子供がヤングケアラーというふうな状況になっておりますので、皆さん方がこの調査をした結果に基づいて、具体的な支援にやっぱりつなげていくということが非常に大事だというふうに思っております。その支援につなげていくための、先ほど少し答弁をいただいたんですけれども、もっと具体的な今後の皆さん方の課題と計画について、御答弁をお願いできますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時27分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 先ほどヤングケアラー・コーディネーターを中心として連絡調整を図ってきたいということをお話をしたところでございますが、それ以外にも現在、関係機関の職員等を対象にした研修であるとか、ピアサポート等、悩み相談の支援体制の構築であるとか、ヤングケアラー当事者の方々が悩みを共有し合えるオンラインサロンの設置、そういったことに取り組んでいるところでございます。この後ですけれども、現在ヤングケアラーの支援策の取組内容、現在実施しております取組内容とか、今後の方向性等につきましては、有識者等からの意見を聴取することを予定をしております。その中で、支援の指針や方針等の取りまとめについても検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 ぜひよろしく願いいたします。

それとやっぱり条例制定まで踏み込んでいくことが大切だというふうに思いますが、ぜひ今後の課題として検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 ヤングケアラーへの支援については、先ほど部長からも答弁がありましたとおり、まずヤングケアラーのコーディネーターを先行的に配置をさせていただき、そこでこれからのヤングケアラーへの様々な支援について検討を進めていくこととしておりますが、当然今後は、市町村へヤングケアラー・



コーディネーターを増員していくためには、まず県庁内においても適正な人員配置と体制の拡充を図るとともに、子どもの権利尊重条例を基本にして、どのような取組を進めていくか。これからまた、さらなる市町村の相談体制の強化に向けても、様々な専門家の方々とも意見を聴取していきたい。そして充実させていきながら、真にその必要な支援についての的確につなげていけるよう、子どもの権利尊重条例を基に進めていきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 ぜひ条例制定までつなげていくことができるように、よろしくお願ひしたいと思います。

あと教育行政についてでございますけれども、国は働き方改革のアンケート調査を実施しておりますけれども、その結果、教員の多忙化の要因になっている問題について伺いたいと思ひます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 多忙化の問題につきましては、特に長時間勤務と学校現場におけるその勤務環境が非常に厳しい状況になっているというふうな指摘を受けているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 皆さんが行ったアンケート調査の内容を見ましたけれども、やっぱり中学校での多忙化の要因の一つに全国学力テストが入っています。教員の皆さんから、学力テストの自校採点・入力業務が大きな負担になっているとの訴えであります。その解決策について、県としても検討していく必要がありますし、国にも申入れをやっていくことが必要だというふうにお願ひしておりますけれども、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

答弁でも申し上げましたが、文部科学省が令和6年度から全国学力学習状況調査に順次CBT化を導入する方針を示しておりますので、国のCBT化に伴い、県においてもウェブシステムの改修を進めてお願ひして、自校採点の簡素化等も含めて、入力作業の廃止等も含めて検討してまいりたいと思ひます。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 皆さん方のアンケート調査の中でも、それ以外にも部活動、各種調査、環境整備等の業務が多忙化の中身として上がってきております。教員の多忙化を解消するための、そういう各種業務の

改善のための支援員の配置をしっかりと進めていくということが必要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 御指摘のとおり様々な課題がございますので、答弁で申し上げました、様々なまた学校における支援員の配置等を推進することによりまして、業務の負担軽減に取り組んでいきたいと思ひております。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 アンケート調査の結果出てきた課題を解決するための今後の取組が、非常に重要になってくるというふうに思ひます。そのアンケート調査の結果に基づいて、皆さん方が今後どのようにこの課題を解決していこうという計画であるのか、その内容をちょっとお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

今回、県内公立学校全教職員からのアンケート結果を基に設定をしました、業務改善の取組目標であります私たちのピース・リスト2023には、取組事項、それから設定の理由、改善に向けたアプローチ、設定主体等を記してあります。その一つ一つの取組事項、私たちの描く学校における働き方改革のワンピース、一部分と捉えて、その一覧に今回ピース・リストというタイトルをつけております。関係者一人一人が、その取組事項を私ごととしてしっかりと受け止め、その役割と責任の下、それぞれの取組を着実に進め、ピースをつなぎ合わせていくことで、学校における働き方改革は描かれていくものというふうに捉えております。

市町村教育委員会や保護者、地域社会とも連携、協力して取組を推進し、教職員が働きやすく、働きがいを実感できる環境整備に努めてまいりたいと思ひます。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 教職員組合も、教育現場でアンケート調査を行っています。教職員の皆さんからの声として出てきているのが、教職員の採用を増やしてほしい、多忙化で病気休職者が多い、魅力的な職場でなければ教員希望者は増えない、教育予算を増やしてほしいとの意見が寄せられております。やっぱり現場の要望や要求と、真正面から向き合って解決していくということが、とても今大事だというふうに思ひます。そこに対する教育長の、今後の取組に対する決意を再度お聞かせ願ひますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 現在学校現場においては、教職員の長時間勤務やメンタルヘルス等の課題が深刻な状況でございます。そのような中で、次代を担う子供たちの健全な育成を図っていくためには、それを担う教職員の皆さんが心身ともに健康でなければならないというふうに思います。

県教育委員会としましては、引き続き、学校の働き方改革やメンタルヘルス対策、教職員の本務率の改善や代替教員の確保等を推進し、教職員の皆さんがやりがいの持てる教育環境づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 ぜひ教育現場の多忙化の問題は今、大変深刻な状況になっておりますので、やっぱり子供たち一人一人と向き合って教育が実践できるような、そういう環境をやっぱりつくっていかなくてはならないというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

あと最後に、南洋群島のサイパン、テニアンとの交流事業、姉妹都市提携について伺います。

南洋群島のサイパン、テニアンとの交流事業、姉妹都市締結についても、ぜひ積極的に進めさせていただきたいというふうに思います。沖縄で、ソテツ地獄と言われていたときがあって、食べ物もなく困窮してサイパン、テニアンに渡って、農業や漁業をやって命を助けられたということを聞いてきました。私の父もその一人でございますけれども、南洋群島は沖縄と環境が似ております。沖縄と交流が進めば、農業や漁業も発展する可能性があります。また多くの沖縄県民が、南洋群島で亡くなっております。私の2人の姉もサイパンで亡くなっています。二度と戦争を起こしてはなりません。そのためにも南洋群島での平和外交を進めていくことは大事です。知事の決意を再度お聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城 デニー 知事 先ほども申し上げましたが、南洋群島、サイパン、テニアン、ロタ、ヤップなどなど、そういう島々には戦前から沖縄県民が多数移住をし、そこで現地の方々と交流をしながら、生活を営み、そして戦争の影が近づいてきた頃には南洋から引き揚げてこられたという方々も大勢いらっしゃるという、そういう、つらいのですが、非常に県民がつながってきた南洋群島との温かい歴史を持っているものと思います。議員御案内のサイパン、テニアンとの姉妹都市締結などについても、現在パラオ共和国と水産技術に関するMOUを締結をさせていただいて、その技術

指導などにも協力をさせていただいておりますし、今後南洋群島、サイパン、テニアンなど、そういう島々と沖縄がさらに絆を強くしていくために、どのような締結ができるのかということをしっかり検討してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 ぜひよろしくお願ひいたします。

沖縄県民は、戦争で多くの人たちが命を失いました。再び戦争をさせてはなりません。県民の譲ることのできない平和への思いです。知事は県民のこの思いに応えるために、県に地域外交室を設置して、平和外交に全力を挙げるとともに、沖縄の現状を直接国連に訴えています。県民は大きな評価をし、期待をしています。基地のない平和で誇り豊かな沖縄の実現に全力で取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

ぜひよろしくお願ひします。質問を終わります。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後4時0分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

上里善清議員。

[上里善清 議員登壇]

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時1分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上里 善清 議員 一般質問する前にちょっと所見も述べてみたいと思います。

沖縄県知事というのは、この沖縄の抱えている問題を、いつも国との対峙があるということで大変な職務だなというふうに私も思います。そもそも、この基地の問題、これは国際法のハーグ陸戦条約に違反してアメリカが占領地で基地を造ったという背景があります。これ国際法違反なんですよ。それを老朽化したから、代わりの基地を差し出せという理論自体が私は間違っていると思います。そもそもSACO合意もおかしいです。県内に移設が条件というのも、おかしいです。これは日本、安全保障を考えるのであれば、日本全体で考える問題であって、沖縄だけに押しつける問題ではありません。今回の知事の国連演説も、沖縄の大多数の意見を代弁していただいて、大変感動しております。ひとつ頑張ってください。

通告に従って一般質問します。

## 1、知事の政治姿勢について。

(1)、麻生太郎自民党副総裁が、台湾海峡の平和と安定には抑止力を機能させる軍備増強と戦う覚悟が求められると述べております。中国を敵視するプロパガンダであり、危機を誘発する意図的な発言で、看過できない。知事の見解をお伺いします。

(2)、沖縄県は全国に先駆けて、1998年から戦争遺跡詳細分布調査を実施しています。戦争遺跡が果たす役割は大きく、保存・活用すべきと考える。以下のことについてお伺いします。

ア、県認定の遺跡は何か所あるのか。

イ、保存状況と活用の取組についてお伺いします。

(3)、政府は、県内に土地利用規制法を区域指定した。今回指定された南城市の久高島は私有地ではなく、区の所有となっている。古謝南城市長も、不正な土地利用、機能阻害行為が行われることはあり得ないと議会で答弁しております。同法に対する県の認識と、国へ過度な規制の見直しを求めるべきだと考えますが、県の見解をお伺いします。

2、沖縄振興関係予算は、沖縄の歴史への償いの心に基づき、国の責務としてスタートしております。基地の過重負担を背負う歴史的、社会的な特殊事情や、地理的、自然的な条件の不利性を踏まえ、沖縄の経済自立と本土との格差是正を目的としている。しかし、来年度の概算要求予算に防衛体制強化の予算が組み込まれる可能性があり、本来の目的である趣旨に反していると言わざるを得ません。以下のことについてお伺いします。

(1)、政治姿勢と予算額がリンクしていると思えますか。

(2)、内閣府による一括計上方式のメリット、デメリットについてお伺いします。

(3)、県を飛び越えて市町村へ予算配分することについて、どう思ってお伺いします。

(4)、来年度の概算要求予算2920億円の評価についてお伺いします。

## 3、脱炭素化の取組について。

(1)、グテーレス国連事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと表現した。世界各地で起きる自然災害を見ると、人類の最重要課題であると認識します。県も、2030年再生可能エネルギー比率を18%及び挑戦的目標26%としています。脱炭素化に向け、目標を掲げ取り組む必要があります。以下のことについてお伺いします。

ア、島嶼県沖縄の今後の温暖化防止対策事業費の予算獲得目標についてお伺いします。

ウ、沖縄電力の各分野（再エネ）の目標構成比率についてお伺いします。

エ、プラスチックのリサイクル工場の建設についてお伺いします。

## 4、農林水産業について。

(1)、ロシアのウクライナ侵攻の影響や異常気象による自然災害が農業に打撃を与え、食料安定供給に懸念が出ている。日本の食料自給率の低い現状を考えると対策が急がれます。農林水産省も農業基本法を改正することになりました。沖縄も今回の台風6号被害を教訓に、自給率向上の取組を再興する必要があります。以下のことについてお伺いします。

ア、就農者数の推移（10年）と新規就農者支援策について。

イ、主食、副食の自給率の推移（10年）と県の目標についてお伺いします。

ウ、農業強化の取組と支援策について。

エ、漁業従事者の推移（10年）と新規漁業者支援策について。

オ、水産物水揚げの推移（10年）と県の目標について。

カ、水産業強化の取組と支援策について。

## 5、琉大病院跡地利用について。

(1)、跡地や建物について、3つのゾーンに分けて利用する3分割案が有力となっています。地域の発展に寄与することなので、当時の地権者は喜んで土地を提供した経緯があります。移転は残念ではあるが、地域の声と西原町の意向も酌み取った計画にしていきたい。以下のことについてお伺いします。

ア、建物をそのまま活用した琉大薬学部設置の検討はしているか。

イ、滞在型医療施設の誘致を図り、アパート空洞化を防ぐ取組はどうなっているか。

## 6、教育行政について。

(1)、子供たちの豊かな学びを保障するためにも、教職員の働き方を根本から改善することが不可欠であります。学校現場での現状及び課題改善についてお伺いします。

イ、中学校・高等学校の35人学級実現について。

ウ、教員の働き方改革の取組について。

(7)、教員、学校運営をサポートする人材の確保について。

(1)、教育（DX）の推進状況について。

(ウ)、業務の精選状況について。

(2)、高校生出前講座に参加し生徒からの意見を拝聴し、議員としての取組が必要であることに気づかさ

れております。要望の多く出た件、2件についてお伺いします。

ア、全ての生徒が利用できる県立学生寮を造っていただきたい。

イ、自転車専用道路の整備をしていただきたい。学校から半径5キロ圏内ですね、理由は通学に自転車を利用したいということでありました。

ひとつよろしくをお願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 上里善清議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢について御質問の中の(1)、麻生副総裁の発言についてお答えいたします。

去る8月の台湾における自民党の麻生副総裁の発言は、報道等で承知しております。

沖縄県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備の拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。日本政府は、アジア太平洋地域におけるさらなる発展と安定を維持するために、抑止力の強化だけではなく、域内における緊張緩和と信頼の醸成をさらに促進することを目指すべきであると考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 1、知事の政治姿勢についての中の(2)のア、戦争遺跡についてお答えいたします。

1の(2)のアと1の(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県教育委員会が平成10年度から平成17年度に実施した分布調査で、1077か所の戦争遺跡を確認しております。

県教育委員会としましては、文化財保護法の趣旨に基づき、戦争遺跡の所在する市町村が主体となって保存や活用を図る必要があると考えており、文化財指定を促す文書を定期的に発出するなど、引き続き市町村教育委員会に助言してまいります。

続きまして6、教育行政についての中の(1)のイ、中学校・高等学校の35人学級実現についてお答えいたします。

県教育委員会では、中学校については、令和3年度から全ての学年で35人学級を実施しております。高

等学校につきましては、35人学級実現などの教職員定数の改善について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望しているところであります。

同じく(1)のウ(ア)、教員、学校運営をサポートする人材の確保についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の負担軽減を図るため、県立学校と市町村立学校に、8月時点でスクールカウンセラー132名、スクールソーシャルワーカー20名、教員業務支援員132名、学習支援員5名、ICT支援員6名、部活動指導員169名の配置等を行っております。引き続き、全国都道府県教育長協議会等を通して国に拡充を要望するとともに、国の補助制度等を活用しながらさらなる配置拡充に向けて取り組んでまいります。

同じく(1)のウ(イ)、教育DXの推進状況についてお答えいたします。

各学校においては、クラウド環境下における1人1台端末を活用したAIドリルやオンライン学習システム等を導入し、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた授業改善に取り組んでおります。校務の効率化に関しては、自動採点システム等の運用や、ICT支援員を活用した各種端末の設定、ソフトウェア操作等の校内研修を実施しているところです。

県教育委員会としましては、今後も教育DXを推進し、ICTを活用した授業改善と教職員の負担軽減を図ってまいります。

同じく(1)のウ(ロ)、業務の精選状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、年度初めに実施した県内公立学校の全教職員を対象としたアンケートの結果等を踏まえて、私たちのピース・リスト2023と題した短期の取組目標を設定し、各学校へ周知したところであります。また、4月から市町村教育委員会や各校種の校長会、PTA等の関係団体と意見交換等を行ってきており、より実効性のある取組を推進するため、7月には沖縄県公立学校働き方改革推進本部を設置したところであります。今後、中・長期の取組目標も設定し、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(2)のア、県立学生寮の設置についてお答えいたします。

県教育委員会では、離島などの通学が困難な地域から安心して学習や生活ができるよう、高校併設寄宿舎11寮と離島児童生徒支援センターを設置・運営しているところです。離島児童生徒支援センターにおいては、空き室がある場合、本島内に居住する生徒であっ

ても、特例で入舎を認める場合もあります。引き続き、生徒が安心して学業に励むことができるよう、教育環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(3)、重要土地等調査法に対する認識等についてお答えいたします。

沖縄県においては、既に広大な米軍基地が県土の有効利用を阻害していることに加え、注視区域等の指定によって、社会経済活動の支障や県民の基本的な人権の侵害が生じることは決してあってはならないと考えております。そのため、去る6月12日、国に対して指定の区域は真に最小限度とすることなどを求める意見書を提出したほか、関係大臣の来県の際など、機会あるごとに同様の趣旨の要望を行っているところであります。

県としては、県民の人権や行動が過度に制限されることはあってはならないと考えており、引き続き同法の運用を注視してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 2、沖縄振興関係予算の趣旨についての(1)、政治姿勢と予算額のリンクについてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法の目的については、第1条において、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、特別の措置を講ずることにより、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とすると規定されております。このことから、沖縄振興予算については、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に資する予算が措置されるものと考えております。

同じく2の(2)、一括計上方式のメリット、デメリットについてお答えいたします。

沖縄振興予算は、各省庁の予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上する仕組みとなっており、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画に掲げた各種施策を、総合的かつ計画的に推進するため設けられております。一括計上方式のメリットは、各省計上方式と異なり、内閣府沖縄担当部局へ一括して国庫要請を行うことができることや、政府予算案の決定を受けた後、県の予算編成へ迅速に反映させることができること等が上げられます。一方で、他県にはない独自の仕組みであることから、県内外の方々に、沖縄県が優遇され

ているとの誤解を生じさせるデメリットの面もあると考えております。

同じく2の(3)、県を飛び越えて市町村へ予算配分することについてお答えいたします。

国から直接市町村へ交付される予算としては、ソフト交付金を補完し、機動性を持って迅速・柔軟に対応すべき市町村等の事業に対して、国が補助する沖縄振興特定事業推進費があります。

同推進費について様々な御意見があることは承知しておりますが、県としては、市町村がソフト交付金と併せて同推進費も効果的に活用し、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げた諸施策の着実な展開が図られるよう、引き続き市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 2、沖縄振興関係予算の趣旨についての(4)、概算要求額に対する評価についてお答えいたします。

内閣府が行った令和6年度沖縄振興予算の概算要求については、観光関連事業に係る経費が新たに盛り込まれたほか、沖縄振興一括交付金や、クリーンエネルギーの導入促進に係る経費等が増額要求されました。しかしながら、内閣府の概算要求額2920億円は、沖縄県が要望した3000億円台に届かなかったことに加え、沖縄振興一括交付金についても、沖縄県及び市町村が求めてきた所要額とは大きくかけ離れたものとなっております。

次に5、琉大病院跡地利用についての(1)のイ、跡地利用の検討状況についてお答えいたします。

琉球大学が設置する琉球大学上原地区キャンパス跡地利用推進協議会において、沖縄総合事務局、沖縄県、西原町などが参画し、大学病院周辺地域を含め跡地利用計画について協議が行われております。同協議会においては、これまで跡地の利活用に係る民間事業者等への意向調査や類似の大規模用地活用事例等の説明がありました。跡地利用推進計画の策定に向けて、引き続き、地元等の要望も踏まえ、同協議会で検討されるものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

[多良間一弘 環境部長登壇]

○多良間一弘 環境部長 3、脱炭素化の取組についての(1)のア、温暖化防止対策に係る予算についてお答えいたします。

県では、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、2030年度までの中期目標として、県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で31%削減することを掲げています。

県としましては、同目標の達成に向けて再生可能エネルギーの導入拡大や運輸部門の低炭素化など、同計画で掲げた150の施策を着実に実施するため、担当部局において必要な予算の確保に努めてまいります。

同じく3の(1)のエ、プラスチックのリサイクル工場の建設についてお答えいたします。

令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、市町村が再商品化事業者と連携してプラスチックごみの再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、市町村においてプラスチックごみのリサイクルに取り組みやすい制度が設けられたところであります。

プラスチックの再資源化は、焼却するごみの減量化による二酸化炭素の排出抑制につながることから、県としましては、市町村とも連携し、同制度を活用するなど、プラスチックの再資源化の推進に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 3、脱炭素化の取組についての(1)のウ、沖縄電力の再エネに関する目標構成比率についてお答えします。

沖縄電力は、2050年度カーボンニュートラルの実現に向けた取組のロードマップを策定しております。同ロードマップにおきましては、2030年度のCO<sub>2</sub>排出量の目標を2005年度の30%減に設定しており、その目標達成のため、再エネ主力化を1つの柱として掲げております。

県としましては、沖縄電力と締結した2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定に基づき、県が掲げる2030年度の再エネ電源比率の意欲的な目標18%の実現に向け、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

[前門尚美 農林水産部長登壇]

○前門尚美 農林水産部長 4、農林水産業についての(1)のア、就農者数の推移と新規就農者支援策についてお答えいたします。

本県における令和2年の農業従事者数は、1万3288人となっており、平成22年の2万318人と比較して、7030人、34.6%減少しております。そのた

め、県では、新規就農者に対する支援策として、就農相談体制の整備や農業施設等の導入、就農準備資金や経営開始資金の交付等の支援を行っております。その結果、新規就農者数については、年間300人の目標に対し、過去10年間の平均で年間303人となっており、一定の成果を上げているものと理解しております。

同じく(1)のイ、食料自給率の推移と目標値についてお答えいたします。

本県の食料自給率は、直近10年間で約30%前後で推移しております。また、令和13年度の食料自給率の目標値をカロリーベースで45%と設定し、各種施策に取り組んでいるところであります。

なお、食料自給率の向上には生産量の拡大が必要であることから、県としましては、引き続き、①、経営感覚に優れた担い手や多様な新規就農者の育成・確保、②、自然災害や気象変動に対応した耐候性ハウス等の整備、③、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤整備などの各種施策の取組により、食料自給率の向上に努めてまいります。

同じく(1)のウ、農業振興の取組と支援策についてお答えいたします。

県では、亜熱帯海洋性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減対策、生産基盤の整備などに取り組んでいるところであります。これらの取組により、近年、農業産出額は1000億円前後で推移しており、おきなわブランドとして定着した冬春期の施設野菜や肉用牛など、着実に成果が現れております。

県としましては、各種生産振興対策による経営規模の拡大や、スマート農業の推進等による生産性の向上など、事業継続や経営安定対策の強化に努めてまいります。

同じく(1)のエ、漁業就業者の推移と新規漁業者支援策についてお答えいたします。

漁業センサスによると、本県の漁業就業者数は、平成20年の3929人に対して、平成30年には3686人、6.2%の減少率となっております。また、新規漁業就業者数は、年間170人の目標に対し、過去10年間の平均で年間140人となっております。県では、水産業を支える人材の確保・育成のため、沖縄県地域漁業担い手確保・育成支援協議会等において、国の漁業人材育成総合支援事業を活用した長期研修等の支援に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、漁業関係団体等と連携

し、新規漁業者への支援に努めてまいります。

同じく(1)のオ、漁業生産量の推移と県の目標値についてお答えいたします。

農林水産統計年報によると、本県の漁業生産量は、平成24年～令和2年まで、約3万～4万トンの範囲で推移しており、令和3年の漁業生産量は3万8978トンとなっております。県では、令和4年12月に新・沖縄21世紀農林水産業振興計画（まーさん・ぬちぐすいプラン）において、計画目標の実現に向けたアクションプランを策定しております。同振興計画に基づき、漁船漁業及び養殖業の振興に取り組むことで、令和6年には4万300トンを目指しております。

同じく(1)のカ、水産業強化の取組と支援策についてお答えいたします。

県では、沖縄型のつくり育てる漁業や資源管理型漁業の振興等の取組として、県産ウニ復活プロジェクト事業やサンゴ礁漁業におけるSDGsブランド化推進事業等の実施により、水産業の強化を図っているところでもあります。そのほか、生産性を高める基盤整備の高度化や地域資源を有効活用した取組として、水産業構造改善特別対策事業や漁業再生支援事業などにより共同利用施設等の整備や漁場の生産力向上への支援を行っているところでもあります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

[糸数 公 保健医療部長登壇]

○糸数 公 保健医療部長 5、琉大病院跡地利用についての(1)のア、薬学部設置の検討についてお答えします。

琉球大学病院を含む上原地区キャンパスの跡地利用については、現在、琉球大学が設置する上原地区キャンパス跡地利用推進協議会において協議が行われております。県は、今年度開催された同協議会において、現医学部の建物については、建築基準法の新耐震基準を満たしており、施設の有効活用の観点から、跡地利用の候補の一つとして、県立国公立大学薬学部設置の提案を行っております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 6、教育行政についての(2)のイ、自転車通行空間の整備状況についてお答えいたします。

県では、自転車が安全・安心・快適に通行することを目的として、自転車通行空間の整備を行っておりま

す。県管理道路における自転車通行空間の整備状況については、各市町村が地域の実情に応じて策定する自転車ネットワーク計画等に基づき、名護本部線ほか7路線で整備を行っております。

県においても、令和5年3月に自転車ネットワーク計画等を策定しており、引き続き、各市町村と連携して、自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 ちょっと休憩しましょうね。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時36分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上里 善清 議員 再質問いたします。

答弁ありがとうございました。

知事の政治姿勢の(3)についてなのですが、6月12日に国に対して要請したということですが、この今指定されているところは新聞上では39か所で、後々、軍事施設については指定するという流れになると思うのですが。この39か所について、具体的にどこそこがちょっとおかしいんじゃないかという意見は載りましたか。これについて、ちょっと説明してください。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほども答弁を申し上げたところなんですけれども、去る6月12日に国に対して、指定の区域を真に最小限とするなどを求める意見書は提出しておりますが、個別の区域について、ここがこうおかしいというような要望はしていないというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 現実には、久高島のほうは個人所有でなくて区の所有という形になっているので、これは指定するにはちょっとおかしいんじゃないかと、市長自体もそのように認識を持っているわけですよね。このように具体的に要請しないと、国は何もやってくれないと思いますよ。この辺どうですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県の立場としましては、具体的な土地の利用状況とか所有者とかということまで把握できる状況にはないので、なかなか個別の、この土地についてはおかしいということまでは、今のところ言うことが難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 もうよろしいです。

あと、沖縄関係予算なんですけど、確かに仲井眞さんが辺野古承認したときに3700億ぐらいでしたかね——だったと思いますが、それ以降どんどんどんどん減らされるということになっています。その後、辺野古容認するわけにはいかんという知事が誕生したということで、私は予算を、金の面で首を絞めてきているというふうに今認識しているんですよ。この一括計上の経緯を見ると、山中貞則さんが、償いの心でこの一括方式を決めたという経緯もあって、沖縄の経済自立が目標であったわけですよ。最近、それからちょっとかけ離れているような気がしてならないんですよ。その辺についての認識はどうですか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 一括計上方式については、昭和47年に沖縄開発庁が設置された際に導入されております。その背景については、平成19年3月の参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、高市早苗沖縄担当大臣が、沖縄振興計画に沿って効果的・効率的に事業を確実に進め関係する事業を全体的に把握すること、事業相互間の進捗調整を行うこと、振興計画に沿って着実に振興しているかのフォローアップもしていないといけない、こういった事情から一括計上していると答弁しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 じゃあ来年度の予算ですが、年末にかけて折衝すると思うんですけども、2920億を丸々うのみにするんじゃなくて、県の意向としてどれくらいの金額を折衝でやるつもりですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 沖縄県としましては、年末の予算編成に向けて、先日、自見沖縄担当大臣がお見えになったときも、概算要求額以上の予算の確保、加えて沖縄振興一括交付金も増額確保をということでお願いしたところでございます。引き続き、関係要路に対して、さらなる増額に向けて要請等を行っていきたいと思います。具体的な金額というのはすぐには申し上げられませんが、概算要求前の沖縄県の試算では、内閣府の沖縄振興概算要求可能額が3200億円程度、概算要求可能だということで試算しておりましたので、その数字も含めてこれから協議をしていきたいと思っております。

ただ、もう一点、補正予算編成も予定されているということですので、そこも含めていろいろ協議を詰め

たいというふうに考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 各市町村、やりたい事業が今でなくて非常に困っているわけですよ。この市町村の意見というの、国に対して全面的に押し出していきたいというふうに……。ぜひ頑張ってください。

後は脱炭素化の取組なんですけれども、予算獲得の目標というのを持たないと、この30年で18%、挑戦的目標26%と言っているんですけど、これ数字の羅列になるんじゃないですか。ちゃんとこれぐらいのものを獲得して、こういうものにこれだけの予算を投入しますという目標を持たないと、これただ、数字だけの目標になりますよ。ここの意気込み、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 地球温暖化防止対策に係る施策につきましては、先ほども答弁しましたけれども、地球温暖化対策実行計画におきまして150の施策を位置づけているところでありまして、これを実施するものはそれぞれ各所管する部局において実施していくこととなりますので、それぞれの担当部局におきまして、必要な予算額の確保が図られるものというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 沖縄は、多分ソーラーが主になると思うんですよ。ソーラーを中心に考えた場合、果たしてどれだけの予算が必要なのか。特にソーラーというのは、安定供給電源じゃないということで、業者の話によると、やっぱり蓄電しないとどうしようもないということなんです。蓄電池を家庭に入れるとしたら、今大体100万円ちょっとぐらいかかるらしいんですよ。各家庭が100万をかけて、これできないですよ。どうしてもこれ行政の支援が必要になるはずですよ。その辺について、どのように思っていますか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県では、令和4年度から、離島におけるエネルギーマネジメントシステムを活用した再エネ導入拡大を目指す、第三者所有モデルの太陽光発電事業者への太陽光発電設備や蓄電池等の導入に係る補助を行っております。第三者所有モデルの太陽光発電事業におきましては、このように太陽光発電と併せまして、蓄電池の導入支援を行っているところですが、現在、今後に向けて、本島につきまして各省庁補助金の活用と併



せて、新たな支援事業のスキームを検討しているというところでございます。

具体的には、各省庁補助金等の獲得に向けまして、新たに再エネ導入に係る予算の活用について、環境省と意見交換を行っているところでございます。

県としましては、2050年脱炭素社会の実現に向け、今後の新たな事業展開において、さらなる予算確保を図っていく必要があると考えていますので、再エネ関連事業者や内閣府等と引き続き、意見交換を行いながら必要な予算確保に取り組んでまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 この目標を達成するためには、一説には10年で2000億くらいは間違いなく必要だということなんです。今期は18億か19億くらいでしたよね、たしか。再エネの予算は20億前後でしたよね。これからすると年間200億くらいは獲得しないと、この脱炭素の目標というのは達成できないんです、現実的に。これ、よく計算して国に求めるべきだと思うんですけども、この意気込みだけ聞かせてください。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

最新の再生可能エネルギー電源比率を申し上げますと、2021年度末時点で11.1%、対前年度比で2.9%増となっております。この最新の再エネ電源比率の結果を踏まえた場合の、県が掲げる2030年度再エネ電源比率の意欲的な目標18%につきましては、すでに技術が確立し、今後も主力となることが見込める太陽光発電のみで達成すると仮定した場合、必要な事業費は民間投資を含めて1600億円というふうに試算されてございます。これまで答弁申し上げましたところで言いますと、2020年末の再エネ電源比率8.2%に基づきまして申し上げておりました、2300億円ということでこれまで御答弁申し上げてまいりました。現時点の11.1%の比率で行きますと、1600億円程度ということになります。今後新たな事業展開において、さらなる予算確保を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 これは強力に国に要請すべき事項だと私は思います。

後行きます。琉大病院について、町の意向としては琉大の薬学部の設置をしていただきたいと。あと、あの地域というのは、学生アパートがほとんどなんです。ほとんどと言ったらおかしいんですけど、それ

を目的にアパートを造られているんですよね。その学生さんがいなくなったら、私たちどうなるんですかと、非常に今不安に思っているわけですよね。これを埋めるためにも、何か滞在型の医療施設等とか、その辺を誘致したら、それに伴う職員が出てきますので十分可能じゃないかと思えますけれど、その辺どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 今、琉球大学病院の跡地利用につきましては、琉球大学が中心となってつくっております上原地区キャンパス跡地利用推進協議会で、関係者間で協議が行われているというところがございます。

県としましては、先ほど申し上げました、薬学部の設置等も提案の一つとして上げているところですが、今後の議論についても注視をしていきたいと思えます。

すみません、先ほどの上里議員に対する答弁の中で修正がございますので、よろしく申し上げます。

正しくは、県内国公立大学薬学部設置と発言すべきところを、誤って、県立国公立大学薬学部設置と発言してしまいましたので、おわびをして訂正をさせていただきますと思います。どうも申し訳ございませんでした。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 最後に、高校生の出前講座で要望があった学生寮なんですけれども、KBCというところに行ったんですが、名護から通っている子がいますして、1日3000円くらいのバス賃がかかると。1か月に計算すると約7万くらい行くわけですよ。そのことを考えると、みんな平等に入る権利があるんじゃないかと、その子が言っているとおりなんです。この辺について、誰か答えられますか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

群星寮は、高校のない離島出身の生徒のために、関係市町村と協議により策定した選考要領等に基づき、これまで入寮者を決定してきております。この専修学校の高等課程等の生徒も対象とするというふうな御提案ですけれども、これ関係市町村の意見も踏まえて検討していきたいと——みたいと考えております。

○上里 善清 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ちょっと休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時53分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上原 快佐 議員 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

上原快佐でございます。

本日は10月10日ということで、79年前に10・10空襲があった日でございますけれども、その10・10空襲のときには、那覇市の約9割が焼失されたとしております。その10・10空襲にちなんでというか、戦後、本土復帰の前年1971年に、当時の那覇市長であった平良良松市長が、この10・10空襲の日を那覇まつり、那覇大綱挽の日に制定したわけですが、その意味合いとしては、10・10空襲で焦土と化したこの那覇の復興を象徴して、平和への思いを新たにしている行事として、これをつくったわけです。一昨日の8日に那覇まつり、大綱挽が行われましたけれども、約2万人の方が参加されて、久しぶりにこの4年ぶりに制限なしの大綱挽が行われまして、デニー知事も御参加いただいたということで、ありがとうございます。制限なしのこのような那覇大綱挽、関係者の皆様が御尽力されたことを心から感謝を申し上げたいと思います。

先ほど平和の象徴としての那覇大綱挽と申し上げましたけれども、この復興のシンボルとしては、戦後復興のシンボルとして、奇跡の1マイルとされた国際通りもありますし、また、県民の台所として、那覇市民だけではなくて多くの県民に親しまれた農連市場があるわけですね。まず、この農連市場についてですけども、確認します。この農連市場のバス乗降場については、これは県有地で、県が無償で那覇市に貸して那覇市に運用をしていただいているという認識でいいのか、確認をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 パレットくもじ前交差点や県庁前などにおいて、貸切りバスの乗降に伴う駐停車を起因とした交通渋滞が課題となっておりましたので、その課題を解消するために、県と那覇市の共同事業ということで実施しております。具体的には、県は県有地を無償貸与、那覇市において貸切りバスの乗降場の整備・運営を行うものとなっております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ありがとうございます。確認で

きました。

それでは(1)、まずこの農連市場のバス乗降場の年度ごとの利用実績と課題についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 貸切りバス6台分の乗降スペースとして、那覇市が令和2年3月から供用を開始しております。元年度からの実績ということで、令和元年度が9件、令和2年度が6件、令和3年度が12件、令和4年度が25件、令和5年度は8月までで67件となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 今、利用実績、これ年間なんですよね。年間6台とか12台とかって、ほぼ利用されていないということに等しいと思うんですけども、近年、令和5年はコロナも明けて、67台という実績ですけども、これまだ年間なんですよ。これ月ごとの表を持っているんですけども、14台とか13台とか、多くても二十数台です。この利用実績について、所管の部長の見解をお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 供用開始時期がコロナ禍と重なったことによる、乗降場自体の認知度不足、スペースが限られていることから、長時間の駐車を防ぐ高めの料金設定としたことで、利用が低迷していることがあったものと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 そうなんです。今、部長がおっしゃられたように、短い駐車時間の割当てとこの料金があまりにも高過ぎるということで、なかなかこのバスの乗降場、利用が進まなかったんですけども、ただ今月の1日から運用改善されたというふうに聞いたんですけども、その概要をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 令和4年度まで利用が低迷していることを受けまして、沖縄県から那覇市に呼びかけを行い、利用促進について意見交換を行いました。また、那覇市において、バス事業者や旅行会社に対し、利用促進に向けたアンケート調査を実施したところです。県との意見交換、バス事業者等からのアンケート調査結果を踏まえまして、那覇市において今月1日から利用時間について、従来、午前10時～午後8時までであったところ、午前8時半～午後10時までに利用時間を延長し、利用料金について、従来、入庫後20分は無料、それ以後20分ごとに1000円であったところ、入庫後30分は無料、それ以後30

分ごとに500円と見直し、運用改善を図ったところ  
あります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 大分、運用の仕方が変わるとい  
うことですが、ただ、私もこの運用改善された  
後に見に行っているんですけども、何度か、祝日も  
平日もですけども。バス1台も止まっていなかつた  
ですよ、改善されたにもかかわらずですよ。今後もし  
かしたら、効果は出てくるかもしれないですが、  
ただ、運用改善で結果が伴わない場合っていうのは、  
これは再度見直しをしていかなければならないと思  
うんですけども、今後、那覇市と定期的にこの運用  
状況というのを確認しつつ、見直し等を行う必要があ  
ると思います。また、今現状、数値目標というか、運  
用率みたいなものが、目標設定が恐らくないと思うん  
ですけども、目標設定があったら、年間この12台  
とか25台とかという数字にはならないと思いますの  
で、その数字の目標も含めて、今後の県の取組につ  
いて伺います。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 渋滞緩和対策と  
して、那覇市におきまして、いわゆる乗降場としての  
うれんプラザ横に乗降場を設置、また貸切りバスの待  
機場として明治橋周辺に20台くらい設置しておりま  
して、機能分担を図っているというところではありま  
すけれども、今般、乗降場のみならず、一定期間の駐  
車も可能にして利便性を高めようというところで、利  
用料金とか時間を見直したというところでもあります。  
引き続き、那覇市と定期的な意見交換を実施すると  
ともに、今回関係事業者にも、県と那覇市のほうで意  
見交換を行っておりますので、そういった情報収集を引  
き続き進めながら、那覇市と連携しながら利用促進  
に取り組んでまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ぜひ、那覇市と定期的にこの運  
用状況を見直ししながら、今、部長の答弁では答え  
られていなかったんですけども、この目標数値という  
ものもしっかり設定して、この運用状況というのを逐  
次見守っていただいて、もし必要があるならば、その  
都度運用を改善していくという形で取り組んでいただ  
きたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは次に、児童福祉行政についてございま  
す。

(1)、乳児院と児童養護施設の現状と課題について  
伺います。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたしま  
す。

県内には乳児院が1か所、児童養護施設が8か所設  
置されており、令和5年4月1日現在、乳児院は定員  
20人に対し15人、児童養護施設は定員349人に対  
し285人が入所しております。家庭による養育力の低  
下や地域社会の子育て機能の低下などを背景としまし  
て、虐待を受けた児童や障害のある児童の入所が増  
加しており、施設の専門性強化が必要とされている  
ところ。また、国の方針として、施設の小規模化や高  
機能化、多機能化が進められておりまして、沖縄県  
でも社会的養育推進計画に基づき、取組を進めてい  
るところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ありがとうございます。それ  
では、この乳児院と児童養護施設の入所者の推移とい  
うものをお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 乳児院、児童養  
護施設の措置児童数は、平成21年度をピークに近年  
減少傾向にございます。平成21年度末時点での入所  
児童数は、乳児院が21名、児童養護施設が395名、  
令和3年度末時点での入所児童数は、乳児院が9名、  
児童養護施設が289人となっております。これは  
児童人口自体が減少傾向にあるということもあるか  
と思ひますが、より家庭的な環境で児童を養育する  
ことが望ましいという国の方針の下、里親等への委  
託が推進されているということも要因の一つとして  
あるのではないかと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 分かりました。ありがとうございます。  
数自体は減少しているということですが、ただ部長  
おっしゃるように、少子化の問題もありまして、  
受入れのこの入所児童というのは少なくなっ  
てきてはいるんですけども、ただ一方で、当然割  
合としてはそこまで大きく変わっていないという  
ふうに思ひますので、そこら辺を踏まえて取組  
を進めていただければと思います。

それでは、この両施設から、里親なりまた養  
子縁組なりされた割合というものをお伺いいた  
します。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 件数のほう  
で答えをさせていただきたいと思ひます。

児童福祉施設から里親へ変更になったケース  
につきましては、令和3年度は9件ございま  
した。児童福祉

施設から養子縁組を行ったケースについては、令和3年度はございません。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ありがとうございます。

それでは、(2)の里親と養子縁組の現状とそして課題についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 令和4年3月31日現在の県内の登録里親は306組、そのうち児童を受託している里親は129組であり、委託している児童数は178人となっております。里親による子供の養育は孤立しがちであることから、里親が養育上の課題を家庭内で抱え込まない体制整備に、引き続き取り組んでまいります。

養子縁組制度につきましては、令和3年度に児童相談所を介して、3件の養子縁組が成立しております。

県としましては、引き続き家庭養育優先の理念の実現に向けまして、家庭での養育が望めない子供に対しては、養子縁組の検討を進めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ありがとうございます。300人の登録に対して、129世帯のところで178人のお子さんが預かられているという状況であるというふうに答弁がありました。この数というのは、沖縄県の数ですけども、他県と比較して多いのか少ないのか、そこら辺の比較についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

本県の要保護児童の里親委託率は、令和3年度末時点で37.4%となっております。全国平均が23.5%でございますので、これを上回る状況であり、全国でも4番目に高い里親委託率となっております。児童相談所で取り扱った養子縁組については、全国的なデータがございませんので比較は困難という状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 沖縄県は、この里親で委託される件数が全国で4番目に高いということで、非常にそこら辺の関心が高く、社会的に子供たちと一緒に育てていこうという気質もやはり高いということが分かりました。この里親なんですけれども、里親制度は4種類ございますよね。養育里親、あとは養子縁組里親、そして専門里親と親族里親と4種類ありますけれども、この中で、養育里親の育児休業の現状と課題に

ついてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 里親の育児休業につきましては、平成29年の改正育児休業法の施行に伴いまして、これまで法律上の親子関係である実子と養子のみが対象であった子供の範囲というのが、特別養子縁組に向けて、監護期間中である子供や養子縁組里親の委託期間中の子供についても対象に含まれることになりました。養育里親につきましては、実親等の意向に反するために養子縁組里親となることができない者に限って、育児休業の取得が可能とされているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 多分、議場で聞いている方もこのインターネットで聞いている方も、なかなか分かりにくいと思うんですけども、先ほど私が申し上げました、要は養子縁組を前提とした、養子縁組里親以外の3つの里親のこの制度では、要はこの法改正があったとしても、育休は取れないということなわけです。制度上ですね。沖縄県においても、例えば県の職員が里親をしていて、例えば養子縁組を前提としていないような里親の場合には、お子さんが病気になっても病休が取れない、小さいお子さんだったら育休が取れないというふうに、実子である場合と、または養子縁組である子供さんたちと比べて、非常に不利益がやはり大きいんじゃないのかなど。これだったら里親で、今130名近く里親をやっているんですけども、働きながらだと、里親ができないということにつながりかねないわけです。もちろんこれ、国の制度、法律なので、これは沖縄県だけの問題じゃありません。これ全国的にそうなんですけれども、ただ、やはりこれは問題ではないのかなど。これはもう沖縄県だけでも、法律はありますけれども、条例で、養育里親も含めて養子縁組を前提としない里親であったとしても、育児休業や病休が取れるような制度というのをつくりたいと思っておりますけれども、見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 ごめんなさい、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時11分休憩

午後5時11分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 失礼しました。

養育里親の育児休業等について、今、九州各県の条例等を確認したところでございますが、議員おっしゃるように、限定されている部分があって、国と同様の取扱いになっているところがございます。休暇制度等については、均衡の原則等がございます。

県としても、国や他県における育児休業制度等について、情報収集、意見交換等を行っていきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 情報収集、行っていただくのはもちろん大事なんですけれども、ただこれ、お子さんが病気になったときに、要は育てているこの里親の方が病休を取れないということなんです。なので、これ全くひとしくないわけですよ。普通の一般の子供たちと里子の子供たちで、言ったら、差別しているような状況になっているわけですね。もちろんこれは国の法律がこうなっているの、沖縄県だけが、という話ではないんですけれども。ただ、これ児童福祉法では、当然、全ての児童は保障されると、様々な権利が保障されて、愛される権利もあるということ。また、2条で、全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、そして心身ともに健やかに育成されるように、保護者は努めなければならないというふうにも書いてあるわけなんですけれども、この児童福祉法の2条の3項というのは、どういうふうにかかれてますか、部長。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時13分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上原 快佐 議員 この3項では、そういった児童福祉法の趣旨にのっとり、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」というふうに書いてあるわけです。だから国や地方公共団体としては、この実子であれ、養子であれ、里子であれ、ひとしくその子供たちを養育するための責任があるわけですよ。そういった上では、早急にこの制度を、この沖縄県がまずはリーダーシップを取って、県の職員を対象にですね。しっかり条例で整備していくということが必要になってくると思うんですけれども、いかがでしょうか、部長。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 先ほど子ども生活福祉部長から答弁がありましたように、従前は育児休業における子供の範囲が実子、養子のみが対象であったところ、平成29年に育児・介護休業法が改正されて、法律上

の親子関係を結ぶ前提がある特別養子縁組の監護期間中である子、養子縁組里親の委託期間中の子についても対象となって拡充されたというまず前提があって、養育里親についても法改正の趣旨を踏まえて、養子縁組里親となることを望みつつも、実親等の反対によってやむを得ず養子縁組里親になることができない職員、これについては限るということで、育児休業が取得できるようになったところがございます。そのほかの里親等についての法的な位置づけとか実情とか、この辺りは子ども生活福祉部のほうとも意見交換をしながら、今後の法制度の検討に向けて、少し検討させて、研究させていただければと思います。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 研究、検討も大事ですけども、しっかりといつまでにと、子供はどんどん大きくなりますので。この里親の皆さんの制度というのをしっかりと拡充していかないと、今後、働きながら里親をやりたいという人がなかなか出てこないということにもなりかねないので、お願いしたいと思います。

子ども生活福祉部長。児童福祉を担当する所管の部署として、この沖縄県の現状、この制度、今整っていない状態ですけども、見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 養子縁組であっても、養育里親であっても、子供を養育しているという状況は同じであるというふうに認識をしております。ただ、この育児休業法といいますのが、子供の福祉の観点というよりは、働く親御さんの雇用関係や労働関係を整えるという趣旨の法律でございますので、そういった観点からも議論というか、問題点を整理をしていく必要があると思っております。

子ども生活福祉部としては、里親制度の推進をするという立場もございまして、ただ、養育里親というのが非常に期間が限定的であったりというような、今認められている——実親の反対等によって養子縁組里親となることができないというような条件についても、どのような整理をすればいいのかというのが非常に難しい課題があるというふうに考えております。そういったところを関係部局で調整、検討をする必要があると考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 先ほど、130組、178人のお子さんが今沖縄県内で委託されているということですけども、この人数からすると、沖縄県の関係の職員の皆さんがこの育児休業を取ったとしても、そこまで業務に影響はほばないと思います。なので、そこはしっ

かり担当部署の皆さん協議して、研究するのは大事なんですけれども、いつまでをめぐりとか、しっかりと期間を決めて——ずっと今後10年も20年も同じ検討をしても困るので、しっかりと期限を決めて制度をしっかりとつくるようお願いしたいと思います。

それでは次に2番目、GX（グリーントランスフォーメーション）についてでございます。

(1)、2030年温室効果ガス排出削減目標について、現状と課題及び方向性をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

県では、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、2030年度までの中期目標として、県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で31%削減することを掲げています。最新の統計値である2020年度の県内の温室効果ガス排出量は1143万トンで、2013年度から9.3%減少しているという状況にあります。本県におきましては、再エネ電源比率が低いことや、運輸部門からの排出割合が高いことが主な課題となっております。

県としましては、この第三者所有モデルによる太陽光発電の導入拡大や電動車の普及促進など、同計画で掲げた各種施策を着実に推進していくこととしております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 今、答弁がありましたけれども、なかなか厳しい現状ですね。ただ、沖縄県としては、原発もない中で、最大限努力されているというのは十分承知しているんですけれども、ただ、国の2030年目標というのはあくまでカーボンハーフなわけですよ。この本年3月に改定された第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画においては、削減目標が31%となっておりますけれども、この国の目標のカーボンハーフに対して、31%となっているのはなぜなのか、伺います。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 今年、令和5年3月に、この中期目標を見直したところなんですけれども、先ほど議員のほうからも御指摘もありましたけれども、見直しに当たりましては、国の46%削減目標というものに可能な限り整合を図るというような一方で、本県の地域特性というものを十分に考慮したという部分があります。それにつきましては、人口や観光客の増加に伴う活動量の増加が見込まれること、それから地理的に本土の電力系統と電力を融通することができないこ

と、それから地形的に大規模水力発電に適した河川がないことでありますとか、それから電力需要規模から原子力発電の設置がなく、また火力発電に頼らざるを得ない電源構成になっているということ、あるいは吸収源としての管理森林の面積等も小さいといったようなことがありますので、それらを考慮した上で、各種施策によって達成できる目標として31%という形の目標を掲げたところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 環境部として最大限に取り組を進めていることは評価いたしますけれども、ただ、あくまでカーボンハーフが目標でありますので、そこはしっかりと認識をしていただいて、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

それでは次に、蓄電池と自然エネルギーの現状及び課題についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

本県の再生可能エネルギー電源比率は、2021年度末時点で11.1%、前年度比で2.9ポイント増となっております。主な要因は中城バイオマス発電所の稼働によるものでございます。再エネ導入拡大に当たっての課題としましては、大規模水力発電や地熱発電がないこと、また、一定規模以上の風力発電設備の新規設置が難しいこと等があります。再エネ普及拡大に欠かせない蓄電池につきましては、一般的に高価であること等により普及が進みにくいことから、県では、離島における第三者所有モデル事業への補助を実施し、太陽光発電や蓄電池の導入拡大に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ありがとうございます。

今、様々な取組を紹介していただきましたけれども、この沖縄県の再生可能エネルギーの比率であるとか、どの部門の排出割合が大きいのかって見てみると、やはり運輸部門というのがかなりの比率を占めていることが分かります。その運輸部門の排出ガスを削減するためにも、一つの方策として、電気自動車の普及があると思うんですけれども、ただそれを普及させるためには、インフラをしっかりと整備しないといけないということで、このインフラ整備の目標及び関連補助金の拡充がネックになってくると思うんですが、その見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 運輸部門からの温室効果ガスの排出量が高い本県におきましては、御指摘のとおり、電動車の普及、それから充電インフラの整備の促進というものが重要であるというふうには考えております。県内におきましては、民間事業者によりまして、充電設備の初期費用や維持管理費用を無料として、利用者からの料金徴収で収益を上げるビジネスモデルによって、充電設備の設置というものが進められているところではあります。

こうした状況も踏まえまして、県としましては、民間における電動バスの導入、それからその専用充電設備の設置への補助といったものの施策を進めているところでもあります。ですから、民間におけるこの事業者との取組と県の電動バスへの取組、これらを両輪で進めることで、充電設備の環境の整備を促進していきたいと考えております。また、国におきましても、高速道路のパーキングエリアでありますとか商業施設、そういったところにおきまして充電設備の設置に関する補助金というものが交付されているものというふうには承知しております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 今、民間の事業者の取組を紹介していただきましたけれども、もちろん民間と協力して行政もしっかり対応していくことは大事でありますけれども、国が今年の2月に示したロードマップでは、2025年までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定して、各府省庁も活用することでGXの社会実装を後押しするとしておりますけれども、本県としてはこの国の方針に対して、どのようなアプローチをしていくのか伺いたします。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

国のほうで進められております地域脱炭素ロードマップにおきましては、2030年までに——今議員からもお話がありましたように、100か所以上創出するということになっておりますけれども、この脱炭素先行地域につきましては、これまでに3回の公募によりまして、全国で62の地域が選定されているところになっております。県内からは、昨年度、令和4年度に与那原町が選定されているところがございます。この先行地域の公募については、今後も予定されておりまして、県では、県内市町村の脱炭素への取組を支援して、県内市町村の応募を促していくために、この選定要件の一つとなっております温暖化対策計画の策定方法、こういったものに関するセミナーなどを実施して

いるところです。こういったセミナーなどを環境省と共催で開催するという形で取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 カーボンハーフはもう沖縄県、県だけではやはり実現は難しいので、しっかり市町村と、今、与那原の事例も紹介がありましたけれども、市町村と連携して2030年のカーボンハーフをぜひ目指していただければと思います。

次に3番、避難行動要支援者への対応についてでございます。

(1)、台風6号による避難行動要支援者の被害状況をお伺いたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

市町村においては、災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者について、避難行動要支援者名簿を作成する義務がございます。この名簿を作成しまして、避難支援や安全、安否確認等に活用しているところでございます。県では、災害時における重傷者や軽傷者等については、市町村等より状況の報告を受けて集約をしておりますが、避難行動要支援者名簿に基づく要支援者の被害状況については把握はしておりません。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 それでは、この市町村の情報を一元管理して広域的にサポートする体制はあるのか伺いたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 市町村が作成しました避難行動要支援者名簿は、原則としまして本人の同意を得た上で、消防機関や民生委員、自主防災組織等の避難に際しての支援を行う関係者に対して提供することができるとなっております。また、市町村は当該名簿に基づきまして、要支援者一人一人ごとに個別避難計画を作成するように努めなければならないとされており、県では、市町村の個別避難計画の作成等に関して助言をし、要支援者が迅速かつ適切に避難できるように支援をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 市町村が一義的にやることはいいんですけれども、市町村にただ任せっきりではいけないと思うんですね。避難行動要支援者の、この一時避難場所というのは、全県的に確保されているんで

しょうか。そしてまた、当事者に周知徹底されているのか、お伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

市町村においては、災害等発生時に避難行動要支援者が避難する場所として、一般避難所及び福祉避難所を設置しております。令和4年12月1日現在で、指定一般避難所の設置数は33市町村で652施設、福祉避難所の設置数は27市町村で197施設となっております。一部の市町村においては避難所が未設置であることから、県では市町村担当者会議の開催やアドバイザーの派遣等を行いまして、避難所の設置について支援を行っているところでございます。また、避難所の周知につきましては、平時、事前においては、市町村のホームページや広報誌等を活用して周知を図っているところでございます。また、災害発生時におきましては、防災無線や消防機関、または県のホームページ等に掲載するなどして周知を図っているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 それでは、医療的ケア児等の機械による生命維持が必要な方の支援体制についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 台風の影響による停電の長期化によりまして、人工呼吸器等が必要な医療的ケア児等の電源確保等に今回課題があったということで、県では市町村長に対し通知文を発出し、一般避難所及び福祉避難所の非常用発電機等の設置促進を求めたところでございます。また、常時電源確保が必

要な医療的ケア児が各地域にどの程度いるのか等の実態調査を現在実施しているところでございまして、この調査結果を踏まえ、市町村や関係機関と連携して災害時における医療的ケア児への支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 今、部長がお答えになったように、非常用電源、バッテリー等々ありますけれども、ただ、これ値段が結構高価であるというのと、あと買った方がいいんだけど、しばらく使わなかったら機械として使えないという状況が生まれるんです。年に何回か動かすとかしないと、使えなくなってしまうんです。そういった状況も踏まえて、一昨年、県とホテル組合が大規模災害時における避難協定を締結したんですけれども、これ大規模災害じゃないと使えないわけですよ、法律で。これを柔軟運用して、こういった台風でも使えるような対応を視野に入れた対応、検討が必要じゃないかと思うんですけれども、今後そこはしっかり検討していただいて、そういった医療的ケア児も含めて、停電のときに生命維持が必要な方々が心配ないような体制を、ぜひ県としても取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

次会は、明11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時33分散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 大 城 憲 幸

会議録署名議員 瑞 慶 覧 功



令和5年10月11日

令和5年  
第3回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第8号）



令和5年  
第3回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

令和5年10月11日（水曜日）午前10時開議

## 議事日程第8号

令和5年10月11日（水曜日）

午前10時開議

- 第1 一般質問
- 第2 甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号まで（質疑）
- 第3 乙第16号議案及び乙第17号議案（知事説明、質疑）
- 第4 陳情第138号の付託の件

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号まで

甲第5号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県ふるさと寄附金基金条例

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第7号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第8号議案 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第9号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第10号議案 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第11号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第12号議案 農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第13号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について

乙第14号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

乙第15号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第1号 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

認定第2号 令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

認定第3号 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

認定第4号 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

日程第3 乙第16号議案及び乙第17号議案

乙第16号議案 専決処分の承認について

乙第17号議案 専決処分の承認について

日程第4 陳情第138号の付託の件

### 出席議員（48名）

44番	赤嶺昇	議長	2番	喜友名智子	議員
30番	照屋守之	副議長	3番	島袋恵祐	議員
1番	次呂久成	議員	4番	玉城健一郎	議員

5 番	上里善清	議員	26 番	玉城武光	議員
6 番	大城憲幸	議員	27 番	比嘉瑞己	議員
7 番	上原章	議員	28 番	照屋大河	議員
8 番	小渡良太郎	議員	29 番	山内末子	議員
9 番	新垣淑豊	議員	31 番	西銘啓史郎	議員
10 番	島尻忠明	議員	32 番	座波一	議員
11 番	仲里全孝	議員	33 番	大浜一郎	議員
12 番	上原快佐	議員	34 番	呉屋宏	議員
13 番	新垣光栄	議員	35 番	花城大輔	議員
14 番	國仲昌二	議員	36 番	又吉清義	議員
15 番	瀬長美佐雄	議員	37 番	仲宗根悟	議員
16 番	山里将雄	議員	38 番	崎山嗣幸	議員
17 番	当山勝利	議員	39 番	玉城ノブ子	議員
18 番	當間盛夫	議員	40 番	西銘純恵	議員
19 番	金城勉	議員	41 番	渡久地修	議員
20 番	新垣新	議員	42 番	瑞慶覧功	議員
21 番	下地康教	議員	43 番	比嘉京子	議員
22 番	石原朝子	議員	45 番	末松文信	議員
23 番	仲村家治	議員	46 番	島袋大	議員
24 番	平良昭一	議員	47 番	中川京貴	議員
25 番	仲村未央	議員	48 番	仲田弘毅	議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	宮城嗣吉	文化観光スポーツ部長
照屋義実	副知事	前川智宏	土木建築部長
池田竹州	副知事	松田了	企業局長
島袋芳敬	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜政仁	知事公室長	名渡山晶子	会計管理者
宮城力	総務部長	金城康司	総務部財政統括監
金城敦	企画部長	半嶺満	教育長
多良間一弘	環境部長	鎌谷陽之	警察本部長
宮平道子	子ども生活福祉部長	下地誠	労働委員会事務局長
糸数公保	保健医療部長	茂太強	人事委員会事務局長
前門尚美	農林水産部長	安慶名均	代表監査委員
松永享	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山城貴子	議会事務局長	儀間俊江	課長補佐
前田敦	次長	宮城亮	主幹
中村守	議事課長	比嘉太一	主任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。  
 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第5号議案、乙第1号議案から乙第15号議案まで及び認定第1号から認定第4号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。  
 瀬長美佐雄議員。

[瀬長美佐雄 議員登壇]

○瀬長 美佐雄 議員 ハイサイ グスーヨー

チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。  
日本共産党の瀬長美佐雄です。  
一般質問を行います。

1、米軍基地問題と新建議書実現の取組。

(1)、辺野古新基地建設は認められない。

ア、辺野古新基地埋立ては、工事着手時から、国が横暴勝手な工事を進めてきたのではないか。この間の沖縄県が発した行政指導の内容や回数、政府の対応への見解を問う。

イ、設計変更申請を受け、90メートルの軟弱地盤の地盤改良工事やB27地点の強度など、公有水面埋立法による審査状況及び不承認の判断に至った理由を問います。

(2)、普天間基地の危険性の放置は許されず、閉鎖・返還の実現は急務です。

ア、1995年に少女暴行事件が発生した。基地被害と米兵らの犯罪に苦しめられた沖縄県民の怒りが爆発し、米兵の少女暴行事件抗議集会に県民が結集した。県民世論を背景とした県民ぐるみの闘いが、日米両政府を追い詰め、普天間基地返還合意につながったのではないか。見解を問う。

イ、抗議集会が求めたことは何か。その要求に日米両政府は応えているか。米軍基地や米軍関係者の刑法犯罪件数、県民の被害状況は改善されているのか伺います。

(3)、他国地位協定調査について、ヨーロッパ等他国地位協定と日米地位協定の違いは何か。日米地位協定改定に向けた取組状況を問う。

(4)、敵基地攻撃能力の増強による抑止力の強化を日本政府は強行している。これは、武力による威嚇であり、憲法違反ではないか。長距離射程のミサイル配備は専守防衛政策と矛盾し、沖縄を再び戦場にするものです。軍拡政策に反対すべき。見解と新建議書実現の決意を問う。

2、デニー県政の地域外交について。

(1)、知事の国連人権理事会での発言や人権理事会等の関係者らとの対話で、日米政府の沖縄県民への人権侵害に関する理解が深まった様子が報道から伺える。引き続き、国際社会への継続的な働きかけが重要と思う。具体的な方向性を問う。

(2)、地域外交基本方針に係る取組。

ア、沖縄県が目指す地域外交の在り方、計画を策定するに当たり、沖縄とアジアの様々な結びつきの現状を調査、掌握、地域外交を県民ぐるみで進めるため県民から意見を募集する取組を求めてきました。進捗を

伺う。

イ、ASEAN関連の会議や国連アジア本部機能の誘致について進捗と課題を伺う。

3、世界のウチナーンチュセンター（仮称）整備の促進、具体的な検討状況及び課題を問う。

4、県産電気自動車（EV）開発生産に係る沖縄県の取組について。

県内企業の電気自動車（EV）の開発生産は、SDGsの推進や雇用拡大等においても期待される。アジア市場を視野に入れた発展が期待される分野として、沖縄県の産業発展へとつながる支援の強化が求められています。支援制度の拡充などの取組を問う。

5、台風時など長時間の停電等への対策強化について。

(1)、在宅療養をする難病患者や医療的ケア児等の災害時の対応、特に電源の確保は命に関わる課題として強化すべきです。対象人数や現状の掌握状況を伺います。

(2)、在宅療養者非常用電源確保事業の予算と執行状況、拡充が必要ではないか問う。

(3)、市町村実施の日常生活用具の給付に発電機等の追加を推進する財政支援を求める。

6、児童相談所について。

(1)、里親委託解除に対する調査報告書の提言、第三者委員会の設置等の実践状況を問う。

(2)、児相の措置に伴う子供や保護者らの、ケアが必要な方々がいます。その対処方を問う。

(3)、職員の増員を求める。職員体制の全国との比較、研修の強化など質の向上策を問う。

7、高校生出前講座に参加した際に、片道1000円かかる通学バス賃の支援、無料化を求める切実な声を伺いました。通学に係るバスやモノレール料金の無料化拡充を求め、取組状況も伺います。

8、琉球人遺骨の返還について。

琉球遺骨返還請求訴訟の判決と付言の内容、これに関する見解、付言に基づく適切な解決として、世界の潮流を踏まえ、遺骨を返還すべきではないか。

9、我が党の代表質問との関連はありません。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時6分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○瀬長 美佐雄 議員 失礼しました。

1(1)の辺野古新基地建設は認められないのウ、政府の埋立申請時に、沖縄県は約2兆5500億円と試算した。予算執行は既に4300億円を超えている。県の

試算で現時点での総事業費の見込額を問う。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆様、おはようございます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地問題と新建議書実現の取組についての御質問の中の(3)、他国地位協定と日米地位協定との違い等についてお答えいたします。

平成29年度から県が実施している他国地位協定調査により、ドイツ等ヨーロッパの4か国、オーストラリア及びフィリピンでは、自国の法令を米軍に適用させ、米軍の活動をコントロールしていることを確認しております。

沖縄県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、機会あるごとに政府に要請を行っており、また、全国知事会でも、平成30年及び令和2年に同協定の抜本的な見直しを含む新たな提言が、全会一致で決議されております。

沖縄県としては、引き続き、様々な団体と連携を深めるとともに、トークキャラバンやシンポジウム等を通して日米地位協定の問題、課題を説明し、その解決に向けた関心を高めることで、国民的な議論の喚起を図り、同協定の見直しに向けて取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、米軍基地問題と新建議書実現の取組についての中の(1)のア、行政指導の内容、回数及び国の対応についてお答えいたします。

県としては、これまで41回にわたり、工事の中止及び原状回復などを指導してきたところでありますが、国は、県の指導に従わず工事を継続しております。

同じく1(1)のウ、県の試算についてお答えいたします。

県は、平成30年に、承認願書の資金計画書で示された額等を基に、辺野古新基地完成までの埋立工事に要する費用を概略で算定し、最大2兆5500億円かかるものと試算したところでありますが、同試算額は、国から出された資料に基づいて機械的に算出したもの

であります。埋立変更承認申請の資金計画書で設計変更後の埋立工事に関する費用が示されておりますが、令和2年4月の申請以降の建設工事費の急激な上昇、あるいは埋立工事の進捗状況等を踏まえますと、国が現在示しております総事業費9300億円を超えることは想定されますが、今後、分析を進める必要があるものと考えております。

同じく1(2)のア、普天間飛行場返還合意の背景についてお答えいたします。

平成7年の米軍人による少女暴行事件を契機に、同年開催された沖縄県民総決起大会は、沖縄の米軍基地問題について、かつてないほど世論を喚起し、特に日米両政府に対して、沖縄の過重な基地負担を再認識させるきっかけとなったものと考えております。同大会は、普天間飛行場の全面返還等を内容とするSACO最終報告など、基地負担軽減策の基礎につながったものと認識しております。

同じく1(2)のイ、抗議集会の決議とその後の状況についてお答えいたします。

平成7年の沖縄県民総決起大会においては、日米地位協定の早急な見直し、基地の整理縮小の促進、米軍人の綱紀粛正と米軍人、軍属による犯罪の根絶、事件の被害者に対する謝罪と完全な補償の4項目が決議され、後日、要請団が総理等へ強く抗議し、基地問題の解決を訴えております。しかしながら、日米地位協定は一度も改定されず、現在も全国の約70.3%の米軍専用施設が集中し続け、米軍関係の事件・事故は後を絶ちません。また、被害者補償については、被害者の迅速かつ十分な補償を図るため、日米両政府の責任において補償が受けられるよう求めております。

県としては、引き続き、目に見える形で過重な基地負担の軽減が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

同じく1(4)、反撃能力への見解及び新たな建議書の実現について。

反撃能力の保有については、憲法第9条の趣旨への政府見解との問題のほか、従来の専守防衛方針との整合性などの課題が指摘されており、国会における議論が十分ではないと認識しております。

県としては、反撃能力を有する装備の県内への配備が計画される場合には、これに反対するものであり、去る6月に、防衛大臣に対し、反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないことなどを要請したところです。また、去る8月に開催された軍転協の総会においても、同様の要請を行うことを決議しております。今後も引き続き、政府に対し、新たな建議書で求めた



平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めてまいります。

次に2、デニー県政の地域外交についての中の(1)、国連訪問後の具体的な方向性についてお答えいたします。

今回面談した特別報告者等からは、沖縄への調査訪問を希望するなど前向きな意見や国連への調査依頼の具体的方法についても、御意見をいただきました。

県としては、国連関係者の沖縄への招聘に取り組むとともに、継続的な情報交換を行うなど、関係構築に努めていきたいと考えております。

同じく2(2)のア、現状調査と意見募集の進捗についてお答えいたします。

県では、去る9月21日に1回目の沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議を開催し、本県がアジア諸国・地域との間で積み重ねてきた様々な結びつきの経緯や海外とのMOU締結など、現在、各部局が取り組んでいる国際的な事業を確認した上で、沖縄が目指すべき地域外交の在り方等、御意見を聴取したところであります。今後は、引き続き万国津梁会議を開催するとともに、来年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、県民の皆様から御意見を伺うこととしております。

同じく2の(2)のイの中の、ASEAN関連の会議の誘致についてお答えいたします。

県では、アジア太平洋地域平和連携推進事業において、今年度、シンガポールやタイなどのASEAN加盟国を重点調査対象とし、連携に向けて取組を進める考えです。今後、アジアにおける安全保障や国際協力等の有識者へのヒアリングを行うこととしており、ヒアリングを通して課題を把握し、ASEAN関連会議の誘致の可能性を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 1、米軍基地問題と新建議書実現の取組についての(1)のイ、公有水面埋立法変更承認申請の不承認理由についてお答えいたします。

県では、変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対して、延べ39項目452件の質問を行いました。沖縄防衛局の回答を踏まえ、公有水面埋立法への適合性について、厳正に審査した結果、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」等の要件に適合しないと判断し、令和3年11月25日に不承認とす

る処分を行ったものです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 2、デニー県政の地域外交について(2)のうち、国連アジア本部機能誘致の進捗と課題についてお答えいたします。

県では、アジア太平洋地域のさらなる発展と持続的安定に貢献するため、平和発信拠点としての認知を深める観点から、国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信などに取り組んでいるところです。国際機関等の誘致に向けては、これらの平和発信拠点の形成に係る取組を踏まえながら、関係部局と連携して求める機能の整理を行い、対象となる機関について検討してまいります。また、誘致に際しては、相応の財政支援等が不可欠であり、負担の在り方の検討のほか、国際航空路線などの交通アクセスの充実、外国人職員等の生活環境の確保など、受入れ環境の整備の充実が必要であると認識しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

[宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇]

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 3、世界のウチナーンチュセンター（仮称）整備の促進、具体的な検討状況及び課題のうち(1)、世界のウチナーンチュの交流拠点についてお答えいたします。

県では、人的ネットワークの継承、情報発信と集約、交流促進、相談窓口、歴史継承の5つの機能を総合的に担うウチナーネットワークコンシェルジュをJICA沖縄と連携して令和3年4月に設置し運営しております。世界のウチナーンチュの交流拠点については、求められる機能、在り方の検証などが課題となっております。このため、交流拠点の設置を要請している世界ウチナーンチュセンター設置支援委員会と意見交換を行い、必要な機能を精査した上で、JICA沖縄と連携し、既存施設の活用を含め、現在のウチナーネットワークコンシェルジュの機能を拡充しつつ、その設置に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 4、EV開発生産における県の支援についてお答えします。

県では、生産技術の高度化や新たな産業創出を図るため、平成23年度から県内のEV開発事業者の取組を支援してまいりました。具体的には、県の素形材産

業振興施設の活用や、県及びうるま市等の支援の下、E V開発事業者が主体となり、車体や動力系統等の研究開発を行い、現在、当該E Vはホテルや公園、離島地域等で活用されております。

県としましては、県産E Vの事業化は、環境配慮や雇用創出等の面からも意義ある取組と考えており、開発事業者等のニーズを踏まえ、今後のさらなる支援を検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

[糸数 公 保健医療部長登壇]

○糸数 公 保健医療部長 5、台風時など長時間の停電等への対策強化についての(1)のうち、難病患者等の災害時の電源確保等についてお答えします。

県では、在宅で療養する人工呼吸器を装着した指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の停電時における安全確保のため、バッテリーや自家発電機を無償で貸与する難病患者（児）人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業を実施しております。人工呼吸器を装着した在宅の難病患者等は、現在、県内に229名おり、各保健所において医療費助成申請等の機会を利用し、療養状況の把握や事業の周知に努めております。

同じく(2)、在宅難病患者等への非常用電源確保に係る予算等についてお答えします。

難病患者（児）人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業の令和4年度の予算額は、352万1000円となっており、全額執行しております。本事業では、防災意識の高まりなどから申請件数が増加しておりますが、申請者全員に対して貸与ができない状況となっております。そのため、予算を増額し、令和5年度の当初予算額は、489万9000円となっております。

県としましては、希望する方へ貸与ができるよう、引き続き予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 5、台風時など長時間の停電等への対策強化についての(1)のうち、医療的ケア児等の災害時の対応についてお答えいたします。

台風の影響による停電の長期化により、人工呼吸器等が必要な医療的ケア児等の電源確保等に課題があったことから、県は、市町村長に対し通知文書を発出し、一般避難所及び福祉避難所の非常用発電機等の設置促進等を求めたところです。県内の医療的ケア児は、令和5年4月1日時点で468人となっております、そ

のうち常時電源確保が必要な医療的ケア児が各地域にどの程度いるか等の実態調査を実施しているところであり、調査結果を踏まえ、市町村や関係機関等と連携して、災害時における医療的ケア児への支援体制の強化に努めてまいります。

同じく(3)、日常生活用具給付等事業の財政支援についてお答えいたします。

障害者総合支援法において、市町村は、区域における障害者等の生活の実態を把握した上で必要な地域生活支援事業等を行うこととされており、日常生活用具給付等事業の対象は、実施主体である市町村が地域の実情等に応じて定めております。

なお、県では、全国知事会や九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して、国において地域生活支援事業に要する十分な財政支援措置を講ずるよう、要望を行っているところでございます。

6、児童相談所についての御質問の中の(1)、調査報告書の提言への対応についてお答えいたします。

最終報告書では、子供の気持ちを中心としたソーシャルワークの必要性や里親との対等・協働関係に向けた意識の改善、組織的マネジメントの強化等について提言をいただきました。

県では、子供の意見表明を受け止める仕組みを令和6年度より本格的に実施するため、アドボケーターの養成、関係機関との調整等に取り組んでおります。また、里親支援事業の民間委託をさらに進め、包括的に里親家庭を支援するため、令和6年度中の里親支援センター設置を目指し、他県等の情報収集や関係機関等との調整を進めているところであります。さらに、当該事案の教訓を踏まえ、困難事案については、嘱託医、外部専門家等から助言を積極的に受け入れるとともに、本庁・児童相談所が連携して対応していくこととしております。

同じく(2)、子供や保護者へのケアについてお答えいたします。

児童相談所が子供の施設入所等の必要な措置を取った場合に、親子分離となることや慣れた環境から引き離されることで子供とその保護者の双方に精神的な負担が生じる懸念があります。ケアが必要な子供については、施設の心理士等による支援を行っているところです。保護者に対しては、児童相談所や市町村等関係機関が連携し、必要な支援につないでおります。

同じく(3)、児童相談所の職員体制についてお答えいたします。

本県の児童福祉司については、令和4年4月現在、人口2万8220人に1人の配置で、全国平均2万1813

人に1人と比べ、少ない配置状況となっております。また、職員のさらなる資質向上を目指し、児童福祉司任用後研修、スーパーバイザー研修等を実施しております。今後も受講の機会の確保に努めるなど、専門性の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 7、通学費の無料化拡充の取組状況についてお答えいたします。

県は、令和2年度から子供の貧困対策として高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施したところであります。これまで、通学区域が全県域の中学校及び要件を満たすフリースクールの生徒にも支援を拡大し、令和4年度には約5000名を認定しております。令和5年度は、高額通学費が原因で進学等を断念することがないよう、中間所得層までの生徒の通学費の一部補助を開始しております。引き続き、生徒が安心して学業に励むことができるよう、教育環境の整備に取り組んでまいります。

続きまして8、琉球人骨の取扱いについてお答えいたします。

台湾大学から移管された琉球人骨につきましては、台湾大学、今帰仁村教育委員会、県教育委員会が締結した移管に伴う協議書に従い、適切に保管してきたところであります。

今後、県教育委員会としましては、今帰仁村由来とされる人骨を今帰仁村教育委員会へ引き渡す準備を進めるとともに、今帰仁村以外の採集場所が確認できた人骨については、当該市町村教育委員会との調整を行う予定であります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 答弁ありがとうございます。

まず辺野古新基地建設についてですが、県による行政指導を無視して強行されてきた事実を見れば、日本政府こそが法治国家に値しないことは明らかです。沖縄県が不承認の判断に至ったことは、誰もが理解できる正当な判断です。政府は、新基地建設を代執行して、埋立工事を強行するつもりですが、私はこの埋立強行が政府自ら工事の不当性を証明し、墓穴を掘ることになると思います。沖縄県は、軟弱地盤と砂杭工法の問題点、不同沈下や活断層との関係を指摘しています。埋立工事を強行すると、どういう事態に直面するのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

軟弱地盤の存在につきましては、変更承認申請に当たりまして審査をしているところでございます。これの存在によりまして、災害防止につき十分配慮されていないということを判断しまして、不承認とする処分を行ったものでございます。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 辺野古の新基地建設費について、国民の税金で埋立事業を行う以上、国民の理解と納得が必要です。辺野古工事の予算計上額、工事の進捗率、大浦湾側の埋立てに係る事業費を伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 予算計上額についてお答えをいたします。

沖縄防衛局の資料によりますと、平成18年～令和5年度までの普天間飛行場代替施設建設事業の年度ごとの予算額を単純に合計いたしますと、約1兆3196億円となります。

次に、進捗率ですが、沖縄防衛局に投入土砂量を確認したところ、8月末時点における埋立ての進捗は、埋立て全体に必要な土砂量に対して、約15.2%と推定をされるところでございます。

次に、大浦湾側だけの事業費についてでございますが、沖縄防衛局に確認いたしましたところ、大浦湾側に係る経費のみを区分して算出していないと回答があったところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 赤嶺政賢衆議院議員が防衛省から入手した今年度までの額が、先ほどの答弁でも明らかにされましたように、1兆3196億円です。埋立設計変更時に9300億円と申請した額の1.5倍もの税金が既に投入されている。さて、何年かかるのか、幾ら事業費が見込まれるのか。設計変更申請時の工期は12年、埋立ては現在15%、土砂投入から7年の経過を単純計算すると、残り85%の埋立てだと約5倍かかります。35年の工期、6兆5980億円になります。こんな税金の無駄遣いを許していいわけはありません。現時点で、新基地建設計画にどれだけの税金が必要なのか、政府に求め、国民に対する説明責任を果たしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

変更後の事業費等につきましては、引き続き沖縄防衛局に資料の提供を求めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 もう技術的にも無理な埋立工事は断念すべきです。県の不承認の理由を審理せずに国に加担した最高裁の判決の不当性もまた工事の強行とともに明確になります。知事の不承認の決定の正しさは必ず証明されます。知事、共に頑張りましょう。

さて、普天間基地について、10・21沖縄県民総決起大会は、8万5000人が集い、嘉数知賢沖縄県議会議長が実行委員会委員長を務めました。文字どおりの島ぐるみの結集で日米両政府を追い詰めた、歴史的な集会でした。二度と極悪非道の事件、犯罪を繰り返さない政府に訴えたにもかかわらず、米軍関係の事件・事故は増大しています。抗議集会後の米軍関係の航空機事故の重大事故、刑法犯罪の発生状況について伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 大会後の重大事故ということでお答えいたします。

まず、大会の前、平成7年に少女暴行事件が発生し、その後、平成16年に発生した普天間飛行場所属のヘリコプターが沖縄国際大学に墜落・炎上した事故がございます。また、平成28年にはうるま市において、米軍軍属による女性暴行殺人事件が、平成31年に北谷町において、米海軍兵による女性殺人事件などが発生しているということがございます。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 基地があるゆえの事件・事故・犯罪は、もう繰り返されていると。ちなみに政府は、5年以内の運用停止を県民に約束いたしました。アメリカ政府に運用停止を求めているのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 日米の間で5年以内の運用停止を求めたかということについては、ちょっと承知をしていないところでございます。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 その兆しはないと思います

が、日米地位協定改定について、沖縄県はいつから政府に求めてきたのか。米政府に日米地位協定改定を求める交渉を日本政府は行っているのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 改定につきましては、まず平成7年に10項目について見直しを要請したところです。その後、12年には11項目17事項、平成29年には平成12年以降の状況の変更を踏まえ、11項目28項目の要請を行ったというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 他国地位協定との違いは、文字どおり国内法が適用されていないのは日本だけというような感じですが、このヨーロッパの調査で、ユーロコントロール——欧州航空航法安全機構の面談者から、受入れ国の駐留軍への適用に、日本の航空法に米軍を適用させない日本についてどのような指摘がされていますか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

ヨーロッパにおける他国地位協定調査についてヒアリングを行った欧州航空航法安全機構の職員から、日本の航空法が米軍に適用されないのは間違っているのではないかと。日本でも地位協定において、駐留軍も日本の全ての法令に従わなければならないと明確に規定すべきだという発言がございました。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 同じように基地あるがゆえの事件、領土主権に係る国際法との基本に照らして、オーレル・サリ氏はどのように述べていますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 同じく欧州での調査で、国際法の専門家である英国エクセター大学のサリ氏から、意見を聴取しております。その中では、駐留軍の受入れ国側は、その国の領域内における領土主権を持っており、国は自国の領域内であればいかなる法も行使できるとの発言がありました。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 日本共産党県議団は政府要請で、防衛省、外務省の官僚に伺いました。なぜ、事件・事故の犯罪がなくなるのかという問いに、回答ができませんでした。沖縄県は、米軍基地問題が解

決しないのはなぜだと思いますか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 米軍関係者の事件・事故が後を絶たない要因ですけれども、これは様々あるのかとは考えております。まず、一番大きなものは、やはり、本県に全国の70.3%の米軍専用施設面積が集中しているということ、それに伴い多くの米軍関係者が居住しているということ。また、日米地位協定により犯罪の一次裁判権の管轄が米軍にあるということについても、潜在的な意識の中で事件・事故が減らない理由の一部であるというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 もう領土主権を放棄しているというのが明らかであり、日米地位協定改定が沖縄の基地問題の解決に大きく前進するものと思います。頑張ってください。

地域外交の基本方針の策定に当たって、今年度の取組をまとめてきたその感想や、部局横断的に束ねて地域外交を展開することに関する可能性と展望について伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 失礼いたしました。

今年度の取組の特徴、あるいは取りまとめの感想と今後の可能性についてお答えいたします。

まず、県におきましては、本年度56件の国際関係事業を実施しており、主な取組としましては、まず交流や研修生の派遣などの人材育成事業、海外との文化芸能、スポーツ分野等の交流事業、あるいはJICA等と連携した海外研修生の受入れ事業、そしてウチナーネットワークの強化・継承に係る事業、県産品の海外展開や外国人観光客の誘致などに関する事業などです。そのほかにも県内において、自治体による姉妹都市交流や企業等による観光誘客、貿易促進、各種団体等による文化学術交流と幅広い分野における国際的な活動が展開されており、沖縄県の地域外交の潜在力は非常に高いというふうに考えております。これらの県内の各分野の取組を分野横断的に取りまとめ、状況に応じて適切に組み合わせることにより、これまで以上の相乗効果を発揮することができると考えております。例えば、知事の海外出張時において、訪問の相手方に対し、観光誘客や県産品販路拡大、あるいは平和発信など様々な分野の働きかけ等を行うことにより、

より多くの成果を上げることができないのではないかとということで、それを目指していきたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 私は、意見収集の窓口の設置を行い、広く県民の声を集める取組が求められているんじゃないかと求めてきました。それに対する取組状況についてお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県の地域外交の取組として、県内の様々な主体が行う国際交流、国際協力の取組と連携し、相互補完を図ることで、これまで以上の相乗効果を発揮することができると考えております。沖縄県地域外交基本方針（仮称）を策定するに当たり、沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議における議論と併せて関連する様々な主体から意見を聴取するため、市町村の国際交流担当課との意見交換、あるいは平和関連団体、観光商工関連団体等とも意見交換をする予定であります。引き続き、国際交流団体等、様々な団体等との意見交換、あるいはパブリックコメントなどで広く意見を伺いながら基本方針の策定に取り組んでまいりたいと考えています。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 ありがとうございます。

沖縄県の新建議書と正反対で、沖縄の平和の心を逆なでする政府の軍事力至上主義、核を含む抑止力に関して伺います。

敵基地攻撃は、先制攻撃を排除していません。軍事力、武力、威嚇する行為に関して、日本国憲法ではどのように記述されているのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

日本国憲法第9条第1項においては、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とされております。反撃能力の保有については、憲法第9条の趣旨への政府見解との問題のほか、国際法で禁止された先制攻撃となるおそれや、従来の専守防衛の方針との整合性などの課題が指摘されております。これらのことを含め政府においては国会の場で十分議論し、課題や方向性について国民に丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 憲法の条文に照らして言えば、今の国の方向は本当に間違っていると思いますし、憲法違反だと断言できると思います。

沖縄を戦場にしてはならない。沖縄県民の総意だと思います。9・11アメリカ同時多発テロが起こったときに、沖縄県の観光が大打撃を受けました。新建議書は、沖縄のあるべき未来は、基地のない平和な島の実現だと。戦争か平和かの岐路にある今日、日本復帰の原点である基地のない平和な島を創造する、そして実現するというのが新建議書をまとめた知事の責務ではないかと思います。地域外交の推進も沖縄ならではの発展の可能性と交流の展望も開かれているのではないかと。そして、地位協定に見られるように、沖縄の現状を、本当に今のままでいいのかという現状。

知事にお聞きしたいのは、この基地のない平和な未来に向かっての責務を果たすという点で、今の取組がまさにそこに向かっていくのかと私は思いますけれども、新建議書実現の決意を改めて伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 お答えいたします。

県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増している中、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることについて非常に懸念をしております、ましてや米軍基地が集中しているがゆえに沖縄が攻撃目標になるようなことがあってはならないと考えております。なお、沖縄21世紀ビジョン基本計画でも、基地のない島を目指すということをうたっております。昨年取りまとめた新たな建議書でも、政府に対しては、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めているところです。

また、県としても、国家間の平和外交を補完する立場からの考えから、沖縄のいわゆるソフトパワーを活用した地域間交流を積極的に推進するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に向けて発信するなど、アジア太平洋地域の平和構築に貢献する県独自の地域外交に取り組んでいきたいと考えております。なお、この地方自治体の主体にあっては、やはり日本国憲法で規定されている、その国と地方自治体との対等な関係を構築することによって双方が平和的な外交はもちろん、その機軸を明確にしていくことが、より日本政府、沖縄県の平和を希求する心にも備わっていくものというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 瀬長美佐雄議員。

○瀬長 美佐雄 議員 知事の決意をいただきました。引き続き、基地のない平和な島沖縄の実現に向かって、共に頑張っていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 議長、休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○渡久地 修 議員 まず、御茶屋御殿の調査と整備方針について伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

令和4年度より実施している御茶屋御殿事業化可能性検討調査業務において、資料収集や関係者ヒアリング等を踏まえ、事業化の可能性に向けた検討を行ってまいりました。その検討結果を踏まえて、令和5年9月20日に、整備手法については、都市公園整備事業を提案し、事業範囲については、複数の案を候補に係関係機関と議論したところであります。今後は、事業主体、移転補償及び遺構確認調査等の課題解決に向け、那覇市、県、国で構成されるワーキンググループと連携し、実現可能な方策の検討に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 今、複数案と答弁されましたが、この複数案について詳しく説明してください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えします。

御茶屋御殿事業化可能性検討調査業務で提案を行った整備案は、次の3案となります。

第1案は、御茶屋御殿跡地を全て整備範囲として、施設の建物を移転補償し、公園整備を行う案。第2案は、御茶屋御殿跡地のうち、茶庭跡地を含む中央緑地部分を整備範囲として公園整備を行う案。第3案は、茶庭跡地及び北東部にある既設の建物の一つを中央緑地帯に移設して整備範囲とし、公園整備を行う。以上の3案でございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 3つの具体案が初めて出てきたという点では、これは大きな復元への第一歩だと思います。大変評価しています。ぜひこのたたき台を次の段階に進むように積極的にやっていただきたいんですけど、今後のスケジュールはどうなりますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 今後の協議スケジュールについては現時点では未定でございますが、早急な整備に向けて関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 ぜひ、せっかくここまで来たんで、進めてください。そして知事、私、県議会に来て真っ先に取り上げたのが中城御殿の整備、それから円覚寺の整備、そして御茶屋御殿だったんです。残りの中城御殿、円覚寺は、修復も整備も進んでいます。御茶屋御殿がやっとデニー県政の下で進み出したということは大変評価していますので、ぜひ首里城の復元と併せて御茶屋御殿の復元に知事、積極的に頑張っていたきたいんですが、知事の見解をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほど土木建築部長から、進捗状況について御報告をさせていただきました。整備手法、それから事業範囲、そのための財源、予算等、引き続き関係者の方々からしっかりヒアリングをこなしていきながら、様々な方向性について、具体的にどのような対応を取れるのかについても進めてまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 次に、辺野古新基地建設の国の代執行について、辺野古裁判の最高裁判決について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 最高裁判決についてお答えいたします。

県が主張した公有水面埋立法の承認要件の充足性について何ら判断せずに訴えを退けた最高裁判所の判決は、県民投票で示された辺野古新基地建設のための埋立てに反対する県民の民意や県の主体的な判断を無にし、地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法が定める地方自治の本旨をもないがしろにしかねないものであります。知事はこの判決について、最高裁判所には憲法が託した法の番人としての矜持と責任の下、地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を最後まで期待していただけないで極めて残念でありますと述べております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 県は、国土交通大臣が沖縄県に対して埋立てを承認しなさいと是正の指示をしてきたことに対して、これは地方自治体への不当な介入ではないか、不当な関与だと訴えたと思います。県の不承認にした理由、県の主張について改めてお尋ねします。そしてこれに対して、最高裁判所はどのような判断を下したのかお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 不承認理由についてお答えいたします。

県では、変更承認申請書につきまして、公有水面埋立法への適合状況を確認するために沖縄防衛局に対して延べ39項目452件の質問を行いました。沖縄防衛局の回答を踏まえまして、公有水面埋立法への適合性について審査した結果、環境保全及び災害防止につき十分配慮せられたるものなること等の要件に適合しないと判断し、不承認処分を行ったものでございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 最高裁の判断の部分についてお答えいたします。

福岡高等裁判所那覇支部は、県が主張してきた公有水面埋立法の埋立要件の充足性について審理をした上で県の訴えを退ける判断を示しましたが、最高裁判所の判決は、県の主張について何ら判断を示すことなく、県の主張を退けたものであり、極めて残念であります。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 最高裁判所は、何をもって県の敗訴としたのかということをお尋ねします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 すみません。先ほどの私の答弁で、公有水面埋立法の埋立要件と発言してしまいました。正しくは、承認要件の間違いでございます。訂正しておわびいたします。

現在、最高裁判所は何をもって県敗訴としたのかという問いにお答えいたします。

最高裁判所は、本来、公有水面埋立法の承認要件の充足性を判断すべきところ、県が主張した公有水面埋立法の承認要件の充足性について何ら判断を示さず、県が行った埋立変更不承認処分を取り消す判決に従わないことをもって、国土交通大臣による是正の指示が適法であると判断いたしております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 公有水面埋立法に基づく県の判断が正しいかどうか、一切審理しなかった。地方自治

法を踏みにじる国の地方自治体への介入についても一切審理せず、全く別の土俵である行政不服審査法を持ち出して論点を意図的にすり替えた不当判決だと私は思います。県の主張を審理したら県の正当性が明らかになるから、意図的にすり替えた判決を下したと言わざるを得ませんが、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

最高裁判所の判決は、本来、公有水面埋立法の承認要件の充足性を判断すべきところ、判決の効力を優先させることで判断を回避したもので、関与取消訴訟の意義を無にするものであるというふうに考えております。

県としては、このような判決は地方公共団体の主体的な判断を無にするものであり、地方公共団体の自主性、自立性、ひいては憲法が定める地方自治の本旨をもないがしろにしかねないものであるというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 この辺野古の問題は、沖縄だけの問題ではないと思います。日本の民主主義、地方自治の問題になってきていると思います。日本国憲法に地方自治が書き込まれた理由は、戦前の大日本帝国憲法が天皇主権と中央集権国家体制の下で戦争へと突き進んでいった、突入していった、こういう歴史を繰り返さないために憲法9条と地方自治の本旨というのが加えられたんです。だから戦前は、県知事は国家の任命でした。しかし、新しい憲法になって地方自治が認められるようになった。これは再び戦争を繰り返さない制度の一つとしてこれがあつたんです。そういう意味で、今回のこの強権的な代執行は、まさに戦前への強権的な中央集権国家への逆戻りだと私は大変危惧していますが、知事、見解をお聞きします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 地方自治の本旨についてお答えいたします。

最高裁判所の判例によりますと、憲法が特に1章を設けて地方自治を保障するに至ったゆえんのは、新憲法の基調とする政治民主化の一環として住民の日常生活に密接な関連を持つ公共的事務は、その地方の住民の手で、その住民の団体が主体となって処理する政治形態を保障せんとする趣旨に出たものであるとされております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 憲法95条がありますが、これは

どういったものでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 憲法95条についてお答えいたします。

一つで、一の地方公共団体のみに適用される特別法を制定するに当たっては、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は特別法を制定することができないことを定めるものがあります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 この憲法95条の趣旨に照らせば、沖縄県民は既に県民投票できっぱりと辺野古新基地建設反対の民意を示したんです。慶応大学名誉教授の憲法学者で弁護士の小林節さんは、憲法95条の趣旨からは、県民意思に反した強要は違憲だと指摘しています。知事、どう思いますか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

平成31年2月の県民投票では、投票総数の7割を超える圧倒的多数の辺野古埋立てに反対する県民の民意が明確に示されたと考えております。県民投票により県民の意思が直接確認されたことは重要な意義があるものと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 この問題の最後に知事に伺います。

口頭弁論でこのような民主主義、地方自治法を踏みにじる暴挙、最高裁が審理しなかった沖縄県の主張、県民、国民、世界に向け、そして司法に向けて堂々と私は訴えてほしいと思います。知事の決意をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今般、普天間代替施設建設計画に係る変更承認申請の不承認に係る事務においては、先ほど公室長から答弁をさせていただきましたけれども、引き続き政府が沖縄県に対して代執行訴訟の提訴ということで、地方自治法に基づいた手続を取るとことを示しております。これは地方自治体にも、国に対して、その地方自治体として対等な関係にあるということが憲法で保障されているという立場から地方自治体に任せられている、その手続の正当性であるというように説明を受けております。ですから我々は、これからも沖縄におけるこの過重な基地負担の軽減をなぜ求めていくのかということ、県民の意思を尊重



する形で、その憲法の地方自治の本旨に基づくような、そのような要求を政府にも求めてまいりたいと思いますし、当然、国と地方自治体が対等の立場であるとすれば、沖縄県の発展を政府においても、その責任において取るべき、その方法であるということについても緊密に連携をしていくという姿勢も併せて示してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 次に、辺野古新基地建設での耐震設計の適合基準について、まず伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

平成30年4月に、港湾の施設の技術上の基準を定める省令等が施行されたことを受けまして、港湾の施設の技術上の基準・同解説が平成30年5月に改訂をされております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 今答弁にあった、辺野古新基地建設における耐震設計で準拠した港湾基準は、2018年——平成30年に大幅改訂された、そういうことでいいですね。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 平成30年に改訂をされております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 改訂された理由は何でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 平成30年改訂の港湾の施設の技術上の基準・同解説の推薦の言葉の中で、「東日本大震災等から得られた新たな知見・教訓を踏まえ、耐震設計・耐津波設計の高度化を図り、防災・減災対策の強化に係る規定が拡充されています。」と記載をされております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 2011年の東日本大震災、そして16年の熊本地震などを教訓にして、2018年5月——平成30年に改訂されたということですね。再度確認します。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 議員の御発言のとおり、改訂でございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 沖縄防衛局が辺野古の設計変更を沖縄県に申請したのはいつですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 令和2年4月21日でございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 2020年——令和2年4月に設計変更申請を出しました。その際、耐震設計の前提となる、施設の供用期間中における可能性のある地震による揺れを示すレベル1振動というのがありますが、これを防衛局は当然2018年の新港湾基準に準拠したと沖縄県に説明していますね。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 沖縄防衛局が開催した第1回技術検討会の資料においては、設計対象地震動は平成30年——2018年5月に改訂された港湾施設の技術上の基準・同解説に準拠と説明されております。

○渡久地 修 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 (資料を提示) ここに先ほど部長が答弁された、普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会に提出された資料のコピーを今お配りしました。

資料1、ここには設計対象地震動(レベル1地震動)(埋立承認申請と同様)の項目に設計対象地震動(レベル1地震動)は、港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月)に準拠したと書かれています。そして沖縄県は、この設計変更申請に基づいて、当然2018年の新港湾基準で審査したんですよ。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 普天間飛行場代替施設建設事業に係る変更承認申請の審査に当たっては、港湾施設の技術上の基準・同解説も参考の一つとして使用しております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 再確認します。

防衛局は2018年の新港湾基準に準拠したと提出し、説明し、県はその2018年の新基準で審査したということで、再度確認します。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 議員御発言のとおり、港湾施設の技術上の基準・同解説を参考として審査をしたものでございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 ところが、今回驚くべきこと

に、防衛局は設計変更申請を出したときに、レベル1地震動のデータを旧港湾基準で設定していたもので作成していたということが判明した。ここに——休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○渡久地 修 議員 (資料を掲示) ここに資料2——ちょっと休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○渡久地 修 議員 ここに防衛省の、シュワブ基本設計(平成19年その1)という業務の地震観測という報告書があります。(資料を提示) この資料2を見てください。これの設定結果(地震基盤~工学的基盤)の項には、港湾の施設の技術上の基準・同解説(2007年)を参考にと2か所で書かれています。報告書全体でも2007年というのは、合計6か所出てきています。県は、この旧基準のデータで作成していたことを確認できましたか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

辺野古地先のレベル1地震動の設定方法としましては、沖縄防衛局の報告書によりますと、辺野古周辺を対象とした地震観測等を行い、既存の運天港のレベル1地震動をベースに、運天港と辺野古地先のデータの差異による補正を行う方法を用いたとしております。この地震動の設定方法につきましては、平成30年——2018年改訂の港湾施設の技術上の基準・同解説においても記載をされているところでございます。また、補正に使用した運天港の地震動については、令和5年10月時点においても、平成18年——2006年のデータを使うものとされていることを確認しております。県は、変更承認申請の審査におけるレベル1地震動の設定については、平成30年改訂の港湾施設の技術上の基準・同解説に準拠していることを確認しております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 部長、2007年のもので防衛局は出してきたんですよ。部長今、いろいろ答弁したけど、いいですか、2007年の旧港湾基準では、2キロ以内、辺野古から2キロ以内、これは地震のレベルを示すのが40ガル。ところが、新しい港湾基準では、

もっと広範囲なものに広げなさいということで、運天港の60ガルという大きなものを使用できるようになったんです。ところが、国はこれをあえて——いいですか、2011年の東日本大震災の教訓を得て、耐震設計は強固なものにしろなさいということで港湾基準が改訂されたんです。それが改訂されたのに、県に対してわざわざ小さいものに戻して、補正したと言っているけれども、これが本当かどうか皆さん確認したんですか。そういうものでやってきてるんじゃないですかということを、私たちは指摘しているんです。だから、2007年の旧基準で作成されていたものが出ていますよねということを知っているのに、そのことを私は知っているんです。どうですか、再度。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

レベル1地震動の設定については、平成19年改訂の港湾施設の技術上の基準・同解説を参考に、平成18年の運天港の地震動を補正する方法で設定されております。変更承認申請書においては、平成30年改訂の港湾施設の技術上の基準・同解説に準拠した同様の手法で設定していることを確認しております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 いいですか、さっき言った60ガルで設計することができるものを、わざわざ旧基準でつくったものに縮小してきた。これはなぜかっていうことなんです。いいですか、防衛局は2007年の旧基準で設計をやっていた。その後、2018年3月に防衛局は軟弱地盤の存在を初めて認めたと。そして、設計変更申請を出さざるを得なくなった。ところが、同じ2018年の5月にこの旧港湾基準が改訂されたので、それからまたいろいろ調査をしてやったら、さらに設計が延びてしまうということで、これをわざわざ旧基準で設計したものに補正と称して合わせてきたんじゃないですかという疑惑がここで生まれているんですよ。これについて皆さん方は、しっかり審査しないといけないんじゃないですかということを聞いているんですよ。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 平成18年の運天港の地震動を補正する方法でレベル1地震動の設定はされておりますが、この手法につきましては、平成30年改訂の港湾施設の技術上の基準・同解説に準拠した手法であるということを確認しております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 部長、部長は今そういう答弁をしているけれども、2007年の基準で審査していたっ

ていう——防衛局がデータを出していたっていうのを知ったのは、皆さんいつですか。知ったのは。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

御指摘の件については、議員から御提供のありましたしんぶん赤旗2023年10月1日版が報じていることを確認しております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 部長、皆さんは審査してきたと言っていたけれども、2007年のものが使われていたのを知ったというのは、今月の10月1日じゃないですか。それをずっとずっと審査してきたというのは、違う。10月1日に赤旗がこれをすっば抜いて、私はそれを皆さんに伝えて、皆さんは初めて知ったんですよ。これを以前から、2007年に出されたときから審査してきたっていうのは通らない。だから、これはしっかりと——これについては防衛局に確認してください。確認してください。確認してください。いいですね。確認して再度検証してください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 これまでのその審査の内容については、土木建築部長から答弁をさせていただいております。新たな事象、事実等、様々な文献や報道などから提起されているものについては、その全てに対して対応することは大変厳しいとは思いますが、それがどのようなことを示しているのかについては、我々も真摯に受け止めて研究をしてみたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 これは大問題ですよ。新基準——2018年になったのに、2007年の古いデータで防衛局はやっていた。そういう疑惑に対して赤旗が報道した。それを伝えて皆さんが知ったのは、今年の10月1日なんですよ、今月の。だからそれを前から審査していましたよというのを通らない。だからここは、しっかりと検証すべきだというふうに思います。

次に、戦争に反対し平和を希求する沖縄県民の願いについて。

去る戦争で、沖縄が戦場になり捨て石にされた。沖縄戦に突入していった経緯と沖縄戦の実相について伺います。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたしま

す。

沖縄県史によりますと、1944年3月に沖縄守備軍である第32軍が編成され、奄美、沖縄本島、伊江島、南大東島、宮古島及び石垣島に計20の飛行場が建設され、沖縄が決戦のための不沈空母となったとされております。一般住民が戦場に動員された地上戦において、日本軍が本土決戦を遅らせるための作戦を取ったことで、沖縄戦は、史上まれに見る激しい戦火により、20万人余りの多くの貴い命が犠牲となり、かけがえのない文化遺産や美しい自然が失われました。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 次に、戦後、銃剣とブルドーザーで住民を追い出し、沖縄の米軍基地が形成されてきたのではないかと。米軍基地の基地形成過程と現状について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

去る沖縄戦において激しい戦闘の末、沖縄を占領した米軍は、住民を収容所に強制隔離し、軍用地として必要な土地を確保した上で、基地の建設を進めました。戦後27年間に及ぶ米軍統治下においても朝鮮戦争の勃発等により新たな基地が必要になったことや、1950年代に本土で発生した米軍基地への反対運動等により、当時、米国の施政権下にあった沖縄に本土の海兵隊を移駐させる必要が生じたことから、銃剣とブルドーザーによる接収と呼ばれた民有地の強制接収などによって、沖縄県に広大な米軍基地が形成されたものと認識しております。戦後78年、本土復帰後50年以上を経た現在もなお、依然として全国の米軍専用施設面積の約70.3%が本県に集中し、県民は過重な基地負担を背負っているということで承知しております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 今また先島や沖縄本島での自衛隊基地建設と増強、ミサイル配備などが急ピッチで進められていますが、経緯と実態について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 自衛隊配備の経緯と実態についてお答えいたします。

本土復帰後の沖縄の自衛隊配備は、昭和46年6月に合意された「日本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取極」により行われ、昭和47年に陸上自衛隊那覇駐屯地、海上自衛隊沖縄基地隊及び航空自衛隊那覇基地の3施設が米軍から自衛隊に引き継がれました。平成28年以降は、与那国をはじめ、宮古、石

垣等に部隊が配置されたほか、今後は那覇駐屯地の司令部庁舎の地下化や沖縄訓練場への火薬庫の建設等が予定されております。

県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 沖縄戦では、本土防衛の捨て石にされ、戦後、銃剣とブルドーザーで土地を奪われ苦しめられてきたと。そして今また、自衛隊基地などの増強で新たな戦前が始まったと危惧されるような状況になっています。沖縄は、基地をなくしてこそ発展するというふうに思いますけれども、それについて米軍基地は、沖縄経済発展の最大の阻害要因。基地をなくしてこそ沖縄は発展すると思いますが、見解をお尋ねします。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

沖縄県の米軍基地は、人口が集中する中南部都市圏において、市町村面積の相当の割合を占めるなど、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約になっていると認識しております。現在の基地返還後の跡地利用による直接経済効果は、那覇新都心地区で32倍、小禄金城地区で14倍となるなど、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、一層の基地返還が進めば、さらなる発展が期待できると考えております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 基地をなくしてこそ沖縄は発展するという、その立場でぜひ頑張ってください。

次に、沖縄振興予算について。

内閣府が沖縄県の要望より大幅に減額して概算要求していることに対して、不信と失望が広がっています。県の見解をお尋ねします。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 内閣府が行った令和6年度沖縄振興予算の概算要求については、観光関連事業に係る経費が新たに盛り込まれたほか、沖縄振興一括交付金やクリーンエネルギーの導入促進に係る経費等が増額要求されました。しかしながら、内閣府の概算要求額2920億円は、沖縄県が要望した3000億円台に届かなかったことに加え、沖縄振興一括交付金について

も、沖縄県及び市町村が求めてきた所要額とは大きくかけ離れたものとなっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 部長、政府と都道府県というのは、上下関係にあるんですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 対等の関係にあります。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 対等の関係。

じゃ次、内閣府と沖縄県は上下関係にあるんですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 地方自治法上の規定では対等ではございますが、予算については内閣府が財務省と折衝して予算を確保するという関係にありますことから、例年、沖縄県が内閣府に対し概算要求額の確保をお願いするというところで要請をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 この予算編成過程を見ると、内閣府と沖縄は振興予算の概算要求や編成で、本当は上下関係にあるんじゃないかと思えるんだけど、その辺はどうですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 繰り返しになりますが、沖縄の施策展開に当たって必要な財源の確保について、県から内閣府に対し予算額を確保していただきたいという要請をしているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 それなのに、県の要望から大幅に減額されて、内閣府が概算要求するというところについてはどう思いますか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 沖縄県及び市町村が強く望んでおります沖縄振興一括交付金の増額、これについて様々な事業で支障が生じているというところを説明しているところではございますが、今後とも引き続き、より丁寧に説明してまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 沖縄振興開発特別措置法の原点についてお尋ねします。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

昭和46年10月の、いわゆる沖縄国会で沖縄振興開

発特別措置法案が提案された際、山中貞則総理府総務長官の同法案の趣旨説明において「多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもって事に当たるべきである」との考えが示されました。このような考え方の下、国においては、沖縄県の地理的、社会的事情等の特殊事情を踏まえ、沖縄振興策を実施してきたものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 これから年末に向けて、ぜひ一括交付金の増額とか、沖縄県の理論的な構築をしっかりやっていただきたいと思っております。そして本当に、国——内閣府と沖縄県、政府と沖縄県が対等と言えるようなものをつくっていくために、もっと頑張らないといけないと思っております。

次、国民健康保険の赤字解消について。

沖縄戦の影響による前期高齢者交付金問題で、これまでの不利益分を遡って財政支援するように国に求めることについてお願いします。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

本県は全国に比べて前期高齢者の加入割合が低いということで、前期高齢者交付金の1人当たりの交付額が全国の半分程度となっており、このことが市町村国保が赤字となる大きな要因となっております。国保の赤字補填等のため、市町村が法定外の繰入れを行っておりますので、県としては、市町村及び国保連合会など6団体で、国に対し、本県の特殊事情に配慮した財政支援の要請を行ってきたところであり、今後とも市町村等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 今言った、全市町村の法定外不利益分は合計幾らになりますか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 赤字補填のために市町村が法定外繰入れを行った額ですけれども、前期高齢者財政調整制度が創設された平成20年度～令和3年度までの14年間で約1025億円となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 これは、しっかり皆さん要請しているけど、沖縄戦の影響でということをはっきりさせないと。ここをしっかり求めてください。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○渡久地 修 議員 ちょっと時間がなくなりました。

次、災害対策で、沖縄県の災害見舞金の見直しについてお尋ねします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

県では、県内において天災地変、その他災害が発生し、被害を受けた県民に対して見舞いの意を表し、その物的、精神的痛手を緩和するために、県独自の見舞金等を支給しております。支給内容につきましては、死亡弔慰金10万円、負傷者への見舞金5万円、住家被害は被害の程度、世帯の構成に応じ、最高5万円の支給となっております。支給内容の見直しにつきましては、他県の状況等を調査研究してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 5万円。全国で1番高いところは幾らですか。全国平均は幾らですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

被災者生活再建支援法の適用を受けるか受けないかということで取扱いが違ってまいりますけれども、いずれにしても都道府県での最高額は300万円となっているところでございます。

○渡久地 修 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 失礼いたしました。

被災者生活再建支援法の適用の市町村における平均額が110万円、適用外の市町村における平均額が229万円となっております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 知事、全国最高300万、平均229万円。沖縄県5万円。これ直ちに見直す必要があると思いますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 今、答弁をさせていただきましたのは、住家が全壊をした場合の額ということで御説明をさせていただいたところでございます。災害見舞金というのは、被災者の生活再建の一助としての役割を果たしているというふうに認識しております。大変重要であると考えております。支給水準を含め、他県の状況等も踏まえながら研究をしてみたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 これ研究じゃないよ。300万が最高、平均が229万。沖縄県、たったの5万円。復帰のときに制定されて、その後1回5万円に上がって、それから全然上がっていない。これは直ちに見直すべきだと思います。知事、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほど部長からも答弁させていただきましたけれども、今後の災害見舞金の状況については、他県の例も参考にしながら、どのように見直しが可能であるかについて検討してみたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 最後、那覇－粟国間の航空路線、国の補助が受けられるようにしっかり国に要請していただきたいと思いますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 那覇－粟国路線については、国の補助対象となる定期便化までには、航空会社の人員確保や施設整備に期間を要することから、早期就航を優先して、チャーター方式で運航しているところで

県としては、運航に伴い生じる欠損について、粟国村と2分の1ずつ補助しているところですが、財政基盤の脆弱な村にとっては負担が大きいことから、チャーター方式運航に国の補助が適用できないか、国と協議しているところであり、要請についても検討してみたいと思います。

○渡久地 修 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 おはようございます。

ていーだ平和ネットの比嘉京子でございます。

質問に入る前に所見を2点、述べたいと思っております。

まず1つ目に、私たち沖縄県民は、一度も自らの意思でこれまでに基地建設を認めたことはございません。今、沖縄の歴史をどう動かすか、非常に問われている段階です。後世の人々の検証に恥じないように、一人一人が心がけていきたいと思っております。

もう一つは、私はこれまで辺野古問題で6回ほどアメリカに行っております。そこで、総じて言えることは、アメリカは地域住民が反対するところに基地建設はしないということです。むしろ、誘致をするところに造るという考え方があるようでした。ましてや、活断層や軟弱地盤の上に公共物を造ること、海を埋め立てることなどあり得ないと、そういうような言葉が総じてありました。ということは、アメリカの基準ではないというのが、今回の辺野古問題ではないかと思っております。

では、1番目の知事の国連人権理事会への訴えに関して質問をいたします。

(1)、知事の国連人権理事会への訴えの意義についてお願いをいたしたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 今回の国連訪問では、各国の代表や世界のNGOと多くの方々へ、沖縄が置かれている状況を伝えることができたことや、複数の国連関係者との面談を通して、人権や民主主義、課題解決のための対話の重要性を改めて確認することができたことは、大変有意義なものであったと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 国連の人権理事会というところですけども、人権の状況が国際的な基準で改善されていくことこそ、世界平和につながるという理念があるようでして、特に、各国の国内手続では救済されない人権侵害を直接知事が訴えたその場所、注目している場所に知事が直接訴えたということが非常に意義が深いと私も感じております。

2番目に、知事の訴えに対して、以下は日本政府代表の反論のポイントでありますけれども、その点について伺いたいと思っております。

まず1番目、アとして、米軍駐留は地政学的理由によるものという反論について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 政府は、米軍は日米同盟の抑止力を担保するため、日本に駐留し、沖縄に駐留する必要性については、沖縄の地政学的位置を根拠としております。しかし、県としては、これらの説明は具

体的ではなく、在日米軍基地の大部分を占める沖縄の米軍基地の役割や必要性について、十分な議論がなされてきたとは言えないと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 歴史的な経緯からいって、地政学的な理由ではないという検証はありませんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○比嘉 京子 議員 例えば戦後、海兵隊が本土にあったものを沖縄に移動した。それは地政学的理由からでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 当時の日本においては、米軍に対する反対運動というのが各地で起こっていたと承知しております。それを緩和するというか、解消するために、米軍の施政権下にあった沖縄に海兵隊の多くが移ってきたということで承知しております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 元防衛大臣の森本さんは、閣議決定後の記者会見でこう言っています。西日本のどこかであれば、海兵隊は機能するが、政治的に許容するところが沖縄しかない、と2012年に語っています。

もう1点、辺野古反対を公約に2014年翁長知事が誕生しました。翌年、米政府関係者が多く口を開きました。まず、元米国防次官補のジョセフ・ナイ氏。沖縄基地は中国に近過ぎるため、対中国では地理的優位性はなく、むしろ脆弱だ。沖縄の人々の支援が得られないなら、米政府は辺野古移設を再検討すべきだと。今でもネット上に、彼のその文言が14年間載っています。

これはインタビューに答えています。リチャード・アーミテージ——これは国務副長官ですけれども、日本政府が別のアイデアを持ってくれば、私たちは間違いなく耳を傾けると、その10日後に言っています。

そして、2015年の暮れには、モンデール元駐日大使は、「我々は沖縄と言っていない。日本政府が別の場所に配置すると決めれば、私たちの政府はそれを受け入れるだろう。」。

もうたくさんの方が訴えているんです。こういうことの実事において、以上のことから私は、沖縄における米軍基地は地政学的理由でもなければ、それは軍事的理由でもない。政治的理由にあることは明らかであ

るということを、我々は認識をすべきだと思います。

イに行きます。

日本の安全保障上の必要性について。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県は、日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識しております。しかしながら、戦後78年となる現在もなお、国土面積の約0.6%である本県に、約70.3%の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであり、その負担も全国で担うべきであると考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 今、国連の人権理事会で、知事が発言をされたということに関しましては、平和に生きる権利ということを旨として主張されたと思いますが、今、我々が議論している——今日の議論もそうですけれども、国家の安全保障という公益に対して、地域における公益、いわゆる平和に生きる権利というのは、どちらが優位になるのか、優先されるのかという問題にも関わっているんだらうと思います。よく国防は国の専権事項だという表現もありますけれども、そこには、どうなんだということを国連で投げかけているんだらうと思います。ここに、例えば国連では、国際社会は軍事的理由を根拠に、人権侵害を正当化できないとしている、これが国連の考え方です。知事の御意見がもしあれば、お伺いしたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 国連における自由権規約の第1条には、「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。」というのが、第1条で書かれています。つまり、人が人として生まれながらに持っている権利は不可侵のものであり、それが担保され保障され安定的に運用されることに、いわゆる政治的な役割があるのだらうということは明確にしていると思います。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 まさに、我々がよく議論して曖昧にしているのではないかというふうに思いますけれども、やはり一人一人の人権というのが、国家の公益よりもしっかりと守られるべき、またそれを守ろうとしなければ、地方の自治体としては、責任

の放棄だと。そういうような考え方を持っていると思います。

(スクリーンに表示) さて、今日皆さんに提供している資料の1、2、3について、その問題の発端を少し私、今回お話をしたいと思うようになりました。まず、タブレットに資料1、2、3を載せてあります。2005年7月に、米軍人から性被害を受けた女性ということで、これは当時の沖縄タイムスの公開書簡というところで掲示をされて、非常に話題になりました。その方は、いわゆる私が訴えていけば、95年の少女への暴行事件や、それから2005年の少女——小学生に対するわいせつ事件は起こらなかったのではないかと思うところがあって、そして自ら30代にもかかわらず、10代の高校2年生のときに起きた米兵による自分のレイプ事件を訴えたというのが、この公開書簡として訴えております。そのことについて、当時の町村外務大臣が訴えたことは——この発言について問われた町村外相は、米軍と自衛隊があるからこそ、日本の平和と安全が保たれているという側面がすっぱりと抜け落ちています。バランスが取れた考えとは思えないというふうに批判をしたのであります。そういうことによって、本人は、非常に傷ついたということで、本人の最後の発言としては、「事件が起きたとき、ある意味死んだようなものだった。外相発言でもう一度つぶされたというか、極端に言えば死ねといわれたような、気持ちになった」「被害に遭っても黙っておけということだと思った。これがセカンドレイプというものだと思う」「国のために国民があるのか、国民のために国があるのか。沖縄の歴史の中で、軍隊は一度も住民を守ったことはない。それなのに国民は平和であるというなら、平和でない状況にいる沖縄の人は、国民じゃないということでしょうか」と、こういうような発言です。私は非常に今回、皆さんにこれを引き合いに出して、訴えたいと思ったことは、まず本人の訴えの1番下から13行ほど上に、稲嶺知事という説得の文言があります。稲嶺知事をぜひ玉城デニー知事に置き換えて、この文章を皆さんと一緒に読んでいただければと思っています。このことを申し上げたくて、この文章を引き合いに出したところです。これは、個人の人権を守ることが、自治体の最大の責任であるということを訴えているものだと私は思っております。

では、ウの差別的な意図に基づくものではないという質問をいたします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほども申し上げましたけ

れども、戦後78年となる現在もなお、国土面積の約0.6%である本県に70.3%の米軍専用施設が存在する状況は異常としか言いようがありません。また、辺野古新基地建設に反対する民意は、辺野古埋立ての是非に絞って行われた県民投票で明確に示されておりますが、政府はこのような民意を一顧だにせず、工事を続行し続けております。政府においては、差別的な意図はないというのであれば、民主主義の手続によって示された沖縄県民の民意を尊重するとともに、在沖米軍基地のさらなる整理縮小に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 次にまいりたいと思います。

エの県民投票の結果を重く受け止めているという。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県民投票に関して、平成31年2月の県民投票では、投票総数の7割を超える圧倒的多数の辺野古埋立てに反対する県民の民意が明確に示されました。県民投票により、県民の民意が直接確認されたことは重要な意義があるものと考えております。

県としては、今回の政府の反論は、これまでの政府の見解を踏襲したものであると認識しておりますが、県民投票の結果を真摯に受け止めるというのであれば、埋立工事を直ちに中止し、県との対話により、問題解決を図るべきであるというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 重く受け止めていると言って、重く受け止めて聞きおいただけでしょうか。そこに非常に反論としての、何といたしますか、言いつ放しといえますか、そういうような感じがいたします。いわゆる政治への参加に基づく最も根本的な民意というものを、見事に無視をしている国の在り方が、そこでまた改めて問われたのではないのでしょうか。

オの日本は法治国家であるというところ、お願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 我が国が法治国家であるということは言うまでもないと考えております。しかしながら、政府は、民主主義の手続により実施された県民投票で明確に示された民意を一顧だにせず、工事を続行し続けております。政府においては、憲法で保障された民主主義や地方自治に真摯に向き合い、直ちに工事を中止し、問題解決に向け、県との対話に応じていただきたいというふうに考えております。



○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 岸田政権が発足して2年でございます。岸田政権の所信表明演説で、沖縄に対してこう述べています。「日米同盟の抑止力を維持しつつ、丁寧な説明、対話による信頼を地元の皆さんと築きながら、基地負担の軽減に取り組めます。」と。この丁寧な説明、対話による信頼構築、過重な基地負担の軽減。この過重な負担の軽減は、その後も、復帰50年のときも、それから先月の6月23日にも何度かおっしゃっておりますけれども、決して実行の方向に向かっていくようには見えません。

さて、質問ですけれども、岸田首相から沖縄県に対して、対話の提案はこれまでにありましたか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 総理といいますか、政府におきまして、そのような知事の対話による解決というものに対して、何らかの回答があったということは承知していません。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 もう1点ですけれども、さきの世界のバスケットボールの観戦に総理がいらしていたと思いますが、知事に一緒に観戦しませんかなどというお誘いはなかったでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 そのようなお誘いはなかったかと思えます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 残念なことですね。御自分の言葉にこれほどまでに責任を持たないという総理の在り方、非常に考えさせられます。こんな軽い発言でいいんでしょうか。

では、(3)に移ります。

知事の訴え、日本政府の反論に対し、参加者からの反応や意見はどうでしたでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 今回の国連訪問において、知事は国連人権理事会、本会議に出席し、沖縄に米軍基地が集中している状況や、県民の平和を希求する思いなどをスピーチしております。スピーチ終了後、何人かの出席者から知事に対して、お声かけをいただいたこと、あるいはスピーチを聞いて、その後に行われた講演会にも参加していただいたことからしますと、一定程度、知事の訴えは理解されたものではないかと考えております。なお、日本政府の反論に対する参加者の反応については、承知していません。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 では、(4)の国連特別報告者との面談から今後の展望についてでございますけれども、これまでに多くの方が質問しておられますので、私としては、この特別報告者という方の役割はどのような役割なのか、国連においてどういうものを担っておられるのかという点について、お聞きしたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 国連特別報告者の役割についてお答えいたします。

国連の特別報告者とは、国連人権理事会から任命され、特定の国における人権状況や、テーマ別の人権状況について調査、報告等を行う専門家でございます。国連特別報告者に対し、基地から派生する諸問題について訴え、問題解決の必要性を理解していただくことは、今後、国連の場において、沖縄の問題を取り上げていただくことにつながるものであり、大変意義のあることだと考えております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 国連のこういう立場の方々、専門分野の方が、それぞれにおられると思いますが、そういう方々が国連の様々な条約を制定するときにコミットしたりというふうに、意見を出していく方であるというふうに私は理解をしています。

では次、基地と経済について、2番目です。

過重な基地負担による人権侵害や環境問題を抱え込まれる中、日米政府は、米軍基地維持のため、沖縄が政府に依存する経済政策へと誘導してきたと私は理解しています。人や社会への投資よりも高率補助的な誘導の仕方、その結果として様々な問題が起こっているということを前提に(1)を伺いたいと思います。

沖縄の依存経済は、県民のマインドにも依存的思考として残っているのではないかと、その見解を伺います。この政府による政策的な経済振興は、施設は立派になりましたけれども、社会福祉の遅れや子供の貧困などを今まで引きずっているというふうにも考えていますが、認識を伺います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

沖縄振興策は、本県に今なお存在する歴史的、地理的などの特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展等の実現に寄与することを目的に、沖縄振興特別措置法に基づき総合的かつ計画的に講じられており、米軍基地問題とは別と認識しております。

県では、労働生産性の向上や域内自給率の向上な

ど、県内産業の稼ぐ力の強化や世界に選ばれる持続可能な観光地の形成等を図り、強くしなやかな自立型経済の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 私の意見とはやや異なるかと思いつつ、私なりの検証をちょっとしてみました。産業構造的にもあるし、それから本当に誇りある豊かさということにつながっているんだろうかと。蛇口は誰が閉めたり開けたりしているんだろうかというふうに、私は個人的に思っております。

沖縄振興予算、これまでの振興予算の推移を見ますと、実に政治的な絡みが大きいということがよく分かりました。まず、振興予算の推移から言うと、私の記憶で一番少なかったのが、仲井真知事だったという記憶からひもといてみました。仲井真知事時代に一番低かったのが、2011年、2301億円でした。これは、仲井真知事の2期目に、どんどん落ちていってそうになりました。そして、仲井真知事が2013年の12月に埋立承認をいたしました。翌年、どう変わったか。3501億円。実に1200億上がりました。これは偶然でしょうか。こういう政治的な絡みの中で、東京で蛇口が開いたり閉まったりする。これ本当に沖縄の自立を助けているんでしょうか。私は、よく考える必要があるのではないかと思います。そしてこれは、押しなべて全国の問題とは共通していなくて、自治や自己決定が、私たちへ十分に得られているのかどうかということも、提言をさせていただきたいと思います。このような基地存続のための予算の在り方は、基地ある限り、私たちは続くわけです。これでは、私たちは、決して自立経済には向かわないと考えるものです。

(2)、県民1人当たりの米軍占有面積の負担割合について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 本県以外の都道府県に所在する米軍専用施設面積7808.5ヘクタールを、本県以外の都道府県の人口で割ると、1人当たり約0.63平方メートルとなります。これに対して、本県に所在する米軍専用施設面積1万8452.5ヘクタールを、本県の人口で割りますと、1人当たり約124.22平方メートルとなります。その結果、本県1人当たりの米軍専用施設面積は、本県以外に比べまして約200倍ということになります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 次に行きます。

米軍嘉手納基地以南の基地返還による年間の直接経済効果は幾らでしょうか。また、雇用効果は何名でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

平成27年1月に県が公表した、返還が予定されている5地区、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設の活動による直接経済効果の合計は、返還前の501億円に対し、返還後は8900億円と約18倍、跡地利用に伴う誘発雇用人数の合計は、返還前の4400人に対し、返還後は8万503人と約18倍になると試算しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 これまで公表されているこの数字ですけれども、10年近く変わっていないのではないかと思います。その見直す時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。また、嘉手納基地を含めた試算をしっかりと私は出すべきではないかと。沖縄県は、基地が全部なくなったら、どういう状況になるのかということをもっと明確にイメージをしていくということは、大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

返還予定の5地区の経済効果については、平成25年1月に策定した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想で想定した、跡地ごとの産業や導入機能を基に推計したものであります。当該地区の経済効果については、今後、広域構想の見直しに併せて再調査を検討していきたいと考えております。また、嘉手納飛行場を含めた経済効果については、返還時期や返還区域・面積等が不明であり、地元市町村の跡地利用計画等もないため、試算することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 まあ、幾つかのパターンでもいいので、ぜひやっていただければと思います。基地返還こそが沖縄経済の自立につながるということは、論をまちませんが、もう78年間、日米安保の負担を過重に背負わされてきたからこそですけれども、今こそ、全国民に向かって、これから78年間は皆さんで担ってくださいと声を出すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県としては、日米安全保障体制が重要であるならば、その体制を支える米軍基地の負担の在り方についても日本全体で議論をし、その負担も全国で担うべきであるということを申し上げております。このため、本土復帰50年に向けた要請などにおいても、日米両政府に対して、当面は在日米軍施設面積の50%以下を目指すとする具体的な数値目標の設定も求めています。また、全国知事会や渉外知事会において、沖縄の基地負担の現状を説明し、理解を求めるとともに、トークキャラバンの実施や情報発信の取組を通じて、沖縄の基地負担軽減に向けた国民的議論の機運醸成を図っているところです。私がある会合で発言をさせていただきましたけれども、例えば、日本全体を100人のクラスメートに例えたとした場合、沖縄県民は70人分のランドセルを背負わされている。青森君は9人分、東京君、神奈川君はそれぞれ5人分だと。背負っていない人たちのランドセルは、一体いつまでこの背負わされている人たちが担わなければならないのかということ、国民がもっと分かりやすく自分事として捉えていただきたい。そういうことも我々は、様々な機会を通じて国民に広く発信し、理解を広げ、沖縄における基地負担の軽減について、共に国民として考えていただけるような、そういう機運を醸成してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 ランドセル論はいいですね。非常に分かりやすいです。私はですから、基地を、負担をなくしていくことで我々経済アップするわけですから、ワシントン事務所の経費も、それから国連の経費も、私はもっと増やすべきだと、これだけ8900億の基地負担というものを減らしていくというために、これだけのお金は少ないと日頃から考えております。

終わります。質問を取り残しましたけれども、すみません、また機会を見てやりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時13分休憩

午後1時35分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

次呂久成崇議員。

[次呂久成崇 議員登壇]

○次呂久 成崇 議員 質問の前に、今定例会開会日に同僚議員をはじめ、県執行部、議会事務局、県民の皆様には、私たちの軽率な行為により誤解とお騒がせをいたしました。以後、このようなことがないように気をつけてまいりたいと思います。

さて、今日は花城大輔議員の要望もありまして、私、例のかりゆしウエアを着て登壇しておりますが、私は個人的に、このかりゆしウエアは、落ち着いて、大人のかりゆしウエアではないかなと思うんですが、私を見る方が少しにやっとするのがちょっと気になります。今日一日、このかりゆしウエアで頑張りたいと思います。

さて、先週石垣市で学校関係者が校内で陸上自衛隊ヘリの体験搭乗の案内資料を一部の生徒に配付したことについては、質問通告後に報道された看過できない重大な問題でありますので、議長と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえ質問を行います。

1、この問題の詳細について伺う。

2、教育現場である学校内でこのような行為が行われたことに対し、県の見解と対応について伺う。

続きまして1、知事の政治姿勢について。

(1)、令和6年度沖縄振興予算の概算要求の内容とその評価について伺う。

(2)、令和6年度沖縄振興税制の内容について伺う。

(3)、8月に行った竹富町行政視察について、その目的と視察内容について伺う。

(4)、9月14日に米軍普天間飛行場所属の海兵隊の輸送機MV22オスプレイが新石垣空港に緊急着陸した。県の対応について伺う。

2、離島振興について。

(1)、竹富町の各島のターミナル及び浮き桟橋の修繕と建て替えに向けた取組について伺う。

(2)、離島の公衆衛生技師の人員確保と人材育成の取組について伺う。

3、土木環境行政について。

(1)、与那原マリナの整備計画の概要と目的について伺う。

(2)、現在の進捗状況と整備完了までの工程について伺う。

(3)、国立公園の石西礁湖での座礁船の現在の状況について伺う。

(4)、県独自の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの対応マニュアル作成の取組について伺う。

(5)、離島における廃棄物処理の課題解決に向けた取組について伺う。

4、文化観光スポーツ行政について。

(1)、沖縄県と日本セーリング連盟オリンピック強化委員会との連携協定の概要と、締結後の具体的な取組と実績について伺う。

(2)、県内の海洋スポーツ拠点の現状について伺う。

う。

5、農水産業行政について。

(1)、県内の子牛価格の下落が止まらない。県内の取引価格の現状と要因について伺う。

(2)、沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業の実績について伺う。

(3)、おきなわ山羊品評会の開催について伺う。

6、保健・医療行政について。

(1)、八重山保健所庁舎が老朽化しているが、現状と課題を伺う。

(2)、県立八重山病院の職員住宅確保対策について伺う。

(3)、県立八重山病院隣接の恒久ヘリポート建設の進捗について伺う。

(4)、医師の働き方改革と看護師及び他の医療従事者確保の取組について伺う。

(5)、県立八重山病院附属診療所の老朽化の現状と医薬分業の取組について伺う。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(3)、竹富町行政視察の目的と視察内容についてお答えいたします。

知事行政視察は、県政の重要課題である離島振興等について、直接現地を視察し地元の皆様の意見を聞き、県政に反映させることを目的に実施しております。竹富町では、町内各港湾施設浮き桟橋の改修等の要望に係る箇所の視察や役場との意見交換のほか、竹富島、西表島の小中学校の児童生徒や西表島の地域の住民と交流を行い、直接多くの話を聞くことができました。今後もできるだけ多くの離島に足を運び、現状や課題の把握に努め、島々で暮らす人々の生活が豊かで安心して暮らせるよう、各種施策に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(1)、令和6年度概算要求の内容と評価についてお答えいたします。

内閣府が行った令和6年度沖縄振興予算の概算要求については、観光関連事業に係る経費が新たに盛り込まれたほか、沖縄振興一括交付金やクリーンエネル

ギーの導入促進に係る経費等が増額要求されました。しかしながら、内閣府の概算要求額2920億円は、沖縄県が要望した3000億円台に届かなかったことに加え、沖縄振興一括交付金についても、沖縄県及び市町村が求めてきた所要額とは大きくかけ離れたものとなっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(2)、令和6年度沖縄振興税制の内容についてお答えいたします。

令和6年度沖縄振興税制では、令和5年度に期限を迎える沖縄型特定免税店制度、石油石炭税の免除、電力供給業の用に供する固定資産税の特例及び令和6年5月に期限を迎える揮発油税等の軽減措置の4制度について、県からの要望を踏まえ、内閣府から財務省へ延長要望がなされております。これらは、観光振興、電力の安定かつ適切な供給、ガソリン価格の抑制に資するものであり、県民生活や産業活動に影響が大きいことから、県としては要望実現のため、内閣府と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての(4)、オスプレイの新石垣空港への緊急着陸についてお答えいたします。

今年9月14日、普天間飛行場所属のオスプレイ2機が、新石垣空港に着陸しました。また、同月14日から21日にかけては、同飛行場所属のオスプレイ計4機が奄美空港及び大分空港に相次いで緊急着陸しており、県としては、米軍の安全管理体制に強い疑念を抱かざるを得ず、大変遺憾であります。このため、去る9月21日、在沖米海兵隊及び沖縄防衛局に対し、原因の究明とその公表、実効性ある再発防止策等を要請したところです。

次に3、土木環境行政についての(3)、竹富町浜島沖の座礁船についてお答えいたします。

県は、台風第6号通過後の、去る8月15日に、座礁船の撤去に係る第2回目の説明会を開催いたしました。撤去事業者によると、台風の影響で船体が2つに切り離され、撤去の作業工程が長期化する見込みであり、令和6年4月に船体の撤去が完了、その後の環境調査等を含め同年5月に全作業が完了する見込みとのことです。また、積荷の流出については、撤去事業者

及び船主代理人によって、現在も回収作業が行われております。引き続き、関係機関との情報共有を行いながら、迅速な対応を求めてまいります。

次に6、保健・医療行政についての(3)、八重山恒久ヘリポートの進捗についてお答えいたします。

県では、これまで整理した設置案3案を基に、5月23日に部局長レベルの職員が参加する会議を開催し、各機関の希望案を確認したところ、八重山病院隣接地地上型案と病院敷地内かさ上げ型案の2案に支持表明があったほか、新たな案の検討を希望する意見もありました。現在、関係者の合意が得られるよう各機関で検討を進めているところであり、急患搬送体制確保の重要性に鑑み、早期に合意形成に向けて、引き続き調整を進めてまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 2、離島振興についての(1)、竹富町内港湾の旅客ターミナル及び浮き桟橋の修繕等についてお答えいたします。

各港の港湾施設について、県は定期点検診断の実施により、劣化状況の把握に努めております。また、点検診断結果に基づき、限られた予算の中、優先順位をつけながら修繕及び更新等の工法検討を実施しております。引き続き、竹富町と連携しながら、港湾施設の老朽化対策に取り組んでまいります。

次に3、土木環境行政についての(1)及び(2)、与那原マリーナの整備計画等についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

中城湾港の与那原マリーナについては、海洋性レクリエーション需要に対応する施設として、平成28年度に南側部分を供用開始しております。未整備となっているマリーナ北側部分については、プレジャーボートの将来需要等に対応するため、小型桟橋の整備等を港湾計画に位置づけており、今年度、施設配置計画や事業スキーム等に関する調査を行うこととしております。今後の事業工程については、調査結果等を踏まえ、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

[糸数 公 保健医療部長登壇]

○糸数 公 保健医療部長 2、離島振興についての(2)、公衆衛生技師の人材確保等についてお答えします。

令和5年10月1日現在、宮古・八重山保健所にお

ける公衆衛生技師の欠員状況は、医師1名、技術職4名の欠員となっております。その対策として、臨時的任用職員を採用することで欠員の解消に努めるとともに、各種関連団体等への募集案内や関係機関への協力要請を行い、人材確保等を図っているところです。

続いて6、保健・医療行政についての(1)、八重山保健所庁舎の現状と課題についてお答えします。

八重山保健所については、築40年が経過しており、雨漏りや各種設備の不具合が生じております。緊急を要する箇所については、適宜修繕を行っているところですが、改築または大規模改修については、計画的に整備を進める必要があるため、関係部局と調整の上、検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

[多良間一弘 環境部長登壇]

○多良間一弘 環境部長 3、土木環境行政についての(4)、野鳥における県独自の鳥インフルエンザ対応マニュアルの作成についてお答えいたします。

県では、野鳥における鳥インフルエンザについて、国のマニュアルに基づき対応しておりますが、その拡大防止や早期発見のためには、同マニュアルに定めのない動物病院における傷病鳥獣の受入れ基準の明確化等が必要であると考えております。

そのため、県としましては、受入れの現状や課題、検査体制等について、環境省、市町村、保健所、家畜保健衛生所、獣医師会等と意見交換を重ねているところであり、引き続き野鳥における県独自のマニュアル策定に向けて、取組を進めていくこととしております。

同じく3の(5)、離島における廃棄物処理の取組についてお答えいたします。

離島地域においては、繰り返し漂着するごみの処理や島内では処理が困難な産業廃棄物を島外へ輸送し処理せざるを得ないなどの課題があります。県では、漂着ごみの処理について、海上輸送費も含め回収・処理に活用できる国の補助金の必要な予算額の確保に努めております。また、産業廃棄物と一般廃棄物を併せて処理する実証試験を実施し、離島における処理コストの低減が確認できたことから、あわせ処理を推進しているところです。さらに、産業廃棄物税を活用した離島における産業廃棄物処理施設の整備に対する補助事業についても引き続き周知等を強化してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

[宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇]

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 4、文化観光スポーツ行政についての(1)、日本セーリング連盟との連携協定についてお答えします。

沖縄県の海洋環境とセーリング競技の特性を生かした地域活性化を目的として、令和3年3月、日本セーリング連盟、県及び座間味村の3者により連携協定を締結しました。協定で3者は、JOC（日本オリンピック委員会）認定競技別強化センターの認定を目指すこと、競技力向上及び人材育成について連携・協力をすること、連盟と地域住民との交流の場を設定することなどに努めることとされています。同協定に基づき、県においてキーパーソンの招聘及びキャンプ誘致に取り組んでおり、県内各地におけるセーリングの合宿が継続的に実施されています。その結果、令和4年10月には、座間味村歴史文化・健康づくりセンターが強化センターに認定されました。

同じく4の(2)、県内の海洋スポーツ拠点の現状についてお答えします。

沖縄県では、座間味村海域、与那原マリーナ、宜野湾マリーナ、名護湾などを拠点として、大会や合宿が行われているところです。

県としましては、これらの拠点を活用し本県の地理的特性を生かして、セーリング等の合宿をはじめとした海洋スポーツの推進に取り組むとともに、令和16年に開催される国民スポーツ大会を見据え、競技力の向上、人材育成を離島を含めた県内全域で図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 5、農水産業行政についての(1)、県内子牛取引価格の現状と下落の要因についてお答えいたします。

県内の肉用子牛平均取引価格は、令和4年5月以降下落傾向となっております。また、昨今の牛肉流通の状況としましては、物価上昇の影響により、国民の消費活動が減退しているため、国内における牛肉消費量が減少し、牛肉取引価格の低下が続いております。このような牛肉流通状況の変化や飼料価格の高騰により、購買者である肥育農家の経営が悪化し、子牛の買い控えや導入意欲の低下を招いたことが取引価格の下落に至った要因と認識しております。

同じく5の(2)、沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業の実績についてお答えいたします。

県では、全国に比べ雌子牛の価格下落幅が大きいことから、独自の支援策として、県内の雌子牛平均価格

が基準価格を下回った場合、その差額の9割を補填する沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を実施しております。当該事業において、令和5年4月～7月までに出荷された雌子牛3395頭を対象に、総額1億6984万円の補填金が契約農家へ交付されております。

県としましては、引き続き国の動向を注視しながら肉用牛農家の経営安定に努めてまいります。

同じく5の(3)、おきなわ山羊品評会の開催についてお答えいたします。

おきなわ山羊品評会は、平成21年度～令和元年度までに合計11回開催してはりましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を見送っております。同品評会につきましては、生産者の生産意欲を高めるとともに、ヤギの生産性向上を図る上で必要と考えております。

県としましては、市町村、JA等の関係機関と連携しながら、おきなわ山羊品評会の早期再開に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

〔本竹秀光 病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長 6、保健・医療行政についての(2)、県立八重山病院の職員住宅確保についてお答えします。

八重山地区をはじめ離島における住居は、人材確保に欠かせない施設であり、地域の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには重要であると考えております。そのため、病院事業局では職員宿舎として、医師・看護師住宅のほか、知事部局の県職員住宅及び民間賃貸住宅を借り上げており、引き続き、離島に配置される職員が安心して職務に専念できるよう職員宿舎確保に努めてまいります。

同じく6の(4)、医師の働き方改革と医療従事者の確保についてお答えします。

医師の働き方改革については、医師の長時間労働を生む構造的な問題の解決に向けて、時間外労働の上限規制、健康確保措置等の新制度が令和6年、来年の4月から施行されます。県立病院では、地域医療や救急医療の維持及び臨床研修教育に認められる時間外・休日労働の特例水準の指定に向けて、医師労働時間短縮計画の作成に取り組んでいるところです。また、同改革を推進するためには、看護師及びコメディカルへのタスクシフト、タスクシェアが必要となるため、看護師の特定行為研修等の実施及び人材確保に努めております。

同じく6の(5)、県立八重山病院附属診療所の老朽

化と医薬分業についてお答えします。

県立八重山病院の4附属診療所のうち、波照間診療所は築29年、小浜診療所は築28年、大原診療所は築21年が経過し、経年劣化が進んでいることから適宜修繕を行ってまいります。西表西部診療所及び医師住宅については築39年が経過していることから、移転建て替えで竹富町と協議を行っており、移転候補地に係る町の手続が整い次第、令和6年度から設計業務を実施することとしております。また、附属診療所の医薬分業については、調剤における法律上の制限や、それから迅速な処方が必要な事案の発生等を勘案すると難しいものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 7、学校関係者による石垣市の中学校での陸上自衛隊ヘリの体験搭乗案内資料の配付についての中の(1)、自衛隊広報活動についてお答えいたします。7の(1)と7の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

石垣市教育委員会によると、今月3日から4日にかけて、中学校の部活動の時間において、自衛隊関係者である外部コーチ及び担当顧問が、校長の許可を得ないまま、ヘリの体験搭乗の案内資料と申込書を一部の生徒に配付したとのこととあります。学校における自衛隊の広報活動についても、他の官公庁や事業所の広報活動と同様に、学校の設置者である市町村教育委員会や校長に許可を求め、その判断の下、適切に行われるべきものであると考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 まず、知事の政治姿勢の(4)の新石垣空港、オスプレイ緊急着陸の件なんですけれども、このとき沖縄防衛局の対応のほうはどうだったでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

沖縄防衛局によると、新石垣空港に普天間飛行場所属のオスプレイが緊急着陸した当日、9月14日なんですけれども、通訳を含む職員が現場に出向き対応を行ったということとあります。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 確認なんですけれども、県のほうはその出先機関、もしくはまた知事公室、そのほうから職員の派遣というのはなかったわけですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 知事公室のほうとしましては、空港の管理者と緊密に連絡を取ってはおりましたが、派遣はいたしておりません。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 派遣がなかったということなんですけれども、ここでちょっと伺いたいんですけれども、県は、この石垣空港は設置管理者としてどのような位置づけなのか認識を伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

新石垣空港につきましては、県において設置管理をしておりますが、管理事務の一部につきましては、空港が所在する市町村に権限委譲をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 新石垣空港なんですけれども、この1日の定期航空路線、便数、また管理体制とか、どれぐらいの煩雑さとかってというのは把握してますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 新石垣空港の令和4年度の年間乗降客数は244万人余りと、地方自治体が管理する54空港のうち、鹿児島空港に次ぐ大規模な空港であるというふうに認識をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 そうなんですね。この地方管理空港54空港のうち、乗降客数が第2位ということになっております。そしてさらに、石垣空港の特殊性として、この乗降客数が100万人以上の空港で唯一、空港管理と駐車場管理が石垣市によって行われているということなんですけれども、今、沖縄県ではこの地方管理空港、12空港あると思うんですけれども、その中で直接管理しているのはどの空港ですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 県が設置する空港は、下地島空港を除き管理の一部を空港が所在する市町村に権限委譲している状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 この9月14日、同日なんですけれども、奄美空港のほうにも同じくオスプレイが緊急着陸をしております。奄美空港では、設置管理者である鹿児島県はどのような対応をしたのか御存じでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時8分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 奄美空港におきましては、管理事務所——県の出先、大島支庁のほうから空港に出向いて管理事務所に職員を派遣して対応したということのようでございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 そうなんです。私も奄美空港のほう、そして鹿児島県のほうに確認をいたしました。この奄美空港では、緊急着陸後、九州防衛局職員も空港に駆けつけ、設置管理者の鹿児島県も出先機関の大島支庁から職員を1人派遣して情報収集の対応を行っている。同じ離島の空港でありながら、この対応の違いというのは、設置管理者である県の認識の違いだと私は思います。今回、このオスプレイの駐機に関しては、ステイ便になるということで、たしか米海兵隊員がそのまま駐機されているオスプレイのほうに宿泊するというようなことで、管理事務所のほうとやり取りがあったと思います。これは空港の管理運営上、やはりできないということで、いろいろとやり取りをしていたようなんですけれども、私はこの石垣市に事務の一部が委譲されているからということで、この空港の運用・管理について、沖縄県のほうが知らぬ存ぜぬ、石垣空港管理事務所判断、対応してくださいというような、丸投げをしているような状況というのは、これは設置管理者としていかなものかというふうに思いますが、認識を伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当日の対応といたしましては、空港管理事務所と連携し、情報共有等を行いながら対応したというふうに聞いております。航空機の緊急着陸時における対応につきましては、駐機スポットの指示など、現場の空港管理事務所が行うこととなっており、県におきましては他航空機への影響等について情報収集を行うこととしております。

それからここで1点、先ほどの答弁の中で鹿児島空港に次ぐ大規模な空港というふうに申し上げたようでございますが、神戸空港に次ぐ大規模な空港におわびして訂正させていただきます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 奄美空港管理事務所のほうは、一般民間機の業務もあるので、今回のような米軍機の緊急着陸の場合、そして駐機時間が短くその日で離陸するとか、翌日の朝早く離陸することが分かっている、こういった場合はやはりケース・バイ・ケースで鹿児島県と協議、調整をしながら対応する。そして職員もなるべく情報収集をしに空港に向かうというふうに聞いております。この対応こそ、私は設置管理者である県の責任ではないかというふうに思いますので、ぜひ、今後の対応として、出先機関もあるわけですから、そういった対応のほうをしっかりとやるというのが県の責任ではないかと思いますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

空港の管理一般ということの範囲でお答えいたしますけれども、出先の事務所等もでございます。管理について地元のほうと意見交換をしてみたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 現在、有事を念頭に防衛体制強化の目的で空港、そして港湾機能を拡充しようとする関係者が石垣市と竹富町に特定重要拠点空港・港湾に関する説明を行うなど、この新石垣空港を取り巻く状況というのは大きく変化をしております。この拠点空港・港湾に指定されて整備されれば、自衛隊の訓練をはじめ米軍等の空港使用は、私はやはり避けられないものだというふうに思いますし、国の専管事項として住民の意思が問われないまま進むのではないかとというふうに懸念しています。現在は、空港の管理事務は石垣市のほうに一部権限委譲ということなんですけれども、このように取り巻く状況が変化している中、設置管理者として沖縄県が下地島空港のように直接管理する必要があるのではないかとというような声もありますし、私もそれを検討する余地というか、時期にあるのではないかとというふうに思いますが、ここで知事の考えをちょっと伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 先ほどもお答えいたしましたが、空港管理を取り巻く情勢というのが議員御指摘のとおり様々ございますので、望ましい管理の在り方ということについて、地元と意見交換をしてみたい



たいというふうを考えております。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 地元の空港管理事務所のほうとも、また出先機関も併せてしっかり——この直接管理も含めて、今回のような丸投げは決してしないように、設置管理者として当然やるべき対応、そして検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、土木環境行政についてなんですけれども、鳥インフルの件です。

今月下旬からいよいよ渡り鳥のシーズンを迎えるわけなんですけれども、この野鳥の監視や傷病野鳥の通報、死亡野鳥の調査を行う体制など、関係機関との体制はどうなっているのか。具体的にまたどのような連携体制があるのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

県では死亡野鳥等を見つけた場合の連絡先としまして、ホームページでは自然保護課のほうを案内しております。この当該死亡野鳥等が検査対象となるようなことを確認した場合には、地域ごとに連携して対応するような体制というものを構築しているところです。八重山地域におきましては、自然保護課が環境省石垣自然保護官事務所に連絡しまして、同事務所が死亡野鳥等の回収、それから簡易検査を行っております。対応できない場合につきましては、八重山家畜保健所に協力を求めるというようなことにしております。また、簡易検査を実施する場合につきましては、速やかに県の畜産課等の関係機関へ情報提供を行いまして、結果が分かり次第、情報共有を図るというようなことの体制でやっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 この死亡野鳥の取扱いで鳥インフルの疑いがある場合というのは、現在、検査機関というのが筑波でしたか、そちらのほうに送って、その結果が来るのに2週間かかるということなんですけれども、これが鳥インフル陽性の場合、この2週間で八重山圏域、また県内のほうでは、もうその被害、感染というのはやはり拡大すると思います。ですので、私はやはり県内でしっかりと検査できるような体制というのを構築するべきではないかと思いますが、その件についていかがお考えでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えします。

野鳥におきます鳥インフルエンザにつきましては、簡易検査の後、陽性となりましたら遺伝子検査という

ものを次の段階でやることとなりますけれども、これにつきましては国のマニュアルに基づきまして、議員が御指摘のとおり、検体を国の検査機関であります国立環境研究所まで発送する必要があります。そのため、結果の確定までに時間を要しているというような状況がございます。そのため国におきましては、県内で遺伝子検査が実施できるように、県内の研究機関と調整しているというふうなことを聞いております。

県としましても、国と連携しながら県内での遺伝子検査体制の構築に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 この件に関しては、環境省、国のほうともしっかり連携していただきたいと思います。また、県の体制なんですけれども、この鳥インフルに関してなんですけれども、家禽は農林水産部、そして傷病また死亡野鳥は環境部というふうに、縦割りにやっぱりなっていると。私はやはりこの鳥インフルの連携体制というのを考えたときに、両部局がしっかりと巻き込まれて、その関係機関との連携体制というのを構築しないといけないというふうに思っているんですが、地元のほうではやはりその連携体制というのが構築されていないという認識があるというふうに伺っていますが、その辺りはいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 石垣における検査体制につきましては、先ほども申し上げましたとおり、環境省自然保護官事務所あるいは八重山家畜保健所と連携を取っているところなんですけれども、この鳥インフルエンザの対策に万全を期すために、畜産課、それから環境省沖縄奄美自然環境事務所、あるいは県獣医師会、宮古・八重山の保健所、家畜保健所、石垣市、そういったところとの意見交換をずっと行ってきているところでございます。

県としましては、こういった意見交換も引き続き行いながら、こういった検査体制というものについて支障が生じないように取り組んでいこうというふうに考えているところです。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 八重山圏域のほうでは、現在、この県の対応については、やはり県の自然保護課のほうは、鳥インフルの知識、また技術がなくて対応できない。危機感がないから自治体や関係機関に丸投げしているというような現場の感触というのがあるそうです。ですので、私は圏域ごとではなくて、やはり

県全体として、関係機関の担当者レベルだけではなく、環境省の沖縄奄美自然環境事務所長と環境部長とか、自然保護課長とか、トップレベルでの意見交換、そして互いの認識や体制を構築する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 鳥インフルエンザにつきましては、先ほども答弁したとおり、関係機関といろいろ意見交換を行ってきているところなんですけれども、引き続き八重山地域の現状と課題といったものについて意見交換を行いながら、こういった体制についても支障が生じないように検討していきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 よろしくお願ひします。

そして、やはりこの八重山圏域は、世界自然遺産登録された西表島があって、カンムリワシやイリオモテヤマネコの希少種、そして漂着ごみ問題や石西礁湖、ノヤギや外来種対策など環境問題というのは山積しております。この自治体や関係機関とも連携し、やはりこの課題解決をいかに図っていくかというのが私はとても重要だと思っておりますので、ぜひ、この環境部の出先機関に職員を配置すると。やはり配置するということは、広域行政を担う県がしっかりと姿勢を示すことにもなると思っておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 環境行政につきましては、様々な専門家の方々、あるいは環境省レンジャーの方々、専門的な立場からの見解・見地も非常に重要な県政にとっての対応になるであろうと思っております。

県におきましては、このような環境分野においても、環境省、関係機関と連携をしながら必要な体制の整備については、引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 ぜひ、環境部の出先機関、そして職員の配置というのは前向きに検討のほうをお願いしたいと思います。

次に、文化観光スポーツ行政についてなんですけれども、この県内の海洋スポーツの拠点づくりについて改めてちょっと見解を伺いたしたいと思います。

先ほど答弁のほうにもありました。12年後に2巡目となる沖縄国体で海洋スポーツ競技の県勢の育成強化をするためにも、現在、与那原マリーナ、そして宜野湾、名護をそれぞれ拠点にしているということなん

ですけれども、ぜひ離島でも宮古の平良港、そして石垣港を拠点にするといったことも見据えて、この県内の拠点づくりをしっかりとやっていくという、その必要性があるというふうに感じますが、どのようにお考えなのか、改めてお聞きしたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 沖縄県は、温暖な気候、海の透明度、それから冬場においても一定程度静穏度が確保される海域など、地理的特性を生かして海洋性競技の育成強化、離島を含めたそういう拠点化というところを県内全域で進めていけたらと思っております。また、離島におけるスポーツコンベンションの推進のために、市町村、スポーツコミッション沖縄等と連携して、合宿の誘致を図ってまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 実際に、与那原マリーナのほうでセーリング強化合宿をした選手というのは、国際大会でも本当にいい成績を残しております。そしてその選手が、沖縄の優位性、海洋スポーツの拠点として沖縄の優位性というのは疑う余地のない国内ナンバーワンだというふうに言っているわけです。ですので、私は、この与那原マリーナの整備計画のほうも、やはり拠点づくりをしていくためには、艇庫の整備というのにも必要不可欠だというふうに思いますので、その整備も含めて県内のそれぞれのマリーナ、そして離島の宮古・石垣のほうも整備を進めていくということも含めて、沖縄の海洋スポーツの今後の人材育成も含めて世界に発信していくことができるんじゃないかと思いますが、改めて見解を伺いたしたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 令和16年の国民スポーツ大会に向けては、次年度、仮称ですけれども準備委員会を設置することを検討しておりますので、そういった準備委員会、それから各施設競技団体、それから市町村を含めて意見交換を行いながら、どのような施設が必要なのかというところを検討してまいりたいと考えています。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 ありがとうございます。ぜひ前向きによりしくお願いします。

最後に、これは質問ではなく要望なんですけれども、知事、8年ぶりに竹富町へ行政視察に行かれたということなんですけれども、この八重山圏域は、石垣市、竹富町、与那国町と3市町、3つの自治体があって、11の有人島から成り立っているわけなんで

すが、やはり先ほど知事も申しました県政の重要課題である離島振興、今回、直接知事が足を運んだというのはとても評価するんですけども、やはりここで今後考えていただきたいのは、前例がないということで職員のほうから伺っているんですが、私たち八重山選出の我々議員のほうも一緒に同行できるのであれば、ぜひそれはお願いしたいというふうに思います。そしてまた、それぞれ石垣市議会議員、竹富町議会議員、与那国町議会議員がいらっしゃいます。この方たちは普段から地元、そして各島々のそういう課題等について住民の皆さんからいつも意見を聞いているわけなんですね。ですので、一緒に同行することによって、また足りない時間だけではなくて、我々議員も離島振興について改めて地元の皆さんから意見を聞いて、それを共有しながら県政課題解決について図っていくということができるとおもいますので、これは私、与野党関係ないと思います。ぜひ、今後このようなことも検討していただきたいということを要望して私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

[新垣光栄 議員登壇]

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 光栄 議員 会派おきなわ南風、新垣光栄、一般質問を行います。

よろしくお願ひいたします。

1、知事の政治姿勢について。

私は今回の最高裁の判決に伴う知事の判断が、今後、辺野古基地だけではなく、沖縄県民の人権、主権、民主主義、平和、沖縄県の未来を決める決断だと思ひます。

そこで(1)、辺野古新基地建設に伴う最高裁の判決について、知事の決断と対応を伺う。

(3)、米兵2人によるタクシー強盗致傷事件で、福岡高裁は遺族側の控訴を棄却した。日米地位協定とSACO見舞金制度について、知事の見解を伺う。

2、総務企画について。

(1)、交通渋滞対策と公共交通体系について。

国土交通省2021年交通情勢調査の動向を踏まえると、鉄軌道の整備のみならずフィーダー交通の整備も含めた公共交通体系の構築が必要となる。

そこでア、モノレール延伸や鉄軌道導入の政策位置づけについて伺う。

(2)、警察行政について。

ア、警察官の実人員と条例定数に対する充足率、類似団体の状況について伺ひます。

イ、警察行政施設の老朽化対策整備計画と警察官増員に伴う施設の現状について伺う。

ウ、交番・駐在所の再編計画と設置基準について伺ひます。

3、経済労働について。

(1)、世界水準の観光地実現の政策について。

沖縄県は、観光に行きたい都道府県ランキングの採点で、最も大きい下げ幅となり3位に逆戻りした。

そこで伺ひます。

ア、沖縄県は、県民が第一に望む将来像、沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指している。その潜在的な発展、可能性を存分に引き出す観光政策について伺う。

イ、世界のトップクラスの観光地形成に活用する観光税について、導入の進捗状況を伺う。

(2)、スポーツ政策について。

沖縄県では、2025年、全国中学校体育大会の開催が決定し、2029年、全国高等学校総合体育大会が予定され、2034年には国民体育大会、2巡目の国体の最後の開催地として、沖縄県が予定されている。

そこで伺ひます。

ア、大会の取組状況と県管理施設の現状と課題、対策、各市町村との連携について伺ひます。また中体連廃止の議論について伺ひます。

イ、高体連、中体連等、県大会の施設利用料の軽減について伺ひます。

ウ、県立高校体育施設開放事業の拡充と支援体制の充実について伺う。

(3)、文化芸術政策について。

世界のウチナーンチュ大会をはじめ、昨年の美ら島おきなわ文化祭2022事業と先日のしまくとぅば県民大会へ参加して、沖縄県の文化、芸術・芸能は、長い歴史の中で積み上げられた英知の結晶であり、県民が心豊かに生き、活力ある社会を築き、世界との友好を深めていく基盤として、県民の発展に欠かせないものであると再認識しました。

そこで伺ひます。

ア、新たな時代を切り開く沖縄県の歴史、文化、芸術・芸能の観光政策への活用とまちづくり景観への活用について、県の見解を伺ひます。

イ、文化発信交流拠点の整備により目指す沖縄県の将来像と、県営中城公園の整備コンセプトについて伺う。

4、文教厚生について。

(1)、無職の若者の青少年政策について。

県では、進学も就職もしない若者の現状が子供の貧困につながる可能性があるとして、無業青年の生活実態調査を実施し、貧困をなくす具体的な施策に反映したいと調査に取り組んでいます。

そこでア、中高校生の進路未決定率の現状と課題、対策について伺う。

イ、高校生の中退率とその実態、対策について伺います。

ウ、知事公約である、貧困層の若者への自動車運転免許取得支援の取組状況について伺います。

(2)、社会で自立し活躍できる人材を育成するための教育支援について。

県は、多様な能力を育て、力強く未来を拓く人材づくりを掲げ、施策に取り組んでいる。

そこでア、大学、高校等における授業料等の負担軽減策の現状と成果を伺う。

イ、国際感覚を身につける教育の推進について、取組状況と成果を伺う。

ウ、台湾私大留学を無償化し、県内のグローバル人材育成のために締結された、みらいおきなわ連携協定について、県の見解を伺います。

5、土木環境について。

(1)、世界水準の観光地にふさわしい沿道景観の形成について。

内閣府は、令和6年度概算要求に新規事業として、持続可能な国際観光景観モデル事業を要求した。

そこでア、モデル事業の全県の展開と既存のフラワークリエイション事業との組合せをどのように考えているか。世界水準の沿道景観形成に向けては、新たな組織の設置や土木事務所の技術者増員が不可欠である。県の見解を伺う。

イ、花と樹木の沿道景観計画で掲げた施策、地域やボランティア、企業との連携した取組の展開について、県の見解を伺います。

ウ、沿道環境の美化と沖縄県観光振興条例第16条の現状と課題を伺う。

(2)、都市計画政策について。

沖縄県の人口は、復帰後初めての自然減となった。人口減少対策を考える際には、商工業地域社会形成の発展だけでなく、住宅・生活環境の向上や良好なコミュニティの形成といった、まちづくりの発想が必要になる。

そこでア、人口減少時代の住宅政策・住宅環境の改善について、県の見解を伺います。

イ、広域的な観点から沖縄県全体のゾーニングと中南部都市圏の土地利用政策について伺います。

ウ、県は、中南部都市圏の都市計画区域の再編計画を予定している。どのような手続で進めるのか。関係市町村との協議会が必要となると考えるが、いつ設置するのか伺います。

(3)、河川、海岸及び砂防の整備事業について。

イ、中城村奥間地域及び久場・熱田海岸地域の保全区域指定の現状について伺います。奥間地域におかれましては、土木事務所、農林土木事務所が説明会を行って、本当に御苦労さんでありました。

続きましてウ、西原町小波津川の整備状況と管理状況について伺います。西原町の河川の整備状況においても、雑草の除去など、今精力的にやっていますので、お礼を申し上げます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、公有水面埋立変更承認申請に対する知事の対応についてお答えいたします。

令和5年9月4日付で是正の指示を適法とする最高裁判決が示されたところでありますが、沖縄県は、当該判決を受けてどのような対応が取れるか検討しておりましたが、10月5日、国土交通大臣により、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対する承認を知事に命ずる裁判を求めて、地方自治法第245条の8第3項に基づく代執行訴訟が提起されたところであります。

沖縄県としては、この訴状の内容を精査した上で、対応を検討してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(3)、SACO見舞金制度への見解についてお答えいたします。

米軍人等による公務外の事件・事故の被害者への補償は、原則、加害者が行いますが、弁済能力がない場合等は、日米地位協定第18条第6項に基づき米国政府が支払います。SACO見舞金は、この米側の支払額が裁判の確定判決額に満たない場合、日本政府が差額を支払う努力をする制度です。しかしながら、同制度は法的制度として確立したものではないため、県と

しては、被害者の迅速かつ十分な補償を図るためには、日米地位協定の見直しが必要と考えており、その見直し要請の中で、日米両政府の責任でその差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨明記することを求めているところです。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 2、総務企画についての(1)のア、モノレール延伸や鉄軌道導入の政策位置づけについてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画や沖縄県総合交通体系基本計画において、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上等の観点から、那覇と名護間を基幹軸として、鉄軌道等の導入に取り組むこととしております。また、基幹軸と接続するモノレールやLRT、バス等についてもフィーダー交通に位置づけ、現在実施しているパーソントリップ調査の結果も活用しながら、市町村と連携して幅広く検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

[鎌谷陽之 警察本部長登壇]

○鎌谷陽之 警察本部長 2、総務企画についての御質問のうち(2)のア、警察官の条例定員に対する充足率と人口同規模県との比較についてお答えをいたします。

県警察における警察官の条例定員は2921人、実員は2866人で、充足率につきましては、約98%となっております。

次に、人口同規模県の警察官の条例定員について、九州では、長崎県が3037人、鹿児島県が3035人で、当県とほぼ同数となっております。他方で本年は、夏場の観光シーズンにおいて、観光客の増加が想定されたことなどを踏まえ、治安対策等をさらに強化するために、7つの県警察に対して援助要求を行い、派遣された警察官と合同で、沖縄本島中北部及び離島地域におけるパトロール活動を実施するなどの取組を行ったところであり、今後とも、当県の治安課題に的確に対応できるよう、適正な警察官の運用に努めてまいります。

次に2の(2)のイ、施設の老朽化対策整備計画と現状についてお答えをいたします。

県警察施設の老朽化対策につきましては、長寿命化及び財政的負担の平準化を踏まえつつ、沖縄県公共施

設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、更新、改修を進めているところであります。また、過去30年間に704人の増員がなされており、その間に建て替えがなされた糸満警察署、沖縄警察署などでは、増員された定員に基づき、施設整備がなされておりますが、今後も組織見直し等によって狭隘化している警察施設については、将来的な施設の建て替え等の際に、十分な執務環境を整備することとしております。

次に2の(2)のウ、交番・駐在所の設置等についてお答えをいたします。

交番・駐在所の設置等については、限られた体制を効果的・効率的に運用し、治安の維持向上を図りつつ、管内人口の変動や治安情勢、周辺環境の変化などを踏まえて検討しているところであります。

県警察におきましては、過去10年間で、交番・駐在所33か所について、その管内事案への対応は道路環境の変化による機動性の向上などにより、隣接する交番等で対応可能であるとして統廃合をした一方で、人口増加等を踏まえた必要性から、交番4か所を新設したところであり、引き続き、不断の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

[宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇]

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 3、経済労働についての(1)のア、沖縄の発展可能性を引き出す観光政策についてお答えします。

本県では、沖縄観光の将来像である、世界から選ばれる持続可能な観光地を目指し、県民、観光客、観光事業者が、自然、歴史、文化を尊重し、それぞれの満足度を高めるとともに、環境容量の範囲において観光産業の成長と維持を図ることとしております。このため、県では、サステナブル、レスポンシブル・ツーリズムを推進し、人や社会、環境などに配慮したエシカルな沖縄観光の実現に取り組んでまいります。

同じく3の(1)のイ、宿泊税導入の進捗状況についてお答えします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、宿泊税の導入に向けた検討を進めております。新沖縄県行政運営プログラムにおいては、令和8年度に同税の導入を目指すこととしております。今年度から、宿泊事業者を含む観光関連団体や導入を予定する市町村との意見交換を再開しております。これまでの意見交換では、税の使途、県と導入予定市町村との税率及び税の配分、高価

格帯の施設利用者の税額設定の在り方、課税免除の対象、導入時期が主な論点として挙げられており、引き続き、詳細について整理してまいります。導入に向けては、沖縄観光を取り巻く情勢の変化を適切に把握するとともに、観光関連団体や市町村等との意見交換を重ねながら検討していくこととしております。

同じく3の(2)のアのうち、国民体育大会の組織、取組等についてお答えします。

沖縄で開催が予定されている令和16年第88回国民スポーツ大会については、今年6月に日本スポーツ協会から内々定の承認を受けました。現在、各競技団体に競技会場等の意向について、ヒアリングを行っているところです。競技可能な県管理施設は、奥武山総合運動場、県総合運動公園等があり、計画的な維持管理と長寿命化の推進を図っております。次年度には、国民スポーツ大会準備委員会（仮称）を設置し、市町村や関係団体と連携を図りながら、各市町村の施設も含めた開催地の選定作業、選手育成等を進めてまいります。

同じく3の(2)のイ、県大会の施設利用料軽減についてお答えします。

県大会が開催される県立施設としては、奥武山総合運動場及び県総合運動公園があります。各施設の利用料金は、指定管理者において、県の承認した規定に基づき、減免することが可能となります。当該規定では、高体連及び中体連の主催行事に係る専用利用を含め、県主催及び共催の行事については、利用料金免除の対象としております。

同じく3の(2)のウ、県立学校体育施設開放事業についてお答えします。

本事業では、毎年、各県立学校へ開放希望調査を行い、許可が得られた学校について利用団体による施設利用が無償となっています。また、開放校に対しては、光熱水費を補助し、安全に施設を利用するための管理指導員に報償費を支給しています。学校部活動の優先利用や利用団体の出入りによる安全管理面等の理由から、開放校数の拡充が進んでいないことが課題となっております。学校体育施設の有効利用は、県民の身近なスポーツ環境の場として生涯スポーツの推進につながることから、引き続き教育庁と連携を図り、学校側へ本事業の趣旨を丁寧に説明しながら理解・協力を求めてまいります。

同じく3の(3)のアのうち、歴史文化等の観光政策への活用についてお答えします。

本県においては、独自の歴史や文化など沖縄のソフトパワーを生かし、多彩かつ付加価値の高い観光を推

進するとともに、新たな産業の創出・振興に取り組むこととしております。このため、琉球舞踊、組踊、エイサー等の文化資源を活用した体験プログラムの実施などに取り組むとともに、琉球の歴史や文化をテーマとした新たなコンテンツの開発支援などにより、文化観光の推進に取り組んでおります。また、空手関連産業という新たな産業の創出を図るため、空手ツーリズムを推進し、多様で魅力ある体験型観光プログラムや商品等の開発支援を実施してまいります。

同じく3の(3)のイのうち、文化発信交流拠点についてお答えします。

県では、県立郷土劇場に代わる施設について、当面は既存の文化施設を活用しながら必要な機能を補完する施設として、浦添市の組踊公園に整備する基本計画や実施計画（案）を策定しました。令和5年度は、これまでの計画を踏まえつつ、県内文化施設や文化芸術団体の現況、ニーズ、課題の把握等を行う調査を実施し、今後の施策につなげていくこととしております。

県では、文化芸術活動の基盤強化を図るため、文化発信交流拠点の充実に取り組むとともに、伝統芸能等の沖縄の文化資源を活用して観光振興につなげてまいります。

次に5、土木環境についての(1)のウ、沿道環境の美化と沖縄県観光振興条例第16条についてお答えします。

同条例は、観光の振興によって真に美しい豊かな郷土の創出に最善の努力を払うことを目的に制定されています。第16条は、自治体、民間事業者、県民、観光客に対して、観光地及び観光地間を結ぶ道路の環境美化に関する努力義務を定めております。

県では、8月の観光月間等で同条例を周知するほか、クリーンアップ活動を展開する等、県民一体となった取組を行っているところです。持続可能な国際観光景観モデル事業の活用を含め、引き続き、地域と連携した取組を実施するとともに、意識醸成を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 3、経済労働についての中の(2)のア、全国中学校体育大会等の取組状況についてお答えいたします。

令和7年度の全国中学校体育大会における本県開催競技は、陸上競技、ハンドボールの2競技が決定しております。今年度は、同大会の沖縄県準備委員会を設置する予定であります。全国高等学校総合体育大会の

開催については輪番制となっており、それを踏まえると、令和11年度に沖縄を含む4県で開催予定となっております。使用施設につきましては、既存施設を有効活用することを基本に、開催競技等の決定後、市町村及び関係団体等と調整を行ってまいります。また、中学校体育連盟廃止の議論について、沖縄県中学校体育連盟に確認したところ、廃止の議論は行われていないと聞いております。

続きまして4、文教厚生についての中の(1)のア、中高生の進路未決定等についてお答えいたします。

本県の進路未決定者の割合は、平成29年度と令和3年度を比較すると、中卒者では0.4ポイント減の1.3%、高卒者では3.9ポイント減の11.2%と改善傾向にあるものの、全国との比較において高い状況にあります。その課題として、目的意識を持った学習への取組の弱さ、学力の未定着、進路決定の遅さ、経済的な要因などが考えられます。

県教育委員会としましては、今後とも学力向上やキャリア教育の充実を図るとともに、関係部局等と連携し、きめ細かな支援に努めてまいります。

同じく(1)のイ、高校生の中退率とその対策等についてお答えいたします。

県立高等学校の中途退学率については、令和4年度1.4%となっており、全国平均と比較すると0.3ポイント高い状況にあります。そのため学校では、生徒が学習や学校生活を継続し、安易な退学につながらないよう、校内中途退学対策委員会の設置や教育相談等の支援体制の充実を図り、丁寧に関わり続ける支援・指導を行っております。

県教育委員会としましては、スクールカウンセラーの全校配置や就学継続支援員及び中途退学対策担当教員を配置するなど、引き続き中途退学の減少に努めてまいります。

同じく(2)のア、高校の授業料等の負担軽減策についてお答えいたします。

高等学校の授業料は、高等学校等就学支援金制度により県立高校の生徒の約9割が実質無償化となっているほか、修業年限を超えて就学支援金の対象外となった生徒等に対し授業料減免制度等による支援を行っております。授業料以外の教育費の負担軽減策としましては、所定の要件を満たす保護者に対し、奨学のための給付金を給付し支援を行っております。引き続き、生徒が安心して学業に励むことができるよう、教育費の負担軽減に取り組んでまいります。

同じく(2)のイ、国際感覚を身につける教育の推進についてお答えいたします。

県教育委員会では、国際的視野を持ち、国際社会において主体的に行動できる人材の育成を図るため、海外留学事業等を実施し、平成24年度～令和4年度までに、高校生2575名を海外へ派遣してまいりました。成果としましては、海外や県外の難関大学へ進学した者やパイロットや総領事館職員、ジャーナリスト等として県内外の各界で活躍している者もおります。

県教育委員会としましては、海外留学事業等の取組やその成果を生徒、保護者等に広く周知するとともに、引き続き、国際社会に対応したグローバル人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 3、経済労働についての(3)のアのうち、沖縄県の歴史、文化、芸術・芸能のまちづくり景観への活用についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、沖縄の歴史と景観に配慮した千年悠久のまちづくりとして、沖縄固有の景観・風景・風土を重視した魅力的な景観形成が位置づけられております。今年3月に「住んでよし、訪れてよし、“美ら島沖縄”」を理念に沖縄県景観向上行動計画を改定し、住民、地域団体、教育研究機関、関係事業者、行政など官民一体となって沖縄の風景づくりに取り組むため、“美ら島沖縄”風景づくり協議会を設立いたしました。

県としては、魅力的な景観形成に関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に同じく3の(3)のイのうち、県営中城公園の整備コンセプトについてお答えいたします。

県営中城公園は、中城村及び北中城村にまたがり、良好な歴史的、文化的環境を保持しているとともに、東に太平洋、西に東シナ海を望む本県でも有数の景勝地となっております。本公園の中心をなす中城城跡は、去る大戦の戦禍を免れた貴重な文化遺産で、平成12年度には、琉球王国のグスク及び関連遺産群の一つとして世界遺産に登録されております。本公園は、中城城跡を核として、沖縄の歴史、文化、自然を積極的に体験、学習できる公園として整備を進めていく方針であります。

次に5、土木環境についての(1)のア、持続可能な国際観光景観モデル事業の展開と組織体制についてお答えいたします。

持続可能な国際観光景観モデル事業については、今後の事業展開と沖縄フラワークリエイション事業の花木等による修景との組合せにより、観光振興に資する

事業として、最大限の効果が期待できるものと考えております。組織体制については、関係機関と連携して当該モデル事業の実施が可能な体制構築について検討していくこととしております。引き続き、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に取り組んでまいります。

次に同じく5の(1)のイ、地域やボランティア、企業との連携についてお答えいたします。

県においては、令和4年9月に公表した、「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」に基づき、持続可能な国際観光景観モデル事業を活用した、魅せる沿道景観の整備を行うとともに、地域やボランティア及び企業等と連携した体制を構築していくこととしております。引き続き、持続可能な観光地の景観形成に取り組んでまいります。

次に同じく5の(2)のア、人口減少時代の土地利用政策等についてお答えいたします。

県が策定した都市計画区域マスタープランにおいては、高度利用、用途地域及び良好な居住環境の整備等、本県の地域特性に応じた土地利用の方針を定めるとともに、本県の人口は、令和12年頃をピークに減少することを示しております。今後の土地利用や住宅政策に関する都市計画については、都市計画法や関連法令に基づくとともに、各種施策や将来人口も見極めながら、検討してまいりたいと考えております。

次に同じく5の(2)のイ、沖縄県全体のゾーニングと中南部都市圏の土地利用政策についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、5つの圏域別の展開が示され、中南部都市圏は、県全体を牽引するため、アジアの主要都市に比肩する都市圏の形成を目指すことが位置づけられております。これらを踏まえ、中南部都市圏を一体の都市として捉え、都市圏の役割、広域的な方向性及び取り組むべき施策等を明確にし、都市計画区域の再編も視野に入れつつ、都市計画や交通政策を総合的に推進する必要があると考えております。

次に同じく5の(2)のウ、中南部都市圏の都市計画区域再編に向けた取組についてお答えいたします。

現在、令和6年度を目途に、都市計画法に基づく都市計画基礎調査を実施しているところであります。中南部都市圏の形成については、今後、同調査結果を踏まえつつ、関連する上位計画や関係市町村の意見が反映できるよう協議会を設置し、都市計画区域の再編も視野に入れた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に同じく5の(3)のイ、奥間地区地滑り防止区域指定及び久場海岸、熱田海岸、海岸保全区域指定についてお答えいたします。

中城村奥間地区の地滑り危険箇所においては、令和5年9月5日に地滑り防止区域指定に向けた住民説明会を開催し、今後、地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき、国や中城村と指定に向けた協議を進めていきたいと考えております。

中城村久場地区から北中城村熱田地区にかけての海岸については、護岸の老朽化が進行していることから、既設護岸の整備経緯等を確認しながら関係機関と調整中であり、海岸保全区域の指定に向けた検討を進めていきたいと考えております。

次に同じく5の(3)のウ、小波津川の整備状況と管理状況についてお答えいたします。

小波津川については、整備延長約3.8キロメートルのうち、河口部から西原町役場付近までの約1.7キロメートルが概成しており、令和5年度は橋梁整備を行う予定であります。また、整備済みの下流区間において雑草木が繁茂している状況があることから、緊急浚渫推進事業債を活用し、今年度から、しゅんせつ及び雑木除去を行う予定であります。今後とも西原町と連携し、小波津川の早期整備及び適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 4、文教厚生についての御質問の中の(1)のウ、自動車運転免許証取得支援についてお答えいたします。

県では、若者の低所得者等を対象とした生活福祉資金貸付制度において、自動車教習所の費用等について貸付けを行っております。また、児童養護施設入所児童等に対しては、児童保護措置費による助成や資格取得のための貸付け等を行っております。

県としましては、今後もこれらの制度の周知に取り組むとともに、自動車運転免許の取得を支援してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 4、文教厚生についての(2)のアのうち、大学等の授業料等の負担軽減策の現状等についてお答えいたします。

低所得世帯の者が経済的な理由で大学等への修学を断念することがないように、令和2年度から高等教育の



修学支援新制度が開始され、授業料及び入学金の減免並びに給付型奨学金の支給が併せて行われております。授業料及び入学金の減免について、大学等に係る支援は国が、専門学校に係る支援は都道府県が行い、給付型奨学金については日本学生支援機構が行うこととなっております。令和4年度の専門学校に通う学生に対する沖縄県の支援は、2760人に対して行ったところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 4、文教厚生についての(2)のウ、みらいおきなわ連携協定への見解についてお答えします。

株式会社みらいおきなわと台湾の中信金融管理学院は、今年8月、高校を卒業した学生を対象に、台湾留学を支援する奨学金プログラムについて連携協定を締結しております。主な内容としましては、経済的に進学が困難な学生に対し、学費等を全額給付するとともに、卒業後は台湾の金融機関での就職を保証するものとなっております。同プログラムは、低所得世帯に対する就学支援という側面だけでなく、グローバル産業人材の育成や産業振興の側面からも大変有意義な取組だと認識しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を行います。

まず2、総務企画の警察行政についてですが、再質問をさせていただきます。

前回、うちの会派長が質疑を行いましたけれども、今回、名護署の改築とともに運転免許センター北部支所について、名護署と一緒に移転、建て替えをしたほうがよいのではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えします。

名護警察署につきましては、施設の老朽化が著しく、また、耐震性についても十分ではないことから、名護市大北への移転、建て替えを計画しております。また、名護警察署に隣接する運転免許センター北部支所につきましても、建築から43年が経過しており、給排水設備等の老朽化が著しいことに加えまして、先般の台風6号の際には、一部の庁舎が倒壊のおそれにより使用不能となり、また周辺道路が冠水するなど、

危機管理の観点からも速やかな移転、建て替えについて検討を行う必要があります、関係機関と調整をしているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 その建て替えと一緒に、今私のところに、警察学校がとても古くて——女性の警察官なんですけれども、どうかしてほしいという訴え等もありまして、今、国費で整備している警察学校や機動隊の設備も古くなって、更新が必要だと思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。国費でするので、もう強力的に進めていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお祈いします。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えいたします。

御指摘の警察学校、あと機動隊につきましても、それぞれ建築から51年、48年が経過をしているところでございます。国費で整備している施設でございますので、業務に支障の生ずることがないように、国の関係機関とよく調整いたしまして、整備等を進めるところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 そして、先ほど交番の基準についてお伺いいたしました。統合することなく、人口が増加すれば、単独での新設もあり得ると聞いてうれしく思っております。

そこで、中城村の南上原地区で大分人口が増えまして、交番の新設の設置が望まれております。そして、現在設置されている伊舎堂駐在所、津覇駐在所についてもお伺いしたいと思います。

よろしくお祈いします。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えいたします。

御指摘の中城村南上原地区における交番新設につきましては、同地区の人口が増加傾向であることなどを踏まえまして、中城村との協議を実施するなど、関係機関等と検討しているところでございます。

また、南上原地区の近隣に位置する伊舎堂駐在所及び津覇駐在所の在り方につきましても、管内の人口の変動や治安情勢、周辺環境の変化などを踏まえまして、その方向について検討しているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 ありがとうございます。よろしくお祈いいたします。

続いて3、スポーツ振興についてお伺いたします。

先ほど、教育長は中体連の廃止はないということだったんですけども、私の質問が悪かったと思いますが、中体連の陸上のほう、本当に今私のほうにも苦情が相当来っていて、これは働き方改革の名の下の業務課題解決の放棄ではないかとか、問題解決能力の欠如ではないか、そういう中体連を廃止する、陸上を廃止することについて、そういう意見があるんですけども、どのような経緯でそういう展開になっているかお伺いたします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

県秋季陸上競技大会につきましては、これまで県中学校体育連盟において議論がなされてきたところであります。令和元年度の県中学校体育連盟調査研究部のアンケートによりますと、地区陸上の取組に対し、95%の教職員が負担感を感じているというふうな回答があったと聞いております。県秋季陸上競技大会の在り方につきましては、以前から議論が続いており、種目を削減するなど、教職員の負担軽減を図りながら、大会運営をしてきたと聞いております。また、地域のスポーツクラブで陸上を行っている生徒も増えるなど、以前と比べ生徒の活動の場も多様化してきております。

これらの経緯の下で、令和4年度中学校体育連盟の評議員会にて、その目的である健全な心身の育成、陸上競技の普及と競技力向上における当初の目的を達成しており、また、文部科学省の学校働き方改革を踏まえた、部活動改革等を踏まえ、県秋季大会、秋季陸上を終了する決断に至ったというふう聞いております。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 時間がないので、もっと議論したいんですけどもまた次にしますが、今、高校生では、陸上の400メートルで県勢の平川君が全国1位になったり、今回私も見に行ったんですけども、マスターズの陸上競技大会で、30代で世界新記録が樹立されたり、97歳の亀濱さんが今回陸上で走ったり、本当にもう今陸上が盛んで、いい成績が残っている。一方で、今沖縄県の陸上競技場の整備状況がサッカー競技と一緒にあって、なかなか陸上競技大会などに制限が多いということで、今陸上界では、早めにサッカースタジアムを奥武山に造ってほしいという要望があるんですけども、その取り合いはどういうふうに考えているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時16分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 県総合運動公園陸上競技場につきましては、陸上競技とそれからFC琉球のホームタウンという指定になっておりまして、ホームタウン承諾書が発出された関係で、Jリーグの試合については、配慮するというようになっておりますので、その日程の関係では、陸上競技におきまして、調整をしなければいけないという場面が出てきようかと思えます。一方、県ではJ1規格スタジアムの整備に向けて、現在、課題を整理し、早期の整備に向けて取り組んでおりますので、そこも鋭意進めていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 このJ1のスタジアムが設置できれば、そういう問題も解決すると思っておりますので、早めにスタジアムの建設をよろしくお願いいたします。

そして、今回、減免措置の件で、県の後援、共催等を取れば減免措置があるということで、大変うれしく思っています。今後とも配慮のほう、よろしく願います。

そして、文化芸術政策についての(3)、中城公園のコンセプトについてなんですけれども、中城村は先ほども申されたように、文化的な自然環境を生かした公園として位置づけられています。そういった中で、平成27年度以来、協議会が開催されないまま、今工事が進んでいるんですけども、早めにそういう協議会を立ち上げていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時18分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

今、整備に関する協議会の設置状況、開催状況についてちょっと今確認ができないところがございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 それでは、しっかり協議会を再開してほしいということです。

最後になりますけれども、土木環境の件で、西原町小波津川の整備について、雑草対策等の草刈り等を予算化していただいて、ありがとうございました。デイ

ゴの整備等もありがとうございます。そして、今こういった環境型の河川について、ぜひ西原町では、河川にサワフジを植えて、住民の皆さんがそのサワフジを管理するという方法で河川管理をやっていたら、管理費の軽減にもなり地域住民にも喜ばれるのではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

小波津川におきましては、整備済区間におきまして、雑草木が繁茂しているという状況から、起債事業を活用したしゅんせつ、樹木除去を行う予定であります。これと併せて、今後の事務管理等について西原町と協議を行うこととしております。西原町の意見もお聞きしながら、検討していきたいと考えております。

○新垣 光栄 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

[山里将雄 議員登壇]

○山里 将雄 議員 それでは、ていだ平和ネット山里、一般質問に入らせていただきます。お疲れのところでしょうかけれども、しばらくお付き合いをお願いいたします。

1、米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイの相次ぐ緊急着陸について。

(1)、9月14日から16日の間、新石垣空港、奄美空港、大分空港に計5機のMV22オスプレイが緊急着陸し、21日にも再び奄美空港に着陸しました。8月にはオーストラリアで米海兵隊のMV22オスプレイが墜落し、3人が死亡する事故が発生しています。今回の墜落事故の原因は特定されておりませんが、オスプレイは以前よりクラッチの不具合など開発段階から構造上の欠陥が指摘されており、2016年には名護市の安部海岸にも墜落をしています。相次ぐ緊急着陸で、沖縄県内上空を飛び交うオスプレイがいつまた墜落するか分らないと県民は大きな不安を感じています。県の対応について伺います。

2、糸満市米須の鉾山開発について、9月11日に県は土砂の搬入道路予定地の農地の一時転用を許可しました。これにより業者が採掘に着手できるようになったわけですが、次のことについて伺います。

(1)、業者は遺骨の有無の確認を徹底するとしていますが、採掘をしながら遺骨を見つけることは不可能との見方が大方です。県の見解を伺います。

(2)、沖縄防衛局は、設計変更承認申請で岩ズリの採取地を県内または九州地方とし、糸満、八重瀬から7割を調達するとしています。多くの県民が、遺骨の

混じる可能性のある土砂を辺野古新基地建設埋立てに使うことは許されないと声を上げて、国は戦跡国定公園内の土砂を埋立てに使わないとは言っていない。県は、国に同地域の土砂を埋立てに使わないと明言することを求めるべきではないか伺います。

3、若年層の大麻乱用が問題となっている中、8月に中学生が大麻所持で逮捕されるということが発生しました。大麻だけではなく薬物事案が低年齢化していることに強い衝撃と危機感を覚えます。現状と要因、対策について伺います。

4、名護市旭川鉾山水路の原状復旧の状況について。

名護市で旭川鉾山が砂防指定地において無許可で水路に構造物を設置し覆土した問題で、県土木建築部は、前議会一般質問で原状回復を指導すると答弁していますが、いまだにそれが履行されていません。現状を伺います。

(1)、原状回復の進捗状況を伺います。

(2)、原状回復の計画書は提出されているか、内容はどうか伺います。

(3)、県としてどう対応しているか伺います。

(4)、いつ頃完了するか、見通しを伺います。

5、名護さくら寮の管理移管について。

(1)、名護さくら寮は、平成15年に北部離島の子供たちが名護市内の高校に進学する負担を軽減するため名護市が建設し、北部12市町村で構成する名護市県立高等学校北部合同寄宿舎運営協議会が管理運営を担ってきました。しかし、人件費、修繕費などの維持管理費の増大により12市町村の負担が大きく、運営協議会から沖縄県に管理移管の要請が出されています。県の対応を伺います。

6、次ですが、これはうれしい話題だったので取り上げてみました。

新聞で、ヤンバルクイナが9月26日に名護市内で初確認されたとの報道がありました。1981年に発見されたヤンバルクイナですが、マングースや野猫の捕食、また輪禍などにより生息数が減り絶滅が危惧されていました。しかし、関係機関、団体の取組によって回復し、生息範囲も拡大しているということです。今回の名護市での確認を、県として本当にそこに生息しているのか、どのように捉えているか伺います。

7、我が会派の代表質問との関連について。

照屋大河議員の1、知事の政治姿勢(1)、辺野古新基地建設についてウ、岩ズリの細粒分含有率についてに関連して伺います。

(1)、辺野古埋立てについて、細粒分含有率を10%

以内から40%以内に変更した場合、環境への影響がどれくらいになると考えるか伺います。

(2)、大浦湾側の埋立てに使う100万立米の岩ズリを辺野古側に仮置きするとしているが、これだけの土砂、しかも細粒分含有率も高い岩ズリだと、大雨や台風時の波によって海に流出するのではないかと。防衛局はどう言っているのか伺います。

3、第1次産業について(3)、福島第一原発処理水海洋放出に伴う風評被害についてに関連して伺います。

(1)、代表質問の答弁で、農林水産部長は、中国向けに輸出していたモズクの販売ができない状況であると答弁しました。県内モズクの生産者への影響は既に生じているのか、また漁協等から要請や相談等が寄せられているのか伺います。

(2)、風評被害対策として、国は1007億円の水産業者支援策を取りまとめたが、県内の被害に対する支援の手段等はどのようになっていくか伺います。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

ヤンバルクイナの名護市での確認についての御質問の中の(1)、ヤンバルクイナの名護市内での初確認に関する県の認識についてお答えいたします。

沖縄県では、環境省や地元自治体と連携し、マングース等の外来種対策や希少種のロードキル対策など、沖縄島北部の希少種の保護に取り組んでおります。その成果として、国頭村まで縮小していたヤンバルクイナの生息範囲が、東村、大宜味村と徐々に拡大してきており、このたび県の希少種実態調査で設置している自動撮影カメラに、名護市内で初めてヤンバルクイナが撮影されたところと。このことは、本種の分布域が名護市まで広がっている画期的な出来事であると認識しており、大変喜ばしく感じております。先例としては、奄美大島等では、いわゆるアマミノクロウサギを守るために取り組んだその取組が功を奏していることから、そのような取組も参考に、今後のヤンバルクイナの生息域の確保について、マングース対策と併せて取り組んでいくというように計画しております。

沖縄県としては、関係機関と連携し、引き続き沖縄島北部の生物多様性の保全に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイの相次ぐ緊急着陸について、県の対応についてお答えいたします。

オスプレイについては、昨年から事故が相次いでおり、8月27日にオーストラリアで発生した3人が死亡した事故については、いまだ事故の状況や原因等の詳細が明らかになっておりません。このような中、9月14日から21日にかけて、普天間飛行場所属のオスプレイ計6機が新石垣空港等に緊急着陸したことは、米軍の安全管理体制に強い疑念を抱かざるを得ず、大変遺憾であります。

このため県は、先月21日、在沖海兵隊及び沖縄防衛局に対し、原因の究明とその公表、実効性のある再発防止策等を要請したところです。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

[多良間一弘 環境部長登壇]

○多良間一弘 環境部長 2、糸満市米須の鉱山開発についての(1)、掘採時における遺骨の確認についてお答えいたします。

当該鉱山は、沖縄戦跡国定公園普通地域内にあり、戦跡公園としての風景を構成する場として高い価値を有していることから、県は、当該風景への配慮等として、事業者に対し、遺骨の有無について関係機関と連携して確認することなどを求めたところです。当該鉱山においては、既に戦没者遺骨収集情報センターによる調査や遺骨収集が行われたところですが、事業者は、自然公園法に基づく届出書において、遺骨発見時の工事の一時中止やセンター等による調査・収集への協力、剝離した表土は調査が行えるよう保管することなどの措置を講ずることとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 2、糸満市米須の鉱山開発についての(2)、普天間飛行場代替施設建設事業に使用する埋立土砂についてお答えいたします。

令和2年4月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所のうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約7割となる土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

なお、県としては、人道上、遺骨等が混じる土砂が同事業に使用されるべきではないと考えております。

次に4、名護市旭川鉱山水路の原状復旧の状況について(1)、(2)、(3)及び(4)、名護市旭川鉱山に隣接する河川の原状回復の進捗状況等についてお答えいたします。4の(1)から4の(4)までは関連しますので、一括してお答えします。

現在の進捗状況については、鉱山事業者において、原状回復に向けた測量及び設計を行っているところがあります。原状回復の実施計画書については、10月中に提出される予定となっており、原状回復については、12月末に完了する見込みとのことであります。

県としては、口頭及び文書による指導を行っており、引き続き事業者の対応状況を確認しながら、原状回復に向けて関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に7、我が会派の代表質問との関連についての(1)、仮置き土砂の細粒分含有率の変更についてお答えいたします。

令和5年8月に沖縄防衛局が事業者と契約した土砂を仮置きする工事の仕様書において、仮置きする岩ズリの細粒分含有率が40%以下と示されていることは承知しております。県は、当該工事の内容は、平成25年に承認された工事の内容とは認められないことから、令和5年8月29日に工事に着手しないよう求める文書を送付したところであります。しかし、その後、沖縄防衛局からは特に説明等はありません。

次に同じく7の(2)、普天間飛行場代替施設建設事業に係る造成工事への対応についてお答えいたします。

県は、令和5年8月に沖縄防衛局が事業者と契約した土砂を仮置きする工事の内容は、平成25年に承認された工事の内容とは認められないことから、令和5年8月29日に、工事に着手しないよう求める文書を送付したところであります。その後、沖縄防衛局から特に説明などが無いことから、現在行われている土砂搬入等の作業について照会しているところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

[鎌谷陽之 警察本部長登壇]

○鎌谷陽之 警察本部長 3、薬物事案の低年齢化の現状や対策についての御質問についてお答えをいたします。

県内の令和5年8月末現在の薬物事案検挙人員は131人となっており、前年同期と比較しますと6人の

減少となっておりますが、依然として厳しい状況であると認識をしております。傾向として、若年層に係る検挙が増加しており、検挙人員に占める10代の割合は、平成30年では約5.8%でありましたが、令和5年8月末現在では、131人中21人で約16%となっております。その要因としましては、携帯電話の普及やSNSの利用により、未成年者が薬物とつながりやすくなっている環境にあることや、特に大麻につきましては、インターネット等で大麻は身体への悪影響がない、依存性がないなどの誤った情報が氾濫していることが挙げられます。

県警察におきましては、薬物の社会的な広がりや若年層における乱用拡大等の実態を踏まえて、引き続き末端乱用者の徹底検挙、密輸・密売組織の摘発の強化、積極的な広報啓発活動など、総合的な対策を講じてまいります。また、青少年に対する薬物乱用防止に関しましては、各学校に警察職員を派遣し、非行防止教室、薬物乱用防止教室などの啓発活動を推進しているところであり、今後も教育委員会などの関係機関と連携を強化してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 5、名護さくら寮の運営についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成27年度に名護市県立高等学校北部合同寄宿舎運営協議会会長等から要請があったことを受けて、平成29年度から、さくら寮への補助金を増額しているところです。去る9月に、同協議会から直轄運営の再検討等について要請を受けたことから、これまでの北部12市町村の御支援を踏まえ、北部・離島地域の生徒が安心して就学することができるよう、今後の寮運営の在り方について同協議会と意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

[前門尚美 農林水産部長登壇]

○前門尚美 農林水産部長 7、我が会派の代表質問との関連についての(3)のア、福島第一原子力発電所処理水海洋放出のモズク輸出への影響と支援要望等についてお答えいたします。

内閣府沖縄総合事務局公表資料によると、本県から中国向けに輸出されている水産物はモズク類であり、令和4年の輸出額は約500万円となっております。福島第一原子力発電所処理水海洋放出に伴う影響について、関係者からは、既に輸出していた塩蔵モズクの在

庫の一部が現地で販売できない状況となっていると聞いております。風評被害への支援の要望や相談は、現在のところありませんが、今後も聞き取り調査を継続し、県内水産業界への風評被害の影響が最小限にとどまるよう、適切に対応してまいります。

同じく7の(3)のイ、福島第一原子力発電所処理水海洋放出に関する国の支援への申請手続等についてお答えいたします。

福島第一原子力発電所処理水海洋放出に伴う一部の国、地域の輸入規制強化等に対して、国は、全国の水産業を支援するため、総額1007億円の緊急支援事業を実施することとしております。当該事業では、①、国内消費拡大・生産持続対策、②、風評影響に対する内外での対応、③、輸出先の転換対策、④、国内加工体制の強化対策、⑤、迅速かつ丁寧な賠償が実施内容とされており、現在、国において、これら支援への申請手続等の準備が進められているところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 ちょっと休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○山里 将雄 議員 それでは、順次再質問を行います。

まず1のオスプレイの緊急着陸についてですけれども、2012年10月に県民の反対を無視して、米軍普天間飛行場にオスプレイが配備されました。その前の9月には、オスプレイ配備に反対する県民大会が開かれ、2013年1月には県内41市町村の首長らが当時の安倍首相に配備撤回を求める建白書を提出した。それにもかかわらず、いまだにオスプレイは沖縄の上空を飛び交っています。配備当時、世界中で事故が相次いでおり、その後も事故は度々起きています。島袋恵祐議員の代表質問で県から答弁がありましたけれども、これまでオスプレイの墜落等の事故は22件発生し、55人が死亡しているということでもあります。県では今回、緊急着陸が多発していることに関し、沖縄防衛局と米海兵隊に原因究明と実効性ある再発防止を求めたということでもありますけれども、その回答はあったのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

今年9月14日から21日にかけて、普天間飛行場所属のオスプレイ計6機が新石垣空港、奄美空港及び大

分空港に相次いで緊急着陸したことから、県は去る先月21日、在沖米海兵隊及び沖縄防衛局に対し、原因の究明とその公表、実効性のある再発防止策等を要請したところです。沖縄防衛局からは、米側には日頃から機体整備、安全確保等を申し入れており、今回の事案発生を受けて同様に対応している旨の回答がございましたが、米側からは現時点で回答はございません。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 米側からはないと。防衛局のほうもそうですね、今の政府や米軍の沖縄に対する姿勢そのもの、誠意のない対応だと思います。それが表れているというふうに思います。

木原防衛大臣は、オスプレイが過去に死亡事故を相次いで起こしているということを御存じないのか、予防着陸と聞いているとか、安全確保のためとか、米軍の言い分をそのままのみにして、詳細な報告は受けていないと。全く危機感のない様子でしかありません。沖縄県民が強い不安を感じていることに全く関心がないというようなことなると私は思います。くしくも今月行われる日米共同訓練レゾリュート・ドラゴン23で、陸上自衛隊のオスプレイを新石垣空港に飛来させる計画があります。このままでは国民保護や災害対策を大義に、なし崩し的に陸上自衛隊のオスプレイも沖縄県内に配備され、沖縄の軍備拠点化がますます進むだけでなく、県民は常にオスプレイ墜落の不安を抱えることになるのではないかと懸念されます。県の見解をお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県としては、昨年からオスプレイの墜落事故が相次ぐ中、今回の陸上自衛隊によるオスプレイの石垣空港の使用は、県民に不安を生じさせるものであることと考えていることから、9月13日、沖縄防衛局に対し、県内での陸上自衛隊オスプレイの使用自粛などを求めたところであります。また、県は、これまで建白書の精神に基づきオスプレイ配備に反対してきており、引き続き米軍及び日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めるとともに、新たなオスプレイの配備に反対してまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 沖縄はこれまで米軍のオスプレイ配備撤回を強く求めてきました。しかし、その沖縄の声に逆行して、日本政府自身が自衛隊のオスプレイを沖縄に配備展開しようとしている。県は、オスプレ

イは常にこういった墜落の危険性をはらんでいる、そういうことに強い危機感を持って対応していかなければならないというふうに思います。どうかその辺をしっかりとよろしくお願い致します。

次に行きます。

2の南部土砂についてなんですけれども、このことはこれまで人道上の問題として取り上げられてきました。県議会で2021年に、戦没者の遺骨を埋立てには使わないように求める意見書を全会一致で可決しています。このこと、県議会の決議について、その重みについて県はどのように捉えているかお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 今回、この鉱山に関する県が措置命令で求めた遺骨等の有無の確認の中身につきましては、自然公園法に基づく届出書に対して求めたものでありまして、風景を保護するという観点から求めたものでございます。その際には、今御指摘のありました県議会等で議決された意見書等の趣旨、それから人道的な配慮を行う必要等というものも併せて、そういったものを踏まえて遺骨の有無について関係機関と連携して確認するよう必要な措置を講じるというようなことを、以前の措置命令では求めたというようなところでございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 先ほど土木建築部長から答弁があったんですけれども、県は南部の土砂が辺野古の埋立てに使われることはあってはならないという、これまでもそういう立場だったと思います。このことに変わりはないんですね。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

県といたしましては、人道上、遺骨等が混じる土砂が普天間飛行場代替施設建設事業に使用されるべきではないというふうに考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 しかし、今回県は農地の一時転用を許可し、土砂が搬出できるようになったということなんですけれども、これは行政手続上、不備がなければ許可せざるを得ないというのは分かるんですけれども、もっと県として何かできる対応があったのではないかと、そう考えると非常に残念なんです。県戦没者遺骨収集情報センターによる遺骨の調査・収集をここで行ったということなんですけれども、全てこれを見つけることはなかなか難しいと思いますが、どれだけの遺骨がここで確認されていますか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

令和2年11月に遺骨が発見されて以降、沖縄県及び戦没者遺骨収集情報センターにおいて、複数回の遺骨調査・収集を実施しております。収容しました御遺骨数は、1柱となっております。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 まだまだ残っているかもしれないということですので、ここを、事業者は採掘エリアの表土を剥ぎ取って別に保管しておいて、下のほうから掘り出すんだということを言っているんですけれども、この剥ぎ取った表土についてはもうこれは調査しないんですか。その後も、もう一度そこに遺骨が混ざっているかどうか、そういった調査はするんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 先ほども答弁したところですけれども、公害等調整委員会での合意事項では、剝離した表土を事業場内に保管しまして、埋め戻しとして使うまでの間、いつでも調査可能な状態にしておくというようなことでございます。ですから、必要性があれば、埋め戻し前までにはまた調査をすることができるものと考えております。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 ぜひ、また調査を進めていただきたいと思うんですけれども、この農地転用許可について遺骨収集ボランティアの団体に説明したと、県から説明があったんですけれども、どのような説明をしたのか。理解は得られたのか、お伺いします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えをいたします。

令和5年7月に、市民団体に対して農地転用の許可基準に係る審査の考え方を説明したところですが、他法令の許認可等の見込みについては納得をいただけませんでした。そのため、転用事業の実施に支障がないかどうか、同年8月に各所管課に当該許認可等の見込みを再確認し、転用許可基準を満たしていた旨を改めて説明しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 なかなか理解をいただくことは難しいと思うんですけれども、先ほども言いましたが、これは人道上の問題、ひいては沖縄の心の問題なんです。今月21日には、糸満市で遺骨土砂を辺野古埋立てに使わせない県民集会在り予定されています。県として県民の心情にしっかりと向き合って、今後も

引き続き対応していただくことを強く要望しておきたいと思います。

次、3の大麻乱用についてですけれども、中学生でも大麻が手に入ってしまう、このような状況は非常に怖いと思います。全体での検挙件数は先ほど答弁がありました。前年度に比較して若干減少しているという答弁がありました。若年層で見ると増加していると。対策についても先ほど答弁いただきましたが、お聞きしますけれども、県内で違法な大麻栽培が行われている実態があるのでしょうか。またそこから若年層に大麻が渡っているような状況、それはないでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えいたします。

大麻栽培事案につきましては、過去5年間で37件53人を検挙しておりまして、令和5年中は8月末現在で、3件5人を検挙しております。これまでの大麻栽培の検挙事例については、屋外での栽培のほか、アパート室内あるいは貸しビル内において、温度、照明を管理する機材などを使用して多数の大麻草を栽培していたといった事例がございます。

県警察といたしましては、関係機関と連携して大麻栽培事案をはじめ薬物供給源を遮断するべく、引き続き関係機関と連携し、取締りを推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 しっかりと取り締まっていただきたいと思います。

それでは、現在、大麻栽培については、繊維や種子の採取目的だけ認められているというふう聞いています。県内にこういった許可を得て行っている大麻栽培、これはあるのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 県内における医療用の大麻の栽培等についてお答えをさせていただきます。

現在、我が国では大麻から製造された医薬品を使用することは、大麻取締法により禁止されており、これまで県内での医療用の大麻の栽培事例もございません。なお、国は大麻取締法を改正して医療用大麻の使用を認める方向で検討を行っており、国会に改正案の提出を行うと聞いているところです。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 医療用大麻について聞いたわけじゃなかったんですけれども、その答弁をいただきま

した。そうですね、医療用大麻もこれから法改正が検討されていて、いわゆる栽培が合法化されるということになります。そうなったら、そこからまた若年層に流出していくということが起こり得るのではないかとそれも懸念するわけなんですけれども、玉城健一郎議員が代表質問で聞いたんですけど、今回の中学生の大麻所持事案について、学校での取組、それを改めてお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 今回の中学生による大麻事案の発生については、深刻に受け止めているところであります。まず、緊急な対応としまして、県教育委員会においては、公立小中学校緊急校長会を開催しまして、薬物乱用の低年齢化に対する危機感を共有するとともに、学校において特設授業を緊急に実施いたしました。また、沖縄県教育庁、警察本部と臨時の連絡協議会も開催したほか、県社会教育関係団体等による緊急アピールもございました。また、そのほか学校においては、教科や学級ホームルーム活動等での教員による指導、あるいは警察職員や薬剤師等の専門家と連携した薬物乱用防止教室等に取り組んでいるところでございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 こういったことは、もっと根本的な部分での取組が必要じゃないかと思っているんですよね。大麻に限らず薬物乱用の違法性、それから何よりも危険性についてしっかりと教育する必要があると思います。高校や中学校はもとより、もっと早い段階から教えることが重要ではないかと思っています。小学校、もっと低い年齢の子供たちに対する学校でのそういった対応は、今どういうふうになっていますか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

児童生徒の発達段階に応じまして、保健体育や関連する教科並びに道徳、総合的な学習の時間、あるいは学級活動や生徒会活動など、学校教育活動全体を通して取り組んでいるところでありますが、特に小学校段階におきましては、学習指導要領の保健領域において第6学年に喫煙、飲酒、薬物乱用と健康の内容がございますので、そこでまずしっかりと指導を行っているところであります。小学校においても、警察官と職員等が連携した薬物乱用防止教室も行っておりますので、しっかりと正しい知識、高い規範意識や誘いを断る力、正しい情報と誤った情報を見分ける力など、しっかりと学校教育活動を通して取り組んでいきたい



と考えております。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 6年生だけじゃなく、もっと低年齢の学年にもやってほしいというふうに思うんですけども——ちょっと話を変えますけれども、今、とても気になることがあるんですね。新聞にも取り上げられていたんですが、今全国で大麻の有害成分を脱法状態にした製品を堂々と売る店が増えてきていると。10年ほど前に社会問題化した脱法ドラッグの再来とも言われて、非常に危機感を感じているということですが、この完全に合法とうたった店が県内でも見受けられるんですね。県では、それについてどれぐらいの広がりがあるのか、その状況とかを把握しているのかお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

いわゆる脱法ドラッグ——危険ドラッグということで、現在、報道等がされているところでございます。沖縄県内で危険ドラッグを販売している疑いのある店舗数は、令和5年9月末現在で10店舗が確認されているということでございます。それから、危険ドラッグによると思われる救急搬送事例につきましては、令和4年が5件、令和5年が9月末現在で15件ということで、これも増加をしているところでございます。

県としましては、危険ドラッグは店舗やインターネット等で販売され、若年層でも容易に入手できる状況にあることから、店舗に対し、沖縄麻薬取締支所等と合同で立入調査等を実施するとともに、県警等関係機関と連携して若年層に対する薬物乱用防止の普及啓発活動を強化してまいります。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 完全に違法とは言えなくてもこの危険性、常習性は変わらないわけですから、中学生、高校生がそれに抵抗なく手を伸ばしてしまうということが起こりかねませんので、しっかりと県警あるいは保健医療部で連携しながら対応していただきたいと思っております。今回の中学生の大麻事案は、県民に大きな衝撃を与えているわけなんですけれども、これは何とか防いでいかなければならないと思っておりますので、県警、県、教育庁、連携しながら取り組んでいただきたいと思っております。

4の旭川鉦山の件をまず聞きますけれども、いまだに回復されていない状況で、8月に台風6号の大雨で県内で多くの被害が出ましたけれども、この現場の状況はどうだったんでしょうか。被害はなかったんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

台風6号来襲後の現場確認につきましては、8月3日と8月9日に現場確認を北部土木事務所職員において実施しており、被害がないことを確認しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 この旭川鉦山の事業者は、新聞にありましたけれども、重機リース料を滞納して訴訟を起こされていると。そして、多額の支払いを命じられているという報道がありました。本当にこの原状回復をしっかりとやられるのか、県の指示どおり遂行されているのか、地元でも非常に心配しているんですね。今のところ県としても対応しているということですが、しっかりと監視指導して、原状回復を完全に遂行するまで対応してほしいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、さくら寮についてなんですけれども、名護さくら寮は沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業、通称島壑事業ですね、これで名護市が平成15年に開設して、今北部12市町村で構成する運営協議会で管理を行っているということですが、今この状況が変わってきているんですね、当初と比べて。資料があるんですけれども、運営協議会の資料によりますと、令和5年度現在で北部以外から——宜野湾や南城、西原、うるま市からも入寮していると。それから、県外もいるんですね、東京ですけれども。これまでに1048人を受け入れていて、北部以外からも47人、それから県外からも8都道府県から30人が入寮しているんです。これは北部どうのこうのじゃなくて、これはやっぱり県立の高校に入るためですから、県が管理運営するのがやはり当たり前だと思うんですよね。しっかりとそこを対応していただきたい。その間、舎監の1人増員とか、補助金の増額についても要望があります。そういったことをぜひ対応していただきたい、北部の声にお応えいただきたいというふうに思っています。

まだまだ聞きたかったんですけども時間になりましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 20分間休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時25分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

喜友名智子議員。

[喜友名智子 議員登壇]

○喜友名 智子 議員 休憩をお願いします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時26分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○喜友名 智子 議員 今回の本会議の一般質問も、私含めて残り2名となりました。夕方のお時間で少しお疲れがあるかと思いますが、よろしくお聞きください。

まず初めに、所感を一つ述べさせていただきたいと思えます。

私立夜間中学の設置計画、そして若年妊産婦の支援施設の「おにわ」、こちらの2か所に県の夜間中学の設置計画について妥当という回答、そして「おにわ」に対する県事業化の決定について新聞報道で知って、大変うれしく思っております。若年妊産婦支援施設のほうは一般質問にも入れておりますので、私立の夜間中学の設置のほうに少し触れさせてください。

この計画ですが、状況と進捗を何度か確認をしておりました。開校に向けた動きとなることを本当にうれしく思います。ただ、細かいかもしれませんが、大事だと思うことを一つ述べたいと思えます。この設置計画は、当初高齢者の皆さんたちが通う学校ということなのですが、運動場の面積が学校の設置基準に満たないからと、1度計画が不許可になったことが昨年ありました。この時点からいろいろとお話を聞いていたんですけども、やはりこの点、県のほうが少し踏み込んで対応できなかったのかということは今でも思えます。今回、文科省に問い合わせた設置計画については柔軟に対応するという考え方が示されたことで、県のほうもそれに合わせて計画が妥当と判断したと理解しております。確かに教育施設ですので、国の基準はとても大事です。しかし、この学校の場合、学校の特性、それから沖縄の歴史を考えて、設置基準外でも柔軟な対応を認めてくれないかと、県のほうから国にこの提案や説得をする踏み込みがあったのかどうか、ここが非常に気になっております。その結果に水を差すわけではありませんけれども、沖縄では、夜間中学以外にもフリースクールなどで多様な学びの場を必要とする人が、まだまだたくさんいます。今後も文科省基準には満たないこのような教育ニーズにも、ぜひ県のほうから積極的に応えてほしいという思いから、この所感を述べさせていただきました。

それでは、一般質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、今年8月25日に県が経済・労働者団体等と発出した、適切な価格転嫁及び賃金の引上げの推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言は、働くことを軸とした安心社会の実現に向け期待をするものです。一方で、商品・製品・サービスの店頭価格への転嫁は、中小零細事業者が多い沖縄ではいまだに難しい現状があります。沖縄県所得向上応援企業認証制度と併せて、賃上げと価格転嫁に対する知事の考えを伺います。

(2)、指定管理制度や県委託事業を担うのは、企業から非営利団体まで非常に多様です。応募申請と審査に当たって、事業の公益性評価についてどのような考えを持っているのか知事に伺います。

(3)、南米沖縄県人会から要望のあった沖縄県南米連絡事務所設置、また南マツトグロソ州知事とカンポ・グランデ市長と意見交換した際に出た2大洋結節回廊と沖縄の経済交流について、今後の方針を伺います。

(4)、2012年に日本政府が尖閣諸島を国有化した後から、特に尖閣諸島をめぐる安全保障環境が厳しさを増しているとの主張が強くなってまいりました。しかし、今年3月末に第十一管区海上保安本部を退官した本部長が、新聞インタビューで、現場の肌感覚では特にエスカレートしていると感じる現象はなかったと述べております。知事の見解を伺います。

(5)、県の地域外交において、知事の海外訪問のほか各国首脳会議の沖縄開催も、東アジアの緊張緩和、信頼醸成に沖縄県ができる貢献だと考えます。今後、開催が予定されている日中韓首脳会議、そして、太平洋・島サミットの沖縄開催を国に提案、協議する考えはありますか。

2、母子寡婦支援、ひとり親支援策について。

(1)、母子寡婦支援、ひとり親支援策について、過去3年間の実績と次年度の概算要求額について伺います。

(2)、若年妊産婦支援施設の県事業化決定について評価するものです。決定までの経緯と事業における県、当該団体との役割分担について伺います。

(3)、シングルマザーの方たちから、給料や収入を上げる努力をしても、所得制限を超えると児童扶養手当の対象外となり、それにひもづいて受給する支援、学童補助なども受けられなくなり、手取り収入や可処分所得が減って生活が厳しくなるという内容の相談が本当に増えています。この点について県の認識を伺います。

3、保育・教育政策について。

(1)、障害児保育に必要な保育士加配について、県内の現状と課題を伺います。

(2)、教員の不足対策、働き方改革の進捗について、今年の実績状況と課題は何でしょうか、お伺いいたします。

(3)、琉球・沖縄の歴史教育の教育課程での取組を伺います。

4、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症対策について。

(1)、現在の感染状況と県の対応を伺います。

(2)、9月補正予算で新型コロナ関連予算の組替えを行った理由と背景を伺います。

5、公共交通政策について。

(1)、泊ふ頭旅客ターミナルから最寄り駅までは距離があり、南部離島航路を利用する島民から不便だという声が上がっています。ターミナルとモノレール駅をつなぐバス運行が解決策の一つと考えますが、県の見解を伺います。

(2)、鉄軌道導入の議論について現状と課題を伺います。

以上、御答弁のほど、よろしくお願いたします。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 喜友名智子議員の御質問にお答えします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)、適切な価格転嫁と賃上げに係る共同宣言についてお答えいたします。

物価が上昇する中において、沖縄県の持続可能な経済成長を実現するためには、県内事業者がコストの上昇分を適切に価格転嫁することで適正な利益を確保し、その成果を労働者への分配につなげ、未来への投資が生まれ出されるサイクルを構築することが重要です。そのため沖縄県では、今年8月25日に、国、県、経済団体、労働者団体及び金融機関による16団体の連名で共同宣言を発出しました。この宣言におきましては、沖縄県所得向上応援企業認証制度の活用促進等により、適切な価格転嫁と賃金の引上げに係る機運が、業種や企業規模を問わず、全事業者において共通した認識として醸成されるよう取り組むこととしております。

沖縄県としましては、引き続き、関係機関と連携を図りながら、県民が経済的な豊かさを実感できる成長と分配の好循環の構築を目指して、取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○照屋守之 副議長 総務部長。

[宮城 力 総務部長登壇]

○宮城 力 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(2)、指定管理者等の選定時の公益性評価についてお答えいたします。

県では、指定管理申請者のうちから施設の公共性を前提として、その効用を最大限に発揮する者を指定管理者として適正に選定することとしております。そのため、選定に当たっては、公募に係る募集要項の審査から指定管理者の選定までを、学識経験者や財務に精通する者等から構成される指定管理者制度運用委員会に諮問し、答申を受けることとしております。また、委員会で審議された選定基準や選定結果を公表し、選定手続の公平性、透明性を確保することとしております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

[宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇]

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、知事の政治姿勢についての(3)、南米連絡事務所の設置等についてお答えします。

今年8月に照屋副知事がブラジルを訪問した際に、ブラジル沖縄県人会から、沖縄県と南米の県系人の相互で情報を共有するための南米連絡事務所の設置に関する要望がありました。また、南マットグロッソ州知事やカンポ・グランデ市長と、南米の関係国で進められている2大洋結節回廊プロジェクトの進捗や今後の見通しについて意見交換を行いました。将来的にプロジェクトが進展した場合、沖縄と南米との物流及び人の往来が活発になることが期待されるため、相互のニーズの把握、交流促進や経済発展につなげる可能性調査の実施を検討してまいります。南米連絡事務所の設置については、庁内関係部局やJICA沖縄等関係機関と連携し、現地の沖縄県人会と意見交換を重ねるとともに、調査の結果を踏まえて対応を検討してまいります。

同じく1の(5)のうち、太平洋・島サミットの沖縄開催についてお答えします。

太平洋・島サミットは、太平洋諸国が直面する諸課題について意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献すること等を目的に、平成9年から3年ごとに日本で開催されている首脳会議です。これまで9回行われ、3回は沖縄県で開催されております。

県においては、沖縄21世紀ビジョンに掲げる世界

に開かれた交流と共生の島の実現に向け、太平洋島嶼国との交流を深めることは大変重要であると考えております。太平洋・島サミットは、国が主体となり、関係自治体と協力しながら開催のおおむね2年前から準備をする必要があります。今後の開催については国の動向等、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

[溜 政仁知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(4)、尖閣諸島をめぐる状況への見解についてお答えいたします。

去る3月に退官した第十一管区海上保安本部長が2年間の在任中における尖閣諸島周辺の状況について発言したことは、報道で承知しております。尖閣諸島周辺海域での領海警備について、海上保安庁は、国際法、国内法にのっとり、冷静に、かつ、毅然として対応しているとしております。

県としては、今後も不測の事態が生じないように、日本政府に対し、引き続き、海上保安体制の強化、冷静かつ平和的な外交・対話による日中関係の改善の取組などを求めています。

次に、同じく1(5)の中の、日中韓の首脳会議の沖縄開催についてお答えいたします。

外務省に確認したところ、日本、中国、韓国の首脳会談である日中韓サミットの次回の開催については、現時点で確定していないとのことでした。

県としては、沖縄で日中韓サミットが開催されることは、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信等を通して、アジア太平洋地域における平和発信拠点としての沖縄の国際社会への認知を深めることにつながると考えることから、今後、引き続き情報収集をしながら、開催地への立候補について検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○照屋守之 副議長 子ども生活福祉部長。

[宮平道子 子ども生活福祉部長登壇]

○宮平道子 子ども生活福祉部長 2、母子寡婦支援、ひとり親支援策についての御質問の中の(1)、過去3年間の実績と令和6年度の概算要求額についてお答えいたします。

ひとり親世帯等に対する支援については、当初予算で令和3年度は約35億円、4年度及び5年度は約38億円を計上しております。具体的には、民間アパートを活用した就労や生活、子育ての総合的な支援や好条件の転職等に役立つ資格取得支援、家事援助のための

ヘルパー派遣、養育費を確保するための公正証書作成費用の助成等を実施しております。

令和6年度の概算要求につきましては、これから作業を進めていきますが、県としましては、引き続き、ひとり親世帯等の生活の安定及び自立支援に向けて取り組んでまいります。

同じく(2)、特定妊婦の支援施設についてお答えいたします。

県では、支援を要する若年妊産婦等の特定妊婦が安心して生活を行うための相談支援や宿泊型居場所の提供等を行うこととし、10月から本島中部圏域において、産前2か月から産後120日を原則として、4世帯まで入居可能な宿泊型居場所を開始したところです。予期しない妊娠などに悩み、安定した居場所がないなど、支援を必要とする妊産婦等が安心して出産し、出産後は安定した生活につながるよう、市町村や関係機関と連携の上、取り組んでまいります。

同じく(3)、児童扶養手当の所得制限についてお答えいたします。

児童扶養手当は、ひとり親世帯等の生活安定と自立促進に寄与し、児童の福祉増進を図るため、援助が必要な家庭の経済状況に応じて支給するもので、所得が一定額以上の家庭については支給を停止することとなっています。一方、ひとり親世帯等では、子育てと生計維持を1人で担っており、就業、育児などの問題を抱えていると認識しています。

県としましては、ひとり親世帯等の生活の安定を図るため、引き続き全国知事会を通して手当の増額及び所得制限限度額の引上げ等を国に要望してまいります。

3、保育・教育政策についての御質問の中の(1)、障害児保育の現状と課題についてお答えいたします。

障害児保育に対する保育士の加配は、地方交付税を財源に各市町村において実施しており、令和4年度は県内1827人の障害児に対し、834人が配置されております。障害児保育は、必要な財源確保と適切な職員配置が課題となっております。そのため県では、全国知事会を通じて、国に対し障害児支援に必要な職員配置に対する制度的・財政的支援の拡充を要望しております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 3、保育・教育政策についての(2)、教員の不足対策等の取組と課題についてお答えいたします。

県教育委員会においては、教員不足の解消に向け、教員採用試験の制度改革及びペーパーティーチャーセミナーや県外での移住相談会など様々な取組を行っております。また、那覇市と連携して、国の調査研究事業等を活用した教員のメンタルヘルス対策に取り組むとともに、年度初めに実施した県内公立学校の全教職員を対象とした業務改善に関するアンケートの結果等を踏まえて、短期の取組目標を設定したところであります。今後、この取組等を進める上では、保護者や地域社会等の理解と協力が必要であると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き、全庁体制で働き方改革の推進及び教員の人材確保に努めてまいります。

同じく(3)、琉球・沖縄の歴史教育についてお答えいたします。

小中学校では、社会科等の授業で、琉球王国の成立、廃藩置県、沖縄戦、復帰前後などの琉球・沖縄の歴史について、グループでの意見交換や課題を設けて追求する学習などに取り組んでいるところです。また、高等学校では、全ての生徒が学ぶこととなっている歴史総合で、琉球・沖縄の歴史について探究的な学習に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、引き続き、地域や学校の実態と児童生徒の発達段階に応じた琉球・沖縄の歴史教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 保健医療部長。

[糸数 公 保健医療部長登壇]

○糸数 公 保健医療部長 4、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症対策についての(1)、現在の感染状況と県の対応についてお答えします。

新型コロナとインフルエンザの9月25日～10月1日までの1週間の定点当たりの感染者数は、新型コロナが9.57人、インフルエンザが25.93人となっております。インフルエンザは、発令基準である10人を超えているため注意報を発令し、新型コロナについては、注意報に相当する感染状況であることについて広報を行い、感染予防の呼びかけを行っております。

県としましては、引き続き、感染状況に応じた注意報や警報発令など、県民に対する注意喚起を行ってまいります。

同じく(2)、9月補正予算についてお答えします。

新型コロナ関連予算につきましては、令和5年度当初予算において、5類移行前と同様な対応に必要な9月末までの経費を措置したところですが、5月8日の

位置づけ変更に伴い終了した一般無料検査や自宅療養者支援などの事業費について、今回、減額補正を行っております。一方、県では、医療提供体制確保の支援、必要な行政検査、高齢者施設等への定期的な検査やクラスター対策等については、令和6年3月まで継続することとされた国の緊急包括支援交付金等を活用し、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 企画部長。

[金城 敦 企画部長登壇]

○金城 敦 企画部長 5、公共交通政策についての(1)、泊ふ頭旅客ターミナルとモノレール駅をつなぐバスの運行についてお答えいたします。

現在、泊ふ頭旅客ターミナルにおいては、最寄りの泊高橋バス停からモノレールおもろまち駅や県庁前駅などに接続する路線バスが運行されておりますが、どのバスがどの駅に行くかなど説明や表示がされておられません。このため県では、泊埠頭の船客に対して、待合所や船内等において、路線バスの乗り場や行き先、運行ダイヤ等を周知するとともに、わたた～バス党のサイトやアプリによる路線バス検索など、公共交通をより便利に使う方法等を案内してまいります。

同じく5の(2)、鉄軌道導入に向けた現状と課題についてお答えいたします。

鉄軌道の導入については、国の調査において採算性や費用便益比などが課題として示されております。このため県では、国等が整備主体となることを前提とした特例制度の創設や、県独自のルート案による1を超える費用便益比のケースを提案する等、国と意見交換しているところです。鉄軌道の導入においては、交通渋滞の解消、CO<sub>2</sub>の削減、移動時間の短縮や市街地の活性化等様々な効果が期待できることから、必要性を国に丁寧に説明し、早期導入に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 御答弁ありがとうございます。

再質問は、1の(2)、指定管理のほうから説明いただきましたけれども、県が民間の事業者に委託をする際の公益性評価についてお尋ねいたします。県のほうから資料をいただいて、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針というものを事前に受け取っております。この中で、公の施設とはという定義があるんですけども、こちらのほうを御紹介いただいてよろしいですか。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 公の施設とは、地方自治法の規定において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されているところでございます。

○照屋守之 副議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 住民の福祉を増進すると——キーワードは福祉の増進かなと思っています。先ほどの答弁の中で公益性評価について伺ったんですけども、総務部長からは施設の効用を最大化する者というお話がありました。施設の効用を最大化する者と福祉の増進、これが同時に実現されていけばいいんですけども、そうじゃないケースもやはりあるんじゃないでしょうか。特に指定管理者の予算、それから民間への委託事業、県の予算が厳しい中で、安い予算で安く運営してくれるというところが、この事業評価の際に審査として優先される嫌いはないかなということを懸念をしております。いかがでしょうか。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 指定管理者の選定に当たっては、先ほど答弁申し上げたとおり、その効用を最大限に発揮する者としております。したがって、事業計画書の中に収支計算書も記載していただくこととなりますが、一番安くといいますか、県の指定管理料を払う額、これが低いところを選定するわけではなく、この施設のサービスが最大限化されるような施設、加えてそれが適当な額かどうか。例えば、サービス向上のための取組等を点数化して、これを合算して、提案した額で除して、それが一番高いところ、あるいは金額も点数化して、その効果も含めて一番点数が高いところ、この辺りを選定するという方針で臨んでいるところでございます。

○照屋守之 副議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 そうすると、審査の中で公の施設の目的である住民の福祉の増進というところは担保されていると、一応理解はしておきます。今回この質問を入れたのは、ある非営利団体から相談とお怒りを受けました。県の事業というわけではないんですけども、自治体がこういった民間の事業者に対してプロポーザルをするときのこの審査の基準、そしてプロセスに、やはり疑義があるという内容です。これ、行く行く、やっぱり県のほうもいろいろなところに委託をしたり指定管理をしたりしていますので、改めてこの福祉というキーワードを忘れないでほしいと思っています。

相談の内容が、ある非営利団体がこれまで困窮世帯

の子供たちに対して、塾やスポーツクラブ、習い事の補助を行う事業に取り組んでいたと。1年目は保護家庭のみの利用だったのを生活困窮世帯まで拡大をする、2年目は習い事まで利用を拡大すると提言をして、徐々にこのクーポン事業を広げてきたと。しかし3年目に、突然——プロポーザル形式ではあったんですけども、実際にはこのノウハウだけ非営利団体から奪い取って、民間企業に採択を決定したような受け止め方をやはりせざるを得なかったという声をもらっているんです。このときに疑義があったのは、例えば審査員の中に外部の委員が一人もいない。例えば、役所の部長クラスとか、課長級とか、職員だけで決めているような実態があったと。審査員の第三者性の観点がきちんと担保されているのかというところが一つ。そしてもう一つは、審査基準の内容に、運営や価格評価しかなかったというんですね。これを先ほどの最初の御答弁で、施設の効用を最大化する者というところが、やはり価格だけで判断されると、本来、住民それから県民の福祉を増進するという目的が達成されないのではないか。これは指定管理者制度、それから今回は特に資料をいただきませんでした。委託事業のときに、当たり前のようだけれども、これだけ予算が厳しくなると、見落とされがちな視点ではないかと思えます。こういった声、実は1つの団体さんではなくて、複数からいただいていることと、あと私も若い頃にこういった非営利事業に携わっていたことがあって、やはりこういった同じ問題意識を感じたことがございます。指定管理者制度も長い年数がたって見直しが出てきている時期ではないかと思しますので、ぜひこういった住民の福祉を増進するという当初の目的をしっかりと達成するというところを、県のほうでしっかり行っていただくよう要望をいたします。

休憩をお願いします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後5時0分休憩

午後5時0分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○喜友名 智子 議員 次の再質問が、障害児保育の加配です。御答弁ありがとうございました。

この件につきましては、陳情が1件、文教厚生委員会のほうに上がっています。私立保育連盟からなんですけれども、障害児保育の加配を振り返りますと、国のほうでも様々に拡充策を取ってきております。

すみません、休憩をお願いいたします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時1分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○喜友名 智子 議員 障害児保育について国の事業を振り返ると、昭和49年度から職員加配について予算補助が始まった。平成15年からはこれが地方交付税の措置になって、市町村にとっては一般財源となっています。そして、平成19年度、これが大きな変更だと思いますけれども、対象となる児童が中度・重度の障害を持つ子供たちから、発達障害そして軽度障害児まで拡大されております。それから10年たって保育所でも障害児の受入れと保育士の加配、配置が実態として始まってきたことを受けて、国のほうで予算が400億円から800億円に増えました。これについて、児童1人当たりおおよそ年間どれくらいの予算が手当てされていることになっているのでしょうか。

○照屋守之 副議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

障害児保育につきましては、障害児2名に対し保育士1名の配置を標準としつつ、障害のある子供の状況について適切に職員を配置できるよう、保育所で受け入れている障害児1人当たり150万9000円を地方交付税として措置されているというところでございます。

○照屋守之 副議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 そうするとやはり、保育園それから一部の幼稚園も、障害児のお子さんを1人預かると、年間150万円ほどの予算があると。大体月にすると12万円ぐらいですね。皆さんこれをやはり想定するわけです。ただこれ、実際に市町村ごとに差があるようなんですけれども、県のほうではこういった予算措置の実態をどのように把握されているのでしょうか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時3分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 今議員から御説明がありましたとおり、以前は補助事業として実施をしていたという経緯がございました。それが今、地方交付税措置でこの財源が賄われているということで、県としましては、この実態調査を市町村に対して実施をしたところでございますが、なかなか市町村においてもこの交付税の額というのが分かりにくいということで実態を押さえるということが非常に難しかったとい

うところでございます。県では市町村に対し、障害児保育に要する経費に係る地方交付税措置を踏まえまして、適切な職員配置を行うため、十分な財政支援を講ずるよとということとて通知を行ってきたところとてございます。

○照屋守之 副議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 ありがとうございます。県のほうが出している通知を、私も拝見いたしました。先ほど申し上げた障害児1人当たり150.9万円、これをきちんと職員配置の適切な運用につながるよとていう通知になっております。ただ、これ市町村ごとの数字というのが——令和元年度になります、厚生労働省の調査というものが市町村別ごとに出ています。障害児、軽度・中度・重度でも金額が異なってきますけれども、市町村ごとに差がある金額が、やはり気になります。例えば、ある市では軽度1人当たり5万円という手当てが、加配の数字があります。しかし、ほかの市では、加配保育士1人につき月額15万円。そしてまた別の市になりますと、保育士が1、対象児童2で、保育士1人当たり月額21万5000円と。やはりこの数字を見ると、同じ予算が国から交付されているにもかかわらず、市町村ごとにかなり違いがあるよとていう実態は金額だけでも見えてきています。もちろん市町村のほうも、自分たちの自治体の住民のニーズに合わせて、金額を上乘せしたり調整したりしている部分はあると思いますので、どこまで一律にちゃんとやるべきかよとていうところはやはり現場の実態はあるかと思ひます。しかし、実際にこれだけの差額があると、やはりどうして私たちの住んでるところでは障害児の加配の手当てが足りないだろうと。やはり園のほうで不満よとていうものが出てきているんですね。またほかの数字になりますけれども、障害児保育をしている保育園、公立保育園よりも圧倒的に私立の保育所が多いです。これも恐らく現場の事情があるかと思ひますが、私立の保育園は私財をまず提供して園を運営しているよとていう現状があります。ぜひよとていうところも踏まえて、国からのこの交付税をきちんと障害児保育の加配につなげてもらうよとて市町村に通知をまた出していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○照屋守之 副議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 再度、市町村に対しては地方交付税措置の趣旨を踏まえ、適切な職員配置を行うための財政支援を講じるよとて文書を発出したいと思ひます。

○喜友名 智子 議員 母子寡婦周りのことも聞きた

かったんですが時間切れですので、文教厚生委員会に回したいと思います。御答弁ありがとうございます。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時9分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

國仲昌二議員。

〔國仲昌二 議員登壇〕

○國仲 昌二 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時9分休憩

午後5時10分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○國仲 昌二 議員 ーナ ゾーカー ウランマ 皆さん、御機嫌いかがですか。

会派立憲おきなわ、宮古島選出、國仲昌二です。

今議会、最後の一般質問となります。

ーナ ブガリーブガリ ウズパズヤースガ 皆さん、大変お疲れだとは思いますが、バガ パナスーマイ ツキフィーサマチヨー 私の一般質問にもお付き合いよろしくお願ひします。

それでは、質問に入ります。

当局には、県民に分かりやすい御答弁をお願いします。

1、辺野古新基地建設について。

(1)、最高裁判決について。

最高裁判決は、沖縄県民が最も危惧する新基地建設の安全性や公有水面埋立法の適合性・実体的判断を回避したと指摘されています。知事の見解を伺います。

(2)、国土交通大臣の代執行に向けた動きについて。

最高裁判決後、政府は知事の不在時に設計変更申請書を承認するよう勧告。その期限後、即承認指示、さらに10月5日には、代執行に向けて提訴するなど前のめりになっています。知事の見解を伺います。

4、南西諸島の防衛力強化について。

(1)、石垣空港や与那国空港を使用する米軍との共同訓練について。

特に石垣空港を離発着すると言っているオスプレイについては、昨年から墜落事故が相次いで発生し、特に8月のオーストラリアの事故はその原因等も明らかになっておらず、住民の不安は払拭されていません。知事の見解を伺います。

(2)、宮古島への電子戦部隊配備について。

防衛省は、唐突に電子戦部隊を宮古島に配備する方

針を打ち出しました。これまで計画は一切明らかになっておらず、住民には事後報告です。知事の見解を伺います。

(3)、民間港湾・空港の軍事利用について。

米海軍掃海艦の石垣港寄港やオスプレイの緊急着陸など、民間港湾・空港の軍事利用が頻発しています。知事の見解を伺います。

5、エネルギー政策について。

(1)、2030年度までに県内再生エネ電源比率目標を達成するためには、2300億円程度の事業費が必要になるとの議会答弁がありますが、その取組について伺います。

6、教育行政について。

(1)、働き方改革について。

全国学力・学習状況調査の自校採点・入力業務の廃止については、令和6年度に廃止する旨の答弁があったかと思いますが、再度確認をしたいと思ひます。

7、宮古関連について。

(1)、下地島空港周辺跡地利活用事業について。

ア、耕作地の明渡しの期限を1年延期した理由について伺います。

イ、耕作者が要請している農業ゾーンの設置について伺います。

ウ、下地島空港で実施する国内初、空港ターミナルのZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）を目指したネット・ゼロカーボン化事業について伺います。

(2)、佐良浜漁港における無許可で施設を整備したことについて。

イ、今後の県の対応について伺います。

(4)、多良間村からの要請について。

ア、普天間港ターミナルの建て替え工事について、県の対応を伺います。

イ、多良間港（前泊地区）の海浜景観の保全と公園整備について、県の対応を伺います。

(5)、宮古島市下地の国道390号における児童重傷の交通事故について。

ア、植栽管理不足による見通しの悪さが原因の一つに挙げられています。対応を伺います。

(6)、伊良部唯一の診療所である徳洲会伊良部島診療所について。

ア、今年の5月から、診療が週5.5日から1.5日と大幅に縮小され、住民、特に高齢者に大きな影響が出ています。知事の見解を伺います。

8、我が会派の代表質問との関連については、仲村未央議員の国家安全保障戦略に基づく公共インフラ整備について。



(1)、特定重要拠点の考え方や制度設計を伺う。

県の管理する港湾や空港が指定された場合、県は管理者として整備を拒否する考えはあるのか伺います。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

[玉城デニー 知事登壇]

○玉城デニー 知事 國仲昌二議員の御質問にお答えいたします。

1、辺野古新基地建設についての御質問の中の(1)、最高裁判決に対する見解についてお答えいたします。

沖縄県は、B27地点の力学的試験の必要性や、工事の実施がジュゴンに及ぼす影響及び地盤改良に伴う海底面の改変範囲の拡張が環境に及ぼす影響について、専門技術的な知見に基づいた知事の判断に何ら裁量の逸脱濫用はないということを主張してまいりました。また、工期の長期化によって普天間飛行場の危険性の早期の除去にはつながらないことを考慮した知事の判断に、何ら事実の基礎を欠いたり、社会通念に照らし明らかに妥当性を欠いたりする点はなく、埋立変更不承認処分は、技術的にも法律的にも正しいことを強く主張してまいりました。福岡高等裁判所那覇支部は、県が主張してきた公有水面埋立法の承認要件の不充足性について審理をした上で、県の訴えを退ける判断を示しましたが、最高裁判所の判決は、県の主張については何ら判断を示すことなく、県の訴えを退けたものであり、極めて残念であります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

[前川智宏 土木建築部長登壇]

○前川智宏 土木建築部長 1、辺野古新基地建設についての(2)、公有水面埋立変更承認申請の承認の時期についてお答えいたします。

令和5年9月4日付で是正の指示を適法とする最高裁判決が示されたところであります。県は、当該判決を受けてどのような対応が取れるか検討してまいりましたが、10月5日、国土交通大臣により、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対する承認を知事に命ずる裁判を求めて、地方自治法第245条の8第3項に基づく代執行訴訟が提起されたところであります。

県としましては、訴状の内容を精査した上で、対応を検討してまいります。

次に7、宮古関連についての(1)のア、下地島空港周辺公有地の明渡し期限についてお答えいたします。

県有地の無償耕作者に対しては、令和5年8月24

日に下地島空港周辺用地の利活用に係る説明会を実施しました。その中で、利活用候補事業者との協議に時間を要していることから、明渡し期限を令和6年3月末から令和7年3月末に延期することを説明しております。

次に同じく7の(1)のイ、下地島空港周辺用地の無償耕作者への対応についてお答えいたします。

県は、無償耕作者から農業的利用ゾーンを拡大するよう、要望があることを承知しております。そのため、宮古島市が所有する農業的利用ゾーンの活用を含め、その対応について、市や関係部局と連携を図っていきたくと考えております。

次に同じく7の(1)のウ、下地島空港の旅客ターミナルビルにおけるネット・ゼロカーボン化事業についてお答えいたします。

本事業は旅客ターミナルビルの年間エネルギー消費量を実質ゼロにするネット・ゼロカーボン化に向けて、太陽光発電施設を設置し、電力を供給するものであります。旅客ターミナルビルにおけるネット・ゼロカーボン化としては、国内初の取組となっております。

次に同じく7の(4)のア、多良間港普天間地区ターミナルの建て替えについてお答えいたします。

多良間港普天間地区のターミナルは、昭和60年度に整備された施設で、多良間村の財産となっており、令和3年度には補修を行ったと聞いております。村において、建物の耐久性・耐震性を把握いただき、意見交換を行っていきたくと考えております。

次に同じく7の(4)のイ、多良間港前泊地区の景観整備についてお答えいたします。

多良間港前泊地区の景観整備については、現地確認の上、多良間村と意見交換を行っております。既存の港湾施設や村が整備した東屋等の利用状況等を踏まえ、村と引き続き意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたくと考えております。

次に同じく7の(5)のア、道路植栽の管理についてお答えいたします。

県管理道路の国道390号における低木の管理については、毎年、剪定を行っております。当該箇所については、地域の意見を踏まえ、低木の撤去を含めて検討していくこととしております。引き続き、適正な道路の植栽管理に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

[溜 政仁 知事公室長登壇]

○溜 政仁 知事公室長 4、南西諸島の防衛力強化

についての(1)、日米共同訓練におけるオスプレイの訓練についてお答えいたします。

県としては、かねてから自衛隊の配備等について様々な意見があり、また、昨年からのオスプレイの墜落事故が相次ぐ中、今回の陸上自衛隊のオスプレイを使用する日米の大規模な訓練の実施は、県民に不安等を生じさせるものであると考えております。このため県は、去る9月13日に、沖縄防衛局に対し、県内における陸上自衛隊のオスプレイの使用自粛のほか、訓練の実施に当たっては県民生活や事業活動への影響を最小限とすること、そのために必要な情報を関係地方公共団体及び住民に提供することなどを求めたところであります。

同じく4(2)、宮古島への電子戦部隊配備についてお答えいたします。

防衛省によると、令和6年度に、陸上自衛隊宮古島駐屯地において、電子戦部隊の配備を計画しているとのこと。この件について、8月に宮古島市には説明があったとのことですが、対面での県への説明は現在のところありません。県は、自衛隊配備の予定及び検討状況等については、事前に丁寧に説明を行うよう、機会あるたびに求めてきたにもかかわらず、突然このような計画が県への直接の説明もなしに明らかにされたことは残念であります。今後とも、防衛省に対し、丁寧な説明と速やかな情報提供を求めるとともに、関係自治体とも連携し、適切に対応したいと考えております。

同じく4(3)、米軍による民間港湾・空港の使用についてお答えいたします。

船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、米軍による民間港湾の使用は、緊急時以外は自粛すべきというのが県の一貫した方針であります。このため、米軍艦船の石垣港使用については、8月23日の渉外知事会の要請活動において、知事から外務省に対し自粛を求めましたが、同艦船が入港したことは大変遺憾です。また、9月14日から21日にかけて、普天間飛行場所属のオスプレイ計6機が、新石垣空港等に緊急着陸したことは、米軍の安全管理体制に強い疑念を抱かざるを得ず、大変遺憾であります。このため県は、先月21日、在沖海兵隊等に対し、原因の究明とその公表、実効性のある再発防止策等を要請しました。

次に8、我が会派の代表質問との関連についての(1)、特定重要拠点の指定についてお答えいたします。

政府は、8月の関係閣僚会議において、特定重要拠

点空港・港湾（仮称）の指定に当たっては、インフラ管理者との間で、円滑な利用に関する枠組みを設け、今後、地元との調整を進めていくとしておりますが、制度の具体的な内容が明らかになっておらず、また、県への説明も現時点ではありません。

県としては、自衛隊の利用により、離島の空港・港湾の民間利用に支障があってはならないと考えており、引き続き、情報収集を行い、適切に対応してまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

[松永 享 商工労働部長登壇]

○松永 享 商工労働部長 5、エネルギー政策についての(1)、2030年度の再エネ電源比率目標達成に向けた取組についてお答えします。

県では、再エネの主力である太陽光発電や蓄電池の導入拡大に向け、離島における第三者所有モデル事業への補助を行うとともに、水素等の利活用に向けた実証事業の支援を行っております。次年度以降の新たな取組としましては、風力発電事業者の発掘に向けた風況観測支援のほか、環境省予算を活用した支援事業を検討しているところであります。

県としましては、再エネ電源比率目標の達成に向け、国の財政支援の活用や税制上の特例措置の積極的な活用促進により、再エネに係る民間投資を誘発してまいりたいと考えております。

なお、2030年度、再エネ電源比率の意欲的な目標18%の達成に必要な事業費につきましては、民間投資を含め、太陽光発電のみで仮定し試算した場合、これまで2020年度末時点の8.2%に基づき2300億円程度と申し上げてまいりましたが、2021年度末時点の11.1%に基づき、改めて試算しますと1600億円程度となります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

[半嶺 満 教育長登壇]

○半嶺 満 教育長 6、全国学力・学習状況調査の自校採点についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査には、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立つなどの目的があります。このため本県では、調査後速やかに、児童生徒の学習状況を把握し、授業改善や児童生徒一人一人の学習状況等に資するよう、各学校に自校採点を依頼しております。一方、国においては、令和6年度から全国学力・学習状況調査に、児童生徒がタブレット端末に解答を入力するCBT化を順次導入

する方針を示していることから、国の動向に応じて、自校採点等の在り方を見直してまいりたいと思います。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 7、宮古関連についての(2)のイ、佐良浜漁港での無許可建築物の今後の対応についてお答えいたします。

宮古島市伊良部の佐良浜漁港内県有地において、本年7月から無許可で民間事業者による建築工事が行われ、現在は躯体まで完成した状態で残されております。

県では、漁港管理者として、建築物の施主に対し速やかに建築物を撤去するよう、7月26日に注意文書を、9月21日に勧告書を発出する等の行政指導を行っているところであります。勧告書の期限までに建築物の撤去等が確認できない場合は、法律相談等も踏まえながら、警告書の発出や沖縄県漁港管理条例に基づく原状回復を命ずる監督処分を検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 7、宮古関連についての(6)のア、徳洲会伊良部島診療所についてお答えします。

医療法人徳洲会が運営する伊良部島診療所については、医師の確保が困難である等の理由により、今年6月以降、診療日が縮小しております。徳洲会によりますと、診療日の縮小に伴い、これまで同診療所を受診していた一部の患者に対しては宮古島の医療機関を紹介するなど、必要な対応を行っているとのことであります。

県としましては、伊良部島診療所の診療縮小による影響を注視しながら、引き続き、地元の関係者と連携して、医療提供体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 御答弁ありがとうございます。

再質問いたします。

まず、宮古関連について、先に質問したいと思います。下地島の耕作地明渡しですけれども、期限が1年延びたということで、ぜひ耕作者の皆さんと相互理解を深めて、いい方向で取り組んでいくようお願いし

たいと思います。

佐良浜漁港の件ですけれども、先ほど答弁いただきましたが、ちょっと確認したいんですけれども、県としては原状回復を求めていくということによろしいか、再度確認したいと思います。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、県としましては、勧告書の期限までに事業者による建築物の撤去などが確認できない場合は、法律相談等も踏まえながら、警告書の発出や沖縄県漁港管理条例に基づく原状回復を命ずる監督処分を検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 実はこの件については、伊良部漁協の名前が勝手に使われたり、漁協が同意しないから事業ができないなどと誤解されまして、漁協が困っているということです。これは、県が毅然と対応しないことに原因があるのではないかという声があります。県として、被害届を出すなど、毅然と対応すべきではないかと思うんですけれども、照屋副知事いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 照屋副知事。

○照屋義実 副知事 この事案につきましては、私も新聞報道が出て以来、関心を払って見てきておりますけれども、先ほど部長が答弁したとおりでありまして、現在、撤去に向けた行政指導を進めているところであります。この建築物に関連しまして、伊良部漁業協同組合が困っているということです。県としては、同漁協と話し合いを持って、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 ぜひよろしくお願ひします。

次に、多良間村からの要請です。普天間港ターミナル、それから多良間港前泊地区の要請ですけれども、これ以前からずっと要請が出ていますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思ひます。

それから宮古島市下地の国道390号についてですが、事故現場のほうは植栽も今はきれいに剪定されていますけれども、まだ海側のほうが雑木が生い茂っていて、実は遊歩道の部分がちょっと利用できないような状況があって、それについて伐採してほしいという要望があるんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 休憩お願ひします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時37分休憩

午後5時37分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

この箇所における歩道と海岸の間でございますけれども、保安林というふうになっているようでございます。当該保安林の管理者に情報提供を行いながら、対応等については協議してまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 よろしく申し上げます。

それから徳洲会の伊良部島診療所についてですけれども、先ほども話しましたが、やっぱり住民に悪影響ができるだけ出ないように、宮古島市あるいは関係団体と協力して、ぜひいい方向に取り組んでいただくようお願いいたします。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時38分休憩

午後5時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○國仲 昌二 議員 次に、公共インフラの特定重要拠点について伺います。

ジュネーブ諸条約では、文民たる住民と戦闘員を、また、民用物と軍事目標を明確に区別する軍事目標主義が採用されています。ところが、二重の用途を持つ港湾や空港は、事例ごとに判断するしかないといえます。つまり、日常的に軍事訓練がされたり、有事の際に軍事目的で使用が想定される港湾や空港など、特定重要拠点に指定されれば、軍事目標になるということです。その軍事目標となるための施設整備を認めるんですかということが先ほどの質問の趣旨ですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県としては、自衛隊の利用により離島の空港・港湾の民間利用に支障があってはならないと考えております。また、特定重要拠点空港・港湾（仮称）の指定につきましては、これからあると思われる政府からの説明などにおいて、制度の具体的な内容を確認した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 この件については、知事も、いわゆる日米共同使用、自衛隊使用についてなし崩し的に進められることを危惧している、基地の過重な負担

につながることは到底認められないとコメントしています。ぜひ、毅然と対応していただきたいと思っております。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時40分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○國仲 昌二 議員 次に、南西諸島の防衛力強化について伺います。

米海軍の掃海艦が石垣港に入港しました。これまでと違って、艦長がこれは訓練だと強調するなど、民間インフラの利用拡大を狙って米軍が寄港するのは当然だと言わんばかりです。また、宮古島の平良港にも海上自衛隊のミサイル艦が寄港しました。民間港湾の寄港実績を積み重ねる狙いがあるとされています。与那国には、新たな港湾施設の整備、空港の滑走路延長を検討していることも明らかになりました。そして、宮古島に電子戦部隊配備が事前説明なしに発表されたことについて、不信感を示したら、防衛省関係者は、事前に説明すれば納得したのかと主張したとのことです。一旦駐屯地を設置すると、地元は無視され、次々と機能や部隊を強化していく国の姿勢が鮮明になったと言えます。そのほかにもオスプレイが石垣空港、奄美空港、大分空港に連日緊急着陸したこと、石垣空港や与那国での日米合同訓練、特に石垣空港は、事故が頻発しているオスプレイを使用した訓練だということで、県民に不安が広がっております。このように、南西諸島の防衛力強化の下に既成事実化が急速に進められています。知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

いわゆる安保関連3文書では、厳しい安全保障環境に対応するため、南西諸島における自衛隊機能の増強等が、また今年1月の2プラス2共同発表では、日本の南西諸島を含む地域において、日米の施設の共同使用を拡大し共同演習、訓練を増加させることにコミットした旨が示されております。

県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡大や日米共同訓練等による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは決してあってはならないと考えております。このため県は、去る6月9日、防衛大臣に対し、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう事前に丁寧な説明を行

うことなどを要請したところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 次に、最高裁判決についてですけれども、多くの行政法学者らが疑念を示して、地方自治の本旨を理解しない不合理極まりないもの、実質審査権を裁判所が放棄することは許されないとして強い不満を訴えています。全く同感です。まず、この訴訟の争点の中で、災害防止要件、環境保全要件についてですが、要件自体が非常に抽象的で判断の幅が広い、つまり行政の側に大きな裁量があるといえます。単純に裁判所が判断するのではなく、知事が専門的・技術的な知見に基づいてなされた判断が、合理的かどうかを判断することになります。ですから、翁長知事が承認処分の取消しを争ったとき、仲井眞知事の承認処分の裁量は広く、その裁量を逸脱しているとは言えないから、翁長知事の取消処分は違法だという判決になりました。ところが、最高裁の判決では、そういったところに踏み込まず、逆に知事の承認処分は、裁量権の逸脱または濫用があるとしています。まさに矛盾した判断と言えますが、知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

先ほど知事も答弁されたところでございますが、県はB27地点の力学的試験の必要性や工事の実施がジュゴンに及ぼす影響、工期の長期化によって……。失礼しました。すみません。

申し訳ないです。裁量権の逸脱または濫用があることについてでございます。申し訳ございません。訂正いたします。

平成28年に判決が示された不作為の違法確認訴訟について、県は埋立承認の取消しが法的に正当であると主張しておりましたが、最高裁判所は、埋立承認処分をした仲井眞元知事の判断過程及び判断内容に特段不合理な点があることはうかがわれないうとして、知事の裁量権を広く認め、その判断に違法等があるということはできず、埋立承認取消しを取り消さないことは違法であると判断を示しました。一方で、今回の最高裁判所の判決は、県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について、何ら判断を示すことなく、県の訴えを退けたものであり極めて残念であります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 また今回の最高裁判決は、設計変更申請が公有水面埋立法の承認要件を満たしているのか、判断すらしていません。辺野古新基地建設につ

いては、様々な問題が指摘されています。まず、軟弱地盤の問題です。軟弱地盤は約90メートルの深さがありますが、現在の地盤改良技術は70メートルが限界と言われています。それ以上の深いところについては、改良せずに放置したまま、そのまま何とかなるでしょうというのが今の設計計画だと、地質学の専門家が指摘しております。そうしたことについて、安全性が確認できないというのが県の承認の理由の一つです。安全性をどう考えているのでしょうか、あまりにも無責任ではないですか。知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 その点について少し、日本科学者会議の専門家の意見を補足して説明を申し上げたいと思います。

沖縄県は、本件不承認処分をするに当たって、大浦湾海底に存在する軟弱地盤上で工事することの危険性に鑑みて、専門家の意見も取り入れつつ、慎重に沖縄県として責任を持って判断したものである。これに対して、福岡高裁那覇支部判決では、沖縄県知事の承認判断は、特段の事情がないにもかかわらず、港湾基準とその解説の記述する性能照査の手法等を超えて、より厳格な判断を行うものであり、考慮すべきではない事項を過剰に考慮したものとした。もしもこの判決のような司法判断が定着すれば、国が示した基準よりも高いハードルを設けると違法になるということになり、そうすると地方自治体として地域ごとの特性さらには地域固有の文化や自然環境の尊重すら認められなくなるというように指摘をしています。そのことを今回の最高裁の審査においては、全く考慮されなかったということにおいて、我々は残念であるというように申し上げるしかないということでございます。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 次に、地震動について伺います。

辺野古は地震の加速度の単位であるガルで表すと40ガルの設計となっています。沖縄県が2013年に発表した地震動予測は震度6弱、ガルだと170～300ガルになります。2010年に沖縄本島東側を震源とする地震では、名護市で54ガル、那覇市で70ガルでした。それからすると、辺野古の40ガルは極めて小さい数値で安全性が問われます。防衛省が辺野古の耐震設計に使ったのは本島西側の地震動で、しかも港湾基準でも地震観測記録は3か所使うのに2か所しか使っていません。自分たちに都合のいい弱い地震だけを使い、40ガルの設計にしているとの指摘があります。知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 ただいまの指摘についても、やはり港湾基準のその基準以上の数値を当てはめることによって、よりその機能の安定性を保つべきということが、この工事が万が一完成させられた後の環境保全に対して、非常に大きな影響を及ぼすということについては、議員御指摘のとおりであるというように思料いたします。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 そもそも軟弱地盤については、最深部B27地点の力学的試験をかたくなに拒否しています。なぜ行わないのか。試験をすると不都合な結果が出ることになるのでしょうか。また、工事期間が最短で12年もかかるといいます。普天間基地の一日も早い危険性除去にはつながりません。世界一危険だと言いながら、12年間世界一危険なまま暮らせということになります。市民の安全を考えるなら、即時閉鎖・撤去するしかありません。その判断こそ知事の裁量権だと思いますが、それを認めないのが今回の最高裁判決です。事業費も膨らんでいます。当初3500億円と言っていたのが、今は9300億円といいます。県の試算では2兆5500億円まで膨れ上がるということです。完成するのか疑わしい。完成しても地盤沈下のおそれがあり、使えないのではと指摘されている施設を、2兆5500億円もつぎ込んで建設することが、国民の理解を得られるのか、私は非常に疑問です。ほかにも、周辺海域の絶滅危惧種をはじめとする希少種への影響、周辺地域での騒音被害など多くの問題が指摘されているのに、なぜか政府は前のめりです。そして最高裁は、これだけ多くの問題が指摘されているのに、そのことに全く触れていません。知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は、県政にとっても、そして県民の生命、暮らし、財産を守る点からも喫緊の課題であることは、議員御指摘、御案内のとおりであります。この間、政府に対しては、この問題は司法ではなく、対話によって解決策を探るべきであるということを都度これまで求めてまいりましたが、しかし、県民にとって、この基地から派生する騒音、環境、事件・事故などの問題はやはり誠意を持って日米両政府及び我々当事者——沖縄県も当事者としての責任を持って解決に当たるための対話を進めていくべきであるというように思います。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 今回の最高裁判決は、地方自治を破壊するものです。沖縄県が主張した肝腎な部分について判断を示さず、国による私人なりすましの問題については、最高裁は触れていません。国が国を救済できるなら、地方自治体の決定は幾らでも国は覆せませぬ。これでは国と地方自治体が対立した場合、国の意向のみが通ることになります。これは基地だけではありません。先ほどの特定重要拠点、あるいはよく問題になっている核のごみ処分場についても、自治体が拒否しても国がその気になれば、国の意向が通ることになる。地方自治は無力化され、国のやりたい放題になる。これが今回の最高裁判決です。これを受け入れろというのはあまりにも理不尽です。行政法研究者有志からは、今回の最高裁判決に知事が従わないことが、地方自治法上直ちに違法とは言えないという指摘があります。また、代執行訴訟で県の主張できる事項は少なくありません。沖縄県知事として、地方自治の担い手として、沖縄県の正当性を正々堂々と主張していただきたい。知事、ぜひ頑張ってください。知事を後押しする多くの県民と共に私も全力で連帯することを誓って、一般質問を終わります。

タンディガーターンディ スディガフー。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

決算については、9月21日の議会運営委員会において17人から成る決算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、乙第14号議案、乙第15号議案及び認定第1号から認定第4号までについては、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付してあります名簿のとおり指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔決算特別委員名簿 巻末に記載〕

○赤嶺 昇 議長 ただいま決算特別委員会に付託されました議案を除く甲第5号議案及び乙第1号議案から乙第13号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 日程第3 乙第16号議案及び乙第17号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。  
玉城知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 令和5年第3回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

乙第16号議案「専決処分の承認について（令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号））」及び、乙第17号議案「専決処分の承認について（令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号））」は、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年10月2日付で補正予算の専決処分を行ったため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

ユタサルグトウ ウニゲーサビラ。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第16号議案及び乙第17号議案については土木環境委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時58分休憩

午後5時59分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

日程第4 陳情第138号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情については、新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明10月12日から22日までの11日間休会とすることにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、明10月12日から22日までの11日間休会とすることに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、10月23日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時0分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

副 議 長 照 屋 守 之

会議録署名議員 大 城 憲 幸

会議録署名議員 瑞 慶 覧 功



令和5年10月23日

令和5年  
第3回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第9号）



令和5年  
第3回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第9号）

令和5年10月23日（月曜日）午後1時30分開議

## 議事日程第9号

令和5年10月23日（月曜日）

午後1時30分開議

- 第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第4号議案（文教厚生委員長報告）
- 第3 乙第5号議案（土木環境委員長報告）
- 第4 乙第6号議案から乙第12号議案まで（経済労働委員長報告）
- 第5 乙第13号議案、乙第16号議案及び乙第17号議案（土木環境委員長報告）
- 第6 甲第5号議案（文教厚生委員長報告）
- 第7 令和6年度沖縄振興予算において県の要求額確保を求める意見書

}	山里 将雄議員	玉城健一郎議員	}
	上里 善清議員	当山 勝利議員	
	照屋 大河議員	山内 末子議員	
	瑞慶覧 功議員	比嘉 京子議員	
	島袋 恵祐議員	瀬長美佐雄議員	
	玉城 武光議員	比嘉 瑞己議員	
	玉城ノブ子議員	西銘 純恵議員	
	渡久地 修議員	喜友名智子議員	
	國仲 昌二議員	仲村 未央議員	
	崎山 嗣幸議員	次呂久成崇議員	
	新垣 光栄議員	平良 昭一議員	
	仲宗根 悟議員	上原 快佐議員	
	提出 議員提出議案第1号		

- 第8 玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議

}	島袋 大議員	小渡良太郎議員	}
	新垣 淑豊議員	島尻 忠明議員	
	仲里 全孝議員	新垣 新議員	
	下地 康教議員	石原 朝子議員	
	仲村 家治議員	西銘啓史郎議員	
	座波 一議員	大浜 一郎議員	
	呉屋 宏議員	花城 大輔議員	
	又吉 清義議員	末松 文信議員	
	中川 京貴議員	仲田 弘毅議員	
	上原 章議員	金城 勉議員	
	大城 憲幸議員	當間 盛夫議員	
	照屋 守之議員		
	提出 議員提出議案第2号		

- 第9 請願令和3年第3号、陳情令和3年第177号及び陳情令和4年第150号（総務企画委員長報告）
- 第10 陳情令和4年第15号、同第18号、同第24号、同第29号、同第37号、同第41号、同第63号の2、同第76号、同第98号、同第99号、同第103号、同第111号、同第115号、同第117号、同第118号、同第124号の2、同第148号及び陳情第36号（経済労働委員長報告）
- 第11 陳情令和3年第182号及び陳情第111号（土木環境委員長報告）

- 第12 陳情令和3年第73号、同第146号、同第199号、陳情令和4年第31号及び陳情第33号（米軍基地関係特別委員長報告）
- 第13 議員派遣の件（令和5年度沖縄県議会議員海外派遣）
- 第14 議員派遣の件（高校等出前講座）
- 第15 閉会中の継続審査の件

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで  
乙第1号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
乙第2号議案 沖縄県ふるさと寄附金基金条例  
乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第4号議案  
乙第4号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第3 乙第5号議案  
乙第5号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第4 乙第6号議案から乙第12号議案まで  
乙第6号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について  
乙第7号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について  
乙第8号議案 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について  
乙第9号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について  
乙第10号議案 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について  
乙第11号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について  
乙第12号議案 農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 日程第5 乙第13号議案、乙第16号議案及び乙第17号議案  
乙第13号議案 那覇港管理組合同規約の一部変更について  
乙第16号議案 専決処分の承認について  
乙第17号議案 専決処分の承認について
- 日程第6 甲第5号議案  
甲第5号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 令和6年度沖縄振興予算において県の要求額確保を求める意見書
- 日程第8 玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議
- 日程第9 請願令和3年第3号、陳情令和3年第177号及び陳情令和4年第150号  
請願令和3年第3号 沖縄県における水難事故防止に関する請願  
陳情令和3年第177号 温暖化対策に向けた基礎的調査や市町村・県民への普及活動に関する陳情  
陳情令和4年第150号 沖縄県公文書管理条例の制定に関する陳情
- 日程第10 陳情令和4年第15号、同第18号、同第24号、同第29号、同第37号、同第41号、同第63号の2、同第76号、同第98号、同第99号、同第103号、同第111号、同第115号、同第117号、同第118号、同第124号の2、同第148号及び陳情第36号  
陳情令和4年第15号 コロナ禍における観光産業の再興に向けた支援等に関する陳情  
陳情令和4年第18号 新型コロナウイルスにより影響を受けた貸切りバス事業者への支援に関する陳情  
陳情令和4年第24号 沖縄県中央卸売市場への支援に関する陳情  
陳情令和4年第29号 長期化する新型コロナウイルスの影響により疲弊した沖縄県のマリレジャー業界への支援に関する陳情  
陳情令和4年第37号 養豚経営及び食肉センターにおける緊急支援対策に関する陳情  
陳情令和4年第41号 令和4年度宮古島に係る予算の確保並びに受注機会の拡大確保に関する陳情

陳情令和4年第63号の2 令和4年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情  
 陳情令和4年第76号 平敷屋港沖合防波堤の設置に関する陳情  
 陳情令和4年第98号 沖縄観光の早期復興に関する陳情  
 陳情令和4年第99号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する陳情  
 陳情令和4年第103号 沖縄県中央卸売市場空き施設及び空き地の借入れに関する陳情  
 陳情令和4年第111号 軽石被害に関する陳情  
 陳情令和4年第115号 沖縄県による早期の軽石除去作業の実施及び支援を求める陳情  
 陳情令和4年第117号 肥料価格、資材価格高騰における沖縄県農業の現状に関する陳情  
 陳情令和4年第118号 飼料価格高騰における沖縄県畜産業の現状に関する陳情  
 陳情令和4年第124号の2 令和4年度美ざ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情

陳情令和4年第148号 沖縄の貸切りバスに関する陳情

陳情第36号 「ジャパンウィンターリーグ」への支援を求める陳情

日程第11 陳情令和3年第182号及び陳情第111号

陳情令和3年第182号 県公共施設へのZEB及び県内住宅へのZEH導入等に関する陳情

陳情第111号 国道505号の早期復旧を求める陳情

日程第12 陳情令和3年第73号、同第146号、同第199号、陳情令和4年第31号及び陳情第33号

陳情令和3年第73号 嘉手納基地における米軍機の騒音激化への抗議に関する陳情

陳情令和3年第146号 嘉手納基地における夜間・早朝の騒音激化に関する陳情

陳情令和3年第199号 嘉手納基地からの騒音及び悪臭被害増大に関する陳情

陳情令和4年第31号 嘉手納基地における米軍機の騒音激化に関する陳情

陳情第33号 嘉手納基地における米軍機の騒音激化に関する陳情

日程第13 議員派遣の件（令和5年度沖縄県議会議員海外派遣）

日程第14 議員派遣の件（高校等出前講座）

日程第15 閉会中の継続審査の件

出席議員（48名）

44番	赤嶺昇	議長	18番	當間盛夫	議員
30番	照屋守之	副議長	19番	金城勉	議員
1番	次呂久成	議員	20番	新垣新	議員
2番	喜友名智子	議員	21番	下地康教	議員
3番	島袋恵祐	議員	22番	石原朝子	議員
4番	玉城健一郎	議員	23番	仲村家治	議員
5番	上里善清	議員	24番	平良昭一	議員
6番	大城憲幸	議員	25番	仲村未央	議員
7番	上原章	議員	26番	玉城武光	議員
8番	小渡良太郎	議員	27番	比嘉瑞己	議員
9番	新垣淑豊	議員	28番	照屋大河	議員
10番	島尻忠明	議員	29番	山内末子	議員
11番	仲里全孝	議員	31番	西銘啓史郎	議員
12番	上原快佐	議員	32番	座波一	議員
13番	新垣光栄	議員	33番	大浜一郎	議員
14番	國仲昌二	議員	34番	呉屋宏	議員
15番	瀬長美佐雄	議員	35番	花城大輔	議員
16番	山里将雄	議員	36番	又吉清義	議員
17番	当山勝利	議員	37番	仲宗根悟	議員

38 番 崎 山 嗣 幸 議員  
39 番 玉 城 ノブ子 議員  
40 番 西 銘 純 恵 議員  
41 番 渡久地 修 議員  
42 番 瑞慶覧 功 議員

43 番 比 嘉 京 子 議員  
45 番 末 松 文 信 議員  
46 番 島 袋 大 議員  
47 番 中 川 京 貴 議員  
48 番 仲 田 弘 毅 議員

#### 説明のため出席した者の職、氏名

玉 城 デニー 知 事 糸 数 公 保 健 医 療 部 長  
池 田 竹 州 副 知 事 前 川 智 宏 土 木 建 築 部 長  
宮 城 力 総 務 部 長

#### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山 城 貴 子 議 会 事 務 局 長 佐久田 隆 政 務 調 査 課 長  
前 田 敦 次 長 新 垣 伸 弥 主 幹  
中 村 守 議 事 課 長 平 良 典 子 主 幹  
儀 間 俊 江 課 長 補 佐 平 良 末 子 主 幹  
宮 城 亮 主 幹 上運天 慎 也 主 幹  
比 嘉 太 一 主 任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。  
日程に入ります前に報告いたします。

10月11日の会議において設置されました決算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に國仲昌二議員、副委員長に大城憲幸議員を互選したとの報告がありました。

次に、10月19日、山里将雄議員外23人から、議員提出議案第1号「令和6年度沖縄振興予算において県の要求額確保を求める意見書」、島袋大議員外22人から、議員提出議案第2号「玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。（「議長」と呼ぶ者あり）

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時34分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

ただいまの件について、ちょっと対応を検討しますので、暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後3時10分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に島袋大議員からありました申入れの件につきまして、議長として玉城知事に対して説明を求めた

ところではございますが、なおかつ、今日は午後からの開会となっております。そのことを含めて、なるべく早く返事を欲しいということを申入れをさせていただいたところでございますけれども、知事の出席については、本日は登庁していない旨の回答があり、お休みという報告をいただきました。（「議長」と呼ぶ者あり）

島袋 大議員。

○島袋 大 議員 あのね、今の議長のお話を聞きますと、休みってことですか。休暇、休み。

○赤嶺 昇 議長 登庁していない。

○島袋 大 議員 議長、登庁してない云々じゃないですよ。今日、最終本会議なんだよ。議会というのは生き物ですよ。何が起きるか分からない。危機管理能力が欠けていますよ。あのね、この状況で何ですか。今、自分の部下の部署が、不祥事と言わざるを得ない問題が起きている中で、今日朝から登庁もしないって何ですか。ましてや連絡しても来もしないんですか。午後から会議が始まるといって、この問題を説明しなさいと問うて、そして時間もかけておいて、来もしないんですか。議長、再度呼んでくださいよ。問題ですよ。危機管理能力がないから問題が出ているわけであって、リーダーである長が明確にこの問題を説明してやるのが、リーダーの仕事でしょうが。議長、これ議会軽視ですよ。何ね、与党は。ちょっと待ちなさい。何よ。何よ。議長——あなたは知事の秘書か。（「確認してください」と呼ぶ者あり）だから確認し

てくださいって私言っているでしょうが。議長——今、私がしゃべっている時間でしょうが。私が終わってから確認させなさいよ。議長、何やかんや私が話しているのに、与党ね、何なんですか、この人たちは。何ですか。そうなったらずっとしゃべりますよ、私は。納得いかなければ引っ張るって問題じゃないんだよ。今、議長の回答は、今日登庁していないってことなんですよ。あり得る話ですか、これは。その辺、確認ですよ。県民の皆さんも見てますよ。

○赤嶺 昇 議長 与党の皆さんは何かありますか。どうぞ。

照屋大河議員。

○照屋 大河 議員 穏やかにいきますね。登庁していないということですが、その理由について議長は確認されたんでしょうか。知事は、今回、この議会が止まっている理由について、あるいは保健医療部の今回の事務手続について、前向きに、この議会への説明を検討されているというメッセージが届いています。ただ、確かに登庁していないということで、この近くにはおらないようですが、登庁していないということだけをもって、先ほどのような発言をされるという点では私たちは納得いきません。ぜひその辺を、もう少し明快な理由をもって議長からの説明があれば、この議会、混乱することはないと思いますので、先ほどの求める点については、なお整理をしていただければと思います。

○島袋 大 議員 議長、今の話を聞けば、知事は説明したいと思っていますって誰から聞いたのか。与党は聞いているんですか。P F O Sの問題と同じか。与党だけこれ聞いているんですか、知事からメッセージを。おいおいおい。そうなったら、議会って何たるもんですか。議長、ですから、今日、本庁に登庁していない理由は何なんですか。ましてや今与党から、知事は説明したいと言っていますと。いつするんですか。なぜ与党が知っているんですか。隠蔽体質ですか。また与党、同じことするんですか。あなた方は何なんですか。とんでもないですね。（「調整した」と呼ぶ者あり）調整したら私に報告すればいいでしょうが。与野党の方向性も見いださきれない。与党の仕事は何ですか。

○赤嶺 昇 議長 今、島袋大議員、それから照屋大河議員からありましたように、まずこちらで受けた状況なんですけれども、沖縄・自民党から、この保健医療部に発生した新たな事案につきましては説明が必要ではないかということで、知事の説明を求めました。それで、なおかつ今日は先ほども言いましたように、

そもそも10時開会のものは、これも県の問題で急遽委員会を開きました。それも2時間限定です。今日は、13時30分から開会をするイレギュラーな開会の時間となっております。したがって、早めに、できないも含めて30分以内に返事をいただきたいということを、議長から議事課を通して秘書課に確認をさせていただきました。30分たっても返事は来ませんでした。知事はどこにいるんですかという話をしたら、今日は仕事がないので登庁はしていないということだったので、私はここで説明をさせてもらったところです。今、照屋大河議員からありましたように、登庁していない理由は何なのかということまでは確認していないので、暫時休憩をさせていただいて確認をさせていただきます。

暫時休憩。

午後3時17分休憩

午後4時8分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に、島袋大議員及び照屋大河議員から発言のありました件につきまして、もう一度事務局から確認をさせていただきましたが、玉城知事は本日は公務がないので、今日は来ていないとの回答をいただきました。

照屋大河議員、どうぞ。

○照屋 大河 議員 登庁していないのは間違いのないようですが、もうすぐにも登庁されるということは聞いています。そして、この議会がこういう状態にあることをしっかり正確に把握をして、事務統括の責任者は自分だとこの会議でもおっしゃっていましたが、その立場で、対応について急ぎ執行部の皆さんと協議をするということです。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 すみません。きれいごとになって話ですよ。この沖縄県議会のトップは誰ですか。長は誰ですか。赤嶺昇議長と照屋守之副議長の正副議長ですよ。議長が部局に問い合わせして、今日は仕事がないので休みますというふうに知事部局に言われている中で、なぜ与党の代表者だけがこんなこと言うんですか。きれいごとと言うなよ。ここは与野党協議ができる議場ですよ。あなた方、与党ではこういうふうに代表者だけが議長室に行って、我々野党・中立には何も報告ないのか。P F O Sのときと同じことだよ、あなた方がやっていることは。こんなね、議長。いいんですか、これで。何も分かっていますね、この議会運営というのが。（「誰に」と呼ぶ者あり）誰にとって、あなたは何を言っているのか。美佐雄議員、

何が言いたいのか。はっきり言いなさい僕に。こんなけんか腰じゃないですよ、議長。通常なら議長に、知事は向かいますからって言うべきことを、なぜ与党代表者に言われて、与党代表者がしやあしやあと議長に、議長、来るかもしれませんからって、こんな話ってありますか。全国どこ探してもないですよ。議長、どうぞ、我々はどうか議事を止めるつもりありませんから、知事は仕事がないから来られませんので、どうぞ、議会スタートしてください。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時11分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

先ほども言いましたとおり、今日は13時30分というかなり異例の開会の時間となっていますので、また今回、島袋大議員からも進めてくださいということで、また新たに知事サイドからありましたら対応するというところで進めていきたいと思います。

議事を進行いたします。

日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

又吉清義総務企画委員長。

---

[委員会審査報告書(条例) 巻末に掲載]

---

[又吉清義 総務企画委員長登壇]

○又吉清義 総務企画委員長 ただいま議題となりました乙第1号議案から乙第3号議案までの条例議案3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、感染症の蔓延を防止するための措置として特定新型インフルエンザ等対策が設けられたことに伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給根拠を定める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、特別措置法の改正により手当支給対象業務が変更となることに対する県の見解について質疑

がありました。

これに対し、今回の法律改正により、手当の支給対象業務として積極的疫学調査の実施、患者に対する健康観察、外出自粛要請及び宿泊施設の確保等の業務が加えられていることから、沖縄県内で感染が広がり、そのような業務が必要となる場合には、他の都道府県に職員の派遣を求めることができるようになっていると考えており、当該派遣職員に対する手当の支給根拠を定めるため、条例を改正するものであるとの答弁がありました。

そのほか、県外から派遣された職員の実績及び手当の支給要件などについて質疑がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県ふるさと寄附金基金条例」は、本県を応援する個人または法人が行う寄附を活用し、これらの寄附者が選定した県が行う事業の費用の財源に充てるため、沖縄県ふるさと寄附金基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、ふるさと納税の実績はどうなっているか。また、基金設置の目的は何かとの質疑がありました。

これに対し、令和4年度の個人版ふるさと納税の実績は、合計で426件、4398万4000円となっている。また、企業版ふるさと納税の実績は、15社から494万円の寄附を受領している。なお、総務省の統計によると、沖縄県では令和4年度で約4400万円の寄附があるが、個人県民税からの控除額が約13億4300万円となっており、単年度で約13億円のマイナスになっている。基金設置の目的については、基金を設置して複数年度にわたって効果的に事業を展開するため設置するものである。他県と比べるとふるさと納税額は少ないが、贈答品に頼らない沖縄県の取組に共感する方からの寄附をいただきたいという思いで取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、家畜人工授精所開設許可証の書換え交付手数料等の徴収根拠を定めるほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、低炭素建築物新築等計画認定申請の実績が少ないが、制度の普及に向け今後どのように取り組んでいくかとの質疑がありました。

これに対し、これまで、当該計画認定の申請に当



たっては精緻な計算をする必要があったが、今回の条例改正により、従来の申請よりも提出書類や審査方法が簡易となり、申請手数料も安くなることから、新たな選択として活用しやすくなると考えている。今後、関係部局とも調整し、県のホームページや様々な機関を通じて周知を行っていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、乙第1号議案から乙第3号議案までの条例議案3件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第3号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第3号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆◆◆  
○赤嶺 昇 議長 日程第2 乙第4号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末松文信文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔末松文信 文教厚生委員長登壇〕

○末松文信 文教厚生委員長 ただいま議題となりました乙第4号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、保健医療部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第4号議案「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資

する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律により、旅館業法の一部が改正され、事業を譲り受けた者が知事の承認を受けたときは新たに許可の取得を行うことなく営業者の地位を承継することとされたことに伴い、条例の規定を整理する等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、改正による事業者のメリットはどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、これまで事業を譲渡する場合は、一旦事業廃止の手続を行った上で、譲渡を受けた者が新規に登録する必要があり、書類の作成が煩雑になっていたが、改正後は承認手続を行うことで事業を承継することができ、手続の簡素化や手数料が軽減されるメリットがあるとの答弁がありました。

次に、事業譲渡後の県のチェックについて、民泊も含めてどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、都道府県知事は営業者の地位を承継した者の営業状況について、承継されてから6か月以内に少なくとも1回は調査することとなっており、民泊も含めて確認を行っているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第4号議案の条例議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案は、原案のとおり可決されました。

◆◆◆  
○赤嶺 昇 議長 日程第3 乙第5号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

呉屋 宏土木環境委員長。

---

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

---

〔呉屋 宏 土木環境委員長登壇〕

○呉屋 宏 土木環境委員長 ただいま議題となりました乙第5号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第5号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」は、中城公園キャンプ場の整備が完了し、宿泊利用が可能となることにより、供用時間の設定及び新たに整備したシャワーの利用料金の基準額を定めるため、条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、キャンプ場宿泊利用料金について、県民の森の利用料金と額に差があるのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、中城公園のキャンプ場宿泊利用料金については、県総合運動公園や県民の森、その他のキャンプ場等に設定されている料金を総合的に見ながら均衡を図って設定しているとの答弁がありました。

次に、条例改正により利用者や新たな業務が増えることで指定管理の条件が変わると思うが、指定管理料を増額することになるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の改正により、同公園の収入に大きな影響は生じないため、今年度の指定管理料の見直しを行う予定はないが、今後の利用者の動向を見ながら指定管理者と協議の上、必要な対応を取っていきたいとの答弁がありました。

そのほか、キャンプ場の夜間の安全対策及び会議室の利用目的と利用率などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第5号議案の条例議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○赤嶺 昇 議長 日程第4 乙第6号議案から乙第12号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

大浜一郎経済労働委員長。

---

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

---

〔大浜一郎 経済労働委員長登壇〕

○大浜一郎 経済労働委員長 ただいま議題となりました乙第6号議案から乙第12号議案までの議決議案7件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第6号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第7号議案「農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第8号議案「水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第9号議案「水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第10号議案「通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第11号議案「農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について」及び乙第12号議案「農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について」の7件は、当該事業により利益を受ける関係市町村に対し費用の一部を負担させるため、乙第6号議案については、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、また、乙第7号議案から乙第12号議案までについては、地方財政法第27条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

まず、乙第6号議案に関し、土地改良後に農地として使用されていない荒廃農地の割合について質疑がありました。

これに対し、令和4年1月から12月にかけて県が

実施した調査によると、整備した約2万1200ヘクタールのうち、荒廃農地は626ヘクタールとなっており、率にして約3%となっているとの答弁がありました。

次に、乙第6号議案から乙第12号議案までの7件に関し、県と地元の負担割合はどのように決まるのかとの質疑がありました。

これに対し、国が制定するガイドラインにより県及び地元の負担割合の目安が設定されている。また、本県の場合は離島や赤土の加算として県が上乘せ補助を行っており、その差引き分を地元が負担しているとの答弁がありました。

そのほか、農振農用地区から除外する要件について質疑がありました。

採決の結果、乙第6号議案から乙第12号議案までの議決議案7件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

**○赤嶺 昇 議長** これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤嶺 昇 議長** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第6号議案から乙第12号議案までの7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤嶺 昇 議長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案から乙第12号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . ◆  
**○赤嶺 昇 議長 日程第5 乙第13号議案、乙第16号議案及び乙第17号議案を議題といたします。**

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

呉屋 宏 土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔呉屋 宏 土木環境委員長登壇〕

**○呉屋 宏 土木環境委員長** ただいま議題となりました乙第13号議案の議決議案1件、乙第16号議案及

び乙第17号議案の承認議案2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長、総務部長、会計管理者及び代表監査委員の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第13号議案「那覇港管理組合同規約の一部変更について」は、那覇港管理組合同規約の一部を変更することについて、那覇市及び浦添市と協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、那覇港管理組合同規約第17条第3項中「臨港道路浦添1号線の一部」を「交流厚生用地の一部（マリナー用地）」に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、交流厚生用地については浦添市の事業区画であるのに、なぜ県の費用負担があるのかとの質疑がありました。

これに対し、交流厚生用地の一部として追加された用地については、マリナーの運営に必要な機能を配置することになるため、マリナー整備の事業主体である那覇港管理組合の組織団体である県の費用負担が発生することになるとの答弁がありました。

次に、港湾計画の変更内容について丁寧に説明する必要があるのではないかと質疑がありました。

これに対し、港湾計画の変更については、港湾管理者である那覇港管理組合において、令和5年3月に公示されている。主な変更点としては、埋立面積を縮小するとともに、交流厚生用地が臨港道路に幅広く接する状態で配置が変更されている。今後、那覇港に関することについては、那覇港管理組合との関係に留意しつつ丁寧に説明してまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、説明資料にある協議書の位置づけ及び議決結果による港湾計画への影響などについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「専決処分の承認について」及び乙第17号議案「専決処分の承認について」は、令和4年度決算において、歳入歳出差引歳入不足額が生じ、繰上充用に要する経費を予算補正するため提出した議案が、議会において議決しないこととし返付されたため、令和5年10月2日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認

を求めるものであるとの説明がありました。

両議案に関し、今回、2つの特別会計の決算で赤字が発生した理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、宜野湾港整備事業特別会計については、令和3年度の収入とすべき施設使用料を令和4年度の歳入として計上していたことから、歳入が過大に見積もられることになった。また、中城湾港新港地区整備事業特別会計については、2月分の使用料を重複して計上していたことから、歳入が過大に見積もられることになったものであるとの答弁がありました。

次に、決算を赤字状態のままにしなかった理由は何か。また、審議になじまないとして返付された議案を専決処分し、再び議会に承認を求めるのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、赤字状態を放置することは地方自治法上、違法であり、出納閉鎖後に繰上充用を行うことも手続的には違法であるが、赤字の治癒を優先すべきと判断した。専決処分の要件に合致したことから、違法な赤字状態の決算を治癒するために補正予算を専決し、繰上充用を行い、今議会に専決処分の承認という形で追加提案を行ったものであるとの答弁がありました。

次に、財務会計の人員体制や管理体制について、今回の教訓から今後の再発防止策をどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、内部統制体制を強化するため、各部に内部統制専任の職員を増員して配置し、各課が抱えるリスクを改めて検証するとともに、会計エキスパートという職を次年度から設けて、実務にたけた人材を育成する取組を行うこととしている。また、新たな財務会計システムの設計にも取りかかっているところであり、チェック体制の徹底も含め、これ以上内部統制上の問題が生じないよう、全庁を挙げて取り組んでいくとの答弁がありました。

そのほか、知事への報告時期、本事案における監査の状況、両特別会計の人員体制、本事案に関する国の見解、初めから専決処分を行わなかった理由、繰上充用を決算書に反映させることの妥当性、議案が承認されない場合の影響などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第13号議案の議決議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第16号議案及び乙第17号議案の承認議案2件については、賛成多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上

げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申しあげまして報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第16号議案及び乙第17号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

下地康教議員。

〔下地康教 議員登壇〕

○下地 康教 議員 会派沖縄・自民党の下地康教でございます。

本議会乙第16号議案及び乙第17号議案について、反対の立場から討論を行います。

今回の専決処分に係る承認は、令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算並びに令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算に伴うものであります。

この問題を時系列で見えますと、令和5年3月6日に、2つの特別会計は一般会計へ操出金の予算執行依頼を行っております。そして、令和5年3月22日と23日に、それぞれの特別会計へ一般会計から赤字補填の操出金の支払いが完了しております。そこで最初のミスは、港湾特別会計において最終的な赤字額を決定する年度末の重要な時期に収支確認を怠り、一般会計へ過小となる補填額の請求を行ったことであります。そして第2のミスは、出納整理期間が4月1日から5月31日の2か月間の猶予があったにもかかわらず、赤字状態が放置されたことであります。なぜ、2か月もの間、赤字状態を見つけることができなかったのか。出納事務局との連携及びそのチェック機能はなされていなかったのか。そして5月31日に、出納閉鎖となっております。出納整理期間が経過した後は、何人たりとも決算の数字を動かすことはできないのであります。それを実行した場合、明確な法律違反となります。そして6月7日、ここで初めて出納事務局から連絡があり、2つの港湾特別会計が赤字状態であることが判明しております。6月9日、土木建築部長への報告。8月17日に池田副知事への報告。土建部長から副知事に報告があったのは、2か月余り経過してからであります。本議会の一般質問において、土建部長は、これまで経験したことの無い事案であることから、対処策を検討するまで時間がかかったと答弁をし

ております。これは、まさに経験したことのない事案であるからこそ、早急に三役に報告し、その対処策に組織を挙げて全力で取り組むべきであったのではないのでしょうか。そして、知事に報告があったのが12日後の8月29日。議会議長へ説明したのが、8月30日。発覚してから実に3か月近くもの間、この重大な問題が議会もさることながら、県民にもその告知がなされなかった。これは、まさに玉城県政の隠蔽体質以外の何物でもありません。

そこで問題を検証してみますと、まず内部統制の問題があります。なぜ、初歩的な事業執行予算の収支がチェックできなかったのか。令和4年度宜野湾港整備事業特別会計予算額は4億9900万円余り、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計は2億4100万円余り、2つの特別会計を合わせても、7億4000万円規模の事業会計であります。ここで申し上げたいのは、予算規模の大きさではありません。もし、予算規模の大小で業務を遂行するような姿勢があったとすれば、もってのほかだと言わざるを得ません。

第2に、新行政運営プログラムにおける特別会計事業の適切な運営の中では、実質収支が黒字の特別会計比率を成果指標として100%を維持するとしております。つまり、特別会計における赤字は、一般会計の的確な繰入れで全て黒字にしますと、そういうことを言っているものであります。今回の事態は、その成果目標を完全に逸脱していることとなります。その成果目標が守られなかったということとなります。その責任はどこにあるのでしょうか。また、その責任を誰が取るのでしょうか。その責任は非常に重いものがあります。

第3に、今回の議会において、地方自治法第208条第2項に違反している特別会計の赤字を、出納閉鎖後の繰上充用は違法であると分かっているながら、令和5年度予算でその解消を図ろうとしています。これは、地方自治法における二重の違法行為を行政自ら執行することであり、議会としては到底承認されるものではありません。

第4に、県庁職員は、入庁式において採用証書を受け取るとき、県民に対する奉仕の精神を誓い、公務員として法の下において業務を遂行することを宣誓しております。しかし、間違いは誰にでも起こり得ます。そこで、信賞必罰、功績のある者には賞を与え、罪を犯した者には戒めを与える。この緊張感を持った心構えが知事をはじめ三役に不足していると言わざるを得ません。今回の不祥事において、組織としての再発防止を図り、その責任所在を明らかにする行政考査を実

施し、しかるべき処分を実行し県民に納得してもらわなければならないということでもあります。

5番目に、執行部の議会に対する姿勢であります。今議会において執行部は、最初から専決処分はできないとし、違法な赤字状態を治癒するために、当初議案として繰上充用を提案してきました。しかしながら、議会は、自治法上違法となる赤字状態を解消するための違法な繰上充用の議案は審議できないとし、執行部に返付、つまり差戻しをしております。その結果、知事は専決処分を行い、議会に承認を求めてきたところでもあります。

執行部は、地方自治法第179条の専決処分に当たる要件を、議会が議決せずにそのまま返付するなど、積極的に議決しない意思を表明したとして、知事の専決処分を行っております。つまり、議会が当該補正議案を返付したことを、専決処分の理由としております。しかし、本事案の時系列を見ますと、6月7日に当該会計の赤字状態が発覚をしております。6月13日には6月議会が開会しているのであります。つまり6月議会前に赤字決算問題は発覚しているということですが、さすがに6月議会に提案することは無理だったというふうに考えられております。このような重要な問題を県民に告知せずに、9月議会に提案すること自体が隠蔽であって、県民に対する裏切り行為であります。適切な対処策としては、6月7日の問題発覚後速やかに三役に報告し、その対応策を早期に打ち立てて、早期に県民に告知するべきでありました。地方自治法違反の赤字状態を、さらに違法な繰上充用行為で解消しなければならない行政行為を実行するのであれば、県民の信頼を得るために速やかに告知をしなければならなかったのであります。県民に対して重大問題を告知した後、地方自治法第179条、専決処分の理由の一つである、緊急を要するため議会を招集する時間的な猶予がなかったことが明らかであるという要件に従い、9月議会開会以前に知事は専決処分を行うべきでありました。その対応を取らなかったことは、隠蔽による問題解決を図る時間稼ぎと、併せて議会において繰上充用議案が与党による賛成多数で可決されれば、違法行為を議会が認めたとしてその責任を軽減する思惑が透けて見えるのであります。

これらの検証結果から、当該重要事案は、出納閉鎖後に地方自治法に違反する赤字状態の決算が発生し、さらに違法な手続による令和5年度予算からの繰上充用補填を専決処分するという、あってはならない事案であることを私たちは十分に理解しなければなりません。また、違法な赤字状態を違法な手段を用いて解消

し、形式的な黒字状態に収めようとしているが、違法な黒字状態が出来上がり、違法状態が続くことには変わりはないということ認識しなければなりません。違法な支出でありますから、違法な支出と認識して判を押す財務会計職員の賠償責任問題、そのような処理方針を指示した関係部長、副知事、最高責任者である知事の責任が今後問われてきます。そして、住民監査請求、住民訴訟の対象になることも十分に考えられるのです。

本議会においては、本件のみならず、県庁地下駐車場からのP F O S久茂地川流出事件など、玉城県政の不祥事が収まりません。P F O S流出問題も県民に対する告知が長期間遅れ、隠蔽体質が表面化したと言えます。

普天間基地代替施設埋立事業の不承認のみに行政が偏り、足元で何が起きているのか、またその問題の適切な処理も行えず、行政が機能不全に陥っている状態が今の玉城県政であります。

このような状態において、違法な特別会計赤字決算処理を専決処分によって議会の承認を得ようとする行為は、断じて許されるものではありません。まさに、本議案の承認は、県民に対する裏切り行為そのものであり、議員各位の良識が県民によって問われるところであります。よって、本議会における乙第16号議案並びに乙第17号議案に係る専決処分の承認に、断固反対するものであります。

以上をもって反対討論を閉じます。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

[島袋恵祐 議員登壇]

○島袋 恵祐 議員 日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となっております乙第16号議案及び乙第17号議案の2つの専決処分について、承認する立場から討論を行います。

今回、土木建築部が所管する2つの特別会計、沖縄県宜野湾港整備事業特別会計と沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計が2022年度決算作業において一般会計から繰入金算定時に両特別会計の歳入を過大に見積もった上、当該見積りに対し実際の現金が幾ら収納されたか出納整理期間内に確認すべきことがされていなかったミスと、歳入不足額に対して出納整理期間に次年度の歳入から繰上充用を行わず、出納を閉鎖したミスが重なり、決算が赤字状態になってしまいました。

県は当初、9月26日の議会開会日において、赤字決算を治癒するための補正予算案を本会議に提出しました。しかしながら、県議会は、議会において議決す

べきではないとして、全会一致で補正予算案を返付いたしました。その後、県は赤字決算を治癒するために、地方自治法第179条1項、議会において議決すべき事件を議決しないときには、長は専決処分をすることができる、この規定にのっとり、やむを得ず繰上充用の専決処分を行い、今回その承認を求める議案を提出しているものです。

地方自治法第208条2項では、決算が赤字状態になることは地方自治法違反とされています。仮に、繰上充用の専決処分を行わなかった場合、赤字決算の地方自治法違反を放置することになってしまいます。それでは、赤字決算を解消するためには何が最善の方法か。所管である土木環境委員会の審議の中で、県当局が総務省に照会したところ、①、繰上充用の措置を講ずることなく、形式的な赤字を放置し続けることは違法である。②、出納閉鎖後の繰上充用は手続的に違法であるが、その効力自体が否定されるものではないとの総務省見解が報告されました。

今回の専決処分は、赤字決算を治癒するための繰上充用であり、行政としてやむを得ない措置と考えます。このようなミスを起こさないためにどうするかが問われています。委員会審議の中で、4つの特別会計業務を1人で担っていたことが明らかになりました。直ちに改善を求めるものです。当局からは、内部統制専任職員の増員配置の検討と会計実務にたけた会計エキスパートの育成にも取り組むなどの再発防止策に関する答弁がありました。

最後に、今回の赤字決算問題は、県政への信頼を傷つけるものであり、県当局には猛省を促し、責任感を持って職務を遂行することを強く求め、乙第16号議案及び乙第17号議案の2つの専決処分について、承認するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 小渡良太郎議員。

[小渡良太郎 議員登壇]

○小渡 良太郎 議員 皆さん、こんにちは。

乙第16号議案及び乙第17号議案、令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計並びに令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業に係る専決処分の承認に関して、反対の立場から討論をさせていただきます。

反対の理由は明確であります。重ね重ね不適法であるから。

この議案は、違法議案であるゆえに、議会として受理すべきでない、全会一致で決定をして返付をした補正予算案が一つのベースになっております。違法な

赤字状態となっている2つの特別会計について、帳簿上の帳尻を合わせるために繰上充用にて赤字状態を解消する専決処分と言っても過言ではありません。先ほど、賛成討論の中でも話されたように、これは形を変えた違法であって、治癒されるわけではありません。不適法な状態、違法な状態というのは、何ら変わらず続くわけでございます。本来、繰上充用とは出納整理期間内に行うべきものであり、よって整理期間後の補正対応は、予算案だろうと専決処分だろうと不適法であります。また、もう一つ、その不適法な状態を是正するために、補填金を予算執行するというものについても、法令上の根拠がありません。ゆえに、違法でございませぬ。

議会というのは、立法の府であります。その構成員たる議会議員には、当然に高い遵法の意識が求められるものだろうというのが世間の常識であると私は理解をしておりますが、違法な議案は差し戻しておいて、専決処分は承認をするというのは、いささか一貫性がない、整合性がない行動のように思えてなりません。与党たるもの、首長を支え、守り、行政を盛り立てていくという考え方は、私も地元の市議会と与党でしたから、その考えはよく分かります。しかし、道理を無視して無理を押し通すと、そこまでしてかばい立てをするというのは、与野党関係なく、議会議員としていかなるものであるかと私は考えます。

この議案の発端となった決算の赤字状態だけでなく、個人情報流出もあります。P F O S の流出の隠蔽の話もありました。幾度となく起こる事務処理、事務手続のミス、県当局が起こすこういう不手際は、近年枚挙にいとまがありません。毎議会、何らかの不祥事がどこかの委員会で、または本会議で報告をされてきております。これについて、私、以前知事に質問をしたことがあります。そのときの答えは、今後はこのようなことのないよう、知事としてしっかり責任を果たしてまいりますと答弁をしておりました。それでは、果たされなかった責任は、どう取られるべきなのでしょう。当該議案の背景にある決算の赤字状態をはじめ、度重なる不祥事は、当局が責任を果たしていないから発生したわけでありませぬ。駄目なものは駄目だと、その上で果たせなかった責任については、どう落としどころをつけていくのかというのが、苦言を呈して知事を支えていくのが、本来、知事を、行政当局を支えていくということじゃないんですか。

この議案については、ましてや違法状態にあるわけでありませぬ。委員会においては、処分の正当性が語られるわけでもなく、その責任の所在と責任の取り方が

論じられることもなく、甘んじて是認をするという形で、可決で通ってまいりました。それが今、本会議に持ち込まれております。なぜ駄目なものは駄目って言えないんですか。これが県民の代表たる議会のありさまでございませぬか。私たちは誰のために政治をやっているんでしょうか。違法の片棒を担ぐのが、良識の府たる議会のやることですか。この無理を通せば道理が引っ込むということについて、この議案、承認するには無理があると。先ほども申しましたように、違法、不適法の片棒を立法府の一員たる議会議員が担ぐということはあってはならないと私は考えます。

議員諸兄の賢明なる御判断をお願い申し上げ、私の討論を締めます。

**○赤嶺 昇 議長** 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時2分再開

**○赤嶺 昇 議長** 再開いたします。

これより乙第13号議案、乙第16号議案及び乙第17号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤嶺 昇 議長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

**○赤嶺 昇 議長** 次に、乙第16号議案及び乙第17号議案の2件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、承認であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○赤嶺 昇 議長** 起立多数であります。

よって、乙第16号議案及び乙第17号議案は、委員長の報告のとおり承認されました。

**○赤嶺 昇 議長** 日程第6 甲第5号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末松文信文教厚生委員長。

---

[委員会審査報告書(予算) 巻末に掲載]

---

[末松文信 文教厚生委員長登壇]

○末松文信 文教厚生委員長 ただいま議題となりました甲第5号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第5号議案「令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算(第1号)」は、令和2年度及び令和3年度分の新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業補助金の過大申請が判明し、令和5年度当初予算に返還予定額を計上したところであるが、その後、新たな過大申請が判明し、返還予定額が増額となったことから、沖縄県に一括して全額返還するため、補正予算を編成するものである。

補正予算の概要は、収益的収支予算の補正について、収益的支出に特別損失を12億9419万1000円を追加し、総額738億8199万円とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、新型コロナウイルス感染症入院病床確保料に係る県立病院ごとの返還予定額及び南部医療センター・こども医療センターと宮古病院が特に多額となっている理由について質疑がありました。

これに対し、県立病院ごとの返還予定額については、北部病院が3440万8000円、中部病院が1789万5000円、南部医療センター・こども医療センターが13億2418万2000円、宮古病院が11億1792万5000円、八重山病院が2億955万6000円、精和病院が1063万1000円となっている。

また、返還することとなった理由については主に2点あり、1点目は全県立病院に共通するものとして、病床確保料の対象とならないコロナ患者が退院した日の病床を空床として誤って計上したこと、2点目は、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院及び八重山病院における病床確保料について、一般病床の単価を適用すべきところを、単価が高額なHCU病床の単価を誤って適用したことである。このため、当該3病院については返還予定額が多くなっているとの答弁がありました。

採決の結果、甲第5号議案の予算議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、甲第5号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○赤嶺 昇 議長 日程第7 議員提出議案第1号 令和6年度沖縄振興予算において県の要求額確保を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山里将雄議員。

---

[議員提出議案第1号 巻末に掲載]

---

[山里将雄 議員登壇]

○山里 将雄 議員 ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、令和6年度沖縄振興予算において県の要求額確保を求めることについて、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

[令和6年度沖縄振興予算において、県の要求額確保を求める意見書朗読]

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。



この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○島袋 大 議員 議長。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時13分休憩

午後5時17分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

これより議員提出議案第1号「令和6年度沖縄振興予算において県の要求額確保を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤嶺 昇 議長 起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時18分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

**日程第8 議員提出議案第2号 玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議**を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

島袋 大議員。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔島袋 大 議員登壇〕

○島袋 大 議員 沖縄・自民党の島袋大です。

議員提出議案第2号「玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議」について、説明をしたいと思っております。

本案の提案理由の説明に入ります前に、一言申し上げることがあります。

今回、沖縄・自民党、公明党、無所属の会、そして無所属の照屋議員の23名が一致して提出したのは、

玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議であります。地方自治法に規定されている不信任決議ではありません。不信任決議に要求される定数の3分の2以上の出席であるとか、4分の3以上の賛成が必要であるという要件は課されておられません。しかし、一部の県民やいろんな団体の方々から、不信任決議案が仮に可決され、議会が解散となり、いざ選挙戦になったら怖いであるとか、知事選になっても候補者を立て切れないから、どうせ可決されないからパフォーマンスなのだろうという、ハードルが高いから逃げているなどといった批判とも叱咤激励とも分からないような声が聞こえてきております。しかし、このような指摘は、不信任決議と問責決議の質の違いについて、全く不見識な暴論であると逆に指摘をしなければなりません。問責決議とは、すなわち知事自らの責任の取り方を問うということであり、責任の取り方としましては、知事自らの進退のみならず、例えば、知事は1年前に自ら行った減給処分、関係者の懲戒処分、再発防止に向けた抜本的改革、こういったもろもろの措置の中で、知事自身の見識に基づいて適切な処置を講じてもらいたい。言わば、今回は知事に対する警告として、我々は問責の議案を提案したわけであり、一方、不信任案というのは、あなたは即時に辞職をなささいという、極めて嚴重な議会の意思表示であり、それ以上でもそれ以下でもないわけであり、そして、知事がこの議会の判断が違っているというのであれば解散しなさい、それが地方自治法の法意とするところであると思っております。

今回、提出者となりました我々23名が一致して不信任決議ではなく、問責決議としたのは、このような丁寧かつ冷静な議論を踏まえたものでありまして、先ほどありました弱腰であるなどという指摘は全く当たらない。そのことをまずもって明確にしておきたいと思っております。そういったことをネット上に書かれそうですからね。ちゃんと言おうと思っております。

しかしながら、もう一つ付け加えるべき事案が出てきております。緊急事態であります。

本日午前中に土木環境委員会で調査がありました、国庫債務負担行為手続の不備による国庫補助金の受入れに影響が出る可能性があるということでもあります。この事案の本質は、一体何なのか。午前中の質疑を私はテレビで拝見しましたがけれども、会派室のほうから。私からすれば、ハード交付金に頼り切ってしまったこの何年かのうちに、いよいよ公共事業予算が足りなくなり、ほかに財源を探していこうというときに、個別補助を活用するに当たって、一から勉強すること

なく来てしまった。つまり、これは担当者職員一人の認識不足とか、チェックリストがないとか、そういう局所的な問題ではありません。行政の基本中の基本である法律や制度の理解を深めるためのキャリア育成がなされていない。入庁から若手、中堅、そして管理職、そういう一連の流れの中で、全く講じられていなかった。そういうまさに行政の経営ができていない、だからこそ、問題が噴出しているのです。そして、そういう人事、組織、予算、これを一刀両断して改革できるのは、まさに知事、玉城デニー知事本人ただ一人の決断しかないんですよ。その決断をするのかしないのか、また、したくないのかしたいのか、いつまでたってもふらふらしております。

今議会の冒頭、知事は自ら頭を下げました。我々も1日目から日付をまたぐ議会を余儀なくされました。しかし、あの頭を下げてはなお、PFAS問題、そしてゼロ国債の問題が会期中に後出しのごとく出てきている。こんな状況、誰が納得するんですか。挙げ句、本日の最終本会議の開会前になって、保健医療部での不適切な契約問題、個人情報記録されているファイルの紛失事案が出てきたと。

問責決議を出した段階では、土建部の国庫請求ができない話も、保健医療部の話も聞かされていませんでした。だけれども、繰り返しますけれども、9月26日、我々が深夜までやった本会議。あのとき既に玉城デニー知事は全てを知っていたんです。我々に言わなかったんですよ。これを隠蔽と言わないで何と言うんですか。我々野党県議会議員として、しっかりとこの辺は確認しなくちゃならないと思っております。また、隠しておくように部下に指示したのか、それを受けて職員の皆さんはどう思ったんですか。誠に心苦しい限りだと私は思っております。

今回の土木環境委員会含めて、土木建築部の中での2億3000万分のこの一般財源からの繰入れというのは、2億3000万を一般財源から出すということは、今我々県議会の中で、かんかんがくがく代表質問、一般質問で議論しているように、今、県民は非常に苦しい状態に来ております。特に飼料高騰や農家の皆さん、そして和牛を育成している農家の皆さん、この一般財源の2億3000万があれば、どれだけ救われたか分かりますか。身勝手な行動で、一般財源から補填しなくちゃならないんですよ。我々は、こういったことも見過ごしていいんでしょうか。議会議員ならしっかりと理解できると思っております。

こうなったら我々自民党で目安箱でもつくったほうがいいんじゃないかという意見も出ております。内部

通報者保護制度というのができていますから、どうぞ、県庁職員の皆さん、まともな行政運営をしたいのであれば、問題をきれいさっぱり出してください。知事とは違って、我々は県職員を守ります。知事も与党も動かない。判断してくれないなら、我々野党が県庁職員の皆さんと一緒に考えますよ。それぐらい今回の県政の非常に恐ろしい諸問題は大変だと私は思っております。この県政の状態を解決する方法は、それしかないと思っております。この原稿も、先週の段階から先ほどまで3倍増やしました。もうこれ以上待てません。だからこそ今回、問責を出さざるを得ません。その辺を県民の皆さん、ぜひとも御理解を願いたいと思っております。

〔玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議朗読〕

私が今申したことは、県民の声だと思っております。我々県議会は、与野党関係ないと思っております。今日も既に仕事がないから……。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時31分休憩

午後5時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 これより討論に入ります。

議員提出議案第2号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉京子議員。

〔比嘉京子 議員登壇〕

○比嘉 京子 議員 こんにちは。

議員提出議案第2号「玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議案」に対し、反対の立場から討論をいたします。

皆さん本当に御指摘のとおり、このたびの県執行部における不適切な事務処理に対しましては、猛反省を促したいと思います。県民の信頼回復に全力を挙げよう、強く求めていきたいと思っております。

さて、普天間飛行場代替施設建設事業に係る最高裁の判決に対する知事の姿勢について述べていきたいと思っております。

そもそも、国は公有水面埋立承認や設計変更承認をなぜ沖縄県に求めるのでしょうか。その権限が県知事に委ねられているからではないのでしょうか。地方自治法第1条の2は、地域のことをよく知る地方自治体の長が「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」ための権限を持っているからであります。この地方自治の本旨に基づいて、承認するしないの判断は、自治体の長の権限であります。知事が理由を述べ承認できないとすると、国が承認せよと勧告をし、さらに指示をすることは、承認するしないの権限を自治体の長が有している法の意義を自ら否定するものであり、法治国家にもとると言わざるを得ません。多くの行政法学者に地方自治の破壊だと言わしめているゆえんであります。さらに、地方自治法に基づく代執行は、知事の権限を取り上げる強権的な手続であるにもかかわらず、国は代執行訴訟を提起しています。代執行訴訟を起こす要件には、代執行以外の方法によって是正を図ることが困難と規定されています。しかし、県は設計変更をめぐって、2016年から、そして2010年以降、19回にわたり、国に対話を求めてまいりましたが、国は応じておりません。

問責決議案は、知事に対し、法治国家にもとる言動を繰り返してきたと指摘をしておりますが、国は民意を無視し、対話という民主主義の基本、根幹さえ放棄しているのであります。国こそ民主主義にもとる国家であると言わなければなりません。沖縄県民は、県民投票をはじめ、幾度となく辺野古反対の意思を示してきました。その民意に応える玉城知事の姿勢は多くの県民が評価し、県民に勇気を与えております。

次に、沖縄振興予算について、先日一般質問で取り上げたところでありますけれども、沖縄振興予算の推移を見ていると、仲井真知事1期目は3000億円を割り、2期目はさらに2500億円を割り、最も低かったのが2011年の2301億円でありました。2013年に当時の安倍総理が2021年度まで3000億円台を維持すると確約をし、その直後に仲井真知事が辺野古移設を容認したという経緯があります。2020年9月に、当時の菅官房長官は記者会見で、米軍基地の在り方と沖

縄振興予算は結果的にリンクしているのではないかとこのように述べました。安倍首相との約束は2021年度までであり、皆さんが指摘する2022年、23年度が2600億円台で推移しているのは御承知のとおりです。批判すべきは、知事の立場と沖縄振興予算を事実上リンクさせている自民党政権の姿勢ではないでしょうか。加えて申し上げますと、菅官房長官のリンク論を裏づける状況が顕在化しています。自由度の高い県の一括交付金は減額され、県の頭越しに市町村に交付される予算は増額しています。また、国は基地周辺の市町村に対し、国策に従うか否かによって交付金として基地交付金と米軍再編交付金を設置しています。ちなみに、名護市の2021年度の再編交付金は、14億9000万円とされています。このような経緯から、米軍との約束を果たそうとする国のなりふり構わない強権的な姿勢が見えます。知事に対する今回の問責決議案は、安易な批判に終始し、論拠に乏しいと言わざるを得ません。

以上のことから、反対の立場を明確にし、これで討論を終わります。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後5時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

座波 一 議員。

[座波 一 議員登壇]

○座波 一 議員 議員提出議案第2号に賛成の立場から討論いたします。

沖縄県知事とは、145万余の全ての県民の生命と財産を守り、県民が安心して暮らせる社会をつくるのが責務であり、使命であります。その崇高な使命を背負う県知事という立場は、県民から選ばれた人のみはその任を全うできるものであります。そして、この知事の立場が保障されているのは日本国の憲法であり、地方自治法であります。知事は法治国家の下で県知事として県民のために働くことが保障されているのであるからこそ、現在の立場があり、それは自明の理であります。玉城知事は、それを改めて肝に銘じる必要があります。

日本の法律の下で厳格に選ばれた玉城知事は、5年を経過した今、果たして沖縄県知事が法治国家の地方自治体の長にふさわしい県政運営をしているのか疑問であります。県下41市町村を指導する立場にありながら、国から委託された法定受託事務を履行せず、違法な会計処理を不正な方法で処理するなど、地方自治体としてあってはならない失政を繰り返し、市町村か

ら疑問の声とともに信頼も失墜しているのです。

また、玉城知事は、誰一人取り残さない社会を公約としておりますが、しかし、政治信条の中心にあるのは辺野古埋立反対のみであり、全てそれを基準にした政治判断しかできない状態に陥った、いわゆるレームダックの状態であると言わざるを得ません。未来に明るい展望を求める若者の声や、沖縄を前に進める絶好の機会となる国家戦略への取組など、玉城県政の下ではまるで実現性がなく、期待が持てないのであります。国と対峙する中でしか主張や要求ができず、政府と信頼関係のないこの5年間で、沖縄県民が逸失した利益は計り知れないものがあります。まさに県民生活の向上よりも基地問題を優先した県政運営の結果であります。自らの意見しか聞き入れない玉城知事は、いつしか自分自身の立場を守ることを優先しており、もう思考力、統率力が停止しているとしか言いようがありません。そして玉城知事は、自らの失策や県庁の不祥事について、自らの責任に悪びれるどころか、何があってもそのブレーンや県政与党に守られるという、おごりを感じるものであります。

本日議会最終日で、自身の問責決議が諮られることを知りながら、知事は休んでいるようです。数多くの不祥事が起こり、議会がもめること、それを分かりながら知事の行動そのものがそれを示しているのです。

辺野古問題に対する県民の感情は複雑であるにもかかわらず、県民投票の結果が民意であると金科玉条のように繰り返しているが、県民投票で反対の意思が示されたのは、全有権者の37%にとどまっているのであります。久辺3区の地元の意見など、むしろ一顧だにしないのは玉城県知事であり、法的な拘束力のない県民投票が最高裁の判決を優越することは、法治国家の中であり得ないことであります。地元をはじめ県民の中には条件付容認の声があることも事実であり、ましてや沖縄県が最高裁の判決を不当として、国と闘い続けることをよしとしない正常な民意が実に多いのであります。

玉城知事が政治家として辺野古埋立てを認めないとする信念を貫くことは理解できます。しかし、行政の長として遵法義務は当然であり、最高裁の判決を無視することなどあってはならず、設計変更の手續に瑕疵がなければ承認するのは当然であり、法定受託事務を執行する義務があるのであります。そもそも、辺野古の埋立ては承認されているのであり、埋立てに反対だから既に承認された埋立ての設計変更を認めないとい

うのは職権の濫用であり、官製の妨害活動であります。過去の埋立事業でもあり得ない行動で、許されることではありません。むしろ玉城知事は判決に従って法定受託事務として承認を受け入れ、それでも埋立反対の意思は変わらないことを主張し、今後の沖縄のために国と交渉することこそ、県民のためになります。玉城知事が主導する沖縄県庁ぐるみの遵法義務違反を今やめなければ、沖縄県にとって極めて大きな禍根を残すことになります。

県内紙では報道されませんが、全国で玉城知事の辺野古問題の対応に非難の声が上がっております。本土紙は沖縄県知事失格論、あるいは沖縄県知事の外患誘致を懸念するなど、驚くような記事が出ているのであります。玉城知事は人ごとのように装っても、迷惑するのは県民であり、県民の不利益として跳ね返ってくるのであります。現在の玉城知事の公約達成度や政策立案力、政府との交渉力、行動力や言動などから、もはや県知事としての能力と資質が欠如しているとしか言いようがないのであります。

この5年間で振り返ると、委託業者の受注契約を祝う酒杯問題から始まり、首里城火災の原因と責任をうやむやにした、再建ありきの無責任かつ責任認知に欠けた行動、基地問題を全国に訴えるトークキャラバンは仲間同士の集会でしかなく、多額な県費投入を続けるワシントン事務所の費用対効果も全くないものであります。コロナ対策は後手に回り、ちぐはぐな対策は全国から非難され、緊迫する医療現場や深刻な事態のウクライナ問題では、ふざけた発言でひんしゆくを買い、さらに今年に入って実態のない県民差別を顕在化させるヘイト条例を強引に制定し、国の外交方針と整合性もなく基本方針も決めないまま地域外交を展開し、訪中後は中国内で沖縄の帰属問題の論争を引き起こし、沖縄県は尖閣諸島問題に抗議する意思がないことを印象づけたのであります。

そして国連に出向いて、先住民族保護団体の枠で沖縄県民が先住民族としての人権を踏みにじられているとのスピーチを行い、県庁内P F O S流出問題を隠蔽し議会対策を図っていたことなど、玉城知事の数々の目に余る行動や発言及び独善的な政策や外交はもう許容できないレベルであり、今こそ政治責任が問われなければならないのであります。さらに深刻なのは、県政内部の統制機能が瓦解していることであります。補助金請求漏れによる県民の血税による補填が相次ぎ、基本的な単純ミス連発、違法状態の決算を不正な会計処理で知事が専決処分するなど、沖縄県政はかつてないほど県民に損害を与え、信頼を損ねてしまったの

であります。さらに今月発覚した——土木環境委員会で説明がありましたが、2億3000万円の補助金請求漏れに愕然としましたが、またさらに本日、保健医療部からも補助金請求ミス の報告があり、なぜ所管する常任委員会が終了した後に報告するのか、県庁内の隠蔽体質は明らかであります。新たに発覚した2つの不祥事は、知事 の問責に決定的な追い打ちとなり、いかに与党でも知事をかばえるものではないのではないのでしょうか。

県職員のモチベーションの低下は予想以上に進んでおり、異常事態としか言いようがありません。しかし、この期に及んでも玉城知事は自らの責任に言及せず、職員をかばうどころか県庁ぐるみで遵法精神を無視し、職員を道連れにして責任を曖昧にしようとしているのであります。

沖縄振興予算は、玉城知事就任以来減額が続き、市町村の公共事業が全く進まない事態が続いているが、それを補い、予算を引き上げるために汗をかく知事の姿は全く見えなかったのであります。政府や関係省庁に熱意のある予算折衝の情報も聞いたことがないのであります。果たして知事は沖縄の課題解決のために、一体何度中央官庁に出向いたというのでしょうか。内閣府の一括計上に甘んじておきながら、予算減額されているのは、辺野古に反対する沖縄県政への仕打ちと言わんばかりの言動は、自分の努力不足を棚に上げた政府非難であり、もうこれ以上、玉城知事に予算増額の期待が持てないことを意味しているのであります。

以上のように、玉城知事及び県庁の凋落ぶりは県民目線からも明らかであり、県議会として危機感を持つべきであります。本来、課題や困難に対しても常に県民の利益を第一にすべき県政運営が、玉城知事の自己保身の政争で翻弄されている現状が続くことは、県民にとって不幸であります。玉城知事はこの現状に真摯に向き合い、責任を負わなければならないのであります。

議員各位に申し上げます。

今の沖縄県議会の監視機能は正常に働いていると言えるのでしょうか。事あるごとに議会と執行部は二元代表として議会の権能を主張しているではありませんか。今こそ、議会の権能を発揮して、議会の正常性を県民に示し、県民の利益を守らなければならないのであります。これほどの問題が明らかになっても、知事に対して何も言えないのでしょうか。本当にこのまま不問に付していいのでしょうか。

辺野古に反対することだけが正義として、沖縄県政の不祥事すら不問にする議会、それは異様としか言い

ようがありません。辺野古反対を免罪符にする政治の在り方は、決して県民のためにならず、沖縄政治の墮落であります。

この問責決議により、玉城知事の責任を明確にして、知事が責任を自覚することが必要であり、それにより沖縄県庁全体と県政運営が正常化に向かい、県民の信頼回復と県民の利益につながることを確信するものであります。

議員各位の賢明なる判断による賛同を求め、賛成討論といたします。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

[比嘉瑞己 議員登壇]

○比嘉 瑞己 議員 日本共産党の比嘉瑞己です。

私は、野党などから提案されております議員提出議案第2号、知事への問責決議案に反対の立場から討論を行います。

玉城デニー知事が就任してから5年が経過いたしました。この間、首里城火災や豚熱、軽石の大量漂着、新型コロナウイルス感染症、そして辺野古新基地建設問題等々、次々と襲いかかってくる困難に対し、知事は県庁職員と力を合わせ、県民生活を守るために全力を尽くしてまいりました。また知事は、子供医療費の中学校卒業までの無料化をはじめとする子供の貧困対策や、物価高騰や電気代値上げに対する県独自の支援策など、暮らしや経済、沖縄の発展のために日々全力で取り組んでおります。こうして日夜奮闘しているデニー知事への県民の評価は、昨年9月の県知事選挙で玉城デニー知事候補が相手候補2人の合計得票よりも上回る、得票率50.84%、33万9767票を獲得したことからも、多くの県民から揺るぎない期待と信頼を得ていることは明らかではないでしょうか。デニー知事におかれましては、引き続き、誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会の実現のために御奮闘することを強く期待するものであります。

さて、今回の問責決議案は、沖縄振興予算が減少したことを、あたかもデニー知事の責任だと言わんばかりの内容となっております。一体、沖縄振興予算を削減してきたのは誰でしょうか。安倍政権、菅政権、岸田政権、自民・公明党の連立政権ではありませんか。

来年2024年度（令和6年度）の県が求めた沖縄振興一括交付金の概算要求額は、1271億円でした。しかし内閣府が財務省に求めた概算要求は、わずか785億円、6割程度です。その削減理由について、政府は所要額を確保したとこう言うのみで、沖縄県や市町村が納得するような明確な理由を示しておりません。2014年オール沖縄の県政が誕生して以降、この9年

間、政府は沖縄振興予算を削ってきました。辺野古新基地建設に反対する県政には予算はつけない。まるでそう言わんばかりの沖縄いじめではありませんか。多くの県民が、基地問題と振興策はリンクしているのかと強い疑念と怒りを抱いております。

沖縄は78年前の沖縄戦で焦土と化し、多くの生命が奪われ、壊滅的な打撃を受けました。戦後も27年間に及ぶ米軍統治下に置かれ、本土の米軍基地は整理縮小が進む一方、沖縄には本土からの海兵隊移転が進みました。1941年10月、いわゆる沖縄国会において、山中貞則総理府総務長官は、沖縄振興開発特別措置法案の趣旨説明において、「多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心を持って事に当たるべきである」と述べました。復帰から半世紀を超えた今なお多くの米軍基地が集中する沖縄の痛みに寄り添わず、振興予算を削っているのは誰なのか。問責決議案では、振興予算の減少によって、沖縄の自立的発展に必要な事業の執行に重大な支障を来し、県民の生活福祉をないがしろにしていると訴えておりますが、その言葉をそっくりそのまま岸田政権に届けるべきです。

さて、問責決議案では、辺野古新基地建設問題をめぐって知事が最高裁判決にあらがっていることを批判しておりますが、提案者の皆さんには、今回の不当判決に対する県内外の怒りの声が聞こえないのでしょうか。9月4日の最高裁判決は、国民の権利救済を目的とする行政不服審査法を濫用し、沖縄防衛局が同じ政府組織の一員である国土交通大臣に救済を求める、国による私人なりすましを追認した不当判決でした。

知事が司法に求めたのは、公有水面埋立法に基づき設計変更申請を不承認とした、その理由への司法の判断です。大浦湾に広がる深さ90メートルにも達する軟弱地盤について、改良工事で本当に安全性は担保できるのか。それならなぜ、B27地点の力学的試験を行わないのか、絶滅危惧種ジュゴンをはじめとする環境への影響はどうなるのか、当初3500億円だった総事業費は、設計変更によって9300億円まで膨れ上がり、埋立ては14%しか進捗していないのに、既に4312億円もの税金が支出されております。設計変更申請が承認されれば、今後7万本ものくいが大浦湾に打ち込まれ、さらに莫大な費用が必要となります。そして何よりも、完成までに12年もかかる政府計画では、普天間基地の一日も早い危険性除去にはつながらない。これら沖縄県の主張に対して、ついぞ最高裁は実質審理を行いませんでした。この判決のどこが公

平・中立と言えるのでしょうか。地方自治の本旨に著しく反する不当判決そのものであります。

10月5日、国土交通大臣による承認指示に対し、知事は「期限までに承認を行うことは困難」と回答いたしました。国土交通大臣は間髪入れず、その翌日に代執行に向けた提訴を行ったのであります。

代執行手続は、地方公共団体の権限を国が奪う、地方自治に対する最終的な介入手続です。だからこそ地方自治法では、代執行はそれ以外の方法で是正が困難なとき、放置することにより著しく公益を害することが明らかなき、これら全ての要件に該当することが必要だとしております。

それでは政府は、代執行以外の方法で問題を解決する努力をこれまで行ってきたでしょうか。これまで知事は繰り返し何度も、政府との対話を求め続けてきました。しかし岸田首相は、聞く力を発揮することなく、沖縄県との対話を無視し続けております。あらゆる紛争の基本的解決方法である対話さえ拒み続けておいて、代執行するなど許されません。また政府は、知事の不承認を放置すれば、安全保障と普天間飛行場の固定化回避という公益が達成できないと主張しておりますが、辺野古新基地建設は政府計画でも完成までに12年かかります。普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、そう言いながらSACO合意から27年、そしてこれからさらに12年以上も普天間基地を固定化する。これのどこが公益でしょうか。我々沖縄県民は、これまで数々の県民大会、県知事選挙で辺野古新基地建設反対の民意を示してきました。そして、2019年2月24日に行われた、あの歴史的な県民投票では、投票総数の71.7%、43万4273人の圧倒的多数の県民が埋立反対の民意を示しています。この民意こそが沖縄にとって何よりの公益ではありませんか。もうこれ以上、日米両政府の国益のために沖縄県民の公益を犠牲にすることは許されません。政府はこれまで普天間基地問題について、辺野古移設が唯一の解決策と繰り返し主張してきましたが、それは間違っています。真の解決策は、歴史的な県民投票で示された沖縄の民意を尊重すること。辺野古新基地建設を断念し、普天間基地は即時運用停止、閉鎖・撤去、このことこそが唯一の解決策です。辺野古新基地建設をめぐり最高裁判決や、それに続く国による代執行の問題は、沖縄だけの問題ではなく、この国の地方自治や民主主義の在り方が問われている問題です。日本国憲法は明治憲法と異なり、その第8章で地方自治の章を設けて、地方自治を憲法上の制度として保障しております。それは戦前、中央集権的な体制の下で日本が戦争へと突

き進んでいったことへの反省から、戦後は地方住民の政治参加の権利を保障し、地方自治体の自主性、自立性を尊重することが目的だからです。戦後、日本国憲法が及ばなかった米軍占領下の沖縄では、自治は神話だとさえ言い放たれました。しかし私たちの先達は、決して諦めることなく県民みんなで力を合わせ、主席公選、施政権返還を勝ち取ってきた、その歴史を歩んでまいりました。こうして連綿と続いてきた沖縄の地方自治を求める闘い、沖縄の自己決定権を求める闘いに、今全力でぶれずに県民と共に奮闘する玉城デニー知事を心から支持するものであります。

よって、議員提出議案第2号、知事への問責決議案に反対するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

[大城憲幸 議員登壇]

○大城 憲幸 議員 ただいま議題になっています議員提出議案第2号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

無所属の会の会の大城です。

与党、野党それぞれ激しい議論がありますけれども、私は中立の立場であります。基地の問題については、自民会派とはスタンスが違います。私自身も、先ほどもあった基地問題に対して、辺野古が唯一というような政府方針については疑問を持つ人間です。また、会派としても、今議会、代表質問でうちの當間盛夫が話をしましたが、この最高裁判決に対するその後の対応についても、デニー知事が沖縄県の県民に対して辺野古反対を掲げて、大きな支持を得て当選したわけですから、それは承認することがあってはならないという我々はスタンスです。

ではなぜ、この問責決議案に賛成をするのか、2点申し上げます。長くは申し上げませんので、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

1点目は、政治家・玉城康裕としての責任とその取り方に対してであります。

我が会派は、裁判ではこの基地問題は解決できませんよと、やはりこの基地問題を解決するためには、政治家同士が話をしてこそ解決の道は開ける。つまりデニー知事が言うとおりの、話し合いしかないんですよ。ところが、先ほど来、反対討論でもありましたけれども、いやデニー知事は19回申し入れたんだ、何度も国に話し合いを申し入れたんだと言いますが、さすがにそこは、ずっと13回も裁判をしながら話し合いをしましょうと言っても、なかなか話し合いの場が持てるんですかというのは我々はずっと疑問を呈してきま

した。しっかりと話し合いを求めるのであれば、裁判を取り下げて、話し合いができるような環境をつくるのが知事の仕事じゃないんですかというような議論も、再三してまいりました。しかし、残念ながら5年以上にわたって13回も裁判を繰り返して、結果として一度も勝つことができず、最終的には最高裁判所の判決まで出た。ここまで来ると、私は誰かが責任を取らないといけない。費用についても、裁判費用だけでも2億以上の血税を使っているという事実があります。そういうようなことを考えても、この知事の辞任に値すると我々は考えています。

また、これからどうするのか。最終的に最高裁の判決が出ました。これから、じゃどうするんですか、またさらに裁判を繰り返すんですか。やっぱり冒頭申し上げたように、話し合いしかないんですよ。では、負けたまま、裁判で結果が出たまま、本当にじゃ国が、はい、話し合いをしましょうという姿勢になりますかという、そうはならない。やはり、これから本気でこの辺野古問題を解決に向けて話し合いをしようと、そのためにも私はデニー知事が、政治家・玉城康裕がしっかりと職を辞して、そして出直し選挙をして、その直近の民意——この最高裁判決が出て、さらにこの最高裁判決にもあらがうという姿勢を示しているわけですから、そこはやはり過去に県民投票で民意を得たからとか、知事選で民意は示されているとかっていう話ではなくて、やはりこの最高裁判決を受けた後の、しっかりとした直近の民意を問うことによって、政治家・玉城康裕としての力が出てくるんじゃないかと。もう話し合いの場を、本当に動かす気があるのであれば、私は出直し選挙しかない。そういう意味で、大きな1つ目としては、玉城デニー知事の辞任を求めるところです。

2つ目は、行政の長・玉城康裕沖縄県知事としての責任とその取り方です。

沖縄県には、約2万3000人の沖縄県の職員、地方公務員の皆さんがいます。その皆さんは警察官であったり、教員であったり、そして市町村の職員であったり。これは義務として地方自治法、地方公務員法、法律に基づいて、警察官は県民の皆さんと接するし、そしてこの教員の皆さんも子供たちと、そして父兄の皆さんと接する。そして、また行政機関の職員の皆さんは市町村の職員と相談をしたり、協議をしたり、時には指導監督をする立場にもあります。その2万3000人の日々県民と向き合っている皆さん、市町村と向き合っている皆さんからすると、そのリーダーである玉城知事が最高裁判決に従わないと。日本の知事で初め

て最高裁判決に従わないという判断というのは、この影響ってというのは本当に私は計り知れないと思っているんですよ。そして、殊、国との関係では、さらに危惧されます。

今年の沖縄県の当初予算が8613億円です。自己財源がその約4割に満たないということを考えると、6割以上の仕事は、国と協議しながら、協力しながら、時には助言をいただきながら、この仕事を日々職員は進めなければならない。ただ、そういう中で、本当に今のような政治対立が職員の仕事に影響しないかというのは、私は非常に危惧しています。先ほど来あった、土建部のミスについても大変なミスであり、これは沖縄県に100%非があるのは間違いありません。ただ一方で、この近くに総合事務局も含めて国の職員もみんな沖縄を振興していこう、よくしていこうという人間関係の中で、国から電話一本、沖縄さん、あの事業は大丈夫ですかという電話一本でもあれば、もしかしたら防げたことじゃないかなと思うのは私一人ではないと思うんですよ。

そういう視点からすると、やはりこの政治対立を職員の仕事に影響させちゃいけないということから考えると、職員を守るためにも、誰かがけじめをつけなければならない。内外に対して、しっかりとリーダーとしてのけじめをつけて、そして職員の皆さんにも、もう一度心配せずに仕事をしてもらわないといけない。もう一度、内外からの様々な批判について、何かあればリーダーとして私が責任を取るから、自信を持って県民に向き合いなさいと、自信を持って国と一緒に沖縄振興を頑張ってくれと。そういうような姿勢も含めて、私は職員を守るという観点からも、職員に自信を持って仕事をしてもらうという観点からも、知事は辞職をして、行政の長として、そしてけじめをつけて頑張ってもらいたい。

そういう思いで、問責決議案に賛成の立場の討論を申し上げました。

議員各位の賛同を申し添えて、私の討論といたします。

よろしくお願いたします。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

〔仲村未央 議員登壇〕

○仲村 未央 議員 会派立憲おきなわ、仲村未央です。

議員提出議案第2号「玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議」に反対する立場から討論を行います。

決算の処理、補助金手続など事務的ミスの発生は誠に残念であり、事業の執行に支障を与えないよう速や

かな対処を求めるとともに、一部の部署や職員に負担が集中していないか、心身ともに、前向きに仕事に取り組める環境にあるかなど、これらのミスが発生した背景についても深く検証し、原因の公表や再発防止策について、県民への説明を果たすべきであることは言うまでもありません。

その上で、このたびの問責決議案においては、今申し上げた点とは関わらない、主に2つの当たらぬ指摘が含まれており、看過できないことから、反対の立場を表明するものです。

まず第1の当たらぬ指摘は、辺野古埋立設計変更の不承認処分に係る、最高裁判決への玉城知事の対応について、法治国家にもとると指摘した点についてであります。

最高裁は、裁決の形式さえ整えばそれで事足り、沖縄県には承認以外の道はないと、県の訴えを棄却しただけではなく、公有水面埋立法に基づく県の処分権限が一定あることを認めた、高裁の判断をも全否定しました。法の支配を守るために行政権力から独立して判断する司法としての矜持をみじんも感じない判決には、失望というほかありません。

裁決をする処分庁が国土交通省、是正の指示を出す所管庁が国土交通大臣となる今回のようなケースで、一人二役の判断が、大手を振ってまかり通れば、どこに法の支配が、地方の判断が生きる余地があるのか。

ただ、地方自治法は、判決をもって直ちに代執行ができるとも言っていません。地方自治の保障の観点から、まずは、ほかの方法で是正することはできないのか、よくよく試みることを求めています。

かつて、米軍用地の提供を拒否する地主に代わって署名を求められた大田昌秀知事が訴えられた裁判においても、終局的には沖縄県敗訴となりましたが、一連の経過において、時の橋本総理と大田知事は、実に17回もの直接の面談をしました。それによって、県の要求が全て受け入れられたわけではありませんが、少なくともそこには、話し合う、血の通う政治がありました。

国が、本来対等である地方の権限を奪うことになる代執行は、地方自治法上、方々尽くして限界ならばその上で取らざるを得ない最終手段であり、代執行するにも裁判手続を踏むことが求められています。よって、その手続の中途にある知事の対応を、法治国家にもとると即、断じられるには当たりません。

むしろ、民意に向き合わず、国の目線による公益を振りかざし、対話を求める玉城知事の要請をひたすら無視し、真っ先に取るべき対話の手段を一度さえも試



みていない中で、ちゅうちょなく代執行の手続を進め、沖縄をやり込めるような政府のやり方こそ、憲法に基づく地方自治の本旨と地方自治法の精神を毀損する、法治国家にもとる対応であると断じられるべきではないでしょうか。

問責に賛同しない第2の理由は、減額が続く沖縄振興予算の責任の全てを知事のみへ帰結させる批判の在り方です。

御指摘のとおり、沖縄振興予算の縮小は、沖縄の自立的発展に必要な事業の執行に重大な支障を来しています。この10年来、全国では公共事業費が1.6倍に伸びた中で、本県土木建築部のハード交付金は見る影もなく、道路事業費も港湾事業費も、8割も減額されています。

沖縄の自主性、主体性が発揮されるよう、沖縄振興の理念にのっとり措置されるべき予算が、一体なぜここまで極端に縮小され得るのでしょうか。まさしく、断じて看過できない事態であり、沖縄県の要求とはあまりにかけ離れた交付額が、なぜこの程度で適正であると判断されたのか。その説明責任は、予算を差配する側の政府にも求められています。それを、一人知事に非があると決めつける問責の趣旨には、全く賛同することはできません。

以上、地方自治を守り、さらに発展させる立場から、我が会派の見解を申し上げます。

憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、住民福祉の増進を総合的に担う自治体が、自主的、自立的にその力を発揮する支えを国が講じることが、我が国の仕組みの根本であり、もしや、辺野古埋立てを承認しないからと言って、法の趣旨を逸脱し、あるいは予算の側面から干上がらせることによって、沖縄をねじ伏せようとする動きがあるとするれば、我々は断じてこれに屈するわけにはいきません。

選挙によって民意を託された玉城デニー知事が、その付託に応えるべく、堂々と信念を貫き、引き続き県民と共に歩まれることを真に期待し、玉城知事問責決議案への反対討論といたします。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

[照屋守之 議員登壇]

○照屋 守之 議員 玉城知事に対する問責決議に賛成する立場で討論を行います。

私は、県議会議員5期目になっております。そして、今定例会から中立的な立場という位置づけをしておりますけれども、今回の問責決議については、先ほどからいろいろありますように私も思うところがありまして、これはぜひ問題提起をしながら討論をさせて

いただきたいと思います。

冒頭に、保健医療部所管の宿泊療養施設運営事業に係る契約の問題。今日、土木環境委員会が終わった後に、職員がいきなり説明がしたいということがあって、県議会は知事の出席を求めましたけれども、残念ながら知事は議会の最終日に登庁していないということもあって、この今、議会が進められているわけでありまして、これだけ問題になることが多くあって、最終本会議で知事が本庁にいらっしゃらないという、この事態そのもの自体、議会軽視じゃありませんか。私は、このことも問責に値すると思っています。もう少しやっぱりこれだけ厳しい状況が続いたときに、この議案の行く末とか、あるいは御自身にかけられているこの問責決議についても、しっかり受け止めるべきじゃないですか。そう思います。

10月20日朝刊、県補助金申請ミス2億3000万円の記事を見て、私は目が覚めました。今回もまた、玉城県政は執行機関の監視機関である県議会に事前に報告なしでマスコミを通して明らかにした。翌日の10月21日の報道では、玉城知事が20日の会見で「度重なる不適切事象が発生し、公務に対する信頼を損ねることとなった事態を重く受け止める」と陳謝したとあります。県議会は、今日23日の午前10時から、土木環境委員会でこの問題を審査することになっておりました。けれども玉城知事は、公表も後始末も報道を通して行っているわけでありまして。今回もまた玉城知事の県議会を無視した対応、県議会の権限をないがしろにする対応に強く抗議をするものであります。同時に、公務に対する信頼を損ねたとのことでありますけれども、言葉だけでなく、なぜ玉城知事は責任を取らないのか。玉城知事の責任を明確にすることを求めるものであります。

この件について、土木環境委員会での土木部の説明によると、10月6日、土木総務課の指摘で発覚しましたが、玉城知事への報告が10月17日。これは何と、土木環境委員会を終了した翌日であります。さらに、県議会へは報告がなかったことに強い憤りを感じているわけでありまして。同時にまた、今日の土木環境委員会に知事や副知事の出席がなかったこと、極めて残念に思っております。16日に土木環境委員会を終了した後、翌日に玉城知事に報告をする。まさにこれは何たることかであります。今回の2億3000万円の請求ミスは、結果的に県の一般財源で補填することになると思います。このことは、県財政の悪化につながり、県民に不利益を与えることとなります。しかしながら、そのことは県民には知らされておられ

ん。

この2億3000万円を自己財源とし、9割の国補助事業を導入すると、自己財源が1割、10%で2億3000万円。国の補助90%で、20億7000万円。合計で23億円の県民のための事業ができたことになるわけであります。このことは、県民のためには非常に大きな損失であると言えるわけであります。このような財政運営をしている玉城知事の責任は、計り知れなく大きいと私は考えております。度重なる不祥事に県民に対してわびで済ませてきた玉城知事は、自らの進退も含めて責任を取ることを考えたほうが良いと思っております。

このように、国の補助金を請求せず、沖縄県は自己財源で対応できるということは、県財政は豊かであり国に頼らなくてもいいとの誤解を与えかねないと思っております。今沖縄県は、次年度の国の振興予算の獲得が課題でありますけれども、玉城県政の度重なる国に対しての補助金請求ミスは、予算獲得に様々な影響が出てくる、非常に危惧をしているものであります。

次に、辺野古埋立事業に係る設計変更承認について、9月4日の最高裁判決で、地方自治法第245条の7第1項、所定の法令の規定に違反しているとして玉城知事の違法が確定をしております。行政や企業、あるいはまた個人であれ、最高裁の判決には従うものであります。ところが、玉城知事は判決後も自らの姿勢を曖昧にして、国の代執行に向けての裁判に应诉し、そこで玉城知事の裁判に従わない姿勢を明確にしたのであります。最高裁の判決には従う。司法判断には従うしかございません。玉城知事は、自ら司法判断に委ねながら、判決に不満があつて従わない。これは法治国家では許されることではありません。法治国家である我が国、沖縄県もその一員であり、沖縄県行政も最高裁判決に従う立場であります。沖縄県では、これまで最高裁の判決に従わなかった事例はないとのことであります。今回、沖縄県で玉城知事が初めて最高裁判決に従わなかった事例となっております。玉城知事は法治国家、憲法の定める三権分立を無視、批判した県知事として全国に知れ渡ったと思っております。そしてこれからは、玉城知事は法治国家の県知事として責任を果たすことができなくなると私は考えております。有識者であれどのような方であれ、最高裁の判決に従うなどとは言えないと思っております。

平成28年、翁長前知事は、埋立承認取消の最高裁判決で違法とされ、それを受けて翁長前知事は埋立承認取消を取り消して埋立てを承認し、辺野古の工事を

進めてきた経緯があります。玉城知事は平成28年の翁長前知事の対応を知りながら、なぜ翁長前知事に学ばなかったのか疑問であります。玉城知事も翁長前知事がやったように設計変更承認をしない、この方針を判決によって取り消していく。設計変更承認をしないことを取り消す、このようなことになれば最高裁の判決に従った対応になり、違法状態から解放されたわけであります。翁長前知事は、最高裁の判決に従い、埋立てを承認しました。翁長前知事の後継者である玉城知事は、最高裁判決に従わず承認をしない。これではオール沖縄、翁長前知事の後継者とは言えずに県民の期待に応えているとは言えないと思っております。やっぱり責任を取って進退を明らかにするべきでございます。

玉城知事が最高裁の判決に従わず、違法状態について、①、沖縄県政と国政との信頼は完全に失墜しております、②、県民から玉城知事に対する信頼、期待が失われております、③、県行政が法律に沿った仕事ができない、県職員のプライドや士気を低下させ、県政は混乱をしていきます、④、住民訴訟や損害賠償の訴えのリスクを抱えております、などがあり、玉城県政は存亡の危機にあり、県民に大きな不安や不信を与えたことになっていると私は考えております。この存亡の危機を救うために玉城知事はどのようにすべきか、県知事として今決断のときだと思っております。法律違反の県知事としてどうするか、このことが問われております。私は今改めて、玉城知事は自らの進退を真剣に考えるべきだと思っております。今回の問責決議がそのきっかけになれば幸いです。玉城知事は20日、定例記者会見の記者とのやり取りで、辞職について否定的な姿勢を示したとされます。引き続き公務に当たるとしております。玉城知事、私は今期で県議会議員を卒業することを表明しております。県議会議員5期20年に区切りをつけたいと考えております。しかし今なお、政治にかける思いは強く持っております。ぜひ玉城知事も一緒に卒業していただだけませんか。市議、国会議員、県知事として頑張ってきたこと、そのことに一度区切りをつけたほうが良いと思っております。身を引くことで先に進むこともできると考えております。そのタイミングは、私同様、来年の6月であります。身を引くことによって、後任がより県民や県勢発展のための県行政をつくってくれると考えております。これまでの政治人生を整理して、今後の展望をつくるチャンスであります。共に卒業して、次のステップを考えていきましょう。

以上申し上げ、討論といたします。

よろしく願いをいたします。

○赤嶺 昇 議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号「玉城康裕沖繩県知事に対する問責決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤嶺 昇 議長 起立少数であります。

よって、議員提出議案第2号は、否決されました。

○赤嶺 昇 議長 日程第9 請願1件及び陳情2件を議題といたします。

請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

又吉清義総務企画委員長。

〔請願及び陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔又吉清義 総務企画委員長登壇〕

○又吉清義 総務企画委員長 ただいま議題となりました請願1件及び陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願1件及び陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願1件及び陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 日程第10 陳情18件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

大浜一郎経済労働委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔大浜一郎 経済労働委員長登壇〕

○大浜一郎 経済労働委員長 ただいま議題となりました陳情18件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情18件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情18件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 日程第11 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

呉屋 宏 土木環境委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔呉屋 宏 土木環境委員長登壇〕

○呉屋 宏 土木環境委員長 ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

○赤嶺 昇 議長 日程第12 陳情5件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

照屋大河米軍基地関係特別委員長。

---

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

---

〔照屋大河 米軍基地関係特別委員長登壇〕

○照屋大河 米軍基地関係特別委員長 ただいま議題となりました陳情5件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情5件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

○赤嶺 昇 議長 この際、日程第13及び日程第14の議員派遣の件を一括議題といたします。

---

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

---

○赤嶺 昇 議長 お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件2件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を海外及び高校等出前講座へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

---

○赤嶺 昇 議長 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

---

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時46分休憩

午後6時47分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

この際申し上げます。

休憩前に島袋大議員及び照屋大河議員から発言がありました件につきまして、知事から発言の申出がありますのでこれを許可します。

玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 まず、本日、令和5年10月23日月曜日、私が登庁していなかった経緯、理由についてからお話をさせていただければと思います。

令和5年10月21日土曜日から22日曜日には、第16回全国沖縄県人会交流会に出席のため、広島県へ公務出張があり、また、明日24日火曜日から26日木曜日まで、九州地方知事会等に出席するため、佐賀県へ出張の予定となっております。本日は朝9時の時点で、秘書課に私から日程を確認したところ、登庁が必要な日程がないことを確認できましたことから、本日23日月曜日は登庁せず、明日からの出張準備等を行っていましたが、議会の状況の報告を受けて、急ぎ、登庁いたしましたところであります。

次に、保健医療部所管の事業について御報告、御説明を申し上げます。

本日、保健医療部所管の宿泊療養施設運営事業における不適正な事務処理等の事案について、急ぎ、保健医療部から皆様に御報告をさせていただきましたが、改めまして私から御報告をさせていただきます。

同事業におきましては、令和4年度中に精算すべき契約を令和5年度中に精算したことにより、国庫補助

事業の対象とならない可能性が生じています。これは、契約業務の進捗管理が不十分であったこと及びその際に不適切な会計処理が行われたことが要因と考えております。今後、保健医療部には、受託事業者に対して、現状及び今後の対応等について丁寧に説明させるとともに、関係機関と連携して課題を整理させていただきます。本事案につきまして、私は9月25日月曜日に報告を受けました。事実関係の整理や対応方針の確定には、まだ時間を必要としておりますが、今議会開会中に議員の皆様にご報告することを優先させる必要があると判断をし、現時点において判明している事実等について、本日御報告させていただきました。しかしながら、そのことにより議会の混乱を招いたことにつきましては、おわびを申し上げます。

また、個人情報を含む書類の漏えいのおそれのある事案についても御報告をさせていただきました。こちらにつきましては、個人情報の記載がある御本人へ連絡の上、11月1日までに個人情報保護委員会宛て事案の確報を提出することとしています。あわせて、保健医療部において記者会見を行う予定とさせていただいております。

令和5年第3回沖縄県議会定例会の会期中におきましては、このほかにも複数の不適正な事務処理等の事案について、御報告をさせていただきました。これまでも内部統制の強化等を図ってまいりましたが、一連の不適正な事務処理等の事案を踏まえ、改めて全庁的な総点検作業の実施を指示いたしました。いま一度リスク管理の徹底と再発防止に向けた取組及び体制の強化を図り、全庁、全職員を挙げて公務の遂行に対する信頼回復に努めてまいります。

私は知事として、県の事務の包括的な執行管理権限を有しており、またその事務を自らの判断と責任において誠実に管理し遂行する義務を負っております。一連の状況を深刻に受け止め、今後、その対応に全力で当たってまいります。

○赤嶺 昇 議長 この際、議長から申し上げます。

今9月定例議会、議会、議長に対する説明が何度か

遅れていることに対して、厳重に抗議を申し上げます。

速やかに議会に対して、適切に、そして早急に報告をしていただくよう、改めて強く申入れを申し上げます。いといたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時52分休憩

午後6時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

日程第15 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

---

[閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載]

---

○赤嶺 昇 議長 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○赤嶺 昇 議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第3回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後6時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 大 城 憲 幸

会議録署名議員 瑞 慶 覧 功